

令和 8 年 度

静岡県水防計画書

静岡県

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 目的	1
第 2 節 用語の定義	1
第 3 節 水防の責任等	4
第 4 節 津波における留意事項	8
第 5 節 安全配慮	9
第 2 章 水防組織	10
第 1 節 災害対策本部未設置時の県の水防組織	10
第 2 節 災害対策本部設置後の県の水防組織	11
第 3 節 水防管理団体の水防組織	12
第 4 節 大規模氾濫減災協議会(法第 15 条の 9 及び 10)	12
第 3 章 避難	13
第 1 節 避難の指示(法第 29 条)	13
第 2 節 避難のための立退き計画	13
第 4 章 氾濫・決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置	14
第 1 節 氾濫等の通報(法第 24 条の 2 第 1 項・第 2 項)	14
第 2 節 決壊・漏水等(被害情報)の通報(法第 25 条)	14
第 3 節 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容	15
第 4 節 決壊後の処置(法第 26 条)	16
第 5 章 重要水防箇所	17
第 1 節 重要水防箇所	17
第 2 節 国土交通省 重要水防箇所の区分	17
第 3 節 静岡県 重要水防箇所の区分	19
第 4 節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置	19
第 6 章 ダム、水こう門等及びその操作	21
第 1 節 ダム、水こう門等の操作	21
第 2 節 水防上注意を要する水こう門等	21
第 3 節 河口部・海岸部の水こう門等(津波・高潮時)	22
第 4 節 事前放流を実施するダムの操作	22
第 7 章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送	24
第 1 節 水防用資器材及び設備等の整備	24
第 2 節 輸送の確保	24

第 8 章 通信連絡	25
第 1 節 水防通信連絡系統	25
第 2 節 放送局通信施設の使用	25
第 3 節 その他の通信施設の使用（法第 27 条第 2 項）	25
第 4 節 災害時優先電話について（法第 27 条第 2 項）	25
第 9 章 気象庁が行う予報及び警報とその措置（共同業務を除く）	27
第 1 節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報	27
第 2 節 津波警報、注意報の種類	39
第 10 章 洪水予報	43
第 1 節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置（法第 10 条）	43
第 2 節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置（法第 11 条）	56
第 11 章 水防警報	62
第 1 節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）	62
第 2 節 静岡県知事が行う水防警報とその措置（法第 16 条第 1 項及び第 3 項）	86
第 12 章 水位周知河川における水位到達情報	93
第 1 節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）	93
第 2 節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知 （法第 13 条第 2 項及び第 3 項）	99
第 13 章 水防活動	122
第 1 節 水防機関の配備体制	122
第 2 節 雨量の監視と通報	125
第 3 節 水位の監視と通報及び公表（法第 12 条）	126
第 4 節 巡視及び警戒とその措置	127
第 5 節 潮位・波高の情報収集	128
第 6 節 水防作業	128
第 7 節 緊急通行（法第 19 条）	128
第 8 節 水防信号及び水防標識	129
第 9 節 水防配備の解除	130
第 14 章 協力応援	132
第 1 節 河川管理者の協力及び援助	132
第 2 節 下水道管理者の協力（下水道法第 23 条の 2）	137
第 3 節 ホットライン体制	137

第4節 水防管理団体相互の協力及び応援(法第23条)	137
第5節 自衛隊の派遣要請(自衛隊法第83条)	137
第6節 警察官の出動要請(法第22条)	137
第15章 2以上の県にわたる水防事務	138
第1節 山梨県との協定(法第7条第6項)	138
第2節 神奈川県との協定(法第7条第6項)	140
第16章 水防報告等	142
第17章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練	143
第1節 水防管理団体の水防計画(法第33条及び第34条)	143
第2節 水防訓練(法第32条の2及び第32条の3)	143
第18章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	144
第1節 洪水・高潮対応	144
第2節 津波対応	158
第19章 水防協力団体	161
第1節 水防協力団体の申請、指定及び業務等	161
第20章 そ の 他	166
第1節 費用負担及び公用負担	166
第2節 公務災害補償(法第6条の2)	167
第3節 退職報償金(法第6条の3)	167
第4節 静岡県水防協議会(法第8条)	168

資 料 編 目 次

様式	・ ・ ・ ・ ・	169
別表	・ ・ ・ ・ ・	265
参考資料	・ ・ ・ ・ ・	565
水防計画書附図	・ ・ ・ ・ ・	巻末

様 式

様式 1	直轄河川洪水予報形式	・ ・ ・ ・ ・	169
様式 2	県管理河川洪水予報発表形式	・ ・ ・ ・ ・	208
様式 3	直轄河川水防警報発表用紙	・ ・ ・ ・ ・	247
様式 4	直轄河川水防警報発表用紙(津波)	・ ・ ・ ・ ・	248
様式 5	直轄海岸水防警報発表用紙	・ ・ ・ ・ ・	249
様式 6	直轄海岸水防警報発表用紙(津波)	・ ・ ・ ・ ・	250
様式 7	県管理河川水防警報発表用紙(洪水)	・ ・ ・ ・ ・	251
様式 8	県管理河川水防警報発表用紙(津波)	・ ・ ・ ・ ・	252
様式 9	直轄河川水位到達情報発表用紙	・ ・ ・ ・ ・	253
様式 10	県管理河川水位到達情報発表用紙	・ ・ ・ ・ ・	258
様式 11	国土交通省の災害対策用車両等の派遣様式	・ ・ ・ ・ ・	260
様式 12	水防管理団体水防活動実施報告書	・ ・ ・ ・ ・	262
様式 13	管内水防活動実施報告書	・ ・ ・ ・ ・	263
様式 14	水防管理団体水防活動実施報告書【公表用資料】	・ ・ ・ ・ ・	264

別 表

第 1 表	水防管理団体数並びに出動可能人員	265
第 2 表	水防本部及び水防区の任務分担表	270
第 3 表	重要水防箇所一覧表	273
第 4 表	湛水注意箇所一覧表	366
第 5 表	水防上重大な影響のある橋梁一覧表	371
第 6 表	ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制	376
第 7 表	水防上注意を要する水門等一覧表	398
第 8 表	水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表	422
第 9 表	県輸送車及び作業車の配置状況	455
第 10 表	水防関係機関の電話番号一覧表	458
第 11 表	水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表	464
第 12 表	静岡県土木総合防災情報システム(通称：サイパス)	465
第 13 表	雨量観測所一覧表	470
第 14 表	水位観測所一覧表	481
第 15 表	監視カメラ一覧表	497
第 16 表	静岡県水防区連絡系統図	518
第 17 表	衛星携帯電話一覧表	522
第 18 表	防災行政無線局一覧表	523
第 19 表	水防用無線局一覧表(県河川・海岸関係テレメータ)	534
第 20 表	東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表(順不同)(静岡県内分)	547
第 21 表	水位の種類及び内容	548
	水防警報水位観測所横断図	551

参 考 資 料

参考資料 1	水防法	565
参考資料 2	静岡県水防協議会条例	587
参考資料 3	静岡県水防協議会運営規程	589
参考資料 4	静岡県と静岡地方気象台間の気象・水文情報等の交換に関する協定	590
参考資料 5	静岡県と静岡地方気象台間の気象・水文情報等の交換に関する細目協定	591
参考資料 6	瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川の洪水予報実施要領	593
参考資料 7	太田川水系太田川・原野谷川の洪水予報実施要領	603
参考資料 8	都田川水系都田川の洪水予報実施要領	613
参考資料 9	令和 7 年度静岡県水防協議会委員、幹事及び水防関係事務所長名簿	623
参考資料 10	令和 8 年度静岡県水防協議会委員、幹事及び水防関係事務所長名簿	625
	水防計画書附図	巻末

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって県下の河川、湖沼、海岸の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第 2 節 用 語 の 定 義

この水防計画書における用語の定義は以下のとおりである。

静岡県水防本部

県の地域に係る水防を総括するため設置するもので水防に関係の深い部、局及び課で編成し、県庁内（交通基盤部河川砂防局）に置くものをいう。

水防管理団体

水防の責任を有する市町、又は水防事務組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう（法第 4 条）。

なお、令和 5 年 3 月 31 日付静岡県告示第 260 号において、県内 35 市町は指定水防管理団体である。

水防管理者

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

消防機関の長

消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあっては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう（法第 6 条）。

量水標管理者

- (1) 量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。
- (2) 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

洪水予報

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

水防団体機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法

第 12 条第 1 項に規定される通報水位)をいう。

氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町長の高齢者等避難の発表の目安となる水位である。

氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。

重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

洪水浸水想定区域

洪水予報河川、水位周知河川及びその他中小河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。

浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第 15 条の 6）。

静岡県災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で知事が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう（災害対策基本法第 23 条）。

第 3 節 水 防 の 責 任 等

水防の責任は、水防法等に基づき、各々次のように規定されている。

1. 県の責任

県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する（法第 3 条の 6）。

- (1) 水防計画の作成・変更（法第 7 条）
- (2) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- (3) 水防協議会の設置（法第 8 条）
- (4) 水防事務の調整及び円滑な実施（法第 3 条の 6）
- (5) 洪水予報の発表（法第 11 条）

知事が指定した太田川水系太田川・原野谷川、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川、都田川水系都田川について気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。

- (6) 洪水予報等の通知（法第 10 条第 3 項、法第 11 条）

国土交通省が指定した河川について洪水予報の通知を受けた場合若しくは気象庁から洪水、津波又は高潮の予報の通知を受けた場合、又は知事が指定した河川について洪水予報を発表した場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

- (7) 水位の通報及び公表（法第 12 条）

洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき、又は洪水予報が発表された場合において、並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。

(8) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の発表（法第 13 条第 2 項）

知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知（法第 13 条第 3 項）

国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(10) 洪水予報又は水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）

(11) 洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条及び第 14 条の 3）

(12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）

(13) 水防信号（法第 20 条）

(14) 水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）

知事が指定した潤井川、瀬戸川、朝比奈川、太田川、原野谷川、都田川、井伊谷川について水防警報を発表しなければならない。知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(15) 水防警報の通知（法第 16 条第 3 項）

国土交通大臣が指定した河川及び海岸について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発令した時は関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

(16) 氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項、法第 25 条第 2 項）

(17) 必要と認める区域の住居者に対する立退きの指示（法第 29 条）

(18) 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示（法第 30 条）

(19) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第 4 条）

(20) 水防団員の定員の基準（法第 35 条）

(21) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

(23) 水防管理団体の負担する費用補助（法第 44 条）

(24) 水防に関する必要な報告（法第 47 条第 2 項）

2. 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市町は、各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない（法第 3 条）。

(1) 水防組織の確立（法第 3 条）

(2) 水防団、消防団の整備（法第 5 条）

(3) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）

(4) 水防倉庫、資器材の整備

(5) 通信連絡系統の確立（法第 27 条）

- (6) 平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視（法第 9 条）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
 - 洪水予報等の伝達方法や地下街等、災害時要援護者を含めた避難警戒体制を市町地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）
- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- (12) 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供等（法第 36、39、40 条）
- (13) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (14) 消防事務との調整（法第 50 条）
- (15) 水防時における適正な水防活動の実施
 - その主たる内容は次のとおりである。
 - イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第 41 条）
 - ロ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第 17 条）
 - ハ 通信網の点検
 - ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - ホ 雨量、水位観測の的確な実施
 - ヘ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
 - ト 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第 25、26 条）
 - チ 水防上緊急に必要なある時の公費負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条及び法第 28 条第 3 項）
 - リ 住民への水防活動従事の指示（法第 24 条）
 - ヌ 警察官の出動要請（法第 22 条）
 - ル 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
 - ヲ 自衛隊の派遣要請（知事を経由する 自衛隊法第 83 条）
 - ワ 水防管理団体相互の協力応援（法第 23 条）
 - カ 水防解除の指示
 - ヨ 水防活動実施報告書の提出（法第 47 条）

また、指定水防管理団体は、次の事務を行う。

- (1) 水防機関の整備（法第 5 条）
- (2) 水防計画の作成・変更（法第 33 条第 1 項）

都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。

(3) 水防計画の都道府県知事への届け出（法第 33 条第 3 項）

水防計画を定め、又は変更したときは、都道府県知事に届け出なければならない。

(4) 水防計画を定め、又は変更したときは、公表するよう努めなければならない。（法第 33 条第 3 項）

(5) 水防団員数の確保（法第 35 条）

(6) 水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第 32 条の 2）

(7) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第 34 条）

(8) 水防協議会を置かない指定水防管理団体の市町防災会議への諮問（法第 33 条）

(9) 水防事務組合及び水害予防組合の水防協議会設置（法第 34 条）

3. 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任

(1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）

(2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

4. 国土交通大臣（^{中部}関東地方整備局長）の責任

(1) 洪水予報（法第 10 条）

狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川及び天竜川の洪水予報指定河川において、静岡地方気象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を示して静岡県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

(2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

(3) 水位周知河川の水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）

前項以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、静岡県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

(4) 洪水予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）

(5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

(6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）

(7) 水防警報（法第 16 条）

狩野川及び指定した支川、富士川、安倍川及び藁科川、大井川、菊川及び指定した支川、天竜川、富士海岸、駿河海岸について、洪水、津波又は高潮により損害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を発表し、静岡県知事（水防本部長）に通知しなければならない。

(8) 氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項）

(9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）

(10) 特定緊急水防活動（法第 32 条）

(11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

(12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

5. 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
- (3) 氾濫等の通報（法第 24 条の 2 第 1 項）

6. ダム管理者の責任

洪水が発生し又は発生するおそれがある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び、当該ダムの操作の状況を河川管理者及び、関係都道府県知事に通知しなければならない（河川法第 46 条）。

7. 放送局、N T T 西日本株式会社、N T T 東日本株式会社、その他報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力しなければならない（法第 27 条）。

8. 一般住民の義務

- (1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければいけない。（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

9. 水防協力団体の義務

- (1) 堤防等決壊の通報（法第 25 条第 1 項）
- (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- (5) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第 4 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

水防に関係のある気象の警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると水防本部長が認めたときから、洪水等のおそれがなくなつたと認められるときまで、次の組織で事務を処理する。

第1節 災害対策本部未設置時の県の水防組織

1. 組織系統

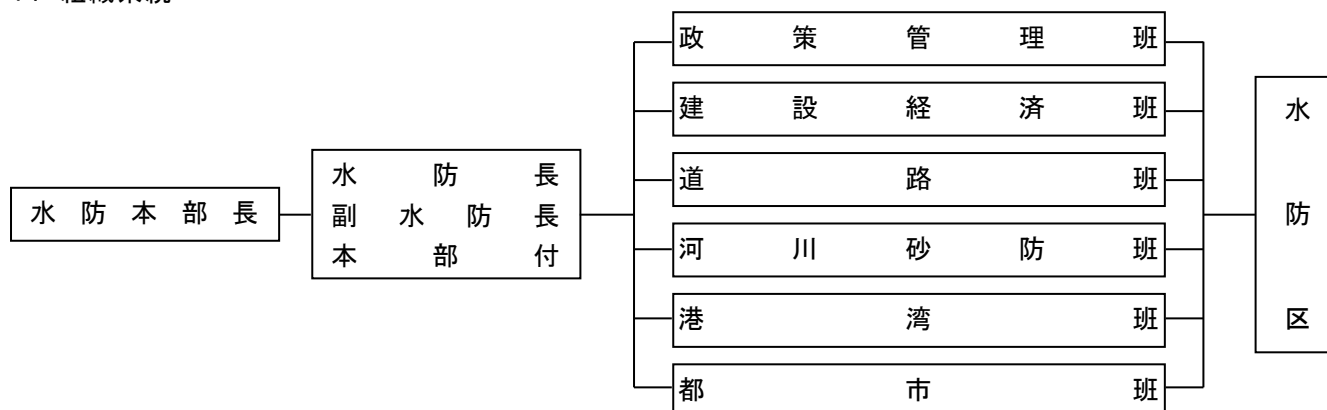
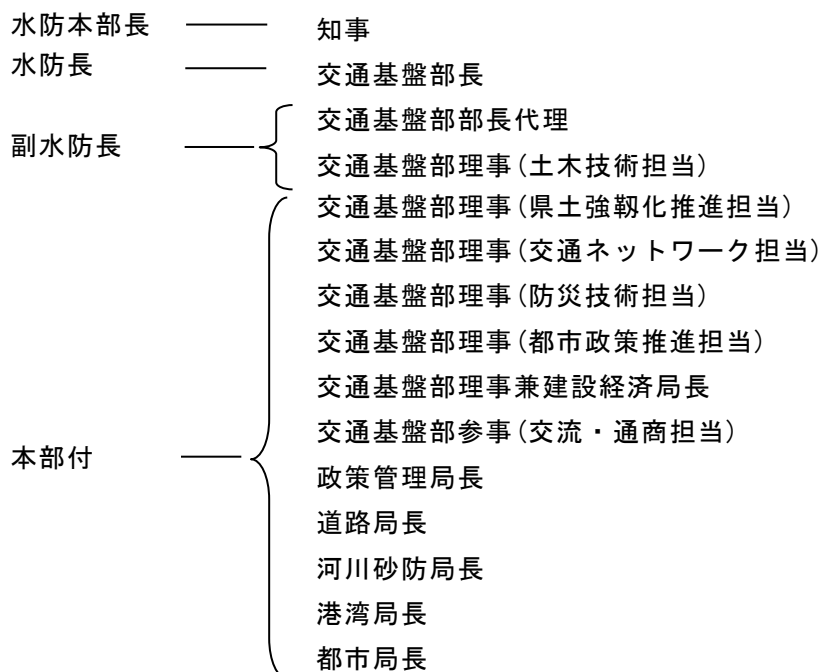


図. 2-1 災害対策本部未設置時の県の水防組織系統図

2. 水防本部事務分担



[政策管理班]	資材の調達、輸送、一般庶務
[建設経済班]	災害時の応援協定業者の把握
[道 路 班]	道路被害及び交通情報の把握
[河川砂防班]	情報連絡、雨量、水位の把握、水防及び被害情報の収集及び砂防被害状況の把握
[港 湾 班]	港湾施設被害状況の把握

注) 都市班は、本部運営及び、水防本部の被害情報収集活動にあたり必要に応じて所管施設の被害状況の把握を行う。

3. 水防区の任務分担

水防区の任務分担は、資料編第2表「水防本部及び水防区の任務分担表」(P. 270～P. 272)のとおりである。

4. 連絡系統図(水防組織)

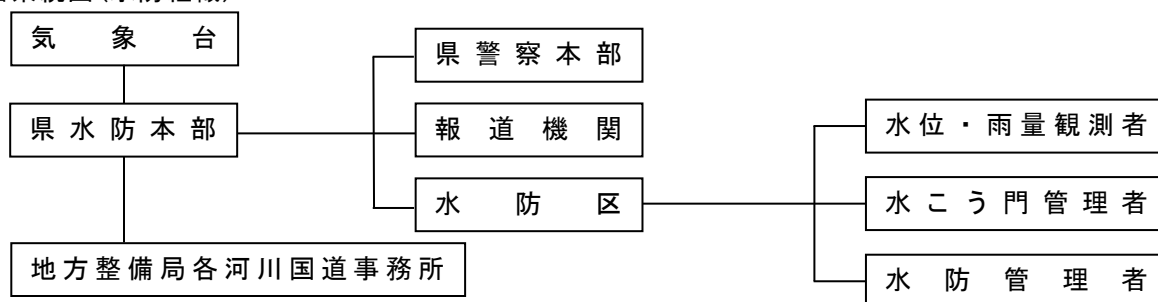
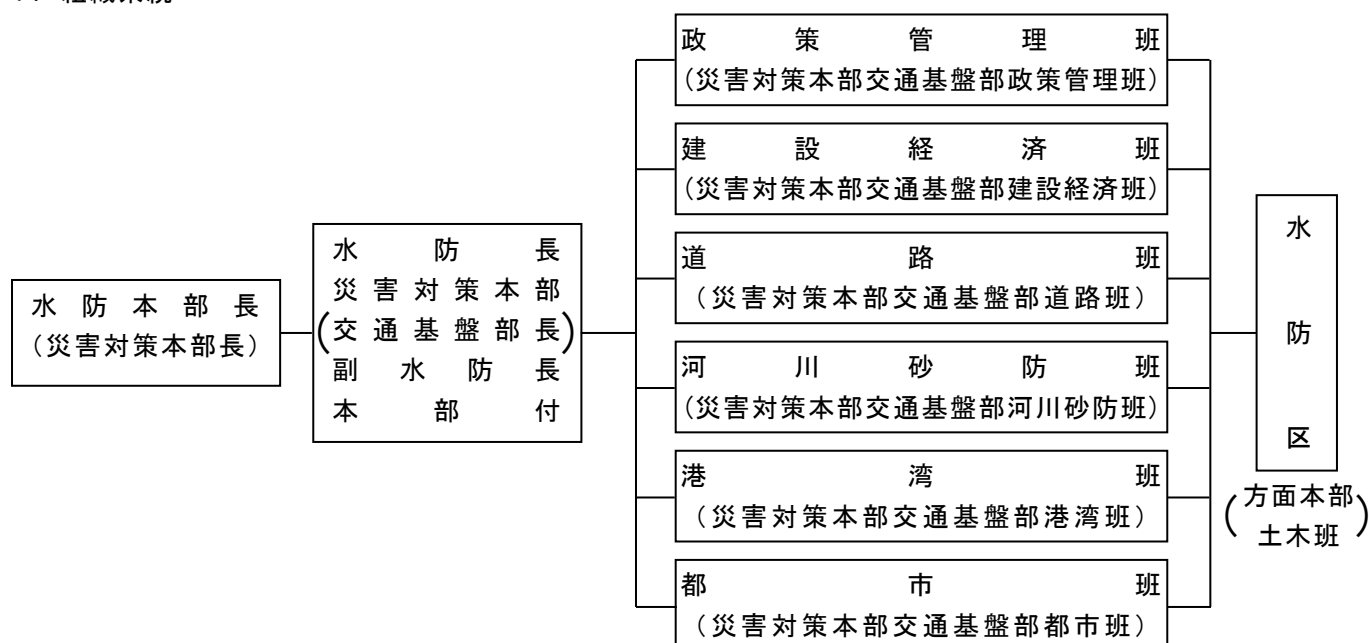


図. 2-2 災害対策本部未設置時の県の水防連絡組織系統図

第2節 災害対策本部設置後の県の水防組織

静岡県災害対策本部が開設された時は、その組織に統合されるものとする。図. 2-3 に災害対策本部設置後の県水防組織を示す。

1. 組織系統



注) () 内は災害対策本部設置時の組織を示す。

図. 2-3 災害対策本部設置後の県の水防組織系統図

第3節 水防管理団体の水防組織

水防管理団体の水防組織は、県の水防組織に準じて、水防管理団体の水防計画に定めることとする。

県下の水防管理団体は、資料編第1表「水防管理団体数並びに出動可能人員」(P. 265～P. 269)のとおりである。

第4節 大規模氾濫減災協議会(法第15条の9及び10)

施設では守りきれない大洪水は、必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、大規模氾濫減災協議会を設置するものとする。協議会では、過去の水害の特徴や課題を踏まえ、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、協議し、共有するものとする。

1. 大規模氾濫減災協議会の設置

国土交通大臣及び都道府県知事が組織する大規模氾濫減災協議会は、表. 2-1 のとおりである。

表. 2-1 大規模氾濫減災協議会一覧

協 議 会 名	関 係 市 町
賀茂地域大規模氾濫減災協議会 (下 田 土 木)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海・伊東地域大規模氾濫減災協議会 (熱 海 土 木)	熱海市、伊東市
東部地域大規模氾濫減災協議会 (沼 津 土 木)	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
岳南地域大規模氾濫減災協議会 (富 士 土 木)	富士市、富士宮市
富士川流域における減災対策協議会 (富 士 川 流 域)	富士宮市、富士市、静岡市
静岡地域大規模氾濫減災協議会 (静 岡 土 木)	静岡市
志太榛原地域大規模氾濫減災協議会 (島 田 土 木)	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 (袋 井 ・ 浜 松 土 木)	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

2. 地域の取組方針

協議会にて取りまとめられた「地域の取組方針」に基づき、各構成機関が連携し地域の減災に向け取組を推進するものとする。

第3章 避難

第1節 避難の指示(法第29条)

洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長、水防区長の命を受けた県の職員又は水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退き又はその他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

水防管理者が、立退き又は準備を指示するときは、遅滞なく当該区域を管轄する警察署長へ通知するとともに、水防区長（土木事務所長）を経由して水防本部長へその旨を報告するものとする。

第2節 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を管轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）を明示し、事前に一般に広く周知せしめておくものとする。

第4章 氾濫・決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置

第1節 氾濫等の通報（法第24条の2第1項・第2項）

1. 河川管理者等の通報（第1項）

河川管理者等は、その管理する河川、海岸等について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、直ちにその状況を県水防本部長（知事）、その他関係者に通報するものとする。

2. 県水防本部長の通知及び周知（第2項）

県水防本部長（知事）（当該通報をした河川管理者等が国土交通大臣の場合にあつては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者（市町長）及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

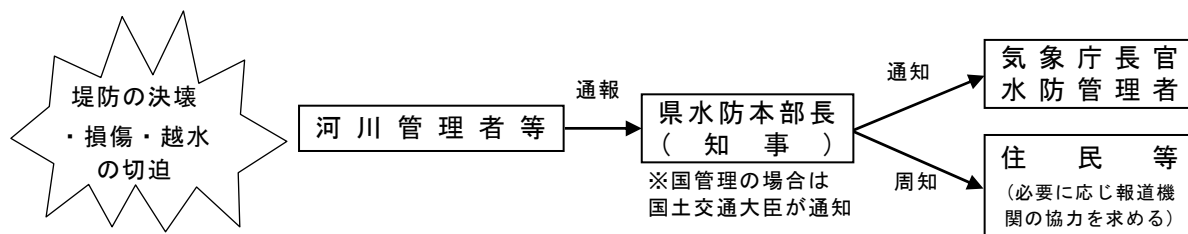


図. 4-1 氾濫等の通報連絡系統図

第2節 決壊・漏水等（被害情報）の通報（法第25条）

1. 水防管理者（市町長）、消防機関の長（消防長、消防団長）、水防団長の通報

堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長は、すみやかに付近の住民、所轄水防区長（土木事務所長）、管轄警察署又は交番・駐在所、及び隣接水防管理者に通報するものとする。水防区長への通報の際は、現地確認情報（画像・映像等）と共に行うものとする。

なお、付近の住民への通報に際しては、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2. 水防区長の通報

この通報を受けた水防区長（土木事務所長）は、ただちに県水防本部長（知事）及び管轄警察署長に通報するものとする。また、直轄管理区域河川については、所轄国土交通省河川国道事務所長にも通報するものとする。

なお、水防区長（土木事務所長）が決壊・漏水等の異常を発見した場合も同様とし、併せて水防管理者にも通報するものとする。

3. 隣接水防管理者の通報

1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

4. 県水防本部長の通知及び周知

2の通報を受けた県水防本部長（知事）は、決壊等により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

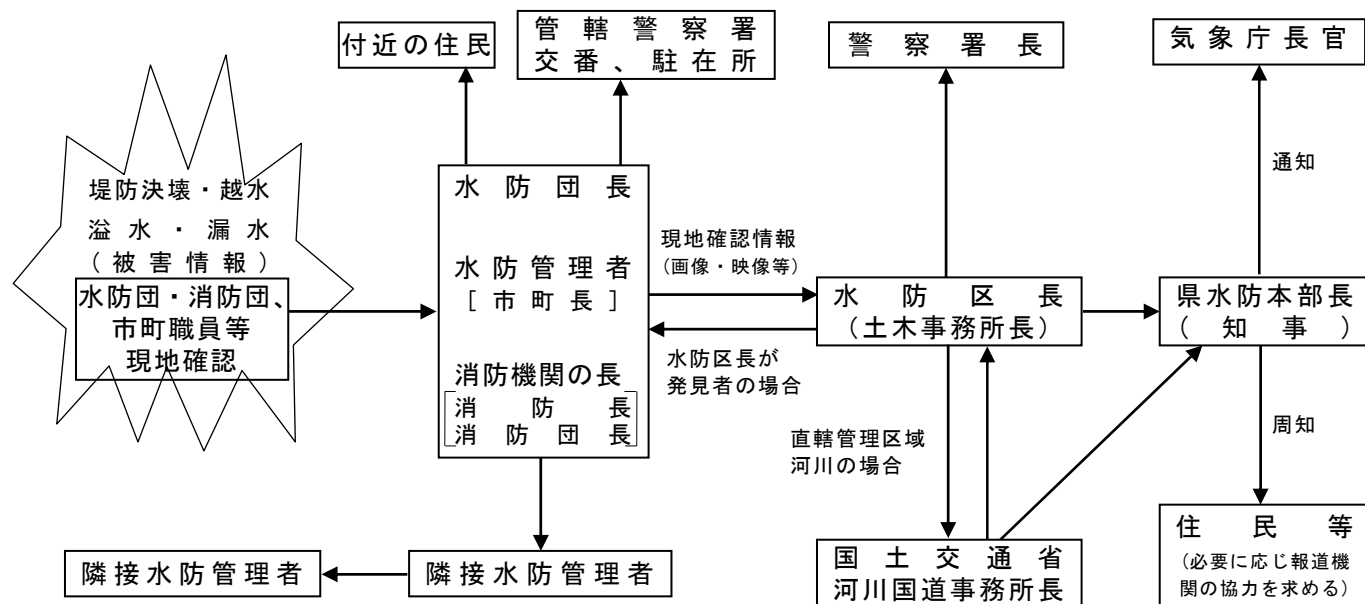


図. 4-2 決壊情報の通報連絡系統図

第3節 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

氾濫・決壊・漏水等の通報は、「水防計画作成の手引き（都道府県版）令和8年2月 国土交通省水管理・国土保全局」の資料編「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。具体的には、次に示す基準に対して行うこととする。

（基準）

- ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- ・堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越波・越流が発生した場合
- ・基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合（氾濫発生水位を設定した河川を対象）

なお、通知を受けた水防管理者（市町長）は、災害対策基本法第60条第3項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

1. 河川管理者が行う氾濫等の通報

(1) 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署

表. 4-1 氾濫等の通報を行う河川名、区域

河川名	区 域	
狩野川	徳倉	左岸 静岡県伊豆の国市堀之上地先の菖蒲橋 から 海まで 右岸 静岡県伊豆の国市寺家 853 番 4 地先 から 海まで
狩野川	大仁	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚 290 番 1 地先の修善寺橋 から 静岡県伊豆の国市堀之上地先の菖蒲橋まで 右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド 555 番 3 地先 から 静岡県伊豆の国市寺家 853 番 4 地先まで
黄瀬川	本宿	左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで
大場川	大場	左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで
来光川	蛇ヶ橋	左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで
柿沢川	蛇ヶ橋	左岸 静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで
安倍川	手越	左岸 安倍川の河口から静岡市葵区田町地先まで 右岸 安倍川の河口から藁科川合流まで
安倍川	牛妻	左岸 静岡市葵区田町地先から静岡市葵区油島地先まで 右岸 藁科川合流から静岡市葵区中沢地先まで
藁科川	奈良間	左岸 安倍川から静岡市葵区大原地先まで 右岸 安倍川から静岡市葵区富厚里地先まで
大井川	細島	左岸 大井川河口から島田市向谷地先まで 右岸 大井川河口から島田市金谷東地先まで
大井川	神座	左岸 島田市向谷地先から島田市鵜網地先まで 右岸 島田市金谷東地先から島田市神尾地先まで
菊川	加茂	左岸 菊川の河口から菊川市富田河原田地先まで 右岸 菊川の河口から菊川市富田長行地先まで
牛淵川	横地	左岸 菊川市赤土州崎地先から菊川市牛淵字里地先まで 右岸 菊川市下平川東方田地先から菊川市牛淵字里地先まで
牛淵川	堂山	左岸 菊川合流点から菊川市赤土州崎地先まで 右岸 菊川合流点から菊川市嶺田地先まで
下小笠川	川久保	左岸 菊川合流点から掛川市下土方椿藪まで 右岸 菊川合流点から掛川市下土方椿藪まで
天竜川	鹿島	左岸 磐田市寺谷地先から浜松市天竜区二俣町鹿島地先まで 右岸 浜松市浜北区竜南地先から浜松市天竜区二俣町鹿島地先まで
天竜川	中ノ町	左岸 天竜川の河口から磐田市勾坂上地先まで 右岸 天竜川の河口から浜松市東区豊町地先まで

表. 4-2 氾濫等の通報を行う河川名、区域、通報基準、通報担当官署等

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
狩野川	徳倉	徳倉 観測所	駿東郡清水町 徳倉	・ 氾濫発生水位（8.06m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊豆の国市、函南 町、沼津市、三島市、 清水町	沼津 河川国道事務所
狩野川	大仁	大仁 観測所	伊豆の国市 大仁	・ 氾濫発生水位（5.60m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊豆市、伊豆の国市	沼津 河川国道事務所
黄瀬川	本宿	本宿 観測所	駿東郡長泉町 本宿	・ 氾濫発生水位（5.72m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	沼津市、清水町、長 泉町	沼津 河川国道事務所
大場川	大場	大場 観測所	田方郡函南町 間宮	・ 氾濫発生水位（9.39m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	三島市、函南町	沼津 河川国道事務所
来光川、 柿沢川	蛇ヶ橋	蛇ヶ橋 観測所	田方郡函南町 肥田	・ 氾濫発生水位（9.77m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	伊豆の国市、函南町	沼津 河川国道事務所
安倍川	手越	手越 観測所	静岡市駿河区 手越	・ 氾濫発生水位（6.11m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	静岡市	静岡 河川事務所
安倍川	牛妻	牛妻 観測所	静岡市葵区 牛妻	・ 氾濫発生水位（5.93m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	静岡市	静岡 河川事務所
藁科川	奈良間	奈良間 観測所	静岡市葵区 奈良間	・ 氾濫発生水位（12.70m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	静岡市	静岡 河川事務所
大井川	細島	細島 観測所	島田市 細島	・ 氾濫発生水位（4.46m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	焼津市、藤枝市、吉 田町、島田市	静岡 河川事務所
大井川	神座	神座 観測所	島田市 神座	・ 氾濫発生水位（5.15m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	焼津市、藤枝市、吉 田町、島田市	静岡 河川事務所
菊川	加茂	加茂 観測所	菊川市 加茂	・ 氾濫発生水位（5.20m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊川市、掛川市	浜松 河川国道事務所
牛淵川	横地	横地 観測所	菊川市 東横地	・ 氾濫発生水位（3.95m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊川市	浜松 河川国道事務所
牛淵川	堂山	堂山 観測所	菊川市 堂山新田	・ 氾濫発生水位（6.34m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	菊川市	浜松 河川国道事務所
下小笠川	川久保	川久保 観測所	掛川市 川久保	・ 氾濫発生水位（3.69m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	掛川市	浜松 河川国道事務所
天竜川	鹿島	鹿島 観測所	浜松市天竜区 二俣町鹿島	・ 氾濫発生水位（7.57m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	浜松市、磐田市	浜松 河川国道事務所
天竜川	中ノ町	中ノ町 観測所	浜松市中央区 中野町	・ 氾濫発生水位（6.08m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	浜松市、磐田市	浜松 河川国道事務所

(2) 例外的な対応をする場合の個別対応区域

表. 4-3 例外的な対応をする場合の個別対応区域

河川名	個別対応区域	
狩野川	徳倉	左岸 清水町徳倉地先 右岸 清水町長沢地先、清水町柿田地先
狩野川	大仁	右岸 伊豆の国市大仁地先、伊豆市柏久保地先

(3) 氾濫等の伝達経路及び手段

・沼津河川国道事務所管内河川の氾濫等の伝達経路及び手段

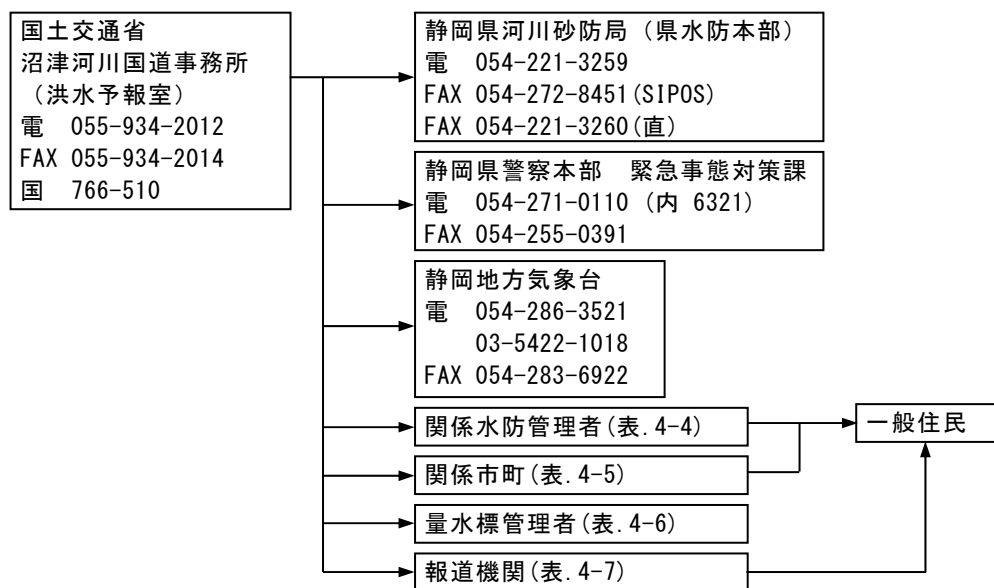


表. 4-4 関係水防管理者連絡先

水防管理者	沼津市 (河川課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	伊豆市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (地域安全課)
電話番号	055-934-2531	055-983-2650	055-948-1482	0558-72-9867	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	055-948-1169	0558-72-6588	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197

表. 4-5 関係市町連絡先

市町	沼津市 (危機管理課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	伊豆市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (地域安全課)
電話番号	055-934-4803	055-983-2650	055-948-1482	0558-72-9867	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102
FAX 番号	055-934-0027	055-981-7720	055-948-1169	0558-72-6588	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197

表. 4-6 量水標管理者連絡先

量水標等	大仁水位観測所	徳倉水位観測所	蛇ヶ橋水位観測所	大場水位観測所	本宿水位観測所
量水標管理者	沼津河川国道事務所	沼津河川国道事務所	沼津河川国道事務所	沼津河川国道事務所	沼津河川国道事務所
電話番号	055-934-2009	055-934-2009	055-934-2009	055-934-2009	055-934-2009
FAX 番号	055-934-2019	055-934-2019	055-934-2019	055-934-2019	055-934-2019

表. 4-7 報道機関電話番号

報道機関名	N H K (静岡放送局)	S B S (静岡放送)	S A T V (静岡朝日テレビ)	S D T (静岡第一テレビ)	S U T (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

図. 4-3 沼津河川国道事務所管内河川の氾濫等の伝達経路及び手段

・ 例外的な対応をする場合の沼津河川国道事務所管内河川の氾濫等の伝達経路及び手段

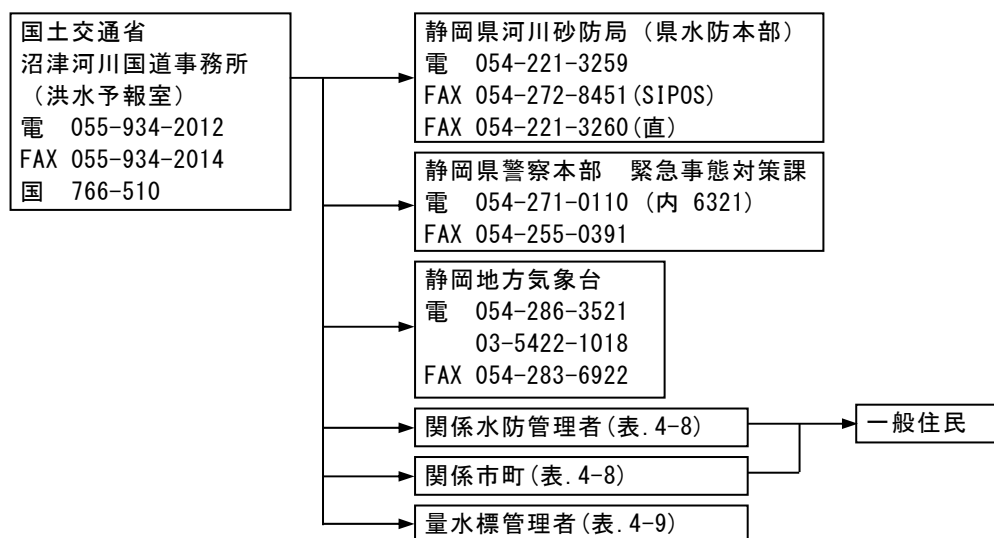


表. 4-8 関係水防管理者・関係市町連絡先

水防管理者 市町	伊豆の国市 (危機管理課)	伊豆市 (危機管理課)	清水町 (くらし安全課)
電話番号	055-948-1482	0558-72-9867	055-981-8205
FAX 番号	055-948-1169	0558-72-6588	055-973-1711

表. 4-9 量水標管理者連絡先

量水標等	大仁水位観測所	徳倉水位観測所
量水標管理者	沼津河川国道事務所	沼津河川国道事務所
電話番号	055-934-2009	055-934-2009
FAX 番号	055-934-2019	055-934-2019

図. 4-4 例外的な対応をする場合の沼津河川国道事務所管内河川の氾濫等の伝達経路及び手段

・ 静岡河川事務所管内河川の氾濫等の伝達経路及び手段

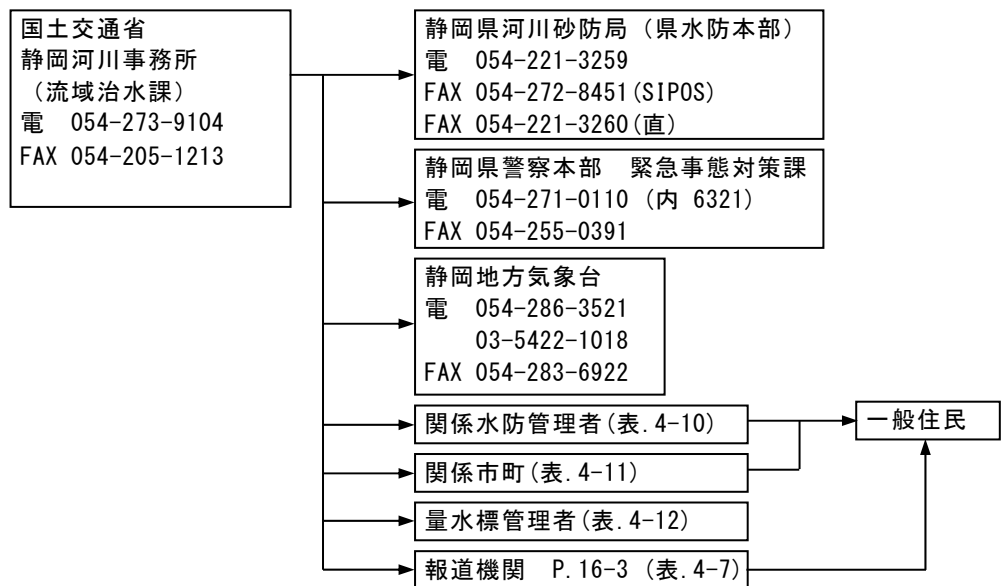


表. 4-10 関係水防管理者連絡先

河川名	安倍川		大井川				
水防管理者	静岡市 (危機管理局)	静岡市 (警防課)	焼津市 (災害情報管理室)	藤枝市 (河川課)	島田市 (危機管理課)	吉田町 (防災課)	牧之原市 (危機管理課)
電話番号	054-221-1241	054-280-0165	054-623-1269	054-643-3516	0547-36-7143	0548-33-2164	0548-23-0056
FAX 番号	054-251-5783	054-280-0168	054-263-1274	054-643-3360	0547-35-6000	0548-32-6121	0548-23-0049

表. 4-11 関係市町連絡先

河川名	安倍川		大井川				
関係市町	静岡市 (危機管理局)	静岡市 (警防課)	焼津市 (防災計画課)	藤枝市 (大規模災害対策室)	島田市 (危機管理課)	吉田町 (防災課)	牧之原市 (危機管理課)
電話番号	054-221-1241	054-280-0165	054-625-0128	054-643-3119	0547-36-7143	0548-33-2164	0548-23-0056
FAX 番号	054-251-5783	054-280-0168	054-625-0132	054-645-3050	0547-35-6000	0548-32-6121	0548-23-0049

表. 4-12 量水標管理者連絡先

河川名	安倍川		藁科川	大井川	
量水標等	手越水位観測所	牛妻水位観測所	奈良間水位観測所	細島水位観測所	神座水位観測所
量水標管理者	静岡河川事務所	静岡河川事務所	静岡河川事務所	静岡河川事務所	静岡河川事務所
電話番号	054-273-9104	054-273-9104	054-273-9104	054-273-9104	054-273-9104
FAX 番号	054-205-1213	054-205-1213	054-205-1213	054-205-1213	054-205-1213

図. 4-5 静岡河川事務所管内河川の氾濫等の伝達経路及び手段

・ 浜松河川国道事務所管内河川の氾濫等の伝達経路及び手段

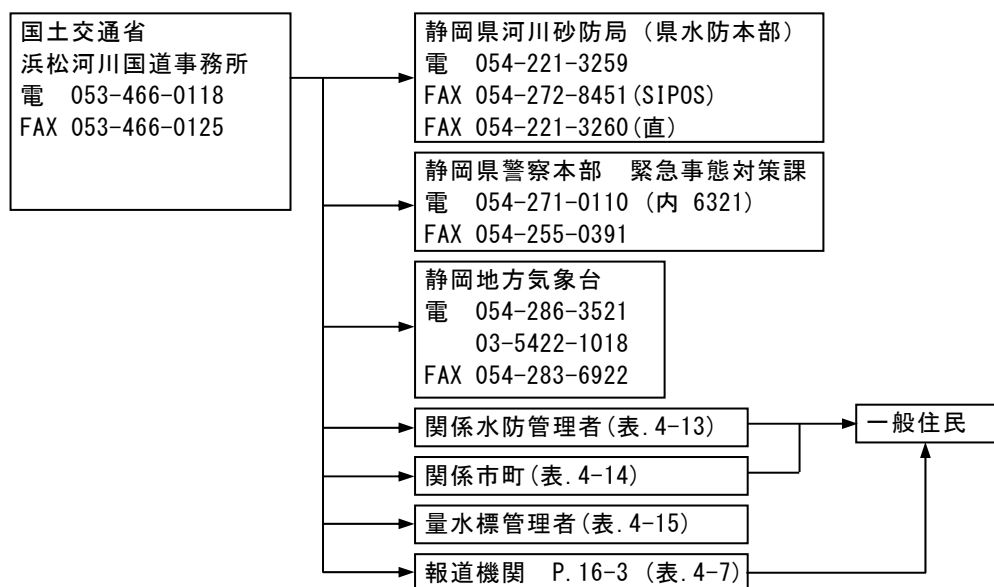


表. 4-13 関係水防管理者連絡先

水防管理者	掛川市 (危機管理課)	菊川市 (危機管理課)	浜松市 (河川課)	磐田市 (危機管理課)	豊根村 (総務課)
電話番号	0537-21-1131	0537-35-0923	053-457-2865	0538-37-2114	0536-85-1164
FAX 番号	0537-21-1168	0537-35-2200	053-457-2368	0538-32-0177	0536-85-1310

表. 4-14 関係市町連絡先

市町	掛川市 (危機管理課)	菊川市 (危機管理課)	浜松市 (危機管理課)	磐田市 (危機管理課)	豊根村 (総務課)
電話番号	0537-21-1131	0537-35-0923	053-457-2537	0538-37-2114	0536-85-1164
FAX 番号	0537-21-1168	0537-35-2200	053-457-2530	0538-32-0177	0536-85-1310

表. 4-15 量水標管理者連絡先

量水標等	加茂 水位観測所	横地 水位観測所	堂山 水位観測所	川久保 水位観測所	鹿島 水位観測所	中ノ町 水位観測所
量水標管理者	浜松 河川国道事務所	浜松 河川国道事務所	浜松 河川国道事務所	浜松 河川国道事務所	浜松 河川国道事務所	浜松 河川国道事務所
電話番号	053-466-0118	053-466-0118	053-466-0118	053-466-0118	053-466-0118	053-466-0118
FAX 番号	053-466-0125	053-466-0125	053-466-0125	053-466-0125	053-466-0125	053-466-0125

図. 4-6 浜松河川国道事務所管内河川の氾濫等の伝達経路及び手段

(4) 発表形式

発表形式は、様式 1 (レベル 5 氾濫発生情報の様式 (P. 192~P. 199)、様式 9 (レベル 5 氾濫発生情報の様式 (P. 256) のとおりである。

第 4 節 決壊後の処置 (法第 26 条)

決壊箇所等については、水防管理者、水防団長、消防機関の長、水防本部長、水防協力団体の代表者及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第5章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

県下1・2級河川、及び海岸等で特に、水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料編第3表「重要水防箇所一覧表」(P.273～P.365)のとおりである。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなくてはならない。

なお、地震時津波による被害に注意を有する箇所は、静岡県地域防災計画地震対策編のとおりである。

第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分

表.5-1 国土交通省重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重 要 区 間	堤防高さ(流下能力)、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はBランクに区分している A: 水防上(監視又は巡視する)最も重要な区間 B: 水防上(監視又は巡視する)重要な区間
要 注 意 区 間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸開、新堤防(築堤後3年間)、破堤・旧川跡
重 点 区 間	重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする

表.5-2 国土交通省 重要水防箇所評定基準(案)

河川局治水課長通達(平成31年2月27日 国土交通省河治第97号)

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
基 地 漏	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

第3節 静岡県 重要水防箇所の区分

水防注意箇所の重要度は、水防活動の指針であるとの考えから、背後地の重要性を考慮したうえで洪水出水期中の巡回の必要度頻度を表.5-3, 5-4 のように定める。

表.5-3 静岡県重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重 要 度 A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)
重 要 度 B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

表.5-4 静岡県（県管理区間） 重要水防箇所評定基準

重 要 度 A	重 要 度 B
時間雨量 30mm/h、日雨量 130mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 200 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 （機能度及び耐用度） 1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 A に指定する	時間雨量 50mm/h、日雨量 200mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 25 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所 （機能度及び耐用度） 1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 B に指定する

第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

1. 時間雨量 50mm 及び異常潮位による湛水注意箇所は、資料編第 4 表「湛水注意箇所一覧表」(P. 366～P. 370) のとおりである。これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めること。
2. 水防上特に重大な影響を持つ橋梁は、資料編第 5 表「水防上重大な影響のある橋梁一覧表」(P. 371～P. 375) のとおりである。
3. 台風等による被災からの応急復旧箇所について、重要水防箇所に準ずるものとしてあつかう。応急復旧箇所のうち、築堤箇所かつ背後に集落や孤立が生じるような道路があり、氾濫が生じた場合に重大な被害が想定される箇所を選定する。これらの箇所については、河川管理者の責務とは別に、通常時の点検並びに水防活動時に巡視・警戒を行い、水害の軽減、防止に努めること。また、静岡県重要水防箇所判定基準

で重要度の区分分けはしない。(洪水出水期中の巡回の必要度頻度は、重要水防箇所Bに準ずるものとする)

対象箇所の一覧については、毎年水防区(土木事務所)が定め、水防管理者(市町)に別途通知する。

4. 河川高水敷上の工作物については、洪水時における工作物設置者との連絡体制を整え移動等が迅速に行えるよう処置するものとする。

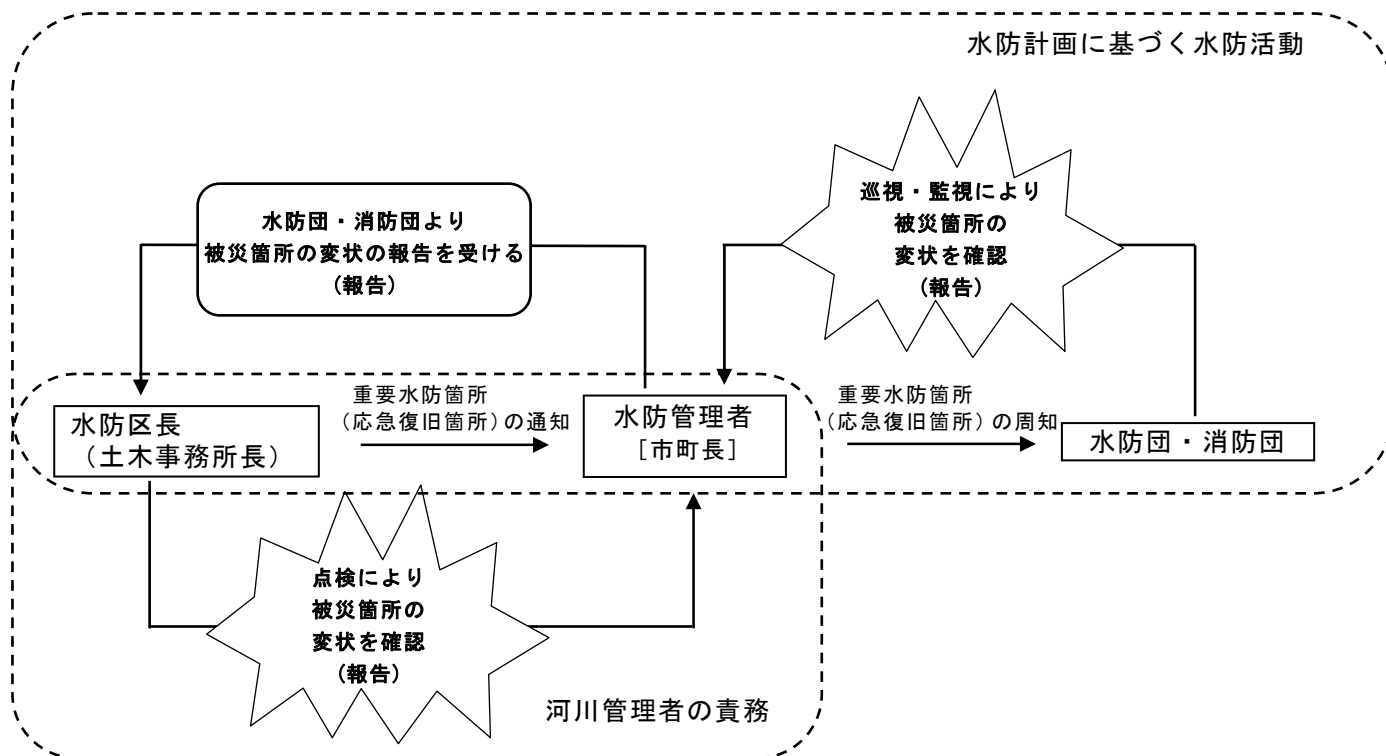


図.5-1 重要水防箇所（応急復旧箇所）の通知・報告の連絡系統図

第6章 ダム、水こう門等及びその操作

第1節 ダム、水こう門等の操作

ダム及び水防上重要な大規模水こう門等は、表. 6-1 (P. 23) のとおりである。なお、洪水時の操作規則及び操作規程等は、別冊ダム及び水門編のとおりである。

水防管理団体は、当該施設の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対応できる対策を、確立しておかなければならない。

なお、ダム等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めなければならない。

特に、水防時には、操作規則及び操作規程等に基づき、適正な操作をはかり、水害の軽減防止に努めるものとする。

ダム等の管理者は洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めたときは、それを定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。特に、放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、所轄土木事務所、関係河川国道事務所、下流域の水防管理者等に迅速に連絡を行うものとする。

なお、ダム諸元は資料編第6表「ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制」(P. 376～P. 377) のとおりである。

1. 洪水警報時における措置

最大流入量、その他流入量の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行う。

2. 洪水時における措置

洪水時には、下流の水位の急激な変動を生じないように洪水調節可能なダムについては洪水を調節し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する等の措置を講ずるものとする。

3. 緊急時の措置

洪水時ダム等に破損または決壊の危険が生じた場合は、すみやかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

ダム・水こう門等の緊急時の措置に関する情報伝達については、資料編第6表「ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制」(P. 378～P. 397) のとおりである。

第2節 水防上注意を要する水こう門等

水防上重要な水こう門等は、資料編第7表「水防上注意を要する水門等一覧表」(P. 398～P. 421) のとおりである。

水防管理団体は、水防上重要な水こう門等の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。

水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

特に、水防時には適正操作をはかり、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ水防区及び水防管理者に報告するものとする。

第3節 河口部・海岸部の水こう門等（津波・高潮時）

河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時には適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第4節 事前放流を実施するダム operates

ダムは、表. 6-1 (P. 23) のとおりである。なお、事前放流に係る操作規則及び操作規程等は、別冊ダム及び水門編のとおりである。

ダム管理者は各水系の治水協定に基づき事前放流の実施を判断し、操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。

表. 6-1 ダム及び水防上重要な大規模水こう門

水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者
狩野川	狩野川放水路	狩野川放水路分流堰	伊豆の国市堀之上	国土交通省
富士川	潤井川	星山放水路水門	富士宮市星山字西の久保	静岡県
富士川	芝川	大倉川農地防災ダム	富士宮市精進川字印野	静岡県
大井川	大井川	田代ダム	静岡市葵区田代	東京電力(株)
大井川	赤石沢川	赤石ダム	静岡市葵区岩崎	中部電力(株)
大井川	大井川	畑薙第一ダム	静岡市葵区田代	中部電力(株)
大井川	大井川	畑薙第二ダム	静岡市葵区田代	中部電力(株)
大井川	大井川	井川ダム	静岡市葵区井川	中部電力(株)
大井川	大井川	奥泉ダム	静岡市葵区井川	中部電力(株)
大井川	大井川	長島ダム	榛原郡川根本町梅地	国土交通省
大井川	大井川	大井川ダム	榛原郡川根本町奥泉	中部電力(株)
大井川	寸又川	千頭ダム	榛原郡川根本町千頭	中部電力(株)
大井川	寸又川	大間ダム	榛原郡川根本町千頭	中部電力(株)
大井川	寸又川	寸又川ダム	榛原郡川根本町奥泉	中部電力(株)
大井川	川根境川	境川ダム	榛原郡川根本町久野脇	中部電力(株)
大井川	大井川	塩郷えん堤	榛原郡川根本町下泉	中部電力(株)
大井川	笹間川	笹間川ダム	島田市川根町笹間渡	中部電力(株)
大井川	大代川	大代川農地防災ダム	島田市大代	静岡県
天竜川	天竜川	佐久間ダム	浜松市天竜区佐久間町佐久間	電源開発(株)
天竜川	天竜川	秋葉ダム	浜松市天竜区龍山町戸倉字時並	電源開発(株)
天竜川	天竜川	船明ダム	浜松市天竜区大字船明	電源開発(株)
天竜川	水窪川	水窪ダム	浜松市天竜区水窪町大字地頭方	電源開発(株)
天竜川	大千瀬川	新豊根ダム	愛知県北設楽郡豊根村古真立	国土交通省 電源開発(株)
伊東大川	伊東大川	奥野ダム	伊東市鎌田字横堀	静岡県
青野川	鈴野川	青野大師ダム	賀茂郡南伊豆町青野地先	静岡県
巴川	大谷川放水路	大谷川放水路分流堰	静岡市葵区古庄二丁目	静岡県
太田川	太田川	太田川ダム	周智郡森町亀久保	静岡県
太田川	原野谷川	原野谷川農地防災ダム	掛川市丹間	静岡県
都田川	都田川	都田川ダム	浜松市浜名区引佐町川名	静岡県

第7章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

第1節 水防用資器材及び設備等の整備

1. 県下水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている水防用資器材の整備状況は、資料編第8表「水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表」(P. 422～P. 451)のとおりである。
2. 水防管理者は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農協倉庫等の手持数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

なお、指定水防管理団体の重要水防区域内水防倉庫に備蓄する資器材の基準は、表. 7-1 のとおりとする。ただし、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

表. 7-1 指定水防管理団体の重要水防区域内水防倉庫に備蓄する資器材の基準（例）

品目	杭木	土のう袋	縄	鉄線	蛸木	掛矢	担架	ショベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱
単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本
数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5

3. 県においては、緊急事態に対処できるよう各水防区に水防倉庫を設置し、水防用資器材を整備する。この基準については、前項に準ずるものとする。この備蓄資器材については、水防管理団体及び水防協力団体が自らの備蓄資材を使用し、さらに緊急調達してもなお不足をきたした場合で、水防管理者の要請に基づき水防区長がこれを認めたときは、支給することができる。
4. 広域かつ多数の被害に対し、被災から迅速に応急復旧を行えるよう、水防資材ストックヤードを整備し、コンクリートブロック等の水防資材を備蓄するとともに備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。県下水防資材ストックヤードの整備状況は、資料編第8表「水防資材ストックヤード及び水防用資器材備蓄状況一覧表」(P. 454)のとおりである。

第2節 輸送の確保

1. 非常の際、水防用資器材、作業員、その他の輸送を確保するため、各水防区は管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路を、あらゆる非常事態を考慮して定めておくものとする。
2. 近距離輸送のための県の輸送車の配置状況は、資料編第9表「県輸送車及び作業車の配置状況」(P. 455～P. 457)のとおりである。

第8章 通 信 連 絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、図. 8-1 (P. 26) に示す基本系統図とするが、詳細は資料編第 10 表「水防関係機関の電話番号一覧表」(P. 458～P. 463)、第 11 表「水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表」(P. 464)、第 16 表「静岡県水防区連絡系統図」(P. 518～P. 521)、第 17 表「衛星携帯電話一覧表」(P. 522)、第 18 表「防災行政無線局一覧表」(P. 523～P. 533)、第 19 表「水防用無線局一覧表(県河川・海岸関係テレメータ)」(P. 534～P. 546) のとおりである。

第2節 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請するものは、次のとおりであるが、各水防機関は、停電等による通信不能を考慮し非常用ラジオを備えるよう努めること。

- (1) 国土交通省及び県機関の行う水防警報、洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報
- (2) 水防管理者及び県機関等の行う立退きの指示
- (3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

第3節 その他の通信施設の使用（法第 27 条第 2 項）

その他一般公衆電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができるが、詳細は資料編第 20 表「東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表」(P. 547) のとおりである。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電力会社関係通信施設

第4節 災害時優先電話について（法第 27 条第 2 項）

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。N T T では法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。（電気通信事業法）

災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。（電話サービス契約約款）

災害時優先電話の指定にあたっては、N T T において国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めっているとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

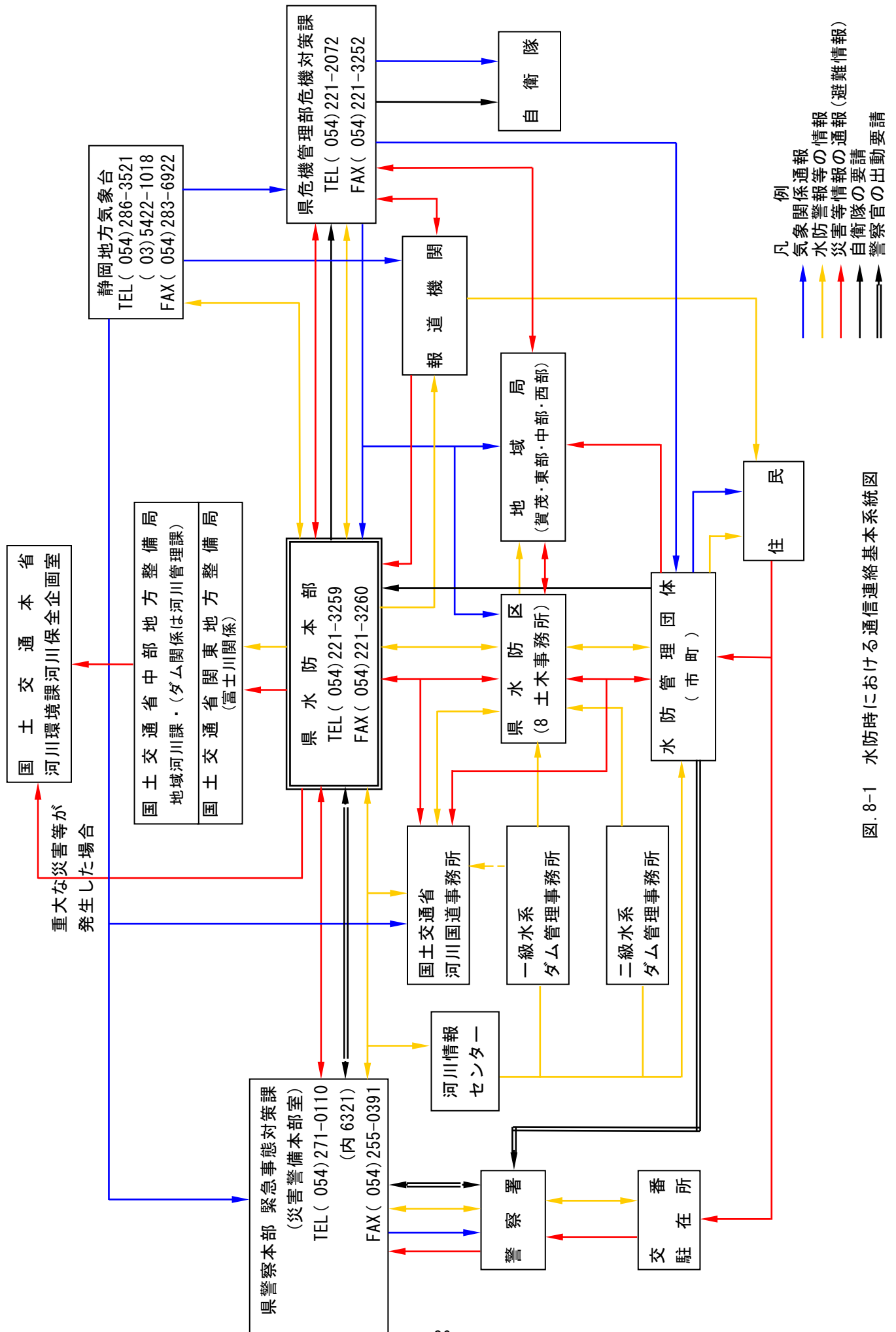


図. 8-1 水防時における通信連絡基本系統図

第9章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

(共同業務を除く)

第1節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

気象業務法の規定に基づき、水防活動のために発表される警報等の種類及び発表基準は表. 9-1 のとおりである。

表. 9-1 水防活動のために発表される警報等の種類とその発表基準 (R8. 4. 1～R8. 5 下旬 (予定))

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表. 9-4 (P. 29) の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表. 9-6 (P. 31) の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表. 9-10 (P. 35) の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表. 9-14 (P. 39) の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表. 9-7 (P. 32) 及び表. 9-13 (P. 32) の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表. 9-9 (P. 34) の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表. 9-10 (P. 35) 及び表. 9-13 (P. 36) の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 津波警報	津波警報又は 津波特別警報 (大津波警報の 名称で発表)	津波により沿岸部において重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表. 9-14 (P. 39) の基準に到達することが予想される場合

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

表. 9-2 水防活動のために発表される警報等の種類とその発表基準 (R8. 5 下旬 (予定) ～)

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル 2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-5 (P. 30) の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 気象警報	レベル 3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-8 (P. 33) の基準に到達することが予想される場合

水防活動の利用 に 適 合 す る 警 報 ・ 注 意 報	一般の利用に適 合する注意報・ 警 報 ・ 危 険 警 報 ・ 特 別 警 報	発 表 基 準
水 防 活 動 用 気 象 警 報	レ ベ ル 4 大 雨 危 険 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれ大きいと予想したとき
	レ ベ ル 5 大 雨 特 別 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水 防 活 動 用 洪 水 注 意 報	レ ベ ル 2 大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により災害が起こるおそれがあると予想したとき
水 防 活 動 用 洪 水 警 報	レ ベ ル 3 大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レ ベ ル 4 大 雨 危 険 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれ大きいと予想したとき
	レ ベ ル 5 大 雨 特 別 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	レ ベ ル 3 氾 濫 警 報	台風や集中豪雨等による河川の氾濫により重大な災害が起こるおそれ
	レ ベ ル 3 氾 濫 危 険 警 報	新たな防災気象情報の各発表基準を記載予定
	レ ベ ル 5 氾 濫 特 別 警 報	れが大きいと予想したとき
	レ ベ ル 5 氾 濫 特 別 警 報	検討中
水 防 活 動 用 高 潮 注 意 報	レ ベ ル 2 高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水 防 活 動 用 高 潮 警 報	レ ベ ル 3 高 潮 警 報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レ ベ ル 4 高 潮 危 険 警 報	台風や低気圧等による海面の異常上昇により重大な災害が発生するおそれ大きいと予想したとき
	レ ベ ル 5 高 潮 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
水 防 活 動 用 津 波 注 意 報	津 波 注 意 報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-14 (P. 39) の基準に到達することが予想される場合
水 防 活 動 用 津 波 警 報	津 波 警 報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-14 (P. 39) の基準に到達することが予想される場合
	津 波 特 別 警 報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する） 具体的には、表. 9-14 (P. 39) の基準に到達することが予想される場合

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

また、波浪注意報・波浪警報の発表基準は表. 9-3 のとおりである。

表. 9-3 波浪注意報・波浪警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
波 浪 注 意 報	高い波によって災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表. 9-11 (P. 35) の条件に該当する場合である
波 浪 警 報	高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表. 9-11 (P. 35) の条件に該当する場合である

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

表. 9-4 大雨注意報の発表基準 (R8. 4. 1~R8. 5 下旬 (予定))

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部 (※)	14	105
	島田市	14	135
	焼津市	14	136
	藤枝市	14	134
	牧之原市	14	97
	吉田町	14	139
中部北	静岡市北部 (※)	16	128
	川根本町	16	122
伊豆北	熱海市	10	109
	伊東市	11	124
	伊豆市	10	113
	伊豆の国市	10	121
	函南町	11	131
伊豆南	下田市	10	81
	東伊豆町	16	112
	河津町	13	109
	南伊豆町	10	94
	松崎町	13	103
	西伊豆町	12	91
富士山南東	沼津市	13	95
	三島市	12	103
	御殿場市	14	112
	裾野市	11	102
	清水町	12	103
	長泉町	11	106
	小山町	11	126
富士山南西	富士宮市	12	106
	富士市	13	120
遠州北	浜松市北部 (※)	13	116
遠州南	浜松市南部 (※)	15	64
	磐田市	14	72
	掛川市	16	69
	袋井市	12	66
	湖西市	14	79
	御前崎市	16	64
	菊川市	14	66
	森町	14	95

(※) 表の見方については、表. 9-12 (P. 35~36) を参照。R7. 5. 29 現在：最新の基準については気象庁 HP を参照。

表. 9-5 大雨注意報の発表基準（R8.5 下旬（予定）～）

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部（※）		
	島田市		
	焼津市		
	藤枝市		
	牧之原市		
	吉田町		
中部北	静岡市北部（※）		
	川根本町		
伊豆北	熱海市		
	伊東市		
	伊豆市		
	伊豆の国市		
	函南町		
伊豆南	下田市		
	東伊豆町		
新たな防災気象情報の各発表基準を記載予定 レベル2大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮注意報			
富士山南東	沼津市		
	三島市		
	御殿場市		
	裾野市		
	清水町		
	長泉町		
	小山町		
富士山南西	富士宮市		
	富士市		
遠州北	浜松市北部（※）		
遠州南	浜松市南部（※）		
	磐田市		
	掛川市		
	袋井市		
	湖西市		
	御前崎市		
	菊川市		
	森町		

（※）表の見方については、表. 9-××（P. 00～00）を参照。

表. 9-6 洪水注意報の発表基準 (R8. 4. 1～R8. 5 下旬 (予定))

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
中部南	静岡市南部	丸子川流域=12. 5, 藁科川流域=30, 由比川流域=9. 7, 興津川流域=25. 9, 山切川流域=7. 1, 巴川流域=20. 2	丸子川流域= (7, 10. 2) , 興津川流域= (11, 25. 6) , 山切川流域= (7, 7. 1) , 巴川流域= (7, 17. 2) , 安倍川流域= (13, 54. 4)	富士川 (釜無川を含む) [南部] , 安倍川 [手越・牛妻] , 大井川 [神座・細島]
	島田市	伊太谷川流域=8, 大代川流域=12. 8, 伊久美川流域=14. 6, 家山川流域=13. 4, 湯日川流域=7. 2, 菊川流域=8. 4	伊太谷川流域= (7, 8) , 大代川流域= (7, 10. 7)	
	焼津市	小石川流域=6. 8, 黒石川流域=8. 1, 木屋川流域=8. 3, 栃山川流域=8, 志太田中川流域=5. 4	小石川流域= (7, 6. 8) , 黒石川流域= (7, 8. 1) , 木屋川流域= (7, 8. 3) , 栃山川流域= (11, 8) , 志太田中川流域= (7, 5. 4) , 瀬戸川流域= (13, 31. 3)	大井川 [細島] , 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川 [勝草橋・横内橋]
	藤枝市	栃山川流域=6. 9, 葉梨川流域=12. 3, 朝比奈川流域=16. 8	葉梨川流域= (6, 12. 2) , 瀬戸川流域= (7, 18. 7) , 朝比奈川流域= (11, 16. 8)	大井川 [細島] , 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川 [勝草橋・横内橋]
	牧之原市	坂口谷川流域=7. 9, 勝間田川流域=11. 8, 萩間川流域=10	坂口谷川流域= (11, 6. 3) , 勝間田川流域= (7, 11. 8) , 萩間川流域= (11, 8)	—
	吉田町	湯日川流域=9. 7	—	大井川 [細島]
中部北	静岡市北部	安倍川流域=30. 4, 藁科川流域=24. 2, 安倍中河内川流域=26. 5	—	—
	川根本町	大井川流域=62. 2	大井川流域= (12, 49. 8)	—
伊豆北	熱海市	熱海和田川流域=5. 9, 熱海宮川流域=4. 4	—	—
	伊東市	伊東大川流域=15. 6	—	—
	伊豆市	狩野川流域=29. 8, 山田川流域=4. 6, 古川流域=6. 2, 修善寺川流域=8. 4	狩野川流域= (5, 29. 8) , 山田川流域= (8, 3. 6) , 古川流域= (8, 5) , 修善寺川流域= (8, 6. 7)	狩野川 [大仁]
	伊豆の国市	韭山古川流域=6. 8, 深沢川流域=9. 7	韭山古川流域= (5, 6. 1) , 狩野川流域= (8, 29. 2)	狩野川 [大仁・徳倉]
	函南町	大場川流域=19. 2, 来光川流域=9. 7, 柿沢川流域=10	大場川流域= (7, 19. 2) , 来光川流域= (9, 7. 8) , 柿沢川流域= (5, 7. 7) , 狩野川流域= (5, 45. 3)	狩野川 [徳倉]
伊豆南	下田市	大賀茂川流域=6. 7, 稲生沢川流域=16. 7	大賀茂川流域= (8, 5. 4) , 稲生沢川流域= (8, 13. 4)	—
	東伊豆町	白田川流域=14. 2	—	—
	河津町	河津川流域=21. 3	—	—
	南伊豆町	青野川流域=16. 4	—	—
	松崎町	那賀川流域=19. 1, 岩科川流域=11. 1	那賀川流域= (6, 19. 1)	—
	西伊豆町	宇久須川流域=13. 2, 仁科川流域=19. 3	宇久須川流域= (6, 13. 2) , 仁科川流域= (6, 19. 3)	—
富士山南東	沼津市	沼川流域=6. 4, 高橋川流域=6. 1, 黄瀬川流域=30. 8, 大川流域=9. 2, 新中川流域=7. 3	沼川流域= (10, 6. 4) , 高橋川流域= (10, 4. 9) , 黄瀬川流域= (10, 27. 5) , 狩野川流域= (10, 35. 2)	狩野川 [徳倉]
	三島市	境川流域=4. 8, 大場川流域=18, 御殿川流域=4. 4	境川流域= (6, 4. 8) , 大場川流域= (17, 13. 5) , 御殿川流域= (6, 4. 2) , 狩野川流域= (6, 47. 8)	狩野川 [徳倉]
	御殿場市	小山川流域=5. 6, 竜良川流域=5. 7, 黄瀬川流域=9. 4, 久保川流域=20. 3, 西川流域=11. 6	黄瀬川流域= (7, 9. 4) , 久保川流域= (7, 20. 3)	—
	裾野市	黄瀬川流域=24. 3, 佐野川流域=10. 8, 用沢川流域=11. 9, 泉川流域=7. 2	黄瀬川流域= (9, 24. 3) , 佐野川流域= (5, 10. 8)	—
	清水町	黄瀬川流域=34. 4, 境川流域=3. 9	境川流域= (6, 3. 8) , 狩野川流域= (8, 48. 2)	狩野川 [徳倉]
	長泉町	黄瀬川流域=32. 9, 桃沢川流域=9. 5	黄瀬川流域= (10, 31. 2)	—
	小山町	鮎沢川流域=32. 4, 須川流域=15. 7, 小山佐野川流域=10. 7	須川流域= (5, 15. 7) , 小山佐野川流域= (5, 10. 7)	—
富士山南西	富士宮市	潤井川流域=22. 4, 芝川流域=29. 1, 弓沢川流域=14. 9	潤井川流域= (6, 22. 4) , 富士川流域= (10, 76. 8)	富士川 (釜無川を含む) [南部]
	富士市	富士早川流域=4. 8, 潤井川流域=31. 4, 沼川流域=25. 6, 小潤井川流域=8. 7, 滝川流域=6. 9, 赤瀬川流域=11. 6	富士早川流域= (10, 4. 8) , 沼川流域= (6, 25. 6) , 小潤井川流域= (6, 8. 4) , 滝川流域= (10, 6. 8)	富士川 (釜無川を含む) [南部]
遠州北	浜松市北部	二俣川流域=16. 1, 阿多古川流域=17. 1, 氣田川流域=37. 5, 水窪川流域=29. 5, 熊切川流域=14. 4, 天竜川流域=89. 9	阿多古川流域= (7, 16. 8) , 氣田川流域= (10, 30) , 天竜川流域= (10, 71. 9)	天竜川下流 [鹿島]
遠州南	浜松市南部	安間川流域=9. 3, 新川流域=13. 3, 井伊谷川流域=16. 4, 釣橋川流域=7. 2, 馬込川流域=12. 5, 芳川流域=6. 1, 都田川流域=25. 8	安間川流域= (7, 8. 7) , 新川流域= (7, 12. 1) , 馬込川流域= (7, 12. 5) , 芳川流域= (7, 6. 1) , 天竜川流域= (9, 74. 6) , 都田川流域= (15, 22. 2)	天竜川下流 [鹿島・中ノ町] , 都田川水系 都田川 [瀬戸橋]
	磐田市	一雲済川流域=6. 2, 敷地川流域=6. 2, 安久路川流域=4. 3, 倉西川流域=4. 7, 今ノ浦川流域=7. 1, ぼう僧川流域=16. 6, 祝川流域=5. 4, 磐田久保川流域=2. 6	一雲済川流域= (11, 6. 2) , 今ノ浦川流域= (7, 6. 1) , ぼう僧川流域= (7, 16. 6) , 太田川流域= (11, 34)	天竜川下流 [鹿島・中ノ町] , 太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]
	掛川市	牛淵川流域=14. 1, 下小笠川流域=7. 1, 佐東川流域=5. 8, 原野谷川流域=16. 3, 逆川流域=19. 2, 倉真川流域=10. 9, 垂木川流域=9, 東大谷川流域=5. 9, 弁財天川流域=9. 1, 西大谷川流域=5. 5	佐東川流域= (11, 5. 8) , 原野谷川流域= (11, 16) , 逆川流域= (11, 19. 1) , 倉真川流域= (11, 10. 8) , 垂木川流域= (8, 9) , 西大谷川流域= (8, 5. 5)	菊川 [加茂]
	袋井市	前川流域=4. 4, 敷地川流域=12. 9, 小笠川流域=7. 4, 宇刈川流域=7. 6, 逆川流域=22	小笠川流域= (6, 7. 4) , 宇刈川流域= (6, 7. 6) , 原野谷川流域= (8, 27. 6)	太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]
	湖西市	入出太田川流域=6. 1, 笠子川流域=6. 3	—	—
	御前崎市	新野川流域=10. 3	—	—
	菊川市	牛淵川流域=10. 6, 西方川流域=6. 8	牛淵川流域= (7, 9. 8) , 西方川流域= (7, 6. 8) , 菊川流域= (7, 12. 1)	菊川 [加茂]
	森町	三倉川流域=12, 一宮川流域=9. 6	太田川流域= (13, 22. 1)	太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]

(※) 表の見方については、表. 9-12 (P. 35～36) を参照。R7. 5. 29 現在: 最新の基準については気象庁 HP を参照。

表. 9-7 大雨警報の発表基準 (R8. 4. 1~R8. 5 下旬 (予定))

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部 (※)	25	145
	島田市	24	186
	焼津市	24	187
	藤枝市	24	184
	牧之原市	23	134
	吉田町	23	191
中部北	静岡市北部 (※)	22	176
	川根本町	21	168
伊豆北	熱海市	19	141
	伊東市	20	159
	伊豆市	16	145
	伊豆の国市	18	156
	函南町	20	168
伊豆南	下田市	15	122
	東伊豆町	20	168
	河津町	18	164
	南伊豆町	16	141
	松崎町	18	155
	西伊豆町	17	136
富士山南東	沼津市	18	145
	三島市	22	157
	御殿場市	20	171
	裾野市	22	156
	清水町	19	157
	長泉町	18	161
	小山町	19	192
富士山南西	富士宮市	20	162
	富士市	22	182
遠州北	浜松市北部 (※)	22	159
遠州南	浜松市南部 (※)	21	107
	磐田市	20	120
	掛川市	24	116
	袋井市	19	111
	湖西市	22	132
	御前崎市	22	108
	菊川市	22	110
	森町	21	159

(※) 表の見方については、表. 9-12 (P. 35~36) を参照。R7. 5. 29 現在：最新の基準については気象庁 HP を参照。

表. 9-8 大雨警報の発表基準 (R8.5 下旬 (予定) ~)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部 (※)		
	島田市		
	焼津市		
	藤枝市		
	牧之原市		
	吉田町		
中部北	静岡市北部 (※)		
	川根本町		
伊豆北	熱海市		
	伊東市		
	伊豆市		
	伊豆の国市		
	函南町		
伊豆南	新たな防災気象情報の各発表基準を記載予定 レベル3大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮警報 レベル4大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮危険警報		
富士山南東	沼津市		
	三島市		
	御殿場市		
	裾野市		
	清水町		
	長泉町		
	小山町		
富士山南西	富士宮市		
	富士市		
遠州北	浜松市北部 (※)		
遠州南	浜松市南部 (※)		
	磐田市		
	掛川市		
	袋井市		
	湖西市		
	御前崎市		
	菊川市		
	森町		

(※)表の見方については、表. 9- × × (P. 00~00) を参照。

表.9-9 洪水警報の発表基準 (R8.4.1～R8.5 下旬 (予定))

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
中部南	静岡市南部	丸子川流域=15.7, 薬科川流域=37.5, 由比川流域=12.2, 興津川流域=32.4, 山切川流域=8.9, 巴川流域=25.3	丸子川流域= (21, 11.3), 巴川流域= (23, 19.2)	富士川 (釜無川を含む) [南部], 安倍川 [手越・牛妻]
	島田市	伊太谷川流域=10.1, 大代川流域=16.1, 伊久美川流域=18.3, 家山川流域=16.8, 湯日川流域=9, 菊川流域=10.5	大代川流域= (23, 11.9)	大井川 [神座・細島]
	焼津市	小石川流域=8.5, 黒石川流域=10.3, 木屋川流域=10.4, 栃山川流域=10, 志太田中川流域=6.8	木屋川流域= (11, 9.3), 栃山川流域= (11, 9)	大井川 [細島], 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川 [勝草橋・横内橋]
	藤枝市	栃山川流域=8.7, 葉梨川流域=15.4, 朝比奈川流域=21.1	—	大井川 [細島], 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川 [勝草橋・横内橋]
	牧之原市	坂口谷川流域=12.1, 勝間田川流域=14.8, 萩間川流域=12.5	坂口谷川流域= (11, 10.8), 勝間田川流域= (11, 13.3), 萩間川流域= (11, 11.2)	—
	吉田町	湯日川流域=12.2	—	大井川 [細島]
中部北	静岡市北部	安倍川流域=38.1, 薬科川流域=30.3, 安倍中河内川流域=33.2	—	—
	川根本町	大井川流域=77.8	大井川流域= (12, 70)	—
伊豆北	熱海市	熱海和田川流域=7.4, 熱海宮川流域=5.5	—	—
	伊東市	伊東大川流域=19.5	—	—
	伊豆市	狩野川流域=37.3, 山田川流域=5.7, 古川流域=7.8, 修善寺川流域=10.6	山田川流域= (14, 5.1), 古川流域= (8, 7), 修善寺川流域= (8, 9.5)	狩野川 [大仁]
	伊豆の国市	葦山古川流域=8.6, 深沢川流域=12.2	葦山古川流域= (16, 6.8), 狩野川流域= (8, 45.6)	狩野川 [大仁・徳倉]
	函南町	大場川流域=24, 来光川流域=12.2, 柿沢川流域=12.6	大場川流域= (8, 21.8), 来光川流域= (18, 10.9), 柿沢川流域= (12, 8.6), 狩野川流域= (12, 50.9)	狩野川 [徳倉]
伊豆南	下田市	大賀茂川流域=8.4, 稲生沢川流域=20.9	—	—
	東伊豆町	白田川流域=17.8	—	—
	河津町	河津川流域=26.7	—	—
	南伊豆町	青野川流域=20.5	—	—
	松崎町	那賀川流域=23.9, 岩科川流域=13.9	那賀川流域= (10, 21.5)	—
	西伊豆町	宇久須川流域=16.5, 仁科川流域=24.2	—	—
富士山南東	沼津市	沼川流域=8.1, 高橋川流域=7.7, 黄瀬川流域=38.5, 大川流域=11.5, 新中川流域=9.2	沼川流域= (10, 7.2), 狩野川流域= (14, 49.5)	狩野川 [徳倉]
	三島市	境川流域=6.1, 大場川流域=22.5, 御殿川流域=5.6	大場川流域= (19, 15), 御殿川流域= (9, 4.7), 狩野川流域= (9, 55.7)	狩野川 [徳倉]
	御殿場市	小山川流域=7, 竜良川流域=7.2, 黄瀬川流域=11.8, 久保川流域=25.4, 西川流域=14.5	黄瀬川流域= (11, 10.6)	—
	裾野市	黄瀬川流域=30.4, 佐野川流域=13.6, 用沢川流域=14.9, 泉川流域=9	黄瀬川流域= (10, 30.4)	—
	清水町	黄瀬川流域=43, 境川流域=4.8	境川流域= (9, 4.3)	狩野川 [徳倉]
	長泉町	黄瀬川流域=41.2, 桃沢川流域=11.9	—	—
	小山町	鮎沢川流域=40.5, 須川流域=19.7, 小山佐野川流域=13.4	—	—
富士山南西	富士宮市	潤井川流域=28, 芝川流域=36.4, 弓沢川流域=18.7	—	富士川 (釜無川を含む) [南部]
	富士市	富士早川流域=6.1, 潤井川流域=39.3, 沼川流域=32.1, 小潤井川流域=10.9, 滝川流域=8.7, 赤瀬川流域=14.6	富士早川流域= (20, 6)	富士川 (釜無川を含む) [南部]
遠州北	浜松市北部	二俣川流域=20.2, 阿多古川流域=21.4, 気田川流域=46.9, 水窪川流域=36.9, 熊切川流域=18, 天竜川流域=112.4	阿多古川流域= (12, 19.4), 天竜川流域= (10, 97.1)	天竜川下流 [鹿島]
遠州南	浜松市南部	安間川流域=11.7, 新川流域=16.7, 井伊谷川流域=20.6, 釣橋川流域=9.1, 馬込川流域=16, 芳川流域=7.7, 都田川流域=32.3	安間川流域= (12, 9.7), 天竜川流域= (12, 82.9)	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 都田川水系 都田川 [瀬戸橋]
	磐田市	一雲済川流域=7.8, 敷地川流域=8.9, 安久路川流域=6.2, 倉西川流域=6.7, 今ノ浦川流域=8.9, ぼう僧川流域=20.8, 祝川流域=7.7, 磐田久保川流域=3.8	一雲済川流域= (11, 7.8), 今ノ浦川流域= (11, 6.8), 太田川流域= (11, 37.8)	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]
	掛川市	牛淵川流域=17.7, 下小笠川流域=8.9, 佐束川流域=7.3, 原野谷川流域=20.4, 逆川流域=24, 倉真川流域=13.7, 垂木川流域=11.3, 東大谷川流域=7.4, 弁財天川流域=11.4, 西大谷川流域=6.9	逆川流域= (12, 21.6), 倉真川流域= (11, 12.6), 垂木川流域= (12, 10.1), 西大谷川流域= (12, 6.2)	菊川 [加茂]
	袋井市	前川流域=5.5, 敷地川流域=16.2, 小笠沢川流域=9.3, 宇刈川流域=9.6, 逆川流域=27.6	小笠沢川流域= (9, 8.7)	太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]
	湖西市	入出太田川流域=7.7, 笠子川流域=7.9	—	—
	御前崎市	新野川流域=12.9	—	—
	菊川市	牛淵川流域=13.3, 西方川流域=8.5	牛淵川流域= (19, 10.9), 西方川流域= (11, 7.6)	菊川 [加茂]
	森町	三倉川流域=15.1, 一宮川流域=12	—	太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]

(※) 表の見方については、表.9-12 (P.35～36) を参照。R7.5.29 現在:最新の基準については気象庁 HP を参照。

表.9-10 高潮注意報・警報の発表基準 (R8.4.1～R8.5 下旬 (予定))

市町村等を まとめた地域	市町村等	警報 (標高 : m)	注意報 (標高 : m)
中部南	静岡市南部 (※)、焼津市、牧之原市、吉田町	1.5m	1.1m
	島田市、藤枝市	－	－
中部北	静岡市北部 (※)、川根本町	－	－
伊豆北	熱海市、伊東市、伊豆市	1.5m	1.1m
	伊豆の国市、函南町	－	－
伊豆南	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	1.5m	1.1m
富士山南東	沼津市	1.5m	1.1m
	三島市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	－	－
富士山南西	富士市	1.5m	1.1m
	富士宮市	－	－
遠州北	浜松市北部 (※)	－	－
遠州南	浜松市南部 (※)	1.4m	1.1m
	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市	1.5m	1.1m
	菊川市、森町	－	－

R7.5.29 現在 : 最新の基準については気象庁 HP を参照。

表.9-11 波浪注意報・警報の発表基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	警報 (有義波高 : m)	注意報 (有義波高 : m)
中部南	静岡市南部 (※)、焼津市、牧之原市、吉田町	6.0m	3.0m
	島田市、藤枝市	－	－
中部北	静岡市北部 (※)、川根本町	－	－
伊豆北	熱海市、伊東市、伊豆市	6.0m	3.0m
	伊豆の国市、函南町	－	－
伊豆南	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	6.0m	3.0m
富士山南東	沼津市	6.0m	3.0m
	三島市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	－	－
富士山南西	富士市	6.0m	3.0m
	富士宮市	－	－
遠州北	浜松市北部 (※)	－	－
遠州南	浜松市南部 (※)	6.0m	3.0m
	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市	6.0m	3.0m
	菊川市、森町	－	－

R7.5.29 現在 : 最新の基準については気象庁 HP を参照。

表.9-12 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (2) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (4) 洪水の欄中、複合基準は（表面雨量指数基準、流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を表す。

(注)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

静岡市南部（※）：静岡市北部の区域を除く

静岡市北部（※）：葵区（相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、樽尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山及び蕨野に限る。）に限る

浜松市北部（※）：浜松市天竜区に限る

浜松市南部（※）：浜松市天竜区を除く

<参考> 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪について一般の利用に適合する警報（特別警報）（表.9-13）を発表する。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

表.9-13 静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
レベル5 高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

レベル5 氾濫特別警報、レベル5 土砂災害特別警報を掲載予定

2. 気象警報等の伝達等系統図（津波警報等は除く）

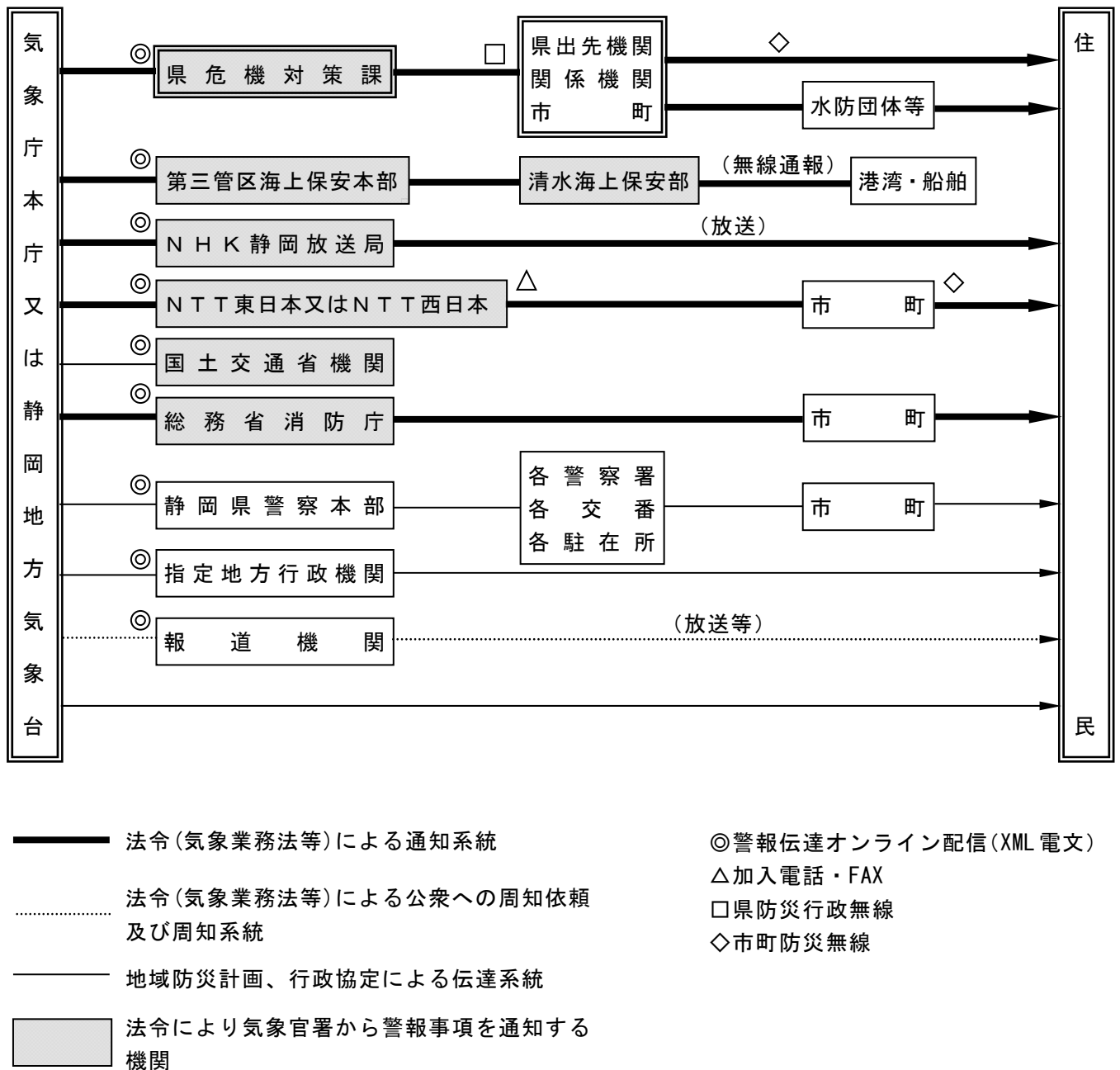


図. 9-1 気象警報等の伝達等系統図（津波警報等は除く）

3. 通信途絶時の注意報及び警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入 F A X へ伝達する。

この F A X も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

4. 措置

県水防本部を組織する各部、各班、方面本部及び地方機関並びに市町は、洪水予報、水防警報又は静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報の伝達を受けた場合は、速やかに当該情報を伝達し、必要な措置をとるものとする。

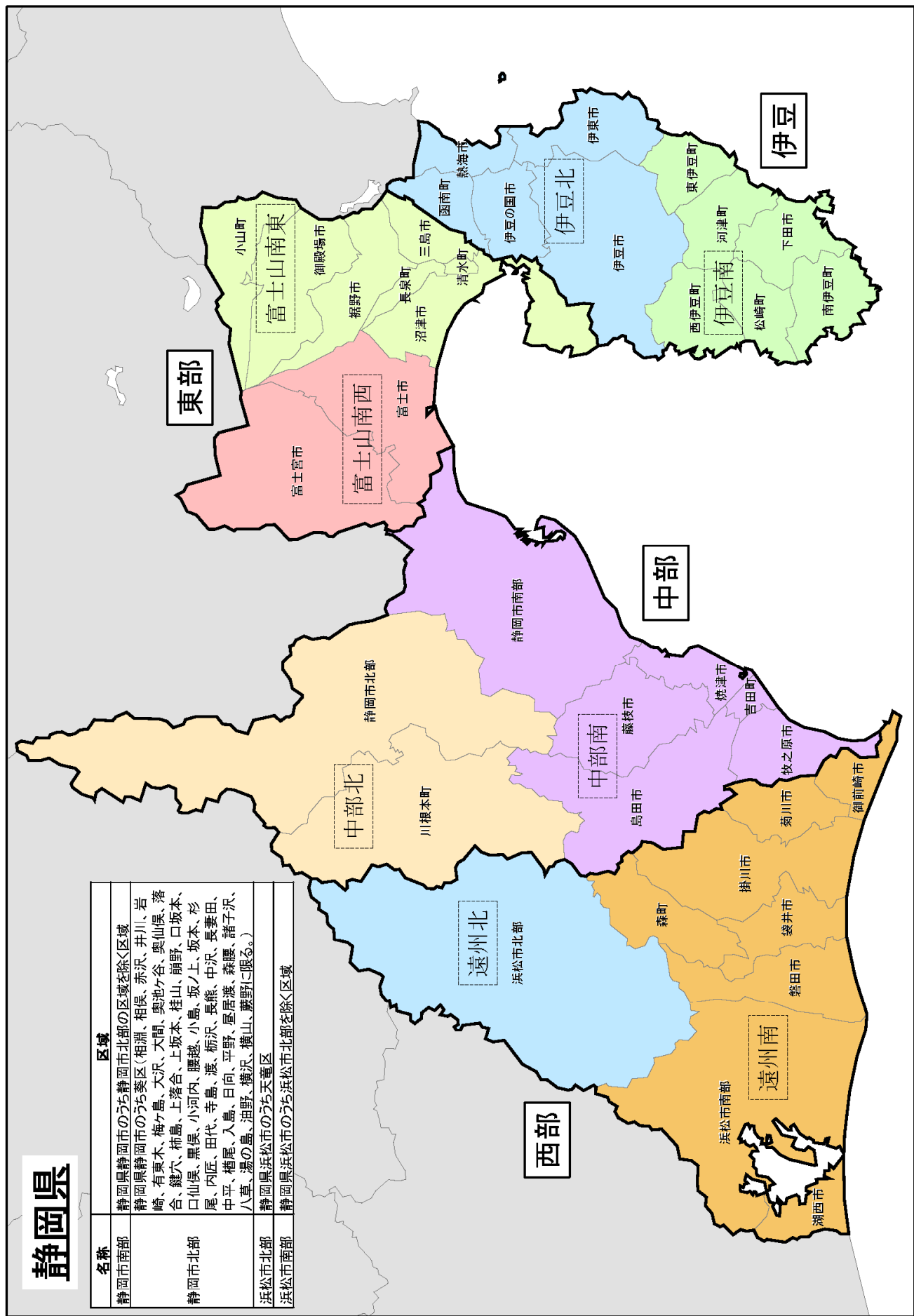


図. 9-2 静岡県の地域区分図

第2節 津波警報、注意報の種類

1. 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したとき、地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、津波注意報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

表.9-14 津波警報等の種類と発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ	
		数値表現	定性的表現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	（表記しない）

（注）1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表.9-15 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

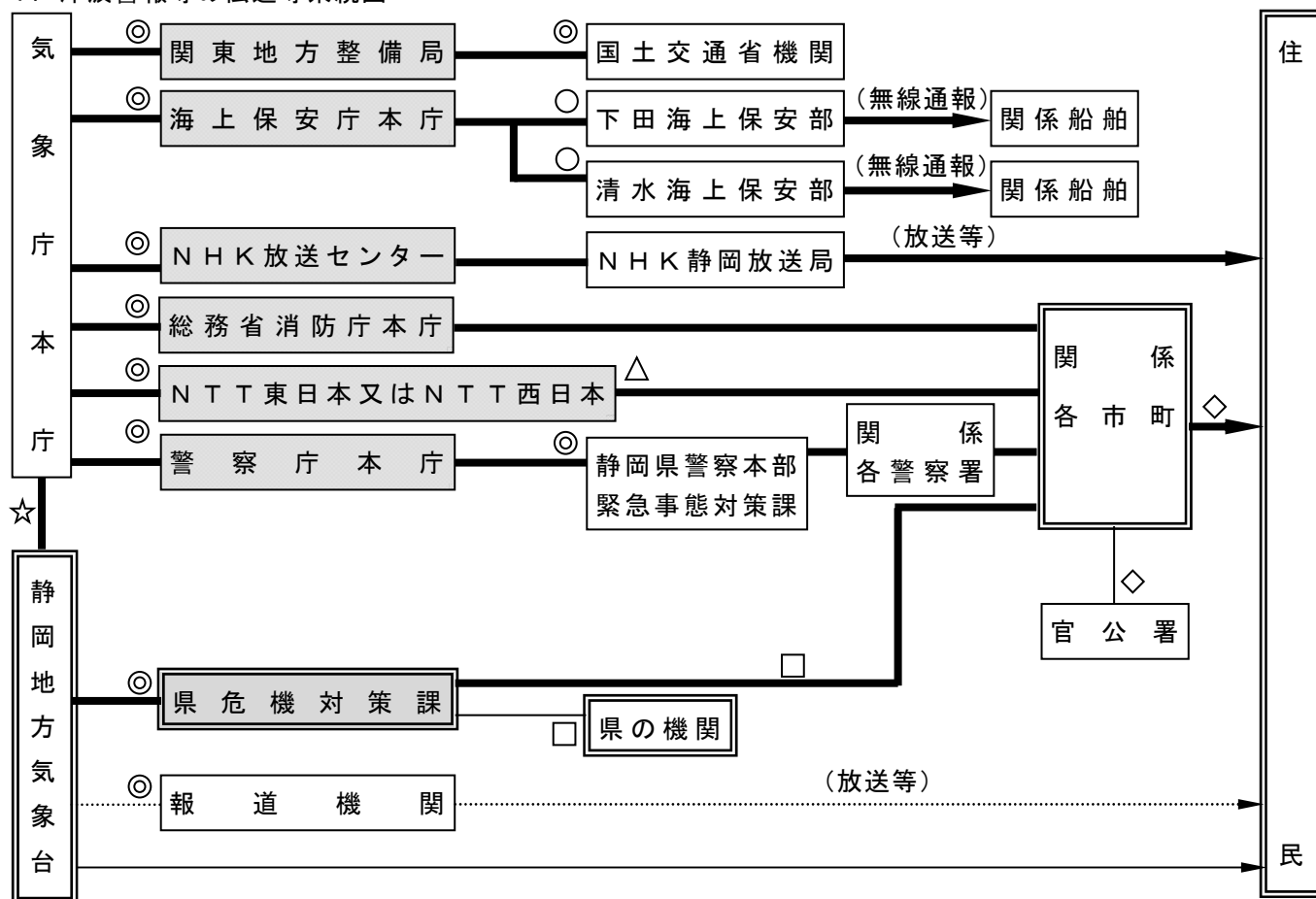
3. 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下のとおり津波予報を発表する。

表. 9-16 津波予報の発表基準と発表内容

	発 表 基 準	発 表 内 容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を発表。(地震情報等を含めて発表)
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)
	津波警報・津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)

4. 津波警報等の伝達等系統図



—— 法令(気象業務法等)による通知系統

..... 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼
及び周知系統

—— 地域防災計画、行政協定による伝達系統

■ 法令により気象官署から警報事項を通知する
機関

◎警報伝達オンライン配信 (XML 電文)

○専用電話・FAX

△加入電話・FAX

□県防災行政無線

◇市町防災無線

図. 9-3 津波警報等の伝達等系統図

5. 通信途絶時の津波警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入 FAX へ伝達する。

この FAX も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

6. 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は表. 9-14 及び図. 9-4 のとおりである。

表. 9-17 静岡県の属する津波予報区

津波予報区	区 域	津波予報担当気象官署
		津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

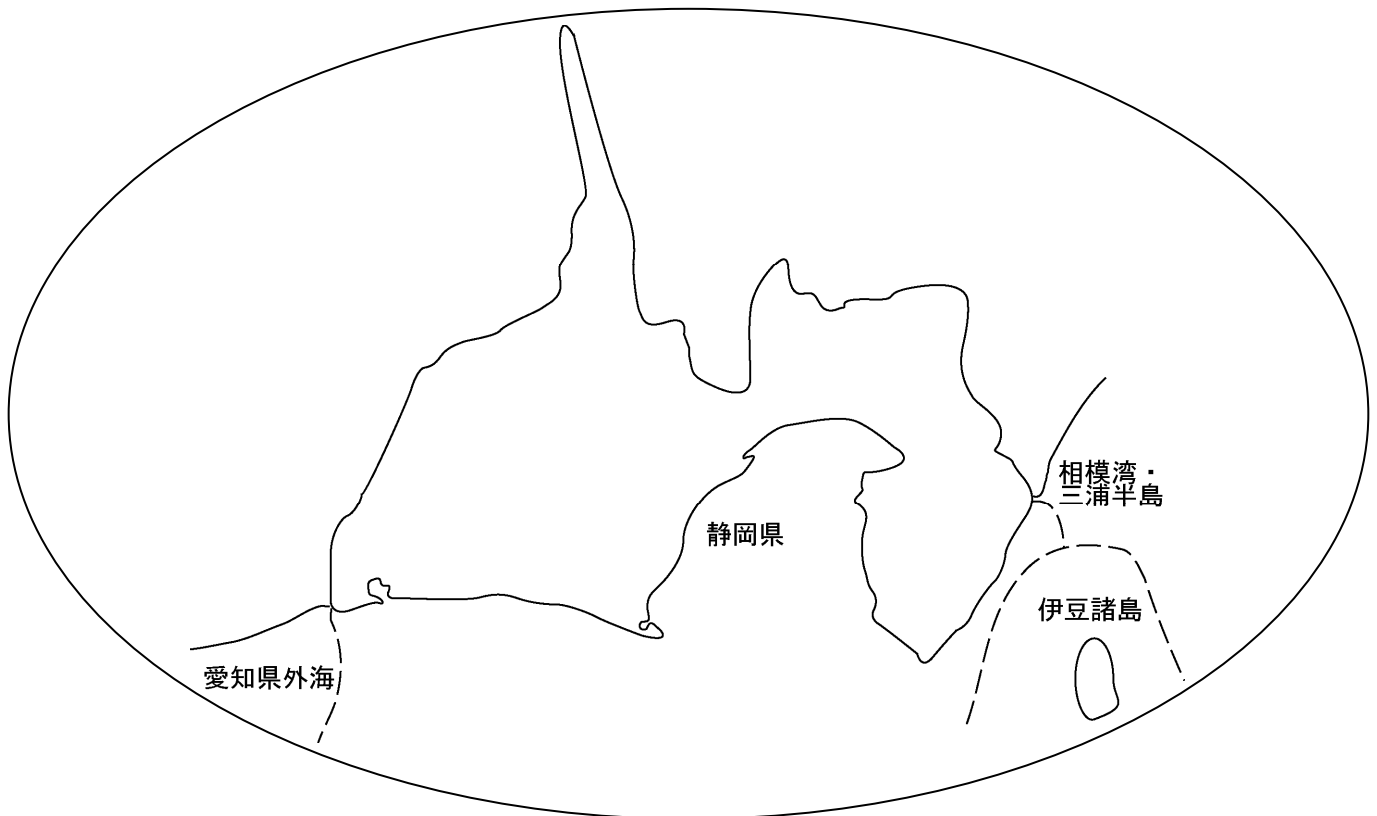
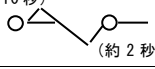
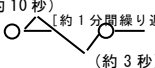


図. 9-4 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

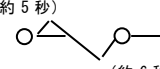
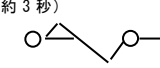
7. その他

表. 9-18 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点の連打) ●-●-● ●-●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(1点2個と2点との連打) ● ● ●-●	(約10秒) [約1分間繰り返す]  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

表. 9-19 津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) ●-● ●-●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標識	(連打) ●-●-●-●	(約3秒)  (約2秒) (単声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

表. 9-20 沿岸市町一覧表

方面本部	沿岸・市町一覧表						沿岸 市町	避難対象地 区を指定し ている市町
賀 茂	・下田市	・東伊豆町	河津町	・南伊豆町	・松崎町	・西伊豆町	6	5
東 部	・沼津市	・伊豆市	・富士市	熱海市	・伊東市		5	4
中 部	・静岡市	・焼津市	・牧之原市	・吉田町			4	4
西 部	・浜松市	・袋井市	・磐田市	・掛川市	・御前崎市	・湖西市	6	6
計							21	19

1. 沿岸市町は、海面監視を行う
2. ・印のある市町は避難対象地区を指定している市町

8. 措置

県水防本部を組織する各部、各班、方面本部及び地方機関並びに市町は、静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報の伝達を受けた場合は、速やかに当該情報を伝達し、必要な措置をとるものとする。

第10章 洪水予報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置(法第10条)

国土交通大臣が指定した河川（狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流）について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

1. 狩野川洪水予報計画

平成18年3月31日 国土交通省告示第437号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-1 狩野川洪水予報を行う河川名及びその区域

河 川 名	区 域
狩 野 川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで
	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-2 狩野川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫発生 水位
狩野川	徳 倉	静岡県駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m	8.06m
	大 仁	静岡県伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m	5.60m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-3 狩野川洪水予報の発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
狩 野 川	沼津河川国道事務所 静岡地方気象台	沼津河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、現に洪水予報を発表しているときに、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、レベル5大雨特別警報から他の警報や注意報への切替時に、河川氾濫に関する情報を発表する。

表. 10-4 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	備 考
レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報 (レ ベ ル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき沼津河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
レ ベ ル 3 氾 濫 警 報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報 (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レ ベ ル 5 氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表	※氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月(出水期前)までに関係市町と協議し運用する。
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式 1 (P. 169～P. 207) となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-5 狩野川洪水予報の通知

河 川 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
狩 野 川	沼津河川国道事務所長	河 川 砂 防 局 長	加 入 電 話
	静岡地方気象台長	危 機 対 策 課 長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

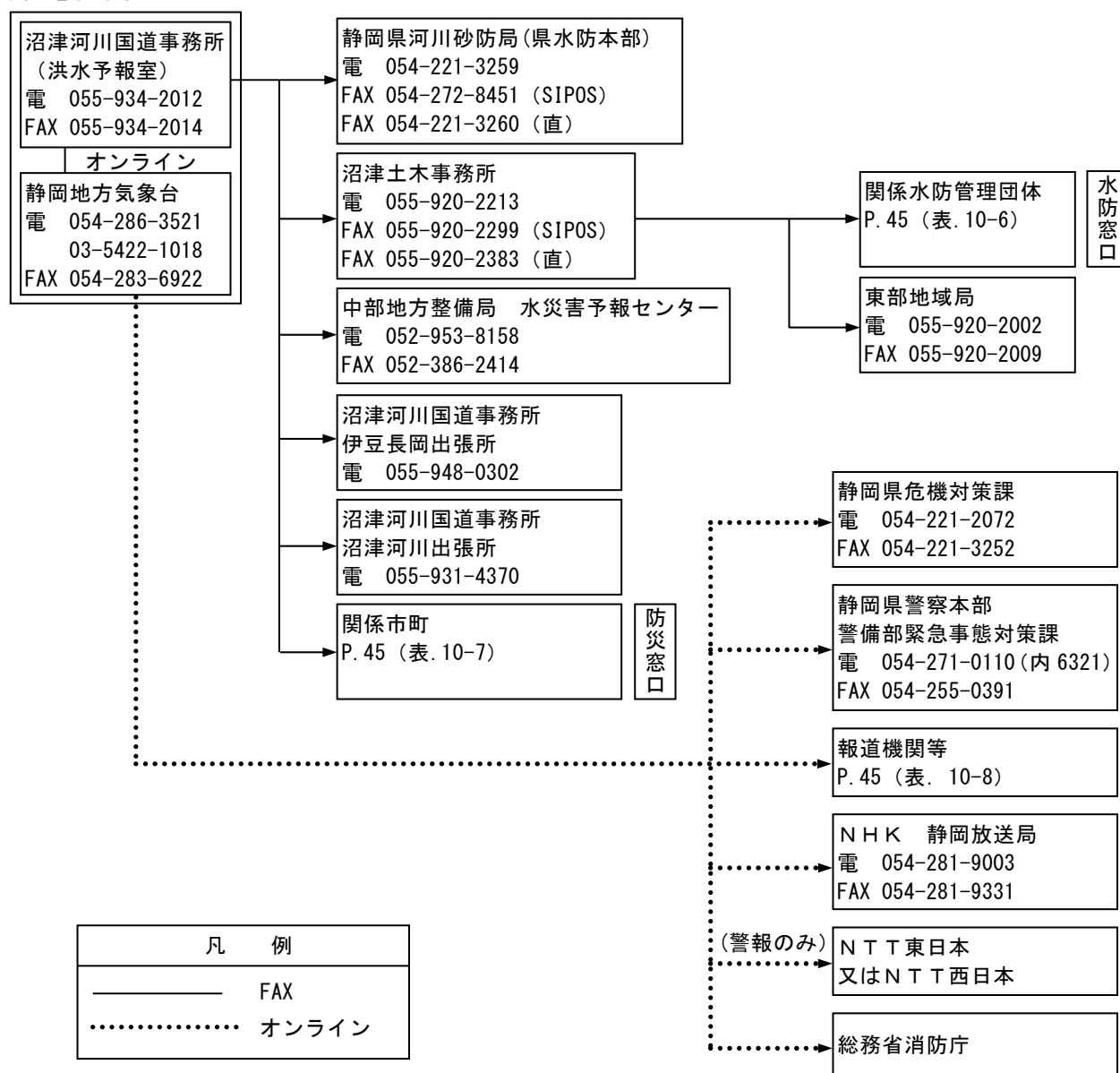


図. 10-1 狩野川洪水予報連絡系統図

表. 10-6 関係水防管理団体電話番号(水防窓口)

水防管理団体	沼津市 (河川課)	三島市 (危機管理課)	伊豆市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)
電話番号	055-934-2531	055-983-2650	0558-72-9867	055-948-1482
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	0558-72-6588	055-948-1169
水防管理団体	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (地域安全課)	
電話番号	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102	
FAX 番号	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	

表. 10-7 関係市町電話番号(防災窓口)

市町	沼津市 (危機管理課)	三島市 (危機管理課)	伊豆市 (危機管理課)
電話番号	055-934-4803	055-983-2650	0558-72-9867
FAX 番号	055-934-0027	055-981-7720	0558-72-6588
市町	伊豆の国市 (危機管理課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (地域安全課)
電話番号	055-948-1482	055-981-8205	055-979-8102
FAX 番号	055-948-1169	055-973-1711	055-978-1197

表. 10-8 報道機関電話番号

報道機関名	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)	静岡新聞
電話番号	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520	054-283-0683
FAX 番号	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174	054-286-5944

2. 富士川（釜無川を含む）洪水予報計画

平成8年3月22日 運輸省・建設省 告示第1号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-10 富士川（釜無川を含む）洪水予報を行う河川名及びその区域

河 川 名	区 域
富 士 川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韭崎市水神一丁目 4621 の4地先 武田橋上流端から海まで
	(静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)
	右岸 山梨県韭崎市神山町大字鍋山字釜無川河原 武田橋上流端から海まで
	(静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所（※ 静岡県内対象観測所は南部観測所のみである。）

表.10-11 富士川（釜無川を含む）洪水予報の対象となる水位観測所

河 川 名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫 発生 水位
富 士 川 (釜無川 を含む)	船山橋	山梨県韭崎市竜岡町若尾新田	右岸河口から 83.7km	2.00m	2.00m	2.20m	
	清水端	山梨県南巨摩郡富士川町清水 端	右岸河口から 60.9km	3.40m	6.60m	7.20m	
	南部※	山梨県南巨摩郡南部町内船	右岸河口から 29.8km	3.80m	4.40m	4.90m	5.70m

(3) 洪水予報発表者

表.10-12 富士川（釜無川を含む）洪水予報発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
富 士 川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所 甲府地方気象台 静岡地方気象台	甲府河川国道事務所長 甲府地方気象台長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、現に洪水予報を発表しているときに、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、レベル5大雨特別警報から他の警報や注意報への切替時に、河川氾濫に関する情報を発表する。

表.10-13 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	備 考
レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報 (レ ベ ル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき甲府河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
レ ベ ル 3 氾 濫 警 報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報 (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レ ベ ル 5 氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表	※氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月（出水期前）までに関係市町と協議し運用する。
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式1(P.169～P.207)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-14 富士川（釜無川を含む）洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

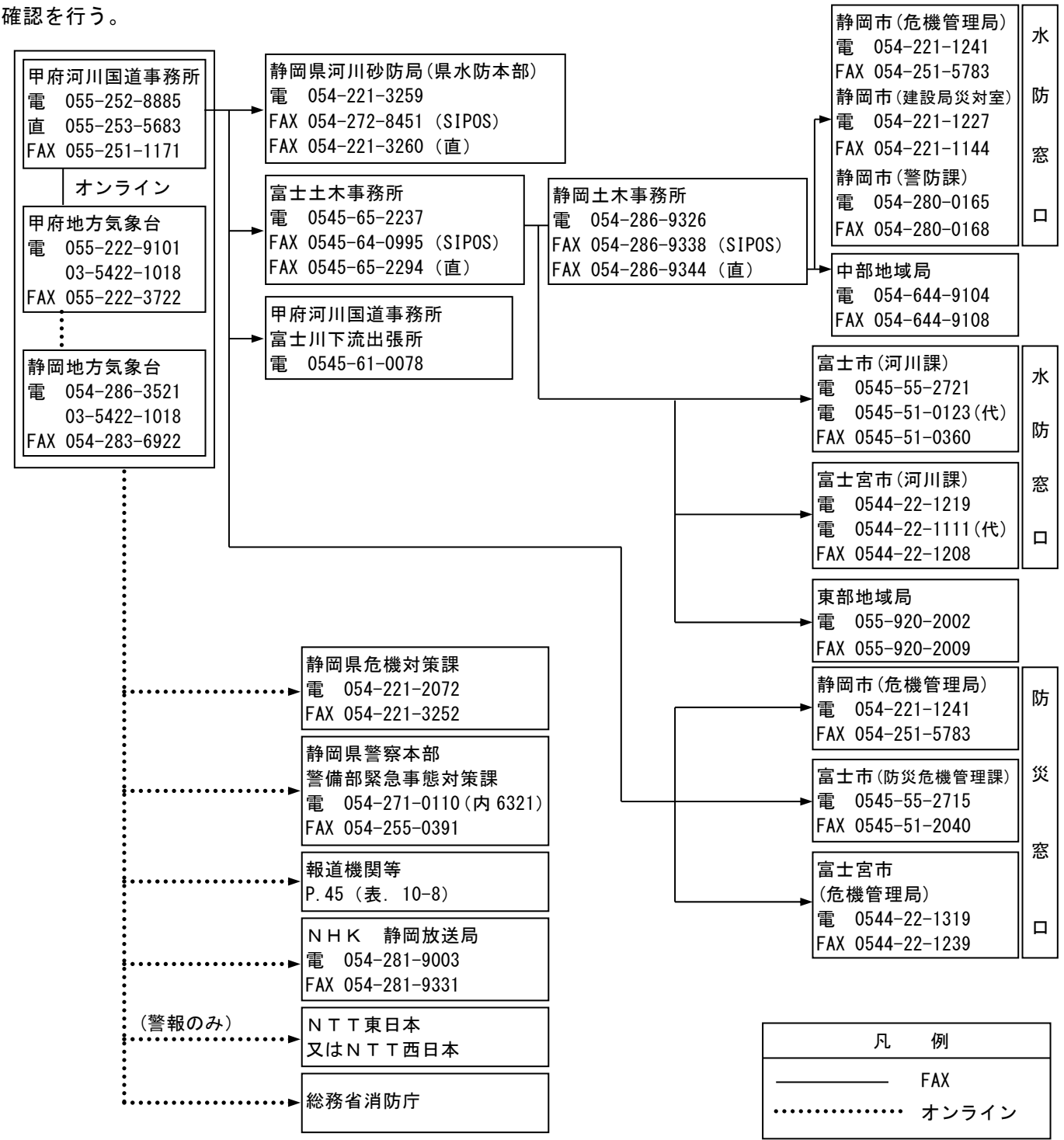


図. 10-2 富士川（釜無川を含む）洪水予報連絡系統図

3. 安倍川及び大井川洪水予報計画

平成5年3月26日 運輸省・建設省 告示第3号

3-1. 安倍川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-15 安倍川洪水予報を行う河川名及びその区域

河 川 名	区 域
安 倍 川	左岸 静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで
	右岸 静岡県静岡市葵区中沢字札幌六百九十三番三地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-16 安倍川洪水予報の対象となる水位観測所

河 川 名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫 発生 水位
安 倍 川	手 越	静岡県静岡市駿河区手越	右岸河口より 4.07km	2.40m	3.40m	4.00m	6.11m
	牛 妻	静岡県静岡市葵区牛妻	左岸河口より 17.08km	3.00m	4.10m	4.60m	5.93m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-17 安倍川洪水予報発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
安 倍 川	静岡河川事務所 静岡地方気象台	静岡河川事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、現に洪水予報を発表しているときに、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、レベル5大雨特別警報から他の警報や注意報への切替時に、河川氾濫に関する情報を発表する。

表. 10-18 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	備 考
レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報 (レ ベ ル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
レ ベ ル 3 氾 濫 警 報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報 (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レ ベ ル 5 氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表	※氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月(出水期前)までに関係市町と協議し運用する。
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式1(P.169~P.207)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-19 安倍川洪水予報の通知

河 川 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
安 倍 川	静岡河川事務所長	河 川 砂 防 局 長	加 入 電 話
	静岡地方気象台長	危 機 対 策 課 長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的に F A X またはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

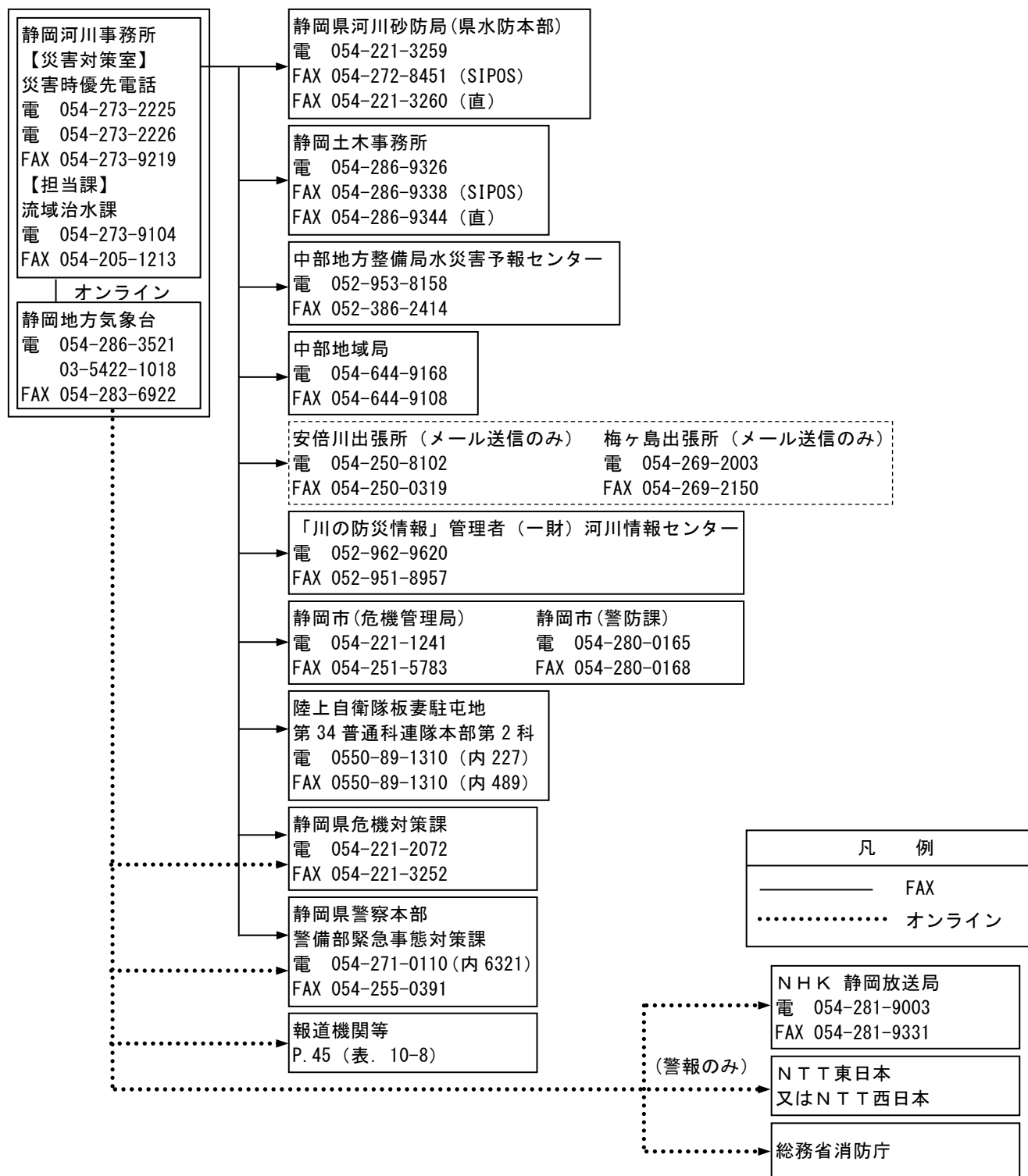


図. 10-3 安倍川洪水予報連絡系統図

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-20 大井川洪水予報を行う河川名及びその区域

河 川 名	区 域
大 井 川	左岸 静岡県島田市鶴網字孫作三十四番三地从先から海まで
	右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地从先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-21 大井川洪水予報の対象となる水位観測所

河 川 名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫 発生 水位
大 井 川	神 座	静岡県島田市神座	左岸河口より 23.49km	2.00m	2.60m	3.20m	5.15m
	細 島	静岡県島田市細島	左岸河口より 10.03km	1.70m	2.70m	3.30m	4.46m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-22 大井川洪水予報発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
大 井 川	静岡県河川事務所 静岡県地方气象台	静岡県河川事務所長 静岡県地方气象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、現に洪水予報を発表しているときに、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、レベル5大雨特別警報から他の警報や注意報への切替時に、河川氾濫に関する情報を発表する。

表. 10-23 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	備 考
レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報 (レ ベ ル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき静岡県河川事務所と静岡県地方气象台が協議の上決定する
レ ベ ル 3 氾 濫 警 報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報 (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レ ベ ル 5 氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表	※氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月(出水期前)までに関係市町と協議し運用する。
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式1(P.169~P.207)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-24 大井川洪水予報の通知

河 川 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
大 井 川	静岡河川事務所長	河 川 砂 防 局 長	加 入 電 話
	静岡地方気象台長	危 機 対 策 課 長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的に F A X またはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

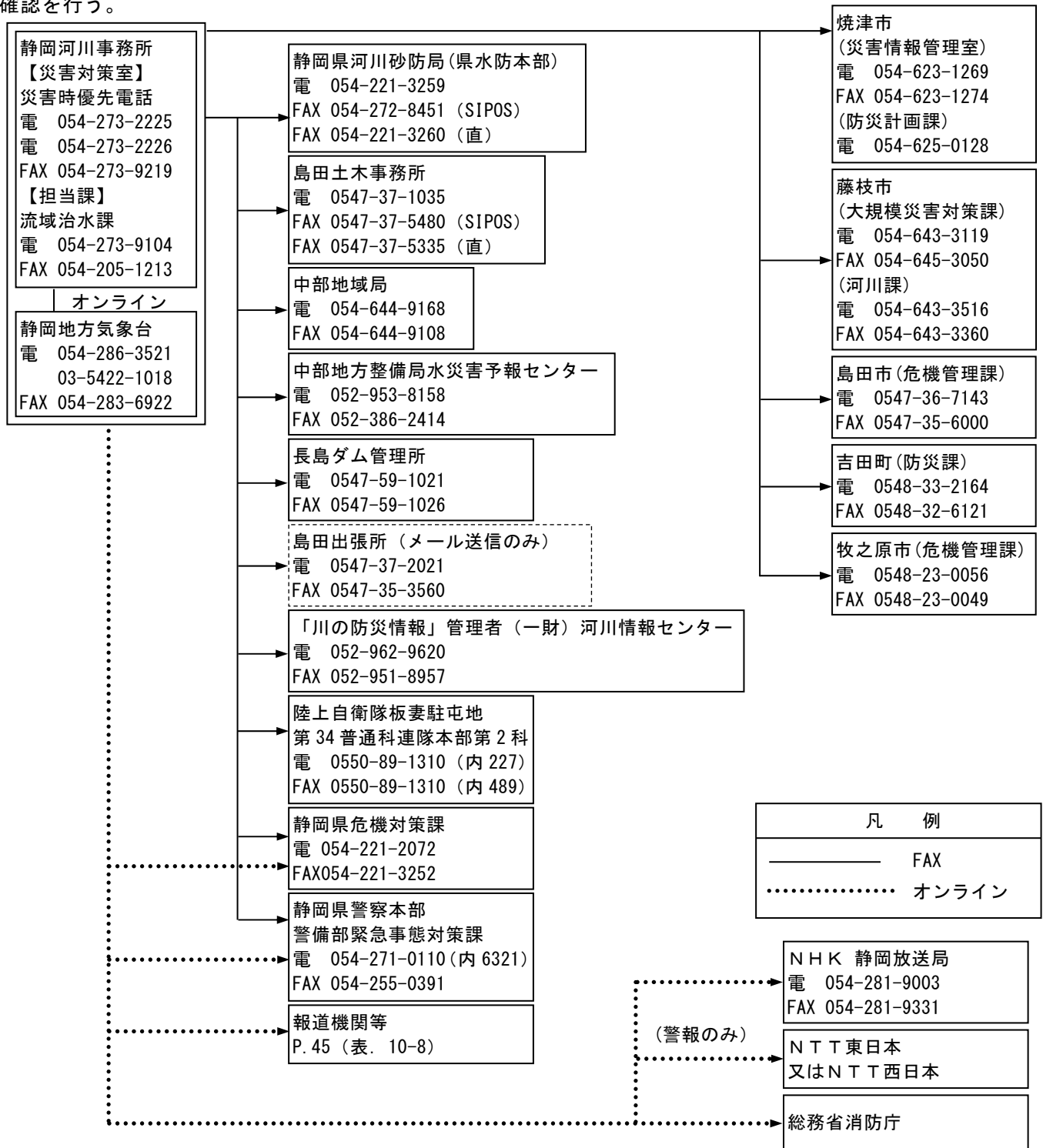


図. 10-4 大井川洪水予報連絡系統図

4. 菊川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-25 菊川洪水予報を行う河川名及びその区域

河 川 名	区 域
菊 川	左岸 静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで
	右岸 静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-26 菊川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫 発生 水位
菊 川	加 茂	静岡県菊川市加茂	左岸河口より 11.9km	2.50m	3.20m	3.50m	5.20m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-27 菊川洪水予報発表者

河 川 名	発 表 者	責 任 者 官 職 名
菊 川	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、現に洪水予報を発表しているときに、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、レベル5大雨特別警報から他の警報や注意報への切替時に、河川氾濫に関する情報を発表する。

表. 10-28 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	備 考
レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報 (レ ベ ル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
レ ベ ル 3 氾 濫 警 報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報 (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レ ベ ル 5 氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表	※氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月（出水期前）までに関係市町と協議し運用する。
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式1(P.169～P.207)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-29 菊川洪水予報の通知

河 川 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
菊 川	浜松河川国道事務所長	河 川 砂 防 局 長	加 入 電 話
	静岡地方気象台長	危 機 対 策 課 長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

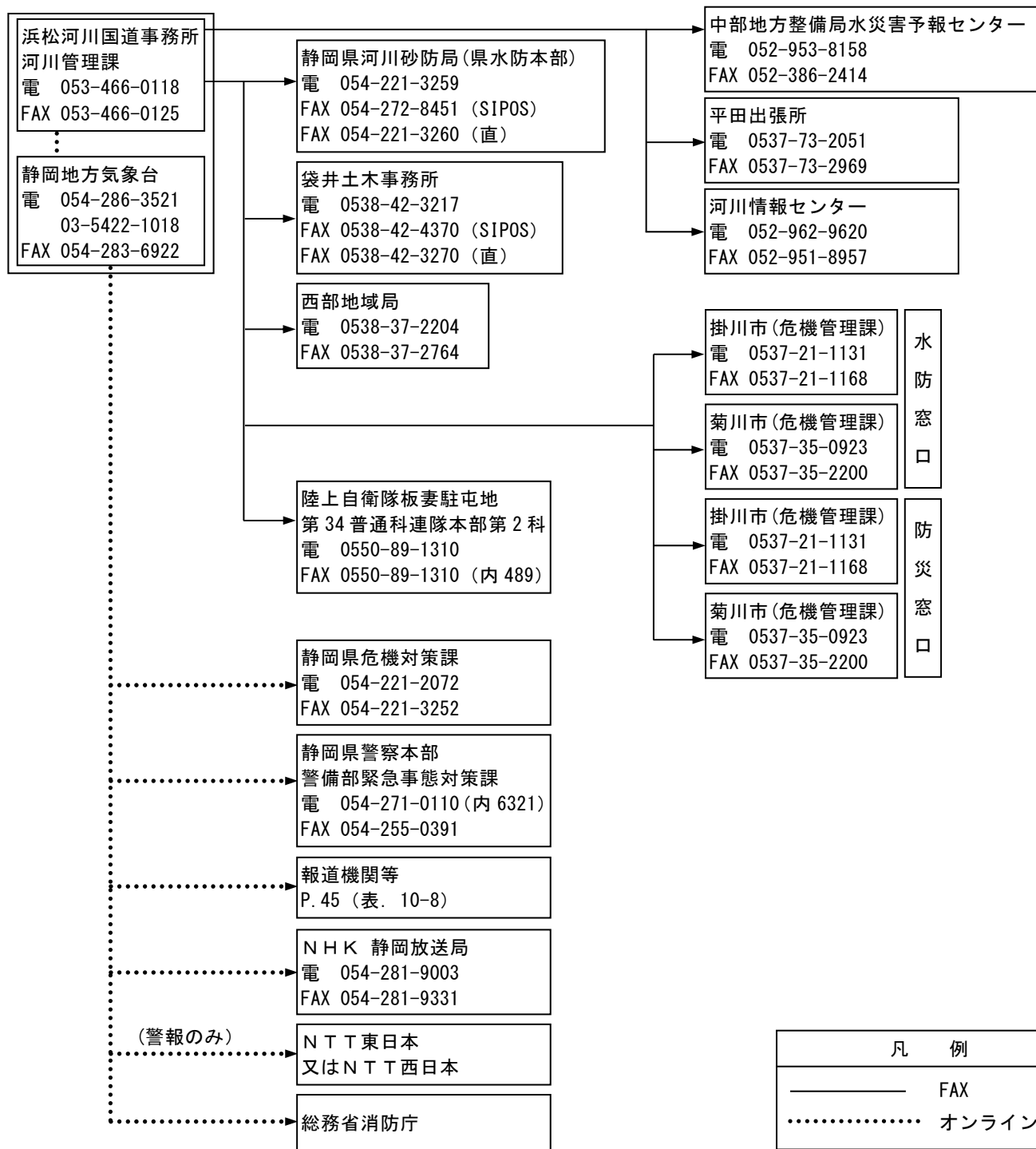


図. 10-5 菊川洪水予報連絡系統図

5. 天竜川下流洪水予報計画

昭和37年 運輸省・建設省 告示第14号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-30 天竜川下流洪水予報を行う河川名及びその区域

河 川 名	区 域
天竜川下流	左岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで
	右岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-31 天竜川下流洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)	氾濫 発生 水位
天竜川 下流	鹿 島	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島	右岸河口より 25.0km	3.50m	5.60m	6.00m	7.57m
	中ノ町	静岡県浜松市中央区中野町	右岸河口より 9.1km	1.60m	3.10m	3.40m	6.08m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-32 天竜川下流洪水予報発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
天 竜 川 下 流	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、現に洪水予報を発表しているときに、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、レベル5大雨特別警報から他の警報や注意報への切替時に、河川氾濫に関する情報を発表する。

表. 10-33 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	備 考
レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報 (レ ベ ル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
レ ベ ル 3 氾 濫 警 報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報 (警戒レベル4相当)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レ ベ ル 5 氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル5氾濫特別警報と一体的に発表	※氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月(出水期前)までに関係市町と協議し運用する。
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式1(P.169~P.207)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-34 天竜川下流洪水予報の通知

河 川 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
天 竜 川 下 流	浜松河川国道事務所長	河 川 砂 防 局 長	加 入 電 話
	静岡地方気象台長	危 機 対 策 課 長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的に F A X またはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

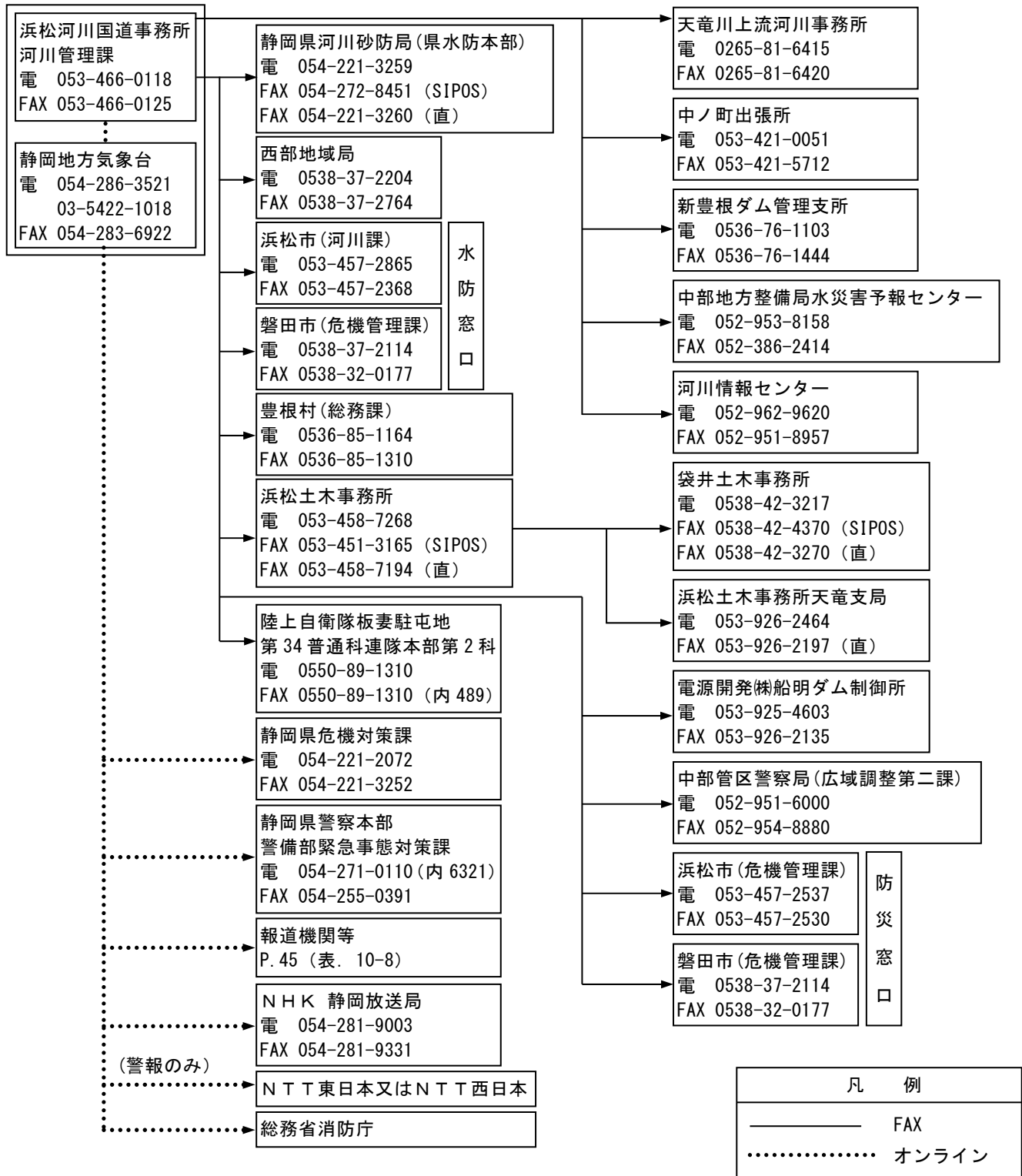


図. 10-6 天竜川下流洪水予報連絡系統図

第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置(法第11条)

静岡県知事が指定した河川(瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川、太田川水系太田川・原野谷川、都田川水系都田川)について気象庁長官と共同して静岡県知事が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

1. 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-35 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域
瀬戸川水系	瀬戸川	左岸 静岡県藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで
		右岸 静岡県藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで
	朝比奈川	左岸 静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで
		右岸 静岡県藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-36 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
瀬戸川水系	瀬戸川	勝草橋	静岡県藤枝市志太三丁目官有無番地	2.00m	2.25m	2.60m
	朝比奈川	横内橋	静岡県藤枝市横内字鰯ヶ久官有無番地	2.50m	2.80m	3.40m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-37 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報の発表者

水 系 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
瀬 戸 川 水 系	島田土木事務所 静岡地方気象台	島田土木事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

表. 10-38 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	備 考
レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報 (レ ベ ル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき島田土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
レ ベ ル 3 氾 濫 警 報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報 (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レ ベ ル 5 氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または決壊がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式2(P.208~P.246)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-39 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報の通知

水 系 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
瀬 戸 川 水 系	島 田 土 木 事 務 所 長	河 川 砂 防 局 長	加 入 電 話
	静 岡 地 方 気 象 台 長	危 機 対 策 課 長	防 災 情 報 提 供 シ ス テ ム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事（土木事務所長）及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的に F A X またはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

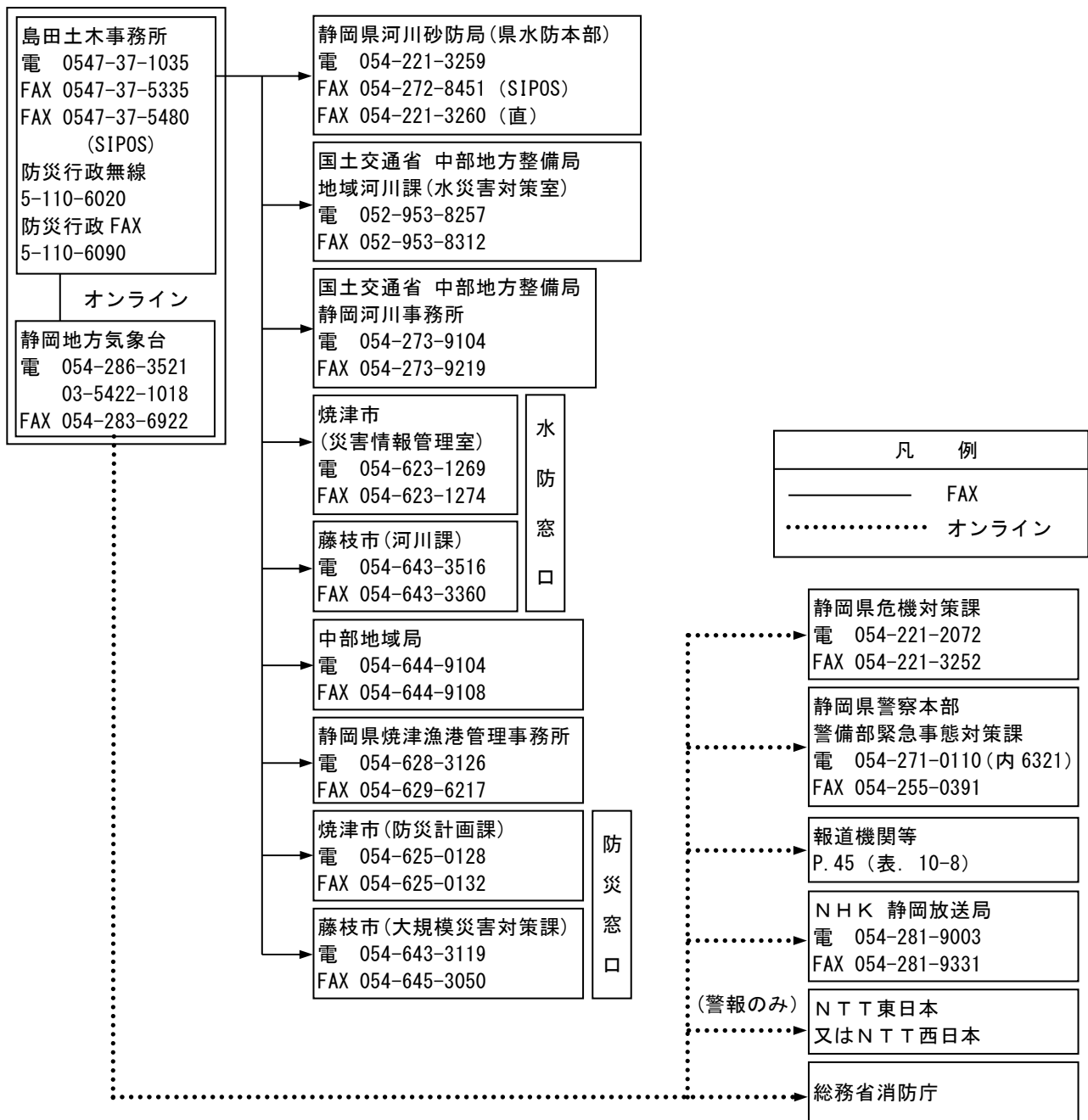


図. 10-7 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報連絡系統図

2. 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-40 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域
太田川水系	太田川	左岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
		右岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	原野谷川	左岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで
		右岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所と受け持ち区間

表. 10-41 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)
太田川水系	太田川	天方	静岡県周智郡森町森 26-23	1.90m	2.40m	2.80m
		新貝	静岡県磐田市新貝 11	3.50m	4.30m	4.60m
	原野谷川	山名	静岡県袋井市袋井 118	5.70m	6.50m	7.00m

観測所名	受け持ち区間
天方	三倉川合流点から敷地川合流点まで
新貝	敷地川合流点から太田川河口まで
山名	逆川合流点から太田川合流点まで

(3) 洪水予報発表者

表. 10-42 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の発表者

水 系 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
太 田 川 水 系	袋井土木事務所 静岡地方気象台	袋井土木事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

表. 10-43 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	備 考
レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報 (レ ベ ル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき袋井土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
レ ベ ル 3 氾 濫 警 報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報 (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レ ベ ル 5 氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または決壊がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式2(P. 208～P. 246)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-44 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の通知

水 系 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
太 田 川 水 系	袋 井 土 木 事 務 所 長	河 川 砂 防 局 長	加 入 電 話
	静 岡 地 方 気 象 台 長	危 機 対 策 課 長	防 災 情 報 提 供 シ ス テ ム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事（土木事務所長）及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

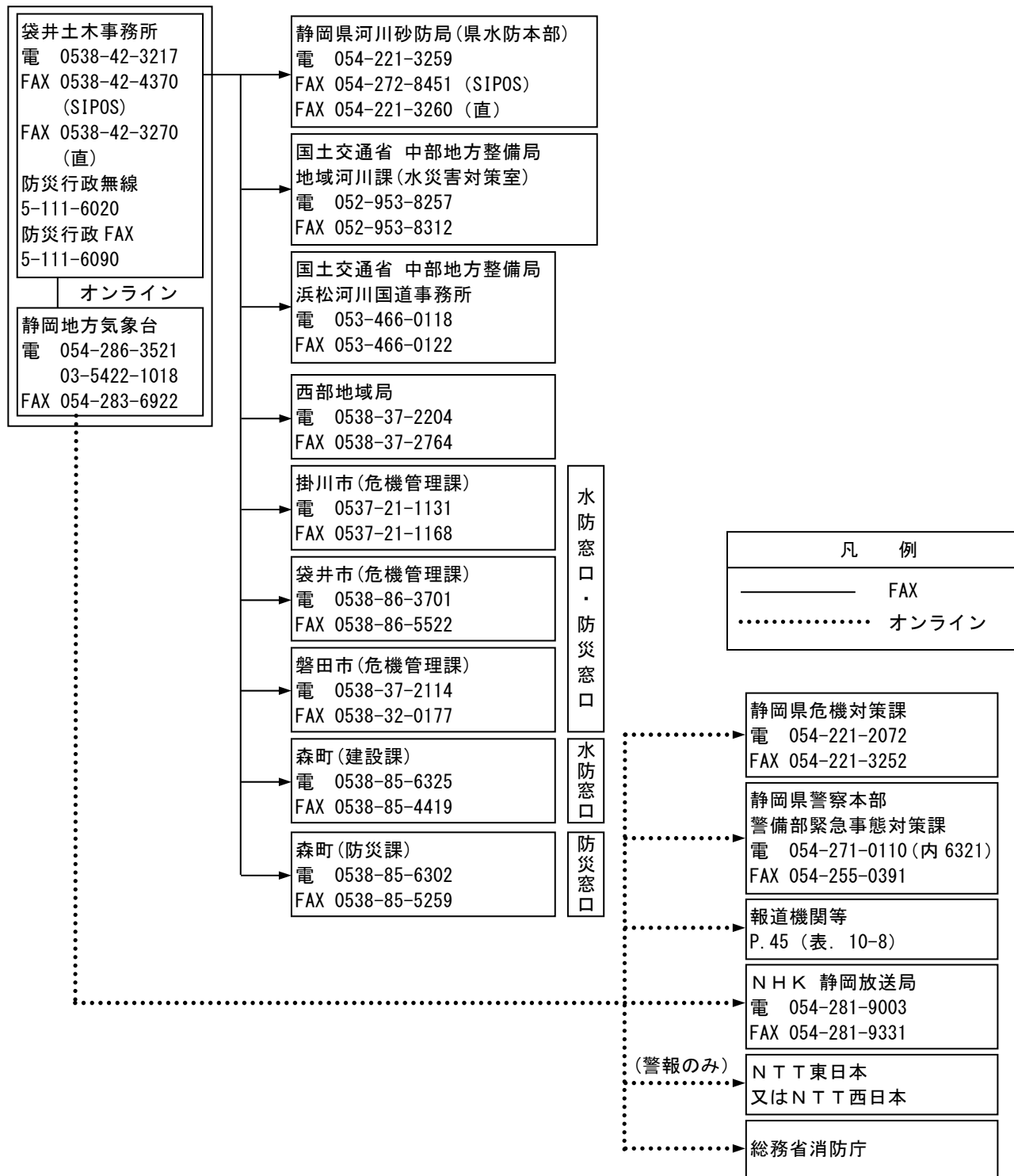


図. 10-8 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図

3. 都田川水系都田川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-45 都田川水系都田川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域
都田川水系	都田川	左岸 静岡県浜松市浜名区都田町 3725-9 番地先から浜松市浜名区細江町中川 5622-4 番地先まで
		右岸 静岡県浜松市浜名区都田町 4614 番地先から浜松市浜名区細江町気賀 118-4 番地先まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-46 都田川水系都田川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)
都田川水系	都田川	瀬戸橋	静岡県浜松市浜名区細江町中川	5.54m	5.75m	6.75m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-47 都田川水系都田川洪水予報の発表者

水 系 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
都 田 川 水 系	浜松土木事務所 静岡地方気象台	浜松土木事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

表. 10-48 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	備 考
レ ベ ル 2 氾 濫 注 意 報 (レ ベ ル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき浜松土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
レ ベ ル 3 氾 濫 警 報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
レ ベ ル 4 氾 濫 危 険 警 報 (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
レ ベ ル 5 氾 濫 発 生 情 報 (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または決壊がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式2(P. 208～P. 246)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-49 都田川水系都田川洪水予報の通知

水 系 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
都 田 川 水 系	浜松土木事務所長	河 川 砂 防 局 長	加 入 電 話
	静岡地方気象台長	危 機 対 策 課 長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事（土木事務所長）及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

（7）洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

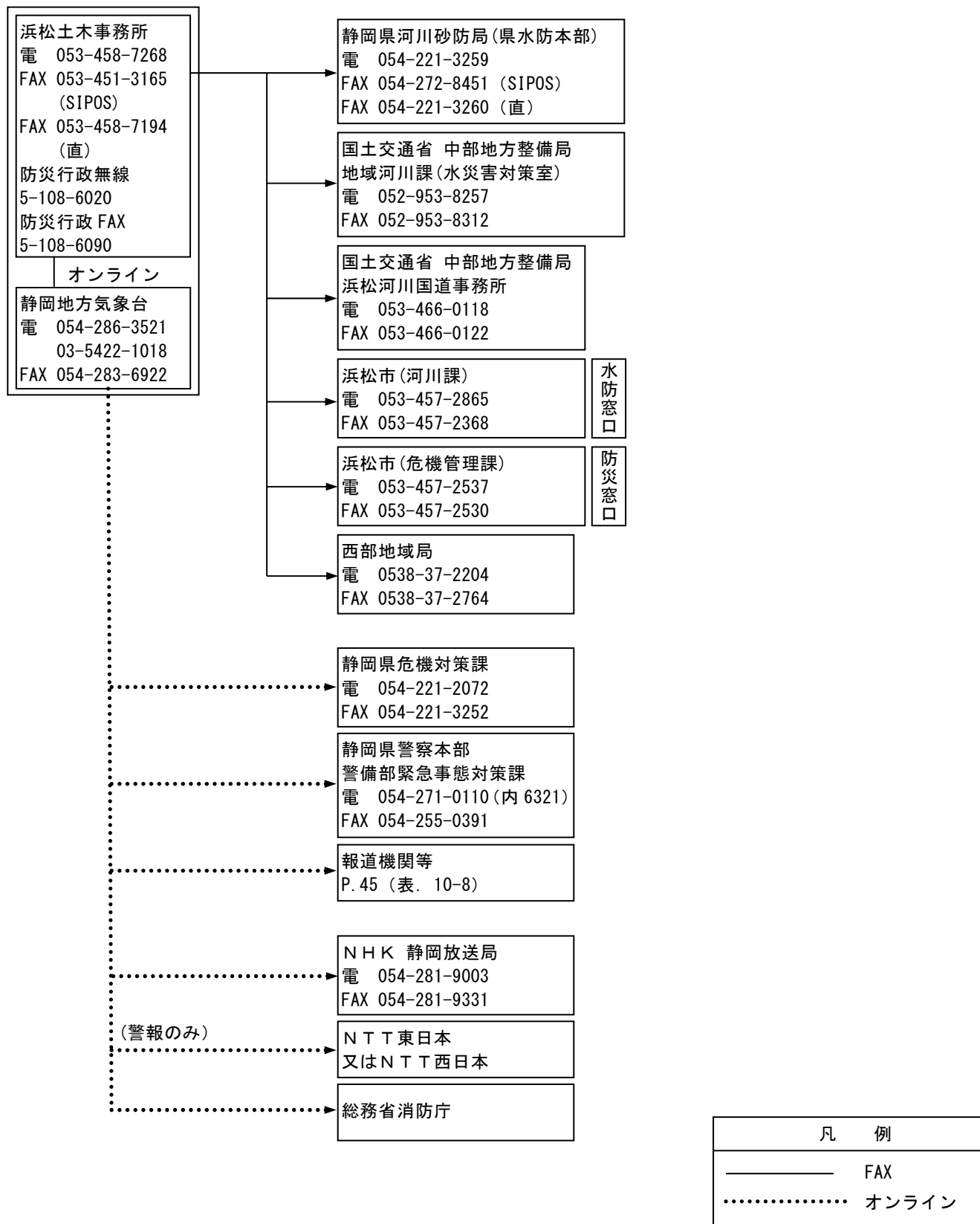


図. 10-9 都田川水系都田川洪水予報連絡系統図

第 1 1 章 水 防 警 報

第 1 節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置(法第 16 条第 1 項及び第 2 項)

国土交通大臣が指定した河川及び海岸についての水防警報の発表は、静岡河川事務所長及び甲府、沼津、浜松各河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位又は波高を示して、水防上の警報を発表する。

1. 水防警報計画

(1) 中部地方整備局管内河川

1) 水防警報を行う河川名及び区域

表. 11-1 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う河川及び区域

水系名	水防警報計画名	河川名	区 域	区域延長
狩野川	狩野川水防警報計画	幹 川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先修善寺橋から海まで 右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先修善寺橋から海まで	24,926m
		支 川 (黄瀬川)	左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	2,700m
		支 川 (大場川)	左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	2,550m
		支 川 (来光川)	左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
		支 川 (柿沢川)	左岸 静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860m
		派 川 (狩野川放水路)	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000m
	狩野川水防警報計画 (津波)	幹 川	左岸 静岡県沼津市中瀬町 3 6 7 番地先香貫大橋から海まで 右岸 黄瀬川合流点から海まで	4,800m
安倍川	安倍川水防警報計画	幹 川	左岸 静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで 右岸 静岡県静岡市葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで	22,680m
		支 川 (藁科川)	左岸 静岡県静岡市葵区大原字稲木山千七百二十六番三地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県静岡市葵区富厚里字八重ヶ瀬千五百二十二番二地先から幹川合流点まで	8,910m
	安倍川水防警報計画 (津波)	幹 川	左岸 静岡県静岡市葵区南安倍 2 丁目 65 地先駿河大橋から海まで 右岸 静岡県静岡市駿河区丸子新田 27 地先駿河大橋から海まで	3,650m
大井川	大井川水防警報計画	幹 川	左岸 静岡県島田市鵜網字孫作三十四番三地先から海まで 右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで	24,820m
	大井川水防警報計画 (津波)	幹 川	左岸 静岡県焼津市上泉 100-1 地先から海まで 右岸 静岡県榛原郡吉田町大幡 379-3 地先から海まで	左岸 6,600m 右岸 5,070m

水系名	水防警報計画名	河川名	区 域	区域延長
菊 川	菊 川 水 防 警 報 計 画	幹 川	左岸 静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸 静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	17,600m
		支 川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m
		支 川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m
	菊 川 水 防 警 報 計 画 (津 波)	幹 川	左岸 静岡県菊川市上平川四十九番地先から海まで 右岸 静岡県菊川市下内田三千百六十番四地先から海まで	9,200m
		支 川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市赤土字洲崎千四百九十九番一地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市下平川字東方田千百三十七番一地先から幹川合流点まで	5,600m
		支 川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m
天 竜 川 (下 流)	天竜川(下流) 水防警報計画	幹 川	左岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで 右岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで	25,000m
	天竜川(下流) 水防警報計画 (津 波)	幹 川	左岸 静岡県磐田市竜洋中島千百二十一番一地先から海まで 右岸 静岡県浜松市中央区鶴見町千二百七十番地先から海まで	7,700m

2) 水防警報の対象水位観測所

表. 11-2 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団 待機 (指定)位	氾濫 注(警戒)位	出動 水位	避難 判断 水位	氾濫危険 (洪水特別警戒)位	計画 水位	氾濫 発生 水位
狩野川	狩野川	大 仁	静岡県 伊豆の国市 大仁	右岸 河口から 22.8km	m 1.50	m 2.10	m 3.00	m 3.70	m 4.40	m 5.64	m 5.60
		千歳橋	〃 伊豆の国市 南條	右岸 河口から 16.5km	2.50	4.10	5.00			7.83	
		徳 倉	〃 駿東郡 清水町 徳倉	左岸 河口から 7.6km	3.00	4.00	4.60	6.80	7.20	7.58	8.06
		黒 瀬	〃 沼津市 平町	右岸 河口から 3.3km	2.20	3.60	4.50			7.43	
	支 川 黄 瀬 川	本 宿	〃 駿東郡 長泉町本宿	左岸 合流点から 2.7km	2.00	3.00	3.80	3.90	(4.20)	6.18	5.72
	支 川 大 場 川	大 場	〃 田方郡 函南町間宮	左岸 合流点から 2.2km	3.00	4.80	5.40	7.20	(7.60)	7.84	9.39
	支 川 来 光 川 柿 沢 川	蛇ヶ橋	〃 田方郡 函南町肥田	左岸 合流点から 0.5km	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	8.45	9.77
安倍川	安倍川	牛 妻	〃 静岡市 葵区牛妻	左岸 河口から 17.1km	2.20	3.00	3.70	4.10	4.60	5.51	5.93
		手 越	〃 静岡市 駿河区手越	右岸 河口から 4.1km	1.50	2.40	3.00	3.40	4.00	4.82	6.11
	支 川 藁 科 川	奈良間	〃 静岡市 葵区奈良間	右岸 合流点から 9.7km	2.30	3.70	4.70	6.40	(7.70)	8.02	12.70

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。 本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注) 水防警報水位観測所横断図は、P. 551～P. 559 参照

注) 氾濫危険水位欄の () 内については、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)である。

現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
				発報担当者側	受報担当者側	
m 左 7.7 右 7.6	m 左 3.6 右 7.6	沼津河川国道事務所長	沼津土木事務所長 河川砂防局長	電 055-934-2012 FAX055-934-2014	電 055-920-2213 FAX055-920-2299 (SIPOS) FAX055-920-2383 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	伊豆市、 伊豆の国市
左 9.6 右 8.3	左 7.5 右 5.9	"	"	"	"	伊豆の国市
			"		"	
左 5.9 右 8.4	左 5.9 右 8.4	"	"	"	"	伊豆の国市、 函南町、沼津市 三島市、清水町
			"		"	
左 9.6 右 7.8	左 4.7 右 3.8	"	"	"	"	沼津市
			"		"	
左 7.2 右 8.3	左 6.7 右 8.3	"	"	"	"	沼津市、 長泉町、清水町
			"		"	
左 9.6 右 9.6	左 7.0 右 5.9	"	"	"	"	函南町、三島市
			"		"	
左 10.3 右 9.8	左 9.8 右 5.4	"	"	"	"	函南町、 伊豆の国市
			"		"	
左 8.4 右 6.1	左 5.9 右 0.6	静岡河川事務所長	静岡土木事務所長 河川砂防局長	電 054-273-9104 FAX054-273-9219	電 054-286-9326 FAX054-286-9338 (SIPOS) FAX054-286-9344 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	静岡市
左 7.3 右 5.7	左 3.9 右 3.0	"	"	"	"	"
			"		"	
左山付 右 9.1	左山付 右 5.5	"	"	"	"	"
			"		"	

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

水 系 名	河 川 名	観 測 所 名	所 在 地	位 置	水 防 団 機 注 意 出 水 避 難 氾 濫 陰 特 計 画 高 位 氾 澁 生 位 (指 定) 水 (警 戒) 水 (水 位) 水 (

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注) 水防警報水位観測所横断面図は、P. 551～P. 559 参照

注) 氾濫危険水位欄の () 内については、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)である。

現況 堤防高	堤内地盤高	発報 担当者	受報 担当者	通 信 連 絡 先 及 び そ の 方 法		関 係 水 防 管 理 団 体
				発報担当者側	受報担当者側	
m 左山付 右 4.0	m 左山付 右 3.1	静岡河川 事務所長	島田土木 事務所長	電 054-273-9104 FAX054-273-9219	電 0547-37-1035 FAX0547-37-5480 (SIP0S) FAX0547-37-5335 (直)	焼津市、藤枝市 島田市、吉田町 牧之原市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIP0S) FAX054-221-3260 (直)	
左 7.1 右 6.8	左 4.6 右 3.6	"	"	"	"	"
			"		"	
左 7.7 右 7.6	左 6.4 右 5.2	浜松 河川国道 事務所長	袋井土木 事務所長	電 053-466-0118 FAX053-466-0122	電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370 (SIP0S) FAX0538-42-3270 (直)	菊川市、掛川市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIP0S) FAX054-221-3260 (直)	
左 7.4 右 7.5	左 3.8	"	"	"	"	"
			"		"	
左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2	"	"	"	"	"
			"		"	
左 5.3 右 5.1	左 5.3 右 3.5	"	"	"	"	"
			"		"	
左 4.4 右 4.6	左 0.7 右 3.5	"	"	"	"	"
			"		"	
左 10.7 右山付	左 7.9 右山付	浜松 河川国道 事務所長	浜松土木 事務所長	電 053-466-0118 FAX053-466-0122	電 053-458-7268 FAX053-451-3165 (SIP0S) FAX053-458-7194 (直)	浜松市
			袋井土木 事務所長		電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370 (SIP0S) FAX0538-42-3270 (直)	磐田市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIP0S) FAX054-221-3260 (直)	
左 6.9 右 7.2	左 1.3 右 1.1	"	"	"	"	"
			"		"	"
			"		"	
左 7.6 右 6.7	左 2.2 右 2.7	"	"	"	"	"
			"		"	"
			"		"	
左 8.3 右 8.4	左 3.1 右 3.0	"	"	"	"	"
			"		"	"
			"		"	

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

3) 水位の種類

水位の種類・内容については資料編第 21 表 (P. 548～P. 550) に示すとおりである。

4) 水防警報の種類及び発表

表. 11-3 水防警報の種類、内容及び発表基準 (中部地方整備局)

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位 (警戒水位) に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位 (警戒水位) を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

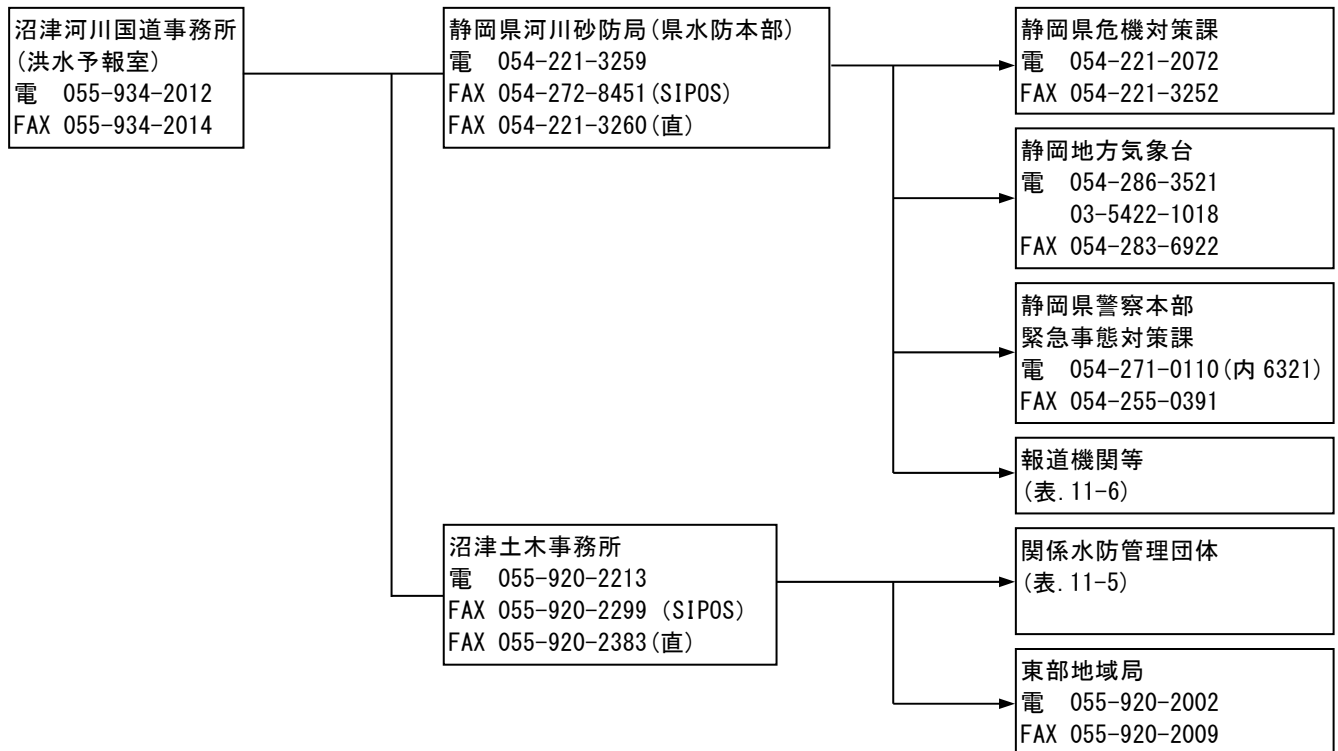
表. 11-4 水防警報 (津波) の種類、内容及び発表基準 (中部地方整備局)

種 類	内 容	発 表 基 準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5) 水防警報連絡系統図

- ・ 狩野川水防警報連絡系統図(支川黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川を含む)

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-1 狩野川水防警報連絡系統図

表. 11-5 関係水防管理団体電話番号

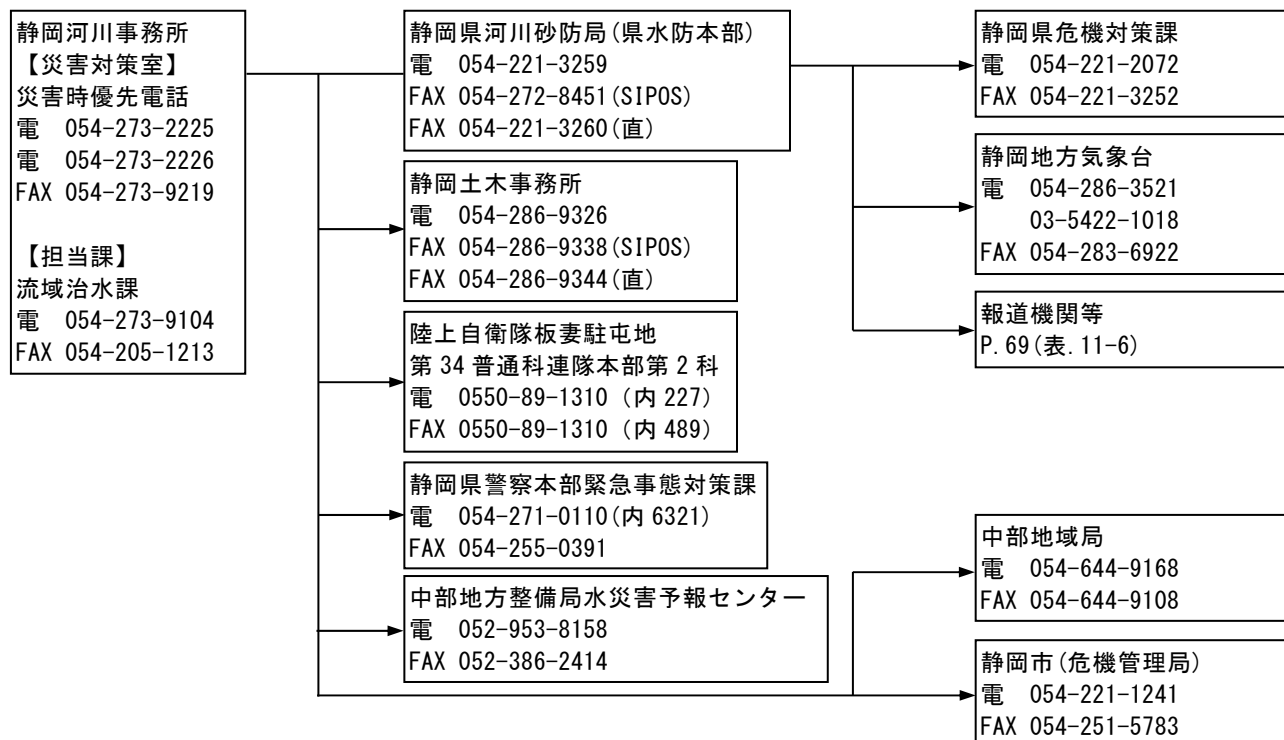
水防管理団体	沼津市 (河川課)	三島市 (危機管理課)	伊豆市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)
電話番号	055-934-2531	055-983-2650	0558-72-9867	055-948-1482
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	0558-72-6588	055-948-1169
水防管理団体	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (地域安全課)	
電話番号	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102	
FAX 番号	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	

表. 11-6 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (静岡放送局)	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

・ 安倍川水防警報連絡系統図(支川藁科川を含む)

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

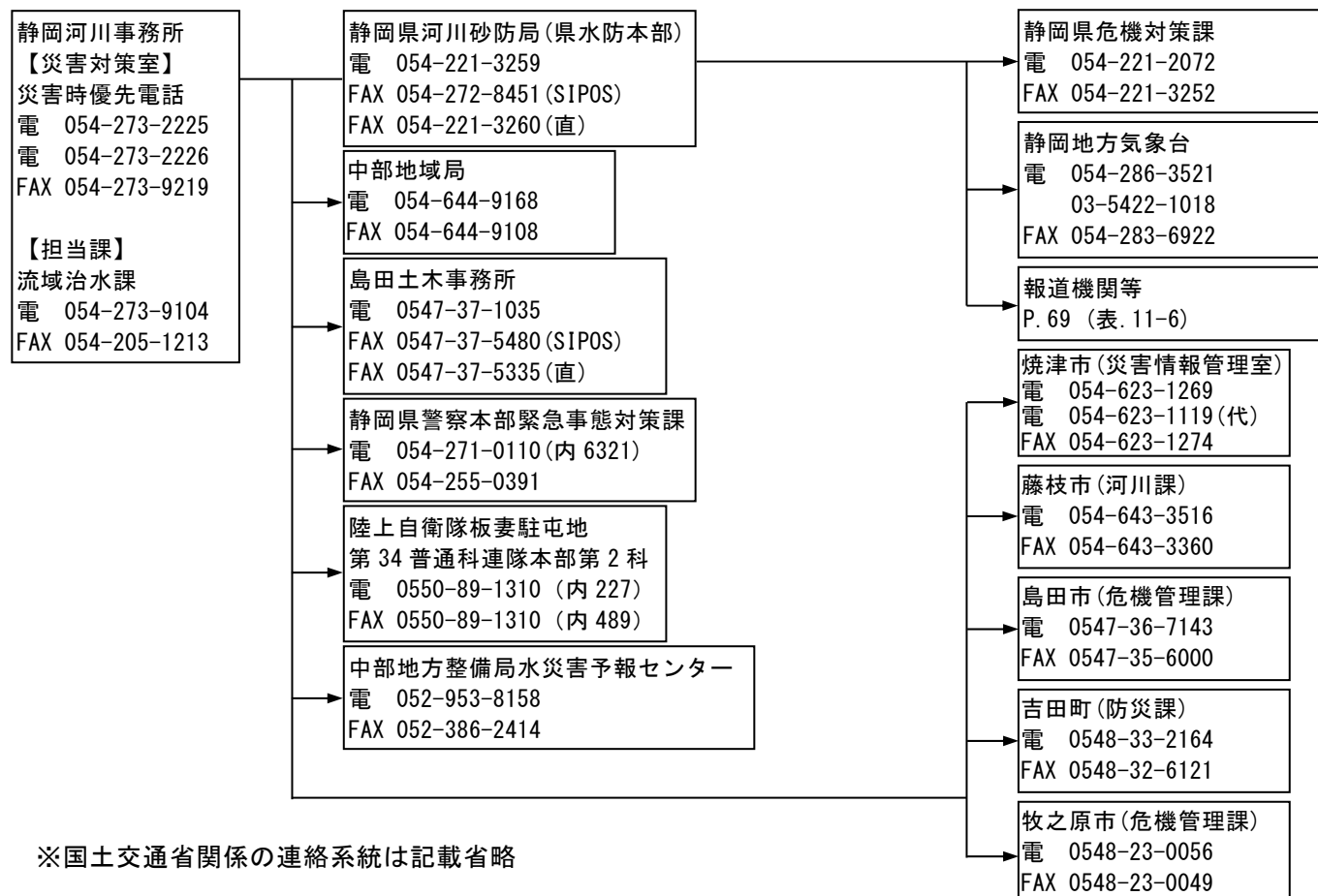


※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-2 安倍川水防警報連絡系統図

・ 大井川水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

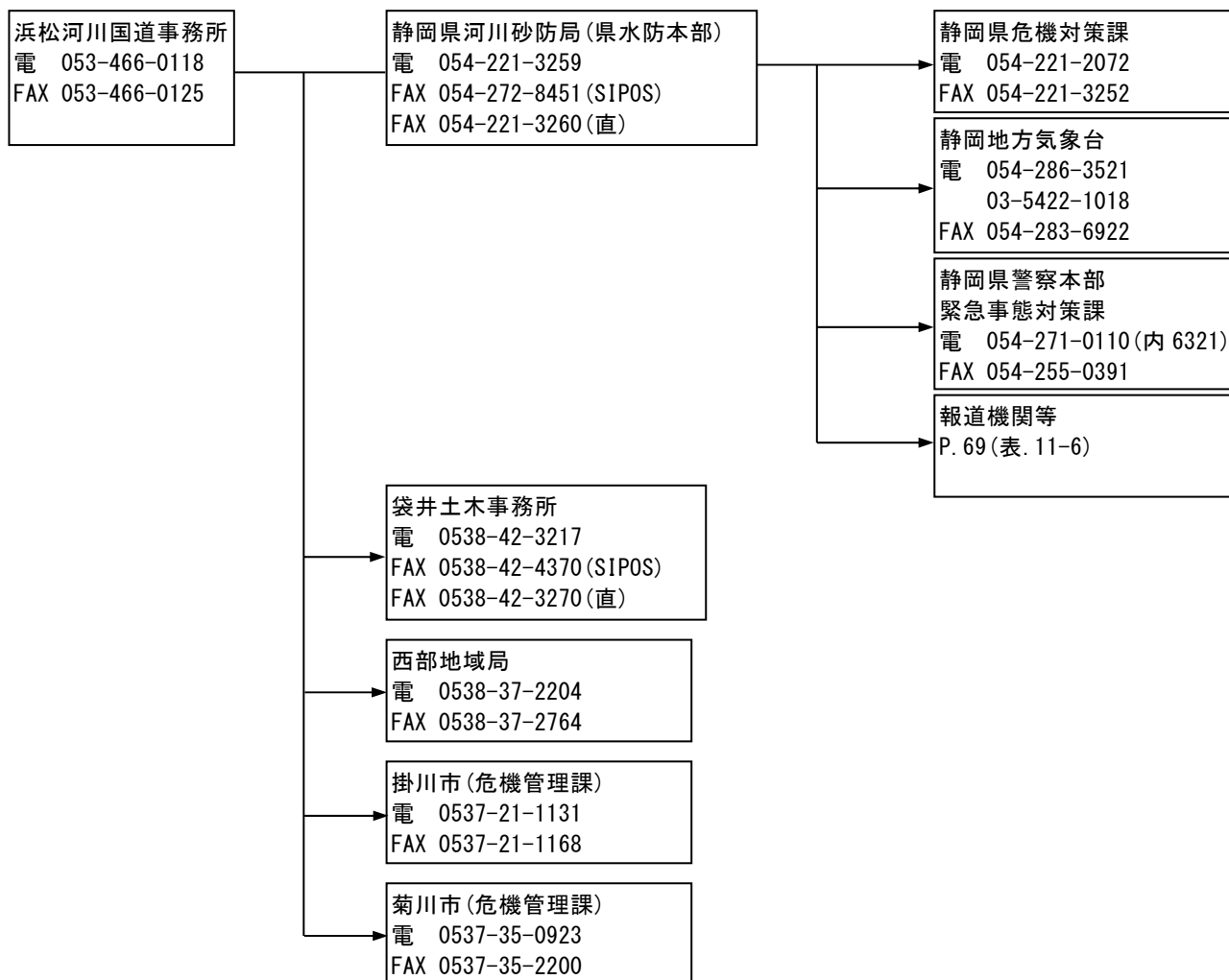


※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-3 大井川水防警報連絡系統図

・ 菊川水防警報連絡系統図(支川牛淵川、下小笠川を含む)

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

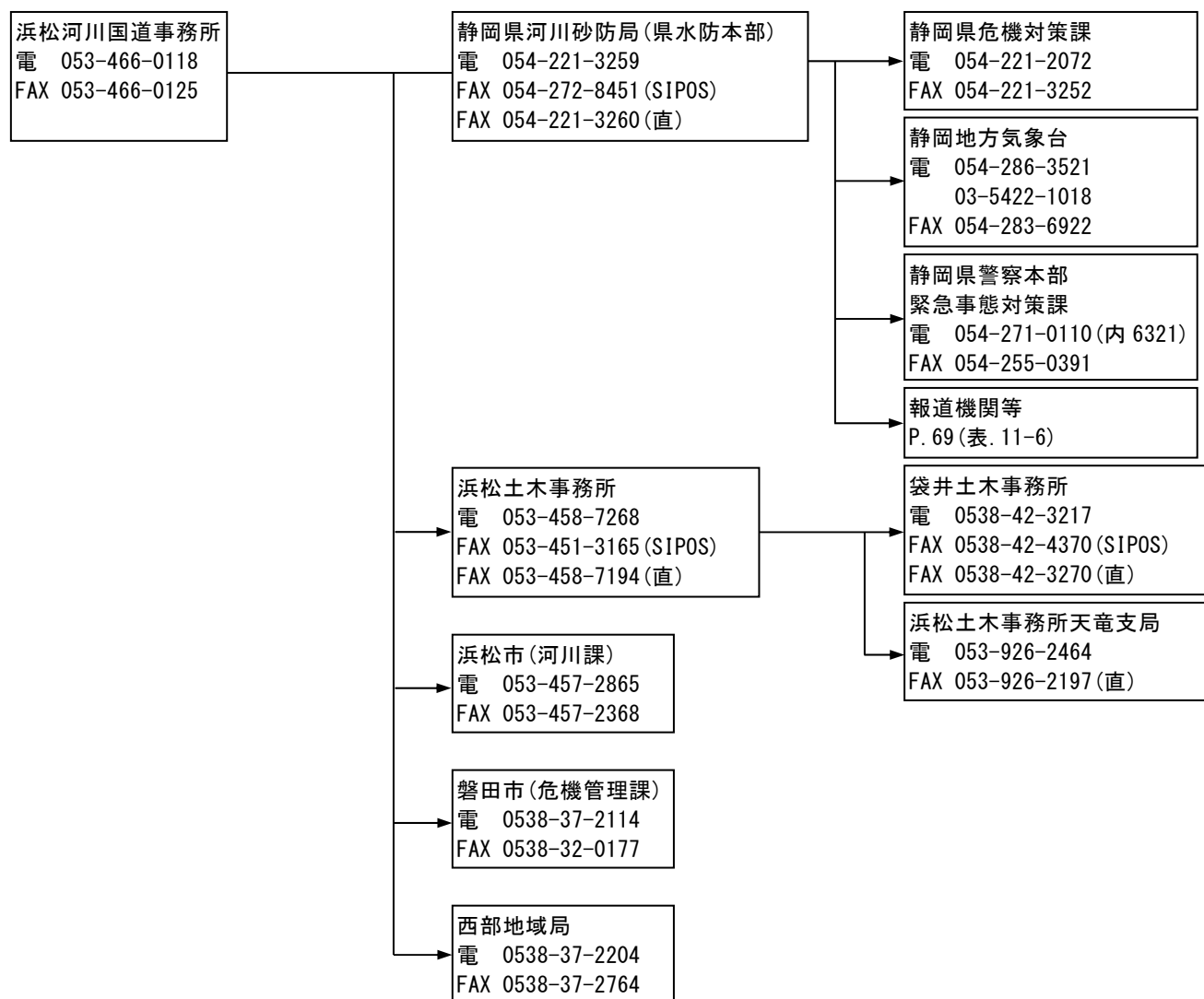


※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-4 菊川水防警報連絡系統図

・ 天竜川(下流)水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-5 天竜川下流水防警報連絡系統図

6) 狩野川放水路放流警報

- ・ 放流警報発報時期

放流開始前

サイレン方式

20 秒吹鳴 10 秒休止 5 回

- ・ サイレン設置場所

ア. 伊豆の国市壺之上

国土交通省狩野川放水路管理所

(伊豆長岡出張所)

イ. 伊豆の国市北江間榎ヶ洞

狩野川放水路警報所

- ・ 通報系統図

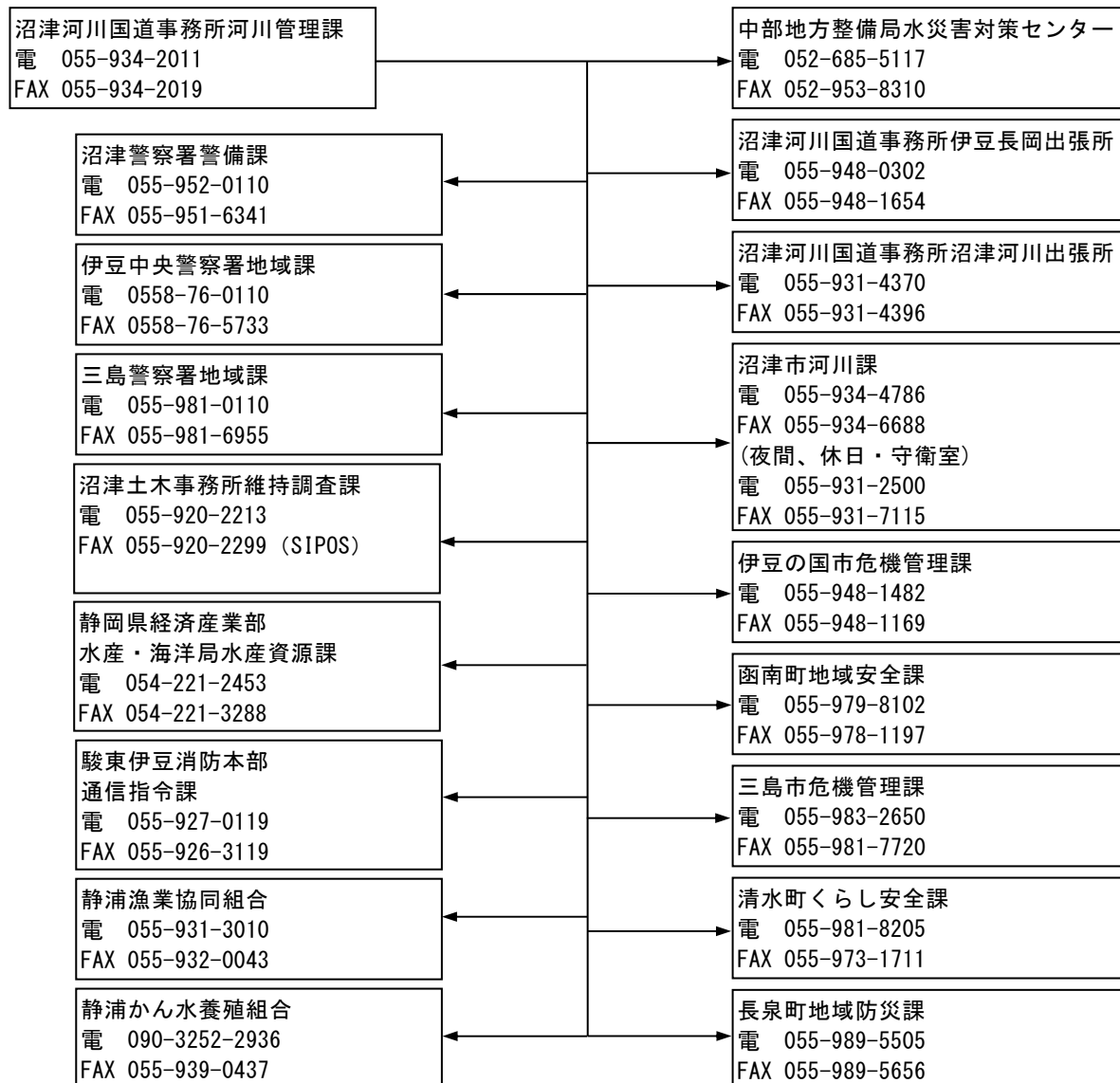


図. 11-6 狩野川放水路放流警報連絡系統図

7) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、洪水の場合は様式 3 (P. 247)、津波の場合は様式 4 (P. 248) を使用する。

(2) 中部地方整備局管内海岸

1) 水防警報を行う海岸名及び区域（津波の水防警報を含む）

表. 11-7 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う海岸及び区域

海岸名	水防警報計画名	区域	区域延長
富士海岸	富士海岸水防警報計画	起点 静岡県沼津市本字千本 1906 番 9 地先から 終点 静岡県富士市五貫島字八軒屋前 1027 番 2 地先まで	約 19Km
	富士海岸（蒲原）水防警報計画	起点 静岡県静岡市清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 静岡県静岡市清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで	約 4 km
駿河海岸	駿河海岸水防警報計画	起点 静岡県焼津市田尻北字浜河原 1624 番 3 地先から 終点 静岡県焼津市利右衛門字六軒屋 2563 番 11 地先まで	約 7 km
		起点 静岡県榛原郡吉田町川尻字故鮎ヶ窪 3583 番 5 地先から 終点 静岡県牧之原市細江字浜 6643 番 2 地先まで	約 5 km

2) 水防警報の対象波高観測所

表. 11-8 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象波高観測所

海岸名	観測所名	所管	所在地	位置
富士海岸	鮫島	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	静岡県富士市鮫島	沖合距離 約 0.4km 設置水深 -39m
富士海岸（蒲原）	鮫島	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	静岡県富士市鮫島	沖合距離 約 0.4km 設置水深 -39m
駿河海岸	駿河海洋（沖）	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	静岡県 焼津市高新田	沖合距離 約 2.8km 設置水深 -45m

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

現況堤防高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
			発報担当者側	受報担当者側	
9.0～17.0m	静岡河川事務所長	沼津土木事務所長	電 054-273-9103 FAX054-273-9219	電 055-920-2213 FAX055-920-2299 (SIPOS) FAX055-922-2383 (直)	沼津市 富士市
		富士土木事務所長		電 0545-65-2237 FAX0545-64-0995 (SIPOS) FAX0545-65-2294 (直)	
		田子の浦港管理事務所長		電 0545-33-0498 FAX0545-33-1009	
		河川砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	
12.0～15.0m	静岡河川事務所長	静岡土木事務所長	電 054-273-9103 FAX054-273-9219	電 054-286-9326 FAX054-286-9338 (SIPOS) FAX054-286-9344 (直)	静岡市
		河川砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	
6.2～8.2m	静岡河川事務所長	島田土木事務所長	電 054-273-9103 FAX054-273-9219	電 0547-37-1035 FAX0547-37-5480 (SIPOS) FAX0547-37-5335 (直)	焼津市 牧之原市 吉田町
		河川砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	

3) 水防警報の種類及び発表（高潮）

表. 11-9 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出 動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波が起こるおそれがあると認めるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生が迫ってきたと認めるとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生が確認或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生或いは恐れがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解 除	激しい越波の発生の恐れが無くなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・ＣＣＴＶ等により越波の発生或いは恐れがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

4) 水防警報の種類及び発表（津波）

表. 11-4 (P. 68) のとおり

表. 11-10 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	具体的な発表基準		
	富士海岸	富士海岸(蒲原)	駿河海岸
待機・準備	・ 静岡地方気象台より、富士山南東、南西で波浪警報が発表され、さらに鮫島観測所では有義波高 3.0m 以上が観測された時。 ・ 気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。	・ 静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに鮫島観測所では有義波高 3.0m 以上が観測された時。 ・ 気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。	・ 静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに駿河海岸観測所では有義波高 3.0m 以上が観測された時。 ・ 気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。
出 動	・ 気象情報(台風進路予測等)より、今後、鮫島観測所の有義波高が 5m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団の出動が必要と判断される時。	・ 気象情報(台風進路予測等)より、今後、鮫島観測所の有義波高が 5.4m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団の出動が必要と判断される時。	・ 気象情報(台風進路予測等)より、今後、駿河海岸観測所の有義波高が 3.4m 以上になると予想され、さらに CCTV 情報等により水防団の出動が必要と判断される時。
距離確保準備	・ 鮫島観測所では有義波高 5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・ 気象情報・CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。	・ 鮫島観測所では有義波高 5.4m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・ 気象情報・CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。	・ 駿河海岸観測所では有義波高 3.4m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・ 気象情報・CCTV 情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。
距離確保	・ 鮫島観測所では有義波高 7m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断される時。 ・ 越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。	・ 鮫島観測所では有義波高 6.5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断される時。 ・ 越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。	・ 駿河海岸観測所では有義波高 3.5m 以上が観測され、さらに気象情報、CCTV 情報等により、発令が必要と判断される時。 ・ 越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。
距離確保解除	・ 鮫島観測所で、有義波高 7m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。	・ 鮫島観測所で、有義波高 6.5m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。	・ 駿河海岸観測所で、有義波高 3.5m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。
解 除	・ 鮫島観測所では有義波高 3m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。	・ 鮫島観測所では有義波高 3.0m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。	・ 駿河海岸観測所では有義波高 3.0m を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。

5) 水防警報を発表しない場合の処置

理由を付し、関係者に通知する。

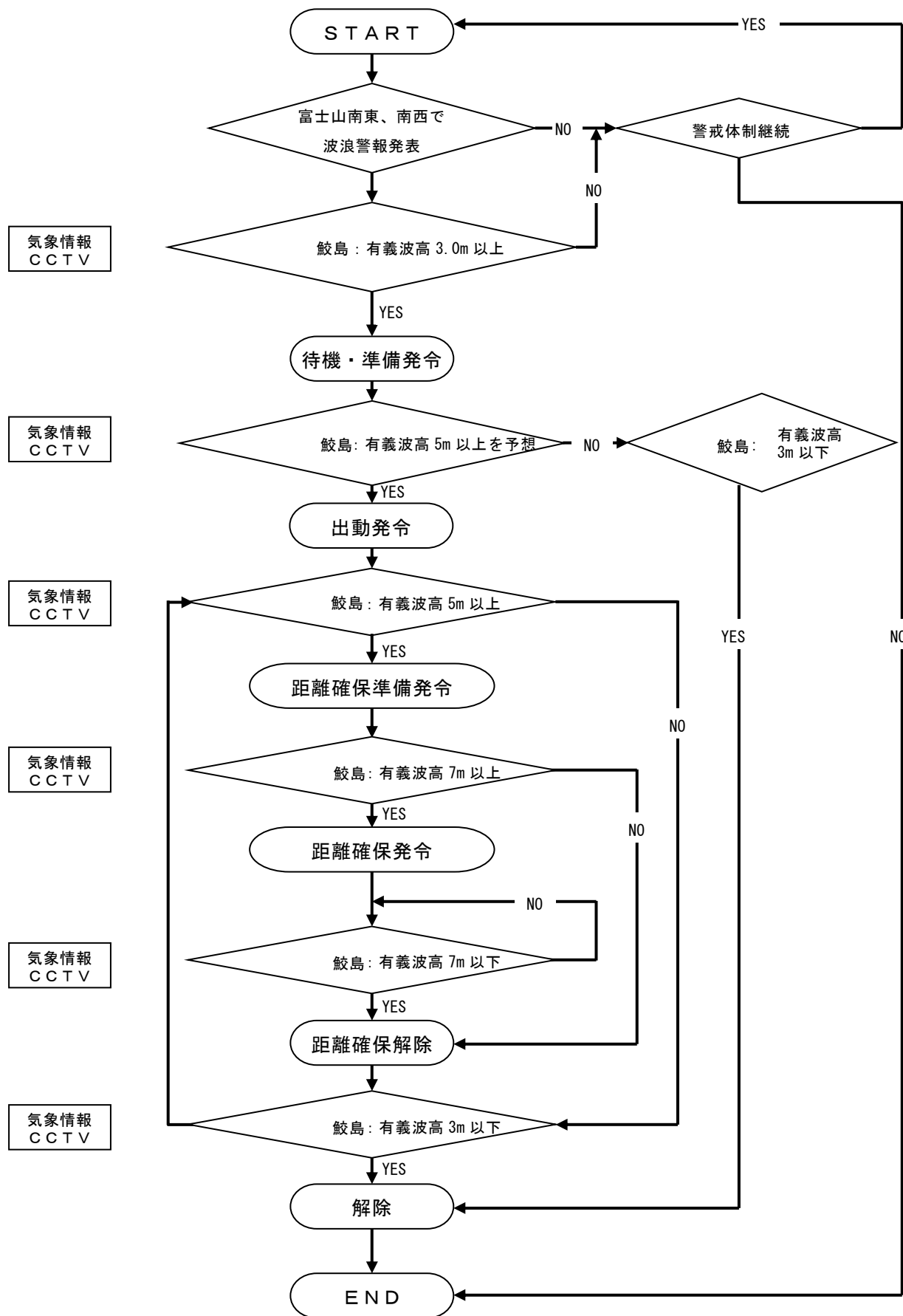


図. 11-7 富士海岸における水防警報発令フロー

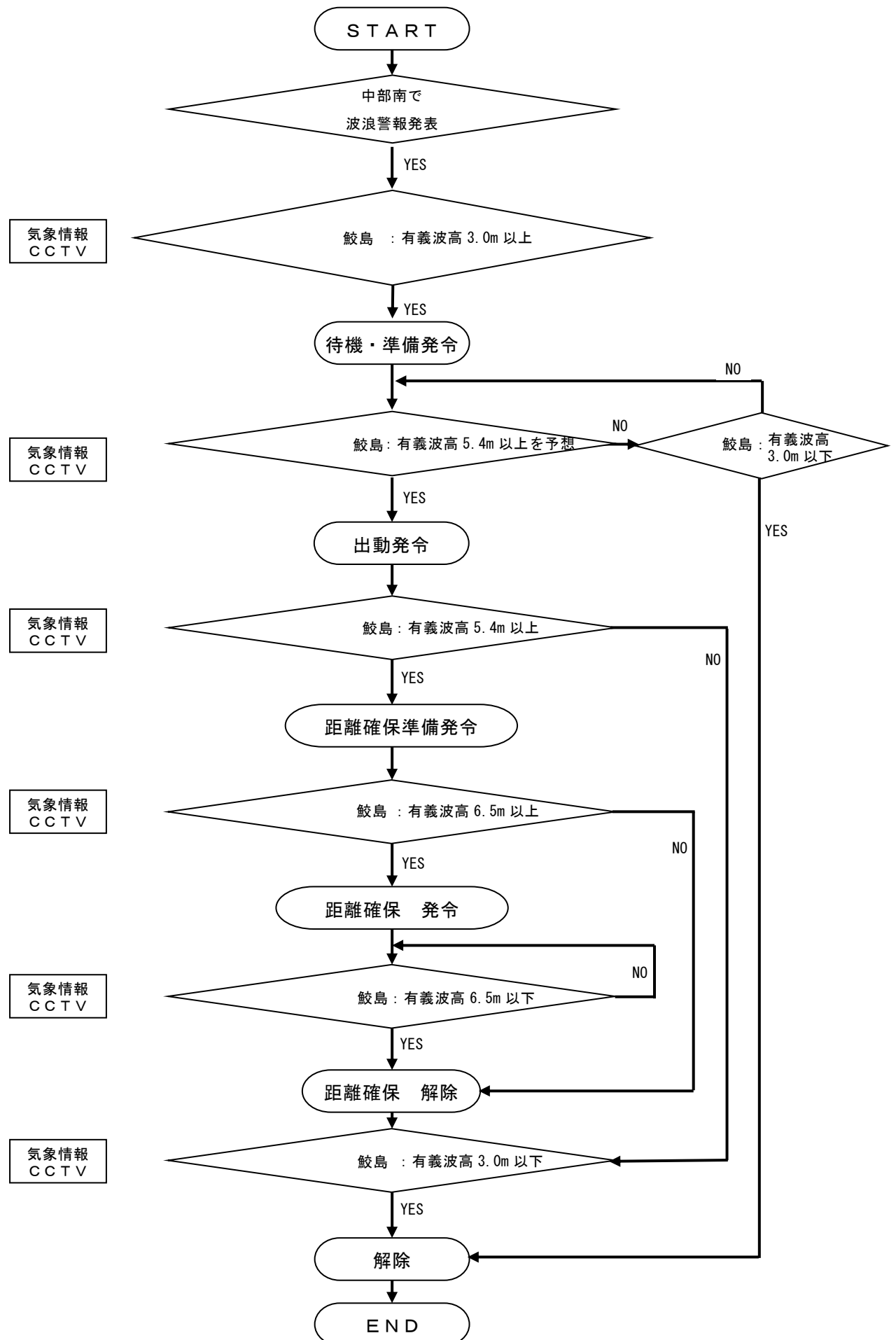


図. 11-8 富士海岸(蒲原)における水防警報発令フロー

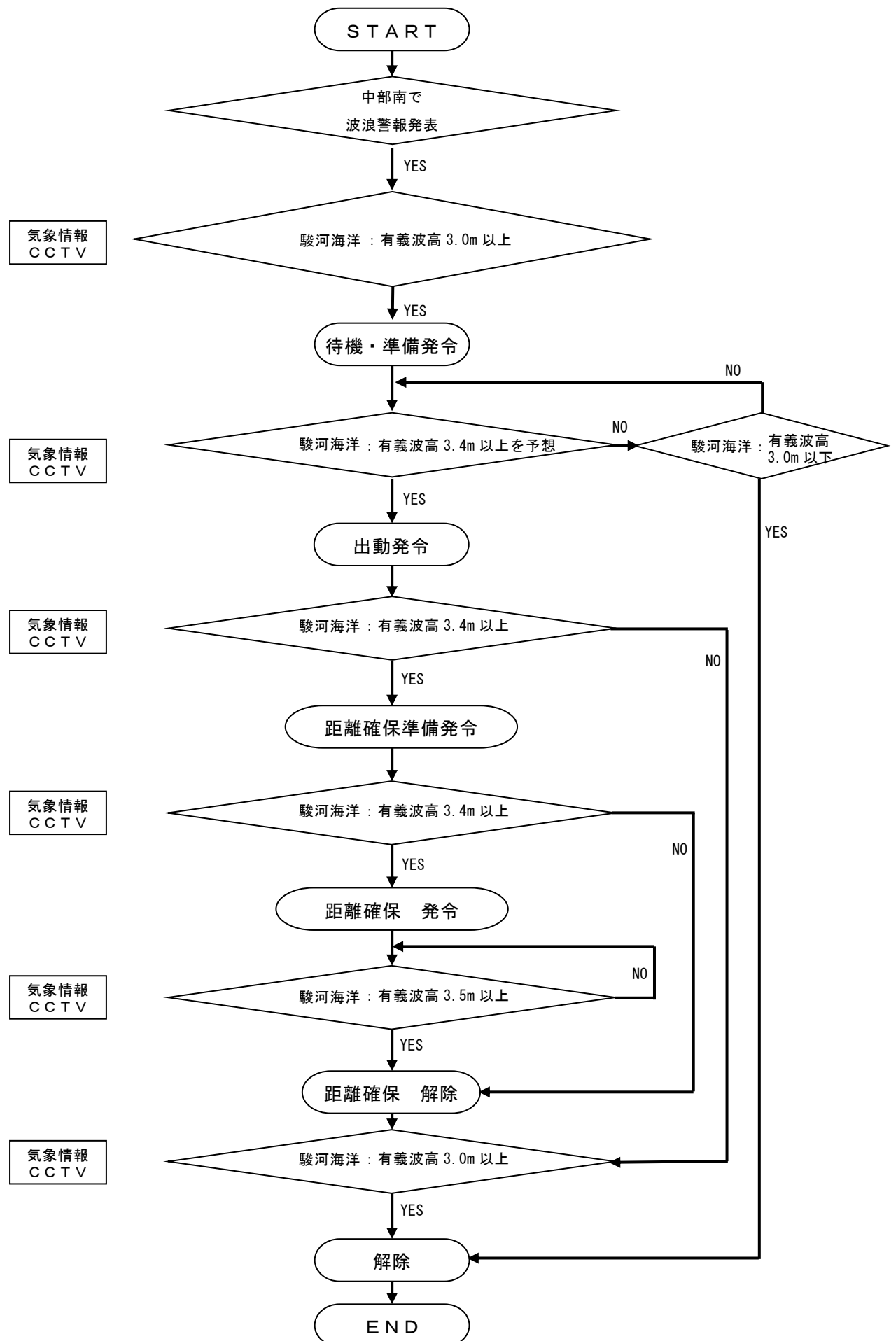
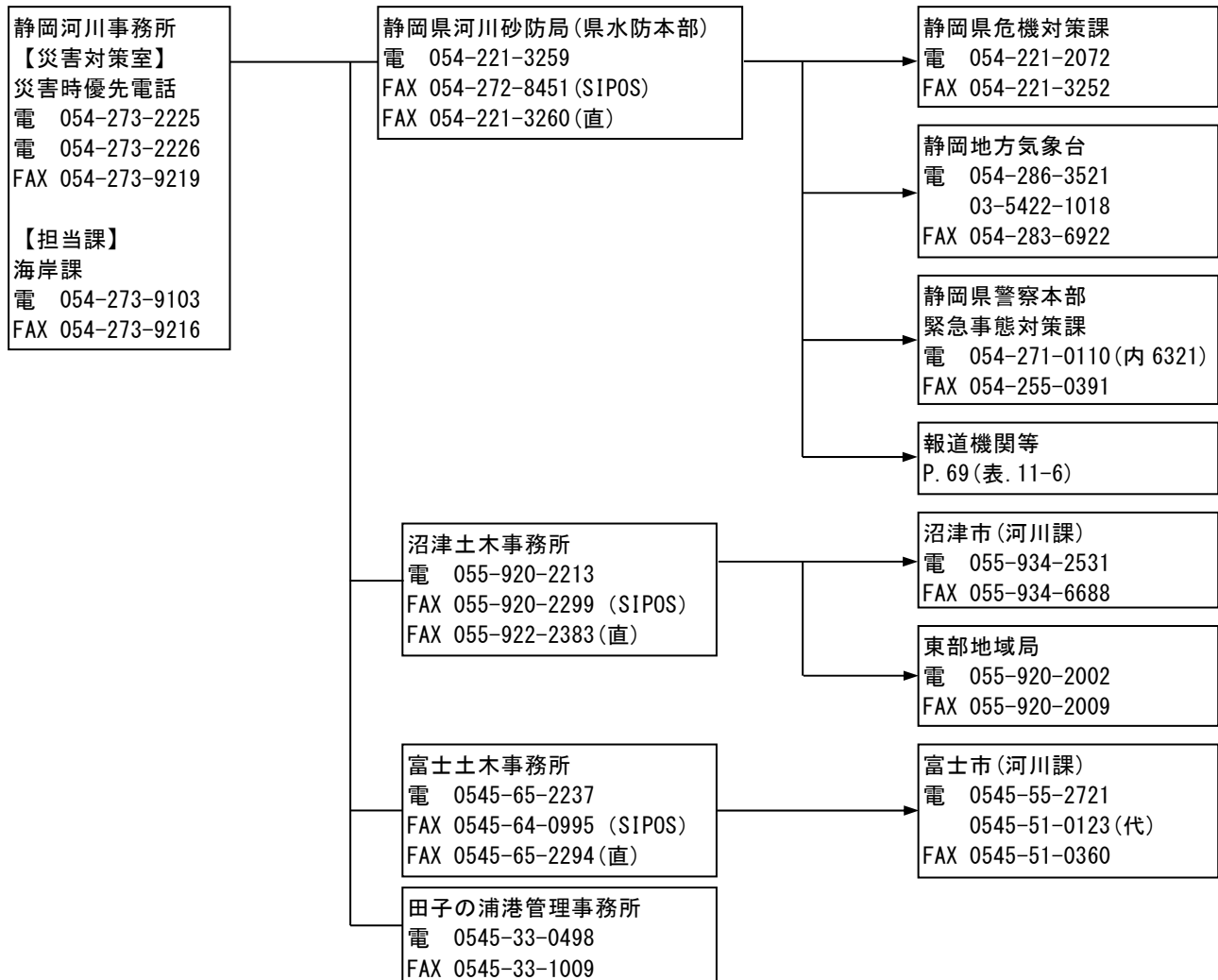


図. 11-9 駿河海岸における水防警報発令フロー

6) 水防警報連絡系統図

・ 富士海岸水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

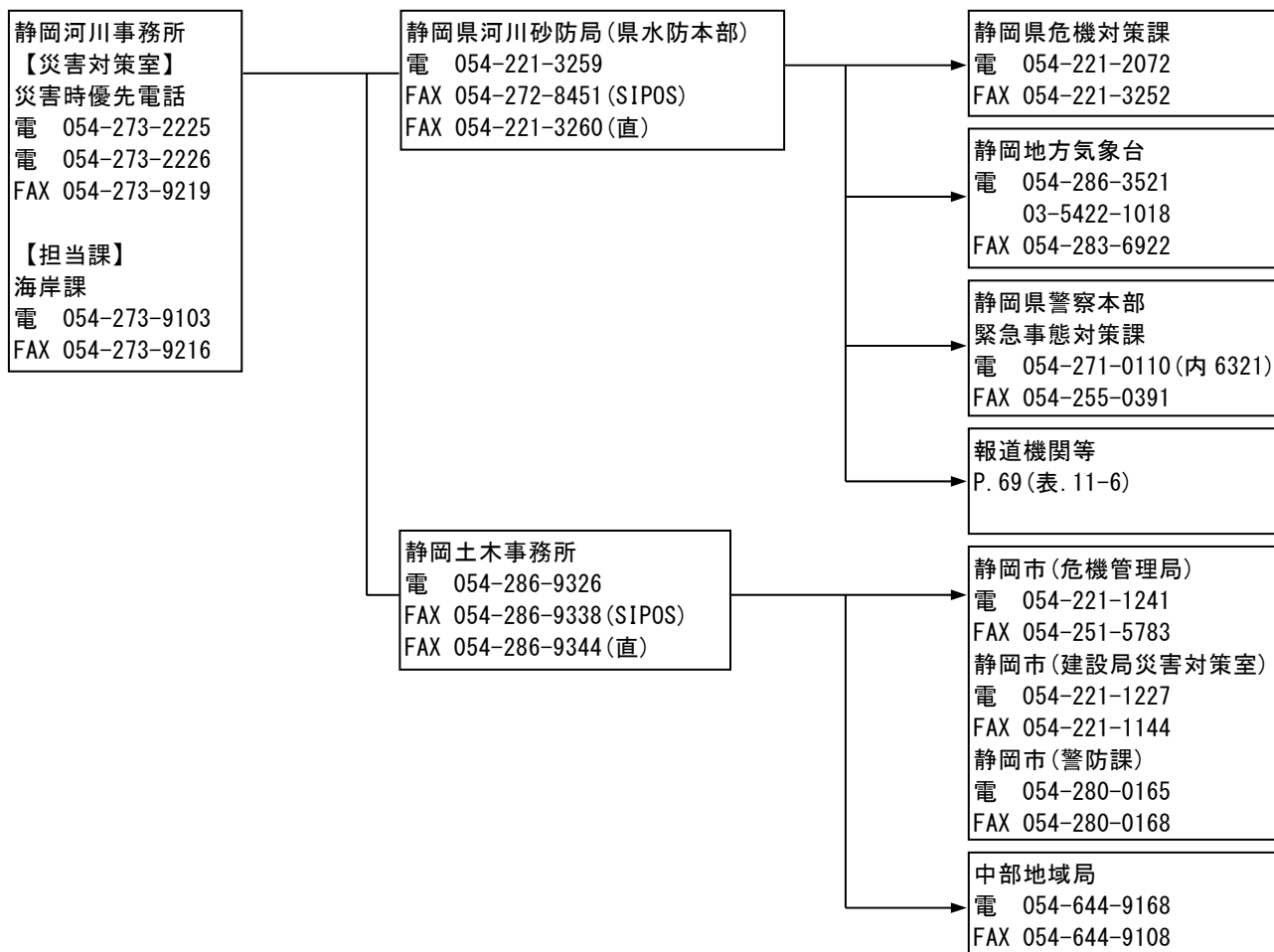


※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-10 富士海岸水防警報連絡系統図

・ 富士海岸(蒲原)水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

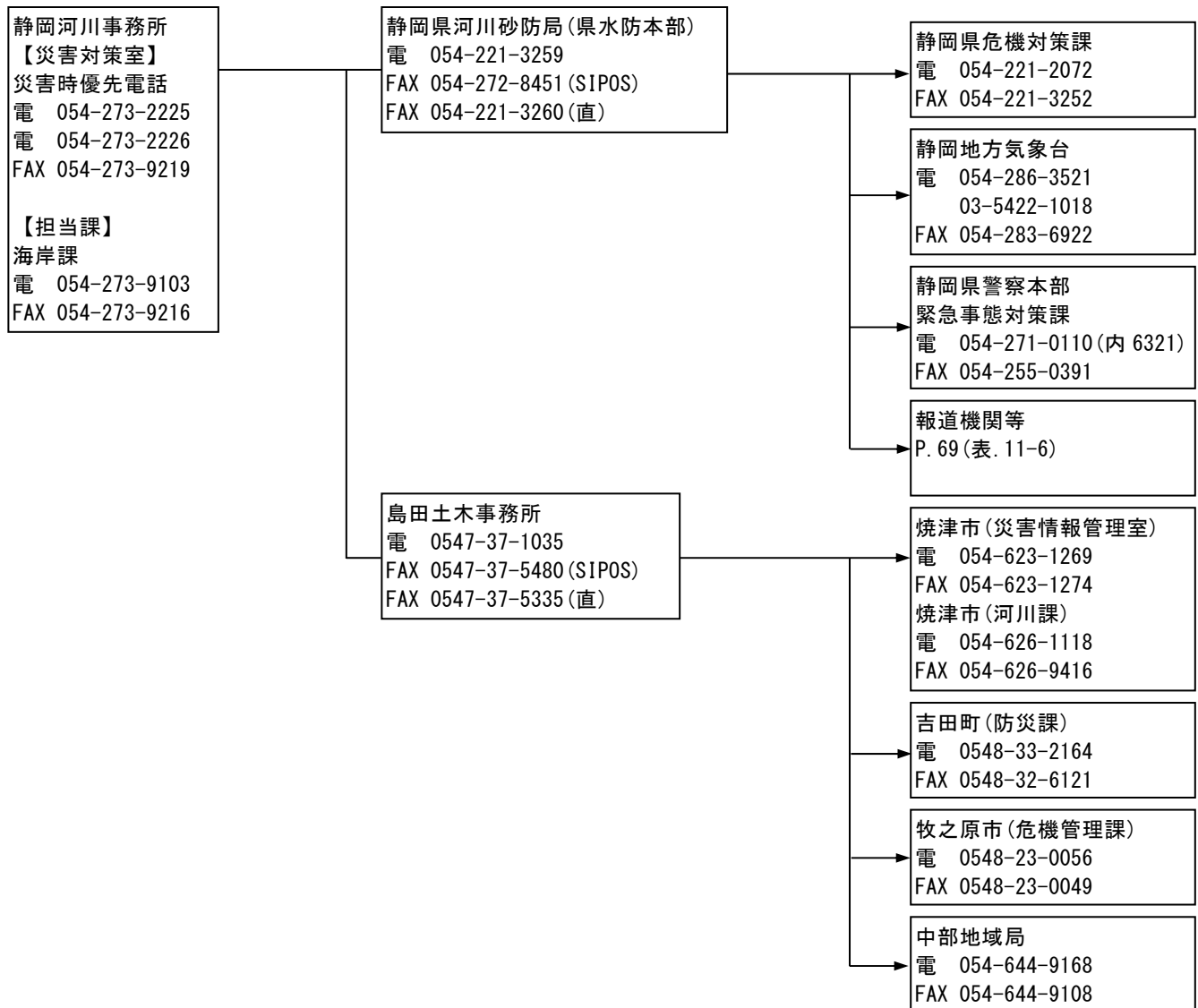


※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-11 富士海岸(蒲原)水防警報連絡系統図

・ 駿河海岸水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-12 駿河海岸水防警報連絡系統図

7) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は高潮の場合は様式 5 (P. 249)、津波の場合は様式 6 (P. 250) を使用する。

(3) 関東地方整備局管内河川

1) 水防警報を行う河川名及びその区域

表. 11-11 関東地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う河川名とその区域

河 川 名	区 域	区域延長
富 士 川 (釜無川を含む)	左岸 富士宮市下稲子から海まで 右岸 富士宮市内房から海まで	18,000m

2) 水防警報の対象水位標

表. 11-12 関東地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象水位標

水系名	観測所名	所 在 地	位 置	水 防 団 待 (指 定) 水 位	氾 濫 注 (警 戒) 水 位	計 画 高 位	既 往 最 水 高 位	現 況 堤 防 高	堤 内 地 地 盤 高
富士川 (釜無川を 含む)	松 岡	静岡県富士市松 岡	左岸河口から H33 上 60.5m	2.00m	2.50m	8.08m	5.30m 昭 36.6	左 10.8m 右 9.9m	左 4.5m 右 8.2m

注) 水防警報水位観測所横断図は、P. 553 参照

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

3) 水位の種類

水位の種類及び内容については資料編 第 21 表 (P. 548～P. 550) に示すとおりである。

4) 水位警報の種類及び発表

表. 11-13 水防警報の種類、内容及び発表基準 (関東地方整備局)

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	1. 不意に出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、または水位、流量、その他河川の状況により、汎濫注意水位 (警戒水位) を超える恐れがあるとき
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報により、または既に汎濫注意水位 (警戒水位) を超え、災害のおこる恐れがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	汎濫注意水位 (警戒水位) 以下に下降したとき、その他汎濫注意水位 (警戒水位) 以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

第2節 静岡県知事が行う水防警報とその措置(法第16条第1項及び第3項)

県知事指定水防警報河川

県知事が指定した河川についての水防警報の発表は、潤井川、瀬戸川（支川朝比奈川を含む）、太田川（支川原野谷川を含む）、都田川（支川井伊谷川を含む）についてそれぞれ富士、島田、袋井及び浜松各土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき水位、流量等を示して水防上の警報を発表する。

1. 水防警報計画

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

表. 11-14 静岡県知事指定水防警報河川の河川名及びその区域

水 防 警 報 計 画 名	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長
潤井川水防 警 報 計 画	富士川	支 川 (潤井川)	左岸 富士市久沢龍巖橋から海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巖橋から海まで	6,000m
	富士川 (津波)	支 川 (潤井川)	左岸 富士市伝法潤井川橋から海まで 右岸 富士市本市場新田潤井川橋から海まで	5,000m
瀬戸川水防 警 報 計 画	瀬戸川	幹 川	左岸 藤枝市音羽町2丁目27の3から海まで 右岸 藤枝市堀之内1丁目8の4から海まで	10,290m
		支 川 (朝比奈川)	左岸 藤枝市岡部町子持坂村良下橋から幹川合流点まで 右岸 藤枝市岡部町村良村良下橋から幹川合流点まで	6,680m
	瀬戸川 (津波)	幹 川	左岸 焼津市保福島市境から海まで 右岸 焼津市保福島市境から海まで	5,400m
		支 川 (朝比奈川)	左岸 焼津市関方葉梨川合流点から幹川合流点まで 右岸 焼津市越後島葉梨川合流点から幹川合流点まで	2,200m
太田川水防 警 報 計 画	太田川	幹 川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで	22,730m
		支 川 (原野谷川)	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで	19,000m
	太田川 (津波)	幹 川	左岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで 右岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで	4,000m
都田川水防 警 報 計 画	都田川	幹 川	左岸 浜松市浜名区都田町から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市浜名区都田町から浜名湖合流点まで	11,000m
		支 川 (井伊谷川)	左岸 浜松市浜名区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点から幹川合流点まで 右岸 浜松市浜名区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点から幹川合流点まで	3,200m
	都田川 (津波)	幹 川	左岸 浜松市浜名区細江町中川瀬戸堰から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市浜名区細江町中川瀬戸堰から浜名湖合流点まで	6,000m
		支 川 (井伊谷川)	左岸 浜松市浜名区細江町三和新清水堰から幹川合流点まで 右岸 浜松市浜名区細江町小野新清水堰から幹川合流点まで	1,700m

(2) 水防警報対象水位観測所及び水防警報の通知

水防警報の対象水位観測所及び水防警報の通知は、表. 11-17 (P. 90～P. 91) に示すとおりである。

(3) 水位の種類

水位の種類及び内容については資料編第 21 表 (P. 548～P. 550) に示すとおりである。

(4) 水防警報発表及び解除の基準

表. 11-15 静岡県水防警報発表及び解除の基準

種 類	内 容	発表基準
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要が予測されるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

表. 11-16 静岡県水防警報発表及び解除の基準 (津波)

種 類	内 容	発表基準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(5) 水防警報連絡系統図

・ 潤井川水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

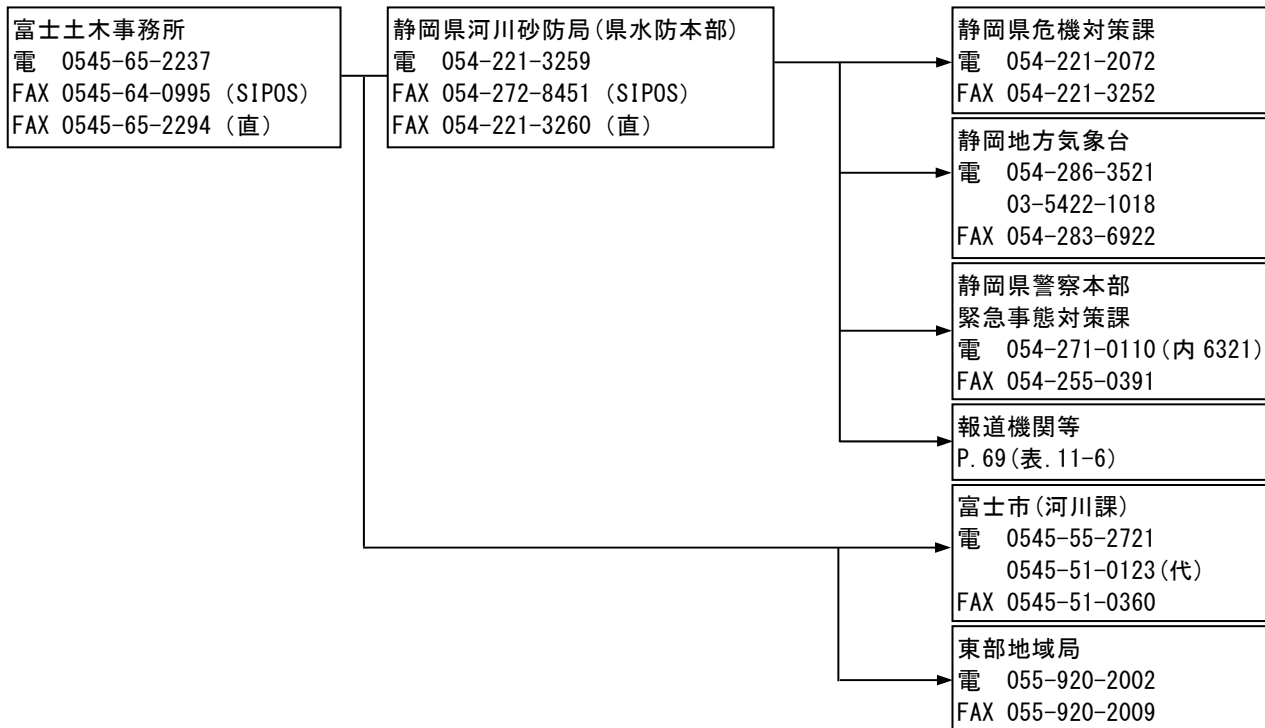


図. 11-14 潤井川水防警報連絡系統図

・ 瀬戸川水防警報連絡系統図 (支川朝比奈川を含む)

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

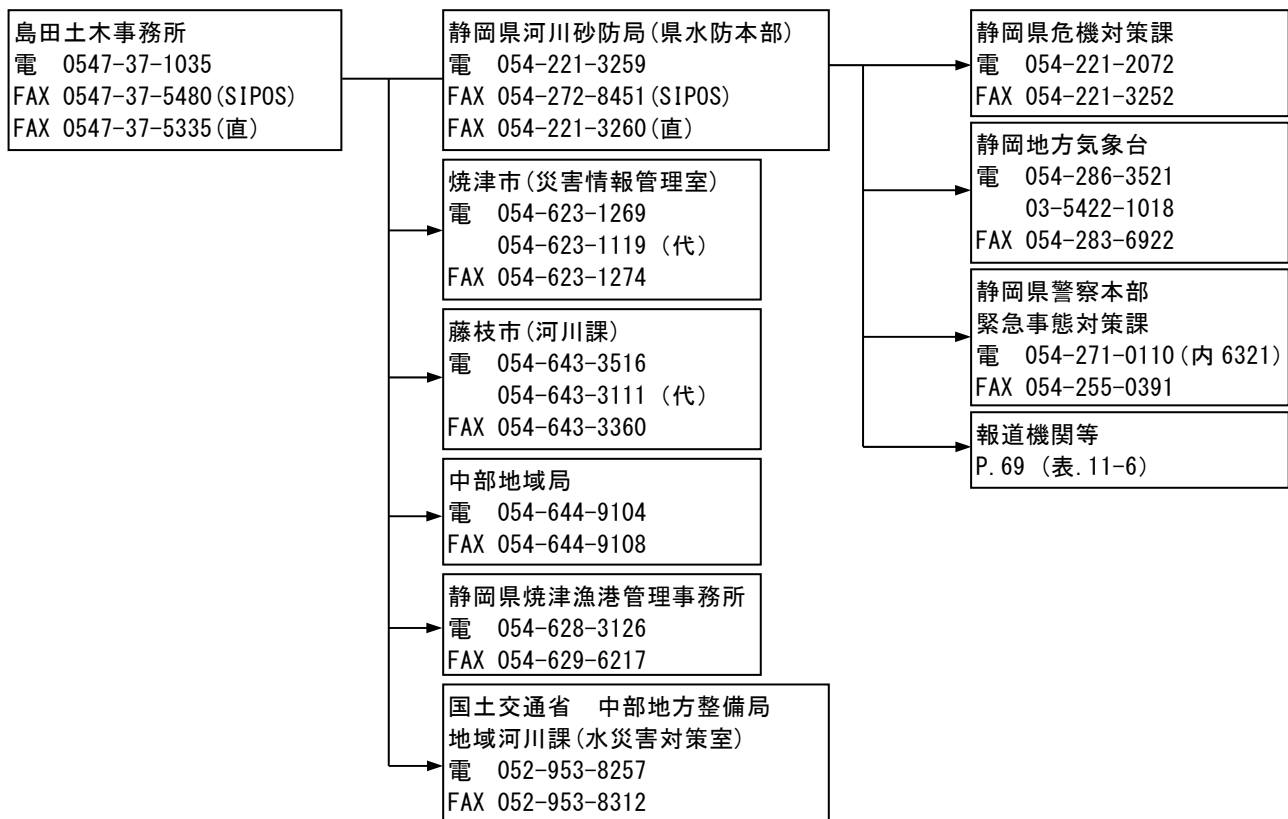


図. 11-15 瀬戸川水防警報連絡系統図

・ 太田川水防警報連絡系統図（支川原野谷川を含む）

水防警報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

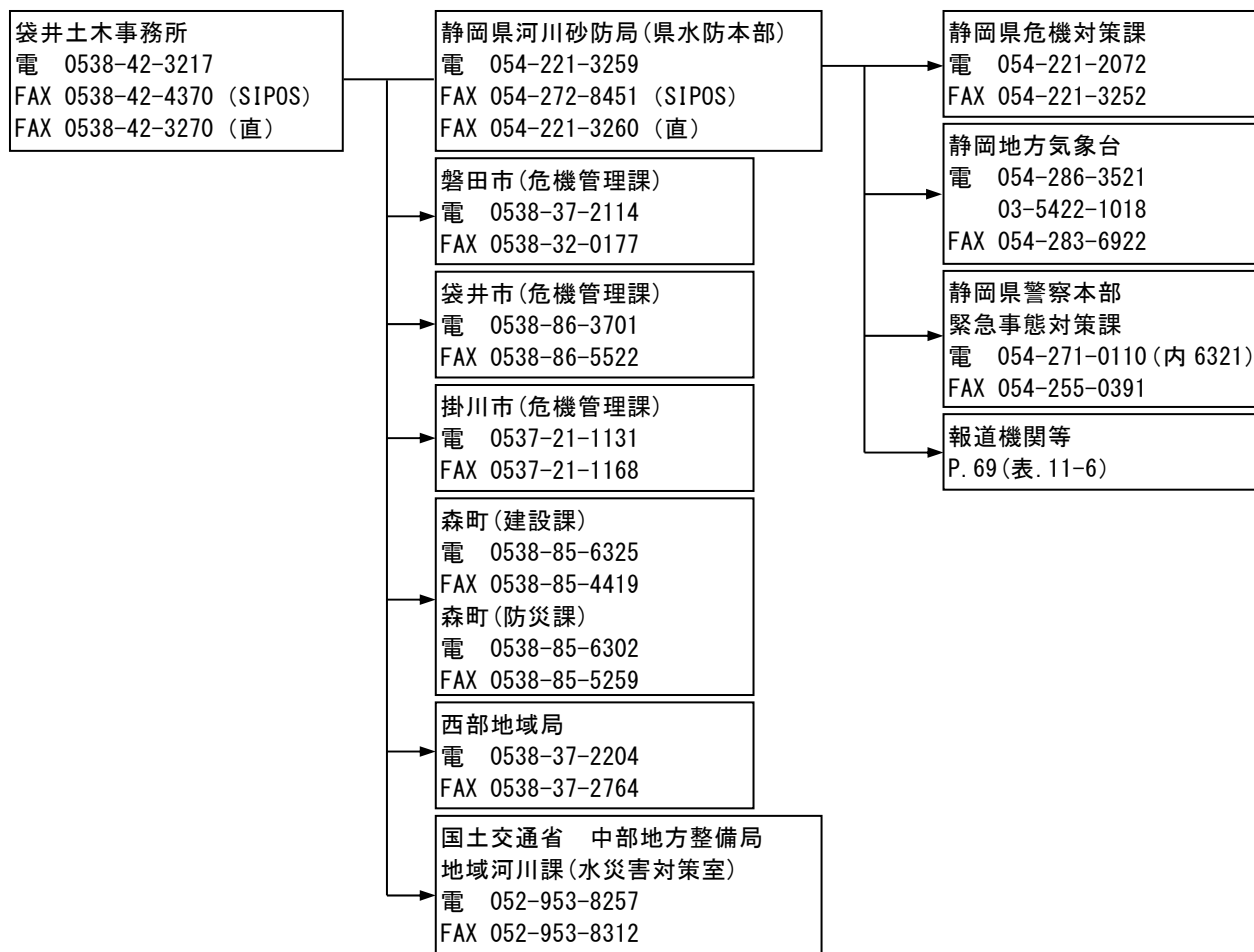


図. 11-16 太田川水防警報連絡系統図

・ 都田川（支川井伊谷川を含む）水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

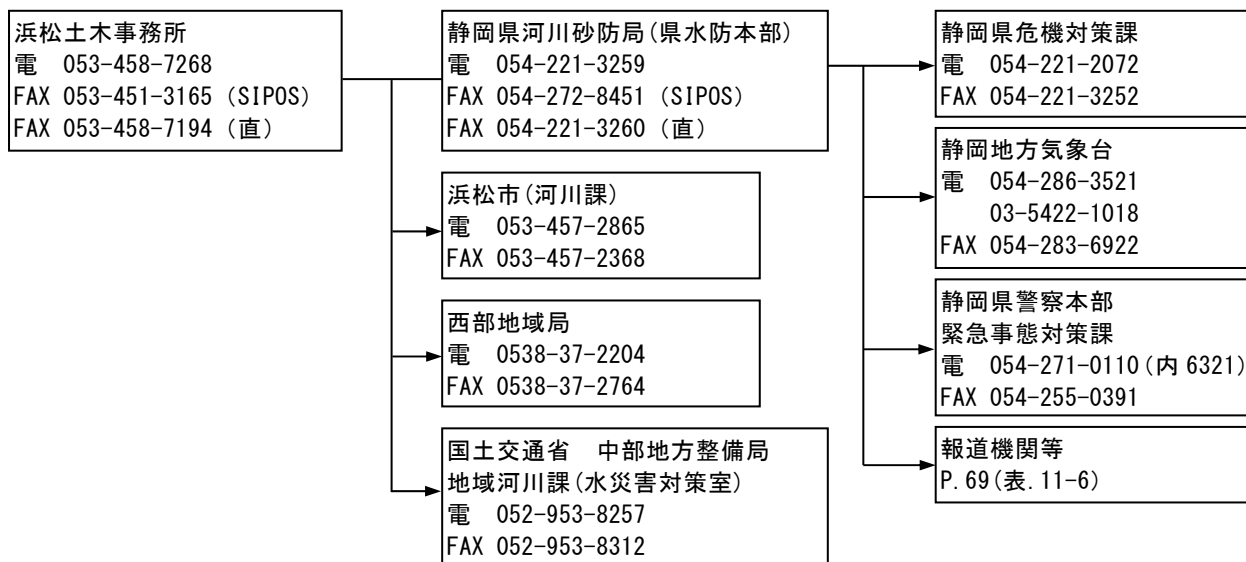


図. 11-17 都田川水防警報連絡系統図

（6）水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、洪水の場合は様式 7（P. 251）、津波の場合は様式 8（P. 252）を使用する。

表. 11-17 水防警報の対象水位観測所及び水防警報の通知

河川名		観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機(指定)水位	氾濫意(警戒)水位	避難判断位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
潤井川		潤井川橋	富士土木	富士市蓼原	河口から 3.5km	m 1.80	m 2.30	m	m 3.70	m 左 6.3 右 5.5	m 左 2.4 右 3.7
瀬戸川	幹川	勝草橋	島田土木	藤枝市志太三丁目	河口から 8.25km	1.50	2.00	2.25	2.60	左 5.1 右 5.8	左 5.1 右 4.3
		入江橋	〃	焼津市駅北四丁目	河口から 1.4km	2.10	2.70		5.87	左 7.9 右 8.3	左 3.6 右 3.6
	支川 (朝比奈川)	横内橋	〃	藤枝市横内	合流点から 3.7km	1.80	2.50	2.80	4.50	左 4.6 右 4.6	左 3.0 右 2.7
太田川	幹川	天方	袋井土木	周智郡森町森	河口より 21.5km	1.40	1.90	2.40	2.90	左 4.7 右 4.5	左 2.6 右 3.4
		新貝	〃	磐田市新貝	河口より 6.5km	3.00	3.50	4.30	5.75	左 7.9 右 7.5	左 5.0 右 2.7
	支川 (原野谷川)	山名	〃	袋井市袋井	合流点より 5.6km	5.00	5.70	6.50	8.20	左 9.5 右 8.9	左 5.2 右 6.5
		吉岡橋	〃	掛川市吉岡	合流点より 13.8km	2.70	3.20		4.40	左 5.7 右 5.3	左 2.2 右 2.3
都田川	幹川	落合橋	浜松土木	浜松市浜名区細江町中川	河口から 2.0km	2.50	2.70	2.80	4.40	左 6.4 右 5.9	左 5.2 右 5.1
	支川 (井伊谷川)	坂田橋	〃	浜松市浜名区引佐町井伊谷	合流点から 2.8km	0.90	1.90	2.40	5.50	左 4.8 右 3.9	左 3.1 右 3.0

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注) 水防警報水位観測所横断面図は P. 560～P. 563 参照

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	通 信 連 絡 先 及 び そ の 方 法	
		発 報 担 当 者 側	受 報 担 当 者 側
富士土木事務所長	富士市長 (河川課)	電 0545-65-2237 FAX 0545-64-0995 (SIPOS) FAX 0545-65-2294 (直)	電 0545-55-2721 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
島田土木事務所長	藤枝市長 (河川課)	電 0547-37-1035 FAX 0547-37-5480 (SIPOS) FAX 0547-37-5335 (直)	電 054-643-3516 054-643-3111 (代) FAX 054-643-3360
	焼津市長 (災害情報管理室)		電 054-623-1269 054-623-1119(代) FAX 054-623-1274
"	藤枝市長 (河川課)	"	"
	焼津市長 (災害情報管理室)		"
"	藤枝市長 (河川課)	"	"
	焼津市長 (災害情報管理室)		"
袋井土木事務所長	森町長 (防災課) (建設課)	電 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)	電 0538-85-6325 (防) 0538-85-2111 (代) FAX 0538-85-4419 (防) 電 0538-85-6325 (建) FAX 0538-85-4419 (建)
"	磐田市長 (危機管理課)	"	電 0538-37-2114 FAX 0538-32-0177
"	袋井市長 (危機管理課)	"	電 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522
"	掛川市長 (危機管理課)	"	電 0537-21-1131 FAX 0537-21-1168
浜松土木事務所長	浜松市長 (河川課)	電 053-458-7268 FAX 053-451-3165 (SIPOS) FAX 053-458-7194 (直)	電 053-457-2865 FAX 053-457-2368
"	"	"	"

第 1 2 章 水位周知河川における水位到達情報

第 1 節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知(法第 13 条第 1 項)

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（レベル 2 氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

1. 水位周知河川における水位到達情報の提供

(1) 中部地方整備局管内河川

1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

表. 12-1 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水位周知河川の設定河川及び区域

水 系 名	河 川 名	区 域	区 域 延 長
狩 野 川	支 川 (黄瀬川)	左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	2,700 m
	支 川 (大場川)	左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	2,550 m
	支 川 (来光川)	左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530 m
	支 川 (柿沢川)	左岸 静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860 m
	派 川 (狩野川 放水路)	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000 m
安 倍 川	支 川 (藁科川)	左岸 静岡県静岡市葵区大原字稲木山千七百二十六番三地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県静岡市葵区富厚里字八重ヶ瀬千五十二番二地先から幹川合流点まで	8,910 m
菊 川	支 川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300 m
	支 川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿敷百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿敷百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930 m

2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

表. 12-2 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水位周知河川の対象水位観測所及び水位到達情報の担当官署

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団機 (指定)水位	氾注 (警戒)水位	出動 水位	避難 水位	氾濫危険 (洪水特別 警戒)水位	計画 水位	氾 濫 水位
狩野川	支川 黄瀬川	本宿	静岡県駿東郡 長泉町本宿	左岸 合流点から 2.7km	m 2.00	m 3.00	m 3.80	m 3.90	m (4.20)	m 6.18	m 5.72
	支川 大場川	大場	〃 田方郡 函南町間宮	左岸 合流点から 2.2km	3.00	4.80	5.40	7.20	(7.60)	7.84	9.39
	支川 来光川	蛇ヶ橋	〃 田方郡 函南町肥田	左岸 合流点から 0.5km	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	8.45	9.77
	支川 柿沢川										
	派川 (狩野川 放水路)	鏡橋	〃 伊豆の国市 堀之上	右岸 放水口から 2.5km	-	-	-	6.00	(9.85)	9.85	-
安倍川	支川 藁科川	奈良間	〃 静岡市 葵区奈良間	右岸 合流点から 9.7km	2.30	3.70	4.70	6.40	(7.70)	8.02	12.70
菊川	支川 牛淵川	堂山	〃 菊川市 堂山新田	右岸 合流点から 3.6km	3.10	4.60	4.90	4.90	(5.30)	5.86	6.34
		横地	〃 菊川市 東横地	左岸 合流点から 10.1km	1.80	2.10	2.30	2.30	(2.30)	4.06	3.95
	支川 下小笠川	川久保	〃 掛川市 川久保	右岸 合流点から 2.6km	1.40	2.00	2.50	3.00	(3.30)	-	3.69

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 水位周知河川の水位観測所横断図は P. 551～P. 559 参照

注2) 洪水予報基準観測所の氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、洪水予報の発表として参照される。

注3) 氾濫発生水位の到達に伴うレベル5氾濫発生情報については、現時点で運用予定であり、令和8年5月(出水期前)までに関係市町と協議し運用する。

現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
				発報担当者側	受報担当者側	
m 左 7.2 右 8.3	m 左 6.7 右 8.3	沼津河川国道事務所長	沼津土木事務所長 河川砂防局長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX055-920-2299 (SIPOS) FAX055-920-2383 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	沼津市、 長泉町、 清水町
左 9.6 右 9.6	左 7.0 右 5.9	"	"	"	"	函南町、 三島市
			"		"	
左 10.3 右 9.8	左 9.8 右 5.4	"	"	"	"	伊豆の国市、 函南町
			"		"	
左 14.6 右 17.5	左 13.9 右 17.5	"	"	"	"	沼津市、 伊豆の国市
			"		"	
左山付 右 9.1	左山付 右 5.5	静岡河川事務所長	静岡土木事務所長 河川砂防局長	電 054-273-9104 FAX 054-273-9219	電 054-286-9326 FAX054-286-9338 (SIPOS) FAX054-286-9344 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	静岡市
左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2	浜松河川国道事務所長	袋井土木事務所長 河川砂防局長	電 053-466-0118 FAX 053-466-0122	電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370 (SIPOS) FAX0538-42-3270 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	菊川市、 掛川市
左 5.3 右 5.1	左 5.3 右 3.5	"	"	"	"	"
			"		"	
左 4.4 右 4.6	左 0.7 右 3.5	"	"	"	"	"
			"		"	

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

3) 水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

表. 12-3 水位到達情報の種類、発表基準

種	類	発	表	基	準
レベル 2	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき			
レベル 3	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき			
レベル 4	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき			
レベル 5	氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき			
レベル 2	氾濫注意情報解除	レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険情報、レベル 3 氾濫警戒情報又はレベル 2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき			

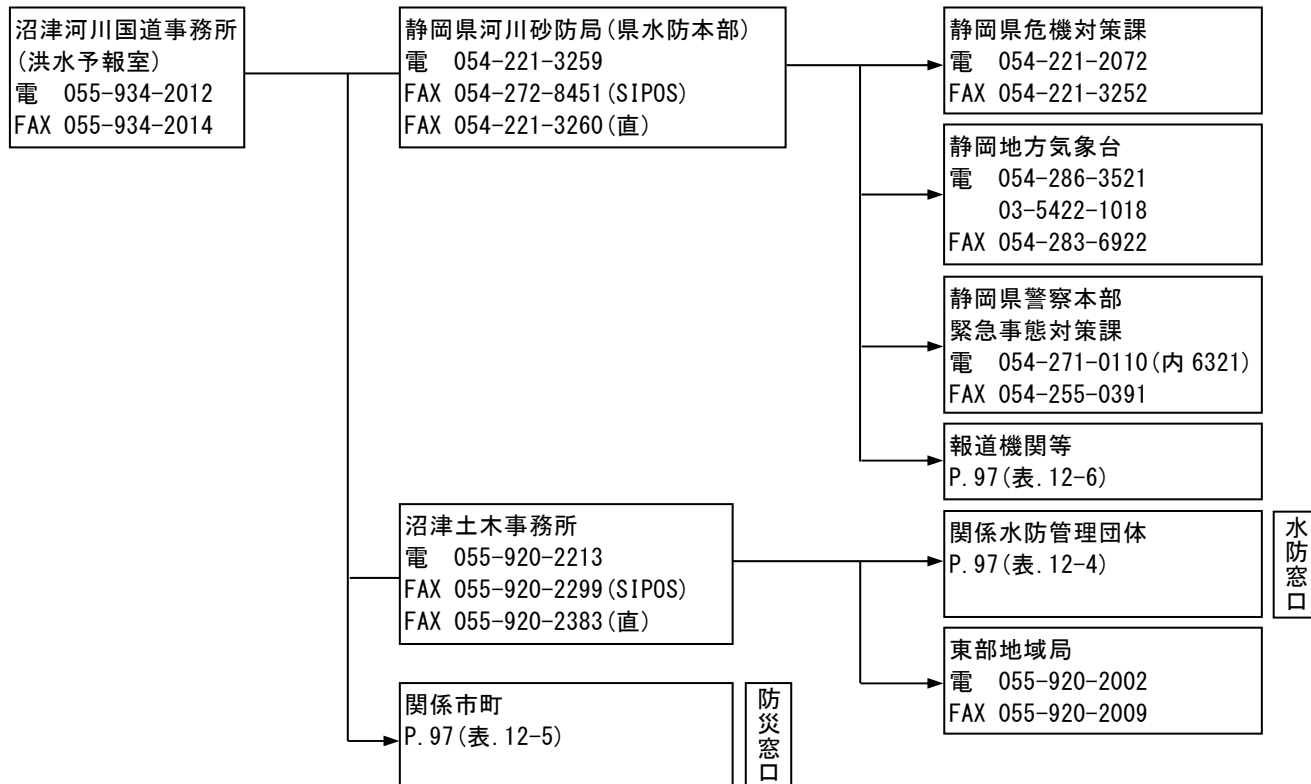
4) 水位到達情報の通知

様式 9（P. 253～P. 257）により、水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

5) 水位到達情報の連絡系統図

・ 狩野川水系黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川、狩野川放水路の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的に F A X にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 12-1 狩野川水系黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川・狩野川放水路の水位到達情報連絡系統図

表. 12-4 関係水防管理団体電話番号(水防窓口)

水防管理団体	沼津市 (河川課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (地域安全課)
電話番号	055-934-2531	055-983-2650	055-948-1482	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	055-948-1169	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197

表. 12-5 関係市町電話番号(防災窓口)

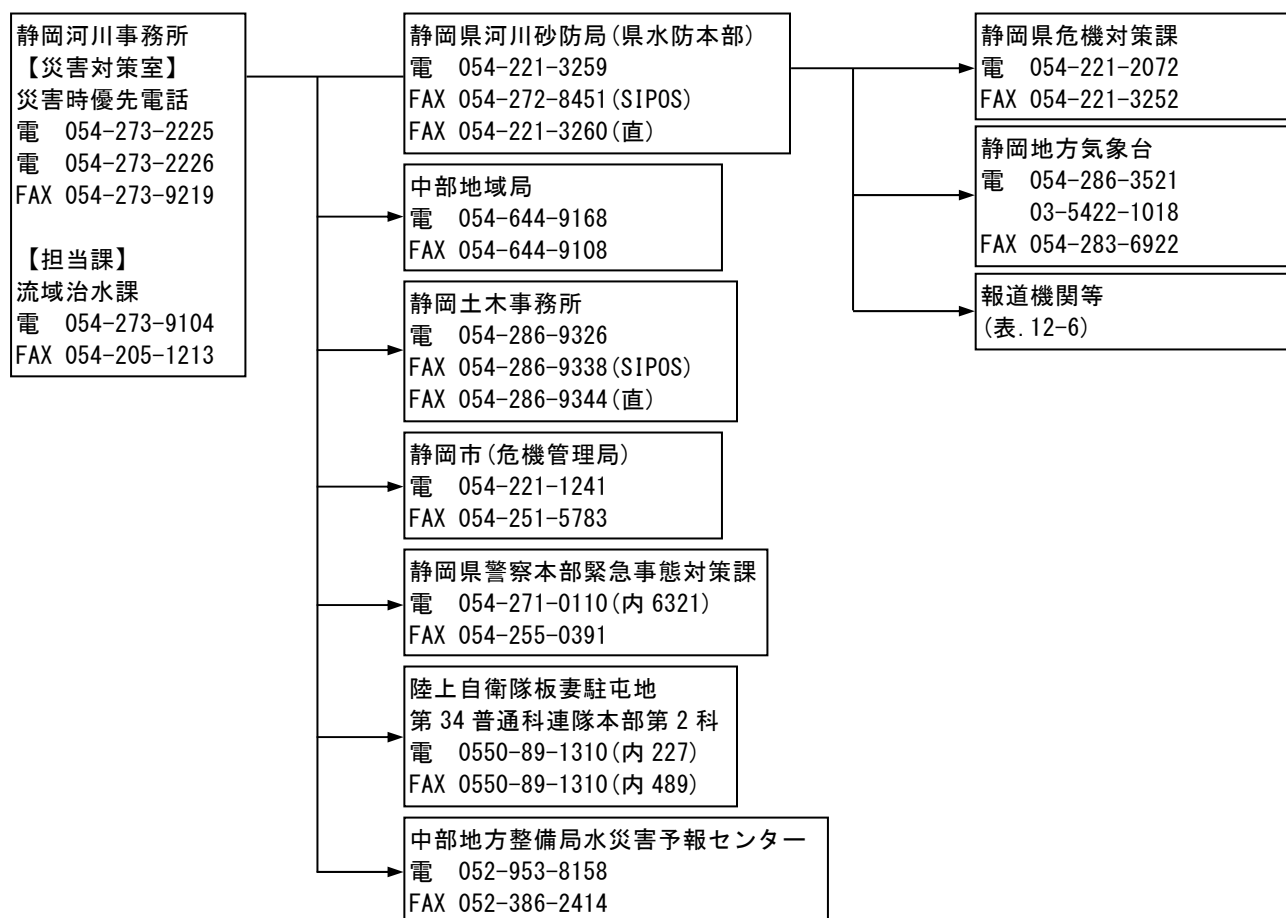
市町	沼津市 (危機管理課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (地域安全課)
電話番号	055-934-4803	055-983-2650	055-948-1482	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102
FAX 番号	055-934-0027	055-981-7720	055-948-1169	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197

表. 12-6 報道機関電話番号

報道機関名	N H K (静岡放送局)	S B S (静岡放送)	S A T V (静岡朝日テレビ)	S D T (静岡第一テレビ)	S U T (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

・安倍川水系藁科川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

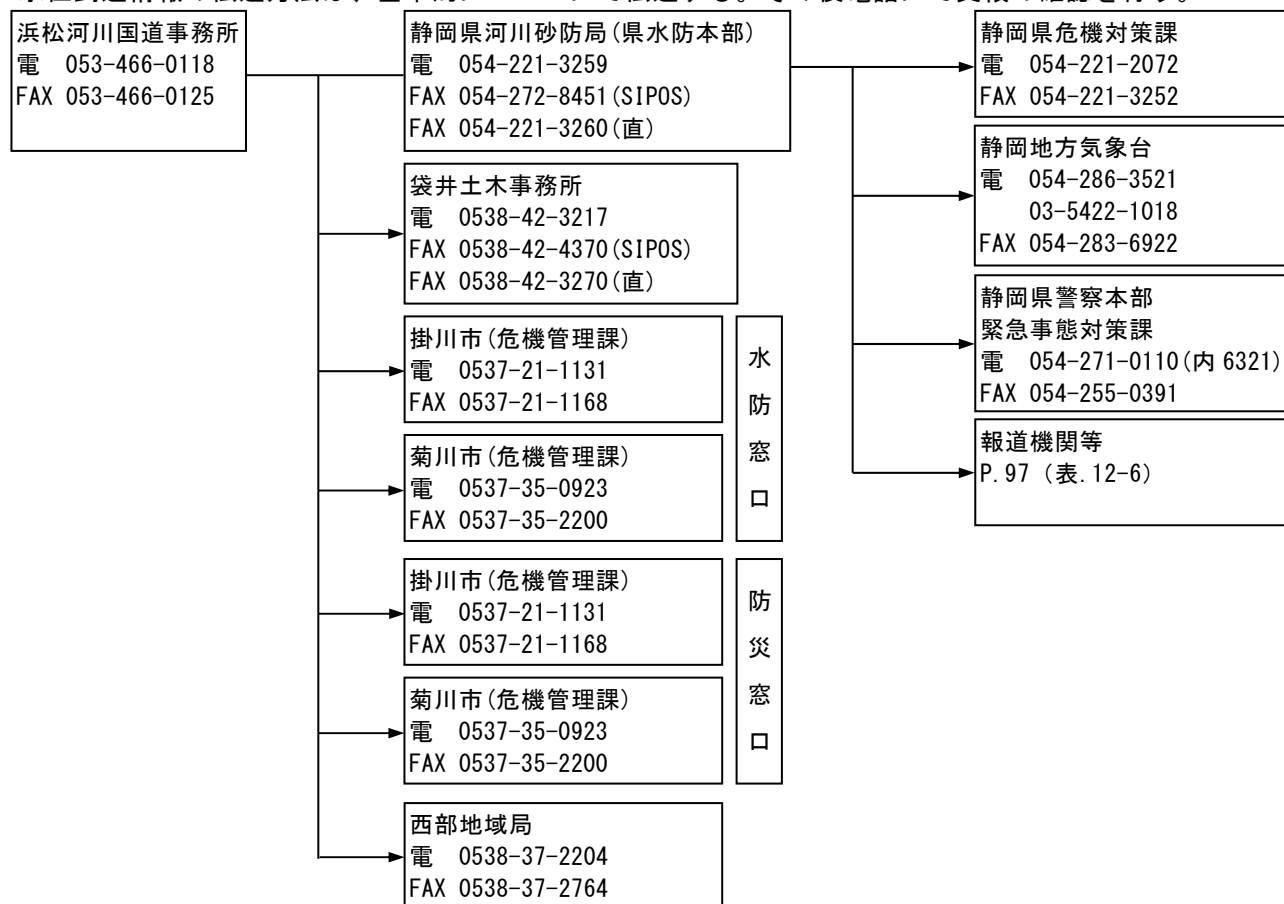


※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 12-2 安倍川水系藁科川の水位到達情報連絡系統図

・ 菊川水系牛淵川、下小笠川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



※国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 12-3 菊川水系牛淵川、下小笠川の水位到達情報連絡系統図

第2節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

(法第13条第2項及び第3項)

静岡県知事は、静岡県知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

氾濫を現認したときは、氾濫発生情報を発表するものとする。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

1. 水位周知河川における水位到達情報の提供

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

表. 12-7 静岡県知事指定の水位周知河川の設定河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域	区 域 延 長
稲生沢川	幹 川	左岸 下田市椎原稲梓川合流点から海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点から海まで	9,000m
那賀川	幹 川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点から海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点から海まで	7,000m
仁科川	幹 川	左岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋から海まで 右岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋から海まで	5,400m
青野川	幹 川	左岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点から海まで 右岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点から海まで	10,000m
河津川	幹 川	左岸 賀茂郡河津町梨本から海まで 右岸 賀茂郡河津町梨本から海まで	8,000m
伊東大川	幹 川	左岸 伊東市荻字城ノ平から海まで 右岸 伊東市荻字城ノ平から海まで	5,300m
狩野川	幹 川	左岸 伊豆市湯ヶ島持越川合流点から伊豆市修善寺修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島持越川合流点から伊豆市修善寺修善寺橋まで	12,900m
	支 川 (修善寺川)	左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点から狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点から狩野川合流点まで	7,300m
	支 川 (大見川)	左岸 伊豆市梅木 菅引川合流点から狩野川合流点まで 右岸 伊豆市梅木 菅引川合流点から狩野川合流点まで	7,600m
	支 川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点から三島市大場(大場川橋上流)まで 右岸 裾野市伊豆島田 大場川分流点から三島市中島(大場川橋上流)まで	8,320m
	支 川 (来光川)	左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流から函南町仁田 仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流から函南町仁田 仁田橋まで	4,010m
	支 川 (黄瀬川)	左岸 裾野市岩波(岩神橋)から裾野市二ツ屋(富二平橋)まで 右岸 裾野市岩波(岩神橋)から裾野市二ツ屋(富二平橋)まで	7,260m
山 川	幹 川	左岸 伊豆市土肥県管理区間起点から海まで 右岸 伊豆市土肥県管理区間起点から海まで	3,600m
鮎沢川	幹 川	左岸 駿東郡小山町境から神奈川県境まで 右岸 駿東郡小山町境から神奈川県境まで	10,000m

水 系 名	河 川 名	区 域	区 域 延 長
新 中 川	幹 川	左岸 沼津市東沢田県管理区間起点から海まで 右岸 沼津市東沢田県管理区間起点から海まで	3,350m
富 士 川	支 川 (高橋川)	左岸 沼津市柳沢から沼川合流点まで 右岸 沼津市柳沢から沼川合流点まで	6,000m
	支 川 (沼川)	左岸 富士市境から海まで 右岸 富士市境から海まで	5,900m
	支 川 (赤淵川)	左岸 富士市間門新東名高速道路から沼川合流点まで 右岸 富士市間門新東名高速道路から沼川合流点まで	5,100m
	支 川 (潤井川)	左岸 富士市久沢龍巖橋から海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巖橋から海まで	6,000m
	支 川 (小潤井川)	左岸 富士市弥生新田県管理区間起点から沼川合流点まで 右岸 富士市弥生新田県管理区間起点から沼川合流点まで	5,300m
	支 川 (芝川)	左岸 富士宮市大字猪之頭県管理区間起点から富士川合流点まで 右岸 富士宮市大字猪之頭県管理区間起点から富士川合流点まで	22,500m
興 津 川	幹 川	左岸 静岡市清水区和田島落差工から海まで 右岸 静岡市清水区和田島落差工から海まで	12,300m
庵 原 川	幹 川	左岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋から海まで 右岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋から海まで	3,600m
	支 川 (山切川)	左岸 静岡市清水区山切から庵原川合流点まで 右岸 静岡市清水区山切清水山切公園から庵原川合流点まで	2,000m
巴 川	幹 川	左岸 静岡市葵区北有永えん堤下端から海まで 右岸 静岡市葵区北有永えん堤下端から海まで	14,550m
	支 川 (長尾川)	左岸 静岡市葵区長尾新田橋付近から巴川合流点まで 右岸 静岡市葵区長尾新田橋付近から巴川合流点まで	6,800m
安 倍 川	支 川 (丸子川)	左岸 静岡市駿河区丸子 丸子橋付近から安倍川合流点まで 右岸 静岡市駿河区丸子 丸子橋付近から安倍川合流点まで	6,280m
	支 川 (藁科川)	左岸 静岡市葵区小島から静岡市葵区大原直轄管理境まで 右岸 静岡市葵区小島から静岡市葵区富厚里直轄管理境まで	8,500m
	支 川 (足久保川)	左岸 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで 右岸 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで	9,230m
瀬 戸 川	支 川 (葉梨川)	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで	5,550m
栃 山 川	幹 川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点から海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点から海まで	9,800m
	支 川 (木屋川)	左岸 焼津市三和木屋川橋から海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋から海まで	4,870m
大 井 川	幹 川	左岸 榛原郡川根本町梅地市代橋下流付近から島田市神座直轄管理境まで 右岸 榛原郡川根本町犬間市代橋下流付近から島田市神座直轄管理境まで	58,600m
	支 川 (大代川)	左岸 島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで	7,000m
	支 川 (大津谷川)	左岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで	5,750m
湯 日 川	幹 川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで	5,600m
坂 口 谷 川	幹 川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで	6,310m

水系名	河川名	区 域	区 域 延 長
勝間田川	幹 川	左岸 牧之原市勝間三栗川合流点から海まで 右岸 牧之原市勝間三栗川合流点から海まで	6,200m
萩間川	幹 川	左岸 牧之原市黒子蛭ヶ谷川合流点上流付近から海まで 右岸 牧之原市女神蛭ヶ谷川合流点上流付近から海まで	4,800m
新野川	幹 川	左岸 御前崎市新野県管理区間起点から海まで 右岸 御前崎市新野県管理区間起点から海まで	9,500m
太田川	支 川 (敷地川)	左岸 磐田市大当所梨の木橋から太田川合流点まで 右岸 磐田市大当所梨の木橋から太田川合流点まで	8,300m
	支 川 (仿僧川)	左岸 磐田市万正寺祝川合流点から太田川合流点まで 右岸 磐田市小島祝川合流点から太田川合流点まで	6,600m
	支 川 (今ノ浦川)	左岸 磐田市見付管理上流端から仿僧川合流点まで 右岸 磐田市見付管理上流端から仿僧川合流点まで	7,900m
	支 川 (逆川)	左岸 掛川市逆川鞍下橋から原野谷川合流点まで 右岸 掛川市千羽鞍下橋から原野谷川合流点まで	12,000m
	支 川 (宇刈川)	左岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで 右岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで	5,600m
天竜川	支 川 (二俣川)	左岸 浜松市天竜区只来百古里川合流点から天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区只来百古里川合流点から天竜川合流点まで	10,500m
	支 川 (気田川)	左岸 浜松市天竜区春野町気田杉川合流点上流から熊切川合流点まで 右岸 浜松市天竜区春野町気田杉川合流点上流から熊切川合流点まで	7,000m
	支 川 (水窪川)	左岸 浜松市天竜区水窪町地頭方翁川合流点から天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区水窪町奥領家翁川合流点から天竜川合流点まで	18,500m
	支 川 (阿多古川)	左岸 浜松市天竜区上野清滝橋から天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区上野清滝橋から天竜川合流点まで	6,200m
	支 川 (安間川)	左岸 浜松市中央区市野町東名高速道路から天竜川合流点まで 右岸 浜松市中央区市野町東名高速道路から天竜川合流点まで	7,000m
馬込川	幹 川	左岸 浜松市浜名区内野御陣屋川合流点から海まで 右岸 浜松市浜名区内野御陣屋川合流点から海まで	17,400m
	支 川 (芳川)	左岸 浜松市中央区上新屋町から馬込川合流点まで 右岸 浜松市中央区中田町から馬込川合流点まで	9,500m
都田川	幹 川	左岸 浜松市浜名区細江町中川(落合橋)から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市浜名区細江町気賀(落合橋)から浜名湖合流点まで	2,000m
	支 川 (井伊谷川)	左岸 浜松市浜名区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点から都田川合流点まで 右岸 浜松市浜名区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点から都田川合流点まで	3,200m
	支 川 (釣橋川)	左岸 浜松市浜名区三ヶ日町只木川名宮川合流点下流から猪鼻湖合流点まで 右岸 浜松市浜名区三ヶ日町福長川名宮川合流点下流から猪鼻湖合流点まで	3,400m

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

表. 12-8 水位周知河川の対象水位観測所及び水位到達情報の担当官署

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水待(通報)水位	防機注(警戒)水	団意判水注1)	氾濫(洪水特別警戒)水位	危険(特別)水位	既往最高水位
稲生沢川	幹川	本郷橋	下田土木	下田市高馬	河口から3.4km	m 2.00	m 3.00	m	m 3.90	m 3.11	
		深根橋	〃	下田市箕作	河口から8.8km	1.50	2.60		4.30	2.68	
那賀川	幹川	伏倉橋	〃	賀茂郡松崎町桜田	河口から2.03km	0.70	1.70	1.80	1.90	2.63	
仁科川	幹川	築地橋	〃	賀茂郡西伊豆町仁科	河口から0.83km	1.70	2.10	2.20	2.90	3.61	
青野川	幹川	前原橋	〃	賀茂郡南伊豆町下賀茂	河口から4.8km	1.60	1.80	2.60	3.10	2.99	
河津川	幹川	峰大橋	〃	賀茂郡河津町峰	河口から3.95km	1.50	2.50	3.10	3.30	2.10	
伊東大川	幹川	岡橋	熱海土木	伊東市桜木町	河口から0.975km	5.10	5.50	5.80	6.10	7.49	
狩野川	幹川	嵯峨沢橋	沼津土木	伊豆市市山	河口から35.68km	2.00	2.50	3.20	3.90	3.94	
	支川(修善寺川)	修善寺川橋	〃	伊豆市修善寺	本川合流点から1.10km	1.60	2.30		2.50	3.74	
	支川(大見川)	梅木橋	〃	伊豆市梅木	本川合流点から6.10km	1.80	2.70	3.10	3.40	3.84	
		下神川橋	〃	三島市加茂川町	本川合流点から6.50km	2.00	2.50		4.00	4.25	
	支川(大場川)	青木橋	〃	駿東郡長泉町中土狩	本川合流点から9.29km	2.80	3.20		3.40	4.31	

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通 信 連 絡 先 及 び そ の 方 法	
				発 報 担 当 者 側	受 報 担 当 者 側 (水防窓口)
m 左 7.09 右 7.34	m 左 7.09 右 7.34	下田土木 事務所長	下田市長 (防災安全課)	電 0558-24-2117 FAX 0558-27-0070 (SIPOS) FAX 0558-24-2162 (直)	電 0558-36-4145 FAX 0558-27-1007
左 5.0 右 5.0	左 4.58 右 3.39	〃	〃	〃	〃
左 7.5 右 7.8	左 4.0 右 3.7	〃	松崎町長 (総務課)	〃	電 0558-42-3963 FAX 0558-42-3183
左 5.98 右 5.97	左 3.96 右 5.74	〃	西伊豆町長 (防災課)	〃	電 0558-52-1965 FAX 0558-52-1906
左 9.75 右 9.75	左 8.43 右 9.58	〃	南伊豆町長 (防災課)	〃	電 0558-62-6211 FAX 0558-62-1119
左 3.97 右 3.87	左 3.97 右 3.87	〃	河津町長 (防災課)	〃	電 0558-34-1112 FAX 0558-34-0099
左 7.66 右 7.66	左 7.66 右 7.66	熱海土木 事務所長	伊東市長 (建設課)	電 0557-82-9176 FAX 0557-81-7720 (SIPOS) FAX 0557-82-9110 (直)	電 0557-32-1753 FAX 0557-36-0320
左 8.2 右 9.7	左 8.2 右 9.9	沼津土木 事務所長	伊豆市長 (危機管理課)	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	電 0558-72-9867 FAX 0558-72-6588
左 4.6 右 4.5	左 5.1 右 4.7	〃	〃	〃	〃
左 4.49 右 4.38	左 4.49 右 4.38	〃	〃	〃	〃
左 5.2 右 5.2	左 6.4 右 4.6	〃	三島市長 (危機管理課)	〃	電 055-983-2650 FAX 055-981-7720
			函南町長 (地域安全課)	〃	電 055-979-8102 FAX 055-978-1197
			清水町長 (くらし安全課)	〃	電 055-981-8205 FAX 055-973-1711
			沼津市長 (河川課)	〃	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
左 6.0 右 6.0	左 7.6 右 8.2	〃	三島市長 (危機管理課)	〃	電 055-983-2650 FAX 055-981-7720
			裾野市長 (危機管理課)	〃	電 055-995-1817 FAX 055-992-4447
			長泉町長 (地域防災課)	〃	電 055-989-5505 FAX 055-989-5656

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機注 (通報)水 位	氾濫 注意水 位	避難 判断水 注1)	氾濫 危険水 位	既往 最高 水位
狩野川	支 川 (来光川)	観音橋	沼津 土木	田方郡函南町 上沢	本川 合流点から 4.20km	m 1.40	m 1.70	m	m 1.90	m 2.50
	支 川 (黄瀬川)	花園橋	〃	裾野市 佐野	本川 合流点から 10.00km	2.30	2.80		3.10	3.80
山川	幹 川	金山橋	〃	伊豆市 土肥	河口から 0.76km	1.30	2.25	2.40	2.60	2.68
鮎沢川	幹 川	小山	〃	駿東郡小山町 藤曲	県境から 2.21km	1.50	1.90	2.09	2.28	3.92
新中川	幹 川	丸子橋	〃	沼津市 東間門	河口から 0.76km	1.50	1.80	1.80	2.73	2.48
富士川	支 川 (高橋川)	青野	〃	沼津市 青野	沼川合流点 から 1.56km	1.00	1.80	2.20	3.00	3.43
	支 川 (沼川)	河合橋	富士 土木	富士市鈴川	河口から 2.24km	2.10	2.50		2.98	3.19
	支 川 (赤淵川)	花守橋	〃	富士市中里	沼川合流点 から 1.48km	1.33	2.84	3.19	3.34	2.98
	支 川 (潤井川)	潤井川橋	〃	富士市 蓼原	河口から 3.5km	1.80	2.30		3.80	3.70
	支 川 (小潤井川)	小潤井川	〃	富士市 永田北町	沼川合流点 から 2.95km	1.30	1.80		2.35	2.28
	支 川 (芝川)	安居山	〃	富士宮市 猫沢	富士川 合流点から 8.73km	0.30	0.90	1.80	2.10	2.19
		横手沢	〃	富士宮市 内野	富士川 合流点から 16.89km	0.90	1.40	1.60	1.80	2.74

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 4.5 右 4.6	m 左 3.9 右 5.0	沼津土木 事務所長	函南町長 (地域安全課)	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	電 055-979-8102 FAX 055-978-1197
			伊豆の国市長 (危機管理課)	"	電 055-948-1482 FAX 055-948-1169
			三島市長 (危機管理課)	"	電 055-983-2650 FAX 055-981-7720
左 6.2 右 7.8	左 5.2 右 7.8	"	裾野市長 (危機管理課)	"	電 055-995-1817 FAX 055-992-4447
			御殿場市長 (危機管理課)	"	電 0550-82-4370 FAX 0550-83-9739
			沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
			長泉町長 (地域防災課)	"	電 055-989-5505 FAX 055-989-5656
左 5.49 右 5.27	左 4.98 右 4.39	"	伊豆市長 (危機管理課)	"	電 0558-72-9867 FAX 0558-72-6588
左 7.60 右 4.31	左 7.59 右 9.83	"	小山町長 (危機管理局)	"	電 0550-76-5715 FAX 0550-76-5910
左 4.5 右 4.1	左 4.5 右 4.1	"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
左 4.6 右 5.0	左 4.2 右 5.0	"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
		"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
左 4.94 右 4.59	左 4.68 右 4.45	富士土木 事務所長	富士市長 (河川課)	電 0545-65-2237 FAX 0545-64-0995 (SIPOS) FAX 0545-65-2294 (直)	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
		"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
左 9.83 右 9.10	左 9.62 右 9.16	"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
		"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
左 6.34 右 5.45	左 2.42 右 3.67	"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
左 2.97 右 3.00	左 2.28 右 2.58	"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
左 4.30 右 5.44	左 7.30 右 5.29	"	富士宮市長 (河川課)	"	電 0544-22-1219 電 0544-22-1111(代) FAX 0544-22-1208
左 3.03 右 3.03	左 3.03 右 3.03	"	"	"	"

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に係りのある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報)水 位	氾 濫 注 (警戒)水 位	避難 判断 水注1)	氾 濫 危険 (洪水特別 警戒)水 位	既往 最高 水位
興津川	幹 川	興津	静岡 土木	静岡市清水区 興津東町	河口から 0.3km	m 1.40	m 1.70	m	m 2.30	m 3.10
		和田島橋	〃	静岡市清水区 和田島	河口から 11.9km	2.20	2.60		2.90	2.91
庵原川	幹 川	庵原	〃	静岡市清水区 尾羽	河口から 1.5km	2.30	3.00		3.20	3.80
	支 川 (山切川)	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃
巴川	幹 川	能島	〃	静岡市清水区 能島	河口から 5.0km	2.56	3.16		3.40	4.92
		上土	〃	静岡市葵区 上土二丁目	河口から 10.4km	2.20	2.70		3.00	3.39
	支 川 (長尾川)	水梨橋	〃	静岡市葵区 瀬名三丁目	本川合流点 から 4.3km	1.60	2.20		2.30	3.03
安倍川	支 川 (丸子川)	丸子	〃	静岡市駿河区 丸子	本川合流点 から 6.2km	1.40	2.40		2.70	3.20
	支 川 (藁科川)	富沢橋	〃	静岡市葵区 富沢	本川合流点 から 12.3km	2.80	4.00		4.08	5.06
	支 川 (足久保川)	足久保	〃	静岡市葵区 足久保口組	本川合流点 から 1.75km	0.78	1.22		1.43	1.45
瀬戸川	支 川 (葉梨川)	八幡橋	島田 土木	藤枝市 鬼島	本川合流点 から 2.0km	2.70	3.00	3.40	3.96	4.00
栃山川	幹 川	新道橋	〃	焼津市 大島	河口から 3.33km	1.30	2.10	2.40	2.92	2.24
	支 川 (木屋川)	一色	〃	焼津市 一色	河口から 3.96km	1.30	1.50	1.70	1.90	1.71

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。 本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 4.60 右 4.60	m 左 1.20 右 1.80	静岡土木 事務所長	静岡市長 (危機管理局) (建設局災害対策室) (警防課)	電 054-286-9326 FAX 054-286-9338 (SIPOS) FAX 054-286-9344 (直)	電 054-221-1241(危) FAX 054-251-5783(危) 電 054-221-1227(災) FAX 054-221-1144(災) 電 054-280-0165(警) FAX 054-280-0168(警)
左 4.24 右 4.04	左 4.80 右 4.40	〃	〃	〃	〃
左 5.87 右 5.80	左 3.26 右 4.28	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
左 5.55 右 5.59	左 5.47 右 5.01	〃	〃	〃	〃
左 3.82 右 3.58	左 3.91 右 4.64	〃	〃	〃	〃
左 5.20 右 5.60	左 5.20 右 5.60	〃	〃	〃	〃
左 5.00 右 4.40	左 5.00 右 4.40	〃	〃	〃	〃
左 5.23 右 5.26	左 5.23 右 5.26	〃	〃	〃	〃
左 3.60 右 3.71	左 3.14 右 1.46	〃	〃	〃	〃
左 6.21 右 5.81	左 2.87 右 4.25	島田土木 事務所長	焼津市長 (災害情報管理室)	電 0547-37-1035 FAX 0547-37-5480 (SIPOS) FAX 0547-37-5335 (直)	電 054-623-1269 054-623-1119(代) FAX 054-623-1274
			藤枝市長 (河川課)	〃	電 054-643-3516 054-643-3111(代) FAX 054-643-3360
左 4.82 右 4.74	左 2.82 右 4.38	〃	焼津市長 (災害情報管理室)	〃	電 054-623-1269 054-623-1119(代) FAX 054-623-1274
			藤枝市長 (河川課)	〃	電 054-643-3516 054-643-3111(代) FAX 054-643-3360
左 2.70 右 2.66	左 2.54 右 2.59	〃	焼津市長 (災害情報管理室)	〃	電 054-623-1269 054-623-1119(代) FAX 054-623-1274

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に係りのある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報)水 位	氾 注 (警戒)水 位	避難 判断 水位注1)	氾 濫 危険 (洪水特別 警戒)水 位	既往 最高 水位
大井川	幹 川	駿遠橋	島田 土木	島田市 川根町家山	河口から 34.1km	m 3.00	m 3.50	m 3.90	m 4.32	m 4.38
		中徳橋	〃	榛原郡 川根本町 上長尾	河口から 52.8km	3.50	4.40	4.80	5.20	5.45
		川根大橋	〃	榛原郡 川根本町 千頭	河口から 68.3km	2.70	3.30	4.00	4.52	4.39
	支 川 (大代川)	大代川橋	〃	島田市 金谷扇町	本川合流点 から 2.1km	1.08	2.18	2.64	2.97	2.70
	支 川 (大津谷川)	栃山橋	〃	島田市 阿知ヶ谷	本川合流点 から 2.6km	1.10	1.79	2.06	2.24	2.39
湯日川	幹 川	千草橋	〃	榛原郡吉田町 神戸	河口から 4.95km	1.20	1.70	1.90	2.00	2.65
坂口谷 川	幹 川	坂口谷川 橋	〃	牧之原市 細江	河口から 2.175km	2.10	2.40	2.70	3.20	2.98
勝間田 川	幹 川	深谷橋	〃	牧之原市 勝俣	河口から 2.46km	2.20	2.80	3.10	3.40	4.33
萩間川	幹 川	東中橋	〃	牧之原市 大江	河口から 2.66km	1.70	2.20	2.50	3.10	3.58

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通 信 連 絡 先 及 び そ の 方 法	
				発 報 担 当 者 側	受 報 担 当 者 側 (水防窓口)
m 左 7.17 右 8.66	m 左 7.10 右 6.61	島田土木 事務所長	川根本町長 (建設課)	電 0547-37-1035 FAX 0547-37-5480 (SIPOS) FAX 0547-37-5335 (直) "	電 0547-56-2227 0547-56-2220(代) FAX 0547-56-1117
			島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
左 17.89 右 11.52	左 山付 右 -	"	川根本町長 (建設課)	"	電 0547-56-2227 0547-56-2220(代) FAX 0547-56-1117
			島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
左 10.47 右 11.22	左 10.42 右 山付	"	川根本町長 (建設課)	"	電 0547-56-2227 0547-56-2220(代) FAX 0547-56-1117
			島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
左 72.16 右 72.32	左 72.03 右 72.32	"	島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
左 48.43 右 48.95	左 45.91 右 45.98	"	島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
			藤枝市長 (河川課)	"	電 054-643-3516 054-643-3111(代) FAX 054-643-3360
			焼津市長 (災害情報管理室)	"	電 054-623-1269 054-623-1119(代) FAX 054-623-1274
左 4.80 右 3.93	左 1.39 右 1.70	"	吉田町長 (防災課)	"	電 0548-33-2164 0548-33-1111(代) FAX 0548-32-6121
			島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
			牧之原市長 (危機管理課)	"	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049
左 4.98 右 5.56	左 5.50 右 -	"	吉田町長 (防災課)	"	電 0548-33-2164 0548-33-1111(代) FAX 0548-32-6121
			牧之原市長 (危機管理課)	"	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049
左 5.80 右 6.46	左 4.21 右 4.76	"	牧之原市長 (危機管理課)	"	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049
左 4.04 右 4.62	左 3.14 右 3.62	"	牧之原市長 (危機管理課)	"	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に係りのある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報)水 位	氾 注 (警戒)水 位	避難 判断 水位注1)	氾 濫 危険 (洪水特別 警戒)水 位	既往 最高 水位
新野川	幹 川	雨垂橋	袋井 土木	御前崎市 佐倉	河口から 2.16km	m 1.10	m 1.80	m 2.00	m 2.40	m 2.01
太田川	支 川 (敷地川)	笠梅橋	〃	磐田市笠梅	本川合流点 から 2.9km	3.90	4.40	5.40	5.84	6.49
	支 川 (仿僧川)	鮫島橋	〃	磐田市鮫島	本川合流点 から 4.9km	2.00	2.50	3.20	3.40	3.09
	支 川 (今ノ浦川)	今之浦橋	〃	磐田市 二之宮	仿僧川 合流点から 4.8km	2.00	2.50	3.20	3.60	3.38
	支 川 (逆川)	細田	〃	掛川市細田	本川合流点 から 4.4km	2.60	4.50	5.20	6.10	7.80
		金城橋	〃	掛川市金城	本川合流点 から 9.46km	3.50	4.00	4.50	4.90	5.38
	支 川 (宇刈川)	横手橋	〃	袋井市久能	本川合流点 から 2.9km	1.80	2.70	2.80	3.20	2.89

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 10.88 右 11.21	m 左 9.62 右 9.33	袋井土木 事務所長	御前崎市長 (危機管理課)	電 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)	電 0537-85-1119 FAX 0537-85-1143
左 7.96 右 7.79	左 5.85 右 6.31	"	磐田市長 (危機管理課)	"	電 0538-37-2114 FAX 0538-32-0177
			袋井市長 (危機管理課)	"	電 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522
			森町長 (建設課)	"	電 0538-85-6325 FAX 0538-85-4419
左 5.30 右 4.92	左 1.45 右 5.14	"	磐田市長 (危機管理課)	"	電 0538-37-2114 FAX 0538-32-0177
左 4.32 右 5.29	左 3.02 右 4.29	"	磐田市長 (危機管理課)	"	電 0538-37-2114 FAX 0538-32-0177
			袋井市長 (危機管理課)	"	電 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522
左 9.08 右 8.93	左 4.77 右 6.50	"	掛川市長 (危機管理課)	"	電 0537-21-1131 FAX 0537-21-1168
			袋井市長 (危機管理課)	"	電 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522
左 6.51 右 5.60	左 6.31 右 4.57	"	掛川市長 (危機管理課)	"	電 0537-21-1131 FAX 0537-21-1168
左 6.35 右 5.35	左 4.82 右 4.35	"	袋井市長 (危機管理課)	"	電 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522
			磐田市長 (危機管理課)	"	電 0538-37-2114 FAX 0538-32-0177

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報)水 位	氾濫 注意 (警戒)水 位	避難 判断 (注1)水 位	氾濫 危険 (洪水特 別警戒) 水位	既往 最高 水位
天竜川	支川 (二俣川)	双竜橋	浜松 土木	浜松市天竜区 二俣町二俣	本川合流点 から 0.5km	m 2.00	m 2.50	m 4.71	m 4.96	m 2.28
		相生橋	〃	浜松市天竜区 山東	本川合流点 から 3.3km	1.70	2.20	3.12	3.45	3.28
	支川 (気田川)	平木大橋	〃	浜松市天竜区 春野町宮川	本川合流点 から 21.4km	3.74	4.74	5.16	5.38	5.21
	支川 (水窪川)	水窪大橋	〃	浜松市天竜区 水窪町奥領家	本川合流点 から 15.9km	2.77	3.05	3.83	4.04	3.69
	支川 (阿多古川)	両島橋	〃	浜松市天竜区 両島	本川合流点 から 5.3km	2.00	2.50	2.70	3.10	4.36
	支川 (安間川)	安間	〃	浜松市中央区 安新町	本川合流点 から 4.93km	1.80	2.10	2.15	2.40	2.98
馬込川	幹川	松江	〃	浜松市中央区 中央三丁目	河口から 8.22km	2.20	3.00	3.15	3.40	4.87
	支川 (芳川)	芳川	〃	浜松市中央区 植松町	本川合流点 から 6.47km	2.00	2.35	2.45	2.80	3.44
都田川	幹川	落合橋	〃	浜松市浜名区 細江町中川	河口から 2.0km	2.50	2.70	2.80	3.10	4.40
	支川 (井伊谷川)	坂田橋	〃	浜松市浜名区 引佐町井伊谷	本川合流点 から 2.8km	0.90	1.90	2.40	2.95	5.50
	支川 (釣橋川)	釣橋川	〃	浜松市浜名区 三ヶ日町岡本	本川合流点 から 4.99km	1.60	2.00	2.10	2.35	3.44

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 41.54 右 41.54	m 左 41.54 右 41.54	浜松土木 事務所長	浜松市長 (河川課)	電 053-458-7268 FAX 053-451-3165 (SIPOS) FAX 053-458-7194 (直)	電 053-457-2865 FAX 053-457-2368
左 52.74 右 55.03	左 - 右 52.16	〃	〃	〃	〃
左 158.75 右 160.61	左 - 右 160.29	〃	〃	〃	〃
左 259.71 右 258.62	左 259.97 右 257.67	〃	〃	〃	〃
左 4.85 右 4.77	左 4.64 右 4.93	〃	〃	〃	〃
左 3.60 右 3.64	左 2.26 右 3.76	〃	〃	〃	〃
左 5.38 右 5.61	左 5.18 右 7.02	〃	〃	〃	〃
左 4.07 右 5.11	左 3.98 右 -	〃	〃	〃	〃
左 6.30 右 5.11	左 4.38 右 4.79	〃	〃	〃	〃
左 5.86 右 5.84	左 3.31 右 5.14	〃	〃	〃	〃
左 4.26 右 4.26	左 1.73 右 1.83	〃	〃	〃	〃

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に係のある機関への通知に代えるものとする。

(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、「避難指示」の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位である。

この水位に達したときは、都道府県知事は「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知」させなければならない(法第13条)。

水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

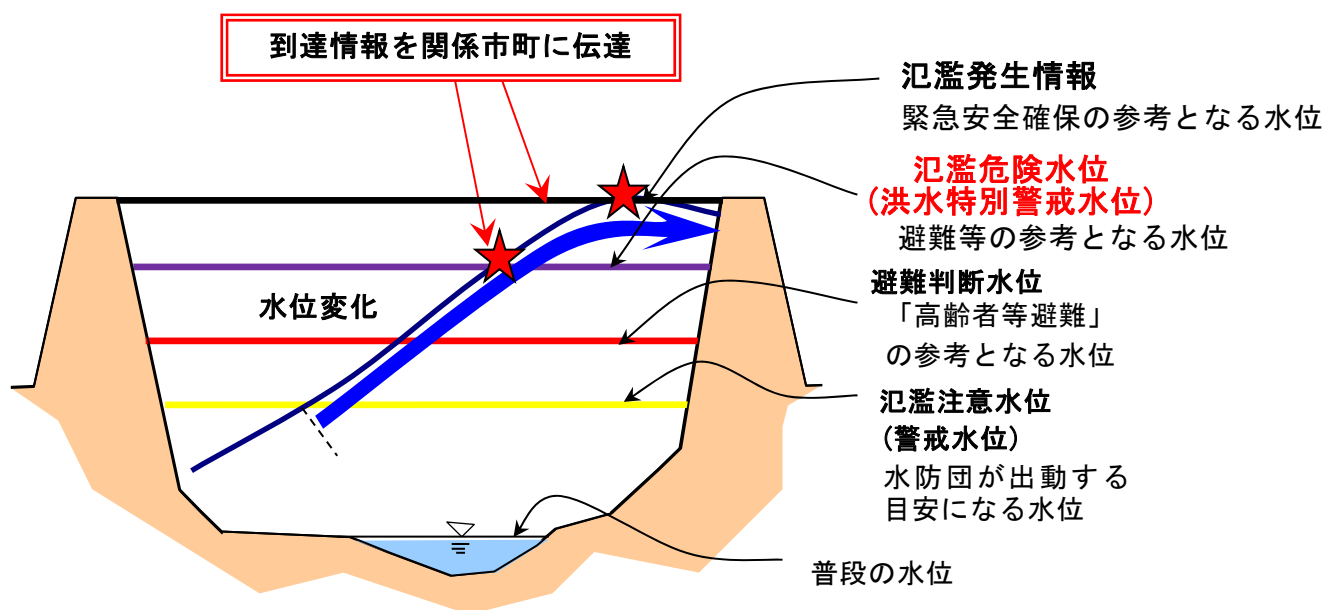


図. 12-4 静岡県氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の設定

(4) 水位周知河川における水位到達情報の通知

様式 10 (P. 258～P. 259) により、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報、氾濫発生情報を現認できた場合に通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(5) 水位到達情報連絡系統図

・ 下田土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町への連絡は連絡対象河川のみとする。

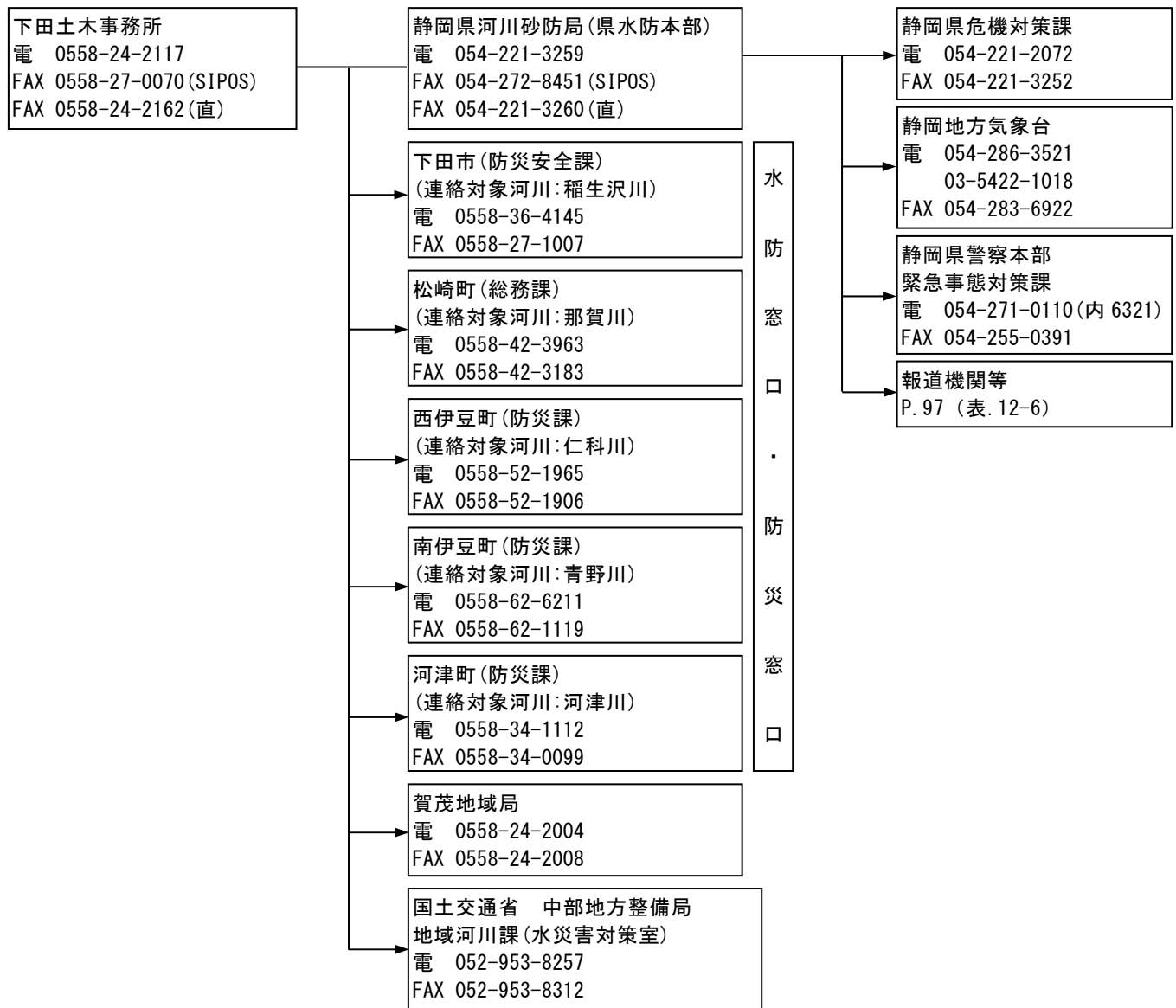


図. 12-5 下田土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 熱海土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町への連絡は連絡対象河川のみとする。

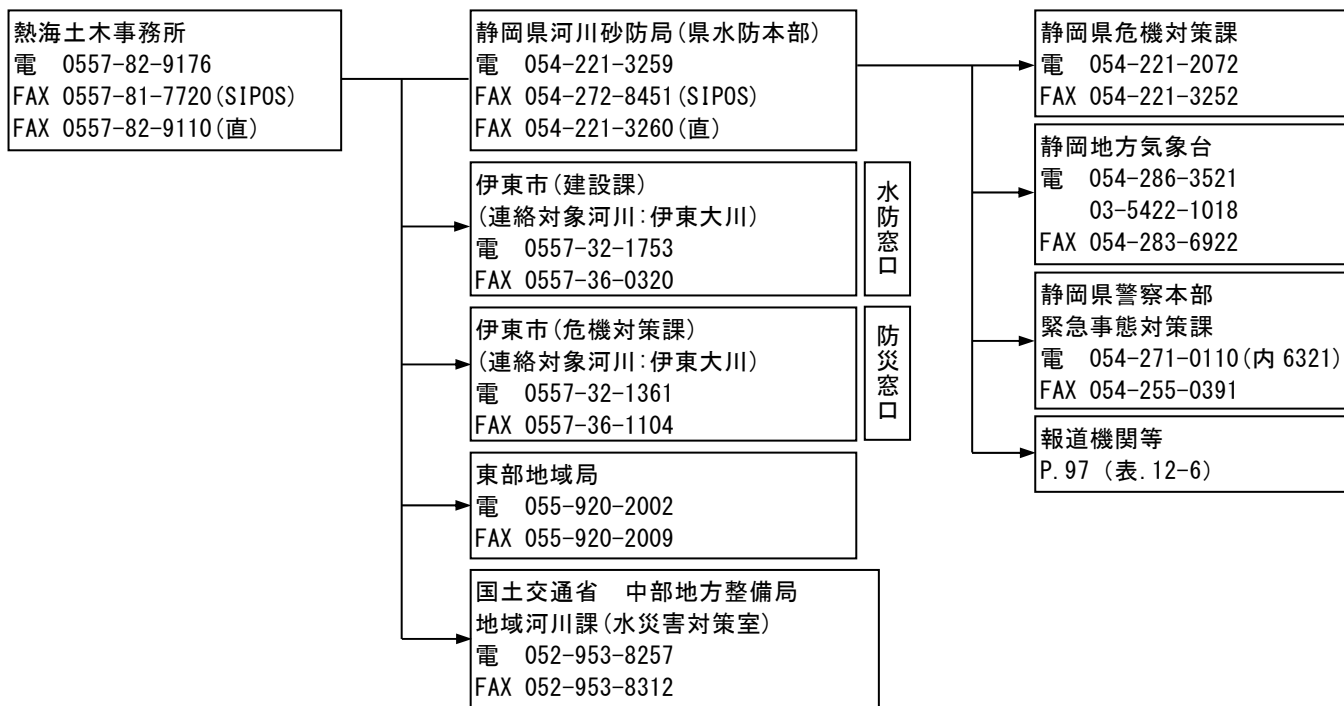


図.12-6 熱海土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 沼津土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町及び沼津河川国道事務所への連絡は連絡対象河川のみとする。

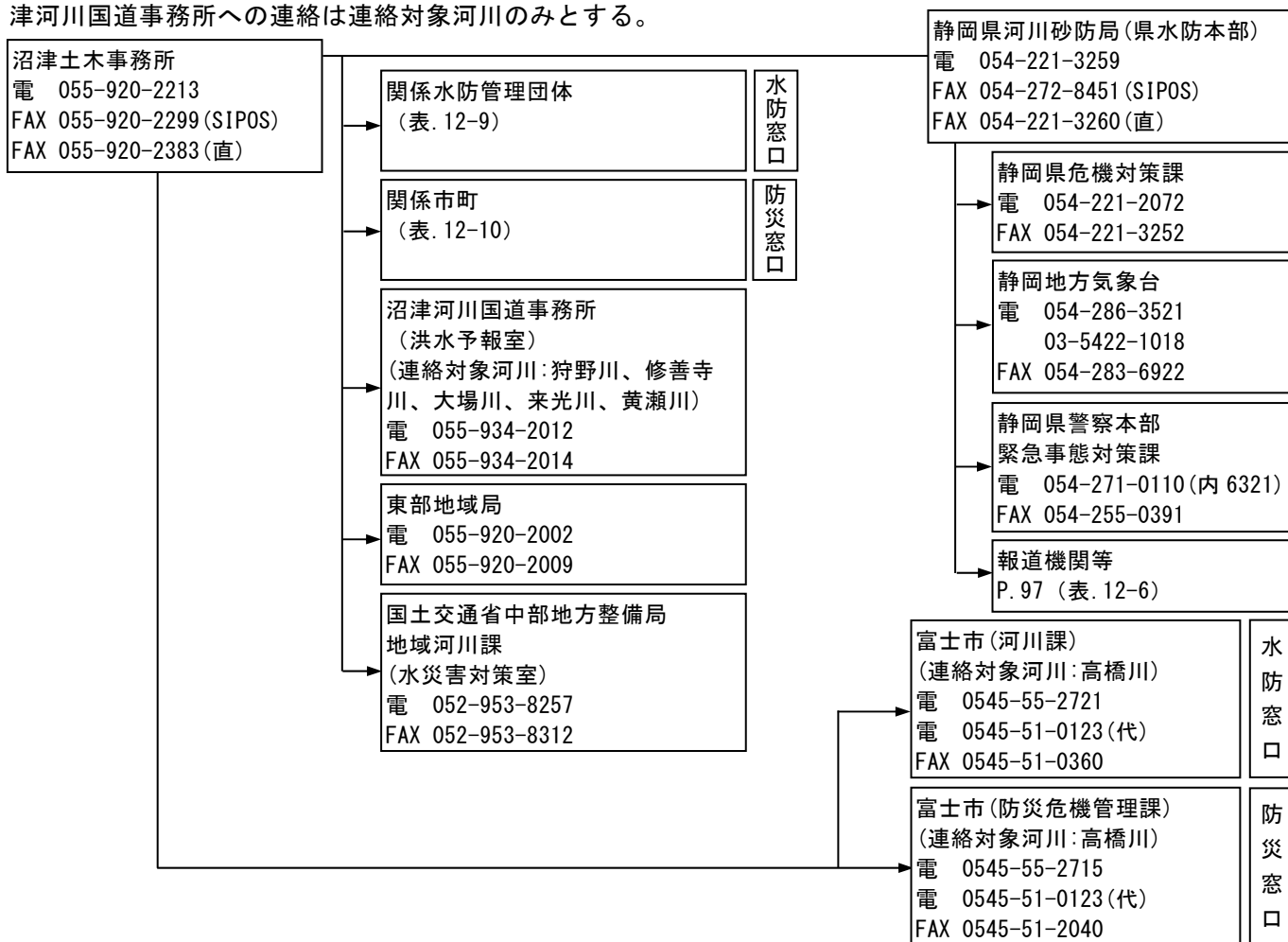


表. 12-9 関係水防管理団体電話番号(水防窓口)

水防管理団体	沼津市 (河川課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	伊豆市 (危機管理課)	裾野市 (危機管理課)
電話番号	055-934-2531	055-983-2650	055-948-1482	0558-72-9867	055-995-1817 (夜)055-992-1111
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	055-948-1169	0558-72-6588	055-992-4447
連絡対象河川	新中川、高橋川、 大場川、黄瀬川	大場川、来光川	来光川	狩野川、修善寺川、 大見川、山川	大場川、黄瀬川
水防管理団体	御殿場市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (地域安全課)	小山町 (危機管理局)
電話番号	0550-82-4370	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102	0550-76-5715
FAX 番号	0550-83-9739	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	0550-76-5910
連絡対象河川	黄瀬川	大場川、黄瀬川	大場川	大場川、来光川	鮎沢川

表. 12-10 関係市町電話番号(防災窓口)

水防管理団体	沼津市 (危機管理課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	伊豆市 (危機管理課)	裾野市 (危機管理課)
電話番号	055-934-4803	055-983-2650	055-948-1482	0558-72-9867	055-995-1817 (夜)055-992-1111
FAX 番号	055-934-0027	055-981-7720	055-948-1169	0558-72-6588	055-992-4447
水防管理団体	御殿場市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (地域安全課)	小山町 (危機管理局)
電話番号	0550-82-4370	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102	0550-76-5715
FAX 番号	0550-83-9739	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	0550-76-5910

連絡対象河川は、表. 12-9 参照

図. 12-7 沼津土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 富士土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町への連絡は連絡対象河川のみとする。

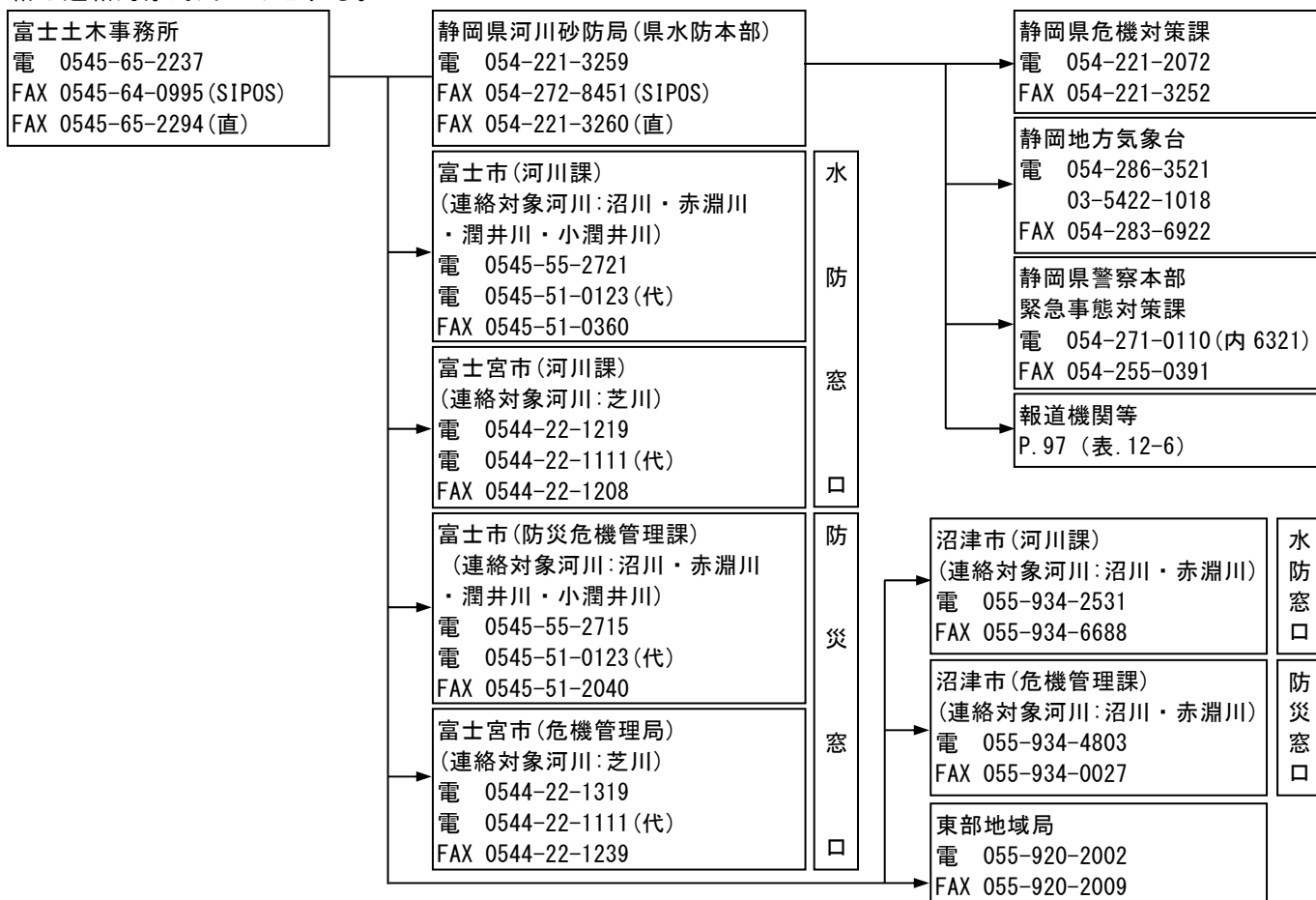


図. 12-8 富士土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 静岡土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

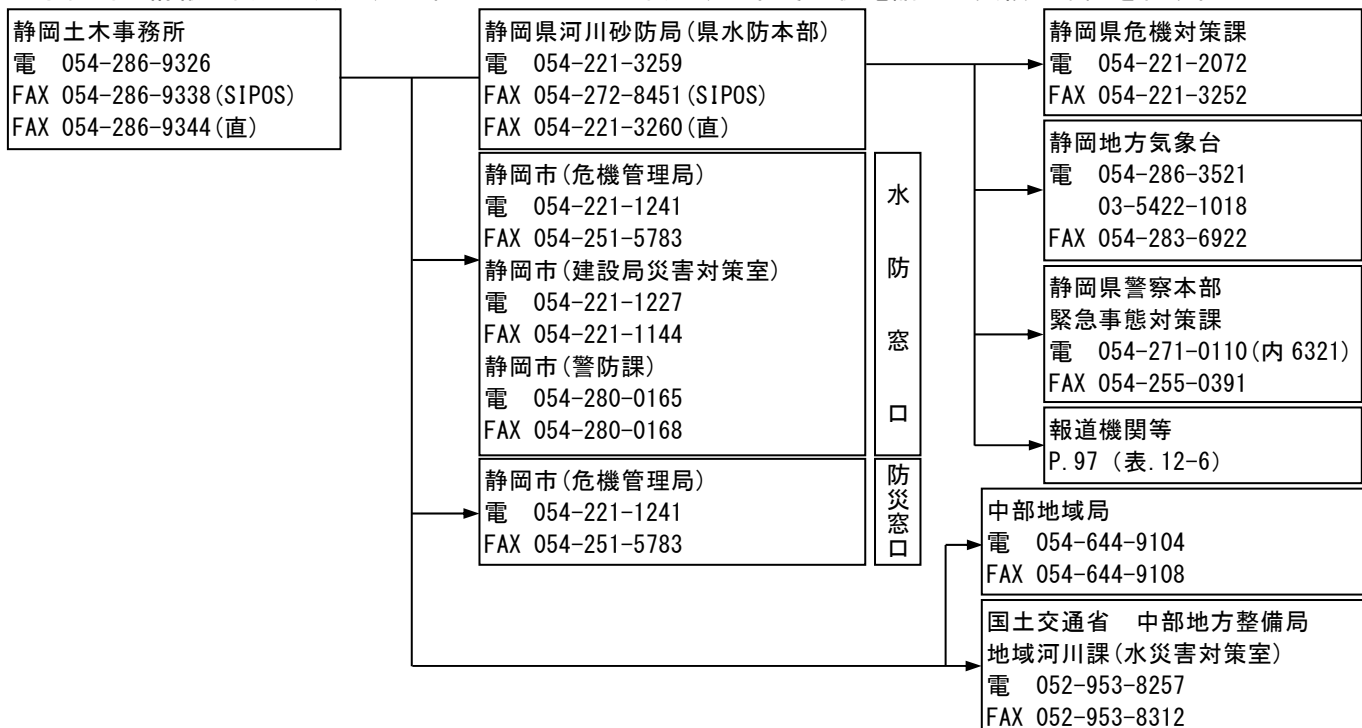


図. 12-9 静岡土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・島田土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町及び国関係機関への連絡は連絡対象河川のみとする。



図. 12-10 島田土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・袋井土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市への連絡は連絡対象河川のみとする。

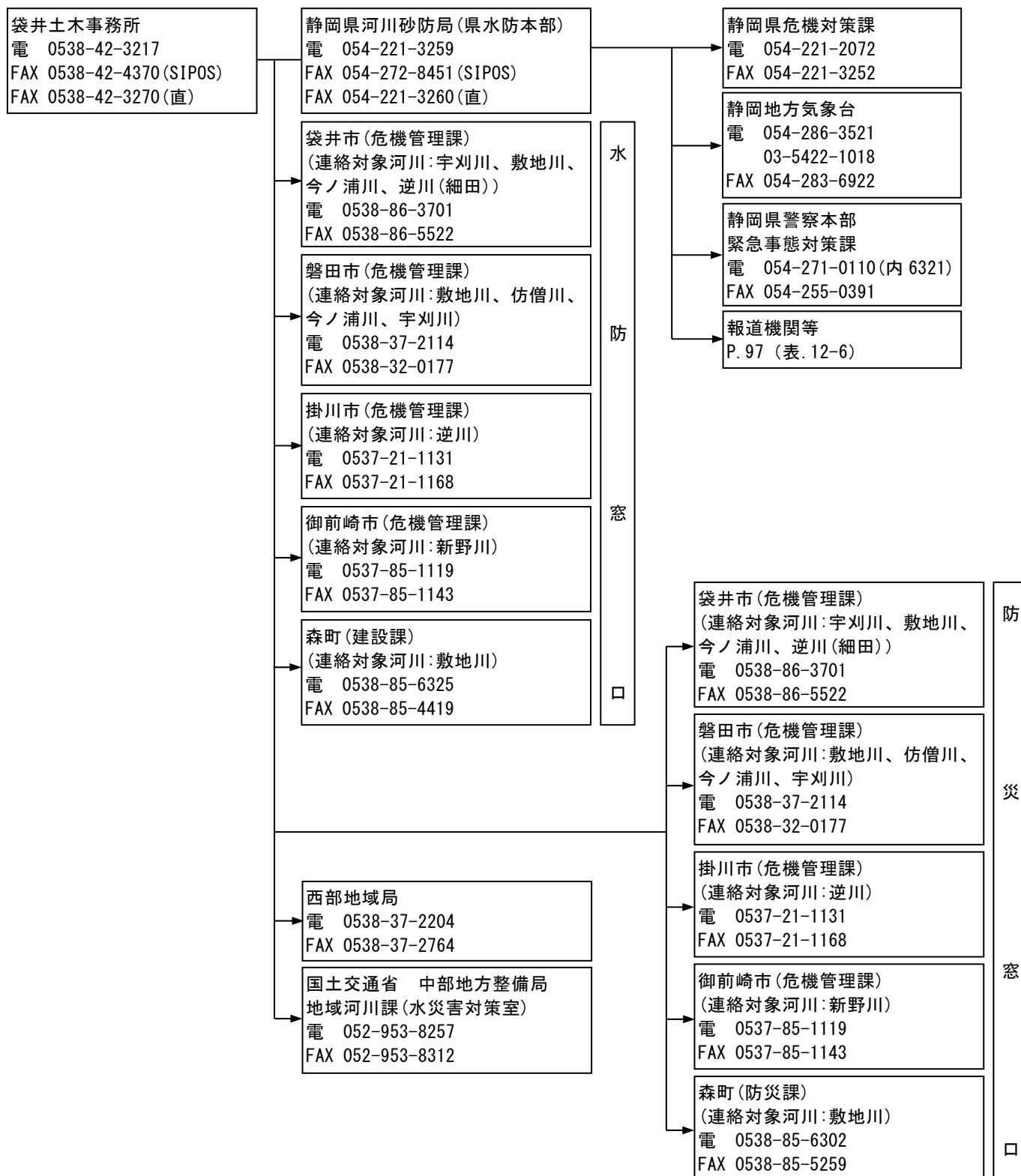


図. 12-11 袋井土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 浜松土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

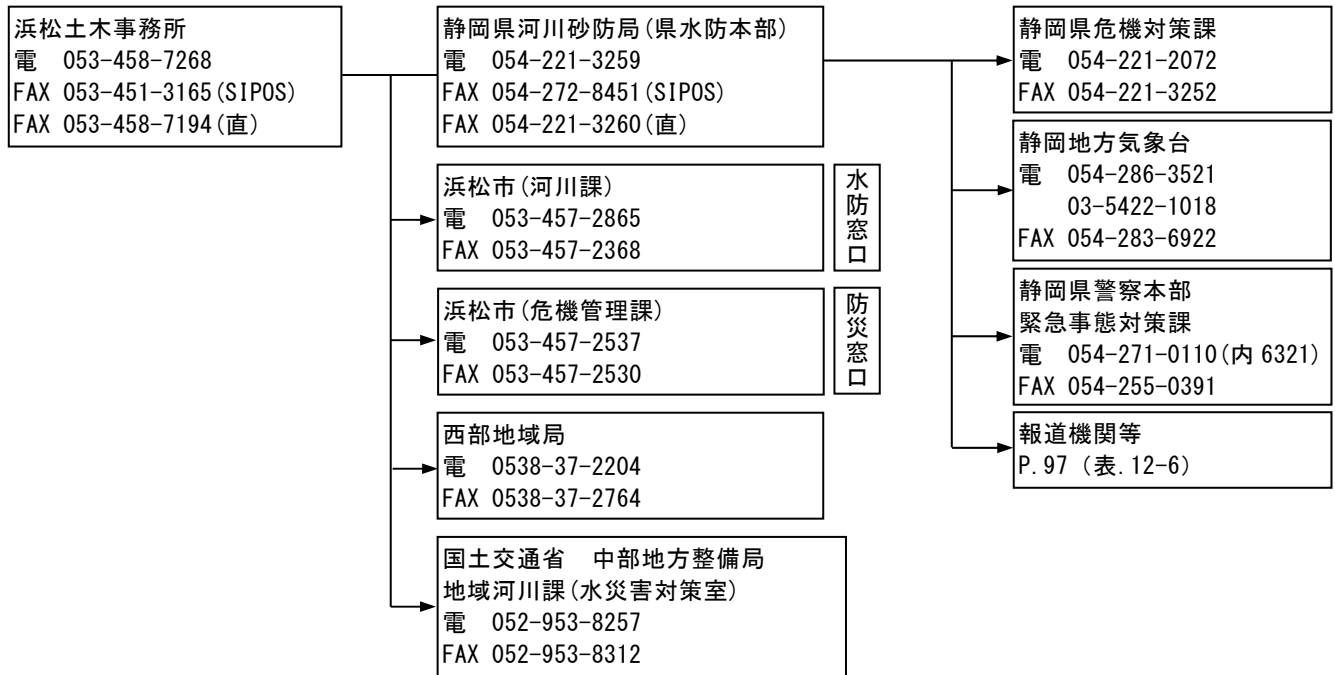


図. 12-12 浜松土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

第 13 章 水 防 活 動

第 1 節 水防機関の配備体制

1 県の水防配備体制

(1) 事前配備

県は、水防に関する注意報・警報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、表. 13-1 (P. 123) の基準により水防事務を処理するものとする。

(2) 非常配備

水防本部長（緊急の場合には水防区長）は、非常配備の必要を認めたときは、非常配備体制を指令するものとする。水防区長が非常配備体制の指令を出した場合には、すみやかに水防本部長に報告しなければならない。また、水防区長は非常配備体制を執った際は、その旨を関係水防管理団体へ連絡するものとする。

なお、非常配備体制への切換えは、表. 13-1 (P. 123) の基準によるものとする。

2 水防管理団体の非常配備体制

(1) 水防管理団体の水防本部の非常配備

水防管理団体は、県水防本部の非常配備体制に準ずるものとし、あらかじめその体制を整備し、水防管理団体の水防計画書に明記するものとする。

(2) 水防団（消防団）の非常配備

水防管理者が水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、表. 13-2 (P. 124) の基準により配備体制につくものとする。

1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに所轄する水防区長を経由して県水防本部長に報告しなければならない。

2) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報の伝達を受けた場合

3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

3 ダム事前放流に係る配備体制

ダム管理者が事前放流を実施する場合には、水防区長は、表. 13-3 (P. 124) の基準により、ダム事前放流実施に係る配備を執るものとする。

表.13-1 静岡県の水防配備基準

配備区分	配 備 基 準	配 備 要 員	配 備 を 要 す る 交 通 基 盤 部 の 事 務 所 等
第 1 次 事前配備	1. 静岡地方気象台より大雨、洪水注意報が発表されたとき 2. 静岡地方気象台より高潮注意報が発表されたとき 3. 静岡地方気象台より波浪警報が発表されたとき	各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし状況により他の職員を動員できる体制	(本庁) 河川砂防局、道路局 及び交通基盤部各局(応援) (出先機関) 必要な土木事務所、 港湾・漁港関係事務所
	気象庁より津波注意報が発表されたとき		(本庁) 河川砂防局、道路局、港湾局 及び交通基盤部各局(応援) (出先機関) 必要な土木事務所、 港湾・漁港関係事務所
第 2 次 事前配備	1. 静岡地方気象台より大雨、洪水警報が発表されたとき 2. 静岡地方気象台より高潮警報が発表されたとき 3. 気象庁より津波警報が発表されたとき	各所属で警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制	(本庁) 〈大雨警報・洪水警報・高潮警報発表時〉 河川砂防局、道路局 及び交通基盤部各局(応援) 〈津波警報発表時〉 河川砂防局、道路局、港湾局 及び交通基盤部各局(応援) (出先機関) 必要な土木事務所、 港湾・漁港関係事務所
第 1 次 非常配備	氾濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき、気象庁より危険警報が発表されたとき	水防本部を設置し事態の推移に伴い、速やかに第二次非常配備が取れる体制	
第 2 次 非常配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	
第 3 次 非常配備	1. 事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想されるとき 2. 気象庁より特別警報が発表されたとき	所属人員全員を動員できる完全な水防体制	
解 除	水位が下降して水防活動の必要が無くなったとき		
なお、この指令は、事態に応じて第1次非常配備指令から直ちに第3次非常配備指令を発する場合もあり、又予想される危険性が少なく、さらなる出動を必要としないと認められるときには、第2次非常配備指令及び第3次非常配備指令を発しないことがある。			
水防上の注意事項 1. 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令が予測されるときは、出動しなければならない。 2. 高潮注意報が単独で発表されたときの第1次事前配備は、対象検潮所における満潮時刻の前後に執るものとする。 3. 第1次非常配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。 4. 配備要員は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 5. 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。			

表. 13-2 水防団及び消防団に対する非常配備基準

配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
待 機	1. 水防に係りのある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団及び消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする
準 備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令があったとき	
水防上の注意事項		
1. 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。 2. 出動の際は、必要に応じ、水防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。 3. 水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。 4. 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。 5. 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。 6. 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。 7. 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大るとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。 8. 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 9. 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。		

表. 13-3 静岡県のダム事前放流に係る配備基準

配備区分	配 備 基 準	配 備 要 員	配 備 を 要 す る 交 通 基 盤 部 の 事 務 所 等
ダ ム 事 前 放 流 実 施 に 係 る 配 備	ダム管理者から事前放流を実施するとの通知がされ、水防団待機水位に達する恐れがあるとき	各所属の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし状況により他の職員を動員できる体制	(出先機関) 必要な土木事務所
解 除	・事前放流を実施する見込みがなくなったとき (第1次事前配備が発令されたときは配備態勢を移行する。)		
水防上の注意事項 1. 配備要員は、交代者と引継ぎを完了して業務を終了すること。 2. 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。			

第2節 雨量の監視と通報

1. 県内の雨量観測所

県が所管する雨量観測所は、118箇所ある。

また、国土交通省が管理する県内の雨量観測所は、46箇所、気象庁が管理する県内の雨量観測所は、30箇所である。

詳細は、資料編第13表「雨量観測所一覧表」(P.470～P.480)のとおりである。

なお、欠測や異常値を示した場合は、速やかに点検・補修を行い、常に正常の状態を保つよう努めなければならない。また、必要に応じ関係機関より雨量情報を補うものとする。

2. テレメータ雨量観測所の監視と通報

(1) 雨量の監視と通報

県では、河川・海岸・砂防・道路などの土木防災情報を一元化した静岡県土木総合防災情報システム（通称:SIPOS 以下「サイ-pos」という。）により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っており、この雨量情報は、インターネットサイト「サイ-posレーダー (<https://sipos.pref.shizuoka.jp>)」でも監視できる。

雨量情報の通報については、サイ-posやサイ-posレーダー、川の防災情報が正常に機能し雨量観測所を把握できる場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合、図.13-1に示す通報系統図に基づき、電話、ファックスなどで通報するものとする。

詳細は資料編第12表「静岡県土木総合防災情報システム（通称:SIPOS）」(P.465～P.467)のとおりである。

(2) 通報系統図

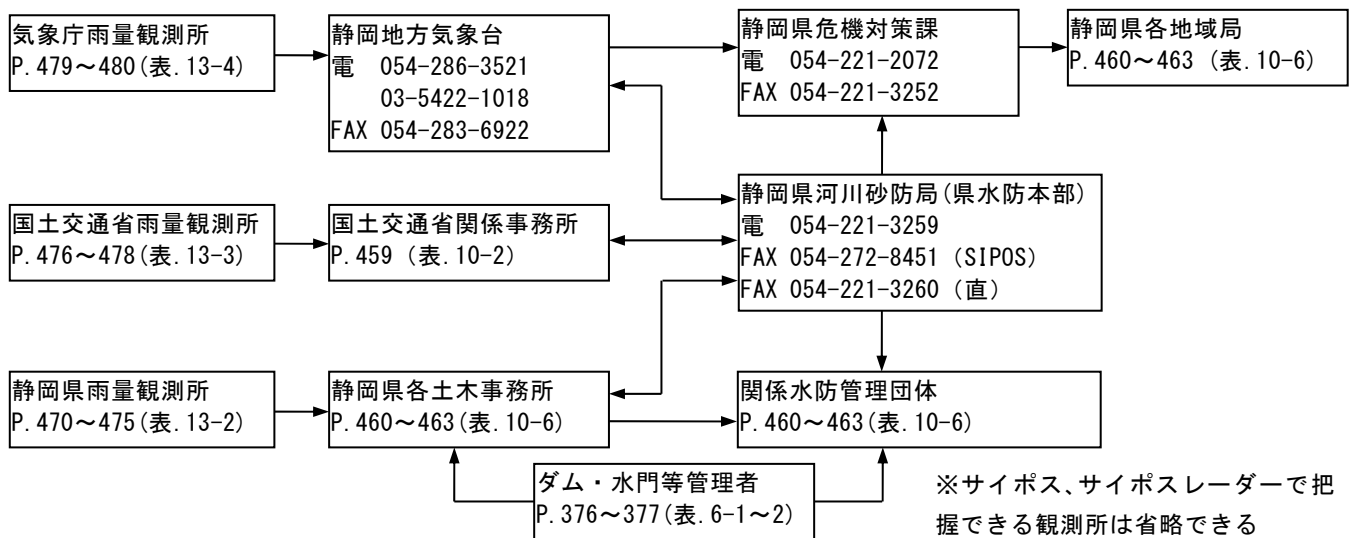


図.13-1 雨量観測所の通報系統図

3. その他の雨量及び気象情報等の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している気象情報等を雨量監視に活用する。

・ 国土交通省

「川の防災情報」 <https://www.river.go.jp/>

・ 気象庁

あなたの街の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/>

第3節 水位の監視と通報及び公表(法第12条)

1. 県内の水位観測所

県が所管する水位観測所は、161箇所である。このうちテレメータ化されていない水位観測所は1箇所である。さらに洪水時に観測する危機管理型水位観測所は、110箇所である。

また、国土交通省が管理する県内の水位観測所は、28箇所である。

詳細は、資料編第14表「水位観測所一覧表」(P.481～P.496)のとおりである。

2. テレメータ水位観測所の監視と通報及び公表

(1) 水位の監視

県ではサイポスにより、水位情報を収集し、水位の監視を行っている。また、サイポスの水位情報はインターネットサイト「サイポスレーダー (<https://sipos.pref.shizuoka.jp>)」でも入手が可能である。また、危機管理型水位観測所の水位情報は、「川の防災情報(<https://www.river.go.jp/>)」でも入手可能である。

詳細は、資料編第12表「静岡県土木総合防災情報システム(通称:SIPOS)」(P.465～P.467)、第15表「監視カメラ一覧表」(P.497～P.517)のとおりである。

(2) 水位の通報

各水防区長は、国又は県で管理する水位観測所の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えた場合、次の各号について速やかに水防本部長に報告するとともに、速やかに関係機関(流域の水防管理団体、国土交通省関係事務所及び気象庁等)へ通報するものとする。

- 1) 水位が水防団待機水位(通報水位)に達したとき及び通報水位以上にある間の時間毎の水位
- 2) 水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したときの時刻

水防管理者が、洪水又は高潮等の恐れがあることを自ら知った場合、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えた場合は、速やかに所管する水防区長を経由して水防本部長に報告するものとする。

(3) 水位の公表

国又は県で管理する水位観測所の水位情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー」、「川の防災情報」に掲載し公表するものとし、情報が入手され次第、直ちに更新するものとする。

3. その他の水位等の情報収集

国土交通省が、インターネット配信している水位情報等を水位監視に活用する。

- ・ 国土交通省

「川の防災情報」 <https://www.river.go.jp/>

富士川水系情報提供システム <https://info.kofu-bosai.go.jp/info/>

4. 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況をサイボスレーダーで広く周知する。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

第4節 巡視及び警戒とその措置

1. 巡視(法第9条)

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防及び津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所、応急復旧箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2. 警戒

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発令されたとき、又は気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防区長及び河川等の管理者に報告し、水防区長は水防本部長に報告するものとする。巡視・警戒中に、堤防、ダムその他の施設の決壊、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、ただちに第4章「決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置」に基づく通報をするものとする。

なお、高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下

- (3) 川側（又は海側）堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第5節 潮位・波高の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している潮位・波高等情報を収集し活用する。

- ・国土交通省

全国港湾海洋波浪情報網 <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

- ・気象庁

あなたの街の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/>

第6節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第7節 緊急通行(法第19条)

1. 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2. 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第8節 水防信号及び水防標識

1. 水防信号(法第20条)

水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、表.13-3 のとおりである。

- (1) 信号は、適当の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

表.13-4 水防信号

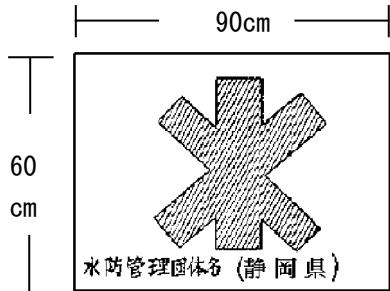
区分/方法	説 明	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 一 信 号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○ 止 ○ 止 ○ 止	約5秒約15秒 約5秒約15秒 約5秒約15秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○—— 休 止
第 二 信 号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○—○—	約5秒約6秒 約5秒約6秒 約5秒約6秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○—— 休 止
第 三 信 号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○—○—○—	約10秒約5秒 約10秒約5秒 約10秒約5秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○—— 休 止
第 四 信 号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分約5秒 約1分約5秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

2. 水防標識(法第18条)

静岡県水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、図.13-3～13-5 のとおりである。

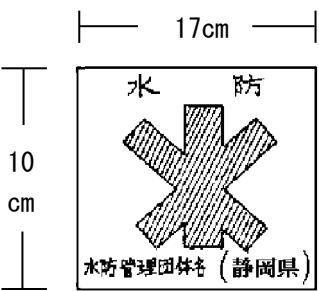
水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、図.13-3 の標識を用うるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、図.13-4 の腕章を装着するものとする。



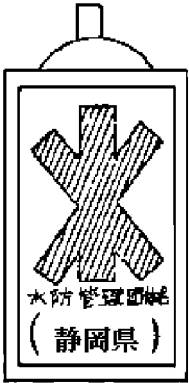
水は赤色、外は白色
車載標識の寸法については、任意とする

図.13-2 車馬標識



水は赤色、外は白色

図.13-3 腕章



水は赤色、外は白色
形状については、適宜とする

図.13-4 標燈

3. 身分証票(法第 49 条)

静岡県の水防計画を作成するため、必要な土地に立ち入る場合に携帯する静岡県の職員の身分証票は、
図. 13-6～13-7 のとおりとする。

第	号	身分証票
住	所	
氏	名	
職	名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。		
年	月	日
		静岡県知事 氏 名

図. 13-6 身分証票(表)

- | |
|----------------------------------|
| (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。 |
| (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 |
| (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。 |
| (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。 |

図. 13-7 身分証票(裏)

第 9 節 水防配備の解除

1. 県の水防配備の解除

水防本部長及び水防区長は、静岡地方気象台、国土交通省各河川国道事務所又は水防管理者等の情報に基づき配備に必要がなくなつたと認めたときは、配備の解除を発令し、関係機関に通知するものとする。

2. 水防管理団体の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する水防区長を経由して水防本部長に報告するものとする。

3. 水防団及び消防団等の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 水防団員及び消防団員は、2. による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第14章 協力応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

1. 中部及び関東地方整備局の協力(河川法第22条の2)

河川管理者(中部及び関東地方整備局長)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

情報の提供の方法は、表. 14-1～14-3 に示す方法で行う。

表. 14-1 水位情報の提供方法

提供方法		狩野川	富士川	安倍川	大井川	菊川	天竜川
川の防災情報ホームページ		○	○	○	○	○	○
沼津河川国道事務所	電話応答装置	○					
甲府河川国道事務所	電話応答装置		○				
静岡河川事務所	電話応答装置			○	○		

表. 14-2 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

提供方法		狩野川	富士川	安倍川	大井川	菊川	天竜川
沼津河川国道事務所	ホームページ	○					
甲府河川国道事務所	ホームページ		○				
静岡河川事務所	ホームページ			○	○		
浜松河川国道事務所	ホームページ					○	○

表. 14-3 ホームページ URL 一覧表

河川名	情報の種別	標題及び URL
狩野川	映像情報	リアルタイム防災(ライブカメラ)情報 https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/livecamera/
	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/shinsui/
		氾濫シミュレーション https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/hanran/
富士川	映像情報 浸水想定情報	富士川水系情報提供システム https://info.kofu-bosai.go.jp/info/
安倍川 大井川	映像情報	ライブカメラ https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/
	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/
菊川 天竜川	映像情報	天竜川・新豊根ダム。菊川の今の様子をみてみませんか https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/
菊川	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/bousai/shinsui_kiku/
天竜川	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/bousai/shinsui_tenryu/

川の防災情報(一般向け) <https://www.river.go.jp/>

川の防災情報(市町村向け) https://city.river.go.jp/title_city.html

- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (8) 中部地方整備局災害対策用車両等の派遣

中部地方整備局災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。なお、要請に係る手続きを図. 14-1 (P. 134) に示す。また、要請に関する様式は、資料編様式 11 (P. 260～P. 261) のとおりである。

なお、派遣要請した場合には、速やかに所轄する水防区長を経由して県水防本部長まで報告するものとする。

中部地方整備局の連絡先は表. 14-4、派遣要請のできる災害対策車両等一覧表は表. 14-5 (P. 135) のとおりである。市町管理河川でも派遣可能である。

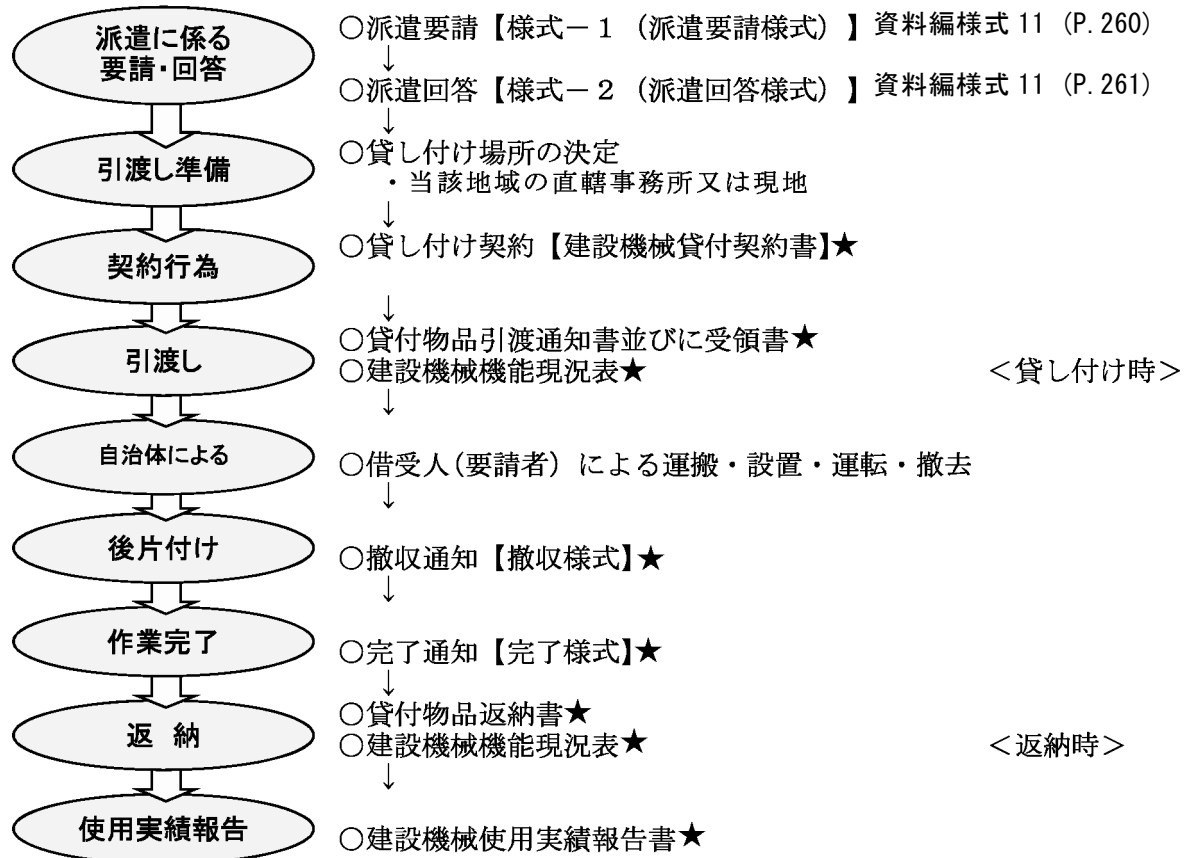
※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

表. 14-4 災害対策車派遣要請連絡先

地 区	中 部 地 方 整 備 局 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号
東 部 ・ 伊 豆	沼津河川国道事務所 流域治水課	055-934-2009	055-934-2019
中 部	静岡河川事務所 管理課	054-273-9105	054-205-1213
西 部	浜松河川国道事務所 防災課	053-466-0129	053-466-0122

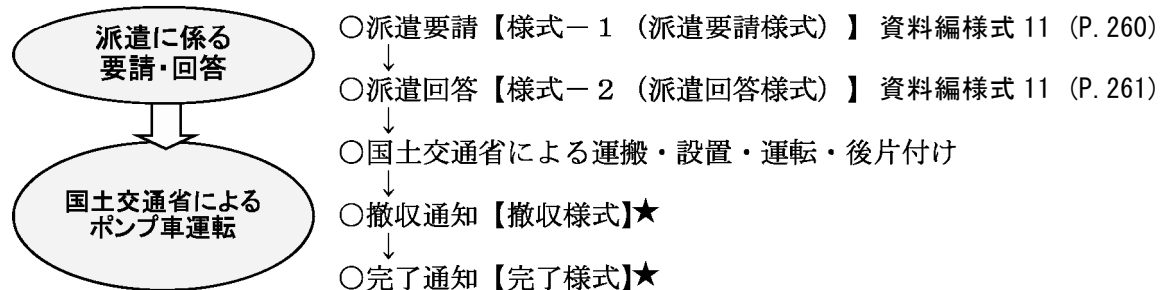
災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ

①無償（国有財産貸付）による場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

②国土交通省による派遣の場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

図. 14-1 中部地方整備局の災害対策用車両等の派遣要請手順

表. 14-5 災害対策用車両等一覧表

令和 7 年 4 月現在

災害対策機械名	建設機械番号	規 格	数量	購入年度	保管事務所	緊急自動車	車両位置情報システム 呼出名称	中部地整 保有台数			
対策本部車	13-1519	拡幅型	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○	静岡対策1	8台			
	21-4502	拡幅型	1台	平成21年度	沼津河川国道事務所	○	沼津対策1				
	21-4503	拡幅型	1台	平成21年度	豊橋河川事務所	○	豊橋対策1				
	26-4508	拡幅型	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技対策1				
	30-1505	拡幅型	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○	三重支援1				
	R02-4506	拡幅型	1台	令和2年度	木曽川上流河川事務所	○	木上対策1				
	R02-4507	拡幅型	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	浜松対策1				
	R02-4508	拡幅型	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	天上対策1				
待機支援車	16-1510	9床式、トラック型	1台	平成16年度	高山国道事務所	○	高山支援1	9床式 5床式 4床式 計 7台			
	19-1515	5床式、バス型	1台	平成19年度	紀勢国道事務所	○	紀勢支援1				
	21-4510	4床式、バス型	1台	平成21年度	静岡河川事務所	○	静河支援1				
	21-4511	4床式、バス型	1台	平成21年度	木曽川下流河川事務所	○	木下支援1				
	26-4509	4床式、バス型	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	沼津支援1				
	R02-4509	4床式、バス型、小型	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技支援1				
	R05-1504	4床式、バス型、小型	1台	令和5年度	飯田国道事務所	○	飯田支援1				
	排水ポンプ車	19-4504	30m3/min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○		沼津排水3	30m3 28台 30m3高揚程 7台 60m3高揚程 2台 計 37台	
20-4504		30m3/min	1台	平成20年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排水3				
20-4505		30m3/min	1台	平成20年度	静岡河川事務所	○	静河排水2				
20-4507		60m3/min 揚程20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	中技排水5				
21-4504		30m3/min	1台	平成21年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水3				
21-4505		30m3/min	1台	平成21年度	庄内川河川事務所	○	庄内排水3				
21-4506		30m3/min	1台	平成21年度	木曽川上流河川事務所	○	木上排水4				
21-4507		60m3/min 揚程20m	1台	平成21年度	中部技術事務所	○	中技排水6				
22-4503		30m3/min	1台	平成22年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水4				
24-4500		30m3/min	1台	平成24年度	庄内川河川事務所	○	庄内排水1				
24-4501		30m3/min	1台	平成24年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排水1				
25-4500		30m3/min	1台	平成25年度	木曽川上流河川事務所	○	木上排水1				
25-4501		30m3/min	1台	平成25年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排水1				
25-4502		30m3/min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	三重排水1				
25-4503		30m3/min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	三重排水4				
26-4500		30m3/min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水1				
26-4501		30m3/min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水2				
26-4502		30m3/min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技排水1				
26-4503		30m3/min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技排水2				
26-4504		30m3/min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	中技排水3				
26-4505		30m3/min 揚程20m	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水1				
27-4501		30m3/min	1台	平成27年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排水4				
R02-4510		30m3/min	1台	令和2年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排水2				
R02-4511		30m3/min	1台	令和2年度	木曽川下流河川事務所	○	木下排水1				
R02-4512		30m3/min	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排水2				
R02-4513		30m3/min	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技排水4				
R03-4503		30m3/min	1台	令和3年度	木曽川上流河川事務所	○	木上排水2				
R03-4504		30m3/min	1台	令和3年度	静岡河川事務所	○	静河排水1				
R03-4505		30m3/min	1台	令和3年度	三重河川国道事務所	○	三重排水2				
R03-4506		30m3/min	1台	令和3年度	木曽川下流河川事務所	○	木下排水5				
R03-4507		30m3/min	1台	令和3年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排水3				
R05-4508		30m3/min 揚程20m	1台	令和5年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排水3				
R05-4509		30m3/min 揚程20m	1台	令和5年度	三重河川国道事務所	○	三重排水3				
R05-4510		30m3/min 揚程20m	1台	令和5年度	木曽川下流河川事務所	○	木下排水6				
R06-4506		30m3/min 揚程20m	1台	令和6年度	木曽川上流河川事務所	○	木上排水3				
R06-4507		30m3/min 揚程20m	1台	令和6年度	庄内川河川事務所	○	庄内排水2				
R06-4508		30m3/min 揚程20m	1台	令和6年度	木曽川下流河川事務所	○	木下排水4				
照明車		18-1514	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	名古屋国道事務所	○	名古屋照明1		10m級 16台 20m級 18台 計 34台
		18-1515	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	多治見砂防国道事務所	○	多治見照明1		
		19-1513	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	浜松河川国道事務所	○	浜松照明2		
		19-1514	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○	三重照明2		
		20-1510	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	中技照明1		
		20-1511	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	中技照明6		
		21-4509	2kW×6灯	10m	1台	平成21年度	木曽川下流河川事務所	○	木下照明2		
		23-4500	2kW×6灯	20m	1台	平成23年度	浜松河川国道事務所	○	浜松照明1		
		25-4504	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	三重照明3		
		26-4506	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	平成26年度	静岡河川事務所	○	静河照明1		
		26-4507	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	平成26年度	木曽川下流河川事務所	○	木下照明3		
	28-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成28年度	天竜川上流河川事務所	○	天上照明1			
	29-4505	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	沼津河川国道事務所	○	沼津照明1			
	29-4506	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	豊橋河川事務所	○	豊橋照明1			
	30-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○	三重照明1			
	R01-4500	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	木曽川上流河川事務所	○	木上照明1			
	R01-4501	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	沼津河川国道事務所	○	沼津照明2			
	R02-4514	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	庄内川河川事務所	○	庄内照明1			
	R02-4515	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	木曽川下流河川事務所	○	木下照明1			
	R02-4516	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技照明1			
	R02-4517	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	中技照明2			
	R03-1502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和3年度	紀勢国道事務所	○	紀勢照明1			
	R03-1503	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和3年度	飯田国道事務所	○	飯田照明1			
	R03-1504	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和3年度	中部技術事務所	○	中技照明4			
	R03-1505	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和3年度	静岡国道事務所	○	静岡照明1			
	R05-1509	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和5年度	岐阜国道事務所	○	岐阜照明1			
	R05-1510	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和5年度	高山国道事務所	○	高山照明1			
	R05-1511	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和5年度	中部技術事務所	○	中技照明5			
	R05-4503	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和5年度	静岡河川事務所	○	静河照明2			
	R05-4504	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和5年度	木曽川上流河川事務所	○	木上照明2			
	R05-4505	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和5年度	庄内川河川事務所	○	庄内照明2			
	R05-4506	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和5年度	天竜川上流河川事務所	○	天上照明2			
	R06-1507	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和5年度	北勢国道事務所	○	北勢照明1			
	R06-4509	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和5年度	豊橋河川事務所	○	豊橋照明2			
分解型バックホウ	22-4504	1.0m3、遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-	-	2台			
	22-4505	1.0m3、遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-	-				
応急組立橋	57-1341	TL-20、40m×6m(車道部)	1橋	昭和57年度	静岡国道事務所	-	-	6セット			
	58-1341	40m×0.8m(歩道部)	1橋	昭和58年度	静岡国道事務所	-	-				
	63-1366	TL-20、40m×8m(歩車含)	1橋	昭和63年度	中部技術事務所	-	-				
	EB-0101	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成11年度	北勢国道事務所	-	-				
	EB-0501	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成25年度	岐阜国道事務所	-	-				
	EB-0502	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成25年度	飯田国道事務所	-	-				
	EB-0501	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	令和4年度	浜松河川国道事務所	-	-				
	衛星通信車	DC-0151	発電機付	1台	令和2年度	静岡国道事務所	○	静岡衛星1	7台		
DC-0551		発電機付	1台	平成15年度	中部技術事務所	○	中技衛星1				
DC-3252		発電機付	1台	令和2年度	三重河川国道事務所	○	三重衛星1				
DC-3451		発電機付	1台	平成14年度	天竜川上流河川事務所	○	天上衛星1				
DC-3551		発電機付	1台	平成15年度	沼津河川国道事務所	○	沼津衛星1				
DC-3251		発電機付	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	浜松衛星1				
DC-3151		Car-SAT	1台	令和元年度	中部地方整備局	○	中部衛星1				
航空機(回転翼)											
機械名	登録記号	型 式	数量	購入年度	基地(空港名)	搭乗人員	保 有 者	中部地整			
まんなか号(～R7.5月まで)	JA6817	BELL412EP	1機	平成13年度	県営名古屋空港	11人	本省(中部配備)	1機			
まんなか号	JA85CB	BELL412EPX	1機	令和3年度	県営名古屋空港	11人	中部地整	1機			
港湾空港部 船舶											
船種	船名	総 ト ン 数	数量	購入年度	基 地 港	保 有 者	中部地整				
浚渫兼油回収船	清瀧丸	4,792t	1隻	平成16年度	名古屋港 V3岸壁	名古屋港湾事務所		2艘			
海洋環境整備船	白龍丸	198t	1隻	平成20年度	名古屋港 四号地岸壁	名古屋港湾事務所					

※搭乗人員には操縦士、整備士、撮影技師を含む

2. 静岡県の協力(河川法第 22 条の 2)

河川管理者(静岡県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

ア 情報提供を行う河川名、水位観測所及び監視カメラ

資料編第 14 表「水位観測所一覧表」(P. 481～P. 494)及び第 15 表「監視カメラ一覧表」(P. 497～P. 510)のとおりである。

イ 提供する情報

水位情報及び映像情報

ウ 提供する手段

・インターネット用ホームページ

ページ名称：サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報）

アドレス：<https://sipos.pref.shizuoka.jp>

ページ名称：川の防災情報

アドレス：<https://www.river.go.jp>

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

3. 河川管理者の援助(法第 15 条の 12)

河川管理者(中部、関東地方整備局長及び静岡県知事)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

(1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

(2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

(3) 市町長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

(4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 下水道管理者の協力(下水道法第23条の2)

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 ホットライン体制

県管理河川（洪水予報河川、水位周知河川）においては、各土木事務所長(水防区長)から管内市町長等に直接、携帯電話等により、河川の水位情報等を伝達するホットラインを実施し、市町長が避難指示等の発令を判断するための支援を行う。

第4節 水防管理団体相互の協力及び応援(法第23条)

1. 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。
- 但し、水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
2. 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
3. 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第5節 自衛隊の派遣要請(自衛隊法第83条)

災害に際しては、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。

また、水防管理者は、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。(地域防災計画共通対策編 R7. 8)

第6節 警察官の出動要請(法第22条)

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、管轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

詳細は、資料編第11表「水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表」(P. 464)のとおりである。

第 15 章 2 以上の県にわたる水防事務

第 1 節 山梨県との協定(法第 7 条第 6 項)

水防情報等に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、水防活動に係る雨量及び水位、その他の情報の交換等について次のとおり協定を締結する。

（対象河川）

第 1 条 対象とする河川は、山梨県と静岡県に流域を持ち、両県を跨ぐ河川を対象とする。

（情報等の交換）

第 2 条 甲及び乙は、各々が設置した雨量計及び水位計による観測値、被害が両県に及ぶことが予想される災害情報等、水防活動又は河川管理上必要な事項について、相互に協力して情報を交換するものとする。

（所管する窓口）

第 3 条 本協定を所管する窓口は次のとおりとし、情報連絡等の窓口は別表のとおりとする。

（１）山梨県 山梨県県土整備部治水課

（２）静岡県 静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課

（疑義の協議）

第 4 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則

1 この協定は、締結の日から施行する。

2 昭和 39 年 7 月 25 日締結の山梨県と静岡県の協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 16 日

甲 山 梨 県 知 事 横 内 正 明

乙 静 岡 県 知 事 川 勝 平 太

別表

山梨県と静岡県が平成24年3月16日付で締結した水防情報等に関する協定書について、第3条に規定する情報連絡等の窓口は次のとおりとする。

(1) 山梨県

ア 山梨県県土整備部治水課

山梨県甲府市丸の内1-6-1

電 話 055-223-1702

ファックス 055-223-1704

電子メール chisui@pref.yamanashi.lg.jp

イ 山梨県峡南建設事務所身延河川砂防管理課

山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-30

電 話 0556-62-9062

ファックス 0556-62-9069

電子メール kn-kensetsu@pref.yamanashi.lg.jp

ウ 山梨県雨量・水位情報（インターネット）

<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>

(2) 静岡県

ア 静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課

静岡県静岡市葵区追手町9-6

電 話 054-221-2249（水防配備時 054-221-3259）

ファックス 054-221-3564（水防配備時 054-221-3260）

電子メール dobokubousai@pref.shizuoka.lg.jp

イ 静岡県富士土木事務所維持管理課

静岡県富士市本市場441-1

電 話 0545-65-2249（水防配備時 0545-65-2237）

ファックス 0545-65-2294（水防配備時 0545-65-2294）

電子メール fujido-kanri@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 静岡県雨量・水位等情報「サイポスレーダー」（インターネット）

<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

第2節 神奈川県との協定(法第7条第6項)

水防情報等に関する協定

静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）とは、水防活動の利用に適合する雨量及び水位情報、その他の情報の交換等について次のとおり協定する。

（対象河川）

第1条 対象とする河川は、静岡県と神奈川県に流域を持ち、両県を跨ぐ河川を対象とする。

（情報等の交換方法）

第2条 甲及び乙は、各々が設置した雨量計及び水位計による観測値、また、被害が両県に及ぶことが予想される災害情報等、河川管理上又は水防上必要な事項について相互に情報を交換するものとする。なお、詳細については、覚書を別途定めるものとする。

（所管する窓口）

第3条 本協定を所管する窓口は次のとおりとする。

- （1）静岡県 静岡県土木部河川砂防総室土木防災室
- （2）神奈川県 神奈川県県土整備部河川課

（疑義の協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年12月7日

甲 静岡県知事 石川嘉延

乙 神奈川県知事 松沢成文

水防情報等に関する協定の一部を変更する協定

静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）との間で平成18年12月7日付けで締結した「水防情報等に関する協定」（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

- 1 原協定第3条を次のとおり改める。

第3条 本協定を所管する窓口は次のとおりとする。

- （1）静岡県 静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課
- （2）神奈川県 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課

- 2 この変更協定は、平成22年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月31日

甲 静岡県知事 川 勝 平 太

乙 神奈川県知事 松 沢 成 文

水防情報等に関する協定の一部を変更する協定

静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）との間で平成18年12月7日付けで締結した「水防情報等に関する協定」（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

- 1 原協定第3条を次のとおり改める。

第3条 本協定を所管する窓口は次のとおりとする。

- （2）神奈川県 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課

- 2 この変更協定は、令和4年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 静岡県知事 川 勝 平 太

乙 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第 16 章 水防報告等

1. 水防管理者(市町)の水防記録及び水防報告(法第 47 条第 2 項)

水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、水防団・消防団等からの報告(目安は 3 日)を基に次の記録を作成、保管し、様式 12 (P. 262) 及び様式 14 (P. 264) により水防活動実施後 7 日以内に水防区長に報告しなければならない。特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を附して報告するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2. 水防区長(土木事務所)の水防報告

水防区長は、1. の報告を受けたときは内容を取りまとめ、水防管理者からの報告後 3 日以内に様式 13 (P. 263) 及び様式 14 (P. 264) により水防本部長に報告するものとする。

3. 水防本部長(水防本部)の水防報告及び公表(法第 47 条第 1 項)

水防本部長は、2. の報告を受けたときは内容を取りまとめ、中部地方整備局又は関東地方整備局に速やかに報告するものとする。また、記者提供、ホームページ掲載等の広報活動を実施する。

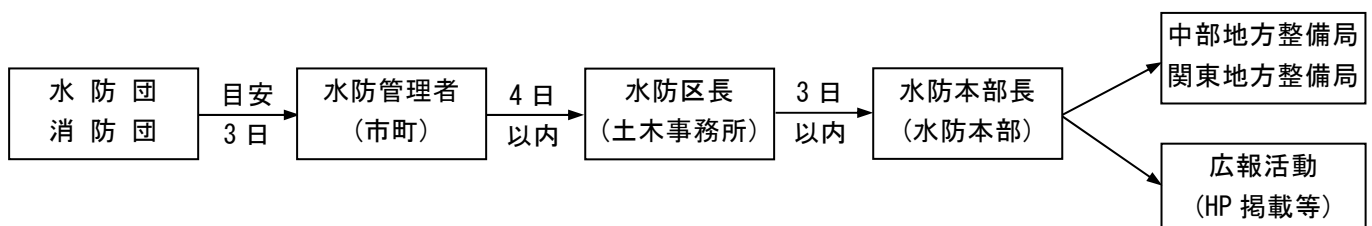


図. 16-1 水防報告系統図

第 17 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防管理団体の水防計画（法第 33 条及び第 34 条）

1. 水防管理団体の水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更し、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- (2) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

2. 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

3. 水防協議会の設置

指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、市町又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合の議決で定めるものとする。

4. 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、「水防計画作成の手引き（案）」（水防管理団体版）を参考にして作成する。

第 2 節 水防訓練（法第 32 条の 2 及び第 32 条の 3）

- (1) 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、所轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。
- (2) 水防管理団体が主催する水防研修や中部又は関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。
- (3) 津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第 18 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水・高潮対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定(法第 14 条第 2 項)

国土交通大臣及び県知事は、洪水予報河川及び水位周知河川に加え、その他洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、表. 18-1 及び表. 18-2 (P. 144～P. 156) のとおりである。

表. 18-1 洪水浸水想定区域一覧(洪水予報河川、水位周知河川)

東部 URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/1044019.html>

水系名	河川名	所管	指定状況	指定年月日	公表年月日	関係市町
稲生沢川	稲生沢川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	下田市
那賀川	那賀川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	松崎町
仁科川	仁科川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	西伊豆町
青野川	青野川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	南伊豆町
河津川	河津川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	河津町
伊東大川	伊東大川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	伊東市
狩野川	狩野川	国	洪水予報河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	沼津市、三島市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町
狩野川	狩野川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	伊豆市
狩野川	修善寺川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	伊豆市
狩野川	大見川	県	水位周知河川	R2. 6. 16	R2. 6. 16	伊豆市
狩野川	大場川	国	水位周知河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	沼津市、三島市、函南町、清水町
狩野川	大場川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	三島市、裾野市、沼津市、長泉町、函南町、清水町
狩野川	来光川	国	水位周知河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	三島市、函南町、伊豆の国市
狩野川	来光川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	三島市、函南町、伊豆の国市
狩野川	黄瀬川	国	水位周知河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	沼津市、長泉町、清水町
狩野川	黄瀬川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	裾野市、御殿場市、長泉町
狩野川	柿沢川	国	水位周知河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	伊豆の国市、函南町
狩野川	狩野川放水路	国	水位周知河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	沼津市、伊豆の国市
山川	山川	県	水位周知河川	R2. 6. 16	R2. 6. 16	伊豆市
鮎沢川	鮎沢川	県	水位周知河川	R3. 5. 11	R3. 5. 11	小山町
新中川	新中川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	沼津市
富士川	富士川、釜無川	国	洪水予報河川	H29. 3. 21	H29. 3. 21	静岡市、富士宮市、富士市
富士川	高橋川	県	水位周知河川	H31. 3. 29	H31. 3. 29	富士市、沼津市
富士川	沼川	県	水位周知河川	H29. 12. 26	H29. 12. 26	富士市、沼津市
富士川	赤淵川	県	水位周知河川	R3. 9. 28	R3. 9. 28	富士市、沼津市
富士川	潤井川	県	水位周知河川	H29. 12. 26	H29. 12. 26	富士市
富士川	小潤井川	県	水位周知河川	H29. 12. 26	H29. 12. 26	富士市
富士川	芝川	県	水位周知河川	R4. 10. 28	R4. 10. 28	富士宮市

中部 URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/1044018.html>

水系名	河川名	所管	指定状況	指定年月日	公表年月日	関係市町
興津川	興津川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	静岡市
庵原川	庵原川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	静岡市
庵原川	山切川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	静岡市
巴川	巴川	県	水位周知河川	H29. 12. 26	H29. 12. 26	静岡市
巴川	長尾川	県	水位周知河川	H30. 5. 29	H30. 5. 29	静岡市
安倍川	安倍川	国	洪水予報河川	R1. 6. 26	R1. 6. 26	静岡市
安倍川	丸子川	県	水位周知河川	H31. 2. 19	H31. 2. 19	静岡市
安倍川	藁科川	国	水位周知河川	R1. 6. 26	R1. 6. 26	静岡市
安倍川	藁科川	県	水位周知河川	R2. 6. 16	R2. 6. 16	静岡市
安倍川	足久保川	県	水位周知河川	R2. 6. 16	R2. 6. 16	静岡市
瀬戸川	瀬戸川	県	洪水予報河川	H30. 5. 29	H30. 5. 29	藤枝市、焼津市
瀬戸川	朝比奈川	県	洪水予報河川	H30. 5. 29	H30. 5. 29	藤枝市、焼津市
瀬戸川	葉梨川	県	水位周知河川	H30. 5. 29	H30. 5. 29	藤枝市、焼津市
栃山川	栃山川	県	水位周知河川	R1. 5. 31	R1. 5. 31	藤枝市、焼津市
栃山川	木屋川	県	水位周知河川	R1. 5. 31	R1. 5. 31	藤枝市、焼津市
大井川	大井川	国	洪水予報河川	H28. 5. 31	H28. 5. 31	島田市、焼津市、吉田町
大井川	大井川	県	水位周知河川	H31. 4. 12	H31. 4. 12	島田市、川根本町
大井川	大代川	県	水位周知河川	R2. 5. 11	R2. 5. 11	島田市
大井川	大津谷川	県	水位周知河川	R3. 5. 11	R3. 5. 11	島田市、藤枝市、焼津市
湯日川	湯日川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	島田市、吉田町、牧之原市
坂口谷川	坂口谷川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	牧之原市、吉田町
勝間田川	勝間田川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	牧之原市
萩間川	萩間川	県	水位周知河川	H29. 12. 26	H29. 12. 26	牧之原市

西部 URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/1029368.html>

水系名	河川名	所管	指定状況	指定年月日	公表年月日	関係市町
新野川	新野川	県	水位周知河川	R3. 5. 11	R3. 5. 11	御前崎市
菊川	菊川	国	洪水予報河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	菊川市、掛川市
菊川	牛淵川	国	水位周知河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	菊川市、掛川市
菊川	下小笠川	国	水位周知河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	菊川市、掛川市
太田川	太田川	県	洪水予報河川	H29. 7. 7	H29. 7. 7	磐田市、掛川市、袋井市、森町
太田川	原野谷川	県	洪水予報河川	H29. 7. 7	H29. 7. 7	磐田市、掛川市、袋井市
太田川	敷地川	県	水位周知河川	H29. 7. 7	H29. 7. 7	磐田市、袋井市、森町
太田川	仿僧川	県	水位周知河川	H30. 5. 29	H30. 5. 29	磐田市
太田川	今ノ浦川	県	水位周知河川	H30. 5. 29	H30. 5. 29	磐田市、袋井市
太田川	逆川	県	水位周知河川	H29. 12. 26	H29. 12. 26	掛川市、袋井市
太田川	宇刈川	県	水位周知河川	H29. 12. 26	H29. 12. 26	磐田市、袋井市
天竜川	天竜川下流	国	洪水予報河川	H28. 12. 15	H28. 12. 15	浜松市、磐田市
天竜川	二俣川	県	水位周知河川	R3. 5. 11	R3. 5. 11	浜松市
天竜川	気田川	県	水位周知河川	R3. 5. 11	R3. 5. 11	浜松市
天竜川	水窪川	県	水位周知河川	R3. 5. 11	R3. 5. 11	浜松市
天竜川	阿多古川	県	水位周知河川	H31. 2. 19	H31. 2. 19	浜松市
天竜川	安間川	県	水位周知河川	H31. 2. 19	H31. 2. 19	浜松市
馬込川	馬込川	県	水位周知河川	H29. 7. 7	H29. 7. 7	浜松市
馬込川	芳川	県	水位周知河川	H29. 7. 7	H29. 7. 7	浜松市
都田川	都田川	県	洪水予報河川 水位周知河川	H29. 12. 26	H29. 12. 26	浜松市
都田川	井伊谷川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	浜松市
都田川	釣橋川	県	水位周知河川	H31. 3. 15	H31. 3. 15	浜松市

表. 18-2 洪水浸水想定区域一覧（その他中小河川）

・ 下田水防区

下田市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1053170/index.html
東伊豆町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1053190/index.html
河津町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1053198/index.html
南伊豆町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1053179/index.html
松崎町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1053237/index.html
西伊豆町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1053227/index.html

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
大賀茂川	大賀茂川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	下田市	下田
稲生沢川	稲生沢川	R7. 3. 31	H31. 3. 15	下田市	下田
稲生沢川	平滑川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	下田市	下田
稲生沢川	敷根川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	下田市	下田
稲生沢川	蓮台寺川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	下田市	下田
稲生沢川	稲梓川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	下田市	下田
稲生沢川	須郷川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	下田市	下田
稲取大川	稲取大川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	東伊豆町	下田
白田川	白田川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	東伊豆町	下田
白田川	川久保川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	東伊豆町	下田
濁川	濁川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	東伊豆町	下田
大川川	大川川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	東伊豆町	下田
草崎川	草崎川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	東伊豆町、伊東市	下田、熱海
河津川	河津川	R7. 3. 31	H31. 3. 29	河津町	下田
河津川	大鍋川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	河津町	下田
河津川	河津谷津川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	河津町	下田
中木川	中木川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
青野川	青野川	R7. 3. 31	H31. 3. 29	南伊豆町	下田
青野川	鯉名川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
青野川	二条川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
青野川	差田川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
青野川	一条川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
青野川	奥山川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
青野川	前田川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
青野川	鈴野川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
五十鈴川	五十鈴川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
殿田川	殿田川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	南伊豆町	下田
那賀川	那賀川	R7. 3. 31	H31. 3. 29	松崎町	下田
那賀川	船田川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	松崎町	下田
那賀川	明伏川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	松崎町	下田
那賀川	岩科川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	松崎町	下田
宇久須川	宇久須川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	西伊豆町	下田
宇久須川	大久須川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	西伊豆町	下田
宇久須川	赤川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	西伊豆町	下田
安良里浜川	安良里浜川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	西伊豆町	下田
仁科川	仁科川	R7. 3. 31	H31. 3. 29	西伊豆町	下田
仁科川	白川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	西伊豆町	下田
仁科川	本谷川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	西伊豆町	下田

・ 熱海水防区

熱海市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1053205/index.html
伊東市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1053216/index.html

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
水神川	水神川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	熱海市	熱海
鍛冶川	鍛冶川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	熱海市	熱海
熱海仲川	熱海仲川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	熱海市	熱海
熱海宮川	熱海宮川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	熱海市	熱海
上多賀大川	上多賀大川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	熱海市	熱海
熱海和田川	熱海和田川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	熱海市	熱海
初川	初川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	熱海市	熱海
糸川	糸川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	熱海市	熱海
千歳川	千歳川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	熱海市	熱海
草崎川	草崎川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	東伊豆町、伊東市	下田、熱海
伊東大川	伊東大川	R7. 3. 31	H31. 3. 29	伊東市	熱海
伊東大川	寺田川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊東市	熱海
伊東大川	小沢川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊東市	熱海
伊東大川	本郷川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊東市	熱海
伊東大川	泉川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊東市	熱海
北川	北川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊東市	熱海
伊東宮川	伊東宮川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊東市	熱海
伊東仲川	伊東仲川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊東市	熱海
烏川	烏川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊東市	熱海

・沼津水防区

沼津市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040501/index.html
三島市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040502/index.html
御殿場市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1062803/index.html
裾野市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040503/index.html
伊豆の国市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040507/index.html
伊豆市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040506/index.html
清水町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040505/index.html
長泉町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1056595/index.html
函南町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040504/index.html
小山町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1062809/index.html

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
狩野川	浪人川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	沼津市	沼津
狩野川	渡戸川放水路	—	R5. 8. 31	沼津市	沼津
狩野川	沼津江川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	沼津市	沼津
狩野川	観音川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市	沼津
富士川	沼川	R7. 3. 31	H29. 12. 26	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	須津川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	江尾江川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	春山川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	駒瀬川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	沼津大沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	沼川第2放水路	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市	沼津
大川	大川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	沼津市	沼津
井田大川	井田大川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	沼津市	沼津
沢海川	沢海川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	沼津市	沼津
古宇川	古宇川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	沼津市	沼津
立保川	立保川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	沼津市	沼津
西浦河内川	西浦河内川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	沼津市	沼津
西浦河内川	西浦小河内川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	沼津市	沼津
陰野川	陰野川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	沼津市	沼津
狩野川	桃沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	長泉町	沼津
狩野川	函南観音川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	三島市、函南町	沼津

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
狩野川	境川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	三島市、清水町、長泉町	沼津
狩野川	夏梅木川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	三島市	沼津
狩野川	三島山田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	三島市	沼津
狩野川	沢地川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	三島市	沼津
狩野川	徳倉宮川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	三島市	沼津
狩野川	大場川	R7. 3. 31	H31. 3. 29	三島市、裾野市	沼津
狩野川	泉川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	三島市、裾野市	沼津
狩野川	入田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	三島市、裾野市	沼津
狩野川	黄瀬川	R7. 3. 31	H31. 3. 29	御殿場市、裾野市、長泉町	沼津
狩野川	金沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	御殿場市、裾野市	沼津
狩野川	久保川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	御殿場市、裾野市	沼津
狩野川	深良川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	裾野市	沼津
狩野川	西川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	御殿場市	沼津
鮎沢川	鮎沢川	R7. 3. 31	R3. 5. 11	御殿場市	沼津
鮎沢川	小山川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	御殿場市	沼津
鮎沢川	馬伏川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	小山町	沼津
鮎沢川	竜良川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	御殿場市	沼津
鮎沢川	抜川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	御殿場市	沼津
鮎沢川	立沢川	—	R6. 3. 29	御殿場市、小山町	沼津
鮎沢川	つつじ川	—	R6. 3. 29	御殿場市、小山町	沼津
狩野川	梅の木沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	裾野市、長泉町	沼津
狩野川	佐野川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	裾野市	沼津
狩野川	裾野大久保川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	裾野市	沼津
狩野川	用沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	裾野市	沼津
狩野川	又沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	裾野市	沼津
狩野川	下和田川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	裾野市	沼津
狩野川	宗光寺川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	伊豆の国市	沼津
狩野川	長瀬川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	伊豆の国市	沼津
狩野川	堂川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	伊豆の国市、函南町	沼津
狩野川	韭山古川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	伊豆の国市、函南町	沼津
狩野川	江間川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	伊豆の国市	沼津
狩野川	洞川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	伊豆の国市、函南町	沼津
狩野川	戸沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	伊豆の国市	沼津
狩野川	深沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	伊豆の国市	沼津
狩野川	狩野川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	伊豆市	沼津
狩野川	大見川	R7. 3. 31	R2. 6. 16	伊豆市	沼津
狩野川	野尻川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	伊豆の国市、伊豆市	沼津
狩野川	古川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	伊豆の国市、伊豆市	沼津
狩野川	山田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	伊豆の国市、伊豆市	沼津
狩野川	小山田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	伊豆の国市、伊豆市	沼津
八木沢大川	八木沢大川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊豆市	沼津
松原川	松原川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊豆市	沼津
火振川	火振川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊豆市	沼津
山川	山川	R7. 3. 31	R2. 6. 16	伊豆市	沼津
山川	水口川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊豆市	沼津
山川	横瀬川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊豆市	沼津
山川	清越川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊豆市	沼津
小土肥大川	小土肥大川	R7. 3. 31	R5. 3. 31	伊豆市	沼津
狩野川	神戸川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	湯舟川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	年川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	大見西川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
狩野川	中伊豆山田川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	城川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	梅木川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	冷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	徳永川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	木橋川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	京入道川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	冷小川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	菅引川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	地藏堂川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	原保川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	修善寺深沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	柿木川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	奥山川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	嵩田川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	下り沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	船原川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	数沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	田沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	吉奈川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	入洞川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	長野川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	持越川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	猫越川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	伊豆市	沼津
狩野川	雨降川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	清水町	沼津
狩野川	谷津川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	長泉町	沼津
狩野川	函南冷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	函南町	沼津
狩野川	来光川	R7. 3. 31	H31. 3. 29	函南町	沼津
狩野川	柿沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	伊豆の国市、函南町	沼津
狩野川	御殿川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、三島市、函南町	沼津
鮎沢川	野沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	小山町	沼津
鮎沢川	須川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	小山町	沼津
鮎沢川	小山佐野川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	小山町	沼津
鮎沢川	中島川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	小山町	沼津
鮎沢川	小山湯舟川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	小山町	沼津
鮎沢川	上野川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	小山町	沼津
鮎沢川	奥の沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	小山町	沼津

・富士水防区

富士市 URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040500/index.html>

富士宮市 URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1056618/index.html>

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
富士川	小池川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士市、静岡市	富士、静岡
富士川	久遠寺川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士市、富士宮市	富士
富士川	砂沢川	—	R5. 8. 31	富士市	富士
富士川	中河原川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士市	富士
富士川	凡夫川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士市	富士
富士川	伝法沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士市	富士
富士川	田子江川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	富士市	富士
富士川	富士早川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	富士市	富士
富士川	和田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	富士市	富士
富士川	田宿川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	富士市	富士
富士川	昭和放水路	R7. 3. 31	R4. 6. 30	富士市	富士

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
富士川	沼川	R7. 3. 31	H29. 12. 26	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	須津川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	江尾江川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	春山川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	駒瀬川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	沼津大沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	沼津市、富士市	沼津、富士
富士川	赤淵川	R7. 3. 31	R3. 9. 28	富士市	富士
富士川	滝川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	富士市	富士
富士川	吉津川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士市	富士
富士川	血流川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士市	富士
富士川	有無瀬川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士市	富士
富士川	潤井川	R7. 3. 31	H29. 12. 26	富士市、富士宮市	富士
富士川	廻沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士市、富士宮市	富士
富士川	大沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	中沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	猪の窪川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	半野川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	猫沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	柚野布沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	風祭川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	弓沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	星山放水路	—	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	大堰川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	神田川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	原川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士宮市	富士
富士川	稲瀬川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士宮市、静岡市	富士、静岡
富士川	内房境川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士宮市、静岡市	富士、静岡
富士川	山口川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士宮市	富士
富士川	稲子川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士宮市	富士
富士川	大倉川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士宮市	富士
富士川	五斗目木川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士宮市	富士
富士川	足取川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士宮市	富士

・静岡水防区

静岡市 URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040499/index.html>

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
瀬戸川	朝比奈川	R7. 3. 31	R5. 9. 29	静岡市、藤枝市	静岡、島田
興津川	興津川	R7. 3. 31	H31. 3. 15	静岡市	静岡
興津川	中一色川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	静岡市	静岡
興津川	小河内川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	静岡市	静岡
興津川	神沢原川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	静岡市	静岡
興津川	湯沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	静岡市	静岡
興津川	中河内川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	静岡市	静岡
興津川	布沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	静岡市	静岡
興津川	黒川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	静岡市	静岡
興津川	石沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	静岡市	静岡
庵原川	庵原川	R7. 3. 31	H31. 3. 15	静岡市	静岡
庵原川	山切川	R7. 3. 31	H31. 3. 15	静岡市	静岡
山居沢川	山居沢川	—	R5. 8. 31	静岡市	静岡
富士川	小池川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	富士市、静岡市	富士、静岡
巴川	巴川	R7. 3. 31	H29. 12. 26	静岡市	静岡
巴川	長尾川	R7. 3. 31	H30. 5. 29	静岡市	静岡
巴川	大沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
巴川	山原川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	塩田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	草薙川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	継川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	瀬名新川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	則沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	吉田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	大慈悲院川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	浅畑川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	長沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	小鹿沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	大谷川放水路	—	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	安東川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	七曲川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
巴川	大谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
小坂川	小坂川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	静岡市	静岡
安倍川	安倍中河内川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	安倍川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	丸子川	R7. 3. 31	H31. 2. 19	静岡市	静岡
安倍川	藁科川	R7. 3. 31	R2. 6. 16	静岡市	静岡
安倍川	関の沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	三郷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	黒俣川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	坂本川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	諸子沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	相沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	西河内川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	仙俣川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	玉川大沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	八重沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	聖沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	杉尾川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	八十岡川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	安倍大谷川	—	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	コンヤ川	—	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	氷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	内牧川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	油山川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	安倍大沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	保ヶ沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	板谷島沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	小瀬戸谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	荒沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	飯間谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	新聞谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	水見色川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	浅間沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
安倍川	久住谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
大井川	関の沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市、川根本町	静岡、島田
大井川	大井川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
大井川	井川西山沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
由比川	釜ヶ沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
由比川	由比川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
由比川	桜ノ沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
向田川	蛭沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
向田川	向田川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
八木沢川	八木沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
和瀬川	和瀬川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
堰沢川	堰沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
波多打川	波多打川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
古安川	古安川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
滝ヶ原川	滝ヶ原川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
殿谷川	殿谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市	静岡
神沢川	神沢川	—	R6. 3. 29	静岡市	静岡
瀬戸川	ユキ沢	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市、藤枝市	静岡、島田
瀬戸川	山中沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市、藤枝市	静岡、島田
富士川	稲瀬川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士宮市、静岡市	富士、静岡
富士川	内房境川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	富士宮市、静岡市	富士、静岡
富士川	入川	—	R6. 3. 29	静岡市	静岡

・島田水防区

藤枝市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040497/index.html
焼津市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040498/index.html
島田市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040496/index.html
牧之原市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040495/index.html
川根本町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1062625/index.html
吉田町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/1044018.html

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
瀬戸川	朝比奈川	R7. 3. 31	R5. 9. 29	静岡市、藤枝市、焼津市	静岡、島田
瀬戸川	葉梨川	R7. 3. 31	R5. 9. 29	藤枝市、焼津市	島田
瀬戸川	瀬戸川	R7. 3. 31	R5. 9. 29	藤枝市、焼津市	島田
瀬戸川	梅田川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	藤枝市、焼津市	島田
栃山川	栃山川	R7. 3. 31	R1. 5. 31	島田市、焼津市、藤枝市	島田
栃山川	木屋川	R7. 3. 31	R1. 5. 31	焼津市、藤枝市	島田
栃山川	東光寺谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	藤枝市、島田市	島田
瀬戸川	内瀬戸谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	藤枝市、焼津市	島田
瀬戸川	野田沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	藤枝市	島田
大井川	大久保川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	藤枝市、島田市	島田
大井川	大津谷川	R7. 3. 31	R3. 5. 11	島田市、焼津市、藤枝市	島田
瀬戸川	ユキ沢	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市、藤枝市	静岡、島田
瀬戸川	山中沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市、藤枝市	静岡、島田
瀬戸川	吐呂川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	藤枝市、焼津市	島田
瀬戸川	岡部川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	藤枝市	島田
瀬戸川	市場川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	藤枝市	島田
瀬戸川	滝之谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	藤枝市	島田
瀬戸川	滝沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	藤枝市	島田
瀬戸川	谷川川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	藤枝市	島田
瀬戸川	谷稲葉川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	藤枝市	島田
瀬戸川	青羽根川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	藤枝市	島田
栃山川	成案寺川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	焼津市	島田
瀬戸川	石脇川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	焼津市	島田
高草川	高草川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	焼津市	島田
小石川	小石川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	焼津市	島田
栃山川	黒石川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	焼津市	島田
志太田中川	志太田中川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	焼津市	島田

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
志太田中川	泉川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	焼津市	島田
大井川	大代川	R7. 3. 31	R2. 5. 11	島田市	島田
大井川	新堀川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	島田市	島田
大井川	伊太谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	島田市	島田
大井川	尾川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	島田市	島田
大井川	清水川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	島田市	島田
大井川	童子沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市	島田
大井川	相賀谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市	島田
大井川	伊久美川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市	島田
大井川	福用川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市	島田
大井川	身成川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市	島田
大井川	家山川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市	島田
大井川	切山川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市	島田
大井川	笹間川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市	島田
菊川	菊川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市、掛川市、菊川市	島田、袋井
大井川	白光川	—	R6. 3. 29	島田市	島田
湯日川	湯日川	R7. 3. 31	H31. 3. 15	島田市、牧之原市、吉田町	島田
坂口谷川	坂口谷川	R7. 3. 31	H31. 3. 15	牧之原市、吉田町	島田
東沢川	東沢川	—	R5. 8. 31	牧之原市	島田
須々木川	須々木川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	牧之原市	島田
勝間田川	勝間田川	R7. 3. 31	H31. 3. 15	牧之原市	島田
勝間田川	朝生川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	牧之原市	島田
萩間川	菅ヶ谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	牧之原市	島田
勝間田川	三栗川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	牧之原市	島田
萩間川	萩間川	R7. 3. 31	H29. 12. 26	牧之原市	島田
萩間川	白井川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	牧之原市	島田
萩間川	部ヶ谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	牧之原市	島田
箴川	箴川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	牧之原市、御前崎市	島田、袋井
箴川	新溝川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	牧之原市、御前崎市	島田、袋井
大井川	川根境川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	下泉河内川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	中津川	—	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	川根長尾川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	水川川	—	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	榛原川	—	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	小長井河内川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	寸又川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	横沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	栗代川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	川根本町	島田
大井川	関の沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	静岡市、川根本町	静岡、島田

・袋井水防区

磐田市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040490/index.html			
袋井市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040491/index.html			
掛川市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040492/index.html			
菊川市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040493/index.html			
御前崎市	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040494/index.html			
森町	URL	https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1056661/index.html			
太田川	敷地川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	磐田市	袋井
太田川	ぼう僧川	R7. 3. 31	H30. 5. 29	磐田市	袋井
太田川	磐田久保川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	磐田市	袋井
太田川	古川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	磐田市	袋井
太田川	倉西川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	磐田市	袋井

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
前川	前川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	磐田市、袋井市、掛川市	袋井
太田川	小薮川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	磐田市、袋井市、森町	袋井
太田川	蟹田川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	磐田市、袋井市	袋井
太田川	宇刈川	R7. 3. 31	H29. 12. 26	磐田市、袋井市	袋井
天竜川	一雲済川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	磐田市	袋井
天竜川	上野部川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	磐田市	袋井
太田川	半ノ池川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	磐田市	袋井
太田川	安久路川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	磐田市	袋井
太田川	旧ぼう僧川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	磐田市	袋井
太田川	祝川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	磐田市	袋井
太田川	磐田田中川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	磐田市	袋井
弁財天川	弁財天川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	磐田市、袋井市、掛川市	袋井
太田川	中沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	磐田市、袋井市	袋井
太田川	一宮川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	磐田市、袋井市、森町	袋井
太田川	沖之川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井市	袋井
弁財天川	大須賀新川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	袋井市、掛川市	袋井
太田川	小笠沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井市	袋井
太田川	法多沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井市	袋井
太田川	馬込沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井市、掛川市	袋井
弁財天川	下紙川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	袋井市、掛川市	袋井
弁財天川	三沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	袋井市、掛川市	袋井
弁財天川	近江ヶ谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	袋井市	袋井
菊川	江川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	掛川市、菊川市	袋井
菊川	小出川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	掛川市、菊川市	袋井
菊川	小笠高橋川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	掛川市、菊川市	袋井
菊川	新田川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	掛川市	袋井
菊川	与惣川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	掛川市	袋井
菊川	高松川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	掛川市、御前崎市	袋井
太田川	逆川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	掛川市	袋井
太田川	原野谷川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	掛川市	袋井
菊川	下小笠川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
菊川	谷本川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
菊川	畑ヶ谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
菊川	亀惣川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
菊川	佐束川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
菊川	小貫川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
菊川	上小笠川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市、菊川市	袋井
菊川	栗原川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市、菊川市	袋井
菊川	五百済川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市、菊川市	袋井
太田川	垂木川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	家代川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	西山沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	東山沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	倉真川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	初馬川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	掛川滝ノ谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	掛川戸沢川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	神代地川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	海老名川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
太田川	西之谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
弁財天川	西大谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
弁財天川	小川	—	R4. 6. 30	掛川市	袋井

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
弁財天川	坊主淵川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
東大谷川	東大谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
東大谷川	深田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
竜今寺川	竜今寺川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	掛川市	袋井
菊川	菊川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	島田市、掛川市、菊川市	島田、袋井
菊川	西方川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	菊川市	袋井
菊川	稲荷部川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	菊川市	袋井
菊川	黒沢川	R7. 3. 31	R5. 8. 31	菊川市	袋井
菊川	牛淵川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	菊川市	袋井
菊川	丹野川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	菊川市	袋井
菊川	古谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	菊川市	袋井
菊川	内谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	菊川市	袋井
菊川	沢水加川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	菊川市	袋井
菊川	富田川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	菊川市	袋井
中西川	中西川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	御前崎市	袋井
箴川	箴川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	牧之原市、御前崎市	島田、袋井
箴川	新溝川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	牧之原市、御前崎市	島田、袋井
箴川	会下ヶ谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	御前崎市	袋井
新野川	新野川	R7. 3. 31	R3. 5. 11	御前崎市	袋井
新野川	浜岡朝比奈川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	御前崎市	袋井
新野川	横舟川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	御前崎市	袋井
新野川	門屋川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	御前崎市	袋井
新野川	篠ヶ谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	御前崎市	袋井
太田川	太田川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	森町	袋井
太田川	三倉川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	森町	袋井
太田川	瀬入川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	森町	袋井
太田川	伏間川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	森町	袋井
太田川	葛布川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	森町	袋井
太田川	大府川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	森町	袋井

・浜松水防区

浜松市 URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040489/index.html>

湖西市 URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1049500/1040488/index.html>

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
都田川	都田川	R7. 3. 31	R5. 9. 29	浜松市	浜松
天竜川	水窪川	R7. 3. 31	R5. 9. 29	浜松市	浜松
天竜川	二俣川	R7. 3. 31	R3. 5. 11	浜松市	浜松
天竜川	気田川	R7. 3. 31	R3. 5. 11	浜松市	浜松
天竜川	阿多古川	R7. 3. 31	H31. 2. 19	浜松市	浜松
天竜川	安間川	R7. 3. 31	H31. 2. 19	浜松市	浜松
都田川	新川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	浜松市	浜松
都田川	東神田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	浜松市	浜松
都田川	伊佐地川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	浜松市	浜松
都田川	花川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	浜松市	浜松
都田川	和地大谷川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	浜松市	浜松
都田川	旧新川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	浜松市	浜松
都田川	陣座川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	平山川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	南川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	神宮寺川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	瀬淵川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	宇利山川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	日比沢川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松

水系名	河川名	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
都田川	西神田川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	灰ノ木川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	都筑大谷川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	宇志川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	川名宮川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
都田川	堀留川	R7. 3. 31	R6. 3. 29	浜松市	浜松
馬込川	馬込川	R7. 3. 31	H29. 7. 7	浜松市	浜松
天竜川	谷沢川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	竹の平川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	米沢川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	天竜河内川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	横山川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	西川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	河内川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	阿蔵川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	長石川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	西阿多古川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	百古里川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	平沢川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	中山川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	不動川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	熊切川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	杉川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	石切川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	草木川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	戸中川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	翁川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	後河内川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	水窪河内川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	釜ノ沢川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	河内沢川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	相月川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	福沢川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	大千瀬川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	相川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	川内川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
天竜川	地八川	R7. 3. 31	R6. 7. 5	浜松市	浜松
都田川	坊瀬川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	湖西市	浜松
都田川	今川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	湖西市	浜松
都田川	笠子川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	湖西市	浜松
都田川	入出太田川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	湖西市	浜松
梅田川	梅田川・境川	R7. 3. 31	R4. 6. 30	湖西市	浜松

(2) 高潮浸水想定区域の指定(法第14条の3)

県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、表.18-3(P.157)のとおりである。

表. 18-3 高潮浸水想定区域一覧

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/takashiohigai/1050350.html>

区域	指定年月日	公表年月日	関係市町	関係水防区
伊豆半島沿岸	R7. 10. 31	R3. 3. 30 R4. 10. 19	下田市、南伊豆町、東伊豆町、河津町、西伊豆町、松崎町、熱海市、伊東市、沼津市及び伊豆市	下田、熱海、沼津
駿河湾沿岸	R7. 10. 31	R3. 9. 30	沼津市、富士市、静岡市、焼津市、吉田町、牧之原市及び御前崎市	沼津、富士、静岡、島田、袋井
遠州灘沿岸	R7. 10. 31	R7. 3. 31	御前崎市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市及び湖西市	袋井、浜松

(3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第 15 条第 1 項)

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水又は高潮に関する情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

- ⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(4) 洪水・高潮ハザードマップ(法第 15 条第 3 項)

洪水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画において定められた上記 2. (1) ～(5) に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第 8 条第 3 項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第 55 条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

(5) 予想される水災の危険の周知等

市町長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等に

より行うこととする。

(6) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等(法第 15 条の 2)

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

市町は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(7) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等(法第 15 条の 3)

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする

(8) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等(法第 15 条の 4)

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第 2 節 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定(津波防災地域づくりに関する法律第 53 条及び第 72 条)

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1049186/index.html>)により公示するとともに、関係市町の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波災害警戒区域の指定状況は、表. 18-4 津波災害警戒区域一覧表のとおりである。

表. 18-4 津波災害警戒区域一覧表

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

水 防 区 名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町
下 田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町 ・松崎町	－
熱 海	熱海市・伊東市	－
沼 津	沼津市・伊豆市	伊豆市
富 士	富士市	－
静 岡	静岡市	－
島 田	－	－
袋 井	掛川市・御前崎市	－
浜 松	湖西市	－

(2) 津波浸水想定図(津波防災地域づくりに関する法律第 8 条)

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成 25 年 6 月に公表した静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル 2 の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸水想定図を作成し、公表

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/jishintsunami/1040794/1029853.html>) している。この津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。

(3) 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) 津波ハザードマップの作成・周知(津波防災地域づくりに関する法律第 55 条)

津波災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

(5) 避難促進施設に係る避難確保計画(津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項)

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの(以下「避難促進施設」という。)の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 19 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の申請、指定及び業務等

1. 水防協力団体の指定、監督、情報の提供（法第 36、39、40 条）

水防管理団体は、2. に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2. 水防協力団体の業務（法第 37 条）

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3. 水防協力団体と水防団等の連携（法第 38 条）

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練（法第 32 条の 2）に参加することとする。

津波災害警戒区域に係る水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第 32 条の 3）

4. 水防協力団体の位置付け

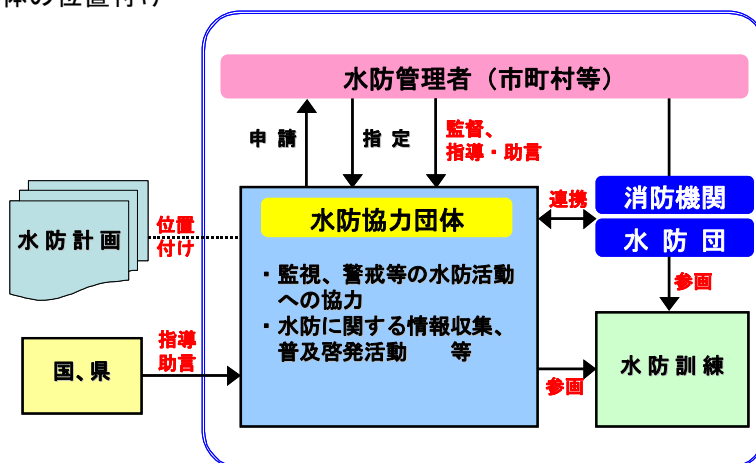


図. 19-1 水防協力団体の概念図

5. 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体の申請があった場合は、表. 19-1「水防協力団体指定要領」(P. 162)を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるように表. 19-2「水防協働活動実施要領」(P. 165)の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

※参 考

〇〇市（町）水防協力団体指定要領

1. 通則

〇〇市（町）における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

2. 水防協力団体の要件（法第 36 条第 1 項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第 36 条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

3. 水防協力団体の業務（法第 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法第 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市（町）水防協力団体指定申請書」（様式 1（P. 163））に「水防協力団体活動業務計画書」（様式 3（P. 164））及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- （1）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町）水防協力団体認定書」（様式 2（P. 163））を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式 1 水防協力団体指定申請書

※参 考

様式 1 (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

〇〇市〇〇市(町)水防協力団体指定申請書

年 月 日

〇〇市(町)水防管理者

〇〇市(町)長 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

水防法第36条第1項及び〇〇市(町)水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、〇〇市(町)水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(様式3(P.164))を添えて申請します。

様式 2 水防協力団体認定書

※参 考

〇〇市(町)水防協力団体認定書

年 月 日

住 所
(事務所所在地)

団体の名称

代 表 者 〇〇〇〇様

〇〇市(町)水防管理者
〇〇市(町)長

水防法第36条第1項及び〇〇市(町)水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を〇〇市(町)水防協力団体に指定します。

※参 考

年 月 日

〇〇市（町）水防管理者

〇〇市（町）長 様

住所（事務所所在地） 〇〇〇〇

法人等の名称 〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇〇〇

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の〇〇市（町）の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

（自由記載）

【記載例】

平時の活動事例

- ・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
- ・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
- ・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
- ・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
- ・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
- ・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展

など

災害時の活動事例

- ・土のうの袋詰めや運搬
- ・子どもやお年寄りなどの救護
- ・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- ・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
- ・水防団員・消防団員の休憩場所の提供

など

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

（自由記載）

※参 考

〇〇市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 通則

〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関（以下「水防団等」という。）との連携については、水防法及びその関連通知並びに〇〇市（区、町、村）水防計画（地域防災計画）のほか、この要領に定めるところによる。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団等による水防活動に対する協力業務であり〇〇市（町）からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

水防管理者は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（様式 4）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、〇〇市（町）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

5. その他

- （1） この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- （2） その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式 4 水防協力団体協力活動報告書

※参 考

〇〇市（町）水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

〇〇市（町）水防管理者

〇〇市（町）長 様

住 所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防協力活動を実施したので、〇〇市（町）水防協力団体との水防協働活動実施要領第 3 の規定に基づき提出します。

第20章 その他

第1節 費用負担及び公用負担

1. 費用負担(法第41条)

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

但し、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんするものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

2. 公用負担の権限(法第28条)

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(1)から(4)((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

3. 公用負担権限委任証(法第28条第2項)

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、図.20-1のような水防管理者より交付される委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証			
〇〇水防団〇〇部長			
氏 名			
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の権限を委任し		
たことを証明する。			
年	月	日	
〇〇市町長名	氏	名	

図.20-1 公用負担権限委任証(例)

4. 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、図. 20-2 のような水防管理団体が定めた命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書			
第	号	目的物種類 負担内容	員数 使用収用処分
		年 月 日	
		〇〇市町長	氏 名
		事務取扱者	氏 名
殿			
-----切取線-----			
第	号	受領書	
		公用負担命令書 右受領した	
		年 月 日	氏 名
		殿	

図. 20-2 公用負担命令書(例)

5. 損失補償(法第 28 条第 3 項)

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 2 節 公務災害補償(法第 6 条の 2)

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、水害予防組合にあっては組合会の議決で、市町組合又は、市町にあっては条例の定めるところにより損害を補償するものとする。

第 3 節 退職報償金(法第 6 条の 3)

水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長または水防団員の属する水防管理団体は、市町又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合法の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給できるものとする。

第4節 静岡県水防協議会(法第8条)

静岡県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、静岡県水防協議会を置く。

静岡県水防協議会は、水防に関し関係機関に対し意見を述べることができる。

静岡県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。会長は、静岡県知事をもって充てる。委員は関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから静岡県知事が命じ又は委嘱する。

その他静岡県水防協議会に関し、必要な事項は、資料編 参考資料2「静岡県水防協議会条例（静岡県条例第44号）」（P.587～P.588）で定める。本県水防協議会の運営及び構成は、資料編 参考資料3「静岡県水防協議会運営規程」（P.589）、資料編 参考資料9「令和7年度静岡県水防協議会委員、幹事及び水防関係事務所長名簿」（P.623～P.624）、資料編 参考資料10「令和8年度静岡県水防協議会委員、幹事及び水防関係事務所長名簿」（P.625～P.626）のとおりである。

資 料 編

資 料 編 目 次

様式	・ ・ ・ ・ ・	169
別表	・ ・ ・ ・ ・	265
参考資料	・ ・ ・ ・ ・	565
水防計画書附図	・ ・ ・ ・ ・	巻末

様 式

様式 1	直轄河川洪水予報形式	・ ・ ・ ・ ・	169
様式 2	県管理河川洪水予報発表形式	・ ・ ・ ・ ・	208
様式 3	直轄河川水防警報発表用紙	・ ・ ・ ・ ・	247
様式 4	直轄河川水防警報発表用紙(津波)	・ ・ ・ ・ ・	248
様式 5	直轄海岸水防警報発表用紙	・ ・ ・ ・ ・	249
様式 6	直轄海岸水防警報発表用紙(津波)	・ ・ ・ ・ ・	250
様式 7	県管理河川水防警報発表用紙(洪水)	・ ・ ・ ・ ・	251
様式 8	県管理河川水防警報発表用紙(津波)	・ ・ ・ ・ ・	252
様式 9	直轄河川水位到達情報発表用紙	・ ・ ・ ・ ・	253
様式 10	県管理河川水位到達情報発表用紙	・ ・ ・ ・ ・	258
様式 11	国土交通省の災害対策用車両等の派遣様式	・ ・ ・ ・ ・	260
様式 12	水防管理団体水防活動実施報告書	・ ・ ・ ・ ・	262
様式 13	管内水防活動実施報告書	・ ・ ・ ・ ・	263
様式 14	水防管理団体水防活動実施報告書【公表用資料】	・ ・ ・ ・ ・	264

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル 2 氾濫注意報
(警戒レベル 2 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 注 意 報
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇〇 河川事務所・〇〇 地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

(主文)

【警戒レベル 2 相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル 2 相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	2	2
	現況水位	3 (レベル 3 水位超過)	2 (レベル 2 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	2	-
更新	△△市	2	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル 5 相当
4	警戒レベル 4 相当
3	警戒レベル 3 相当
2	警戒レベル 2 相当
	警戒レベル 2 未満

(雨量)

多いところでは 1 時間に 〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html
(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○部○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

※ 以降の様式1について、参考資料は、同様のものが添付される。

正規

22

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇 かせんじむしょ 〇〇 ちほう きしやう だい
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫注意水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル 2 相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル 2 相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル () 相当	2	2
	現況水位	2 (レベル 2 水位超過)	2 (レベル 2 水位超過)
	予測水位		
	〇〇市	2	-
	△△市	2	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル 5 相当
4	警戒レベル 4 相当
3	警戒レベル 3 相当
2	警戒レベル 2 相当
	警戒レベル 2 未満

(雨量)

多いところでは 1 時間に 00 ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

23

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル 2 相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル () 相当	2	
	現況水位	2 (レベル 2 水位超過)	
	予測水位		
新着	〇〇市	2	-
新着	△△市	2	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル 5 相当
4	警戒レベル 4 相当
3	警戒レベル 3 相当
2	警戒レベル 2 相当
	警戒レベル 2 未満

(雨量)

多いところでは 1 時間に 〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		00日						
水位 (m)	00:00現在							
	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測		
警戒レベル2相当		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

30

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位を上回る水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル3 相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報（警戒レベル3 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	3	
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	
	予測水位		
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX						
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

32

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 警 報
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇〇 かせんじむしょ 〇〇 ちほう きしょう だい 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、避難判断水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル3 相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2 相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報（警戒レベル3 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	3	2
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

33

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	新着
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	3	—
更新	△△市	3	2
新着	〇〇町	—	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

〇〇川^{〇〇〇 かわ}レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 河 川 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主文)

【警戒レベル3 相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2 相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	新着
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	2 (レベル2 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位	3 (6時間後までにレベル4 水位超過)	
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	2
新着	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

〇〇〇〇^{かわ}川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
 これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報（警戒レベル4相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

43

〇〇川^{〇〇〇 かわ}レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4 相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間

これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3 相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報（警戒レベル4 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4 水位超過)	3 (レベル3 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	—
更新	△△市	4	3
	〇〇町	—	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihvo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

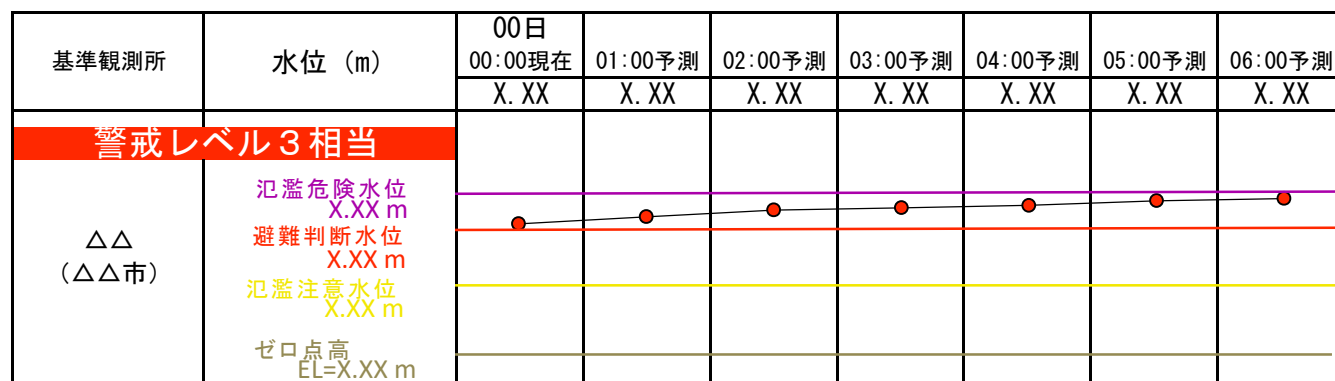
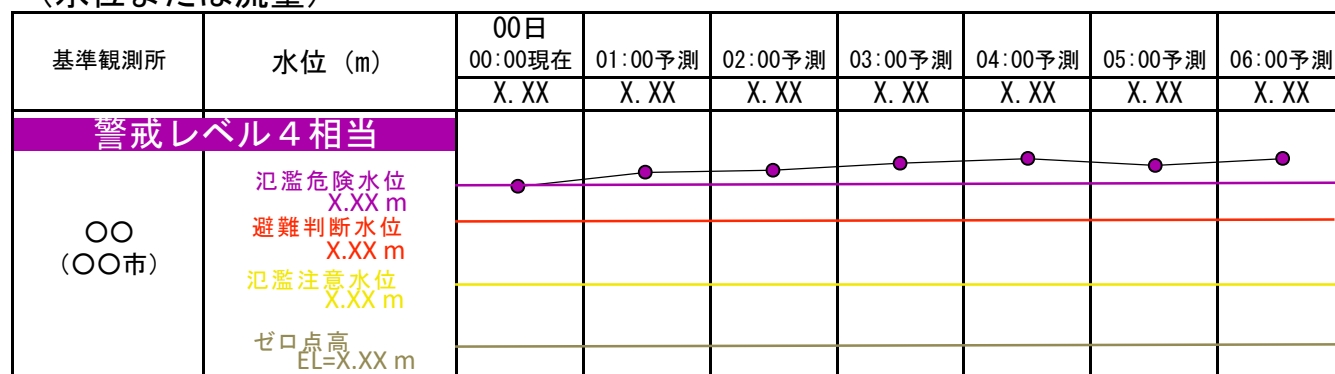
(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)



・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

〇〇川^{かわ}レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
 これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報（警戒レベル4 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	3 (レベル3 水位超過)
	予測水位	4 (3 時間後までに氾濫発生のおそれ)	
更新	〇〇市	4	—
更新	△△市	4	3
	〇〇町	—	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

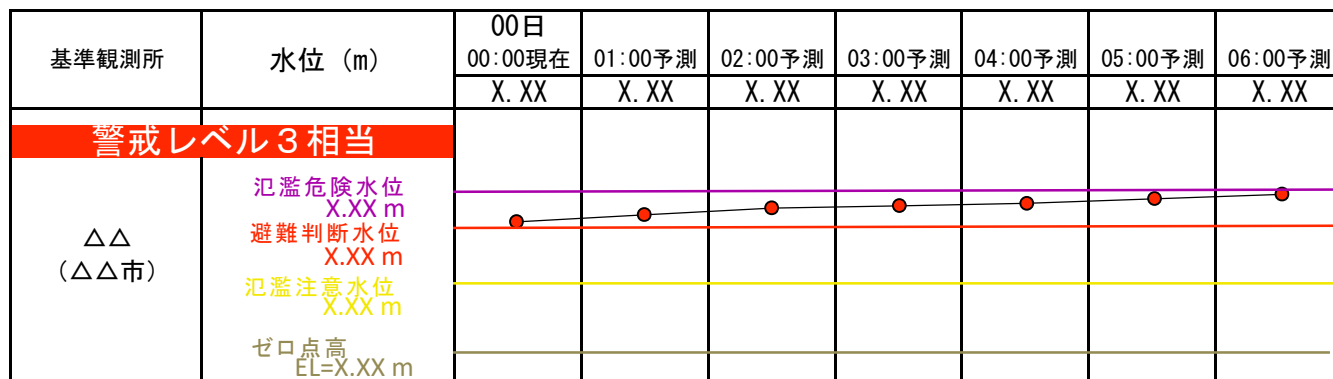
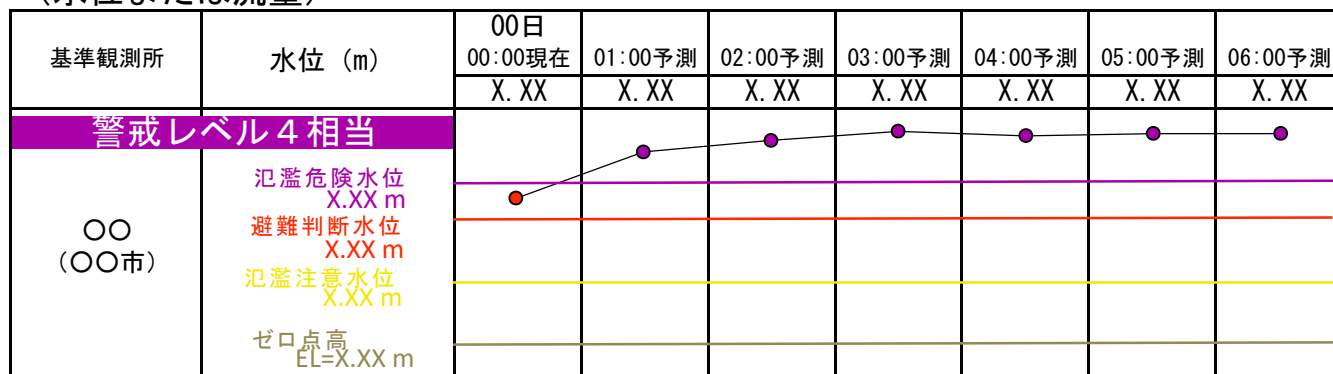
5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
 この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)



・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 警 報
令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇 〇 河 川 事 務 所 / 〇 〇 地 方 気 象 台 発 表

(見出し)

〇〇川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇水位観測所受け持ち区間

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫発生水位」に到達しました。〇〇川では、氾濫が既に発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。地区（右岸）付近より氾濫しています。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新 着 ・ 更 新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 (氾濫しているおそれ)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
	〇〇市	5	-
	△△市	5	3
更 新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

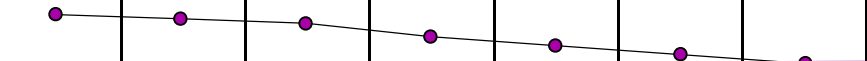
(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

52

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 河 川 事 務 所 / 〇 〇 地 方 気 象 台 発 表

(見出し)

〇〇川では、決壊による氾濫が発生中
 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近より氾濫しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
	〇〇市	5	-
	△△市	5	3
更新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（右岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位 (m)		00日				
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
 〇〇河川事務所／〇〇地方气象台 発表

(見出し)

〇〇川では、決壊による氾濫が発生
 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。	5	警戒レベル5相当
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]	4	警戒レベル4相当
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo	3	警戒レベル3相当
	2	警戒レベル2相当
		警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（右岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位 (m)		00日				
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

〇〇〇〇 かわ

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（氾濫水の予報） （警戒レベル5 相当情報）

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 河 川 事 務 所 / 〇 〇 地 方 気 象 台 発 表

（見出し）

〇〇川 では、決壊による氾濫が続く

（主文）

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地点（右岸）付近より氾濫しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報早見表）

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 （氾濫の確認）	3 （レベル3 水位超過）
	予測水位		
	〇〇市	5	—
	△△市	5	3
	〇〇町	—	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

（氾濫による浸水が想定される地区）

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（右岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(氾濫水の予報)

〇〇地区からの氾濫により想定される浸水区域、氾濫水の到達時刻、最大浸水深、浸水最深時刻は以下のとおりです。

浸水想定箇所	想定到達時刻※	想定最大浸水深	浸水最深時刻※
〇市役所	〇時間後(〇月〇日〇時頃)	0～0.5m未満	〇時間後(〇月〇日〇時頃)
〇市〇〇郵便局	〇時間後(〇月〇日〇時頃)	0.5～1.0m未満	〇時間後(〇月〇日〇時頃)
△市役所	〇時間後(〇月〇日〇時頃)	1.0～2.0m未満	〇時間後(〇月〇日〇時頃)
△市〇〇公民館	〇時間後(〇月〇日〇時頃)	2.0～5.0m未満	〇時間後(〇月〇日〇時頃)

※ 氾濫発生からの時間を示しています。

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

臨時

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル 3 氾濫警報 (警戒レベル 3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 警 報
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから

(主文)

【警戒レベル 3 相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル 4 相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル 2 相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル 3 氾濫警報 (警戒レベル 3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新		
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル () 相当	3	2
	現況水位	2 (レベル 2 水位超過)	2 (レベル 2 水位超過)
	予測水位	3 (6 時間後までにレベル 4 水位超過)	
	〇〇市	3	-
	△△市	3	2
		-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル 5 相当
4	警戒レベル 4 相当
3	警戒レベル 3 相当
2	警戒レベル 2 相当
	警戒レベル 2 未満

(雨量)

多いところでは 1 時間に 00 ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00 日 00 時 00 分～00 日 00 時 00 分 までの流域平均雨量	00 日 00 時 00 分～00 日 00 時 00 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇 ミリ	〇〇 ミリ

(水位または流量)

基準観測所		00日						
水位 (m)	00:00現在							
	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測		
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

10

〇〇川レベル2 氾濫注意報解除

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 解 除
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう ましやう だい}地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位を下回る

(主文)

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報解除			
新着・更新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当		
	現況水位		
	予測水位		
更新	〇〇市		-
更新	△△市		
更新	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X. XX	—	—	—	—	—	—
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在						
		X. XX	—	—	—	—	—	—
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

〇〇〇 かわ

〇〇川レベル2 氾濫注意報（レベル3 氾濫警報解除） （警戒レベル2 相当情報）

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 （ 警 報 解 除 ）
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 河 川 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

（見出し）

〇〇川では、 氾濫注意水位を上回る水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル2 相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2 相当に引下げ】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報早見表）

〇〇川レベル2 氾濫注意報（レベル3 氾濫警報解除）（警戒レベル2 相当情報）			
新 着 ・ 更 新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	2	2
	現況水位	2 （レベル2 水位超過）	2 （レベル2 水位超過）
	予測水位		
更新	〇〇市	2	—
更新	△△市	2	2
更新	〇〇町	—	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

（雨量）

現在、雨は小降りになりました。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

20

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意報（レベル3 氾濫警報解除）
（警戒レベル2 相当情報）

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 （ 警 報 解 除 ）
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所・〇〇^{ちほう きしやう だい}地方気象台 共同発表

（見出し）

〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

（主文）

【警戒レベル2 相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2 相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報早見表）

〇〇川レベル2 氾濫注意報（レベル3 氾濫警報解除）（警戒レベル2 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	2	2
	現況水位	3 （レベル3 水位超過）	2 （レベル2 水位超過）
	予測水位		
更新	〇〇市	2	—
更新	△△市	2	2
	〇〇町	—	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

（雨量）

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

正規

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	2	2
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	2	-
更新	△△市	2	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXXX

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	
	右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨 (解析雨量、降水短時間予報)	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ

今後の雨(解析雨量、
降水短時間予報)



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナヒ

問い合わせ先

水位関係：静岡県 ○○土木事務所 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 ○○部○○課 電話：XXX-XXX-XXXX

※ 以降の様式2について、参考資料は、同様のものが添付される。

正規

22

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意報
(警戒レベル2 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫注意水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	2	2
	現況水位	2 (レベル2 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位		
	〇〇市	2	-
	△△市	2	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

23

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意報
（警戒レベル2 相当情報）

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 （ 発 表 ）
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇^ど土木事務所・〇〇^{ちほう}地方気象台 共同発表

（見出し）

〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル2 相当】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報早見表）

〇〇川レベル2 氾濫注意報（警戒レベル2 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	2	
	現況水位	2 （レベル2 水位超過）	
	予測水位		
新着	〇〇市	2	-
新着	△△市	2	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

（雨量）

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		00日						
水位 (m)	00:00現在							
	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測		
	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

30

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位を上回る水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル3 相当に引下げ】高齢者等避難の発令の目安に引下げます。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「避難判断水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報（警戒レベル3 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	3	
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	
	予測水位		
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	
	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

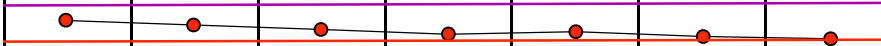
(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在 X. XX						
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXXX

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、避難判断水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報（警戒レベル3 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	3	2
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	3	—
更新	△△市	3	2
	〇〇町	—	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

33

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		00:00現在	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	新着
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	2
新着	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

		00日						
基準観測所	水位 (m)	00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXXX

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報 (発 表)
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	新着
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	2 (レベル2 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位	3 (6時間後までにレベル4 水位超過)	
更新	〇〇市	3	-
更新	△△市	3	2
新着	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位 (m)		00日				
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXXX

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
 これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報（警戒レベル4 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4 水位超過)	3 (レベル3 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kwabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

〇〇川^{かわ}レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間

これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間

これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報（警戒レベル4 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4 水位超過)	3 (レベル3 水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	—
更新	△△市	4	3
	〇〇町	—	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihvo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

〇〇川^{かわ}レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれあり

(主文)

【警戒レベル4相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
 これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
 これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル4 氾濫危険警報（警戒レベル4 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	3 (レベル3 水位超過)
	予測水位	4 (3時間後までに氾濫発生のおそれ)	
更新	〇〇市	4	—
更新	△△市	4	3
	〇〇町	—	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

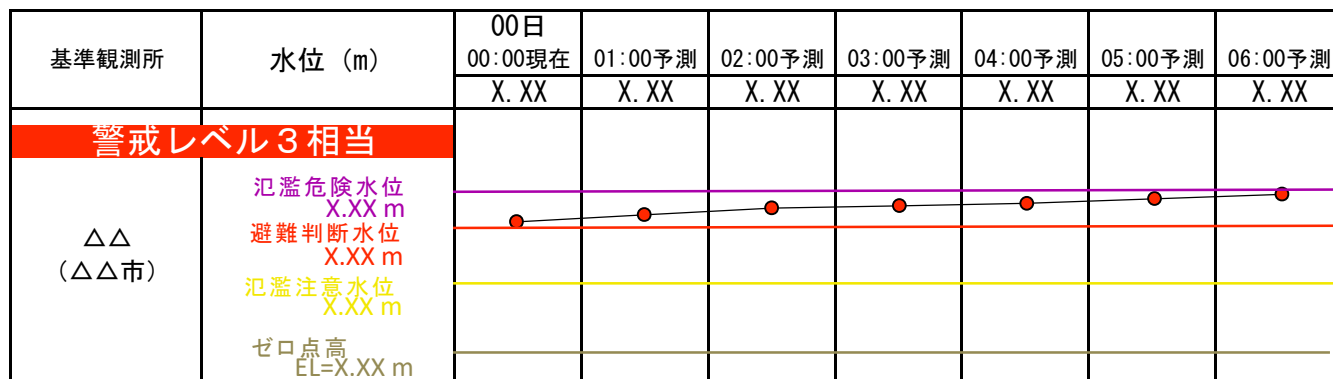
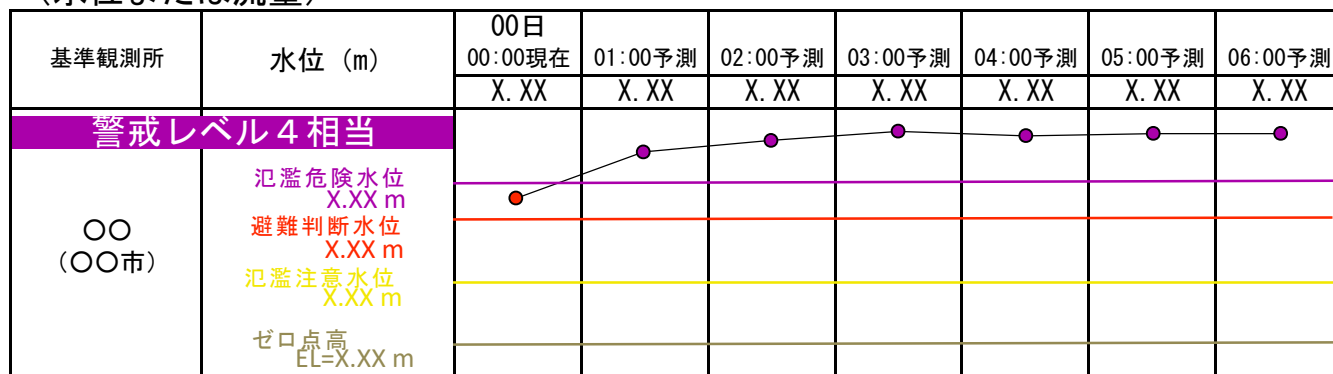
5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
 この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)



・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
洪 水 警 報
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇 〇 土 木 事 務 所 / 〇 〇 地 方 気 象 台 発 表

(見出し)

〇〇川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間：〇〇川〇〇水位観測所受け持ち区間

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇基準観測所（〇〇市）受け持ち区間
災害が発生しているおそれがあります。〇〇川の〇〇基準観測所（〇〇市）では、「氾濫発生水位」に到達しました。〇〇川では、氾濫が既に発生している可能性があり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水しているおそれがあります。地区（右岸）付近より氾濫しています。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】△△基準観測所（△△市）受け持ち区間
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新 着 ・ 更 新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 (氾濫しているおそれ)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
	〇〇市	5	-
	△△市	5	3
更 新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

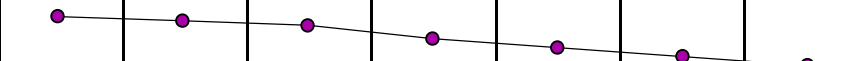
(雨量)

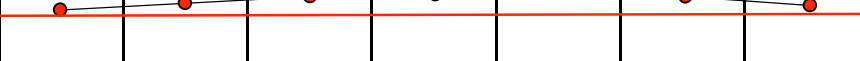
多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当								
〇〇 （〇〇市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位（m）	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ （△△市）	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							
								

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

52

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 / 〇 〇 地 方 気 象 台 発 表

(見出し)

〇〇川では、決壊による氾濫が発生中
 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近より氾濫しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
	〇〇市	5	-
	△△市	5	3
更新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。	5	警戒レベル5相当
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]	4	警戒レベル4相当
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo	3	警戒レベル3相当
	2	警戒レベル2相当
		警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（右岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位 (m)		00日					
		00:00現在		01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル5相当									
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m								
	避難判断水位 X.XX m								
	氾濫注意水位 X.XX m								
	ゼロ点高 EL=X.XX m								

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXXX

正規

53

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 / 〇 〇 地 方 気 象 台 発 表

(見出し)

〇〇川では、決壊による氾濫が発生
 氾濫発生箇所：〇〇川〇〇市〇〇地区（右岸）

(主文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地区（右岸）付近において堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川 の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 (氾濫の確認)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	5	-
更新	△△市	5	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。	5	警戒レベル5相当
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]	4	警戒レベル4相当
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo	3	警戒レベル3相当
	2	警戒レベル2相当
		警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（右岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位 (m)		00日				
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

62

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（氾濫水の予報）
（警戒レベル5相当情報）

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
ど ぼく じ む し ょ ち ほう き し ょ う だ い
 〇 〇 土 木 事 務 所 / 〇 〇 地 方 気 象 台 発 表

（見出し）

〇〇川 では、決壊による氾濫が続く

（主文）

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川では、〇〇市〇〇地点（右岸）付近より氾濫しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報早見表）

〇〇川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）			
新 着 ・ 更 新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	5	3
	現況水位	5 （氾濫の確認）	3 （レベル3水位超過）
	予測水位		
	〇〇市	5	—
	△△市	5	3
	〇〇町	—	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

（氾濫による浸水が想定される地区）

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区（右岸）	■〇〇県 ●〇〇市（〇〇地区、〇〇〇地区、□□地区、□□□□地区） ●△△市（△△地区、△△△地区、◇◇地区、◇◇◇◇地区）

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(氾濫水の予報)

〇〇地区からの氾濫により想定される浸水区域、氾濫水の到達時刻、最大浸水深、浸水最深時刻は以下のとおりです。

浸水想定箇所	想定到達時刻※	想定最大浸水深	浸水最深時刻※
〇市役所	〇時間後(〇月〇日〇時頃)	0～0.5m未満	〇時間後(〇月〇日〇時頃)
〇市〇〇郵便局	〇時間後(〇月〇日〇時頃)	0.5～1.0m未満	〇時間後(〇月〇日〇時頃)
△市役所	〇時間後(〇月〇日〇時頃)	1.0～2.0m未満	〇時間後(〇月〇日〇時頃)
△市〇〇公民館	〇時間後(〇月〇日〇時頃)	2.0～5.0m未満	〇時間後(〇月〇日〇時頃)

※ 氾濫発生からの時間を示しています。

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル5相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

臨時

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警報
(警戒レベル3 相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 警 報
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「氾濫注意水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新		
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	3	2
	現況水位	2 (レベル2 水位超過)	2 (レベル2 水位超過)
	予測水位	3 (6時間後までにレベル4 水位超過)	
	〇〇市	3	-
	△△市	3	2
		-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		00日						
水位 (m)	00:00現在							
	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測		
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	
警戒レベル3相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

10

〇〇川レベル2 氾濫注意報解除

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 解 除
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位を下回る

(主文)

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を下回りました。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川レベル2 氾濫注意報解除			
新着・更新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当		
	現況水位		
	予測水位		
更新	〇〇市		-
更新	△△市		
更新	〇〇町	-	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	—	—	—	—	—	—
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	—	—	—	—	—	—
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

〇〇〇 かわ

〇〇川レベル2 氾濫注意報（レベル3 氾濫警報解除） （警戒レベル2 相当情報）

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 （ 警 報 解 除 ）
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

（見出し）

〇〇川では、 氾濫注意水位を上回る水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル2 相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2 相当に引下げ】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報早見表）

〇〇川レベル2 氾濫注意報（レベル3 氾濫警報解除）（警戒レベル2 相当情報）			
新 着 ・ 更 新	新着・更新	更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	2	2
	現況水位	2 （レベル2 水位超過）	2 （レベル2 水位超過）
	予測水位		
更新	〇〇市	2	—
更新	△△市	2	2
更新	〇〇町	—	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

（雨量）

現在、雨は小降りになりました。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所		水位 (m)		00日						
				00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
				X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当										
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m									
	避難判断水位 X.XX m									
	氾濫注意水位 X.XX m									
	ゼロ点高 EL=X.XX m									

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

〇〇〇〇 かわ

〇〇川レベル2 氾濫注意報（レベル3 氾濫警報解除） （警戒レベル2 相当情報）

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 洪 水 注 意 報 （ 警 報 解 除 ）
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

（見出し）

〇〇川では、避難判断水位に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み

（主文）

【警戒レベル2 相当に引下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、「避難判断水位」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

【警戒レベル2 相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、「氾濫注意水位」を上回る水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報早見表）

〇〇川レベル2 氾濫注意報（レベル3 氾濫警報解除）（警戒レベル2 相当情報）			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	2	2
	現況水位	3 （レベル3 水位超過）	2 （レベル2 水位超過）
	予測水位		
更新	〇〇市	2	-
更新	△△市	2	2
	〇〇町	-	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5 相当
4	警戒レベル4 相当
3	警戒レベル3 相当
2	警戒レベル2 相当
	警戒レベル2 未満

（雨量）

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

基準観測所	水位 (m)	00日						
		00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX	X. XX
警戒レベル2相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

正規

水防警報（準備）

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 発表
(第〇号)

(見出し)

〇〇川^{〇〇〇 かわ}の〇〇^{〇〇〇〇}基準観測所 水防機関準備

(現況)

〇〇川^{〇〇〇 かわ}の〇〇^{〇〇〇〇}基準観測所（〇〇^{〇〇〇〇 まち}町）の水位は、〇日〇〇時〇〇分現在XX.XXm
です。

(発表)

水防機関は準備してください。

(水防警報発表状況)

〇〇河川事務所 水防警報発表状況			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	水防警報発表状況	準備	
更新	〇〇市	準備	
更新	△△市	準備	

□水防警報に関する川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水防警報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ



川の防災情報
水防警報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

様式 4 直轄河川水防警報発表用紙（津波）

水 防 警 報（河 川）

種 類	情報収集 ・ 出 動 ・ 解 除			
発表河川		基準水位観測所		第_____号
日 時	国土交通省 ○○地方整備局 年 月 日 時 分 ○○河川事務所発表			
番 号	発 表 内 容			
1	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集してください。			
2	○○年○月○日○時○分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○m の津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
3	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

正 規

〇 〇 海 岸
水 防 警 報 (出 動)

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇川河川事務所発表
(第△△号)

【現 況】
△△潮位観測所の潮位は、〇〇日△△時□□分現在××mです。
波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。
(この文章も管理メニューで編集・削除可能です。)

【発 表】
各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、
厳重に警戒して下さい。

【特 記】
(自由に記入)

水防警報(海岸)発表状況				
海岸名	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇	○			
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話: 000-000-0000 (内線) 〇〇〇
(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水 防 警 報（海 岸）

種 類	出 動 ・ 解 除			
発表海岸		基準水位観測所		第_____号
日時	国土交通省 ○○地方整備局 年 月 日 時 分 ○○事務所発表			
番号	発 表 内 容			
1	○○年○月○日○時○分に津波警報〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○m の津波が予想されています。 津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。 水防機関は、出動し水防活動を行ってください。 水防活動の実施後は、速やかに退避してください。 引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

通報機関名

通報機関名

[illegible]

符号	順序	本 文
リ		堤防法面が急激な水当たり 変化のため 漏水があるため 市 } 地先では { 激しい漏水のため 町 } いぜんとして 危険な状態が続いている 危険である } { 決壊が予想される 危険な状態が続いている }
ヌ		河川の水位は一旦減水するも 減水しつつあったが再び増水することが考えられる 上昇し始めた }
ル		水防の準備に入り まだしばらく 引き続き 本地区 { の } { なお では 今後の情報に注意し 水防団は出動し 厳重に警戒 十分警戒 } { 水防に万全を期 } せられたい 水防作業を開始 警戒
ヲ		本地区の水防警戒を解除する。
ワ		(イ～ヲ以外の補足事項)

水防警報の対象水位観測所							
河川名	観測所名	事務所名	水防固待機(通報)水位	避難注意(警戒)水位	避難判断水位		
瀬戸川	潤井川	潤井川橋	m 1.80	m 2.30	m		
		富士	1.80	2.30			
	幹川	勝草橋	島田	1.50	2.00	2.25	
		入江橋	島田	1.80	2.50		
支川 (朝比奈川)	横内橋	島田	1.80	2.50	2.80		
	都田川	幹川	落合橋	2.50	2.70	2.80	
吉岡橋			2.70	3.20			
支川 (井伊谷川)		坂田橋	0.90	1.90	2.40		
太田川	支川	山名	5.00	5.70	6.50		
		新貝	3.00	3.50	4.30		
	幹川	天方	袋井	1.40	1.90	2.40	

川	水防警報第	号	準備 年	出動 月	情報 日	解除 時分
			静岡県	富田 島田 袋井 浜松		土木事務所
符号	順序	本	文			
イ		時現在__m__cmの水位は__m__cmで{ 氾濫注意(警戒) }	準備 出動	{ }に達し を越えて		
ロ		時現在__m__cmの水位は__m__cmで				
ハ		{ __ __ __ } { 急激に 刻々かんまんに }				
ニ		これが最高水位と{ なった }				
ホ		また { なお } 上流__m__cmの水位は__m__cmで{ 引き続き 同激に }		引続 きく 刻々 かんまんに		
ヘ		地方気象台発表の{ 大強風風量降大雨 } { 情報 注意報警予雨雨風雨 } によれば今後なお				
ト		上流山間部 川流域 { __ __ 県地方 } に__mmの{ 豪雨 }				
チ		減水中である。				
		また { なお } { __ __ __ } の水位は__m__cm時に__m__cm/s				
		{ を最高として } { 順調に } { 減水している } { に下り } { かんまんに } { 減水中である }				

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表河川		第_____号	
日時	静岡県 年 月 日 時 分 〇〇土木事務所発表		
番号	発 表 内 容		
1	〇〇年〇月〇日〇時〇分に大津波警報・津波警報が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。		
	各地域の実情や立地条件を踏まえ、 <u>退避必要時間の確保を最優先</u> の上出動し、水防団員の安全を確保しつつ、避難誘導等の水防活動を実施してください。		
2	〇〇湾に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。		
	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意情報
(警戒レベル2 相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分

国土交通省 〇〇河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル2 相当情報〔洪水〕】□□□水位観測所(●●市△△)
〇〇川の□□□水位観測所(●●市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫注意水位(△△△.
△△m)に到達しました。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

レベル2 氾濫注意情報(警戒レベル2 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	新着	
	基準水位観測所名	〇〇	
	対象河川	〇〇川	
	警戒レベル()相当	2	
新着・更新	現況水位	2 (レベル2 水位超過)	
	〇〇市	2	
新着	△△市	2	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの
警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が
含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△)

(受け持ち区間は■市※※から□町◎◎)

□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ



川の防災情報
水位到達情報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル3 氾濫警戒情報
(警戒レベル3 相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル3 相当情報 [洪水]】□□□水位観測所(●●市△△)
これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所(●●市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位(〇〇〇.〇〇m)に到達しました。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

レベル3 氾濫警戒情報(警戒レベル3 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	
	対象河川	〇〇川	
	警戒レベル()相当	3	
新着・更新	現況水位	3 (レベル3 水位超過)	
	〇〇市	3	
更新	△△市	3	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇 かわ 〇〇川レベル4 氾濫危険情報
(警戒レベル4 相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

【警戒レベル4 相当情報〔洪水〕】□□□水位観測所(●●市△△)
これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の□□□水位観測所(●●市△△)では、〇〇日〇
〇時〇〇分頃に、氾濫危険水位(×××.××m)に到達しました。市町村からの避難情報を確認
するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

レベル4 氾濫警戒情報(警戒レベル4 相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	
	対象河川	〇〇川	
	警戒レベル()相当	4	
更新	現況水位	4	
		(レベル4 水位超過)	
更新	〇〇市	4	
更新	△△市	4	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの
警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が
含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト: 早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□町◎◎)

□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ



川の防災情報
水位到達情報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

問い合わせ先

国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話: XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル5 氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報)

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)
【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】災害が発生しています。〇〇川では、●●市●●地区(右岸)付近より堤防決壊による氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	
	対象河川	〇〇川	
	警戒レベル()相当	5	
更新	〇〇市 △△市	現況水位	5 (氾濫の確認)
更新			5
更新			5

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(氾濫による浸水が想定される地区)

氾濫箇所	氾濫による浸水が想定される地区※
〇〇市〇〇地区(右岸)	■〇〇県 ●〇〇市(〇〇地区、〇〇〇地区) ●△△市(△△地区、△△△地区)

※氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△)
(受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎)

□発表された情報に関する川の水位を確認したい方はこちら	
川の防災情報 水位到達情報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら	
水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら	
浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ

川の防災情報
水位到達情報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川レベル2 氾濫注意情報解除

令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 〇〇河川事務所 発表
(第〇号)

(主文)

〇〇川の□□□水位観測所(●●市△△)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫注意水位(△△△. △△m)を下回りました。

(警戒レベル相当情報早見表)

レベル2 氾濫注意情報解除		
新着・更新	新着・更新	更新
	基準水位観測所名	〇〇
	対象河川	〇〇川
	警戒レベル()相当	
	現況水位	
更新	〇〇市	
更新	△△市	

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト: 早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(参考)

〇〇川 □□□水位観測所(●●市△△)

(受け持ち区間は■市※※から□町◎◎)

□発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 水位到達情報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ



川の防災情報
水位到達情報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

問い合わせ先
国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話: XXX-XXX-XXXX

〇〇川 レベル4 氾濫危険(洪水特別警戒水位) 情報

〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇 時 〇〇 分 発表
〇〇土木事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市町長の避難指示の発令の目安である、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)〇.〇mに達しました。〇〇水位観測所では〇時～〇時の1時間に約〇m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

〇〇水位観測所(受け持ち区間: ■■■市※※地区～□□町◎◎地区)

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位(警戒水位)	m

* その他、本川(観測所)の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先

静岡県〇〇土木事務所

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。

静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」

<https://sipos.pref.shizuoka.jp>

〇〇川 レベル5 氾濫発生情報

〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇 時 〇〇 分 発表
〇〇土木事務所

【主文】

【警戒レベル5相当情報[洪水]】災害が発生しています。〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近より(堤防決壊・越水・溢水)による氾濫が発生しました。直ちに、市町からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

* その他、本川(観測所)の水位状況、雨量状況、監視カメラ映像状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先

静岡県〇〇土木事務所

TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。

静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」

<https://sipos.pref.shizuoka.jp>

様式 1 1 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式
様式一1(派遣要請様式)

第 号
年 月 日

国土交通省
〇〇〇〇〇〇事務所長 殿

〇〇市・町 災害対策本部長
〇〇市・町長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について(要請)

標記について、当局管内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 台風〇〇号により発生した内水排除のため

2. 要請箇所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)

3. 引渡希望日 年 月 日 時 分

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 000-000-0000

5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 使用予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

7. 操作要員等
操作員 不必要・必要(名)
保守員 不必要・必要(名)
設置・撤去員 不必要・必要(名)
設置機械(クレーン等) 不必要・必要(機械 台)

様式 1 1 国土交通省の災害対策用車両等の派遣回答様式
様式一2(派遣回答様式)

第 号
年 月 日

〇〇市・町 災害対策本部長
〇〇市・町長 〇〇 〇〇 殿

国土交通省
〇〇〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について(回答)

標記について、下記のとおり出動を指示した旨を回答する。

記

1. 引き渡し場所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)
〇〇〇〇〇〇事務所

2. 引き渡し日 年 月 日 時 分

3. 派遣側責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 000-000-0000

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 000-000-0000

5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 派遣予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

7. 派遣操作要員等
操作員 0名
保守員 0名
設置、撤去員 0名
設置機械(クレーン等) 機械 0台

水防管理団体水防活動実施報告書

年 月 日

水防管理団体名

作成責任者

出 水 の 概 要	川 警戒水位 雨量 m mm														
水 防 実 施 箇 所	川 左 右 岸 地先 m														
日 時	自 至 月 日 時 時				所 人 件 物 件 費 使用 資 材		管理団体		県支給分	その他	計				
出 動 人 員	水防団員 消防団員 その他 合計						手当て	円	円	円	円				
	人 人 人 人						その他								
水 防 作 業 の 概 要 及 び 工 法	工 法 箇 所 m						計								
							資材費								
							器材費								
							雑 費								
							計								
水 防 の 結 果	堤 防 田 畑 家 戸 鉄 道 道 路 人 口 その他						公用負担								
							合 計								
					かます、俵	枚	枚	枚	枚						
					万年、土俵	枚	枚	枚	枚						
					な わ	Kg	Kg	Kg	Kg						
被 害	m m ² m ² 戸 m m 人				丸 太	枚	枚	枚	枚						
					そ の 他										
水 防 団 員 消 防 団 員 の 出 動 状 況					県 の 応 援 状 況										
そ の 他 の 出 動 状 況					立 ち 退 き 状 況 及 び そ れ を 指 示 し た 事 由										
居 住 者 の 出 動 状 況					水 防 関 係 者 の 死 傷										
雨 量 水 位 の 状 況					水 防 功 労 者 の 氏 名 所 属 年 齢 及 び そ の 功 績 概 要										
公 用 負 担 内 容					水 防 活 動 に 関 す る 自 己 評 価										
他 団 体 の 応 援 状 況															
警 察 官 の 応 援 状 況					備 考										

(注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。

2 氾濫箇所図(1/5000 以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。

3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000 以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部に提出すること。

4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

管内水防活動実施報告書

水防区(土木事務所)名 _____ 年 月 日
 作成責任者 _____

出水の概況	水防実施箇所	水防開始の日時 及び終結日時	出動人員数	水防作業の概況	
			水防団員		
			人		
			(人)		
			消防団員		
			人		
			(人)		
			その他		
			人		
			(人)		
			合計		
			人		
			(人)		
水防の効果		被害	所要経費概要		
			区分 内訳	水防区	水防管理団体
堤防	m	m			
田	m ²	m ²			
畑	m ²	m ²			
家屋	戸	戸			
鉄道	m	m			
道路	m	m	人 件 費		
			費		
			計		
			所要資材概要		
			かます・俵		
			なわ		
			丸太		
			その他		

- (注) 1 各水防区は、各水防管理団体から提出された様式8を集計して様式9を作成すること。
 2 様式9は様式8の写しを添付して、水防本部長(知事)に2部提出すること。
 3 出動人員には、パトロール等も含む。

〇〇年台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・ 〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、〇〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積や住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・積土のう(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

別 表

第 1 表	水防管理団体数並びに出動可能人員	265
第 2 表	水防本部及び水防区の任務分担表	270
第 3 表	重要水防箇所一覧表	273
第 4 表	湛水注意箇所一覧表	366
第 5 表	水防上重大な影響のある橋梁一覧表	371
第 6 表	ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制	376
第 7 表	水防上注意を要する水門等一覧表	398
第 8 表	水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表	422
第 9 表	県輸送車及び作業車の配置状況	455
第 10 表	水防関係機関の電話番号一覧表	458
第 11 表	水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表	464
第 12 表	静岡県土木総合防災情報システム(通称：サイポス)	465
第 13 表	雨量観測所一覧表	470
第 14 表	水位観測所一覧表	481
第 15 表	監視カメラ一覧表	497
第 16 表	静岡県水防区連絡系統図	518
第 17 表	衛星携帯電話一覧表	522
第 18 表	防災行政無線局一覧表	523
第 19 表	水防用無線局一覧表(県河川・海岸関係テレメータ)	534
第 20 表	東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表(順不同)(静岡県内分)	547
第 21 表	水位の種類及び内容	548
	水防警報水位観測所横断図	551

第 1 表 水防管理団体数並びに出動可能人員

表. 1-1 静岡県内の水防管理団体数並びに出動可能人員一覧表

令和7年4月1日 現在

水 防 区	団 体 数		出 動 可 能 人 数		河 川 ・ 海 岸 等	
	指 定 非 指 定	計	消 防 団	水 防 団	区 分	延 長 m
下 田	指 6	6	人 1,406	人 —	2 級 河 川	141,615
	非 —				海 岸	179,920
熱 海	指 2	2	837	—	2 級 河 川	46,170
	非 —				海 岸	62,040
沼 津	指 10	10	3,177	—	1 級 河 川	379,479
	非 —				2 級 河 川 海 岸	89,730 77,301
富 士	指 2	2	699	437	1 級 河 川	194,069
	非 —				海 岸	9,782
静 岡	指 1	1	1,263	1,534	1 級 河 川	319,246
	非 —				2 級 河 川 海 岸	155,934 23,681
島 田	指 6	6	2,571	—	1 級 河 川	248,891
	非 —				2 級 河 川 海 岸	215,564 36,106
袋 井	指 6	6	3,185	—	1 級 河 川	142,956
	非 —				2 級 河 川 海 岸	352,820 45,536
浜 松	指 2	2	2,556	727	1 級 河 川	385,470
	非 —				2 級 河 川 海 岸	209,920 27,669
計	指 35	35	15,694	2,698	1 級 河 川	1,670,111
	非 —				2 級 河 川 海 岸	1,211,753 462,035

表. 1-2 水防管理団体数並びに出動可能人員(下田水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
下田市	指	下 田 市	下 田 市 消 防 団	人 284	下 田 市 全 域	2 級 河 川	29,550	稲生沢川
						海 岸	45,675	大賀茂川
賀茂郡	指	東伊豆町	東伊豆町 消 防 団	220	東伊豆町 全 域	2 級 河 川	17,000	白 田 川
						海 岸	15,365	濁川・大川川 稲取大川
賀茂郡	指	河 津 町	河 津 町 消 防 団	237	河 津 町 全 域	2 級 河 川	16,380	河 津 川
						海 岸	12,730	
賀茂郡	指	南伊豆町	南伊豆町 消 防 団	249	南伊豆町 全 域	2 級 河 川	34,645	青 野 川
						海 岸	57,455	
賀茂郡	指	松 崎 町	松 崎 町 消 防 団	197	松 崎 町 全 域	2 級 河 川	21,000	那 賀 川
						海 岸	15,670	岩 科 川
賀茂郡	指	西伊豆町	西伊豆町 消 防 団	219	西伊豆町 全 域	2 級 河 川	23,040	仁 科 川
						海 岸	33,025	宇久須川
計	指 定	6	消 防 団	1,406		2 級 河 川	141,615	
	非指定	—	6			海 岸	179,920	

表. 1-3 水防管理団体数並びに出動可能人員(熱海水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
熱海市	指	熱 海 市	熱 海 市 消 防 団	人 378	熱 海 市 全 域	2 級 河 川	22,460	千 歳 川
						海 岸	24,448	熱 海 和 田 川
伊東市	指	伊 東 市	伊 東 市 消 防 団	459	伊 東 市 全 域	2 級 河 川	23,710	伊 東 大 川
						海 岸	37,592	
計	指 定	2	消 防 団	837		2 級 河 川	46,170	
	非指定	—	2			海 岸	62,040	

表. 1-4 水防管理団体数並びに出動可能人員(沼津水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
沼津市	指	沼 津 市	沼 津 市 消 防 団	755人	沼 津 市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	39,165 13,930 63,021	狩 野 川 沼 川・新中川 富 士 海 岸
三島市	指	三 島 市	三 島 市 消 防 団	362	三 島 市 全 域	1 級 河 川	28,580	狩 野 川 大 場 川・境 川
御殿場市	指	御殿場市	御殿場市 消 防 団	377	御殿場市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川	37,563 29,250	久 保 川 西 川
裾野市	指	裾 野 市	裾 野 市 消 防 団	192	裾 野 市 全 域	1 級 河 川	44,200	黄 瀬 川 佐 野 川
伊豆の 国市	指	伊豆の国市	伊豆の国市 消 防 団	381	伊豆の国市 全 域	1 級 河 川	40,994	狩 野 川 柿沢川・深沢川 戸 沢 川
伊豆市	指	伊 豆 市	伊 豆 市 消 防 団	538	伊 豆 市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	127,779 10,550 14,280	狩野川・修善寺川 船原川・地藏堂川 大見川・土肥山川
駿東郡	指	清 水 町	清 水 町 消 防 団	115	清 水 町 全 域	1 級 河 川	10,481	狩 野 川 黄 瀬 川
駿東郡	指	長 泉 町	長 泉 町 消 防 団	135	長 泉 町 全 域	1 級 河 川	18,682	黄 瀬 川 桃 沢 川
田方郡	指	函 南 町	函 南 町 消 防 団	154	函 南 町 全 域	1 級 河 川	32,035	柿沢川・函南 観音川・来光川 ・ 大 場 川
駿東郡	指	小 山 町	小 山 町 消 防 団	168	小 山 町 全 域	2 級 河 川	36,000	鮎 沢 川 須 川 野 沢 川
計	指 定 非 指 定	10 —	消 防 団 10	3,177		1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	379,479 89,730 77,301	

表. 1-5 水防管理団体数並びに出動可能人員(富士水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
富士市	指	富 士 市	富 士 市 水 防 団	437人	富 士 市 全 域	1 級 河 川 海 岸	83,948 9,782	富 士 川 潤井川・小潤井川 沼 川
富士宮市	指	富士宮市	富士宮市 消 防 団	699	富士宮市 全 域	1 級 河 川	110,121	富 士 川 潤 井 川 芝 川
計	指 定 非 指 定	2 —	消 防 団 1 水 防 団 1	699 437		1 級 河 川 海 岸	194,069 9,782	

表. 1-6 水防管理団体数並びに出動可能人員(静岡水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
静岡市	指	静岡市	静岡市 消防団 水防団	人 1,263 1,534	静岡市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	319,246 155,934 23,681	安倍川・富士川 巴川・長尾川 静岡・清水海岸
計	指 定 非指定	1 —	消防団 1 水防団 1	1,263 1,534		1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	319,246 155,934 23,681	

表. 1-7 水防管理団体数並びに出動可能人員(島田水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
藤枝市	指	藤枝市	藤枝市 消防団	人 542	藤枝市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川	5,632 97,567	大井川 瀬戸川 朝比奈川
焼津市	指	焼津市	焼津市 消防団	537	焼津市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	6,500 36,983 16,247	大井川 瀬戸川 焼津海岸
島田市	指	島田市	島田市 消防団	712	島田市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川	136,349 19,195	大井川 伊久美川 大代川・家山川
牧之原市	指	牧之原市	牧之原市 消防団	430	牧之原市 全 域	2 級 河 川 海 岸	55,680 14,982	萩間川・坂口谷川 勝間田川 相良・榛原海岸
榛原郡	指	川根本町	川根本町 消防団	230	川根本町 全 域	1 級 河 川	97,660	大井川 大間川 寸又川
榛原郡	指	吉田町	吉田町 消防団	120	吉田町 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	2,750 6,139 4,877	大井川 湯日川 吉田海岸
計	指 定 非指定	6 —	消防団 6	2,571		1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	248,891 215,564 36,106	

表. 1-8 水防管理団体数並びに出動可能人員(袋井水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
磐田市	指	磐 田 市	磐 田 市 消 防 団	人 968	磐 田 市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	25,235 70,740 9,848	天 竜 川 太 田 川 竜 洋 海 岸
袋井市	指	袋 井 市	袋 井 市 消 防 団	536	袋 井 市 全 域	2 級 河 川 海 岸	57,620 5,385	太 田 川 弁 財 天 川 浅 羽 海 岸
掛川市	指	掛 川 市	掛 川 市 消 防 団	803	掛 川 市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	44,220 123,970 9,467	菊 川 原 野 谷 川 大 須 賀 海 岸
菊川市	指	菊 川 市	菊 川 市 消 防 団	305	菊 川 市 全 域	1 級 河 川	73,501	菊 川 小 笠 高 橋 川
御前崎市	指	御前崎市	御前崎市 消 防 団	280	御前崎市 全 域	2 級 河 川 海 岸	35,380 20,836	新 野 川 箴 川 御 前 崎 海 岸
森町	指	森 町	森 町 消 防 団	293	森 町 全 域	2 級 河 川	65,110	太 田 川
計	指 定 非 指 定	6 —	消 防 団 6	3,185		1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	142,956 352,820 45,536	

表. 1-9 水防管理団体数並びに出動可能人員(浜松水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
浜松市	指	浜 松 市	浜 松 市 水 防 団 消 防 団	人 727 2,239	浜 松 市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	385,470 191,150 17,481	天竜川・水窪川 都田川・馬込川 浜 松 海 岸
湖西市	指	湖 西 市	湖 西 市 消 防 団	317	湖 西 市 全 域	2 級 河 川 海 岸	18,770 10,188	梅 田 川 境 川 新 居 海 岸
計	指 定 非 指 定	2 —	消 防 団 2 水 防 団 1	2,556 727		1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	385,470 209,920 27,669	

第2表 水防本部及び水防区の任務分担表

表. 2-1 政策管理班の任務分担

任 務	職 名	任 務	職 名
本部付班長	政策管理局 長	副班長	経理課 長
副班長	総務課 長	副班長	建設政策課 長

表. 2-2 建設経済班の任務分担

任 務	職 名	任 務	職 名
本部付班長	建設経済局 長	副班長	技術調査課 長
副班長	建設業課 長	副班長	工事検査課 長
副班長	公共用地課 長		

表. 2-3 道路班の任務分担

任 務	職 名	任 務	職 名
本部付班長	道路局 長	副班長	道路整備課 長
副班長	道路企画課 長	副班長	道路保全課 長

表. 2-4 河川砂防班の任務分担

任 務	職 名	任 務	職 名
本部付班長	河川砂防局 長	副班長	河川海岸整備課 長
副班長	河川砂防管理課 長	副班長	土木防災課 長
副班長	河川企画課 長	副班長	砂防課 長

表. 2-5 港湾班の任務分担

任 務	職 名	任 務	職 名
本部付班長	港湾局 長	副班長	港湾整備課 長
副班長	港湾企画課 長	副班長	漁港整備課 長
副班長	港湾振興課 長		

表. 2-6 都市班の任務分担

任 務	職 名	任 務	職 名
本部付班長	都市局 長	副班長	景観まちづくり課 長
副班長	都市計画課 長	副班長	街路整備課 長
副班長	地域交通課 長	副班長	生活排水課 長
副班長	土地対策課 長	副班長	公園緑地課 長

表. 2-7 下田水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長 港 湾 課 長
区 長 付 次 長	副 区 長 都 市 計 画 課 長
区 長 付 次 長 兼 企 画 検 査 課 長	事 務 長 総 務 課 長
副 区 長 維 持 管 理 課 長	事 務 長 補 佐 用 地 課 長
副 区 長 工 事 第 1 課 長	支 区 長 技 監 兼 松 崎 支 所 長
副 区 長 工 事 第 2 課 長	

表. 2-8 熱海水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	事 務 長 用 地 管 理 課 長
区 長 付 次 長 兼 総 務 課 長	事 務 長 補 佐 都 市 計 画 課 長
区 長 付 次 長 兼 企 画 検 査 課 長	支 区 長 技 監 兼 伊 豆 山 地 区 復 興 支 援 課 長
副 区 長 維 持 調 査 課 長	支 区 長 技 監 兼 伊 東 支 所 長
副 区 長 工 事 課 長	

表. 2-9 沼津水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長 港 湾 課 長
区 長 付 次 長	副 区 長 都 市 計 画 課 長
区 長 付 次 長 兼 用 地 統 括 監 兼 用 地 企 画 課 長	副 区 長 沼 川 新 放 水 路 整 備 課 長
区 長 付 次 長 (技 術) 事 務 長	総 務 課 長
区 長 付 次 長 兼 (建 築) 事 務 長 補 佐	管 理 課 長
区 長 付 次 長 兼 下 水 道 課 長	事 務 長 補 佐 用 地 調 整 課 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	事 務 長 補 佐 建 築 住 宅 課 長
副 区 長 維 持 調 査 課 長	支 区 長 技 監 兼 御 殿 場 支 所 長
副 区 長 工 事 第 1 課 長	支 区 長 技 監 兼 修 善 寺 支 所 長
副 区 長 工 事 第 2 課 長	

表. 2-10 富士水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長 都 市 計 画 課 長
区 長 付 次 長	事 務 長 総 務 課 長
区 長 付 次 長 兼 企 画 検 査 課 長	事 務 長 補 佐 用 地 課 長
区 長 付 次 長	監 支 区 長 田 子 の 浦 港 管 理 事 務 所 長
副 区 長 維 持 管 理 課 長	副 支 区 長 田 子 の 浦 港 管 理 事 務 所 整 備 課 長
副 区 長 工 事 課 長	事 務 長 補 佐 田 子 の 浦 港 管 理 事 務 所 総 務 管 理 課 長

表. 2-11 静岡水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長 都 市 計 画 課 長
区 長 付 次 長	事 務 長 総 務 課 長
区 長 付 次 長	事 務 長 補 佐 用 地 課 長
区 長 付 次 長 兼 建 築 住 宅 課 長	支 区 長 清 水 港 管 理 局 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	副 支 区 長 清 水 港 管 理 局 次 長 兼 総 務 課 長
副 区 長 維 持 管 理 課 長	副 支 区 長 清 水 港 管 理 局 技 監 兼 企 画 整 備 課 長
副 区 長 工 事 第 1 課 長	事 務 長 補 佐 清 水 港 管 理 局 管 理 課 長
副 区 長 工 事 第 2 課 長	事 務 長 補 佐 清 水 港 管 理 局 港 営 課 長
副 区 長 河 川 改 良 課 長	

表. 2-12 島田水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	総 務 課 長
区 長 付 次 長	用 地 企 画 課 長
区 長 付 次 長 (技 術)	用 地 調 整 課 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	建 築 住 宅 課 長
副 区 長 維 持 管 理 課 長	技 監 兼 川 根 支 所 長
副 区 長 工 事 第 1 課 長	焼 津 漁 港 管 理 事 務 所 長
副 区 長 工 事 第 2 課 長	焼 津 漁 港 管 理 事 務 所 整 備 課 長
副 区 長 工 事 第 3 課 長	焼 津 漁 港 管 理 事 務 所 管 理 課 長
副 区 長 都 市 計 画 課 長	

表. 2-13 袋井水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	総 務 課 長
区 長 付 次 長	建 築 住 宅 課 長
区 長 付 次 長 (技 術)	官 事 務 長 補 佐 用 地 課 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	支 区 長 技 監 兼 掛 川 支 所 長
副 区 長 維 持 管 理 課 長	支 区 長 御 前 崎 港 管 理 事 務 所 長
副 区 長 工 事 課 長	副 支 区 長 御 前 崎 港 管 理 事 務 所 企 画 振 興 課 長
副 区 長 河 川 改 良 課 長	副 支 区 長 御 前 崎 港 管 理 事 務 所 整 備 課 長
副 区 長 都 市 計 画 課 長	事 務 長 補 佐 御 前 崎 港 管 理 事 務 所 総 務 課 長

表. 2-14 浜松水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	沿 岸 整 備 課 長
区 長 付 次 長	都 市 計 画 課 長
区 長 付 次 長 (技 術)	事 務 長 総 務 課 長
区 長 付 次 長	監 事 務 長 補 佐 用 地 課 長
区 長 付 次 長 技 監 兼 建 築 住 宅 課 長	支 区 長 天 竜 支 局 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	副 支 区 長 天 竜 支 局 用 地 管 理 課 長
副 区 長 維 持 管 理 課 長	副 支 区 長 天 竜 支 局 工 事 課 長
副 区 長 工 事 課 長	

第3表 重要水防箇所一覧表

県下全河川ともその地区のそれぞれの地形、特質により降雨、出水の状況は千差万別であり、一様な基準をもって、その河川の安全度を判定することは困難であるので、水防関係者は随時、河川海岸堤防及び土石流発生注意箇所、その他水防に影響ある工作物を監視することは勿論、気象台の予想に注意し異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置をとる必要がある。

一般的に水害の発生しやすいところは天井川の沿岸、霞堤箇所、天然海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯および急傾斜地帯が考えられるが、各水防区において、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所は下表のとおりである。

表. 3-1 静岡県重要水防箇所一覧表（河川海岸関係）

重要水防箇所 水防区		河 川			海 岸			計	
		河川数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	海岸数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	延長 (m)
下 田	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—
	県	6	6	5,120				6	5,120
熱 海	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—
	県	7	11	2,500				11	2,500
沼 津	直轄(国)	5	90	59,495				90	59,495
	県	19	22	28,424				22	28,424
富 士	直轄(国)	1	29	14,423				29	14,423
	県	9	10	12,400				10	12,400
静 岡	直轄(国)	2	77	34,265				77	34,265
	県	9	12	19,200	2	2	15,442	14	34,642
島 田	直轄(国)	1	50	16,545				50	16,545
	県	20	34	28,840				34	28,840
袋 井	直轄(国)	6	162	91,565				162	91,565
	県	19	24	25,190	1	1	4,578	25	29,768
浜 松	直轄(国)	1	80	52,630				80	52,630
	県	15	26	59,705	2	2	5,904	28	65,609
小 計	直轄(国)	16	488	268,923	0	0	0	488	268,923
	県	104	145	181,379	5	5	25,924	150	207,303
計		120	633	450,302	5	5	25,924	638	476,226

注) 県管理河川の小計は、沼川・菊川が複数水防区を跨ぐため、河川数は102河川となる。

表. 3-2 県管理区間重要水防箇所(下田水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
下-1	二級	仁科川	仁科川	岩谷戸橋上下流 賀茂郡 西伊豆町 いっしき一色			左右	500	2.4K S 2.9K	A	断面狭小
下-2	二級	大賀茂川	大賀茂川	亀沢橋上流190m～亀沢橋上流300m 下田市 きさみ吉佐美			左右	110	1.2K+90m S 1.4K	A	断面狭小
下-3	二級	稲生沢川	平滑川	稲生沢川合流点～起点 下田市 しもだ下田			左右	760	0.0K S 0.7K+60m	A	断面狭小
下-4	二級	稲生沢川	敷根川	稲生沢川合流点～起点 下田市 ほんごう本郷			左右	790	0.0K S 0.7K+90m	A	断面狭小
重要度A 小計				河川：4箇所				2,160			
下-5	二級	那賀川	岩科川	那賀川合流点～中野橋下流250m 賀茂郡 松崎町 いわしな岩科			左右	2,250	0.0K S 2.2K+50m	B	断面狭小
下-6	二級	青野川	差田川	国道136号二条橋～西田橋下流200m 賀茂郡 南伊豆町 にじょう二條			左右	710	1.1K S 1.8K+10m	B	断面狭小
重要度B 小計				河川：2箇所				2,960			
中計			河川数 箇所数	6本 6箇所				5,120			
計			県管理	河川：6箇所				5,120			
合計			水防区計	6箇所				5,120			

注) 対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	西伊豆町	第5分団	50	岩谷戸集会場	——	西伊豆町長	岩谷戸 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	下田市	下田土木	350	宝徳院	0558-22-5659	下田市長	吉佐美 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	下田市	下田土木	500	下田市民文化会館 老人いこいの家	0558-23-5151 ——	下田市長	広岡東自主防災会長 広岡西自主防災会長	同報無線	
積土のう工	下田市	下田土木	450	敷根公園	0558-23-6333	下田市長	新田自主防災会長 東本郷自主防災会長	同報無線	

積土のう工	松崎町	岩科	600	松崎勤労者 体育センター 旧岩科小学校	0558-42-2299 ——	松崎町長	道部区長、金沢区長 山口区長、指川区長	同報無線	
積土のう工	南伊豆町	南中小 防災	9	法伝寺	——	南伊豆町長	二条区長	同報無線	

表. 3-3 県管理区間重要水防箇所(熱海水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
熱-1	二級	逢初川	逢初川	新幹線上流70m～般若院前上流120m 熱海市			左右	490	0.4K+10m S 0.9K	A	断面狭小
						いずさん 伊豆山					
熱-2	二級	千歳川	千歳川	西山橋から下流へ 熱海市			左右	220	4.0K S 4.2K+20m	A	断面狭小
						いずみ 泉					
熱-3	二級	伊東大川	寺田川	伊東大川合流点 ～小沢川合流点 伊東市			左 右	560	0.0K S 0.5K+60m	A	断面狭小
						まつばら 松原 おか 岡					
熱-4	二級	伊東大川	本郷川	市道馬場11号線橋から上流へ 伊東市			左右	370	0.4K+80m S 0.8K+50m	A	断面狭小
						ばばちよう 馬場町					
重要度A 小計				河川：4箇所				1,640			
熱-5	二級	熱海和田川	熱海和田川	戸金橋～上和田橋 熱海市			左右	170	0.4K+30m S 0.6K	B	断面狭小
						しょうわちよう 昭和町					
熱-6	二級	熱海和田川	熱海和田川	小嵐橋～金山橋 熱海市			左右	150	1.0K S 1.1K+50m	B	断面狭小
						こあらしちよう 小嵐町					
熱-7	二級	熱海和田川	熱海和田川	牧口橋から上流へ 熱海市			左右	100	1.9K S 2.0K	B	断面狭小
						もみじがおかちよう 紅葉ヶ丘町					
熱-8	二級	糸川	糸川	糸川橋から上流へ 熱海市			左右	150	0.1K+10m S 0.2K+60m	B	断面狭小
						ちゅうおうちよう 中央町					
熱-9	二級	糸川	糸川	泉橋から上流へ 熱海市			左右	80	0.4K+20m S 0.5K	B	断面狭小
						かみじゆくちよう 上宿町					
熱-10	二級	糸川	糸川	上宿橋から下流へ 熱海市			左右	30	0.6K+10m S 0.6K+40m	B	断面狭小
						かみじゆくちよう 上宿町					
熱-11	二級	初川	初川	清水橋から上流へ 熱海市			左右	180	0.4K S 0.5K+80m	B	断面狭小
						しみずちよう 清水町					
重要度B 小計				河川：7箇所				860			
中計			河川数 箇所数	7本 11箇所				2,500			
計			県管理	河川：11箇所				2,500			
合計			水防区計	河川：11箇所				2,500			

注) 対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。

水 防 工 法	水 防 管 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	熱海市	都市整備課 倉庫	450	伊豆山小学校	0557-80-5245	熱海市長	熱海市長	同報無線 広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課 倉庫	20	泉小中学校	0465-63-2811	熱海市長	熱海市長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊東市	吉田	1,500	旧西小学校	—	水防本部長 (伊東市長)	水防長 (危機管理監)	同報無線 広報車	
積土のう工	伊東市	吉田	1,000	伊東小学校	0557-37-2527	水防本部長 (伊東市長)	水防長 (危機管理監)	同報無線 広報車	

積土のう工	熱海市	都市整備課 倉庫	1,700	第二小学校	0557-81-0285	熱海市長	熱海市長	同報無線 広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課 倉庫	1,700	第二小学校	0557-81-0285	熱海市長	熱海市長	同報無線 広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課 倉庫	1,700	第二小学校	0557-81-0285	熱海市長	熱海市長	同報無線 広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課 倉庫	350	第一小学校	0557-81-0545	熱海市長	熱海市長	同報無線 広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課 倉庫	600	第一小学校	0557-81-0545	熱海市長	熱海市長	同報無線 広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課 倉庫	600	第一小学校	0557-81-0545	熱海市長	熱海市長	同報無線 広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課 倉庫	730	第二小学校	0557-81-0285	熱海市長	熱海市長	同報無線 広報車	

表. 3-4-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(沼津水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
1	一級	狩野川	狩野川	本城山公園付近 駿東郡 清水町		とくら 徳倉	左	328	6. 6K+96m S 7. 2K+15m	A	暫定堤防
2	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋上流 駿東郡 清水町		ながさわ 長沢 S かきた 柿田	右	604	5. 0K+115m S 5. 8K+146m	A	暫定堤防
3	一級	狩野川	狩野川	東レプラスチック精工 三島工場付近 駿東郡 清水町		かきた 柿田	右	142	6. 0K+83m S 6. 2K+59m	A	暫定堤防
重要度A 小計				河川：3箇所				1, 074			
1	一級	狩野川	狩野川	江川排水機場上下流 沼津市		がにゅうどうえがわ 我入道江川 S にしじまちょう 西島町	左	220	0. 6K+113m S 0. 8K+108m	B	河積不足
2	一級	狩野川	狩野川	港大橋上流 沼津市		にしじまちょう 西島町	左	204	1. 0K+112m S 1. 2K+93m	B	河積不足
3	一級	狩野川	狩野川	港大橋上流 沼津市		にしじまちょう 西島町 S よしだちょう 吉田町	左	195	1. 2K+93m S 1. 4K+103m	B	堤防の脆弱 性
4	一級	狩野川	狩野川	永代橋下流 沼津市		よしだちょう 吉田町 S よしだちょう 吉田町	左	168	1. 6K+92m S 1. 8K+77m	B	堤防の脆弱 性
5	一級	狩野川	狩野川	永代橋下流 沼津市		よしだちょう 吉田町 S いちばちょう 市場町	左	170	1. 8K+77m S 2. 0K+94m	B	河積不足

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	清水町	第3分団	—	南中学校	055-932-3030	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	狩重4
積土のう工	清水町	清水町役場	—	西小学校	055-972-6673	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	狩重 16
積土のう工	清水町	清水町役場	—	西小学校	055-972-6673	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	

積土のう工	沼津市	香貫	—	①第三地区センター (第三中学校) ②香貫小学校 ③沼津工業高校 ④第三小学校 ⑤我入道コミュニティ 防災センター	①055-934-8003 (055-931-1553) ②055-931-1234 ③055-931-0343 ④055-931-0353 ⑤055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター ④第三地区センター (第三中学校) ⑤香貫小学校 ⑥沼津工業高校 ⑦第三小学校 ⑧我入道コミュニティ 防災センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411 ④055-934-8003 (055-931-1553) ⑤055-931-1234 ⑥055-931-0343 ⑦055-931-0353 ⑧055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター ④第三地区センター (第三中学校) ⑤香貫小学校 ⑥沼津工業高校 ⑦第三小学校 ⑧我入道コミュニティ 防災センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411 ④055-934-8003 (055-931-1553) ⑤055-931-1234 ⑥055-931-0343 ⑦055-931-0353 ⑧055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター ④第三地区センター (第三中学校) ⑤香貫小学校 ⑥沼津工業高校 ⑦第三小学校 ⑧我入道コミュニティ 防災センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411 ④055-934-8003 (055-931-1553) ⑤055-931-1234 ⑥055-931-0343 ⑦055-931-0353 ⑧055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター ④第三地区センター (第三中学校) ⑤香貫小学校 ⑥沼津工業高校 ⑦第三小学校 ⑧我入道コミュニティ 防災センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411 ④055-934-8003 (055-931-1553) ⑤055-931-1234 ⑥055-931-0343 ⑦055-931-0353 ⑧055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市	区町	大字					
6	一級	狩野川	狩野川	市場樋管～黒瀬橋		いちばちよう 市場町 くろせちよう 黒瀬町	左	1,137	2.2K+92m 3.4K+112m	B	パイピング 破壊
7	一級	狩野川	狩野川	あゆみ橋～第四小学校		いちばちよう 市場町 みゆきちよう 御幸町	左	509	2.4K+90m 3.0K+106m	B	河積不足
8	一級	狩野川	狩野川	御園橋上流		みゆきちよう 御幸町	左	197	2.8K+91m 3.0K+106m	B	堤防の脆弱 性
9	一級	狩野川	狩野川	黒瀬橋下流		ほんごうちよう 本郷町 くろせちよう 黒瀬町	左	226	3.2K+115m 3.4K+112m	B	河積不足
10	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋下流		なかげちよう 中瀬町	左	173	4.6K+98m 4.8K+75m	B	河積不足
11	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋下流付近		かみかめき 上香貫	左	60	5.0K-6m 5.0K+54m	B	河積不足
12	一級	狩野川	狩野川	外原第一樋管付近		やまがしたちよう 山ヶ下町 とくら 徳倉	左	661	5.2K+127m 5.8K+116m	B	暫定堤防
13	一級	狩野川	狩野川	本城山公園付近		とくら 徳倉	左	378	6.0K+112m 6.4K+101m	B	暫定堤防
14	一級	狩野川	狩野川	下徳倉公民館～徳倉第一 樋管		とくら 徳倉	左	1,351	7.6K+124m 9.0K+73m	B	河積不足
15	一級	狩野川	狩野川	徳倉橋～徳倉第一樋管		とくら 徳倉	左	739	7.8K+85m 8.6K+98m	B	パイピング 破壊
16	一級	狩野川	狩野川	江尻樋管～新城樋管 下流400m		おおひら 大平	左	624	9.0K+110m 9.6K+48m	B	河積不足
17	一級	狩野川	狩野川	大平小学校付近		おおひら 大平	左	209	9.6K+48m 11.0K+107m	B	暫定堤防
18	一級	狩野川	狩野川	新城橋上下流		おおひら 大平	左	1,081	11.0K+107m 12.6K+5m	B	河積不足
19	一級	狩野川	狩野川	日守第2樋管下流		ひもり 日守	左	210	12.6K+79m 12.8K+131m	B	河積不足
20	一級	狩野川	狩野川	日守第2樋管上下流		ひもり 日守	左	240	12.8K+131m 13.0K+110m	B	暫定堤防
21	一級	狩野川	狩野川	日守大橋下流～日の出橋上流		ひもり 日守	左	605	13.0K+110m 13.6K+103m	B	河積不足
22	一級	狩野川	狩野川	日の出橋下流～石堂橋上流		ひもり 日守	左	1,159	13.6K+103m 15.0K+240m	B	すべり破壊
23	一級	狩野川	狩野川	石堂橋上下流		ひもり 日守	左	949	13.8K+108m 15.0K+240m	B	河積不足

水防工法	水防団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
釜段工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	狩重 1・2
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	狩重 1・2
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	狩重 1・2
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	狩重1
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市総合体育館 ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-928-5231 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	狩重3
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第三地区センター (第三中学校) ②香貫小学校 ③沼津工業高校 ④第三小学校 ⑤我入道コミュニティ 防災センター	①055-934-8003 (055-931-1553) ②055-931-1234 ③055-931-0343 ④055-931-0353 ⑤055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	第3分団	—	南中学校 沼津商業高校	055-932-3030 055-931-7080	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	第3分団	—	南中学校 沼津商業高校	055-932-3030 055-931-7080	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
釜段工	清水町	第3分団	—	南中学校 沼津商業高校	055-932-3030 055-931-7080	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2850 1450	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2850 1450	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	狩重5
積土のう工	沼津市	香貫	2850 1450	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	50	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	函南町	函南町役場	50	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	狩重 6・7
積土のう工	函南町	函南町役場	50	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	狩重 6・7

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
24	一級	狩野川	狩野川	矢崎樋管～谷戸第一樋管 伊豆の国市		きたえま 北江間 ゝ みなみえま 南江間	左	1,542	15.2K+170m ゝ 17.0K+100m	B	河積不足
25	一級	狩野川	狩野川	松原橋付近 伊豆の国市		みなみえま 南江間	左	549	16.0K+56m ゝ 16.6K+93m	B	堤防の脆弱 性
26	一級	狩野川	狩野川	谷戸第1樋管下流 伊豆の国市		みなみえま 南江間	左	208	16.8K+108m ゝ 17.0K+100m	B	堤防の脆弱 性
27	一級	狩野川	狩野川	谷戸第1樋管下流～堰の上 水位観測所 伊豆の国市		まのうえ 堰之上	左	403	17.2K+180m ゝ 17.6K+108m	B	河積不足
28	一級	狩野川	狩野川	古奈樋管上流～堰口樋管 伊豆の国市		こな 古奈 ゝ ふじみ 富士見	左	1,338	18.4K+102m ゝ 20.0K+115m	B	河積不足
29	一級	狩野川	狩野川	千歳橋水位観測所～堰口 樋管下流 伊豆の国市		こな 古奈 ゝ ふじみ 富士見	左	659	18.6K+84m ゝ 19.4K+81m	B	すべり破壊
30	一級	狩野川	狩野川	千歳橋水位観測所～堰口 樋管下流 伊豆の国市		こな 古奈 ゝ ふじみ 富士見	左	659	18.6K+84m ゝ 19.4K+81m	B	パイピング 破壊
31	一級	狩野川	狩野川	リバーサイドパーク付近 伊豆の国市		あまの 天野	左	184	20.4K+97m ゝ 20.6K+88m	B	河積不足
32	一級	狩野川	狩野川	大門橋付近 伊豆の国市		おさか 小坂	左	218	21.2K+154m ゝ 21.4K+136m	B	河積不足
33	一級	狩野川	狩野川	新大門橋～神島橋下流 伊豆の国市		おさか 小坂 ゝ かみしま 神島	左	1,117	21.2K+154m ゝ 22.8K+74m	B	パイピング 破壊
34	一級	狩野川	狩野川	山田川合流点付近 伊豆市		くまさか 熊坂	左	175	24.4K+173m ゝ 24.6K+115m	B	暫定堤防
35	一級	狩野川	狩野川	山田川合流点～大仁橋上 流 伊豆市		くまさか 熊坂 ゝ うりゅうの 瓜生野	左	1,717	24.4K+173m ゝ 26.0K+88m	B	すべり破壊
36	一級	狩野川	狩野川	山田川合流点～大仁橋上 流 伊豆市		くまさか 熊坂 ゝ うりゅうの 瓜生野	左	1,717	24.4K+173m ゝ 26.0K+88m	B	パイピング 破壊
37	一級	狩野川	狩野川	修善寺生コン付近～修善 寺橋 伊豆市		うりゅうの 瓜生野 ゝ しゅぜんじ 修善寺	左	1,067	26.4K+98m ゝ 27.6K+110m	B	河積不足
38	一級	狩野川	狩野川	修善寺生コン付近～修善 寺橋 伊豆市		うりゅうの 瓜生野 ゝ しゅぜんじ 修善寺	左	1,067	26.4K+98m ゝ 27.6K+110m	B	すべり破壊
39	一級	狩野川	狩野川	港大橋下流付近 沼津市		たではらちよう 蓼原町	右	154	0.6K+78m ゝ 0.8K+76m	B	河積不足

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	602	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	仲之台区長 伊豆の国市消防団 第4分団長	同報無線 広報車	狩重8
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	602	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	仲之台区長 伊豆の国市消防団 第4分団長	同報無線 広報車	
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	狩重9
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	狩重9
釜段工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	狩重9
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	小坂 伊豆の国市役所	385	あやめ会館 長岡中学校	055-948-1461 055-948-0238	伊豆の国市長	小坂区長 伊豆の国市消防団 第1・2・3分団長	同報無線 広報車	狩重 10
釜段工	伊豆の国市	小坂 伊豆の国市役所	385	あやめ会館 長岡中学校	055-948-1461 055-948-0238	伊豆の国市長	小坂区長 伊豆の国市消防団 第1・2・3分団長	同報無線 広報車	狩重 10
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
月の輪工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
釜段工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	修善寺南小学校 修善寺中学校 熊坂小学校	0558-72-0149 0558-72-0219 0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長 第1分団長	同報無線 広報車	狩重 12・ 13
月の輪工	伊豆市	伊豆市役所	500	修善寺南小学校 修善寺中学校 熊坂小学校	0558-72-0149 0558-72-0219 0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長 第1分団長	同報無線 広報車	狩重 12・ 13
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
40	一級	狩野川	狩野川	港大橋上下流		たではらちよう 蓼原町 ゝ しもかわらちよう 下河原町	右	735	0. 6K+78m ゝ 1. 4K+103m	B	堤防の脆弱 性
41	一級	狩野川	狩野川	港大橋上流		ほんじゃまつ 本蛇松 ゝ じゃまつちよう 蛇松町	右	201	1. 0K+103m ゝ 1. 2K+99m	B	河積不足
42	一級	狩野川	狩野川	下川原第三陸閘上下流		ほん 本	右	348	1. 6K+114m ゝ 2. 0K+20m	B	河積不足
43	一級	狩野川	狩野川	永代橋上流		なかちよう 仲町 ゝ うおちよう 魚町	右	231	2. 0K+60m ゝ 2. 2K+90m	B	無堤防
44	一級	狩野川	狩野川	あゆみ橋～黒瀬橋		おおてまち 大手町 ゝ おおおか 大岡	右	1, 213	2. 4K+111m ゝ 3. 6K+78m	B	河積不足
45	一級	狩野川	狩野川	黒瀬橋上流		おおおか 大岡	右	364	3. 4K+108m ゝ 3. 8K+100m	B	堤防の脆弱 性
46	一級	狩野川	狩野川	黄瀬川合流点下流		おおおか 大岡	右	414	4. 4K+138m ゝ 4. 8K	B	パイピング 破壊
47	一級	狩野川	狩野川	東宏生コン		かきた 柿田	右	229	5. 8K+146m ゝ 6. 0K+83m	B	暫定堤防
48	一級	狩野川	狩野川	小川泉水神社付近		ゆがわ 湯川	右	229	7. 4K+33m ゝ 7. 8K+80m	B	暫定堤防
49	一級	狩野川	狩野川	徳倉橋付近		ゆがわ 湯川	右	136	7. 8K+80m ゝ 8. 0K	B	河積不足
50	一級	狩野川	狩野川	的場樋管付近		ゆがわ 湯川 ゝ みその 御園	右	2, 548	8. 0K+150m ゝ 12. 0K+50m	B	河積不足
51	一級	狩野川	狩野川	徳倉橋上流		ゆがわ 湯川 ゝ おおひら 大平	右	1, 383	8. 0K+150m ゝ 9. 4K+102m	B	パイピング 破壊
52	一級	狩野川	狩野川	落合樋管付近		つかもと 塚本 ゝ ひた 肥田	右	576	12. 0K+116m ゝ 12. 6K+23m	B	河積不足
53	一級	狩野川	狩野川	日守大橋～来光川合流点		ひた 肥田	右	487	13. 0K+48m ゝ 13. 6K+91m	B	河積不足
54	一級	狩野川	狩野川	日の出大橋上流		ひた 肥田	右	343	13. 8K+91m ゝ 14. 2K+100m	B	河積不足
55	一級	狩野川	狩野川	来光川合流点～築山樋管		ひもり 日守 ゝ よっかまち 四日町	右	2, 595	14. 2K+225m ゝ 16. 8K+114m	B	河積不足

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	狩重 14
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第一地区センター (第一小学校) ②第一中学校	①055-963-5088 (055-962-0351) ②055-962-1551	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	狩重 15
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第一地区センター (第一小学校) ②第一中学校	①055-963-5088 (055-962-0351) ②055-962-1551	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
釜段工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	清水町役場	—	西小学校	055-972-6673	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	清水町役場	—	町体育館	055-971-0160	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	狩重 17
積土のう工	清水町	清水町役場	—	町体育館	055-971-0160	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町 三島市	清水町役場 長伏	— 3,000	①町体育館 ②長伏小学校 ③南中学校 ④中郷西中学校	①055-971-0160 ②055-977-2424 ③055-975-0980 ④055-977-4707	清水町長 三島市長	清水町職員 三島市職員	同報無線 広報車	狩重 18・ 19
釜段工	清水町 三島市	清水町役場 長伏	— 3,000	①町体育館 ②長伏小学校 ③南中学校	①055-971-0160 ②055-977-2424 ③055-975-0980	清水町長 三島市長	清水町職員 三島市職員	同報無線 広報車	狩重 18・ 19
積土のう工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	4,000	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	50	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	狩重 20
積土のう工	伊豆の国 市	伊豆の国 市役所	100	韭山小学校	055-949-1023	伊豆の国 市長	原木区長 伊豆の国市消防団 第7分団長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市	区町	大字					
56	一級	狩野川	狩野川	原木揚水機場～北条樋管			右	423	15.8K+119m ┆ 16.2K+92m	B	堤防の脆弱性
57	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 原木揚水機場～御所之内樋管			右	1,221	15.8K+119m ┆ 17.0K+105m	B	パイピング破壊
58	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 築山樋管上流			右	219	16.8K+114m ┆ 17.0K+105m	B	暫定堤防
59	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 古川合流点付近			右	239	17.6K ┆ 17.8K+39m	B	河積不足
60	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 千歳橋上下流			右	211	18.6K+99m ┆ 18.8K+113m	B	河積不足
61	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 千歳橋上流～宗光寺排水樋管上流			右	1,255	19.0K+111m ┆ 20.2K+105m	B	河積不足
62	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 宗光寺排水樋管～新大門橋			右	1,201	19.8K+113m ┆ 21.0K+72m	B	パイピング破壊
63	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 深沢川合流点～アピタ			右	1,395	23.0K-197m ┆ 24.2K+92m	B	パイピング破壊
64	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 アピタ～大仁橋			右	1,095	24.2K+92m ┆ 25.4K+92m	B	すべり破壊
65	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 牧之郷コミュニティ広場			右	423	26.2K+116m ┆ 26.6K+116m	B	河積不足
66	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 牧之郷樋管			右	233	26.6K+116m ┆ 26.8K+117m	B	暫定堤防
67	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 牧之郷樋管～修善寺橋			右	983	26.8K+117m ┆ 27.8K+35m	B	河積不足
68	一級	狩野川	黄瀬川	駿東郡	清水町	ながさわ 長沢	左	210	0.4K+104m ┆ 0.6K+107m	B	河積不足
69	一級	狩野川	黄瀬川	駿東郡	清水町	ながさわ 長沢 ┆ やはた 八幡	左	117	1.0K+86m ┆ 1.2K+89m	B	河積不足
70	一級	狩野川	黄瀬川	駿東郡	清水町 長泉町	ながさわ 長沢 ┆ ほんじゆく 本宿	左	928	1.0K+86m ┆ 2.0K+87m	B	すべり破壊

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	100	韭山小学校	055-949-1023	伊豆の国市長	四日町区長 寺家区長 伊豆の国市消防団 第7分団長	同報無線 広報車	
釜段工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	100	韭山小学校	055-949-1023	伊豆の国市長	四日町区長 寺家区長 伊豆の国市消防団 第7分団長	同報無線 広報車	狩重 21
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	100	韭山小学校	055-949-1023	伊豆の国市長	四日町区長 寺家区長 伊豆の国市消防団 第7分団長	同報無線 広報車	狩重 21
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	250	伊豆中央高校	055-949-4771	伊豆の国市長	寺家区長 中條区長 南條区長伊豆の国 市消防団 第7・8分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	325	韭山南小学校	055-949-1019	伊豆の国市長	寺家区長 中條区長 南條区長 伊豆の国市消防団 第7・8分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	325	韭山南小学校	055-949-1019	伊豆の国市長	南條区長 宗光寺区長 伊豆の国市消防団 第8・12分団長	同報無線 広報車	狩重 22
釜段工	伊豆の国市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	325	大仁北小学校	0558-76-3610	伊豆の国市長	御門区長 宗光寺区長 伊豆の国市消防団 第12分団長	同報無線 広報車	
釜段工	伊豆の国市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	2,000	大仁小学校 大仁中学校	0558-76-1074 0558-76-1035	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第9分団長	同報無線 広報車	
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	2,000	大仁小学校 大仁中学校	0558-76-1074 0558-76-1035	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第9分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	清水町役場	—	西小学校	055-972-6673	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	清水町役場	—	西小学校	055-972-6673	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	清水町 長泉町	清水町役場 上土狩 防災倉庫	—	西小学校 本宿公民館	055-972-6673 055-986-9362	清水町長 長泉町長	清水町職員 長泉町職員	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市	区町	大字					
71	一級	狩野川	黄瀬川	JR東海道本線上流			左	189	2.0K+87m S 2.2K+103m	B	河積不足
				駿東郡	長泉町	ほんじゆく 本宿					
72	一級	狩野川	黄瀬川	JR東海道線～JR御殿場線			左	198	2.2K+103m S 2.4K+94m	B	暫定堤防
				駿東郡	長泉町	ほんじゆく 本宿					
73	一級	狩野川	黄瀬川	狩野川合流点～黄瀬川大橋			右	931	0.0K S 1.0K+124m	B	パイピング 破壊
				沼津市		おおおか 大岡					
74	一級	狩野川	黄瀬川	黄瀬川大橋付近			右	32	1.0K+60m S 1.0K+92m	B	洗掘の暫定 施工
				沼津市		おおおか 大岡					
75	一級	狩野川	黄瀬川	黄瀬川大橋上流			右	233	1.0K+124m S 1.2K+110m	B	河積不足
				沼津市		おおおか 大岡					
76	一級	狩野川	黄瀬川	新田揚水堰下流付近			右	58	1.8K+102m S 1.8K+160m	B	洗掘の未施 工
				沼津市		おおおか 大岡					
77	一級	狩野川	大場川	中原第二樋管～安間樋管 下流			左	1,673	0.0K S 1.6K+89m	B	堤防の脆弱 性
				田方郡	函南町	つかもと 塚本 S まみや 間宮					
78	一級	狩野川	大場川	安久橋～大場橋			左	197	2.2K+97m S 2.4K+101m	B	堤防の脆弱 性
				田方郡	函南町	まみや 間宮 S だいば 大場					
79	一級	狩野川	大場川	狩野川合流点～大場川橋			右	1,510	0.0K S 1.4K+79m	B	堤防の脆弱 性
				三島市	函南町	みその 御園 S まみや 間宮					
80	一級	狩野川	大場川	安間樋管下流			右	30	1.6K+22m S 1.6K+52m	B	洗掘の暫定 施工
				三島市		やすひさ 安久					
81	一級	狩野川	大場川	函南観音川合流点～仲町樋管			右	345	1.6K+76m S 2.0K+91m	B	堤防の脆弱 性
				三島市		やすひさ 安久					
82	一級	狩野川	来光川	狩野川合流点～蛇ヶ橋			左	1,517	0.0K S 1.4K+77m	B	堤防の脆弱 性
				田方郡	函南町	ひもり 日守 S につた 仁田					
83	一級	狩野川	来光川	新田排水機場～仁田橋			左	1,517	0.0K S 1.4K+77m	B	パイピング 破壊
				田方郡	函南町	ひもり 日守 S につた 仁田					
84	一級	狩野川	来光川	狩野川合流点～仁田橋下 流			右	1,257	0.0K S 1.2K+85m	B	堤防の脆弱 性
				田方郡	函南町	ひた 肥田 S につた 仁田					
85	一級	狩野川	柿沢川	来光川合流点～長崎橋			左	774	0.0K S 0.8K	B	堤防の脆弱 性
				田方郡	函南町	ひた 肥田 S ながさき 長崎					
86	一級	狩野川	柿沢川	来光川合流点～長崎橋			左	774	0.0K S 0.8K	B	パイピング 破壊
				田方郡	函南町	ひた 肥田 S ながさき 長崎					

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	長泉町	上土狩 防災倉庫	—	本宿公民館	055-986-9362	長泉町長	長泉町職員	同報無線 広報車	狩重 24
積土のう工	長泉町	上土狩 防災倉庫	—	本宿公民館	055-986-9362	長泉町長	長泉町職員	同報無線 広報車	
釜段工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	
木流し工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	狩重 25
木流し工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	
月の輪工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	三島市 函南町	御園 函南町役場	1,900 —	①長伏小学校 ②中郷西中学校 ③南中学校 ④函南中学校	①055-977-2424 ②055-977-4707 ③055-975-0980 ④055-978-3145	三島市長 函南町長	三島市職員 函南町長	同報無線 広報車	
木流し工	三島市	御園	1,900	①中郷西中学校 ②南中学校	①055-977-4707 ②055-975-0980	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	
月の輪工	三島市	御園	1,900	①中郷西中学校 ②南中学校	①055-977-4707 ②055-975-0980	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	
月の輪工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
釜段工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	伊豆の国 市	伊豆の国市 役所	100	韭山小学校	055-949-1023	伊豆の国 市長	原木区長 長崎区長 伊豆の国市消防団 第5・7分団長	同報無線 広報車	
釜段工	伊豆の国 市	伊豆の国市 役所	100	韭山小学校	055-949-1023	伊豆の国 市長	長崎区長 伊豆の国市消防団 第5・7分団長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市	区町	大字					
87	一級	狩野川	柿沢川	来光川合流点～長崎橋 田方郡 伊豆の国市	函南町	にった 仁田 ゝ ながさき 長崎	右	762	0.0K ゝ 0.8K	B	パイピング 破壊
重要度B 小計				河川： 87箇所				58,421			
7	一級	狩野川	狩野川	矢崎樋管付近 伊豆の国市		きたえま 北江間	左	90	15.2K+179m ゝ 15.4K+50m	要 注 意	旧川・ 破堤 履歴有 S33.9破堤
9	一級	狩野川	狩野川	神益麻志神社付近 伊豆の国市		かみしま 神島	左	285	23.2K+181m ゝ 23.6K+60m	要 注 意	旧川・ 破堤 履歴有 S33.9破堤
10	一級	狩野川	狩野川	山田川合流点～大仁橋下流80m 伊豆市		くまさか 熊坂	左	1,190	24.6K ゝ 25.6K	要 注 意	旧川・ 破堤 履歴有 S33.9破堤
14	一級	狩野川	狩野川	的場樋管付近 駿東郡	清水町	ゆがわ 湯川 ゝ まとば 的場	右	394	8.0K+21m ゝ 8.5K+49.8m	要 注 意	R4狩野川の場 地区築堤工事 R5.7完成
15	一級	狩野川	狩野川	松毛川樋管 沼津市		おおひら 大平	右	410	9.2K+190m ゝ 9.6K+105m	要 注 意	旧川・ 破堤 履歴有
16	一級	狩野川	狩野川	千歳橋上流の堤内坂路～下水道サイフォン上流20m 伊豆の国市		なんじょう 南條	右	315	18.8K+70m ゝ 19.0K+160m	要 注 意	旧川・ 破堤 履歴有 S33.9破堤
17	一級	狩野川	狩野川	田中揚水樋管下流60m～道の駅伊豆のへそ 伊豆の国市		しらやまどう 白山堂 ゝ たきよう 田京	右	463	21.6K+101m ゝ 22.2K	要 注 意	旧川・ 破堤 履歴有 S33.9破堤
18	一級	狩野川	狩野川	東静電気駐車場～テニスコート下流30m 伊豆の国市		よしだ 吉田 ゝ おおひと 大仁	右	468	23.8K+127m ゝ 24.4K+50m	要 注 意	旧川・ 破堤履 歴有 S33.9破堤
19	一級	狩野川	大場川	大場川合流点付近 田方郡	函南町	つかもと 塚本	左	93	0.0K ゝ 0.0K+93m	要 注 意	旧川・ 破堤履 歴有 S33.9破堤
20	一級	狩野川	来光川	来光川合流点付近 田方郡	函南町	ひもり 日守	左	149	0.0K+52m ゝ 0.2K-35m	要 注 意	旧川・ 破 堤履歴有 S33.9破堤
要 注 意 小 計				河川： 10箇所				3,857			
合 計				90箇所				59,495			

注) 合計は要注意区間を除く
備考欄にある狩重とは、対象区間が狩野川水系の重点区間であることを示す。
また、対象番号は巻末直轄河川重要水防箇所(狩野川)図と対照とする。

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
釜段工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
	伊豆の国 市	伊豆の国 市役所	280	長岡北小学校 長岡中学校	055-948-1062 055-948-0238	伊豆の国 市長	大北区長 伊豆の国市消防団 第4分団長	同報無線 広報車	
	伊豆の国 市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	300	神島集会セン ター	0558-76-5087	伊豆の国 市長	伊豆の国市消防団 第9分団長	同報無線 広報車	
	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
	清水町	清水町役場	—	町体育館	055-971-0160	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
	三島市	御園	1,000	①中郷西中学校 ②南中学校 ③長伏小学校	①055-977-4707 ②055-975-0980 ③055-977-2424	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	
	伊豆の国 市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	100	韭山南小学校	055-949-1019	伊豆の国 市長	南條区長	同報無線 広報車	
	伊豆の国 市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	250	田京幼稚園	0558-76-1430	伊豆の国 市長	伊豆の国市消防団 第12分団長	同報無線 広報車	
	伊豆の国 市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	350	旧大仁高校	0558-76-3601	伊豆の国 市長	伊豆の国市消防団 第9分団長	同報無線 広報車	
	函南町	函南町役場	210	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
	函南町	函南町役場	210	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	

表. 3-4-2 県管理区間重要水防箇所(沼津水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
沼-1	一級	狩野川	来光川	観音橋～大竹橋下流370m			左右	770	4. 7K+30m S 5. 5K	A	断面狭小
				田方郡	函南町	かみざわ 上沢					
沼-2	二級	新中川	新中川	JR下流20m～JR上流180m			左右	200	1. 0K+20m S 1. 2K+20m	A	断面狭小
				沼津市		ほん 本					
沼-3	二級	新中川	新中川	東沢田橋下流50m～東沢田橋上流100m			左右	150	3. 0K+50m S 3. 2K	A	断面狭小
				沼津市		わかばちよう 若葉町					
重要度A 小計				河川： 3箇所				1, 120			
沼-4	一級	狩野川	狩野川	修善寺橋上流500m～旭日 橋下流1, 600m			左右	1, 000	29. 3K+50m S 30. 3K+50m	B	断面狭小
				伊豆市		ほんたちの 本立野					
沼-5	一級	狩野川	観音川	沼津港内港合流 ～富士見橋			左右	1, 550	0. 2K S 1. 7K+50m	B	断面狭小
				沼津市		せんほんみなとちよう 千本港町 S いちみちちよう 市道町					
沼-6	一級	狩野川	黄瀬川	五竜の滝上流170m～榮橋下流100m			左右	500	11. 4K+50m S 11. 9K+50m	B	堤防高不足 無堤
				裾野市		いしわき 石脇					
沼-7	一級	狩野川	桃沢川	高橋～向田橋			左右	2, 450	1. 1K+50m S 3. 6K	B	異常埋塞 断面狭小
				駿東郡	長泉町	かみながくぼ 上長窪					
沼-8	一級	狩野川	梅の木沢川	梅の木橋～手城橋			左右	370	1. 2K+30m S 1. 6K	B	断面狭小
				駿東郡	長泉町	みなみいしき 南一色					
沼-9	一級	狩野川	境川	平田橋上流320m～境橋			左右	3, 870	2. 5K+20m S 6. 3K+90m	B	断面狭小
				三島市		ひらた 平田 くまいでん 久米田					
				駿東郡	清水町						
沼-10	一級	狩野川	三島山田川	新幹線～山田橋上流40m			左右	600	1. 0K+60m S 1. 6K+60m	B	堤防高不足 無堤
				三島市		かわはらがや 川原ヶ谷					
沼-11	一級	狩野川	柿沢川	下丹那橋下流1, 600m～横田橋下流940m			左右	2, 660	7. 0K S 9. 6K+60m	B	断面狭小
				田方郡	函南町	たんな 丹那					
沼-12	一級	狩野川	吉奈川	狩野川合流点～登橋下流			左右	1, 700	0. 0K S 1. 7K	B	断面狭小
				伊豆市		つきがせ 月ヶ瀬					
沼-13	一級	富士川	沼津大沢川	沼川合流点上流700m～石川橋			左右	600	0. 7K S 1. 3K	B	断面狭小
				沼津市		いしかわ 石川					
沼-14	一級	狩野川	泉川	鹿嶋橋～鹿嶋橋上流100m			左右	100	1. 7K+50m S 1. 8K+50m	B	断面狭小
				裾野市		くもみよう 公文名					
沼-15	一級	狩野川	泉川	左支川合流下流170m～左支川合流点			左右	170	3. 2K+30m S 3. 4K	B	断面狭小
				裾野市		ふから 深良					

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	函南町	函南町役場	4,000	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第一地区センター (第一小学校) ②第一中学校 ③第五地区センター (第五中学校) ④開北小学校 ⑤第五小学校	①055-963-5088 (055-962-0351) ②055-962-1551 ③055-925-8686 (055-921-1555) ④055-921-4041 ⑤055-921-0355	沼津市長	中央方面隊長 片浜方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	300	①金岡地区センター (金岡小学校) ②金岡中学校 ③沢田小学校	①055-924-5070 (055-921-1371) ②055-921-1558 ③055-924-0161	沼津市長	金岡方面隊長	同報無線 広報車	

積土のう工	伊豆市	第3分団	10	修善寺東小学校	0558-72-0420	伊豆市長	第3分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	裾野市	消防署	150	石脇公民館	055-992-1493	裾野市長	石脇区長	同報無線 広報車	
積土のう工	長泉町	上土狩 防災倉庫	200	北小学校	055-986-0400	長泉町長	長泉町職員	同報無線 消防車両	
積土のう工	長泉町	上土狩 防災倉庫	30	北中学校	055-987-1820	長泉町長	長泉町職員	同報無線 消防車両	
積土のう工	三島市 清水町	長伏 清水町役場	1,730 300	南中学校 地域交流セン ター	055-975-0980 055-972-6678	三島市長 清水町長	三島市職員 清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	三島市	夏梅木	800	東小学校 錦田小学校	055-975-0110 055-975-0042	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	1,800	東小学校 畑毛区公民館 畑毛温泉多目的集会所	055-978-8848 055-978-8009 055-979-0785	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	青羽根	20	ふらっと月ヶ瀬 月ヶ瀬小学校体 育館	0558-85-1919 —	伊豆市長	吉奈・月ヶ瀬・ 門野原各区長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①浮島小学校 ②浮島中学校	①055-966-2004 ②055-966-2040	沼津市長	浮島方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	裾野市	東分団茶畑	30	鹿島神社	055-992-3577	裾野市長	公文名四区長	同報無線 広報車	
積土のう工	裾野市	深良分団	100	南堀公民館	055-993-1478	裾野市長	南堀区長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
沼- 16	二級	新中川	新中川	JR上流180m～東沢田橋下 流50m 沼津市		ほん 本 ゝ わかばちょう 若葉町	左右	1,830	1.2K+20m ゝ 3.0K+50m	B	断面狭小
沼- 17	一級	狩野川	沼津江川	狩野川合流点～(国)414号 沼津市		がにゆうどう 我入道 ゝ かみかぬき 上香貫	左右	704	0.0K ゝ 0.7K+4m	B	内水排除 能力不足
沼- 18	一級	富士川	高橋川	無名橋～中沖橋 沼津市		おおの 青野	左右	800	1.2K ゝ 2.0K	B	堤防高不足
沼- 19	一級	狩野川	古川	駿豆線橋梁～大野橋 伊豆市		かしわくほ 柏久保	左右	3,000	0.4K ゝ 3.4K	B	断面狭小
沼- 20	一級	狩野川	野尻川	白坂橋～起点 伊豆市		まきのごう 牧之郷	左右	1,000	0.2K ゝ 1.2K	B	断面狭小
沼- 21	二級	小土肥大川	小土肥大川	県道沼津土肥線～砂防堰堤 伊豆市		おどい 小土肥	左右	1,000	0.6K ゝ 1.6K	B	断面狭小
沼- 22	一級	富士川	沼川	沼川第2放水路～大川橋 沼津市		はら 原	左	3,400	25.8K ゝ 29.0K	B	内水排除 堤防高不足
重要度B 小計				河川：19箇所				27,304			
中計			河川数 箇所数	19本 22箇所				28,424			
計			県管理	河川：22箇所				28,424			
合計			水防区計	112箇所				87,919			

注) 対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第五地区センター (第五中学校) ②開北小学校 ③第五小学校 ④金岡地区センター (金岡小学校) ⑤金岡中学校 ⑥沢田小学校	①055-925-8686 (055-921-1555) ②055-921-4041 ③055-921-0355 ④055-924-5070 (055-921-1371) ⑤055-921-1558 ⑥055-924-0161	沼津市長	中央方面隊長 金岡方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第三地区センター (第三中学校) ②香貫小学校 ③沼津工業高校 ④第三小学校 ⑤我入道コミュニティ 防災センター	①055-934-8003 (055-931-1553) ②055-931-1234 ③055-931-0343 ④055-931-0353 ⑤055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①愛鷹地区センター ②愛鷹小学校 ③愛鷹中学校 ④原東小学校 ⑤原小学校 ⑥原中学校	①055-966-5301 ②055-966-4244 ③055-966-4229 ④055-967-1213 ⑤055-966-0034 ⑥055-966-0138	沼津市長	愛鷹方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	第4分団	50	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	第4分団	100	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	小土肥	150	小土肥農村広場	0558-98-2683	伊豆市長	第12分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2,400	①片浜地区センター (片浜小学校) ②片浜中学校 ③今沢小学校 ④今沢地区センター ⑤今沢中学校 ⑥原東小学校 ⑦原小学校 ⑧原中学校	①055-964-0926 (055-962-0357) ②055-962-1556 ③055-966-5522 ④055-969-0610 ⑤055-966-9981 ⑥055-967-1213 ⑦055-966-0034 ⑧055-966-0138	沼津市長	原方面隊長 片浜方面隊長	同報無線 広報車	

表. 3-5-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(富士水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市	区町	大字					
H 108 -1	一級	富士川	富士川	山梨県境付近 富士宮市		しもいなこ 下稲子	左	470	H108上208m S H108下261.5m	A	堤防満杯流量の 最も低い箇所 堤防高不足
H 100 -1	一級	富士川	富士川	西之沢橋から上流 富士宮市		ながぬき 長貫	左	948	H104上130m S H100上82.5m	A	堤防高不足
H96 -1	一級	富士川	富士川	富士宮市埋蔵文化財センター 富士宮市		ながぬき 長貫	左	329	H97 S H96下79m	A	堤防満杯流量の最 も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じ るおそれがある箇 所 基礎地盤漏水の生 じるおそれがある 箇所
H95 -1	一級	富士川	富士川	中央消防署芝川分署 富士宮市		ながぬき 長貫	左	310	H96下79m S H95下109m	A	堤防高不足 堤体の変状の生じ るおそれがある箇 所 基礎地盤漏水の生 じるおそれがある 箇所
H87 -1	一級	富士川	富士川	王子エフテックス芝川製造所 富士宮市		はぶな 羽鮒	左	1,359	H92上95m S H87下103.5m	A	堤防満杯流量の 最も低い箇所 堤防高不足
H86 -1	一級	富士川	富士川	富原橋上流 富士宮市		はぶな 羽鮒	左	123	H87下103.5m S H86上34m	A	堤防満杯流量の 最も低い箇所 余裕高不足
H74 -1	一級	富士川	富士川	蓬萊橋下流 富士宮市		ぬまくぼ 沼久保	左	251	H76上83m S H74上212m	A	堤防満杯流量の 最も低い箇所 堤防高不足
H35 -1	一級	富士川	富士川	県道富士川橋下流 富士市		まつおか 松岡	左	45	H35上45m S H35	A	堤防前面の洗掘の おそれがある箇所 堤体の変状の生じ るおそれがある箇 所 基礎地盤漏水の生 じるおそれがある 箇所
H 104 -1	一級	富士川	富士川	橋上第2排水樋管上流 富士宮市		うつぶさ 内房	右	1,069	H108下64m S H104下143m	A	余裕高不足 堤体の変状の生じ るおそれがある 箇所
H94 -1	一級	富士川	富士川	新内房橋上流 富士宮市		うつぶさ 内房	右	133	H95上107m S H94上173m	A	余裕高不足
H82 -1	一級	富士川	富士川	富原橋下流 富士市		きたまつの 北松野	右	543	H85 S H82上177m	A	余裕高不足
H76 -1	一級	富士川	富士川	蓬萊橋上流 富士市		きたまつの 北松野	右	181	H77上138m S H76上97m	A	堤防満杯流量の 最も低い箇所 余裕高不足
H54 -1	一級	富士川	富士川	木島橋上流～富士川体育館 富士市		きじま 木島	右	999	H61上150m S H54下11m	A	氾濫危険水位設定 箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じ るおそれがある箇 所
H40 -1	一級	富士川	富士川	富士川楽座 富士市		いわぶち 岩淵	右	211	H42下16m S H40	A	堤防前面の洗掘 のおそれがある 箇所
重要度A 小計				河川：14箇所				6,971			

水 防 工 法	水 防 理 体 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積み土のう	富士宮市	内房第 1	60	内房小学校	0544-65-0104	富士宮市長	消防団 第25分団長	同報無線	富重
積み土のう	富士宮市	中央消防署 芝川分署	160	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	
積み土のう 築きまわし 月の輪	富士宮市	中央消防署 芝川分署	160	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	富重
積み土のう 築きまわし 月の輪	富士宮市	中央消防署 芝川分署	160	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	
積み土のう	富士宮市	長貫・羽鮒	10	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	富重
積み土のう	富士宮市	長貫・羽鮒	10	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	富重
積み土のう	富士宮市	中央消防署	60	西小学校	0544-26-2029	富士宮市長	消防団 第10分団長	同報無線	富重
木流し 築きまわし 月の輪	富士市	富士川 第 1	2,500	岩松小学校	0545-61-0917	富士市長	岩松地区内 自主防災会長	同報無線	富重
築きまわし 積み土のう	富士宮市	内房第 1	60	内房小学校	0544-65-0104	富士宮市長	消防団 第25分団長	同報無線	
積み土のう	富士宮市	内房第 1	60	内房小学校	0544-65-0104	富士宮市長	消防団 第25分団長	同報無線	
積み土のう	富士市	松野	590	富士川 第二小中一貫校 松野学園	0545-85-2005	富士市長	松野地区内 自主防災会長	同報無線 他	
積み土のう	富士市	松野	590	富士川 第二小中一貫校 松野学園	0545-85-2005	富士市長	松野地区内 自主防災会長	同報無線 他	富重
積み土のう 築きまわし	富士市	岩淵	333	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	富重
木流し	富士市	岩淵	206	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
H97 -1	一級	富士川	富士川	長貫排水樋管上下流		ながぬき 長貫	左	783	H100上82.5m S H97	B	堤防高不足 堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
				富士宮市	富原橋上流						
H85 -1	一級	富士川	富士川	富士宮市		はぶな 羽鮒	左	147	H86上34m S H85上76m	B	余裕高不足
				富士宮市							
H41 -1	一級	富士川	富士川	東名高速道路上下流		まつおか 松岡	左	1,499	H53上83.5m S H41下70m	B	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそ れがある箇所 基礎地盤漏水の生じるお それがある箇所
				富士市							
H39 -1	一級	富士川	富士川	県道富士川橋上流		まつおか 松岡	左	47	H41下70m S H39上114m	B	余裕高不足
				富士市							
H36 -1	一級	富士川	富士川	県道富士川橋上下流		まつおか 松岡	左	449	H37上295.5m S H36下59.5m	B	余裕高不足 堤体の変状の生じるおそ れがある箇所 基礎地盤漏水の生じるお それがある箇所
				富士市							
H10 -1	一級	富士川	富士川	国1新富士川橋～県道富士川橋下流		まつおか 松岡	左	2,830	H35 S H10下53.5m	B	堤体の変状の生じるお それがある箇所 基礎地盤漏水の生じる おそれがある箇所
				富士市							
H 108 -1	一級	富士川	富士川	橋上排水樋管上流		うつぶさ 内房	右	143	H108上79m S H108下64m	B	堤体の変状の 生じるおそれ がある箇所
				富士宮市							
H95 -1	一級	富士川	富士川	新内房橋上流		うつぶさ 内房	右	189	H96上16m S H95上107m	B	堤防満杯流量の 最も低い箇所 余裕高不足
				富士宮市							
H77 -1	一級	富士川	富士川	北松野水位観測所		きたまつの 北松野	右	70	H78上39m S H77上138m	B	流下断面不 足
				富士市							
H73 -1	一級	富士川	富士川	新東名付近		みなみまつの 南松野	右	511	H76上97m S H73上266m	B	余裕高不足
				富士市							
H61 -1	一級	富士川	富士川	西消防署富士川分署		きじま 木島	右	261	H62上81m S H61上150m	B	堤体の変状の 生じるおそれ がある箇所
				富士市							
H53 -1	一級	富士川	富士川	木島橋上流～		きじま 木島	右	198	H54下11m S H53下68.5m	B	余裕高不足 堤体の変状の生じ るおそれがある箇 所
				富士市							
H39 -1	一級	富士川	富士川	富士川楽座下流		いわぶち 岩淵	右	116	H40 S H39	B	堤防満杯流量の 最も低い箇所 堤防高不足
				富士市							
H38 -1	一級	富士川	富士川	県道富士川橋上流		いわぶち 岩淵	右	103	H39 S H38	B	堤防高不足 堤防前面の洗堀の おそれがある箇所
				富士市							
H35 -1	一級	富士川	富士川	富士川橋下流		いわぶち 岩淵	右	106	H36上17m S H35上5m	B	堤防満杯流量の最 も低い箇所 余裕高不足
				富士市							
重要度B 小計				河川：15箇所				7,452			
要注意 小計				河川：0箇所				0			
合計				河川：29箇所				14,423			

注) 合計は要注意区間を除く。

備考欄にある富重とは、対象区間が富士川水系の重点区間であることを示す。

また、番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積み土のう 築きまわし 月の輪	富士宮市	中央消防署 芝川分署	160	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	
積み土のう	富士宮市	長貫・羽鮒	10	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	
積み土のう 築きまわし 月の輪	富士市	富士川 第 1	2,500	岩松小学校	0545-61-0917	富士市長	岩松地区内 自主防災会長	同報無線	
積み土のう	富士市	富士川 第 1	2,500	岩松小学校	0545-61-0917	富士市長	岩松地区内 自主防災会長	同報無線	
積み土のう 築きまわし 月の輪	富士市	富士川 第 1	2,500	岩松小学校	0545-61-0917	富士市長	岩松地区内 自主防災会長	同報無線	
築きまわし 月の輪	富士市	富士川 第 1	6,000	富士南小学校 富士南中学校	0545-63-7025 0545-61-2084	富士市長	富士南地区内 自主防災会長	同報無線	
築きまわし	富士宮市	内房第 1	60	内房小学校	0544-65-0104	富士宮市長	消防団 第25分団長	同報無線	
積み土のう	富士宮市	内房第 1	60	内房小学校	0544-65-0104	富士宮市長	消防団 第25分団長	同報無線	富重
積み土のう	富士市	松野	590	富士川 第二小中一貫校 松野学園	0545-85-2005	富士市長	松野地区内 自主防災会長	同報無線 他	
積み土のう	富士市	松野	21	富士川 第二小中一貫校 松野学園	0545-85-2005	富士市長	松野地区内 自主防災会長	同報無線 他	
築きまわし	富士市	岩淵	333	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	
積み土のう 築きまわし	富士市	岩淵	333	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	
積み土のう	富士市	岩淵	206	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	富重
積み土のう 木流し	富士市	岩淵	206	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	
積み土のう	富士市	岩淵	206	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	富重

表. 3-5-2 県管理区間重要水防箇所(富士水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重要 度	注意を 要する 理 由	
				郡市	区町	大字						
富-1	一級	富士川	沼川	赤淵川合流点～河合橋より下流250m 富士市			すずかわ 鈴川	左右	3,000	2.0K ～ 5.0K	A	断面狭小
富-2	一級	富士川	小潤井川	鬼門橋～津田橋 富士市			うりじまちょう 瓜島町	左右	2,000	2.1K ～ 4.1K	A	断面狭小
富-3	一級	富士川	滝川	芙蓉橋～新滝川橋 富士市			ひな・いまいずみ 比奈・今泉	左右	1,300	0.6K ～ 1.9K	A	断面狭小
富-4	一級	富士川	和田川	宮川橋～大富士橋 富士市			せんげんかみちょう 浅間上町	左右	150	3.2K+50m ～ 3.4K	A	断面狭小
富-5	一級	富士川	江尾江川	江尾橋～市道吉原沼津線 富士市			えのお 江尾	左右	450	1.4K+50m ～ 1.9K	A	断面狭小
重要度A 小計				河川：5箇所					6,900			
富-6	一級	富士川	沼川	春山川合流点～広沼橋 富士市			かわじりひがし 川尻東 ～ かしわばら 柏原	左右	1,600	5.9K ～ 7.5K	B	断面狭小
富-7	一級	富士川	田宿川	和田川分流域より下流へ 富士市			いまいずみ 今泉	左右	400	0.9K ～ 1.3K	B	断面狭小
富-8	一級	富士川	田子江川	東海道新幹線高架橋～鮫島橋 富士市			さめじま 鮫島	左右	1,400	0.6K ～ 2.0K	B	断面狭小
富-9	一級	富士川	富士早川	東海道本線高架橋～東海道新幹線高架橋 富士市			みやじま 宮島	左右	1,620	2.3K+30m ～ 3.9K+50m	B	断面狭小
富-10	一級	富士川	伝法沢川	小潤井川合流点より上流へ 富士市			でんぼう 伝法	左右	480	0.0K ～ 0.4K+80m	B	断面狭小
重要度B 小計				河川：5箇所					5,500			
中計			河川数 箇所数	9本 10箇所					12,400			
計			県管理	河川：10箇所					12,400			
合計			水防区計	河川：39箇所					26,823			

注) 対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。

水 防 工 法	水 防 管 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	富士市	元吉原	2,300	元吉原小学校 元吉原中学校	0545-33-0004 0545-33-0065	富士市長	元吉原地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	潤井川 左岸第3	1,800	吉原第1中学校	0545-52-0160	富士市長	伝法地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	原田第1	1,100	原田小学校	0545-52-0897	富士市長	原田地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	潤井川 左岸第2	1,400	吉原小学校	0545-52-4190	富士市長	吉原地区 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	須津第1	1,500	須津中学校	0545-34-0144	富士市長	須津地区 自主防災会長	同報無線	

積土のう工	富士市	須津第1	1,200	須津小学校	0545-34-0049	富士市長	須津地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	原田第2	1,700	今泉小学校	0545-52-2011	富士市長	今泉地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	田子浦 第1	1,400	田子浦小学校	0545-61-0327	富士市長	田子浦地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	田子浦 第1	1,200	田子浦中学校	0545-61-0534	富士市長	田子浦地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	潤井川 左岸第2	3,100	伝法小学校 吉原第1中学校	0545-52-0027 0545-51-0160	富士市長	伝法地区内 自主防災会長	同報無線	

表.3-6-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(静岡水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
1	一級	安倍川	安倍川	門屋浄水場 静岡市	葵区	かどや 門屋	左	60	13.75K+150m S 14.0K-155m	A	暫定堤防 (霞堤：門屋 下堤)
2	一級	安倍川	安倍川	門屋スポーツ広場 静岡市	葵区	かどや 門屋	左	100	14.25K+80m S 14.5K-145m	A	暫定堤防 (霞堤：門屋 上堤)
3	一級	安倍川	安倍川	丹野谷沢川合流地点 静岡市	葵区	うしづま 牛妻	左	45	16.0K+5m S 16.0K+50m	A	暫定堤防 (丹野谷沢川 合流点)
4	一級	安倍川	安倍川	安倍大沢川合流点 静岡市	葵区	たわらざわ 俵沢	左	50	21.0K+100m S 21.0K+150m	A	暫定堤防 (霞堤：安倍大沢川 合流点)
5	一級	安倍川	安倍川	舟山の森 静岡市	駿河区	むこうしきじ 向敷地	右	60	5.25K+80m S 5.25K+140m	A	暫定堤防 (霞堤：向敷地堤 (小深谷川合流 点))
6	一級	安倍川	安倍川	大門川合流地点 静岡市	葵区	やまざき 山崎	右	80	藁科川左岸0.0K-70m S 5.75K-30m	A	暫定堤防 (霞堤：大門 川合流点)
7	一級	安倍川	安倍川	内牧川合流地点 静岡市	葵区	よざえもんしんでん 与左衛門新田	右	40	9.25K+310m S 9.5K-115m	A	霞堤 (内牧川合流 点)
8	一級	安倍川	安倍川	安倍口団地 静岡市	葵区	あべぐちしんでん 安倍口新田	右	120	10.5K+160m S 10.75K-115m	A	暫定堤防 (霞堤：安倍口 堤)
9	一級	安倍川	安倍川	消防団第2 1分団 静岡市	葵区	まつの 松野	右	120	18.25K+180m S 18.25K+300m	A	霞堤 (松野堤：細木 沢川合流点)
10	一級	安倍川	藁科川	久住谷川合流点 静岡市	葵区	はとり 羽鳥	左	165	1.5K+330m S 2.0K-20m	A	暫定堤防 (霞堤：久住谷 川合流点)
11	一級	安倍川	藁科川	新間谷川合流点 静岡市	葵区	しんま 新間	左	70	4.0K+50m S 4.0K+120m	A	霞堤 (新間谷川合 流点)
12	一級	安倍川	藁科川	第二東名下流 静岡市	葵区	やつ 谷津	左	120	5.0K+200m S 5.5K-210m	A	暫定堤防 (無堤防：河 川合流部)
13	一級	安倍川	藁科川	重り沢川合流点 静岡市	葵区	やつ 谷津	左	50	6.5K+150m S 6.5K+200m	A	暫定堤防 (霞堤：新間上 堤(重り沢川 合流点))
14	一級	安倍川	藁科川	水見色川合流点 静岡市	葵区	おおはら 大原	左	100	7.0K+420m S 7.5K	A	霞堤 (水見色川合 流点)
15	一級	安倍川	藁科川	牧ヶ谷橋下流 静岡市	葵区	まきがや 牧ヶ谷	右	65	0.5K+420m S 1.0K-60m	A	暫定堤防 (南/谷川合 流点)
16	一級	安倍川	藁科川	牧ヶ谷橋上流 静岡市	葵区	まきがや 牧ヶ谷	右	25	1.0K+170m S 1.5K-300m	A	霞堤 (牧ヶ谷堤)
17	一級	安倍川	藁科川	木枯の森 静岡市	葵区	うぶめ 産女	右	155	1.0K+410m S 1.5K+40m	A	暫定堤防 (霞堤：無名(産女 沢川合流部))
18	一級	安倍川	藁科川	静岡市清掃公社上流側 静岡市	葵区	よしづ 吉津	右	80	3.0K+290m S 3.5K-230m	A	暫定堤防 (霞堤：産女堤(吉 津出川合流点))

水 防 工 法	水 防 理 体 管 団	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	静岡市	門屋	315	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	門屋	315	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	牛妻	1,437	賤機中小学校 松野小学校	054-294-0003 054-294-0002	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	牛妻	333	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	向敷地	5,410	長田北小学校	054-258-2997	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	山崎	1,060	服織小学校	054-278-6322	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	慈悲尾	596	安倍口小学校	054-296-0005	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	安倍口 新田	2,898	美和小学校 安倍口小学校	054-296-0700 054-296-0005	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	第21分団	607	松野小学校	054-294-0002	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	羽鳥	2,332	服織小学校	054-278-6322	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	新聞	2,550	服織西小学校 服織小学校	054-278-9793 054-278-6322	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	谷津	417	服織西小学校	054-278-9793	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	谷津	417	服織西小学校	054-278-9793	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	大原	972	中藁科小学校	054-279-0130	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	牧ヶ谷	1,702	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	牧ヶ谷	1,702	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	牧ヶ谷	2,223	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	吉津	710	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
19	一級	安倍川	藁科川	飯間谷川合流部		よしづ 吉津	右	220	3. 0K+310m ┆ 3. 5K+30m	A	洗掘の 未施工
20	一級	安倍川	藁科川	飯間谷川合流地点		よしづ 吉津	右	70	3. 5K+330m ┆ 4. 0K+210m	A	霞堤 (飯間谷川合 流点)
21	一級	安倍川	藁科川	小瀬戸樋管		こぜと 小瀬戸	右	70	4. 5K+450m ┆ 5. 0K	A	霞堤 (小瀬戸谷川 合流点)
重要度A 小計				河川：21箇所				1, 865			
1	一級	安倍川	安倍川	中島中学校 静岡市	駿河区	なかじま 中島	左	1, 340	0. 25K+100m ┆ 1. 75K+120m	B	暫定堤防 (一部) 河積不足
2	一級	安倍川	安倍川	東名高速道路		なかじま 中島	左	560	0. 75K+200m ┆ 1. 5K+70m	B	堤防脆弱性
3	一級	安倍川	安倍川	中野新田水防倉庫		なかじま 中島	左	790	1. 75K ┆ 2. 5K+40m	B	堤防脆弱性
4	一級	安倍川	安倍川	中野新田水防倉庫		なかじま 中島	左	200	1. 75K+50m ┆ 2. 0K	B	洗掘の 未施工
5	一級	安倍川	安倍川	東海道新幹線安倍川橋梁		みどりがおかちよう 緑が丘町 ┆ たまち 田町	左	1, 790	2. 75K+70m ┆ 4. 5K	B	堤防脆弱性
6	一級	安倍川	安倍川	田町水防倉庫		たまち 田町	左	350	5. 5K ┆ 5. 75K+90m	B	堤防脆弱性
7	一級	安倍川	安倍川	安西橋～静清BP下流		やなぎちよう 柳町	左	1, 380	6. 0K ┆ 7. 25K+50m	B	堤防脆弱性
8	一級	安倍川	安倍川	静清BP下流		みかわちよう 美川町	左	100	7. 25K+70m ┆ 7. 25K+170m	B	洗掘の 未施工
9	一級	安倍川	安倍川	秋山新田排水樋管		さくらちよう 桜町	左	290	8. 25K ┆ 8. 5K	B	堤防脆弱性
10	一級	安倍川	安倍川	こころの医療センター～与一住宅団地		よいち 与一	左	150	9. 5K+20m ┆ 9. 5K+170m	B	洗掘の 未施工
11	一級	安倍川	安倍川	こころの医療センター～与一住宅団地		よいち 与一	左	550	9. 5K ┆ 10. 25K+50m	B	堤防脆弱性
12	一級	安倍川	安倍川	中部運転免許センター下流		よいち 与一	左	30	10. 5K+30m ┆ 10. 5K+60m	B	洗掘の 未施工
13	一級	安倍川	安倍川	中部運転免許センター		よいち 与一	左	260	10. 75K ┆ 11. 0K	B	堤防脆弱性
14	一級	安倍川	安倍川	福田ヶ谷公民館～諸岡山霊園		ふくだがや 福田ヶ谷	左	420	11. 75K ┆ 12. 25K+90m	B	堤防脆弱性
15	一級	安倍川	安倍川	賤機中学校		しも 下	左	180	12. 25K+260m ┆ 12. 5K+120m	B	堤防脆弱性

水 防 工 法	水 管 防 理 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し工	静岡市	吉津	710	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 13
	静岡市	吉津	710	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	小瀬戸	611	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	

積土のう工	静岡市	中島	7,506	中島小学校	054-283-4455	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重1
シート張り 工	静岡市	中島	7,506	中島小学校	054-283-4455	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重1
シート張り 工	静岡市	中島	7,506	中島小学校	054-283-4455	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重2
木流し工	静岡市	中島	7,506	中島小学校	054-283-4455	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重2
シート張り 工	静岡市	中原	1,591	大里西小学校 田町小学校	054-285-9195 054-255-3428	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	田町	3,660	田町小学校	054-255-3428	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	柳町	3,760	番町小学校	054-253-2148	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
木流し工	静岡市	柳町	3,760	井宮小学校	054-271-5288	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	伝馬町新田	251	井宮北小学校	054-272-1326	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
木流し工	静岡市	与一	1,875	賤機南小学校 井宮北小学校	054-271-2335 054-272-1326	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重3
シート張り 工	静岡市	与一	1,875	賤機南小学校 井宮北小学校	054-271-2335 054-272-1326	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重3
木流し工	静岡市	与一	1,875	賤機南小学校 井宮北小学校	054-271-2335 054-272-1326	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	与一	1,875	賤機南小学校 井宮北小学校	054-271-2335 054-272-1326	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	福田ヶ谷	608	賤機南小学校	054-271-2335	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	下	1,458	賤機南小学校	054-271-2335	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
16	一級	安倍川	安倍川	新東名下流 静岡市	葵区	しも 下	左	490	12.75K S 13.25K	B	堤防脆弱性
17	一級	安倍川	安倍川	新東名～門屋上樋管 静岡市	葵区	かどや 門屋	左	700	13.5K+260m S 14.25K+50m	B	堤防脆弱性
18	一級	安倍川	安倍川	門屋用水樋管下流 静岡市	葵区	かどや 門屋	左	270	14.5K-50m S 14.75K-30m	B	洗掘の 未施工
19	一級	安倍川	安倍川	門屋用水樋管～丹野沢川 静岡市	葵区	うしづま 牛妻	左	670	15.0K S 15.75K	B	堤防脆弱性
20	一級	安倍川	安倍川	涂徳橋 静岡市	葵区	つどの 津渡野	左	40	18.75K+230m S 19.0Km	B	洗掘の 未施工
21	一級	安倍川	安倍川	俵沢樋管下流 静岡市	葵区	たわらざわ 俵沢	左	60	21.5K+30m S 21.5K+100m	B	堤防脆弱性
22	一級	安倍川	安倍川	俵沢樋管下流 静岡市	葵区	たわらざわ 俵沢	左	60	21.5K+30m S 21.5K+100m	B	G/W, i vによる照 査
23	一級	安倍川	安倍川	丸子川合流点 静岡市	駿河区	しもかわはら 下川原	右	260	0.0K+100m S 0.25K+210m	B	洗掘の 未施工
24	一級	安倍川	安倍川	丸子川合流点 静岡市	駿河区	しもかわはら 下川原	右	190	0.25K+140m S 0.5K+100m	B	河積不足
25	一級	安倍川	安倍川	(国)150号上下流 静岡市	駿河区	しもかわはら 下川原	右	1,000	0.5K S 1.5K	B	G/W, i vによる照 査
26	一級	安倍川	安倍川	川原小学校 静岡市	駿河区	しもかわはら 下川原	右	400	0.75K+100m S 1.25K	B	堤防脆弱性
27	一級	安倍川	安倍川	川原小学校 静岡市	駿河区	しもかわはら 下川原	右	140	1.0K+110m S 1.25K	B	洗掘の 未施工
28	一級	安倍川	安倍川	東新田公園 静岡市	駿河区	とうしんでん 東新田	右	1,200	1.5K S 2.75K-40m	B	堤防脆弱性
29	一級	安倍川	安倍川	静岡大橋上流 静岡市	駿河区	とうしんでん 東新田	右	480	2.75K+50m S 3.25K+80m	B	堤防脆弱性
30	一級	安倍川	安倍川	東新田公園 静岡市	駿河区	とうしんでん 東新田	右	240	2.00K+170m S 2.50K-90m	B	河積不足
31	一級	安倍川	安倍川	JR東海道線 静岡市	駿河区	とうしんでん 東新田	右	40	3.25K+230m S 3.5K+20m	B	洗掘の 未施工
32	一級	安倍川	安倍川	安倍川橋上流 静岡市	駿河区	てごし 手越	右	30	4.0K+170m S 4.0K+200m	B	洗掘の 未施工
33	一級	安倍川	安倍川	向敷地公園から上流 静岡市	駿河区	むこうしきじ 向敷地	右	380	4.5K+30m S 5.0K-110m	B	堤防脆弱性
34	一級	安倍川	安倍川	静岡西高校下流部 静岡市	葵区	まきがや 牧ヶ谷	右	270	5.25K+140m S 5.5K+70m	B	G/W, i vによる照 査

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
シート張り 工	静岡市	下	1,458	賤機南小学校	054-271-2335	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	門屋	301	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
木流し工	静岡市	牛妻	271	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	牛妻	271	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
木流し工	静岡市	牛妻	271	松野小学校	054-294-0002	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	牛妻	333	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重4
月の輪工	静岡市	牛妻	333	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重4
木流し工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重5
積土のう工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 5・6
月の輪工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 6・7
シート張り 工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重7
木流し工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重7
シート張り 工	静岡市	東新田	2,946	長田東小学校	054-259-7516	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重8
シート張り 工	静岡市	東新田	2,946	長田東小学校	054-259-7516	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	東新田	2,946	長田東小学校	054-259-7516	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
木流し工	静岡市	東新田	2,946	長田東小学校	054-259-7516	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
木流し工	静岡市	手越	5,410	長田北小学校	054-258-2997	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	向敷地 第一	5,410	長田北小学校	054-258-2997	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
月の輪工	静岡市	牧ヶ谷	5,380	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
35	一級	安倍川	安倍川	狩野橋上流 静岡市	葵区	よざえもんしんでん 与左衛門新田	右	130	9.75K+20m S 10.0K+100m	B	堤防脆弱性
36	一級	安倍川	安倍川	狩野橋上流 静岡市	葵区	えんどうしんでん 遠藤新田	右	100	12.25K+150m S 12.5K+50m	B	河積不足
37	一級	安倍川	安倍川	新東名高速道路 静岡市	葵区	なかのごう 中ノ郷	右	40	13.0K+80m S 13.0K+120m	B	洗掘の 未施工
38	一級	安倍川	安倍川	美和中学校 静岡市	葵区	あしくぼ 足久保	右	60	13.5K+30m S 13.5K+55m	B	洗掘の 未施工
39	一級	安倍川	安倍川	足久保団地 静岡市	葵区	あしくぼ 足久保	右	160	14.0K+80m S 14.25K+30m	B	堤防脆弱性
40	一級	安倍川	安倍川	油山川合流点～松野小学校 静岡市	葵区	ゆやま 油山	右	1,750	15.75K+280m S 17.5K+110m	B	G/W, i vによる照 査
41	一級	安倍川	藁科川	安倍川合流点～新聞谷川 合流点 静岡市	葵区	はとり 羽鳥 S しんま 新聞	左	4,010	0.0K S 4.0K+30m	B	G/W, i vによる照 査
42	一級	安倍川	藁科川	蛍ヶ丘団地 静岡市	葵区	しんま 新聞	左	900	4.0K+120m S 5.0K	B	G/W, i vによる照 査
43	一級	安倍川	藁科川	白髭神社 静岡市	葵区	やつ 谷津	左	1,210	5.0K+320m S 6.5K	B	G/W, i vによる照 査
44	一級	安倍川	藁科川	谷津樋管上流 静岡市	葵区	おおはら 大原	左	530	6.5K+200m S 7.0K+240m	B	G/W, i vによる照 査
45	一級	安倍川	藁科川	水見色川合流点～大原樋管 静岡市	葵区	おおはら 大原	左	1,310	7.5K S 9.0K+70m	B	G/W, i vによる照 査
46	一級	安倍川	藁科川	牧ヶ谷上陸閘～静岡市環境公社 静岡市	葵区	うぶめ 産女	右	1,440	1.5K+30m S 3.0K+210m	B	G/W, i vによる照 査
47	一級	安倍川	藁科川	静岡鐵工所 静岡市	葵区	うぶめ 産女	右	110	2.0K+130m S 2.0K+250m	B	洗掘の 未施工
48	一級	安倍川	藁科川	静岡鐵工所 静岡市	葵区	うぶめ 産女	右	100	2.0K+300m S 2.0K+400m	B	洗掘の 未施工

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
シート張り 工	静岡市	慈悲尾	2, 229	美和小学校 安倍口小学校	054-296-0700 054-296-0005	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	安倍口	4, 548	美和小学校 安倍口小学校	054-296-0700 054-296-0005	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
木流し工	静岡市	遠藤新田	2, 229	美和小学校 安倍口小学校	054-296-0700 054-296-0005	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
木流し工	静岡市	足久保	1, 100	美和中学校	054-296-0009	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市	足久保	3, 100	美和中学校	054-296-0009	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
月の輪工	静岡市	油山	674	松野小学校	054-294-0002	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
月の輪工	静岡市	羽鳥	6, 800	服織西小学校 服織小学校	054-278-9793 054-278-6322	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
月の輪工	静岡市	新聞	2, 550	服織西小学校	054-278-9793	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
月の輪工	静岡市	谷津	417	服織西小学校	054-278-9793	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
月の輪工	静岡市	大原	970	中藁科小学校	054-279-0130	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
月の輪工	静岡市	大原	970	中藁科小学校	054-279-0130	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重9
月の輪工	静岡市	牧ヶ谷	500	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 10・ 11・12
木流し工	静岡市	牧ヶ谷	512	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 10
木流し工	静岡市	牧ヶ谷	512	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 11

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
49	一級	安倍川	藁科川	産女上樋管 静岡市	葵区	うぶめ 産女	右	30	3.0K+180m S 3.0K+210m	B	洗掘の 未施工
50	一級	安倍川	藁科川	静岡市環境公社～養源樋 管 静岡市	葵区	よしづ 吉津 S こぜと 小瀬戸	右	2,690	3.0K+360m S 6.0K-240m	B	G/W, i vによる照 査
51	一級	安倍川	藁科川	新東名上流 静岡市	葵区	こぜと 小瀬戸	右	90	5.5K+110m S 6.0K-300m	B	洗掘の 未施工
52	一級	安倍川	藁科川	静岡木粉管理協同組合～ 富厚里上樋管 静岡市	葵区	こぜと 小瀬戸 S ふこうり 富厚里	右	2,040	6.0K+50m S 8.0K+240m	B	G/W, i vによる照 査
53	一級	安倍川	藁科川	富厚里下樋管下流 静岡市	葵区	ふこうり 富厚里	右	200	6.5K+370m S 7.0K+70m	B	洗掘の 未施工
54	一級	安倍川	藁科川	富厚里下樋管上流 静岡市	葵区	ふこうり 富厚里	右	120	7.0K+220m S 7.0K+340m	B	洗掘の 未施工
55	一級	安倍川	藁科川	富厚里橋上流 静岡市	葵区	ふこうり 富厚里	右	40	8.5K S 8.5K+40m	B	洗掘の 未施工
56	一級	安倍川	藁科川	富厚里橋上流 静岡市	葵区	ふこうり 富厚里	右	30	8.5K+140m S 8.5K+170m	B	洗掘の 未施工
重要度B 小計				河川：56箇所				32,400			
12	一級	安倍川	藁科川	大原樋管付近 静岡市	葵区	おおはら 大原	左	70	8.5K+350m S 8.5K+420m	要 注 意	R6.3 新堤防
13	一級	安倍川	藁科川	牧ヶ谷橋下流 静岡市	葵区	まきがや 牧ヶ谷	右	20	0.5K+340m S 1.0K-120m	要 注 意	R6.3 新堤防
16	一級	安倍川	藁科川	わらしな学園上流 静岡市	葵区	はんま 飯間	右	130	4.0K+500m S 4.5K+130m	要 注 意	R6.3 新堤防
要注意 小計				河川：3箇所				220			
合計				河川：77箇所				34,265			

注) 合計は要注意区間を除く

備考欄にある富重及び安重とは、対象区間が富士川水系及び安倍川水系の重点区間であることを示す。
また、対象番号は巻末直轄河川重要水防箇所河川別箇所図と対照する。

水 防 工 法	水 防 管 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し工	静岡市	牧ヶ谷	710	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 12
月の輪工	静岡市	牧ヶ谷	710	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 13・ 14・ 15・16
木流し工	静岡市	小瀬戸	310	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 16
月の輪工	静岡市	富厚里	602	藁科中学校 中藁科小学校	054-279-0120 054-279-0130	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 17・ 18
木流し工	静岡市	富厚里	569	中藁科小学校	054-279-0130	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 17
木流し工	静岡市	富厚里	569	中藁科小学校	054-279-0130	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 18
木流し工	静岡市	富厚里	569	中藁科小学校	054-279-0130	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
木流し工	静岡市	富厚里	569	中藁科小学校	054-279-0130	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	

	静岡市	大原	970	藁科中学校	054-279-0120	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重9
	静岡市	牧ヶ谷	1,702	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
	静岡市	吉津	310	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	安重 14

表. 3-6-2 県管理区間重要水防箇所(静岡水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市		大字					
静-1	一級	安倍川	久住谷川	右支川合流点から上流へ			左右	300	1.3K S 1.6K	A	断面狭小
				静岡市	葵区	はとり 羽鳥					
静-2	一級	安倍川	内牧川	療護施設静岡市桜の園～ 市営西ヶ谷球場			左右	1,850	0.8K S 2.7K+30m	A	断面狭小
				静岡市	葵区	にしがや 西ヶ谷					
静-3	二級	巴川	巴川	上土団地～清水港合流点			左右	11,500	0.0K S 11.5K	A	断面狭小 及び洗掘
					清水区	ひのでちょう 日の出町 S あげつち 上土					
				静岡市	葵区						
静-4	二級	巴川	大沢川	花みずき通りから上流へ			左右	440	2.0K S 2.4K+40m	A	断面狭小
				静岡市	清水区	ふなばら 船原					
静-5	二級	巴川	継川	静清バイパスを中心に上下流			左右	800	2.5K S 3.3K	A	断面狭小
				静岡市	葵区	せなちゅうおう 瀬名中央					
静-6			静岡海岸	安倍川終点 ～久方自転車道橋				7,842	安倍川左岸 より 東へ7,842m	A	海岸浸食
				静岡市	駿河区	なかじま 中島 S ねごや 根古屋					
静-7			清水海岸	久方自転車道橋 ～三保灯台				7,600	滝ヶ原川 左岸より 東へ7,600m	A	海岸浸食
					清水区	へびづか 蛇塚 S みほ 三保					
				静岡市	清水区						
重要度A 小計				河川：5箇所 海岸：2箇所				14,890 15,442			
静-8	一級	安倍川	丸子川	芹が谷大橋から小豆川合流点			左右	900	3.8K S 4.7K	B	支川合流部
				静岡市	駿河区	まりこ 丸子					
静-9	一級	安倍川	丸子川	かまぶろ溪山閣～(国)1 号宇津の谷トンネル			左右	640	10.1K S 10.7K+40m	B	断面狭小
				静岡市	駿河区	うつのや 宇津の谷					
静-10	一級	安倍川	久住谷川	久住谷川橋から下流へ			左右	400	0.0K S 0.4K	B	断面狭小
				静岡市	葵区	はとり 羽鳥					
静-11	一級	安倍川	内牧川	旧内牧温泉から療護施設静岡市桜の園			左右	920	2.7K+30m S 3.6K+50m	B	断面狭小
				静岡市	葵区	うちまき 内牧					

水 防 工 法	水 防 理 体 管 団	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	静岡市	藁科川	1,370	服織小学校	054-278-6322	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	安倍口	1,681	安倍口小学校	054-296-0005	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	第12分団 松井町 川 合	7,138 16,310	千代田小学校 千代田東小学校 東源台小学校 飯田生涯学習交流館 有度生涯学習交流館 高部生涯学習交流館 入江生涯学習交流館 浜田生涯学習交流館 清水生涯学習交流館 江尻生涯学習交流館	054-261-2685 054-262-1842 054-265-2500 054-364-0911 054-345-4886 054-346-0828 054-363-2802 054-351-3030 054-352-7755 054-367-3321	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	船原町	812	船越生涯学習交流館 岡生涯学習交流館	054-351-3121 054-354-1350	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	瀬名	8,310	西奈南小学校 西奈小学校	054-263-5544 054-261-3041	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
根固ブロック工 積土のう工	静岡市	静岡土木	15,556	中島小学校 大里東小学校 大谷小学校 久能小学校	054-283-4455 054-237-0879 054-237-0008 054-237-	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
根固ブロック工 積土のう工	静岡市	第6分団	17,015	駒越 生涯学習交流館 折戸 生涯学習交流館 三保 生涯学習交流館	054-355-6171 054-335-6470 054-334-2230	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	丸子第2	6,399	長田西小学校	054-259-8256	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	丸子第2	151	長田西小学校	054-259-8256	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	藁科川	1,201	服織小学校	054-278-6322	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	安倍口	2,128	安倍口小学校	054-296-0005	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市		大字					
静- 12	一級	安倍川	油山川	白髭神社から下流へ 静岡市 葵区 ゆやま 油山			左右	900	1.0K S 1.9K	B	断面狭小
静- 13	二級	巴川	瀬名新川	静岡バイパスから上流へ 静岡市 葵区 せな 瀬名 とりさか 鳥坂			左右	410	0.5K+90m S 1.0K	B	断面狭小
静- 14	二級	庵原川	庵原川	JR東海道線橋～国道1号庵原川橋 静岡市 清水区 よこすなにしちょう 横砂西町			左右	140	0.3K+30m S 0.4K+70m	B	断面狭小
重要度B 小計				河川：7箇所				4,310			
中計			河川数 箇所数	9本 12箇所				19,200			
			海岸	2箇所				15,442			
計			県管理	14箇所				34,642			
合計			水防区計	91箇所				68,907			

注) 対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	静岡市	油山	674	松野小学校	054-294-0002	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	瀬名 第13分団	733 1,777	西奈南小学校 高部生涯学習交流 館	054-263-5544 054-346-0828	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	横砂	1,180	袖師生涯学習交 流館	054-367-1138	静岡市長	自主防災組織	同報無線 他	

表.3-7-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(島田水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
1	一級	大井川	大井川	東海道新幹線大井川橋梁下流 島田市			右	70	7.2K+70m S 7.4K-60m	A	暫定堤防 (霞堤)
重要度A 小計				河川：1箇所				70			
1	一級	大井川	大井川	大井川環境管理センター～出 光大井川油槽所 焼津市		はぶち 飯淵	左	1,210	-0.4K+90m S 1.0K-100m	B	河積不足
2	一級	大井川	大井川	出光大井川油槽所 焼津市		はぶち 飯淵	左	200	0.4K+90m S 0.6K+90m	B	洗掘の 未施工
3	一級	大井川	大井川	太平橋上流 焼津市		はぶち 飯淵	左	110	1.4K-10m S 1.4K+100m	B	洗掘の 未施工
4	一級	大井川	大井川	大井川河川敷運動公園 焼津市		にしじま 西島	左	80	3.8K+60m S 3.8K+140m	B	洗掘の 未施工
5	一級	大井川	大井川	東名高速道路上流 焼津市		あいかわ 相川	左	340	5.4K S 5.8K-60m	B	堤防脆弱性
6	一級	大井川	大井川	日清紡績 焼津市		かみいずみ 上泉	左	20	6.4K+100m S 6.4K+120m	B	洗掘の 未施工
7	一級	大井川	大井川	日清紡績 焼津市		かみいずみ 上泉	左	110	6.6K S 6.8K-90m	B	堤防脆弱性
8	一級	大井川	大井川	JR東海道線上流 藤枝市		げんすけ 源助	左	200	8.4K S 8.6K	B	
9	一級	大井川	大井川	大津谷川合流点 藤枝市		げんすけ 源助	左	280	8.6K+70m S 9.0K-50m	B	G/W, i vによる照 査
10	一級	大井川	大井川	源助橋 島田市		ほそじま 細島	左	50	9.0K+190m S 9.2K+40m	B	洗掘の 未施工
11	一級	大井川	大井川	谷口橋～島田大橋下流 島田市		おうけ 御請	左	1,110	10.2K+60m S 11.4K	B	堤防脆弱性
12	一級	大井川	大井川	アピタ 島田市		ほうらいちょう 宝来町	左	220	12.0K S 12.2K+20m	B	堤防脆弱性
13	一級	大井川	大井川	島田球場上流 島田市		よこい 横井	左	160	13.8K S 14.0K-30m	B	堤防脆弱性
14	一級	大井川	大井川	JR東海道線下流 島田市		よこい 横井	左	280	14.6K S 14.8K+80m	B	堤防脆弱性
15	一級	大井川	大井川	島田市博物館 島田市		むかいじまちょう 向島町	左	210	15.2K S 15.4K	B	堤防脆弱性
16	一級	大井川	大井川	(国)1新大井川橋下流 島田市		おおか 相賀	左	200	16.6K S 16.8K	B	堤防脆弱性
17	一級	大井川	大井川	(国)1新大井川橋上流 島田市		おおか 相賀	左	10	17.4K+160m S 17.6K+10m	B	河積不足

水 防 工 法	水 防 管 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
—	島田市	高島	—	—	—	島田市長	大柳 自主防災会長	同報無線 他	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	30	大井川港コミュニティー 防災センター	054-622-1337	焼津市長	焼津市	同報無線 他	大重1
木流し工	焼津市	大井川水防 センター	340	大井川港コミュニティー 防災センター	054-622-1337	焼津市長	焼津市	同報無線 他	大重1
木流し工	焼津市	大井川水防 センター	340	大井川港コミュニティー 防災センター	054-622-1337	焼津市長	焼津市	同報無線 他	
木流し工	焼津市	大井川水防 センター	—	大井川西小学校	054-622-0049	焼津市長	焼津市	同報無線 他	
シート張り 工	焼津市	大井川水防 センター	—	大井川西小学校	054-622-0049	焼津市長	焼津市	同報無線 他	
木流し工	焼津市	大井川水防 センター	—	大井川西小学校	054-622-0049	焼津市長	焼津市	同報無線 他	
シート張り 工	焼津市	大井川水防 センター	—	大井川西小学校	054-622-0049	焼津市長	焼津市	同報無線 他	
	藤枝市	善左衛門	8, 128	大洲地区交流センター 大洲小学校	054-636-0059 054-635-2441	藤枝市長	大洲 第1～4自治会 自主防災会長	同報無線 他	
月の輪工	藤枝市	善左衛門	8, 128	大洲地区交流センター 大洲小学校	054-636-0059 054-635-2441	藤枝市長	大洲 第1～4自治会 自主防災会長	同報無線 他	
木流し工	島田市	高島	120	六合東小学校	0547-37-2711	島田市長	東町 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り 工	島田市	高島	120	六合東小学校	0547-37-2711	島田市長	東町 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り 工	島田市	高島	120	六合東小学校	0547-37-2711	島田市長	東町 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り 工	島田市	高島	3, 800	島田第一小学校	0547-35-5211	島田市長	向谷 自主防災会長	同報無線	
シート張り 工	島田市	高島	3, 800	島田第一小学校	0547-35-5211	島田市長	向谷 自主防災会長	同報無線	
シート張り 工	島田市	高島	3, 800	島田第一小学校	0547-35-5211	島田市長	向谷 自主防災会長	同報無線	
シート張り 工	島田市	神座	170	旧相賀小学校	0547-32-0023	島田市長	相賀 自主防災会長	同報無線 他	
積土のう工	島田市	神座	170	旧相賀小学校	0547-32-0023	島田市長	相賀 自主防災会長	同報無線 他	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
18	一級	大井川	大井川	新東名大井川橋梁上下流		おおか 相賀	左	360	18.2K+120m S	B	堤防脆弱性
				島田市					18.6K+90m		
19	一級	大井川	大井川	新東名～大井川用水路橋		おおか 相賀	左	960	18.8K+100m S	B	暫定堤防 (河積不足)
				島田市					20.0K-70m		
20	一級	大井川	大井川	相賀谷川合流点		おおか 相賀	左	50	19.4K+150m S	B	洗掘の 未施工
				島田市					19.6K		
21	一級	大井川	大井川	大沢排水路～大井神社		かんざ 神座	左	1,030	19.8K+70m S	B	G/W, i vによる照 査
				島田市					20.9K		
22	一級	大井川	大井川	大沢排水路～大井神社		かんざ 神座	左	280	20.6K+120m S	B	堤防脆弱性
				島田市					20.9K		
23	一級	大井川	大井川	神座総合スポーツ広場上流約100m		かんざ 神座	左	100	23.0K+150m S	B	洗掘の 未施工
				島田市					23.2K+50m		
24	一級	大井川	大井川	県立吉田公園		かわしり 川尻	右	1,210	-0.4K S	B	堤防脆弱性
				榛原郡	吉田町				0.8K		
25	一級	大井川	大井川	県立吉田公園		かわしり 川尻	右	850	-0.4K+100m S	B	河積不足
				榛原郡	吉田町				0.6K-60m		
26	一級	大井川	大井川	県立吉田公園		かわしり 川尻	右	100	0.0K+90m S	B	洗掘の 未施工
				榛原郡	吉田町				0.2K-10m		
27	一級	大井川	大井川	旭テクノグラス静岡工場		かわしり 川尻	右	40	0.4K+170m S	B	洗掘の 未施工
				榛原郡	吉田町				0.6K+10m		
28	一級	大井川	大井川	旭テクノグラス静岡工場		かわしり 川尻	右	50	0.6K+190m S	B	洗掘の 未施工
				榛原郡	吉田町				0.8K+40m		
29	一級	大井川	大井川	太平橋上下流		かわしり 川尻	右	60	1.0K+140m S	B	洗掘の 未施工
				榛原郡	吉田町				1.2K		
30	一級	大井川	大井川	大平橋上流		かわしり 川尻	右	10	1.2K+190m S	B	洗掘の 未施工
				榛原郡	吉田町				1.4K		
31	一級	大井川	大井川	熊野神社～富士見橋		かわしり 川尻	右	1,100	3.0K+30m S	B	堤防脆弱性
				榛原郡	吉田町				4.2K-60m		
32	一級	大井川	大井川	オカモト静岡工場		かわしり 川尻	右	30	3.4K+60m S	B	洗掘の 未施工
				榛原郡	吉田町				3.4K+90m		
33	一級	大井川	大井川	富士見橋～東名高速道路		おおはた 大幡	右	920	4.2K+40m S	B	堤防脆弱性
				榛原郡	吉田町				5.0K+60m		
34	一級	大井川	大井川	富士写真フイルム工場		おおはた 大幡	右	100	4.6K+60m S	B	洗掘の 未施工
				榛原郡	吉田町				4.6K+160m		
35	一級	大井川	大井川	東名高速道路上流		なががわ 中河	右	320	5.4K S	B	堤防脆弱性
				島田市					5.8K-80m		
36	一級	大井川	大井川	東名高速道路上流		なががわ 中河	右	10	5.6K+90m S	B	洗掘の 未施工
				島田市					5.6K+100m		
37	一級	大井川	大井川	はばたき橋上下流		なががわ 中河	右	860	5.6K+170m S	B	堤防脆弱性
				島田市					6.8K		

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
シート張り 工	島田市	神座	170	旧相賀小学校	0547-32-0023	島田市長	相賀 自主防災会長	同報無線 他	
積土のう工	島田市	神座	370	旧相賀小学校 旧神座小学校	0547-32-0023 0547-32-0311	島田市長	相賀・神座・鵜 網自主防災会長	同報無線 他	大重2
木流し工	島田市	神座	370	旧相賀小学校 旧神座小学校	0547-32-0023 0547-32-0311	島田市長	相賀・神座・鵜 網自主防災会長	同報無線 他	
月の輪工	島田市	神座	200	旧神座小学校	0547-32-0311	島田市長	神座・鵜網 自主防災会長	同報無線 他	大重 2・ 3・4
シート張り 工	島田市	神座	200	旧神座小学校	0547-32-0311	島田市長	神座・鵜網 自主防災会長	同報無線 他	大重4
木流し工	島田市	神座	50	旧神座小学校	0547-32-0311	島田市長	神座・鵜網 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り 工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重 5・ 6・7
積土のう工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重5
木流し工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重5
木流し工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重 5・6
木流し工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重7
木流し工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	
木流し工	吉田町	住吉	1,200	中央小学校	0548-32-1300	吉田町長	川尻山通り 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り 工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重8
木流し工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重8
シート張り 工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重9
木流し工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重9
シート張り 工	島田市	高島	300	初倉中学校	0547-38-0024	島田市長	中河 自主防災会長	同報無線 他	大重 10
木流し工	島田市	高島	300	初倉中学校	0547-38-0024	島田市長	中河 自主防災会長	同報無線 他	大重 10
シート張り 工	島田市	高島	300	初倉中学校	0547-38-0024	島田市長	中河 自主防災会長	同報無線 他	大重 11・ 12

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
38	一級	大井川	大井川	はばたき橋上流 島田市		なかがわ 中河	右	260	6. 2K+60m S 6. 6K-80m	B	洗掘の 未施工
39	一級	大井川	大井川	松野鑄造所 島田市		さかもと 阪本	右	240	8. 8K+120m S 9. 2K+50m	B	G/W, i vによる照 査
40	一級	大井川	大井川	谷口橋 島田市		さかもと 阪本	右	40	9. 8K S 9. 8K+40m	B	洗掘の 未施工
41	一級	大井川	大井川	谷口橋 島田市		さかもと 阪本	右	220	9. 8K+20m S 10. 2K-50m	B	G/W, i vによる照 査
42	一級	大井川	大井川	谷口橋上流約900m 島田市		さかもと 阪本	右	245	10. 8K+40m S 11. 2K-80m	B	洗掘の 未施工
43	一級	大井川	大井川	島田大橋上流 島田市		さかもと 阪本	右	350	11. 6K+200m S 12. 0K+80m	B	洗掘の 未施工
44	一級	大井川	大井川	鎌塚茶農協下流約400m 島田市		ゆい 湯日	右	330	13. 6K+190m S 14. 0K	B	洗掘の 未施工
45	一級	大井川	大井川	大代川合流部 島田市		かなやにけんや 金谷二軒家	右	20	14. 8K+130m S 14. 8K+150m	B	洗掘の 未施工
46	一級	大井川	大井川	新大井川橋下流 島田市		かなやあずま 金谷東	右	700	16. 2K+200m S 16. 8K+70m	B	堤防脆弱性
47	一級	大井川	大井川	新大井川橋上流 島田市		しま 島	右	370	16. 8K+160m S 17. 2K+30m	B	堤防脆弱性
48	一級	大井川	大井川	築切下排水樋管 島田市		うしお 牛尾	右	370	17. 2K+130m S 17. 8K	B	堤防脆弱性
49	一級	大井川	大井川	新東名大井川橋 島田市		うしお 牛尾	右	100	19. 0K+20m S 19. 4K-10m	B	河積不足
重要度B 小計				河川：49箇所				16,475			
要注意 小計				河川：0箇所				0			
合計				河川：50箇所				16,545			

注) 合計は要注意区間を除く
備考欄にある大重とは、対象区間が大井川水系の重点区間であることを示す
また、対象番号は巻末直轄河川重要水防箇所河川別箇所図と対照する。

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し工	島田市	高島	300	初倉中学校	0547-38-0024	島田市長	中河 自主防災会長	同報無線 他	大重 12
月の輪工	島田市	高島	50	初倉小学校	0547-38-0004	島田市長	谷口下 自主防災会長	同報無線 他	
木流し工	島田市	高島	50	初倉小学校	0547-38-0004	島田市長	谷口下 自主防災会長	同報無線 他	大重 13
月の輪工	島田市	高島	50	初倉小学校	0547-38-0004	島田市長	谷口下 自主防災会長	同報無線 他	大重 13
木流し工	島田市	高島	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	
木流し工	島田市	高島	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	
木流し工	島田市	金谷	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	
木流し工	島田市	金谷	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	
シート張り 工	島田市	金谷	100	ふじのくに 国際高校	0547-39-5931	島田市長	金谷東町 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り 工	島田市	金谷	100	ふじのくに 国際高校	0547-39-5931	島田市長	金谷東町 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り 工	島田市	金谷	500	五和小学校	0547-45-2641	島田市長	牛尾 自主防災会長	同報無線 他	
積土のう工	島田市	金谷	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	

表. 3-7-2 県管理区間重要水防箇所(島田水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
島-1	二級	栃山川	黒石川	黒石橋から上流へ 焼津市			こがわ 小川	左右	600	0.6K ＼ 1.2K	A 断面狭小
島-2	一級	大井川	伊太谷川	放水路流入点～新東名交差付近 島田市			いた 伊太	左右	700	3.7K ＼ 4.4K	A 断面狭小
島-3	一級	大井川	尾川	大津谷川合流点から上流へ 島田市			おちあい 落合	左右	200	0.0K ＼ 0.2K	A 断面狭小
島-4	一級	大井川	相賀谷川	下相賀橋から上流へ 島田市			おおか 相賀	左右	300	0.2K+50m ＼ 0.5K+50m	A 断面狭小
島-5	二級	栃山川	東光寺谷川	八島橋から上流へ 島田市			きしちょう 岸町	左右	150	2.4K ＼ 2.5K+50m	A 断面狭小
島-6	二級	栃山川	東光寺谷川	出合橋から阿知ヶ谷橋 島田市			あちがや 阿知ヶ谷	左右	150	3.2K ＼ 3.3K+50m	A 断面狭小
重要度A 小計				河川：6箇所				2,100			
島-7	一級	大井川	大津谷川	尾川合流点から上流へ 島田市			おちあい 落合	左右	280	3.1K+20m ＼ 3.4K	B 断面狭小
島-8	二級	瀬戸川	葉梨川	中田橋～中ノ合橋上流50m 藤枝市			なかのごう 中ノ合	左右	1,000	6.0K ＼ 7.0K	B 断面狭小
島-9	二級	瀬戸川	市場川	葉梨川合流点～寺前橋 藤枝市			にしがた 西方	左右	720	0.0K ＼ 0.7K+20m	B 断面狭小
島-10	二級	栃山川	黒石川	黒石橋上流600m～若草橋 焼津市			こがわ 小川	左右	1,100	1.2K ＼ 2.3K	B 断面狭小
島-11	二級	栃山川	木屋川	中根新田橋～木屋川橋上流50m 焼津市			ほんなかね 本中根	左右	500	4.8K ＼ 5.3K	B 断面狭小
島-12	二級	栃山川	成案寺川	栃山川合流点～竹橋 焼津市			いっしき 一色	左右	650	0.0K ＼ 0.6K+50m	B 断面狭小
島-13	二級	栃山川	成案寺川	竹橋～長河原橋 焼津市			そううえもん 惣右衛門	左右	480	0.6K+50m ＼ 1.1K+30m	B 断面狭小 漏水
島-14	二級	栃山川	成案寺川	長河原橋～成案寺橋下流30m 焼津市			そううえもん 惣右衛門	左右	370	1.1K+30m ＼ 1.5K	B 断面狭小
島-15	二級	栃山川	成案寺川	助蔵橋上流100m～旧大井川町境 焼津市			おおじま 大島	左右	1,150	1.7K ＼ 2.8K+50m	B 断面狭小
島-16	二級	志太田中川	志太田中川	六軒屋大橋上流220m～宮 島橋上流200m 焼津市			たかしんでん 高新田	左右	800	0.7K ＼ 1.5K	B 断面狭小
島-17	二級	志太田中川	志太田中川	田中川橋下流150m～中河 原橋上流200m 焼津市			むなだか 宗高	左右	1,900	2.0K ＼ 3.9K	B 断面狭小
島-18	二級	志太田中川	泉川	泉川橋上流120m～相川橋上流110m 焼津市			あいかわ 相川	左右	200	3.6K ＼ 3.8K	B 断面狭小
島-19	二級	瀬戸川	石脇川	石脇水門～JR橋 焼津市			はまとうめ 浜当目	左右	770	0.0K ＼ 0.7K+70m	B 断面狭小

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	4,250	小川小学校 小川中学校 小川地域交流センター	054-624-3097 054-628-3777 054-624-8191	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	島田市	高島	230	島田樟誠高校 北校舎	0547-37-3116	島田市長	伊太 自主防災会長	同報無線 等	
積土のう工	島田市	高島	108	大津小学校	0547-37-2922	島田市長	落合 自主防災会長	同報無線 等	
積土のう工	島田市	神座	75	旧相賀小学校	0547-32-0023	島田市長	相賀 自主防災委員長	同報無線 等	
積土のう工	島田市	高島	180	岸町 スポーツ広場 島田工業高校	—— 0547-37-4194	島田市長	岸町 自主防災会長	同報無線 等	
積土のう工	島田市	高島	82	島田工業高校	0547-37-4194	島田市長	阿知ヶ谷 自主防災会長	同報無線 等	

積土のう工	島田市	高島	160	大津小学校	0547-37-2922	島田市長	落合 自主防災会長	同報無線 等	
積土のう工	藤枝市	葉梨	595	葉梨地区 交流センター 葉梨中学校	054-638-1376 054-638-0003	藤枝市長	葉梨 第2自治会長	同報無線 等	
積土のう工	藤枝市	葉梨	1,025	葉梨地区 交流センター	054-638-1376	藤枝市長	葉梨 第1自治会長	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	8,650	小川小学校 小川中学校 黒石小学校	054-624-3097 054-628-3777 054-629-4855	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	2,750	大富小学校 静岡福祉大学	054-624-4316 054-623-7000	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	1,100	ディスカバリー パーク焼津 天文科学館	054-625-0800	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	800	ディスカバリー パーク焼津 天文科学館	054-625-0800	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	650	ディスカバリー パーク焼津 天文科学館	054-625-0800	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	1,950	鍛冶島公会堂	——	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	1,930	大井川南小学校	054-622-0104	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	1,460	大井川東小学校 大井川福祉セン ター	054-622-0010 054-662-0610	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	大井川水防 センター	230	大井川西小学校	054-622-0049	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	石脇	4,650	浜当目コミュニ ティー 防災センター	054-627-7283	焼津市長	焼津市 第17自治会長	同報無線 等	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
島-20	二級	高草川	高草川	松久保橋下流30m～東名高速道路上流160m		よしづ吉津	左右	800	0.7K ┆ 1.5K	B	断面狭小
島-21	一級	大井川	大井川	特養老人ホーム前		かわねちよういえやま川根町家山	右	800	30.8K ┆ 31.6K	B	堤防高不足
島-22	一級	大井川	大井川	昭和橋下流200m～昭和橋上流200m			左	400	40.8K ┆ 41.2K	B	断面狭小
島-23	一級	大井川	大井川	柿間沢～中津川付近		かみながお上長尾	左右	600	51.2K ┆ 51.8K	B	堤防高不足(左) 断面狭小
島-24	一級	大井川	大井川	茶茗館下流800m～万世橋下流200m		みずかわ水川	左右	2,200	55.6K ┆ 57.8K	B	断面狭小
島-25	一級	大井川	大井川	大井川鉄道青部駅付近		あおべ青部	左	140	61.0K+60m ┆ 61.2K	B	堤防高不足
島-26	一級	大井川	大井川	川根大橋から下流へ		せんず千頭	左右	700	67.6K ┆ 68.3K	B	断面狭小
島-27	一級	大井川	大井川	中部電力社宅前		せんず千頭	右	300	68.8K ┆ 69.1K	B	断面狭小
島-28	一級	大井川	相賀谷川	下相賀橋上流300m～滝田橋		おおか相賀	左右	2,900	0.5K+50m ┆ 3.4K+50m	B	断面狭小
島-29	一級	大井川	笹間川	大沢合流点下流500mから上流へ		かわねちようささまかみ川根町笹間上	左右	500	11.3K ┆ 11.8K	B	河岸洗掘
島-30	二級	勝間田川	勝間田川	勝間田川橋～朝生川合流点		しずなみ静波 ┆ なか中	左右	4,600	0.4K ┆ 5.0K	B	河積不足
島-31	二級	萩間川	萩間川	堀之内川下流30m～東中橋上流50m		おおえ大江	左右	400	2.3K ┆ 2.7K	B	河積不足
島-32	二級	萩間川	萩間川	白井川合流点～部ヶ谷川合流点		なかにし中西	左右	2,000	4.5K ┆ 6.5K	B	堤防断面不足
島-33	二級	須々木川	須々木川	旧須々木川橋から上流へ		すすき須々木	左右	400	0.7K ┆ 1.1K	B	堤防断面不足
※島-34	一級	菊川	菊川	掛川市		ひがしやま東山	左右	80	27.5K+90m ┆ 27.6K+70m	B	洗掘
重要度B小計				河川：28箇所				26,740			
中計			河川数箇所数	20本 34箇所				28,840			
計			県管理	河川：34箇所				28,840			
合計			水防区計	河川：84箇所				45,385			

注) 対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。

※34の菊川は平成元年の協定により島田土木事務所の管理とする。(袋-11)

水 防 工 法	水 防 管 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	焼津市	石脇	420	東益津小学校	054-628-4427	焼津市長	焼津市	同報無線 等	
積土のう工	島田市	家山	150	川根小学校	0547-53-2004	島田市長	大和田地区長	同報無線	
積土のう工	川根本町	下泉	300	地名地域振興セ ンター	IP告知88-7768	川根本町長	地名区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	川根本町	上長尾	500	三ツ星学園 (旧中川根中学校) 三ツ星学園 (旧三ツ星小学校)	0547-56-0032	川根本町長	高郷区長	IP告知 放送 システム等	
積土のう工	川根本町	徳山	700	徳山コミュニティー 防災センター 水川地域振興セン ター	IP告知57-2843 IP告知56-1485	川根本町長	徳山区長 水川区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	川根本町	川根本町 役場	32	青部地区集会所	IP告知59-1070	川根本町長	青部区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	川根本町	川根本町 役場	54	千頭東区会館	IP告知59-1076	川根本町長	千頭東区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	川根本町	川根本町 役場	90	寺馬区会館	IP告知59-1078	川根本町長	寺馬区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	島田市	神座	300	旧相賀小学校	0547-32-0023	島田市長	相賀自主 防災会委員長	同報無線 等	
積土のう工	島田市	出本	100	山村都市 交流センター ささま	—	島田市長	笹間自治会長	同報無線	
積土のう工	牧之原市	中	1,000	静波 コミュニティー 防災センター 川崎小学校	0548-22-1140 0548-22-0027	牧之原市長	静波区長 川崎区長	同報無線 広報車	
積土のう工	牧之原市	牧之原 市役所 相良庁舎	1,250	大江区民館 相良防災センター 相良小学校	0548-52-3229 0548-52-4545 0548-52-1433	牧之原市長	大江区長 相良区長 大沢区長	同報無線 広報車	
積土のう工	牧之原市	牧之原 市役所 相良庁舎	390	萩間小学校	0548-54-0020	牧之原市長	中里区長	同報無線 広報車	
積土のう工	牧之原市	牧之原 市役所 相良庁舎	100	相良小学校	0548-52-1433	牧之原市長	須々木区長	同報無線 広報車	
木流し工	掛川市	東山	30	小鮎川公会堂	0537-27-0086	掛川市長	東山4班 自主防災会長	同報無線 広報車	

表. 3-8-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(袋井水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
1	一級	菊川	菊川	菊川下流水管橋 菊川市		みねだ 嶺田	左	20	5. 4K S 5. 4K+20m	A	護岸根固 崩壊
2	一級	菊川	菊川	生仁場橋上流～大船渡橋下流 菊川市		みねだ 嶺田	左	1, 200	6. 2K+100m S 7. 4K+100m	A	河積不足
3	一級	菊川	菊川	稲荷部川合流点对岸 菊川市		みねだ 嶺田	左	100	7. 0K S 7. 0K+100m	A	護岸根固 崩壊 洗掘の未施工
4	一級	菊川	菊川	大船渡橋上下流 菊川市		しもひらかわ 下平川 S かみひらかわ 上平川	左	1, 000	7. 6K+100m S 8. 6K+100m	A	河積不足
5	一級	菊川	菊川	池村公民館 菊川市		かみひらかわ 上平川	左	50	8. 1K+50m S 8. 2K	A	護岸根固 崩壊 洗掘の未施工
6	一級	菊川	菊川	高田橋250m下流 菊川市		かみひらかわ 上平川	左	20	8. 8K+30m S 8. 8K+50m	A	護岸根固 崩壊
7	一級	菊川	菊川	新加茂橋下流 菊川市		かも 加茂	左	200	10. 8K+110m S 11. 0K+110m	A	護岸根固 崩壊
8	一級	菊川	菊川	加茂橋上流 菊川市		かも 加茂	左	200	12. 2K+100m S 12. 4K+100m	A	暫定堤防
9	一級	菊川	菊川	新菊川橋上流 菊川市		ほんじょ 本所	左	200	12. 6K+100m S 12. 8K+100m	A	暫定堤防
10	一級	菊川	菊川	文化会館アエル駐車場 菊川市		ほんじょ 本所	左	200	12. 8K+100m S 13. 0K+100m	A	暫定堤防
11	一級	菊川	菊川	八王子橋上流 菊川市		ほんじょ 本所	左	200	15. 0K+100m S 15. 2K+100m	A	河積不足
12	一級	菊川	菊川	潮海寺橋 菊川市		ちょうかいじ 潮海寺	左	170	16. 0K-90m S 16. 2K-80m	A	河積不足
13	一級	菊川	菊川	水神橋より150m上流 菊川市		ちょうかいじ 潮海寺	左	60	15. 9K+40m S 16. 0K	A	H16. 10洪水 被災箇所 護岸未施工
14	一級	菊川	菊川	沢水加川合流点より90m下流 菊川市		わだ 和田	左	30	16. 8K+70m S 16. 9K	A	ふとん籠 崩壊
15	一級	菊川	菊川	沢水加川合流点 菊川市		よしざわ 吉沢	左	400	17. 0K+100m S 17. 4K+100m	A	河積不足
16	一級	菊川	菊川	遠興自動車整備工場～新田川樋管 掛川市		きくはま 菊浜	右	60	2. 6K S 2. 7K	A	根固洗掘
17	一級	菊川	菊川	生仁場橋上流～稲荷部川 合流点下流 菊川市 掛川市		おおいし 大石 S いわなめ 岩滑	右	630	6. 4K+110m S 7. 0K+80m	A	河積不足
18	一級	菊川	菊川	川向悪水樋管上流 掛川市		いわなめ 岩滑	右	50	6. 7K S 6. 7K+50m	A	護岸の損傷 未施工

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重1
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
木流し工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	中嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
木流し工	菊川市	嶺田	170	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	池村自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
木流し工	菊川市	嶺田	170	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	池村自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
木流し工	菊川市	加茂	170	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	170	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重4
積土のう工	菊川市	加茂	20	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	下本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	20	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	下本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重5
積土のう工	菊川市	加茂	20	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	下本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重6
積土のう工	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重7
木流し工	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重7
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	和田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	吉沢自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重9
木流し工	掛川市	大東支所	100	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	国浜自主防災会長 三浜自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 10
積土のう工	掛川市	佐東 中	300	佐東小学校	0537-74-2026	掛川市長	岩滑自主防災会 長	同報無線 広報車	菊重 12
木流し工	掛川市	佐東	50	佐東小学校	0537-74-2026	掛川市長	岩滑自主防災会 長	同報無線 広報車	菊重 12

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
19	一級	菊川	菊川	大船渡橋上流～高田橋400m下流			右	850	7. 8K+120m S 8. 6K+110m	A	河積不足
20	一級	菊川	菊川	東名菊川橋100m下流～六郷樋管			右	290	13. 2K S 13. 4K+90m	A	護岸根固 崩壊
21	一級	菊川	菊川	六郷樋管			右	40	13. 4K+120m S 13. 4K+160m	A	護岸根固 崩壊
22	一級	菊川	菊川	新川橋			右	60	14. 2K+45m S 14. 2K+104m	A	護岸根固崩 壊・下前田 川合流点
23	一級	菊川	菊川	J R 東海道線橋上流			右	400	15. 4K+100m S 15. 8K+100m	A	河積不足
24	一級	菊川	菊川	塩井戸樋管下流～立ヶ谷 橋600上流			右	1, 440	16. 0K+120m S 17. 4K+100m	A	河積不足
25	一級	菊川	牛淵川	高橋上流～中嶋橋下流			左	200	2. 4K+100m S 2. 6K+100m	A	暫定堤防
26	一級	菊川	牛淵川	中島橋～宮前橋			左	200	11. 0K+100m S 11. 2K+100m	A	河積不足
27	一級	菊川	牛淵川	宮前橋～住川橋			左	400	11. 4K+100m S 11. 8K+100m	A	河積不足
28	一級	菊川	牛淵川	江川樋門対岸			右	200	4. 2K+100m S 4. 4K+100m	A	暫定堤防
29	一級	菊川	牛淵川	中島橋～宮前橋			右	400	11. 0K+100m S 11. 4K+100m	A	河積不足
30	一級	菊川	黒沢川	黒沢排水機場～黒沢橋上流			左	200	0. 2K+110m S 0. 5K	A	河積不足
31	一級	菊川	黒沢川	黒沢樋門～黒沢橋上流			右	540	0. 0K S 0. 5K	A	河積不足
32	一級	菊川	下小笠川	第3城東橋より300m下流			左	40	3. 0K S 3. 0K+40m	A	H17根固洗掘
33	一級	菊川	下小笠川	第3城東橋より300m下流			左	340	3. 0K+70m S 3. 4K+10m	A	H17根固洗掘
34	一級	菊川	下小笠川	第3城東橋より300m下流			左	90	3. 5K+10m S 3. 6K	A	H17根固洗掘
35	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋			左	230	3. 8K S 4. 0K+30m	A	H17根固洗掘
36	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より100m下流～第 3城東橋より300m下流			右	60	2. 9K+80m S 3. 0K+40m	A	H23根固洗掘
37	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より100m下流～第 3城東橋より300m下流			右	390	3. 0K+67m S 3. 4K+50m	A	H17根固洗掘

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のうエ	菊川市	加茂	130	内田 地区センター	0537-36-5499	菊川市長	稲荷部自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 13
木流しエ	菊川市	加茂	250	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	下本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流しエ	菊川市	加茂	250	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	五丁目自治会 長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流しエ	菊川市	加茂	250	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のうエ	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 16
積土のうエ	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 17
	掛川市	千浜	100	千浜東 コミュニティ 防災センター	0537-72-5736	掛川市長	千浜東 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のうエ	菊川市	加茂	50	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 18
積土のうエ	菊川市	加茂	50	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 18
	菊川市	堤	200	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	堂山自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
	菊川市	加茂	200	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 19
積土のうエ	菊川市	下平川	600	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	岳洋自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 20
積土のうエ	菊川市	下平川	630	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	岳洋自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 21
木流しエ	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	
木流しエ	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	
木流しエ	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 22
木流しエ	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 22
木流しエ	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	
木流しエ	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
38	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より100m下流～第3城東橋より300m下流		しもひじかた 下土方	右	500	3. 5K S 4. 0K+30m	A	H17根固洗掘
39	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋上流		しもひじかた 下土方	右	30	4. 1K+30m S 4. 1K+60m	A	H16. 10 被災箇所 すべり破壊の安全 性(Fs)不足
40	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋上流		しもひじかた 下土方	右	50	4. 2K S 4. 2K+50m	A	H16. 10 被災箇所
1	一級	天竜川	天竜川	掛塚水位観測所付近		かけつか 掛塚	左	220	3. 4K S 3. 6K+27m	A	H22. 7. 15 高水 未対策区間
2	一級	天竜川	天竜川	JR東海道線橋より400m下流		あかいけ 赤池	左	200	7. 0K+100m S 7. 2K+100m	A	S 57. 8. 2 漏水
3	一級	天竜川	天竜川	東名高速道路上下流		とうめい 東名	左	200	11. 4K S 11. 6K	A	護岸洗掘
4	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋下流		さぎさかなか 匂坂中	左	400	12. 8K S 13. 2K	A	護岸洗掘
5	一級	天竜川	天竜川	一雲済川合流点		てらだに 寺谷	左	300	15. 6K S 15. 6K	A	支川合流点 未処理
6	一級	天竜川	天竜川	豊岡総合センター		いっかんじ 壱貫地	左	150	19. 4K+100m S 19. 6K+50m	A	護岸洗掘
重要度A 小計				河川：46箇所				13, 210			
1	一級	菊川	菊川	国包樋管～花面橋		くにかね 国包 S ちはま 千浜	左	1, 620	2. 4K+120m S 4. 0K+100m	B	暫定堤防 河積不足
2	一級	菊川	菊川	花面揚水機		くにかね 国包	左	600	2. 6K+100m S 3. 2K+100m	B	暫定堤防
3	一級	菊川	菊川	花面揚水機		ちはま 千浜	左	100	3. 7K S 3. 8K	B	護岸の 膨らみ 未施工
4	一級	菊川	菊川	花面橋上流		みねだ 嶺田	左	200	4. 2K+100m S 4. 4K+100m	B	河積不足
5	一級	菊川	菊川	亀惣川橋～菊川下流水管橋		みねだ 嶺田	左	1, 600	4. 6K+100m S 6. 2K+100m	B	河積不足
6	一級	菊川	菊川	菊川下流水管橋～嶺田水位観測所付近		みねだ 嶺田	左	1, 200	5. 4K S 6. 6K	B	パイピング 破壊安全照 査G/W不足
7	一級	菊川	菊川	佐東川合流点上流		みねだ 嶺田	左	200	6. 4K+100m S 6. 6K+100m	B	暫定堤防
8	一級	菊川	菊川	大船渡橋下流		みねだ 嶺田	左	200	7. 4K+100m S 7. 6K+100m	B	河積不足
9	一級	菊川	菊川	大船渡橋上流		かみひらかわ 上平川	左	400	7. 6K+100m S 8. 0K+100m	B	暫定堤防

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し工	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 23
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 24
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 25
	磐田市	西堀	2,100	竜洋西小学校 竜洋北小学校	0538-66-2134 0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重1
月の輪工	磐田市	長森 小立野	800	青城小学校	0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重3
木流し工	磐田市	匂坂中 小立野	1,000	豊田北部小学校 豊田中学校	0538-32-3857 0538-32-4637	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
木流し工	磐田市	匂坂中	400	大藤小学校	0538-38-0021	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	寺谷 匂坂中	750	大藤小学校	0538-38-0021	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重5
木流し工	磐田市	壱貴地	1,000	豊岡南小学校	0539-62-2155	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

積土のう工	掛川市	千浜	100	国浜コミュニティ 防災センター	0537-72-6100	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	千浜	100	国浜コミュニティ 防災センター	0537-72-6100	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
木流し工	掛川市	千浜	100	国浜コミュニティ 防災センター	0537-72-6100	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 1,2
	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重2
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
10	一級	菊川	菊川	池村公民館上流～旭橋下流 菊川市		かみひらかわ 上平川 しもうちだ 下内田	左	1,200	8.6K+100m 9.8K+100m	B	河積不足
11	一級	菊川	菊川	三沢橋上流 菊川市		ならの 奈良野	左	200	10.0K+100m 10.2K+100m	B	河積不足
12	一級	菊川	菊川	西方川合流点 菊川市		にしよこじ 西横地	左	200	10.4K+100m 10.6K+100m	B	河積不足
13	一級	菊川	菊川	小川端橋40m上流より下流 菊川市		かも 加茂	左	50	11.1K 11.2K-53m	B	護岸一部 破損
14	一級	菊川	菊川	小川端橋40m上流より下流 菊川市		かも 加茂	左	130	11.2K 11.3K+30m	B	護岸一部 破損
15	一級	菊川	菊川	小川端水防資材置場～加茂神社 菊川市		こがわばた 小川端 かも 加茂	左	70	11.4K+30m 11.5K	B	護岸一部 破損
16	一級	菊川	菊川	加茂橋下流 菊川市		かも 加茂	左	400	11.6K+100m 12.0K+100m	B	暫定堤防
17	一級	菊川	菊川	加茂橋下流 菊川市		かも 加茂	左	50	11.7K+50m 11.8K	B	護岸の 老朽化 未施工
18	一級	菊川	菊川	加茂橋上下流 菊川市		かも 加茂	左	200	11.8K+100m 12.0K+100m	B	暫定堤防
19	一級	菊川	菊川	加茂橋上流 菊川市		はんせい 半済	左	100	12.2K 12.3K	B	護岸の 老朽化 未施工
20	一級	菊川	菊川	新菊川橋上流 菊川市		ほんじょ 本所	左	200	12.6K+100m 12.8K+100m	B	暫定堤防
21	一級	菊川	菊川	菊川橋上流 菊川市		はんせい 半済	左	400	13.4K+100m 13.8K+100m	B	暫定堤防 堤防脆弱性指標 t ※による判定
22	一級	菊川	菊川	新川橋上流 菊川市		ほんじょ 本所	左	200	14.2K+100m 14.4K+100m	B	河積不足
23	一級	菊川	菊川	八王子橋下流200m 菊川市		ほんじょ 本所	左	210	14.6K+110m 14.8K+100m	B	河積不足
24	一級	菊川	菊川	八王子橋上流200m～ 水神橋上流100m 菊川市		ほんじょ 本所 ちょうかいじ 潮海寺	左	570	15.2K+100m 16.0K-90m	B	河積不足
25	一級	菊川	菊川	水神橋～潮海寺橋 菊川市		ちょうかいじ 潮海寺	左	340	15.8K 16.2K	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定 すべり破壊の安全 性(Fs)不足
26	一級	菊川	菊川	潮海寺橋下流 菊川市		ちょうかいじ 潮海寺	左	160	16.0K 16.2K	B	パイピング 破壊安全照 査iv超過
27	一級	菊川	菊川	潮海寺橋上下流 菊川市		ちょうかいじ 潮海寺 よしさわ 吉沢	左	580	16.2K-80m 16.6K+100m	B	河積不足

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	菊川市	加茂	100	小笠北小学校 横地小学校	0537-73-2054 0537-35-3552	菊川市長	池村自治会長 (自主防災会長) 奈良野自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	加茂	100	小笠北小学校 横地小学校	0537-73-2054 0537-35-3552	菊川市長	池村自治会長 (自主防災会長) 奈良野自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	100	小笠北小学校 横地小学校	0537-73-2054 0537-35-3552	菊川市長	池村自治会長 (自主防災会長) 奈良野自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	300	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	三軒家自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	仲島自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
	菊川市	加茂	30	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	小出自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	仲島自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	仲島自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 宮下自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重7
	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重7
積土のう工	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重8

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
28	一級	菊川	菊川	潮海寺橋上流		わだ 和田	左	420	16.4K S 16.8K	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定 すべり破壊の安全 性(Fs)不足
29	一級	菊川	菊川	潮海寺橋上流		わだ 和田	左	210	16.6K S 16.8K	B	パイピング 破壊安全照 査iv超過
30	一級	菊川	菊川	立ヶ谷橋～大井川用水余水排水樋管		とみた 富田	左	100	17.4K+100m S 17.6K	B	河積不足
31	一級	菊川	菊川	三浜樋管堤外水路		きくはま 菊浜	右	40	0.9K+30m S 0.9K+70m	B	護岸一部 破損
32	一級	菊川	菊川	塩田悪水樋管～鹿島橋		きくはま 菊浜 S みつまた 三俣	右	1,560	1.4K S 2.9K+60m	B	川表
33	一級	菊川	菊川	国安橋下流		きくはま 菊浜	右	140	1.8K-60m S 1.8K+80m	B	河積不足
34	一級	菊川	菊川	国安橋上流		きくはま 菊浜	右	160	2.2K-80m S 2.2K+80m	B	河積不足
35	一級	菊川	菊川	鹿島橋上流		みつまた 三俣	右	210	3.0K S 3.2K	B	パイピング 破壊安全照 査iv超過
36	一級	菊川	菊川	鹿島橋上流		みつまた 三俣	右	220	3.0K+110m S 3.2K+110m	B	河積不足
37	一級	菊川	菊川	下小笠川合流点上流		なか 中	右	410	3.6K-110m S 3.8K+100m	B	河積不足
38	一級	菊川	菊川	花面橋～柳目樋管		なか 中	右	400	4.2K+90m S 4.6K+90m	B	河積不足
39	一級	菊川	菊川	菊川下流水管橋～佐東川合流点		なか 中	右	800	5.0K+100m S 5.8K+100m	B	河積不足
40	一級	菊川	菊川	七曲樋管		なか 中	右	560	5.0K+100m S 5.6K+90m	B	暫定堤防
41	一級	菊川	菊川	嶺田水位観測所		みねだ 嶺田	右	440	6.4K+110m S 6.8K+110m	B	暫定堤防
42	一級	菊川	菊川	大船渡橋		しもうちだ 下内田	右	180	7.6K S 7.8K-20m	B	護岸一部 破損
43	一級	菊川	菊川	大船渡橋		しもうちだ 下内田	右	20	7.8K-20m S 7.8K	B	護岸一部 破損
44	一級	菊川	菊川	高田橋下流400mより下流		しもうちだ 下内田	右	230	8.5K S 8.7K+32m	B	護岸一部 破損
45	一級	菊川	菊川	太郎坊大権現下流～旭橋下流		しもうちだ 下内田	右	1,200	8.6K+110m S 9.8K+110m	B	河積不足
46	一級	菊川	菊川	中央こども園下流		ほんじょ 本所	右	270	14.4K-150m S 14.4K+120m	B	河積不足

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重8
	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重8
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	吉沢自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重9
木流し工	掛川市	大東支所	200	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
杭打ち工	掛川市	大東支所	100	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	三浜 自主防災会長 国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 10
積土のう工	掛川市	大東支所	200	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	大東支所	200	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
	掛川市	大東支所	100	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	三浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	大東支所	100	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	三浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	中	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	中自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	中	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	中自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	中	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	中自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 11
積土のう工	掛川市	中	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	中自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 11
積土のう工	菊川市	嶺田	50	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	大石自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 12
木流し工	菊川市	加茂	240	内田 地区センター	0537-36-5499	菊川市長	稲荷部自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	内田 地区センター	0537-36-5499	菊川市長	稲荷部自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	内田 地区センター	0537-36-5499	菊川市長	稲荷部自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 13
積土のう工	菊川市	加茂	240	内田 地区センター	0537-36-5499	菊川市長	稲荷部自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 13, 14
積土のう工	菊川市	加茂	600	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 15

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
47	一級	菊川	菊川	下前田川合流点		ほんせい 半済 ＼ ほんじよ 本所	右	40	14. 3K+30m ＼ 14. 4K-29m	B	護岸一部 破損
48	一級	菊川	菊川	中央幼稚園～潮海寺橋下 流		ほんじよ 本所 ＼ ちょうかいじ 潮海寺	右	1, 330	14. 6K ＼ 16. 0K	B	パイピング 破壊安全照 査G/W不足
49	一級	菊川	菊川	八王子橋下流200m		ほんじよ 本所	右	180	14. 6K+80m ＼ 14. 8K+100m	B	河積不足
50	一級	菊川	菊川	八王子橋上流		ほんじよ 本所 ＼ ちょうかいじ 潮海寺	右	390	15. 0K+90m ＼ 15. 4K+100m	B	河積不足
51	一級	菊川	菊川	水神橋150m上流～塩井戸樋管		ちょうかいじ 潮海寺	右	150	15. 9K+80m ＼ 16. 1K	B	護岸一部 破損
52	一級	菊川	菊川	潮海寺橋～立ヶ谷橋上流		ちょうかいじ 潮海寺 ＼ とみた 富田	右	1, 200	16. 2K ＼ 17. 4K	B	パイピング 破壊安全照 査G/W不足
53	一級	菊川	牛淵川	船渡橋上流		ちはま 千浜	左	190	1. 6K+100m ＼ 1. 8K+90m	B	河積不足
54	一級	菊川	牛淵川	高橋下流		ちはま 千浜	左	200	2. 0K+100m ＼ 2. 2K+100m	B	河積不足
55	一級	菊川	牛淵川	高橋上流		ちはま 千浜	左	200	2. 4K+100m ＼ 2. 6K+100m	B	暫定堤防
56	一級	菊川	牛淵川	鷹匠橋上下流		あかつち 赤土	左	790	4. 4K+100m ＼ 5. 2K+90m	B	河積不足
57	一級	菊川	牛淵川	新川橋下流		しもひらかわ 下平川	左	200	6. 0K+100m ＼ 6. 2K+100m	B	河積不足
58	一級	菊川	牛淵川	下平川堰～法華寺橋下流		しもひらかわ 下平川 ＼ かみひらかわ 上平川	左	1, 400	6. 6K+100m ＼ 8. 0K+100m	B	河積不足
59	一級	菊川	牛淵川	奥横地川合流点より上流		ひがしよこち 東横地	左	200	10. 2K+100m ＼ 10. 4K+100m	B	河積不足
60	一級	菊川	牛淵川	奥横地川合流点		ひがしよこち 東横地	左	150	10. 2K+141m ＼ 10. 4K+100m	B	暫定堤防
61	一級	菊川	牛淵川	杉の谷橋		かんの 神尾	左	400	10. 6K+100m ＼ 11. 0K+100m	B	河積不足
62	一級	菊川	牛淵川	宮前橋下流		かんの 神尾	左	200	11. 2K+100m ＼ 11. 4K+100m	B	河積不足
63	一級	菊川	牛淵川	住川橋上流		うしぶち 牛渚	左	330	11. 8K+100m ＼ 12. 2K+30m	B	河積不足
64	一級	菊川	牛淵川	高橋上下流		ちはま 千浜	右	800	1. 8K+100m ＼ 2. 6K+100m	B	河積不足

水 防 工 法	水 管 団 防 理 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し工	菊川市	加茂	600	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 15
	菊川市	加茂	600	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	240	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	350	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 16
	菊川市	加茂	350	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 17
積土のう工	掛川市	千浜	100	千浜東 コミュニティ 防災センター	0537-72-5736	掛川市長	千浜東 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	千浜	100	千浜東 コミュニティ 防災センター	0537-72-5736	掛川市長	千浜東 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	千浜	100	千浜東 コミュニティ 防災センター	0537-72-5736	掛川市長	千浜東 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	赤土上	340	小笠東小学校	0537-73-2050	菊川市長	赤土下自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	下平川	50	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	新道自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	下平川	50	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	新道自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	250	横地小学校	0537-35-3552	菊川市長	段横地自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
	菊川市	加茂	250	横地小学校 六郷 地区センター	0537-35-3552 0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	250	横地小学校 六郷小学校	0537-35-3552 0537-35-3147	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	250	横地小学校 六郷小学校	0537-35-3552 0537-35-3147	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 18
積土のう工	菊川市	加茂	50	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	千浜 中 大東支所	50	大東北公民館 掛川市大東支所	0537-74-2200 0537-72-1111	掛川市長	千浜東 自主防災会長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
65	一級	菊川	牛淵川	高橋～小笠高橋川合流点下流			右	790	2. 2K+100m S 3. 0K+90m	B	暫定堤防
66	一級	菊川	牛淵川	中嶋橋上流			右	190	2. 8K+100m S 3. 0K+90m	B	河積不足
67	一級	菊川	牛淵川	堂山橋下流～丹野川合流 点上流			右	1,610	3. 6K+100m S 5. 2K+110m	B	河積不足
68	一級	菊川	牛淵川	堤橋下流			右	180	6. 8K-80m S 6. 8K+100m	B	河積不足
69	一級	菊川	牛淵川	堤第二樋管			右	220	7. 2K-120m S 7. 2K+100m	B	河積不足
70	一級	菊川	牛淵川	城下橋上流			右	400	7. 6K+100m S 8. 0K+100m	B	河積不足
71	一級	菊川	牛淵川	杉の谷橋			右	400	10. 6K+100m S 11. 0K+100m	B	河積不足
72	一級	菊川	牛淵川	住川橋上下流			右	400	11. 4K+100m S 11. 8K+100m	B	河積不足
73	一級	菊川	丹野川	明治橋～黒沢川排水機場（右岸）			左	200	0. 6K S 0. 8K	B	
74	一級	菊川	丹野川	赤土新橋			左	50	1. 6K+50m S 1. 7K	B	暫定堤防
75	一級	菊川	下小笠川	二丁越橋下流			左	200	0. 2K+100m S 0. 4K+100m	B	河積不足
76	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流			左	150	1. 6K+50m S 2. 2K+100m	B	暫定堤防
77	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流～小笠橋			左	2,300	2. 2K S 4. 5K	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定 すべり破壊の安全 性(Fs)不足
78	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流～小笠橋下 流			左	2,210	2. 2K S 4. 4K	B	パイピング 破壊安全照 査iv超過
79	一級	菊川	下小笠川	洗心橋上流			左	20	2. 7K+60m S 2. 7K+80m	B	護岸一部 破損
80	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋上流			左	200	3. 8K+100m S 4. 0K+100m	B	河積不足
81	一級	菊川	下小笠川	二丁越橋下流			右	400	0. 2K-100m S 0. 4K+100m	B	河積不足
82	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流～小笠橋下 流			右	1,940	2. 2K S 4. 1K+30m	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定 すべり破壊の安全 性(Fs)不足

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	掛川市	千浜中 大東支所	50	大東北公民館 掛川市大東支所	0537-74-2200 0537-72-1111	掛川市長	千浜東 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	千浜中 大東支所	50	大東北公民館 掛川市大東支所	0537-74-2200 0537-72-1111	掛川市長	千浜東 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	堤	200	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	堂山自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	下平川	50	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	新道自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	下平川	50	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	新道自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	下平川	50	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	新道自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	200	横地小学校 六郷小学校	0537-35-3552 0537-35-3147	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	200	横地小学校 六郷小学校	0537-35-3552 0537-35-3147	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
月の輪工	菊川市	赤土上	340	小笠東小学校	0537-73-2050	菊川市長	赤土下自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	赤土上	340	小笠東小学校	0537-73-2050	菊川市長	赤土下自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 22
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 22
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 23

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
83	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流～小笠橋下流 掛川市		かわくぼ 川久保 しもひじかた 下土方	右	2,200	2.2K 4.4K	B	パイピング 破壊安全照 査iv超過
84	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より下流 掛川市		しもひじかた 下土方	右	200	3.4K+100m 3.6K+100m	B	河積不足
85	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋上流 掛川市		しもひじかた 下土方	右	200	3.8K+100m 4.0K+100m	B	河積不足
86	一級	菊川	下小笠川	第3城東橋上下流 掛川市		しもひじかた 下土方	右	230	4.1K+60m 4.4K	B	すべり破壊 の安全性(F s)不足
87	一級	菊川	下小笠川	第3城東橋～小笠橋 掛川市		しもひじかた 下土方	右	200	4.2K+100m 4.5K	B	河積不足
1	一級	天竜川	天竜川	竜洋排水機場 磐田市		こまば 駒場	左	480	0.6K+110m 1.0K+120m	B	暫定堤防 パラベット
2	一級	天竜川	天竜川	竜洋排水機場～杉山工業 磐田市		こまば 駒場	左	4,430	0.8K+120m 5.6K	B	堤防脆弱性指標に よる判定 すべり破壊の安全 性Fs不足
3	一級	天竜川	天竜川	竜洋排水機場上流～掛塚橋上流 磐田市		こまば 駒場	左	2,280	1.0K 3.4K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
4	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋上流 磐田市		かけつか 掛塚	左	80	1.8K 1.8K+80m	B	R2巡視結果
5	一級	天竜川	天竜川	掛塚橋 磐田市		かけつか 掛塚	左	210	3.0K+110m 3.2K+100m	B	河積不足
6	一級	天竜川	天竜川	掛塚橋下流～西堀グランド 磐田市		かけつか 掛塚	左	1,330	3.6K+100m 5.0K+100m	B	河積不足
7	一級	天竜川	天竜川	八雲神社～西堀グランド 磐田市		かけつか 掛塚	左	880	4.0K+100m 5.0K	B	
8	一級	天竜川	天竜川	西堀グランド上流～JR 東海道線橋上流 磐田市		かけつか 掛塚	左	630	5.4K+110m 6.0K+110m	B	河積不足
9	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋下流～ JR東海道線天竜川橋上流 磐田市		かけつか 掛塚 りゅうようなかじま 竜洋中島	左	1,810	6.2K+110m 8.0K+90m	B	河積不足
10	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋付近 磐田市		りゅうようなかじま 竜洋中島	左	220	6.4K 6.6K	B	
11	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上流 磐田市		りゅうようなかじま 竜洋中島	左	50	6.6K 6.6K+50m	B	R1巡視結果
12	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上下流 磐田市		りゅうようなかじま 竜洋中島	左	500	6.6K 7.0K+100m	B	堤防脆弱性 指標による 判定
13	一級	天竜川	天竜川	JR東海道線橋下流～東 名高速道路天竜川橋 磐田市		りゅうようなかじま 竜洋中島 とうめい 東名	左	3,910	7.2K+100m 11.4K	B	堤防脆弱性指標に よる判定 すべり破壊の安全 性Fs不足

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 23, 24 , 25, 2 6
積土のう工	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 23
積土のう工	掛川市	土方	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 23
	掛川市	土方	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 26
積土のう工	掛川市	土方	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 26
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校 竜洋東小学校	0538-66-2134 0538-66-2034	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校 竜洋北小学校	0538-66-2134 0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	2, 100	竜洋西小学校 竜洋北小学校	0538-66-2134 0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	1, 500	竜洋北小学校	0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀 長森	1, 500	竜洋北小学校 青城小学校 豊田南中学校	0538-66-1190 0538-35-4128 0538-37-3451	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重2
	磐田市	西堀	1, 500	竜洋北小学校	0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	1, 500	竜洋北小学校	0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀 長森	1, 500	竜洋北小学校 青城小学校	0538-66-1190 0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森 小立野	2, 000	豊田南中学校 豊田南小学校 豊田北部小学校 豊田中学校	0538-37-3451 0538-32-5273 0538-32-3857 0538-32-4637	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
14	一級	天竜川	天竜川	J R東海道線橋下流 磐田市		もりもと 森本	左	120	7. 2K+120m S 7. 4K+60m	B	
15	一級	天竜川	天竜川	J R東海道線橋下流 磐田市		もりもと 森本	左	100	7. 4K+100m S 7. 6K	B	
16	一級	天竜川	天竜川	J R東海道線橋上下流 磐田市		もりもと 森本	左	150	7. 6K+130m S 7. 8K+90m	B	R4巡視結果
17	一級	天竜川	天竜川	交通公園～東名天竜川橋上流 磐田市		いけだ 池田	左	2, 000	9. 6K+100m S 11. 6K+90m	B	河積不足
18	一級	天竜川	天竜川	池田の渡し公園下流～か ささぎ大橋 磐田市		とうめい 東名 S さぎさかな 勾坂中	左	3, 060	10. 2K S 13. 2K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
19	一級	天竜川	天竜川	池田の渡し公園上下流 磐田市		とうめい 東名	左	290	10. 8K+150m S 11. 2K	B	
20	一級	天竜川	天竜川	東名天竜川橋～池田樋門 磐田市		とうめい 東名 S しちぞうしんでん 七蔵新田	左	270	11. 4K+220m S 11. 8K+80m	B	
21	一級	天竜川	天竜川	池田樋管上流 磐田市		さぎさかな 勾坂中	左	210	12. 0K+110m S 12. 2K+100m	B	河積不足
22	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋～神田公園 磐田市		さぎさかかみ 勾坂上 S かみのべ 上野部	左	9, 375	13. 1K S 23. 0K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
23	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋上流 磐田市		さぎさかかみ 勾坂上	左	70	13. 4K+65m S 13. 6K	B	
24	一級	天竜川	天竜川	磐田天竜川グラウンド 磐田市		てらだに 寺谷	左	200	15. 6K+208m S 16. 0K	B	
25	一級	天竜川	天竜川	磐田天竜川グラウンド 磐田市		まつのきじま 松之木島	左	180	17. 4K+100m S 17. 6K+100m	B	
26	一級	天竜川	天竜川	浜北大橋上流 磐田市		かみのべ 上野部	左	500	18. 8K+80m S 19. 2K+174m	B	
27	一級	天竜川	天竜川	新東名高速道路～神田公園 磐田市		かみのべ 上野部	左	2, 140	21. 0K S 23. 0K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
28	一級	天竜川	天竜川	新東名高速道路上流 磐田市		かみのべ 上野部	左	150	21. 4K+90m S 21. 6K+60m	B	
29	一級	天竜川	天竜川	飛竜大橋 磐田市		かみのべ 上野部	左	540	23. 2K S 23. 6K	B	
重要度B 小計				河川：116箇所				78, 355			
1	一級	菊川	菊川	中央こども園下流 菊川市		ほんじょ 本所	右	270	14. 4K-150m S 14. 4K+120m	要 注 意	R8. 3 新堤防

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	磐田市	長森	950	豊田南中学校	0538-37-3451	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森	950	豊田南中学校	0538-37-3451	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森	950	豊田南中学校	0538-37-3451	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	小立野	2,000	豊田北部小学校 豊田中学校	0538-32-3857 0538-32-4637	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	小立野 匂坂中	2,000	豊田北部小学校 豊田中学校	0538-32-3857 0538-32-4637	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	小立野 匂坂中	2,000	豊田北部小学校 豊田中学校	0538-32-3857 0538-32-4637	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	小立野 匂坂中	2,000	豊田北部小学校 豊田中学校	0538-32-3857 0538-32-4637	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	匂坂中	400	豊田北部小学校 豊田中学校	0538-32-3857 0538-32-4637	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	匂坂中 寺谷 松之木島 下神増 壱貴地 上野部	900	大藤小学校 豊岡南小学校 豊岡中学校 豊岡北小学校	0538-38-0021 0539-62-2155 0539-62-2085 0539-62-2036	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	匂坂中	900	大藤小学校	0538-38-0021	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	寺谷	500	大藤小学校	0538-38-0021	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	松之木島	1,000	豊岡南小学校	0539-62-2155	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車 有線	
	磐田市	下神増 壱貴地	1,000	豊岡南小学校	0539-62-2155	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	上野部	800	豊岡中学校	0539-62-2085	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	上野部	800	豊岡中学校	0539-62-2085	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重6
	磐田市	上野部	1,000	豊岡中学校	0539-62-2085	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	菊川市	加茂	600	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
1	一級	天竜川	天竜川	竜洋排水樋管200m下流～ 遠州大橋		こまば 駒場 ＼ かけつか 掛塚	左	1,280	0.4K+250m ＼ 1.6K+10m	要 注 意	旧川跡 (旧東派川合 流点)
2	一級	天竜川	天竜川	天竜川砂利プラント協同 組合より上流		たかぎ 高木 ＼ あかいけ 赤池	左	1,180	6.0K ＼ 7.0K+100m	要 注 意	旧川跡 (旧東派川分 派点)
3	一級	天竜川	天竜川	ＪＲ東海道線橋350m下流		もりもと 森本	左	20	7.2K+100m ＼ 7.2K+120m	要 注 意	旧川跡 (旧東派川分 派点)
要注意 小計				河川：4箇所				2,750			
合計				河川：162箇所				91,565			

注) 合計は要注意区間を除く

備考欄にある菊重及び天重とは、対象区間が菊川水系及び天竜川水系の重点区間であることを示す。
また、対象番号は巻末重要水防箇所位置図(菊川管内図・天竜川管内図(下流))と対照する。

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	磐田市	西堀	450	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀 長森	500	竜洋北小学校 青城小学校	0538-66-1190 0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森	950	青城小学校	0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

表. 3-8-2 県管理区間重要水防箇所(袋井水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
袋-1	一級	菊川	菊川	鎌倉橋下流 菊川市		ともだ 友田	左右	20	19.0K+80m S 19.1K	A	断面狭小
袋-2	一級	菊川	菊川	谷広橋下流 菊川市		ともだ 友田	左右	50	19.7K S 19.7K+50m	A	断面狭小
袋-3	一級	菊川	菊川	谷広橋上流 菊川市		ともだ 友田 S くらすわ 倉沢	左右	100	20.1K+30m S 20.2K+30m	A	断面狭小
袋-4	一級	菊川	菊川	倉沢橋上下流 菊川市		くらすわ 倉沢	左右	200	22.5K S 22.7K	A	断面狭小
袋-5	二級	太田川	今ノ浦川	中川橋上流 磐田市		みつげ 見付	左右	336	6.9K S 7.2K	A	断面狭小
袋-6	二級	太田川	磐田久保川	大池排水機場～一本松橋 磐田市		にのみや 二之宮	左右	1,300	0.0K S 1.3K	A	越水
袋-7	二級	太田川	磐田久保川	J R東海道線橋梁上流 磐田市		なかいずみ 中泉	左右	300	1.9K S 2.2K	A	断面狭小
袋-8	二級	太田川	半ノ池川	J R東海道線～西新町橋 磐田市		なかいずみ 中泉	左右	750	0.4K S 1.1K+50m	A	断面狭小
袋-9	二級	太田川	安久路川	新安久路橋～大久保橋下 流 磐田市		あくろ 安久路 S いわい 岩井	左右	1,200	2.0K S 3.2K	A	断面狭小
袋-10	二級	太田川	祝川	一言橋上下流 磐田市		えびつか 海老塚 S ひとこと 一言	左右	350	4.1K+50m S 4.5K	A	断面狭小
重要度A 小計				河川：10箇所				4,606			
※ 袋-11	一級	菊川	菊川	掛川市		ひがしやま 東山	左右	※80	27.5K+90m S 27.6K+70m	B	洗掘
袋-12	一級	菊川	上小笠川	御門橋～上内田橋 菊川市 ～ 掛川市		なかうちだ 中内田 S かみうちだ 上内田	左右	1,770	2.7K+80m S 4.5K+50m	B	断面狭小
袋-13	一級	菊川	西方川	JR東海道線橋～JR東海道新幹線橋 菊川市		にしかた 西方	左右	1,200	4.4K S 5.6K	B	断面狭小
袋-14	一級	菊川	沢水加川	欠下橋～西田比堰 菊川市		さばか 沢水加	左右	50	1.6K+50m S 1.7K	B	断面狭小
袋-15	一級	天竜川	一雲済川	新川橋～田川沢川合流点 磐田市		かけした 掛下 S しものべ 下野部	左右	5,150	1.0K S 6.1K+50m	B	断面狭小
袋-16	一級	天竜川	上野部川	田川橋～天龍院上流 磐田市		かみのべ 上野部	左右	2,225	1.7K+80m S 4.0K	B	断面狭小

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城地区センター	0537-36-0681	菊川市長	友田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城地区センター	0537-36-0681	菊川市長	友田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城地区センター	0537-36-0681	菊川市長	友田自治会長 下倉沢自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城地区センター	0537-36-0681	菊川市長	上倉沢自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	今之浦	2,000	磐田北小学校	0538-32-6168	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	今之浦	1,300	磐田中部小学校 磐田西小学校	0538-32-5101 0538-32-2275	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	今之浦	2,600	磐田中部小学校 磐田西小学校	0538-32-5101 0538-32-2275	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	今之浦	2,600	磐田西小学校	0538-32-2275	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	今之浦	1,500	城山中学校	0538-32-6108	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	長森 小立野	30	青城小学校	0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
木流し工	掛川市	東山	30	小鮎川公会堂	0537-27-0086	掛川市長	東山4班 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	360	内田地区センター	0537-35-5499	菊川市長	御門自治会長 (自主防災会長) 上内田小支部長	同報無線 広報車	
	掛川市	上内田	300	上内田小学校	0537-22-5268	掛川市長			
積土のう工	菊川市	加茂	550	西方地区センター	0537-36-0682	菊川市長	島川自治会長 沢田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城地区センター	0537-36-0681	菊川市長	沢水加自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	松之木島 下野部	500	豊岡南小学校 豊岡北小学校	0539-62-2155 0539-62-2036	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	上野部	500	豊岡中学校 豊岡北小学校	0539-62-2085 0539-62-2036	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
袋-17	二級	太田川	太田川	三ヶ野橋～敷地川合流点		みかの三ヶ野 〽 おやま いわい 小山・岩井	左右	1,182	7.9K+18m 〽 9.1K	B	破堤跡
袋-18	二級	太田川	仿僧川	JR東海道線下流～フチの上橋上流		けごじま 気子島 〽 みやのいっしき 宮之一色	左右	1,000	10.6K 〽 11.6K	B	断面狭小
袋-19	二級	太田川	旧仿僧川	草崎排水機場～判官瀬橋		ひがしひらまつ 東平松 〽 くささき 草崎	左右	1,600	2.6K 〽 4.2K	B	断面狭小
袋-20	二級	太田川	祝川	権現橋～七曲橋上流		かも 加茂	左右	700	6.3K 〽 7.0K	B	断面狭小
袋-21	二級	太田川	原野谷川	西山橋上流～天竜浜名湖鉄道鉄橋上流		にしやま 西山	左右	450	16.0K+50m 〽 16.5K	B	断面狭小
袋-22	二級	太田川	沖之川	沖之川橋上流～東名高速道路上流		あらや 新屋 〽 むらまつ 村松	左右	1,857	0.7K 〽 2.5K+60m	B	断面狭小
袋-23	二級	太田川	逆川	古宮橋下流～日坂小学校上流		につさか 日坂	左右	800	17.2K 〽 18.0K	B	断面狭小
袋-24	二級	太田川	敷地川	中沢川合流点～大谷橋下流		かさうめ 笠梅 〽 おおや 大谷	左右	2,100	3.2K+50m 〽 5.3K+50m	B	断面狭小
袋-25	二級	太田川	小薮川	県道谷中川橋下流		やなか 谷中	左右	500	5.5K 〽 6.0K	B	断面狭小
袋-26			竜洋海岸	天竜川河口～スズキテストコース東端		こまば 駒場 〽 ひがしひらまつ 東平松		4,578	〽	B	海岸浸食
重要度B 小計				河川：14箇所 海岸：1箇所				20,584 4,578			
中計		河川数箇所数	19本 24箇所					25,190			
		海岸	海岸：1箇所					4,578			
計		県管理	25箇所					29,768			
合計		水防区計	河川：187箇所					121,333			

※11番の区間の菊川は、平成元年の協定により島田土木の管理とする。(島-34)

注) 対象番号は、巻末水防計画書附図と対照する。

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し工	磐田市 袋井市	太田第8号 向笠竹之内	770	今井小学校 今井コミュニティ センター 田原小学校 向笠小学校	0538-42-2950 0538-43-3388 0538-32-5445 0538-38-0390	袋井市長	袋井市消防団長	同報無線 広報車	
			720			磐田市長	磐田市消防団長		
積土のう工	磐田市	長森 小立野	1,200	豊田南中学校 青城小学校	0538-37-3451 0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
			100						
積土のう工	磐田市	西堀	1,000	長野小学校 竜洋東小学校	0538-32-5437 0538-66-2034	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	長森 小立野	90	豊田北部小学校 豊田中学校	0538-32-3857 0538-32-4637	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	中央消防署 西分署	60	幡鎌公会堂 西山公会堂	0537-26-0245 0537-26-0462	掛川市長	幡鎌自主防災会 西山自主防災会	同報無線 広報車	
積土のう工	袋井市	川井第2号	980	袋井東小学校 袋井東コミュニ ティセンター 袋井東幼稚園	0538-42-2345 0538-43-3389 0538-42-4091	袋井市長	袋井市消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	東山	50	下町公会堂 本町公会堂 大野中上公会堂 法賛寺	— — — —	掛川市長	大野中上 自主防災会	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市 袋井市	向笠竹之内 友永第17号	710	三川小学校 三川コミュニティ センター 向笠小学校	0538-48-6197 0538-49-0393 0538-38-0390	袋井市長	袋井市消防団長	同報無線 広報車	
			740			磐田市長	磐田市消防団長		
積土のう工	森町	市場 第13号	580	園田 総合センター 中川上公民館	0538-85-0143 0538-48-6902	森町長	第4分団長	同報無線 広報車	
根固 ブロック	磐田市	西堀	800	竜洋東小学校	0538-66-2034	磐田市長	消防団長	同報無線 有線 広報車	

表. 3-9-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(浜松水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
7	一級	天竜川	天竜川	大園トンネル坑口～塩見渡橋			左	290	27. 5K+50m ┆ 27. 75K+140m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
8	一級	天竜川	天竜川	大園トンネル坑口～塩見渡橋			左	290	27. 5K+50m ┆ 27. 75K+140m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
9	一級	天竜川	天竜川	塩見渡橋上流			左	100	28. 25K-100m ┆ 28. 25K	A	暫定堤防
10	一級	天竜川	天竜川	夢のかけ橋～小松崎ロッジ			左	260	33. 0K+80m ┆ 33. 5K+30m	A	暫定堤防
11	一級	天竜川	天竜川	横山橋より下流			左	220	36. 5K+50m ┆ 36. 75K+170m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
12	一級	天竜川	天竜川	気田川流入部～秋葉橋			左	730	39. 5K+30m ┆ 40. 5K	A	暫定堤防 (越水(溢水))
13	一級	天竜川	天竜川	気田川流入部～秋葉橋			左	730	39. 5K+30m ┆ 40. 5K	A	暫定堤防 (堤体漏水)
14	一級	天竜川	天竜川	雲名橋下流			左	250	41. 0K-120m ┆ 41. 0K+130m	A	暫定堤防
15	一級	天竜川	天竜川	秋葉ダム下流左岸・龍山橋			左	250	46. 0K+125m ┆ 46. 25K+150m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
16	一級	天竜川	天竜川	秋葉ダム下流左岸・龍山橋			左	250	46. 0K+125m ┆ 46. 25K+150m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
17	一級	天竜川	天竜川	歴史と民話の郷会館～旧 佐久間中学校			左	200	電発No. 46+15m ┆ 電発No. 47+50m	A	暫定堤防 河積不足
18	一級	天竜川	天竜川	旧佐久間中学校			左	490	電発No. 47+50m ┆ 電発No. 50-55m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
19	一級	天竜川	天竜川	旧佐久間中学校			左	490	電発No. 47+50m ┆ 電発No. 50-55m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
20	一級	天竜川	天竜川	中部大橋～湖北高校佐久間分校			左	1, 700	電発No. 54 ┆ 電発No. 62+100m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
21	一級	天竜川	天竜川	中部大橋～湖北高校佐久間分校			左	1, 700	電発No. 54 ┆ 電発No. 62+100m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
22	一級	天竜川	天竜川	佐藤板金工作所			右	30	2. 0K+165m ┆ 2. 0K+195m	A	S57. 8. 2一部 漏水対策漏れ 区間
23	一級	天竜川	天竜川	米沢川合流点			右	150	28. 5K+110m ┆ 28. 75K-30m	A	無堤
24	一級	天竜川	天竜川	月橋			右	170	33. 75K+90m ┆ 34. 0K	A	暫定堤防 (越水(溢水))
25	一級	天竜川	天竜川	月橋			右	170	33. 75K+90m ┆ 34. 0K	A	暫定堤防 (堤体漏水)

水 防 工 法	水 防 理 体 管 団	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備 考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	大園	37	天竜高校 二俣ふれあいセンター	053-925-3139 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重7
積土のう工	浜松市	大園	37	天竜高校 二俣ふれあいセンター	053-925-3139 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重7
積土のう工	浜松市	大園	37	天竜高校 二俣ふれあいセンター	053-925-3139 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重8
積土のう工	浜松市	横山	116	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重9
積土のう工	浜松市	横山	68	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 10
積土のう工	浜松市	東雲名	152	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 11
積土のう工	浜松市	東雲名	152	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	大嶺	70	龍山健康増進センター 龍山保健センター	053-969-0002 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 12
積土のう工	浜松市	大嶺	70	龍山健康増進センター 龍山保健センター	053-969-0002 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 13
積土のう工	浜松市	大嶺	70	龍山健康増進センター 龍山保健センター	053-969-0002 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 14
積土のう工	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 14
積土のう工	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 14
積土のう工	浜松市	佐久間	350	佐久間中学校・湖北高 校佐久間分校 歴史と民話の郷会館	053-965-0065 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 15
積土のう工	浜松市	佐久間	350	佐久間中学校・湖北高 校佐久間分校 歴史と民話の郷会館	053-965-0065 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 15
月の輪工	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 16
積土のう工	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセン ター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	横山	100	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	横山	100	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
26	一級	天竜川	天竜川	横山樋管～天白神社 浜松市 天竜区 よこやまちょう 横山町			右	570	37.0K+130m S 37.5K	A	無堤 (越水(溢水))
27	一級	天竜川	天竜川	横山樋管～天白神社 浜松市 天竜区 よこやまちょう 横山町			右	570	37.0K+130m S 37.5K	A	無堤 (堤体漏水)
28	一級	天竜川	天竜川	浜名製材～竜山大橋 浜松市 天竜区 たつやまちょうあゆつり 龍山町鮎釣			右	550	44.0K+170m S 44.75K+150m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
29	一級	天竜川	天竜川	浜名製材～竜山大橋 浜松市 天竜区 たつやまちょうあゆつり 龍山町鮎釣			右	550	44.0K+170m S 44.75K+150m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
30	一級	天竜川	天竜川	飯田線天竜橋より上流 浜松市 天竜区 さくまちょうはんば 佐久間町半場			右	200	電発No.49+100m S 電発No.50+100m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
31	一級	天竜川	天竜川	飯田線天竜橋より上流 浜松市 天竜区 さくまちょうはんば 佐久間町半場			右	200	電発No.49+100m S 電発No.50+100m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
32	一級	天竜川	天竜川	佐久間小学校～中部橋 浜松市 天竜区 さくまちょうはんば 佐久間町半場			右	650	電発No.51 S 電発No.54+80m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
33	一級	天竜川	天竜川	佐久間小学校～中部橋 浜松市 天竜区 さくまちょうはんば 佐久間町半場			右	650	電発No.51 S 電発No.54+80m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
34	一級	天竜川	天竜川	佐久間小学校～中部橋 浜松市 天竜区 さくまちょうはんば 佐久間町半場			右	260	電発No.54+80m S 電発No.55+150m	A	暫定堤防
重要度A 小計				河川：28箇所				12,670			
30	一級	天竜川	天竜川	鹿島橋上流 浜松市 天竜区 ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島			左	280	25.0K+120m S 25.5K+70m	B	河積不足
31	一級	天竜川	天竜川	二俣城跡下流 浜松市 天竜区 ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島			左	160	25.9K S 26.1K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
32	一級	天竜川	天竜川	二俣城跡下流 浜松市 天竜区 ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島			左	160	25.9K S 26.1K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
33	一級	天竜川	天竜川	塩見渡橋上下流 浜松市 天竜区 ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島			左	500	27.75K S 28.25K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
34	一級	天竜川	天竜川	夢のかけ橋～小松崎ロッジ 浜松市 天竜区 おおかわ 大川			左	230	32.75K+100m S 33.0K+80m	B	河積不足
35	一級	天竜川	天竜川	横山橋より下流 浜松市 天竜区 ややま 谷山			左	230	36.75K+170m S 37.0K+60m	B	河積不足
36	一級	天竜川	天竜川	気田川合流点 浜松市 天竜区 ちくさ 千草			左	50	39.75K+100m S 39.75K+150m	B	
37	一級	天竜川	天竜川	平沢川～雲名橋下流200m 浜松市 天竜区 ひがしうんな 東雲名			左	250	41.0K-120m S 41.0K+130m	B	無堤
38	一級	天竜川	天竜川	雲名橋上下流 浜松市 天竜区 ひがしうんな 東雲名			左	1,300	41.05K S 42.35K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
39	一級	天竜川	天竜川	雲名橋 浜松市 天竜区 ひがしうんな 東雲名			左	950	41.25K+120m S 42.25K+140m	B	河積不足

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	横山	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 21
積土のう工	浜松市	横山	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 21
積土のう工	浜松市	大嶺	70	旧龍山第一小学校 龍山保健センター	— 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 22
積土のう工	浜松市	大嶺	70	旧龍山第一小学校 龍山保健センター	— 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 22
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 23
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 23
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 24
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 24
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 24

	浜松市	西鹿島	234	清竜中学校 二俣ふれあいセンター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	西鹿島	234	清竜中学校 二俣ふれあいセンター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	西鹿島	234	清竜中学校 二俣ふれあいセンター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	西鹿島	234	清竜中学校 二俣ふれあいセンター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	横山	116	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	横山	68	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	東雲名	137	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	東雲名	213	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	東雲名	213	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	東雲名	213	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市	区町	大字					
40	一級	天竜川	天竜川	琴平神社 浜松市	天竜区	ひがしうんな 東雲名	左	130	46.0K S 46.0K+160m	B	河積不足
41	一級	天竜川	天竜川	歴史と民話の郷会館 浜松市	天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間	左	240	電発No. 46+15m S 電発No. 48-60m	B	暫定堤防
42	一級	天竜川	天竜川	歴史と民話の郷会館 浜松市	天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間	左	240	電発No. 46+15m S 電発No. 48-60m	B	根固め洗掘
43	一級	天竜川	天竜川	西遠浄化センター 浜松市	中央区	まつしまちょう 松島町	右	220	0.8K+120m S 1.0K+100m	B	河積不足
44	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋200m下流より上流 浜松市	中央区	さんしんちょう 三新町	右	1,050	1.4K+36m S 2.6K	B	河岸洗掘 護岸未施工
45	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋上流 浜松市	中央区	さんしんちょう 三新町	右	390	1.8K S 2.0K+165m	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
46	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋～掛塚橋 浜松市	中央区	さんしんちょう 三新町	右	1,470	1.8K S 3.2K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
47	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋上流 浜松市	中央区	かわわちょう 河輪町	右	450	2.0K+120m S 2.4K+110m	B	河積不足
48	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋上流～掛塚橋 浜松市	中央区	さんしんちょう 三新町	右	1,045	2.0K+195m S 3.2K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
49	一級	天竜川	天竜川	掛塚橋上下流 浜松市	中央区	かわわちょう 河輪町	右	560	2.6K+100m S 3.2K+100m	B	河積不足
50	一級	天竜川	天竜川	安間川合流点～社護司神社 浜松市	中央区	おいまちょう 老間町	右	1,020	4.0K+120m S 5.0K+100m	B	河積不足
51	一級	天竜川	天竜川	安間川合流点～三喜工業所 浜松市	中央区	おいまちょう 老間町	右	150	4.2K+114m S 4.6K-115m	B	河岸洗掘 護岸未施工
52	一級	天竜川	天竜川	浜松ホトニクス～東海道新幹線上流 浜松市	中央区	おいまちょう 老間町	右	1,340	5.4K+110m S 6.8K+110m	B	河積不足
53	一級	天竜川	天竜川	浜松ホトニクス 浜松市	中央区	おいまちょう 老間町	右	180	5.6K+170m S 5.8K+150m	B	河岸洗掘 護岸未施工
54	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線～天竜川橋 浜松市	中央区	つるみちょう 鶴見町 S なかのちまち 中野町	右	2,810	6.6K S 9.2K	B	堤防脆弱性指標に よる判定 すべり破壊の安全 性Fs不足
55	一級	天竜川	天竜川	JR東海道線橋梁上下流 浜松市	中央区	つるみちょう 鶴見町	右	900	7.0K+110m S 7.8K+120m	B	河積不足
56	一級	天竜川	天竜川	新天竜川橋上流 浜松市	中央区	なかのまち 中野町	右	90	9.6K+135m S 9.8K+75m	B	堤防機能に支 障が生じる被 災履歴あり
57	一級	天竜川	天竜川	新天竜川橋上流 浜松市	中央区	なかのまち 中野町	右	50	9.8K+150m S 10.0K	B	堤防機能に支 障が生じる被 災履歴あり
58	一級	天竜川	天竜川	西建生コン資材置き場より下流 浜松市	中央区	なかのまち 中野町	右	250	10.2K+60m S 10.4K	B	河岸洗掘 護岸未施工

水 防 工 法	水 管 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	浜松市	大嶺	70	龍山健康増進センター 龍山保健センター	053-969-0002 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	五島分団	3,070	南の星小学校	053-425-6900	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	河輪分団 芳川分団	700	河輪小学校 東陽中学校	053-425-0036 053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校 東陽中学校	053-425-0036 053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	河輪分団 芳川分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	芳川分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	芳川分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	芳川分団 飯田分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 17
木流し工	浜松市	芳川分団 飯田分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中ノ町 分団	3,200	和田東小学校 天竜中学校 中ノ町小学校 和田小学校	053-422-0125 053-421-0172 053-421-0059 053-421-0134	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中ノ町 分団	3,200	和田東小学校 天竜中学校	053-422-0125 053-421-0172	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中ノ町 分団	3,200	中ノ町小学校 与進中学校	053-421-0059 053-421-1558	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 18
	浜松市	中ノ町 分団	3,200	中ノ町小学校 与進中学校	053-421-0059 053-421-1558	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 19
木流し工	浜松市	中ノ町 分団	3,200	中ノ町小学校 与進中学校	053-421-0059 053-421-1558	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
59	一級	天竜川	天竜川	東名高速道路下流		なかのちまち 中野町 ＼ じょうこうちょう 常光町	右	610	10.6K+100m ＼ 11.2K+90m	B	河積不足
60	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋上下流		とよにしちょう 豊西町	右	1,545	12.2K ＼ 13.8K	B	堤防脆弱性 指標による 判定
61	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋下流		とよにしちょう 豊西町	右	200	12.8K ＼ 13.0K	B	河岸洗掘 護岸未施工
62	一級	天竜川	天竜川	豊西樋管～浜北大橋下流		ゆたかちょう 豊町 ＼ ながしま 永島	右	4,160	14.0K ＼ 18.4K	B	堤防脆弱性指標に よる判定 すべり破壊の安全 性Fs不足
63	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋上流～八幡 団地		ゆたかちょう 豊町 ＼ やわた 八幡	右	2,770	14.0K ＼ 17.0K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
64	一級	天竜川	天竜川	竜南緑地公園上流		りゅうなん 竜南	右	160	15.2K+80m ＼ 15.4K+80m	B	河積不足
65	一級	天竜川	天竜川	浜北大橋～浜名ワークス		ながしま 永島 ＼ かみじま 上島	右	4,240	18.2K ＼ 22.6K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
66	一級	天竜川	天竜川	浜北清掃センター～中瀬南分団水防倉庫		なかげ 中瀬	右	420	19.0K ＼ 19.4K	B	堤防脆弱性 指標による 判定
67	一級	天竜川	天竜川	浜北滑空場		かみじま 上島	右	100	22.2K+40m ＼ 22.4K	B	R4巡視結果
68	一級	天竜川	天竜川	鹿島橋上流		わたがしま 渡ヶ島	右	450	25.5K+200m ＼ 26.0K	B	河岸洗掘 護岸未施工
69	一級	天竜川	天竜川	阿多古川合流点		わたがしま 渡ヶ島	右	170	25.75K-50m ＼ 25.75K+120m	B	暫定堤防
70	一級	天竜川	天竜川	阿多古川合流点～保寿寺		わたがしま 渡ヶ島	右	2,070	25.9K ＼ 27.5K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
71	一級	天竜川	天竜川	阿多古川合流点～保寿寺		わたがしま 渡ヶ島	右	2,070	25.9K ＼ 27.5K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
72	一級	天竜川	天竜川	禿石樋管		わたがしま 渡ヶ島	右	180	26.0K+110m ＼ 26.25K+70m	B	河積不足
73	一級	天竜川	天竜川	阿多古川合流点上流		わたがしま 渡ヶ島	右	760	26.5K+130m ＼ 27.25K+100m	B	河積不足 小段不足 断面不足
74	一級	天竜川	天竜川	横山川合流点上下流		よこやまちょう 横山町	右	820	36.75K ＼ 37.5K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
75	一級	天竜川	天竜川	横山防水倉庫～横山川学校橋		よこやまちょう 横山町	右	290	37.0K-160m ＼ 37.0K+130m	B	暫定堤防

水防工法	水管防理体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	中ノ町分団	3,200	与進中学校 与進小学校 与進北小学校	053-421-1558 053-421-1542 053-421-6976	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	笠井分団	800	豊西小学校 大瀬小学校	053-434-1165 053-434-4620	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	笠井分団	800	豊西小学校 大瀬小学校	053-434-1165 053-434-4620	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	笠井分団 竜池南分団 竜池北分団	1,900	豊西小学校 笠井小学校 笠井中学校 北浜東小学校 北浜東部中学校	053-434-1165 053-434-1042 053-434-1079 053-586-3319 053-586-3177	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	笠井分団 竜池南分団 竜池北分団	1,900	豊西小学校 笠井小学校 笠井中学校 北浜東小学校 北浜東部中学校	053-434-1165 053-434-1042 053-434-1079 053-586-3319 053-586-3177	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	竜池南分団	1,900	笠井小学校 笠井中学校 北浜東小学校 北浜東部中学校	053-434-1042 053-434-1079 053-586-3319 053-586-3177	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	竜池北分団 中瀬南分団 中瀬北分団 上島分団	2,870	豊西小学校 北浜東小学校 北浜東部中学校 中瀬小学校 浜北北部中学校	053-434-1165 053-586-3319 053-586-3177 053-588-7310 053-588-7241	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	竜池北分団 中瀬南分団	970	中瀬小学校 浜北北部中学校	053-588-7310 053-588-7241	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中瀬北分団 上島分団	2,870	中瀬小学校	053-588-7310	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセン ター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセン ター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセン ター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセン ター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセン ター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセン ター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	江平	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	江平	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由
				郡市	区町	大字					
76	一級	天竜川	天竜川	横山川合流点 浜松市	天竜区	よこやまちょう 横山町	右	280	36.85K 37.0K+130m	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
77	一級	天竜川	天竜川	竜山大橋下流 浜松市	天竜区	よこやまちょう 横山町	右	780	44.25K 45.0K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
78	一級	天竜川	天竜川	竜山大橋下流 浜松市	天竜区	よこやまちょう 横山町	右	130	44.75K+150m 45.0K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
79	一級	天竜川	天竜川	秋葉ダム下流 浜松市	天竜区	たつやまちょうおおみね 龍山町大嶺	右	200	46.50K-100m 46.50K+100m	B	河積不足
80	一級	天竜川	天竜川	不動沢橋～瀬尻橋300m上流 浜松市	天竜区	たつやまちょうせじり 龍山町瀬尻	右	560	電発No13 電発No. 15	B	暫定堤防
81	一級	天竜川	天竜川	中部橋 浜松市	天竜区	さくまちょうなかべ 佐久間町中部	右	300	電発No53-40m 電発No. 55+150m	B	根固め洗掘
重要度B 小計				河川：52箇所				39,960			
8	一級	天竜川	天竜川	八幡神社～天竜授産所 浜松市	天竜区	ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島	左	200	25.9K 26.1K	要 注 意	旧川跡 旧二俣川合 流点
9	一級	天竜川	天竜川	五島東・河輪排水樋管より下流 浜松市	中央区	まつしまちょう 松島町	右	340	0.4K+30m 0.6K+170m	要 注 意	旧川跡 (S.20ごろの 河口付近)
10	一級	天竜川	天竜川	五島東・河輪排水樋管 ～三新町下公会堂 浜松市	中央区	さんしんちょう 三新町	右	370	0.6K+205m 1.0K+160m	要 注 意	旧川跡 (S.20ごろの 河口付近)
11	一級	天竜川	天竜川	安間川合流点 浜松市	中央区	ひがしまち 東町	右	700	3.4K+110m 4.0K+210m	要 注 意	旧川跡 (旧西派川合 流点)
12	一級	天竜川	天竜川	エステック～J R 東海道線橋 浜松市	中央区	しんがいちょう 新貝町 ざいもくちょう 材木町	右	1,370	6.4K+130m 7.8K	要 注 意	旧川跡 (旧西派川分 派点)
14	一級	天竜川	天竜川	天竜川大平運動公園～山宗浜松工場 浜松市	浜名区	なかげ 中瀬	右	470	21.4K 21.8K+50m	要 注 意	旧川跡 (大平川合 流点)
15	一級	天竜川	天竜川	天竜浜名湖鉄道天竜川橋より下流 浜松市	浜名区	かみじま 上島	右	50	24.4K+40m 24.4K+90m	要 注 意	旧川跡 (大平川分 派点)
16	一級	天竜川	天竜川	天竜浜名湖鉄道天竜橋より下流 浜松市	天竜区	ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島	右	310	24.4K+90m 24.6K+180m	要 注 意	旧川跡 (大平川分 派点)
要注意 小計				河川：8箇所				3,810			
合計				80箇所				52,630			

注) 合計は要注意区間を除く

備考欄にある天重とは、対象区間が重点区間であることを示す。

また、対象番号は巻末重要水防箇所位置図(天竜川管内図(下流))と対照する。

水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	浜松市	江平	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	大嶺	70	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	大嶺	70	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	大嶺	70	旧龍山第一小学校 龍山保健センター	— 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	瀬尻	70	龍山森林文化会館	053-968-0331	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	佐久間	350	佐久間中学校・湖北高 校佐久間分校 歴史と民話の郷会館	053-965-0065 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

	浜松市	川口	376	清竜中学校 二俣ふれあいセンター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	五島分団	1,050	南の星小学校	053-425-6900	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	1,110	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中ノ町分団 飯田分団	2,600	東部中学校 飯田小学校 和田東小学校	053-461-0231 053-461-3740 053-422-0125	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中瀬北分団	970	中瀬小学校 浜北北部中学校	053-588-7310 053-588-7241	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	上島分団	560	清竜中学校	053-926-3741	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	西鹿島	2,021	清竜中学校 二俣ふれあいセンター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

表. 3-9-2 県管理区間重要水防箇所(浜松水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を要 する理由
				郡市	区町	大字					
浜-1	一級	天竜川	安間川	安間川橋～市野橋		いいだちよう 飯田町 ゝ いちのちよう 市野町	左右	4,801	3.2K+19m ゝ 8.0K+20m	A	断面狭小
浜-2	二級	馬込川	馬込川	三合橋～新橋		うちの 内野 ゝ こまつ 小松	左右	300	18.3K+50m ゝ 18.6K+50m	A	断面狭小
浜-3	二級	馬込川	芳川	丸塚橋～今枝染工(株)		まるつかちよう 丸塚町 ゝ かみあらやちよう 上新屋町	左右	287	9.2K+33m ゝ 9.5K+20m	A	断面狭小
重要度A 小計				河川：3箇所				5,388			
浜-4	一級	天竜川	水窪川	水窪橋下流300m～翁川合流点		みさくぼちようおくりようけ 水窪町奥領家	左右	1,600	16.9K ゝ 18.5K	B	断面狭小
浜-5	一級	天竜川	気田川	豊岡橋上流～県道水窪森線交点		はるのちようとおおかうえった 春野町豊岡植田	左右	1,020	30.4K+89m ゝ 31.5K+09m	B	断面狭小
浜-6	一級	天竜川	杉川	篠原橋上流～林道新仙郷橋		はるのちようとおおかしのはら 春野町豊岡篠原	左右	950	0.5K+50m ゝ 1.5K	B	断面狭小
浜-7	一級	天竜川	米沢川	米沢橋上流230mから上流へ		みなざわ 米沢	左右	250	0.5K+50m ゝ 0.8K	B	越水
浜-8	一級	天竜川	安間川	市場橋～安間川橋		しんがいちよう 新貝町 ゝ いいだちよう 飯田町	左右	969	2.2K+50m ゝ 3.2K+19m	B	断面狭小
浜-9	一級	天竜川	安間川	市野橋～瑞国橋		いちのちよう 市野町 ゝ かさいかみまち 笠井上町	左右	5,680	8.0K+20m ゝ 13.7K	B	断面狭小
浜-10	二級	馬込川	馬込川	河口～三合橋		えのしまちよう 江之島町 ゝ うちの 内野	左右	18,350	0.0K ゝ 18.3K+50m	B	断面狭小
浜-11	二級	馬込川	馬込川	新橋～浜北営農緑花木セ ンター		こまつ 小松 ゝ しんばら 新原	左右	4,580	18.6K+50m ゝ 23.2K+30m	B	断面狭小

水 防 工 法	水防管 理団体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	飯田分団 中ノ町 分団	2,600	天竜中学校 和田東小学校 和田小学校 与進小学校 与進中学校	053-421-0172 053-422-0125 053-421-0134 053-421-1542 053-421-1558	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	浜名分団	220	浜名小学校 内野小学校 浜名公民館	053-586-3066 053-586-4001 053-587-4134	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	飯田分団	1,450	蒲小学校 丸塚中学校	053-461-2644 053-461-8724	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	

積土のう工	浜松市	東雲名	280	水窪小学校	053-987-0007	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	東雲名	159	植田自治会館	053-989-0898	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	東雲名	96	八王子神社	——	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	両島	138	睦館（公民館）	——	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	飯田分団	500	東部中学校 飯田小学校	053-461-0231 053-461-3740	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	笠井分団	400	与進小学校 与進中学校 笠井小学校 笠井中学校 大瀬小学校 中郡中学校	053-421-1542 053-421-1588 053-434-1042 053-434-1079 053-434-2620 053-433-2717	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	白脇分団 五島分団 浜名分団	9,300	五島小学校 白脇小学校 江西中学校 浅間小学校 南部中学校 竜禅寺小学校 東部公民館 東小学校 佐藤小学校 船越小学校 丸塚中学校 曳馬中学校 上島小学校 与進北小学校 有玉小学校 積志中学校	053-425-0037 053-441-0693 053-441-1010 053-441-1706 053-454-4591 053-452-0683 053-462-1092 053-452-3137 053-461-0379 053-461-1849 053-461-8724 053-461-9737 053-471-3195 053-435-6976 053-435-0051 053-434-0143	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	浜北西分団 浜名分団	2,300	浜名小学校 浜名中学校 新原小学校 浜北西高校 鹿玉公民館	053-586-3066 053-586-2321 053-589-8327 053-587-1135 053-582-3011	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を要 する理由
				都市	区町	大字					
浜-12	二級	馬込川	芳川	嵐野橋～丸塚橋		ねずみのちょう 嵐野町 ＼ まるつかちょう 丸塚町	左右	6,933	2.8K ＼ 9.2K+33m	B	断面狭小
浜-13	二級	都田川	堀留川	新川合流点～蛸塚排水路合流点下流100m		いりのちょう 入野町	左右	2,100	0.0K ＼ 2.1K	B	断面狭小
浜-14	二級	都田川	堀留川	鴨江排水路合流点(西伊場第三公園)～大島橋		ひがしわかばやしちょう 東若林町	左右	1,260	2.6K ＼ 3.8K+60m	B	断面狭小
浜-15	二級	都田川	東神田川	新川合流点～うめがや橋上流150m		かみがやちょう 神ヶ谷町	左右	500	0.0K ＼ 0.5K	B	越水
浜-16	二級	都田川	東神田川	山神橋～神田橋		にしやまちょう 西山町	左右	1,200	4.6K ＼ 5.8K	B	断面狭小
浜-17	二級	都田川	入出太田川	小俣橋上流225m～小俣川合流点		おかざき 岡崎	左右	1,775	1.3K ＼ 3.1K	B	断面狭小
浜-18	二級	都田川	釣橋川	岩成橋から上流へ		みつかびちょうたき 三ヶ日町只木	左右	350	3.0K ＼ 3.3K+50m	B	断面狭小
浜-19	二級	都田川	日比沢川	森川橋の500m下流域		みつかびちょうひびさわ 三ヶ日町日比沢	左右	50	2.5K+60m ＼ 2.6K+10m	B	越水
浜-20	二級	都田川	日比沢川	森川橋から上流へ		みつかびちょうほんざか 三ヶ日町本坂	左右	950	3.4K+70m ＼ 4.4K+20m	B	断面狭小
浜-21	二級	都田川	都筑大谷川	駒場橋の下流側		みつかびちょうつづき 三ヶ日町都筑	左右	200	1.1K ＼ 1.3K	B	越水
浜-22	二級	都田川	井伊谷川	小野地区コミュニティ防災センター上流100mから上流		いなさちょういいのや 引佐町井伊谷	左右	800	1.8K ＼ 2.6K	B	断面狭小
浜-23	二級	都田川	井伊谷川	大明神橋上流100m～花平橋上流150m		いなさちょういいのや 引佐町井伊谷	左右	1,000	4.5K ＼ 5.5K	B	断面狭小
浜-24	二級	都田川	井伊谷川	島田橋から上流へ		いなさちょういだいら 引佐町伊平	左右	1,100	8.9K ＼ 10.0K	B	断面狭小
浜-25	二級	都田川	都田川	濁つくし橋下流50m～井伊谷川流入点		ほそえちょうきが 細江町気賀 ＼ ほそえちょうながかわ 細江町中川	左右	900	18.2K+50m ＼ 19.1K+50m	B	越水
浜-26	二級	都田川	井伊谷川	都田川合流点～小野地区コミュニティ防災センター上流100m		ほそえちょうおの 細江町小野	左右	1,800	0.0K ＼ 1.8K	B	断面狭小

水 防 工 法	水防管 理団体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	芳川分団	5,400	相生小学校 蒲小学校 飯田小学校 芳川小学校 東陽中学校	053-461-0830 053-461-2644 053-461-3740 053-461-0020 053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	入野分団	450	入野小学校	053-447-1009	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	入野分団	1,250	可美小学校	053-447-0043	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	入野分団	1,400	神久呂中学校	053-485-8519	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	入野分団	800	神久呂小学校	053-485-8508	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	湖西市	湖西市役所	50	湖西中学校	053-578-0033	湖西市長	消防団長	同報無線	
積土のう工	浜松市	三ヶ日支所	50	只木公民館 (大福寺保育園)	053-524-0238 053-524-0609	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車	
積土のう工	浜松市	三ヶ日支所	80	日比沢公民館 (三ヶ日高校)	—— 053-525-0103	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車	
積土のう工	浜松市	三ヶ日支所	50	本坂公民館 (三ヶ日高校)	053-525-0548 053-525-0103	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車	
積土のう工	浜松市	三ヶ日支所	200	駒場公民館 (東小学校)	—— 053-526-7034	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車	
積土のう工	浜松市	落合	250	井伊谷小学校	053-542-0063	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	落合	200	井伊谷小学校	053-542-0063	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	落合	200	伊平小学校	053-544-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	川久保 祝田・落合	4,109	気賀小学校 上町地区コミュニティ 防災センター 油田地区コミュニティ 防災センター 9区地区コミュニティ 防災センター	053-523-0158 053-522-2834 053-522-3107 053-522-3854	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車 MCA無線	
積土のう工	浜松市	落合	3,719	気賀小学校 小野地区コミュニティ 防災センター 上町地区コミュニティ 防災センター 広岡公民館	053-523-0158 053-522-4264 053-522-2834 有線 2915	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車 MCA無線	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を要 する理由
				郡市	区町	大字					
浜- 27			浜松五島海岸	馬込川河口～天竜川河口		えのしまちよう 江之島町 ゝ まつしまちよう 松島町		3,404	馬込川河口 ゝ 天竜川河口	B	海岸浸食
浜- 28			浜松篠原海岸	馬込川河口から西へ		なかたじまちよう 中田島町 ゝ しろわちよう 白羽町		2,500	馬込川河口 より 西へ2,500m	B	海岸浸食
重要度B 小計				河川：23箇所 海岸：2箇所				54,317 5,904			
中計	河川数 箇所数			15本 26箇所				59,705			
	海岸			2箇所				5,904			
計	県管理			28箇所				65,609			
合計	水防区計			108箇所				118,239			

注) 対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。

水 防 工 法	水防管 理団体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	五島分団	5,800	南の星小学校	053-425-6900	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	白脇分団	5,100	砂丘小学校	053-441-3375	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	

第4表 湛水注意箇所一覧表

表. 4-1 静岡県内の湛水注意箇所一覧表

(時間雨量50mm及び異常潮位)

水 防 区	箇所(ヶ所)	湛水面積(ha)	水 防 区	箇所(ヶ所)	湛水面積(ha)
下 田	7	433.5	静 岡	40	717.1
熱 海	0	0.0	島 田	6	169.0
沼 津	18	1,091.2	袋 井	17	812.6
富 士	4	500.0	浜 松	17	1,173.5
			計	109ヶ所	4,896.9

表. 4-2 湛水注意箇所一覧表(下田水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積(ha)	摘 要
下田市四丁目地内	平 滑 川	4.0	
下田市本郷地内	敷 根 川	2.0	
下田市吉佐美地内	大 賀 茂 川	50.0	
南伊豆町手石・下賀茂地内	青 野 川	335.0	
松崎町金沢～道部地内	岩 科 川	20.0	
西伊豆町築地～堀坂地内	仁 科 川	15.0	
松崎町峰輪～宮内地内	那 賀 川	7.5	
計	7ヶ所	433.5	

表. 4-3 湛水注意箇所一覧表(沼津水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積(ha)	摘 要
三島市長伏・平田・松本・玉川	境 川	10.0	
伊豆の国市小坂地内	戸 沢 川	10.4	
伊豆の国市長崎地内	堂 川	67.6	
伊豆の国市奈古谷地内	柿 沢 川	60.0	
伊豆の国市原木地内	柿 沢 川	69.7	
伊豆の国市北江間地内	江 間 川	27.8	
伊豆の国市四日町地内	洞 川	11.1	
伊豆の国市中條地内	古 川	3.1	
伊豆の国市宗光寺地内	宗 光 寺 川	13.7	
伊豆の国市白山堂地内	宗 光 寺 川	26.3	
伊豆の国市中島地内	深 沢 川	10.5	
三島市中島地内	大 場 川	1.0	
沼津市西沢田地内	新 中 川	10.0	
沼津市大平地内	大 平 江 川	70.0	
沼津市樋ノ口地内	塚 田 川 新 川	60.0	
沼津市三貫地地内	沼 津 江 川	50.0	
沼津市西椎路・松長地内	沼 川	270.0	
沼津市浮島地内	沼 川	320.0	
計	18ヶ所	1,091.2	

表. 4-4 湛水注意箇所一覧表(富士水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
富士市沼川地内	沼 川	371.0	
富士市吉原本町地内	和 田 川	34.0	
富士市宇東川東町・宇東川西町地内	田 宿 川	40.0	
富士市鮫島地内	田 子 江 川	55.0	
計	4ヶ所	500.0	

表. 4-5 湛水注意箇所一覧表(静岡水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
静岡市清水区飯田地区	和 田 川	34.0	
	谷 津 川	18.6	
	捨川都市下水路	22.5	
	高橋地内排水路	12.4	
	山 原 川	12.1	
	午 王 堂 川	8.0	
静岡市清水区高部地区	大 内 川	16.0	
	薬 師 沢	16.4	
	矢 崎 川	15.5	
	巴 川	12.7	
	大内観音沢川	3.3	
	光 福 寺 沢	0.5	
	山 ノ 神 川	2.4	
	能島雨水貯留施設	1.9	
	押切南雨水貯留施設	1.4	
	押切地内水路	2.0	
静岡市清水区入江地区	旧 巴 川	35.9	
	廃 川 巴 川	4.3	
	逆 川	6.5	
	大 沢 川	2.2	
	北脇地内排水路	1.2	
静岡市清水区有度地区	四 方 沢 川	26.8	
	楠新田都市下水路	5.0	
	有 度 川	2.5	
	谷 津 沢 川	2.0	
静岡市清水区江尻地区	花 の 木 排 水 路	16.4	
	巴 川	5.5	
静岡市清水区岡地区	逆 川	1.0	
静岡市清水区船越地区	白 部 川	7.1	
	大 沢 川	3.7	
静岡市清水区清水地区	常 念 川	3.3	
	巴 川	0.6	

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
静岡市清水区庵原地区	神 明 川	14.9	
	草 ケ 谷 宮 沢	8.6	
	尾 羽 川	8.0	
	山 切 川	2.2	
	西 山 沢	1.0	
	西 山 田 川	0.5	
	市 道 7121 号 (庵原横砂線沿い)	0.2	アンダーパス
静岡市清水区袖師地区	堀 切 沢	1.3	
	市 道 0148 号 (嶺神明伊佐布線)	0.3	アンダーパス
	横砂中町地内水路	0.2	
	横砂地内水路	0.7	
静岡市清水区駒越地区	新 川	1.0	
	駒越都市下水路	0.8	
	細 谷 川	0.8	
静岡市清水区折戸地区	折戸地内排水路	0.2	
静岡市清水区三保地区	三保地内排水路	7.2	
静岡市葵区麻機地区	巴 川	132.0	
静岡市葵区城北地区	七 曲 川	1.0	
	安 東 川	8.2	
静岡市葵区瀬名川三丁目地区	瀬 名 新 川	0.5	
静岡市葵区大岩地区	安 東 川	1.3	
静岡市葵区長沼・古庄地区	長沼雨水幹線	0.5	
静岡市葵区瓦場町地区	瓦場雨水幹線	1.4	
静岡市葵区宮前町地区	長沼宮前水路	0.8	
	宮前大谷線 (柚木地下道)	0.1	アンダーパス
静岡市葵区春日町地区	柚木駅前水路	5.2	
静岡市駿河区西島・中島・下島地区	浜 川	13.5	
静岡市駿河区小鹿三丁目地区	小鹿雨水幹線	0.3	
静岡市駿河区豊田二丁目・豊田三丁目地区	有明雨水幹線	0.4	
静岡市葵区羽鳥・建穂地区	大 門 川	9.1	
静岡市葵区内牧地区	大 沢 川	37.3	
静岡市葵区牧ヶ谷地区	牧ヶ谷西ノ谷川	1.7	
	牧ヶ谷南ノ谷川	1.5	
静岡市駿河区丸子芹ヶ谷地区	芹ヶ谷北川	1.6	
	芹ヶ谷南川	1.9	
静岡市駿河区下川原地区	丸 子 川	54.8	
静岡市駿河区広野地区	丸 子 川	25.2	
静岡市駿河区手越・向敷地地区	丸 子 川	11.9	
静岡市駿河区丸子地区	舟 川	0.5	
	丸 子 逆 川	0.2	
	宇津ノ谷東沢川	0.1	

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
静岡市駿河区小坂地区	小 坂 川	32.4	
静岡市駿河区登呂地区	登 呂 東 名 北 川	11.6	
静岡市葵区新伝馬地区	秋 山 川	1.3	
静岡市駿河区寺田地区	寺 田 川	2.7	
静岡市駿河区石部地区	椎 ノ 木 沢 川	1.7	
静岡市駿河区古宿地区	平 沢 川	0.2	
静岡市清水区不二見地区	梶 ケ 谷 川	3.7	
	大 橋 川	0.7	
静岡市清水区蒲原地区	蒲原三丁目地内水路	0.2	
計	40ヶ所	717.1	

表. 4-6 湛水注意箇所一覧表(島田水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
焼津市小川地内	黒 石 川	73.0	
藤枝市上青島・大東町地内	東 光 寺 谷 川 栃 山 川	15.4	
藤枝市下之郷地内	葉 梨 川	17.0	
吉田町住吉地内	坂 口 谷 川	28.6	
牧之原市堀之内地内	白 羽 川 坂 口 谷 川	20.0	
牧之原市東福田地内	坂 口 谷 川	15.0	
計	6ヶ所	169.0	

表. 4-7 湛水注意箇所一覧表(袋井水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
菊川市半済～三軒家地内	菊 川	120.0	
菊川市高田地内	菊 川	150.0	
掛川市下西郷地内	倉 真 川	23.0	
掛川市大池～細田地内	逆 川	24.0	
袋井市松袋井地内	蟹 田 川	120.0	
袋井市諸井地内	弁 財 天 川	2.6	
磐田市西貝塚地内	安 久 路 川	17.0	
磐田市福田字塩浜～村前地内	仿 僧 川	20.0	
磐田市福田中島～向岡地内	仿 僧 川	40.0	
磐田市豊浜地内	太 田 川	40.0	
森町森地内	太 田 川	60.0	
掛川市東大坂地内	与 惣 川	24.0	
菊川市下平川地内	黒 沢 川	60.0	
磐田市笠梅地内	中 沢 川	20.0	
袋井市鷺巣・村松・国本地内	沖 之 川	40.0	
磐田市二之宮地内	磐 田 久 保 川	28.0	
磐田市中泉地内	磐 田 久 保 川	24.0	
計	17ヶ所	812.6	

表. 4-8 湛水注意箇所一覧表(浜松水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
浜松市天竜区二俣地内	二 俣 川	52.5	
浜松市天竜区横山町地内	横 山 川	1.2	
浜松市天竜区東雲名地内	平 沢 川	2.8	
浜松市中央区入野町～西鴨江町地内	新 川	260.0	
浜松市浜名区内野地内	御 陣 屋 川	70.0	
湖西市神座・大森地内	入 出 太 田 川	45.0	
浜松市浜名区三ヶ日町尾奈地内	西 神 田 川	40.0	
浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日地内	宇 利 山 川	50.0	
浜松市浜名区三ヶ日町都筑地内	都 筑 大 谷 川	60.0	
浜松市浜名区細江町中川地内	都 田 川	163.0	
浜松市中央区上島地内	馬 込 川	50.0	
浜松市浜名区小松、内野地内	馬 込 川	15.0	
浜松市中央区頭陀寺町地内	芳 川	10.0	
浜松市中央区頭陀寺町、領家、中島、向宿地内	芳 川	180.0	
浜松市中央区葵東、小豆餅地内	段 子 川	84.0	
浜松市浜名区引佐町井伊谷地内	井 伊 谷 川	30.0	
浜松市浜名区三ヶ日町只木地内	釣 橋 川	60.0	
計	17ヶ所	1,173.5	

第5表 水防上重大な影響のある橋梁一覧表

表. 5-1 静岡県内の水防上重大な影響のある橋梁一覧

水防区	下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松	計
直轄	0	0	15	2	6	1	35	13	72
県	0	6	1	0	0	0	1	3	11
計	0	6	16	2	6	1	36	16	83

表. 5-2 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(熱海水防区)

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
熱-1	糸川	(市)浜町 和田浜線	桜橋 (コンクリート製)	5.80 6.33	熱海市		熱海	桁下低く 断面小	熱海市
熱-2	糸川	(市)西山 通り線	竹の沢1号橋 (コンクリート製)	6.70 7.40	熱海市		熱海	桁下低く 断面小	熱海市
熱-3	熱海 和田川	(市)上和田 通り線	上和田橋 (鋼製)	9.00 2.00	熱海市		熱海	桁下低く 断面小	熱海市
熱-4	熱海 和田川	(市)浜町 和田浜線	都松橋 (コンクリート製)	7.40 6.00	熱海市		熱海	桁下低く 断面小	熱海市
熱-5	熱海宮川	(市)下多賀 本線2号	宮中橋 (コンクリート製)	9.00 3.00	熱海市		下多賀	桁下低く 断面小	熱海市
熱-6	北川	(国)135号	汐留橋 (コンクリート製)	5.40 11.50	伊東市		湯川	桁下低く 断面小	静岡県
計			6箇所						

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。

表. 5-3 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(沼津水防区)

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
狩工-A1	狩野川	(一)古奈伊豆 長岡(停)線	千歳橋 (ローゼ橋・7径間)	190.20 9.30	伊豆の 国市		古奈 南條	桁下不足	静岡県
狩工-B1	狩野川	(市) 0107号線	永代橋 (鉸桁橋・3径間)	162.00 16.00	沼津市		市場町 仲町	桁下不足	沼津市
狩工-B2	狩野川	(一) 原木沼津線	御成橋 (アーチ橋・3径間)	130.00 13.00	沼津市		市場町 上土町	桁下不足	静岡県
狩工-B3	狩野川	(国)414号	三園橋 (I桁橋・5径間)	148.70 14.00	沼津市		御幸町 三枚橋町	桁下不足	静岡県
狩工-B4	狩野川	(市) 0110-1号線	黒瀬橋 (箱桁橋・3径間)	176.50 6.00	沼津市		黒瀬町 平町	桁下不足	沼津市
狩工-B5	狩野川	(一)下土狩 徳倉沼津港線	徳倉橋 (ワーレントラス橋)	151.80 6.00	駿東郡	清水町	下徳倉 湯川	桁下不足	静岡県
狩工-B6	狩野川	(一) 三島静浦港線	新城橋 (箱桁橋・5径間)	230.00 6.00	沼津市 三島市		大平 御園	桁下不足	静岡県
狩工-B7	狩野川	(町) 1-1号線	日の出橋 (鋼鉸橋)	198.50 6.50	田方郡	函南町	日守 肥田	桁下不足	函南町
狩工-B8	狩野川	(一) 原木沼津線	石堂橋 (トラス橋・3径間)	187.90 5.00	田方郡 伊豆の国市	函南町	日守 原木	桁下不足	静岡県
狩工-B9	狩野川	(一)静浦港 韭山(停)線	松原橋 (トラス橋・4径間)	201.30 8.50	伊豆の 国市		南江間 四日町	桁下不足	静岡県

対象 番号	河 川	路 線	橋 梁 (構 造)	形状 (LW) m	位 置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
狩工 -B10	狩野川	(国) 414号	大門橋 (ハウトラス橋)	240.85 6.00	伊豆の 国市		小坂 白山堂	桁下不足	静岡県
狩工 -B11	狩野川	市道	神島橋 (非合成箱桁橋)	204.60 10.75	伊豆の 国市		神島	桁下不足	伊豆の 国市
狩工 -B12	狩野川 (黄瀬川)	J R御殿場線	御殿場線鉄道橋 (I 桁橋・3径間)	48.80 1.83	駿東郡 沼津市	長泉町	本宿 上石田	桁下不足	J R東海 (株)
狩工 -B13	狩野川 (黄瀬川)	(主) 大岡元長窪線	新寿橋 (I 桁橋・3径間)	52.50 11.00	駿東郡 沼津市	長泉町	本宿 上石田	桁下不足	静岡県
狩工 -B14	狩野川 (黄瀬川)	(町) 1 号線 (市) 3138号線	寿橋 (T 桁橋・4径間)	43.70 4.60	駿東郡 沼津市	長泉町	本宿 上石田	桁下不足	長泉町 沼津市
沼-1	境川	(市) 玉川南二 日町線	玉川新橋 (鉄筋コンクリート)	7.0 5.0	三島市 駿東郡	清水町	玉川 久米田	断面小	清水町
計			16 箇所						

なお、対象番号は巻末直轄河川重要水防箇所(狩野川)図、水防計画書附図と対照する。

表. 5-4 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(富士水防区)

対象 番号	河 川	路 線	橋 梁 (構 造)	形状 (LW) m	位 置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
富工- BH 93-1	富士川	(主) 富士川身延線	内房橋 (T 桁・RC 橋)	168.00 5.50	富士宮 市		内房 (尾崎)	余裕高不足 (右岸)	静岡県
富工- BH 92-1	富士川	——	日軽金水管橋	53.00	富士宮 市		長貫 (橋場)	余裕高不足 (左岸)	日本軽 金属(株)
富工- BH 92-1	富士川	——	日軽金水管橋	53.00	富士宮 市		内房 (瀬戸島)	余裕高不足 (右岸)	日本軽 金属(株)
計			2 箇所						

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。

表. 5-5 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(静岡水防区)

対象 番号	河 川	路 線	橋 梁 (構 造)	形状 (LW) m	位 置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
安工 -B1	安倍川	(国) 150号	南安倍川橋 (鋼桁連続橋)	649.4 20.8	静岡市	駿河区	中島 下川原	桁下不足	静岡市
安工 -B2	安倍川	東海道本線	東海道本線安倍川橋梁 (鋼桁連続橋)	595.0 13.0	静岡市	葵区 駿河区	南安倍 丸子新田	桁下不足	JR東海 (株)
安工 -B3	安倍川	(国) 1 号	駿河大橋	587.00 11.50	静岡市	葵区 駿河区	南安倍 丸子新田	桁下不足	国土 交通省
安工 -B4	安倍川	(一) 藤枝静岡線	安倍川橋 (トラス橋)	490.8 13.5	静岡市	葵区 駿河区	弥勒 手越	桁下不足	静岡市
安工 -B5	安倍川	(主) 井川湖御幸線	葵大橋 (鋼10径間連続箱桁橋)	740.0 11.00	静岡市	葵区	門屋 中之郷	桁下不足	静岡市
安工 -B6	安倍川	(主) 井川湖御幸線	曙橋 (PCT桁橋)	330.0 6.7	静岡市	葵区	牛妻 油山	桁下不足	静岡市
計			6 箇所						

なお、対象番号は巻末直轄河川重要水防箇所河川別箇所図と対照する。

表. 5-6 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(島田水防区)

対象 番号	河 川	路 線	橋 梁 (構 造)	形状 (LW) m	位 置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
大工 -B1	大井川	(主) 島田吉田線	谷口橋 (RC桁橋)	722.70 6.00	島田市		道悦島 阪本	桁下不足	静岡県
大工 要注意 -1	大井川	(主) 島田吉田線	谷口橋 (RC桁橋)	722.70 6.00	島田市		道悦島 阪本	旧大井川サイホ ン撤去後の影響 監視の為	静岡県
大工 要注意 -2	大井川	蓬萊農道	蓬萊橋 (木製単桁橋)	897.40 2.46	島田市		南 阪本	特殊橋	蓬萊橋土 地改良区
計			1 箇所						

計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末直轄河川重要水防箇所河川別箇所図と対照する。

表. 5-7 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(袋井水防区)

対象 番号	河 川	路 線	橋 梁 (構 造)	形状 (LW) m	位 置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
菊工 -A20	菊川	(市) 土方平田線	大船渡橋 (PC ^ホ ス ^{テン})	131.5 6.8	菊川市 掛川市		下平川 岩滑	桁下不足	掛川市
菊工 -A21	菊川	(市) 潮海寺吉沢線	潮海寺橋 (2径間連続非合成鉄桁)	49.0 10.25	菊川市		潮海寺	桁下不足	菊川市
菊工 -A22	菊川	(市) 潮海寺吉沢線	立ヶ谷橋 (ホ ^ホ ス ^{テン} 2連続T桁)	46.3 10.25	菊川市		富田 吉沢	桁下不足	菊川市
菊工 -A34	牛淵川	(市) 山脇線	宮前橋 (合成H桁)	27.0 4.0	菊川市		神尾	桁下不足	菊川市
菊工 -A35	牛淵川	(市) 大須賀金谷線	住川橋 (単純ホ ^ホ ス ^{テン} T桁)	24.80 9.65	菊川市		神尾	桁下不足	菊川市
菊工 -A37	黒沢川	(一) 掛川浜岡線	明治小橋 (RC橋)	12.65 7.8	菊川市		赤土	桁下不足	静岡県
菊工 -A38	黒沢川	(市) 岳洋通り線	黒沢橋 (ホ ^ホ -ロ ^ロ -型PC桁)	18.0 6.5	菊川市		赤土	桁下不足	菊川市
菊工 -B1	菊川	(県) 大東相良線	国安橋 (連続非合成鉄桁)	183.7 12.8	掛川市		国安 菊浜	桁下不足	静岡県
菊工 -B2	菊川	(一) 袋井小笠線	花面橋 (単純活荷重合成桁)	125.40 10.00	掛川市		千浜	桁下不足	静岡県
菊工 -B3	菊川	(主) 相良大須賀線	生仁場橋 (鋼合成H桁鋼活荷重合成桁)	80.0 9.0	菊川市		嶺田	桁下不足	静岡県
菊工 -B4	菊川	(一) 小笠掛川線	高田橋 (P C T 桁)	86.0 6.7	菊川市		上平川	桁下不足	静岡県
菊工 -B5	菊川	(市) 加茂横地線	加茂橋 (鉄筋コンクリートT桁)	72.50 7.50	菊川市		加茂	桁下不足	菊川市
菊工 -B6	菊川	(市) 寺田向山線	八王子橋 (単純ホ ^ホ ス ^{テン} ションT桁)	55.1 9.0	菊川市		本所	桁下不足	菊川市
菊工 -B7	菊川	(主) 吉田大東線	矢田部橋 (2径間連続非合成鋼板桁)	51.0 12.0	菊川市		本所 潮海寺	桁下不足	静岡県
菊工 -B8	菊川	J R 東海道本線	J R 東海道菊川橋 (デ ^テ ィックカ ^カ -ター鋼桁)	41.08 8.9	菊川市		本所 潮海寺	桁下不足	JR東海
菊工 -B9	菊川	(市) 潮海寺吉沢線	水神橋 (活荷重合成桁)	49.8 6.2	菊川市		潮海寺	桁下不足	菊川市
菊工 -B10	牛淵川	(市) 花面線	船渡橋 (フ ^フ レストコンクリート桁)	50.98 6.5	掛川市		国安	桁下不足	掛川市

対象 番号	河 川	路 線	橋 梁 (構 造)	形状 (LW) m	位 置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
菊工 -B11	牛淵川	大規模農道	中嶋橋 (単純トラス橋)	60.2 9.2	掛川市		千浜	桁下不足	掛川市
菊工 -B12	牛淵川	(市) 嶺田川上線	鷹匠橋 (プレートガーター)	47.2 7.4	菊川市		赤土 嶺田	桁下不足	菊川市
菊工 -B13	牛淵川	(主) 相良大須賀線	新川橋 (PCI桁)	40.56 6.8	菊川市		下平川	桁下不足	静岡県
菊工 -B14	牛淵川	(市) 平川嶺田線	平川橋 (PCポステン)	44.4 14.8	菊川市		下平川	桁下不足	菊川市
菊工 -B15	牛淵川	(市) 堤池村線	堤橋 (PC桁)	40.9 6.8	菊川市		下平川	桁下不足	菊川市
菊工 -B16	牛淵川	(市) 上平川平田線	城下橋 (活荷重合成桁)	60.39 8.0	菊川市		上平川 下平川	桁下不足	菊川市
菊工 -B17	牛淵川	(市) 西6号線	法華寺橋 (単純合成桁径間)	39 3.8	菊川市		上平川 下平川	桁下不足	菊川市
菊工 -B18	牛淵川	——	用水路水管橋 (鋼H桁)	63.0 4.4	菊川市		東横地	桁下不足	大井川右岸 土地改良区
菊工 -B19	牛淵川	(県) 川上菊川線	前川橋 (PCプレテンション方式単純中 空床版橋)	36.83 10.75	菊川市		東横地	桁下不足	静岡県
菊工 -B20	牛淵川	(市) 大平本線	中島橋 (活荷重合成単純鉄桁)	23.4 4.6	菊川市		神尾	桁下不足	菊川市
菊工 -B21	下小笠川 捷水路	(市) 高塚神場子線	二丁越橋 (単純非合成I桁)	44.6 10.0	掛川市		川久保	桁下不足	掛川市
菊工 -B22	下小笠川 捷水路	(主) 相良大須賀線	海戸橋 (プレート単純合成桁)	40.3 14.0	掛川市		川久保	桁下不足	静岡県
菊工 -B23	下小笠川 捷水路	(市)川久保・ 三俣線	小梅橋 (ポストテンション方式 単純PC合成桁)	27.90 10.0	掛川市		川久保	桁下不足	掛川市
天工 -B1	天竜川	(国)150号	掛塚橋 (トラス橋)	877.0 7.0	磐田市 浜松市	中央区	掛塚 河輪町	桁下不足 根入れ不足	静岡県
天工 -B2	天竜川	J R 東海道本線	天竜川橋 (トラス橋)	1,209 14.5	磐田市 浜松市	中央区	森本 国吉町	桁下不足	J R東海 (株)
天工 -B3	天竜川	(一) 磐田細江線	天竜川橋 (プレートガーター)	920.5 7.3	磐田市 浜松市	中央区	竜洋中島 中野町	桁下不足	浜松市
天工 -B5	天竜川	東名高速道路	天竜川橋 (PC23径間連続箱桁)	1,071.4 25.5	磐田市 浜松市	中央区	池田 常光町	桁下不足	中日本 高速(株)
天工 -B7	天竜川	(主) 浜北袋井線	浜北大橋 (3径間連続鋼床版箱桁)	964.6 7.8	磐田市 浜松市	浜名区	三家 永島	桁下不足	静岡県
袋-1	原野谷川	(市)各和橋上 右岸線	各和橋 (鋼鉄)	72.4 2.3	掛川市		各和	余裕高不足	掛川市
計			36 箇所						

計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図(菊川管内図・天竜川管内図(下流))、水防計画書附図と対照する。

表. 5-8 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(浜松水防区)

対象 番号	河 川	路 線	橋 梁 (構 造)	形状 (LW) m	位 置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
天工 -A2	天竜川	(一)大輪 天竜線	竜山大橋 (鋼構橋鉄桁)	212.8 6.30	浜松市	天竜区	龍山町 大嶺 戸倉	桁下不足	浜松市
天工 -A3	天竜川	(一)中部天竜 停車場線	中部大橋	216.56 6.38	浜松市	天竜区	佐久間町 中部 半場	桁下不足	浜松市
天工 -A4	天竜川	(一)中部天竜 停車場線	中部橋 (補剛トラス)	164.5 1.5	浜松市	天竜区	佐久間町 中部 半場	桁下不足	浜松市
天工 -B1	天竜川	(国)150号	掛塚橋 (トラス橋)	877.0 7.0	磐田市 浜松市	中央区	掛塚 河輪町	桁下不足 根入れ不足	静岡県
天工 -B2	天竜川	J R 東海道本線	天竜川橋 (トラス橋)	1,209 14.5	磐田市 浜松市	中央区	森本 国吉町	桁下不足	J R東海 (株)
天工 -B3	天竜川	(一) 磐田細江線	天竜川橋 (プレートガーター)	920.5 7.3	磐田市 浜松市	中央区	竜洋中島 中野町	桁下不足	浜松市
天工 -B5	天竜川	東名高速道路	天竜川橋 (PRC23径間連続箱桁)	1,071.4 25.5	磐田市 浜松市	中央区	池田 常光町	桁下不足	中日本 高速(株)
天工 -B7	天竜川	(主) 浜北袋井線	浜北大橋 (3径間連続鋼床版箱桁)	964.6 7.8	磐田市 浜松市	浜名区	三家 永島	桁下不足	静岡県
天工 -B8	天竜川	(一) 両島二俣線	塩見渡橋 (鋼板桁)	394.0 7.25	浜松市	天竜区	二俣町大 園 渡ヶ島	桁下不足	浜松市
天工 -B9	天竜川	(一) 渡ヶ島横山線	伊砂橋(単純合成 箱桁及びトラスラガー)	235.0 9.5	浜松市	天竜区	船明 伊砂	桁下不足	浜松市
天工 -B10	天竜川	(一)大輪天竜 線	雲名橋(単純合成桁 及びトラスラガー橋)	257.0 9.5	浜松市	天竜区	東雲名 西雲名	桁下不足	浜松市
天工 -B11	天竜川	(市) 西川秋葉山線	竜山橋 (鋼床鉄吊橋)	164.4 3.40	浜松市	天竜区	龍山町 大嶺 戸倉	桁下不足	浜松市
天工 -B12	天竜川	(市)龍山青谷 蜂之沢線	峰之沢橋 (鋼補剛トラス吊橋)	156.0 1.0	浜松市	天竜区	龍山町 下平山 瀬尻	桁下不足	浜松市
浜-1	入出 太田川	天竜 浜名湖鉄道	小俣川橋 (鋼製)	21.90 3.90	湖西市		大森	桁下不足 断面小	天竜浜名湖 鉄道
浜-2	安間川	(市) 天王5号線	若草橋 (T桁RCコンクリート橋)	24.60 6.30	浜松市	中央区	天王町	桁下不足	浜松市
浜-3	安間川	(市) 市野50号線	弁天橋 (コンクリートI桁)	18.50 2.60	浜松市	中央区	市野町	桁下不足	浜松市
計			16 箇所						

計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図(天竜川管内図(下流))、水防計画書附図と対照する。

第6表 ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制

表. 6-1 ダム一覧表

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	堤高 (m)	総(有効) 貯水容量 (千m ³)	種類	所在地	ダム 管理者名	竣工 年度	連絡 体制
富士川	大倉川	大倉川 農地防災	R	F	45.0	(2,050) 2,220	I	富士宮市精進川字 印野	静岡県	昭55	図. 6-1 P. 378
大井川	大井川	田代	G	P	17.3	(153) 220	IV	静岡市葵区田代	東京電力(株) (山梨支店)	昭3	図. 6-2 P. 379
大井川	赤石沢川	赤石	G	P	58.0	(1,200) 3,090	III	静岡市葵区岩崎	中部電力(株)	平元	図. 6-3 P. 379
大井川	大井川	畑薙 第一	HG	P	125.0	(80,000) 107,400	I	静岡市葵区田代	中部電力(株)	昭37	図. 6-4 P. 380
大井川	大井川	畑薙 第二	HG	P	69.0	(3,600) 11,400	I	静岡市葵区田代	中部電力(株)	昭36	図. 6-5 P. 380
大井川	大井川	井川	HG	P	103.6	(125,000) 150,000	I	静岡市葵区井川	中部電力(株)	昭32	図. 6-6 P. 381
大井川	大井川	奥泉	G	P	44.5	(600) 3,150	III	静岡市葵区井川	中部電力(株)	昭30	図. 6-7 P. 381
大井川	大井川	長島	G	FNA W	109.0	(68,000) 78,000	-	榛原郡川根本町大 字梅地	国土交通省	平13	図. 6-8 P. 382
大井川	大井川	大井川	G	P	33.5	(503) 788	III	榛原郡川根本町奥 泉	中部電力(株)	昭11	図. 6-9 P. 382
大井川	寸又川	千頭	G	P	64.0	(4,349) 4,950	III	榛原郡川根本町千 頭	中部電力(株)	昭10	図. 6-10 P. 383
大井川	寸又川	大間	G	P	46.1	(741) 1,519	III	榛原郡川根本町千 頭	中部電力(株)	昭13	図. 6-11 P. 383
大井川	寸又川	寸又川	G	P	34.9	(522) 987	III	榛原郡川根本町奥 泉	中部電力(株)	昭11	図. 6-12 P. 384
大井川	川根境川	境川	G	P	34.2	(343) 1,173	IV	榛原郡川根本町久 野脇	中部電力(株)	昭18	図. 6-13 P. 384
大井川	笹間川	笹間川	G	P	46.4	(1,680) 6,340	III	島田市川根町笹間 渡	中部電力(株)	昭35	図. 6-14 P. 385
大井川	大代川	大代川 農地防災	G	F	43.0	(615) 621	IV	島田市大代	静岡県	昭42	図. 6-15 P. 386
天竜川	天竜川	佐久間	G	P	155.5	(205,444) 326,848	I	浜松市天竜区佐久 間町佐久間	電源開発(株)	昭31	図. 6-16 P. 387
天竜川	天竜川	秋葉	G	P	89.0	(7,750) 34,703	III	浜松市天竜区龍山 町戸倉	電源開発(株)	昭33	図. 6-17 P. 387
天竜川	天竜川	船明	G	AWI P	24.5	(3,600) 10,900	II	浜松市天竜区船明	電源開発(株)	昭52	図. 6-18 P. 388
天竜川	水窪川	水窪	R	P	105.0	(22,800) 30,000	I	浜松市天竜区水窪 町地頭方	電源開発(株)	昭44	図. 6-19 P. 389
天竜川	大千瀬川	新豊根	A	FP	116.5	(40,400) 53,500	-	愛知県北設楽郡豊 根村	国土交通省 電源開発(株)	昭48	図. 6-20 P. 390
伊東大川	伊東大川	奥野	R	FNW	63.0	(4,600) 5,100	IV	伊東市鎌田字横堀	静岡県	平元	図. 6-21 P. 391
青野川	鈴野川	青野大師	G	FNW	39.5	(240) 295	IV	賀茂郡南伊豆町青 野地先	静岡県	平18	図. 6-22 P. 392

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	堤高 (m)	総(有効) 貯水容量 (千m ³)	種類	所在地	ダム 管理者名	竣工 年度	連絡 体制
太田川	太田川	太田川	G	FNW	70.0	(10,800) 11,600	IV	周智郡森町亀久保	静岡県	平 21	図. 6-23 P. 393
太田川	原野谷川	原野谷川 農地防災	G	F	31.0	(1,207) 1,252	IV	掛川市丹間	静岡県	昭 43	図. 6-24 P. 394
都田川	都田川	都田川	R	FAW	55.0	(10,340) 12,020	IV	浜松市浜名区引佐 町川名	静岡県	昭 61	図. 6-25 P. 395

形式

E:アースダム G:重力式コンクリートダム HG:中空重力式コンクリートダム

R:ロックフィルダム FA:アスファルトフェイシングフィルダム A:放物線アーチ式コンクリートダム

目的

F:洪水調節 N:不特定用水 A:かんがい W:上水 I:工業用水 P:発電

(注) ダムの種類

第Ⅰ類

その設置に伴い、下流の洪水流量が著しく増加するダムで、これによって生ずる災害を防止するため、当該増加流量を調節することができると思われる容量を確保して、洪水に対処する必要があるもの。

第Ⅱ類

堆砂によりその上流の河床が上昇したダム、又はその設置者が貯水池の敷地として権限を取得した土地の広さが十分でないダムで、洪水時にその上流の水位が上昇することによって生ずる災害を防止するため、貯水池の水位を予備放流水位として、洪水に対処する必要があるもの。

第Ⅲ類

貯水池の容量に比して、洪水吐の放流能力が大きいダム、又は洪水吐ゲートの操作の方法が複雑であるダムで、貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処することが、災害の発生の防止上適切と認められるもの。

第Ⅳ類

貯水池の水位を常時満水位として洪水に対処しても、災害の防止上支障がないダム。

表. 6-2 大規模水こう門等一覧表

水系名	河川名	水こう門等名	所在地	水こう門等 管理者名	竣工 年度	連絡 体制
狩野川	狩野川	狩野川放水路分流堰	伊豆の国市壺之上	国土交通省	昭 40	図. 11-6 P. 73
富士川	潤井川	星山放水路水門	富士宮市星山字西の久保	静岡県	昭 49	図. 6-26 P. 396
大井川	大井川	塩郷えん堤	榛原郡川根本町下泉	中部電力(株)	昭 35	図. 6-27 P. 397
巴川	大谷川 放水路	大谷川放水路分流堰	静岡市葵区古庄二丁目	静岡県	平 11	図. 6-28 P. 397

※以降の緊急連絡体系図は、ダム・水門等の操作により下流河川へ影響を及ぼす場合に運用する。

大 倉 川 農 地 防 災 ダ ム 通 報 連 絡 系 統 図

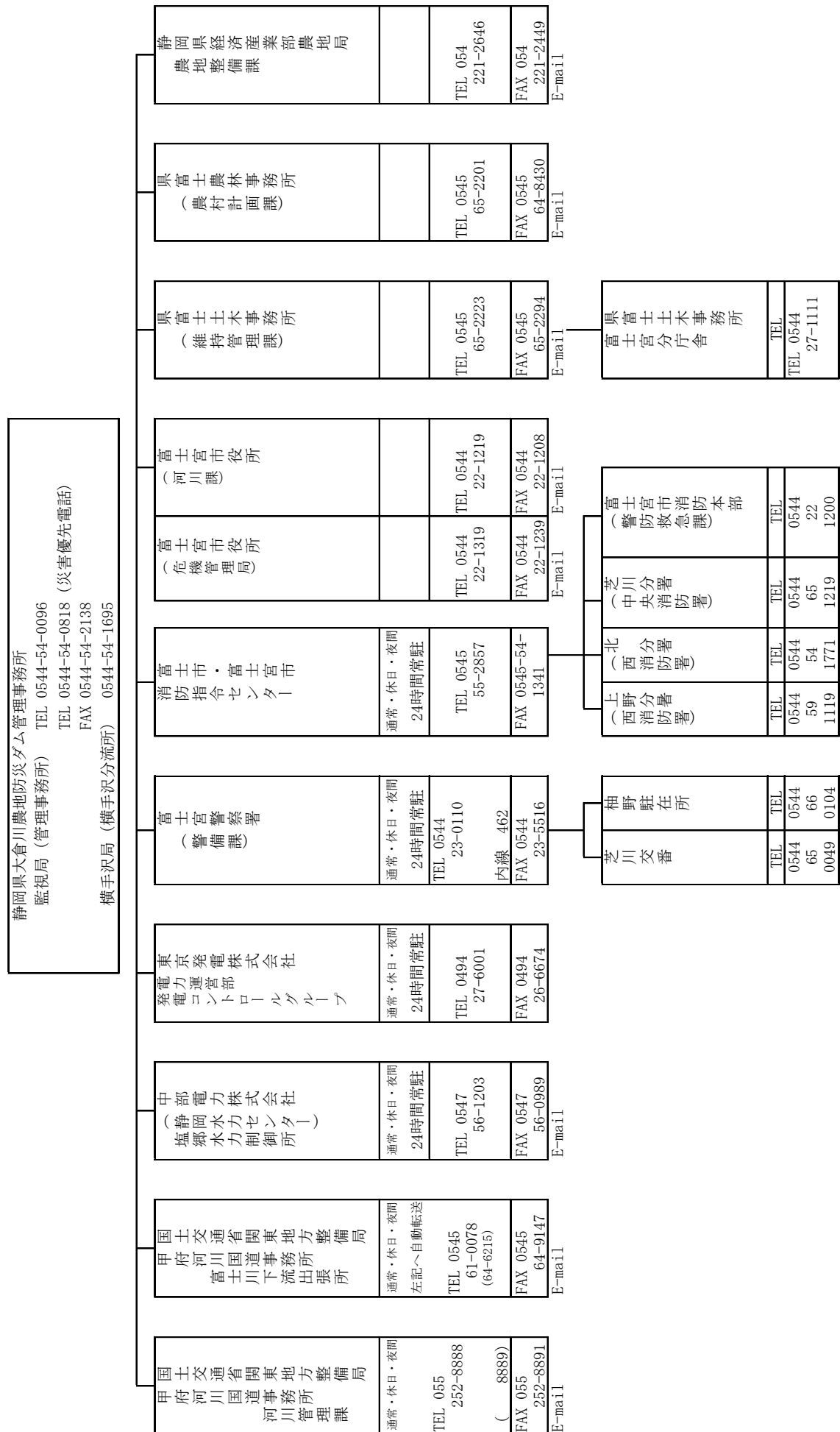


図. 6-1 大倉川農地防災ダム緊急時連絡体制

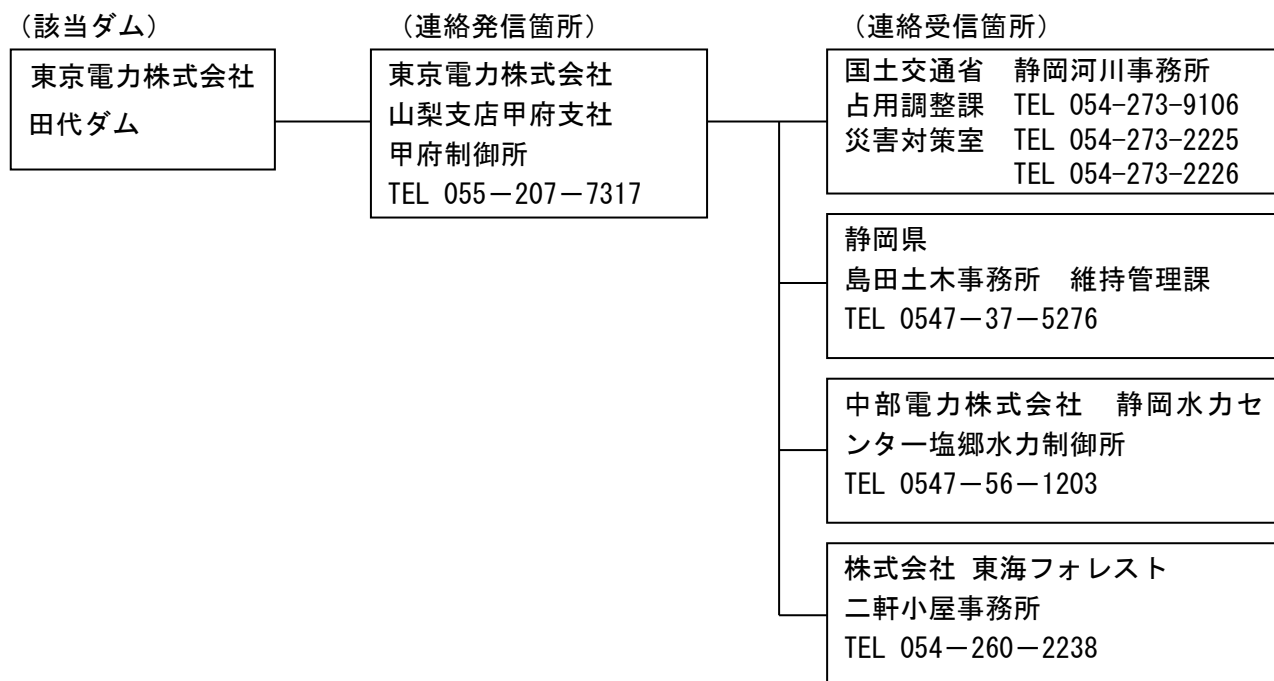


図. 6-2 田代ダム緊急時連絡体制

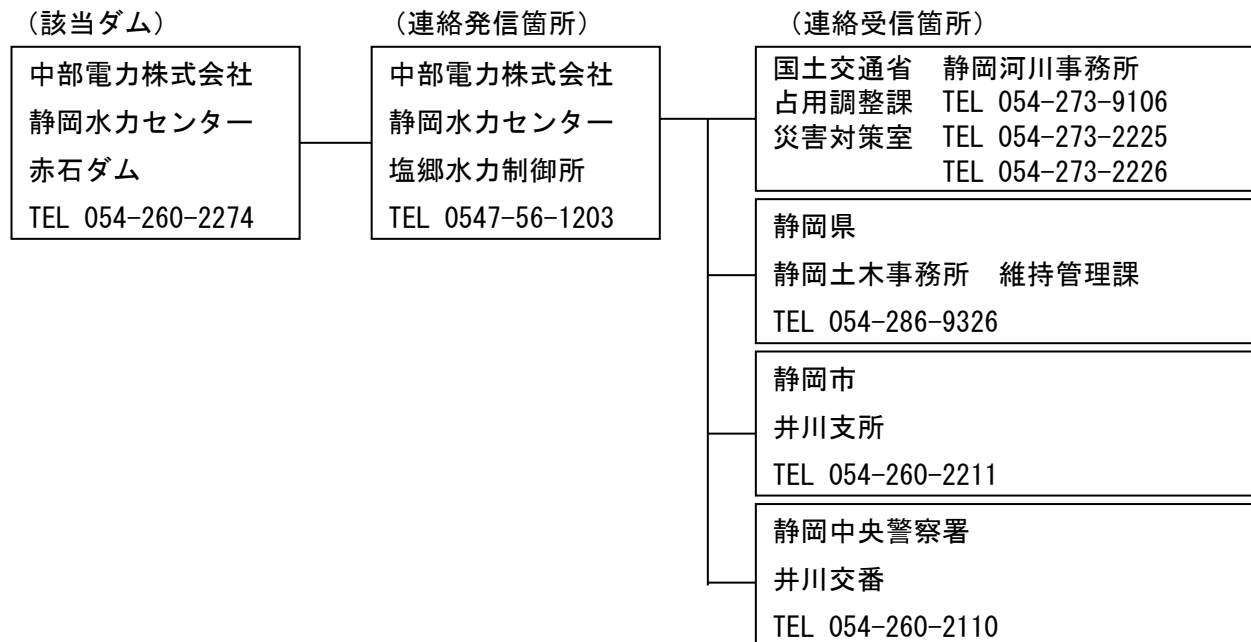


図. 6-3 赤石ダム緊急時連絡体制

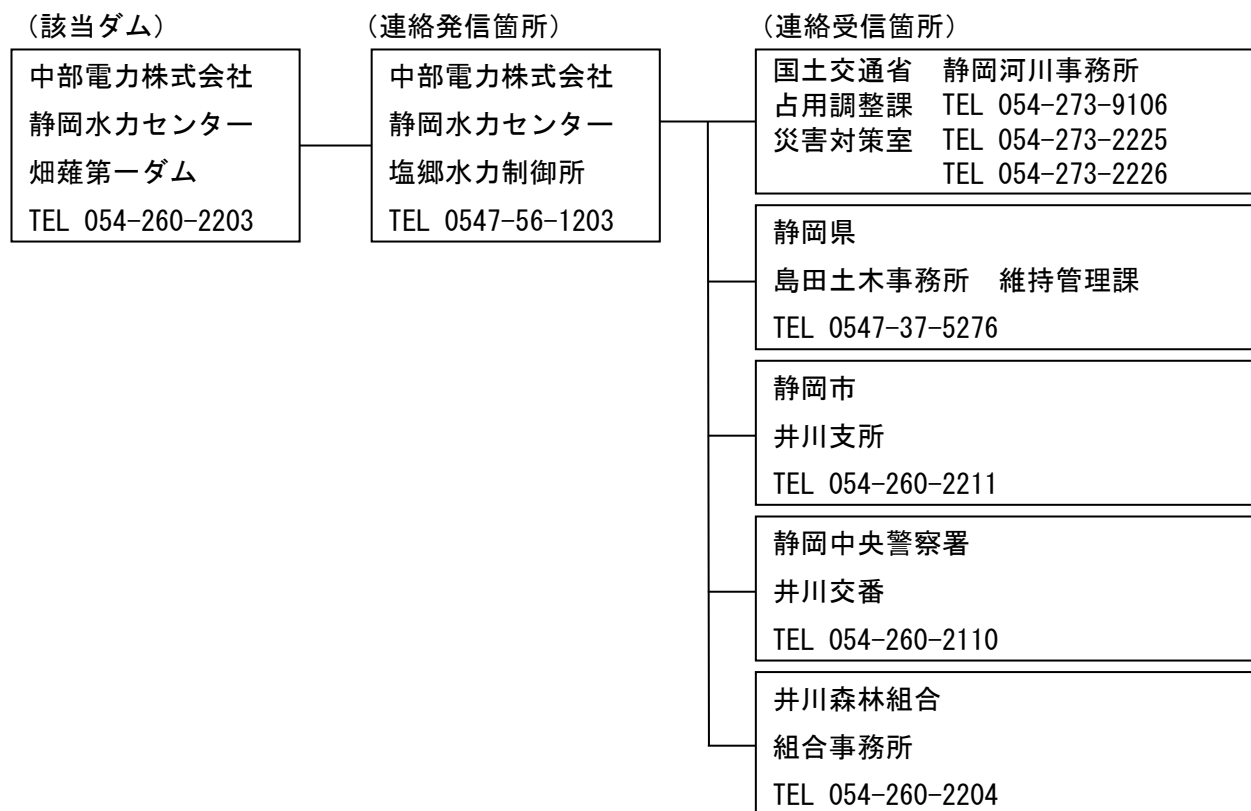


図. 6-4 畑薙第一ダム緊急時連絡体制

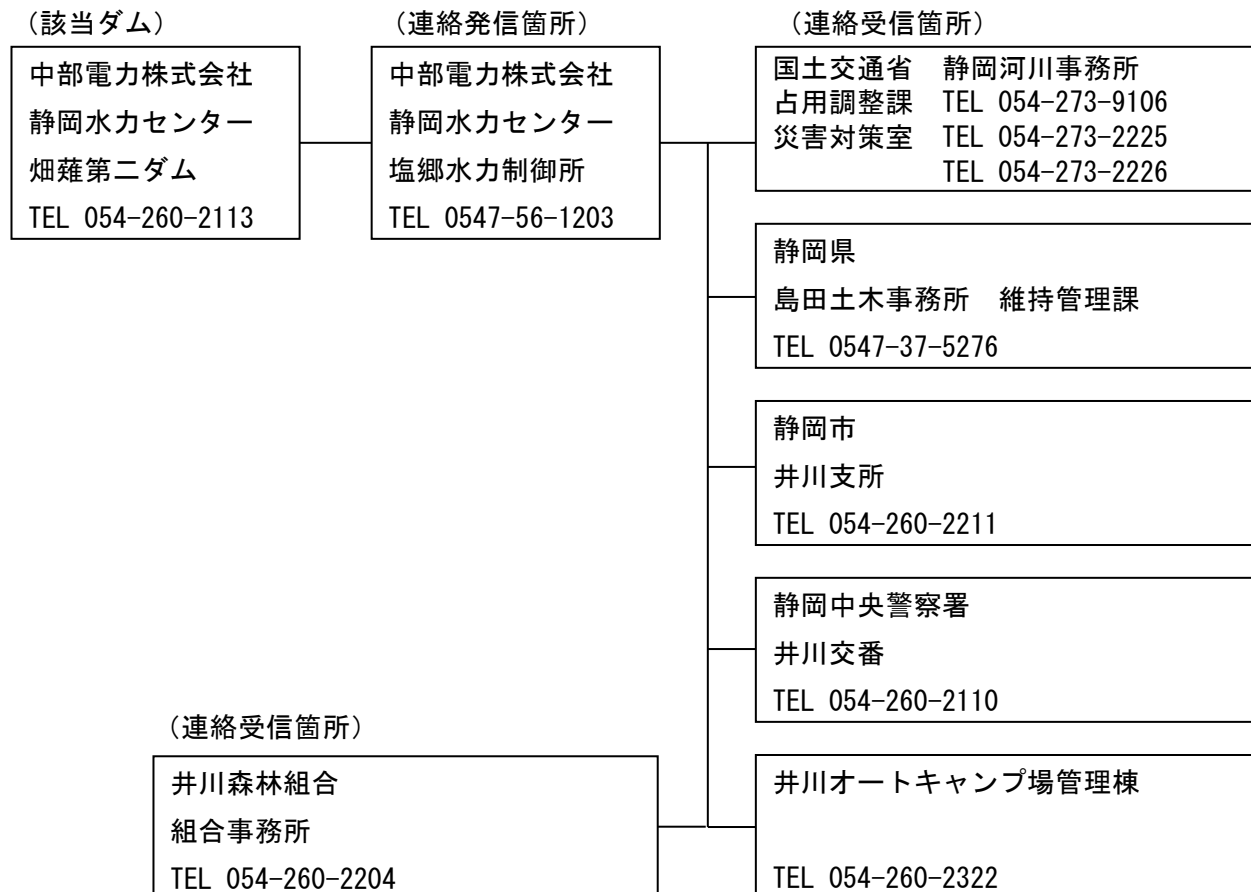


図. 6-5 畑薙第二ダム緊急時連絡体制

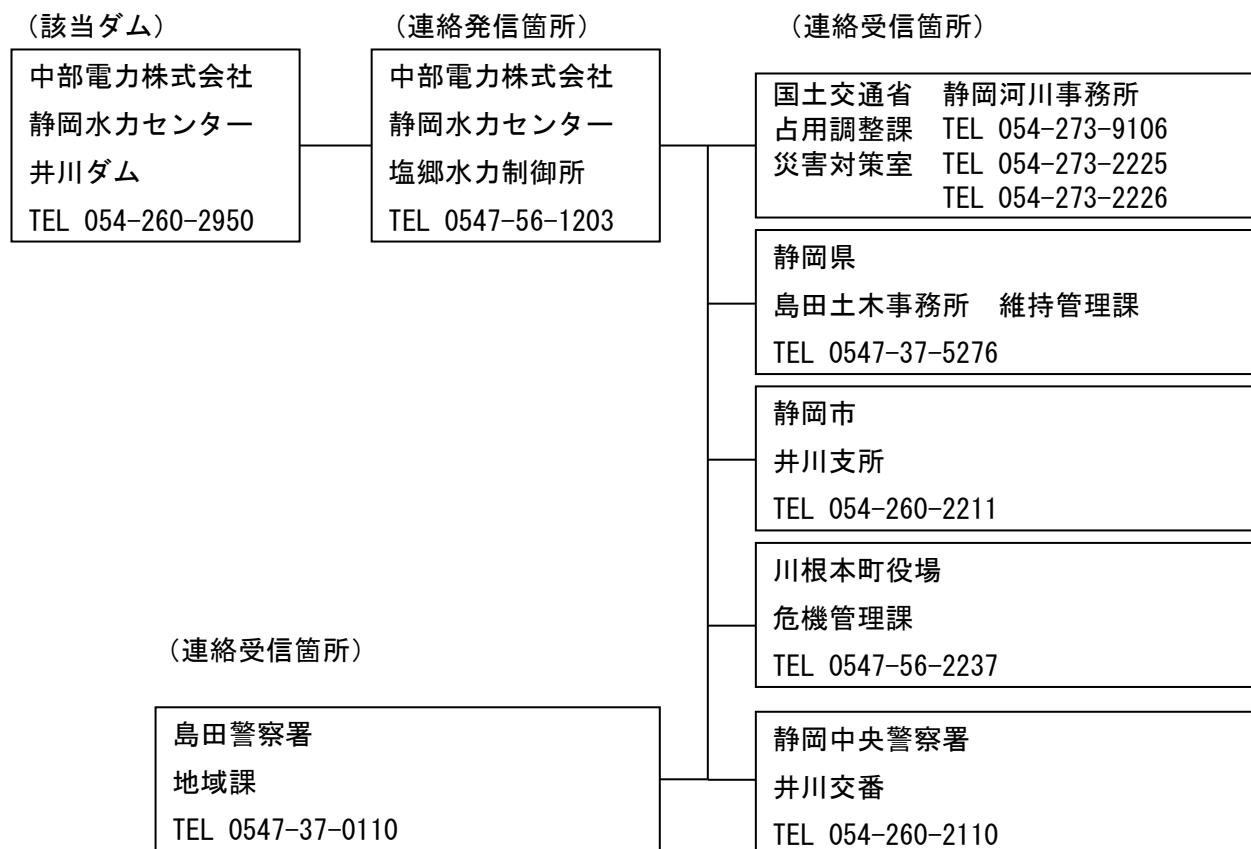


図. 6-6 井川ダム緊急時連絡体制

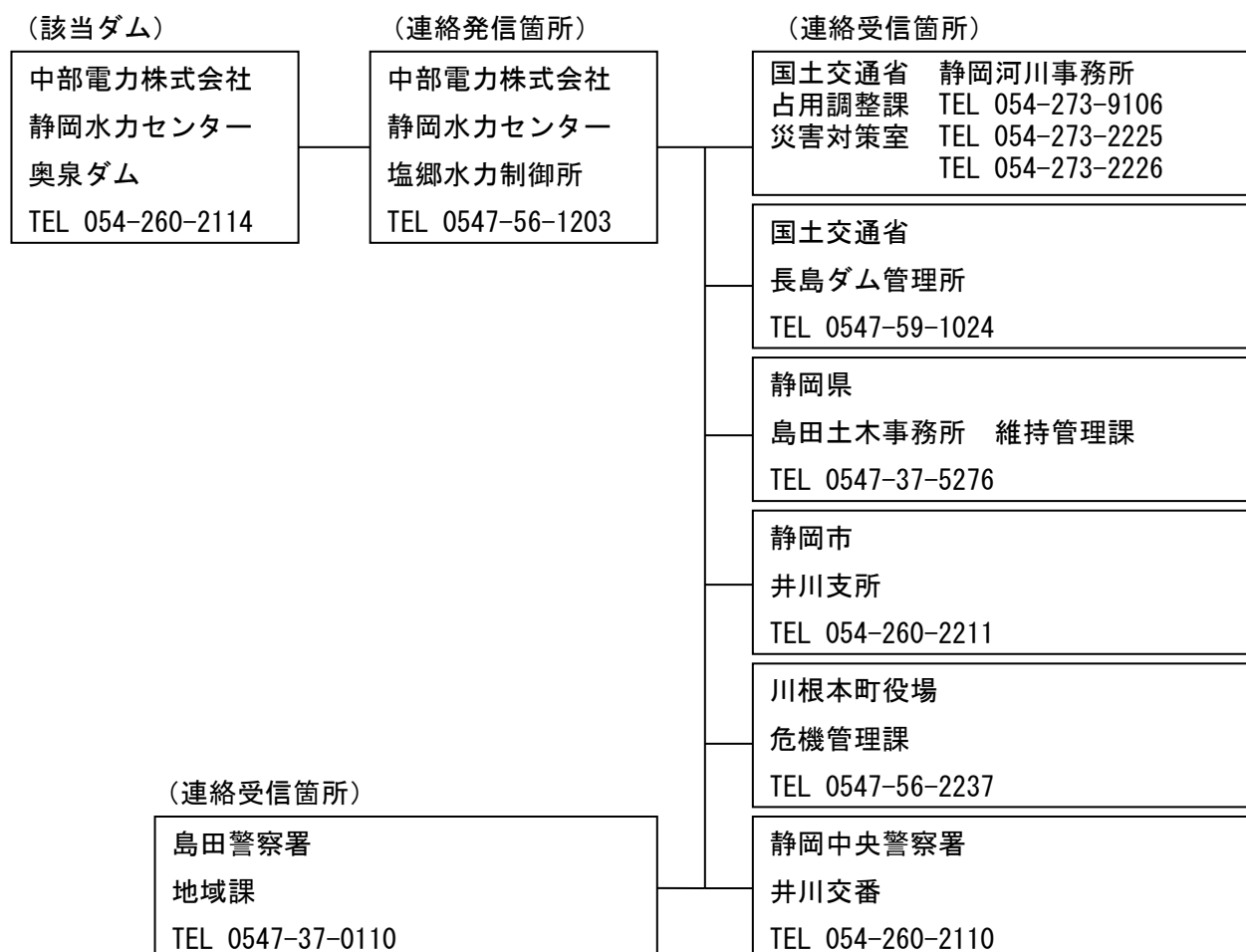


図. 6-7 奥泉ダム緊急時連絡体制

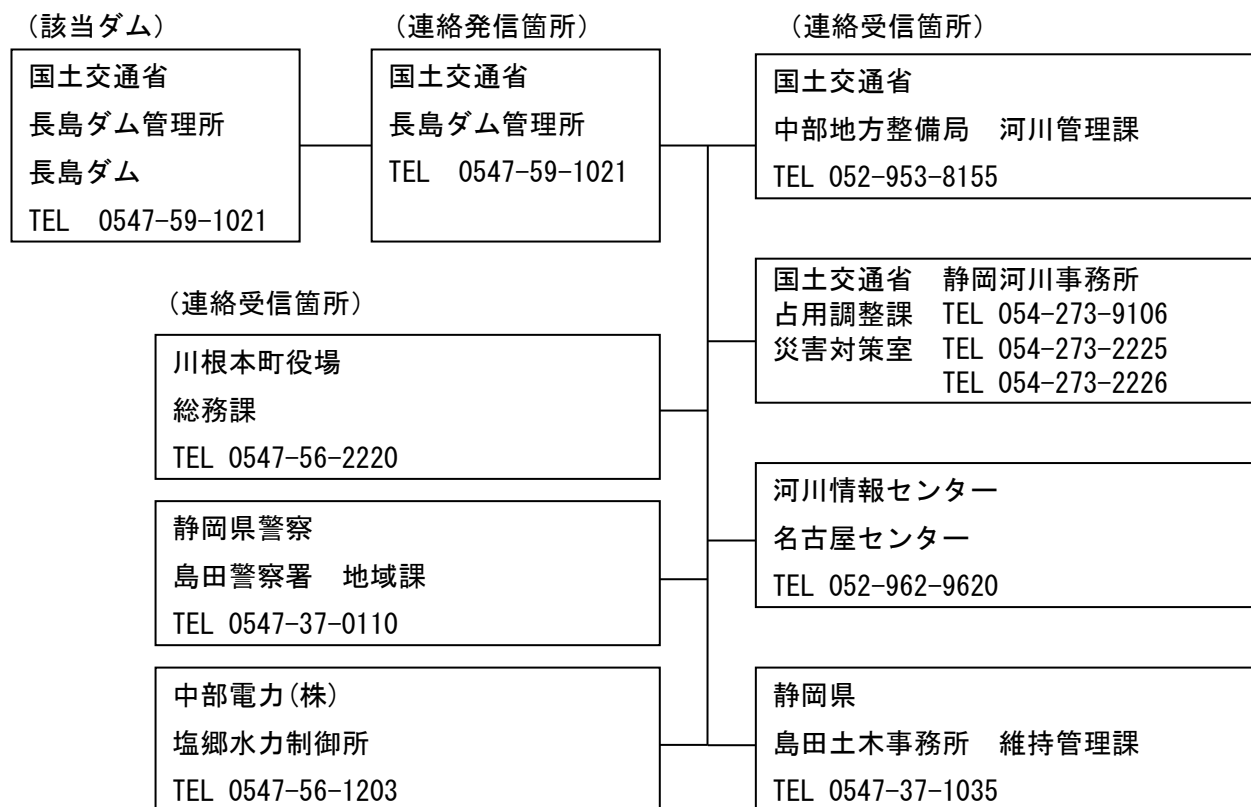


図. 6-8 長島ダム緊急時連絡体制

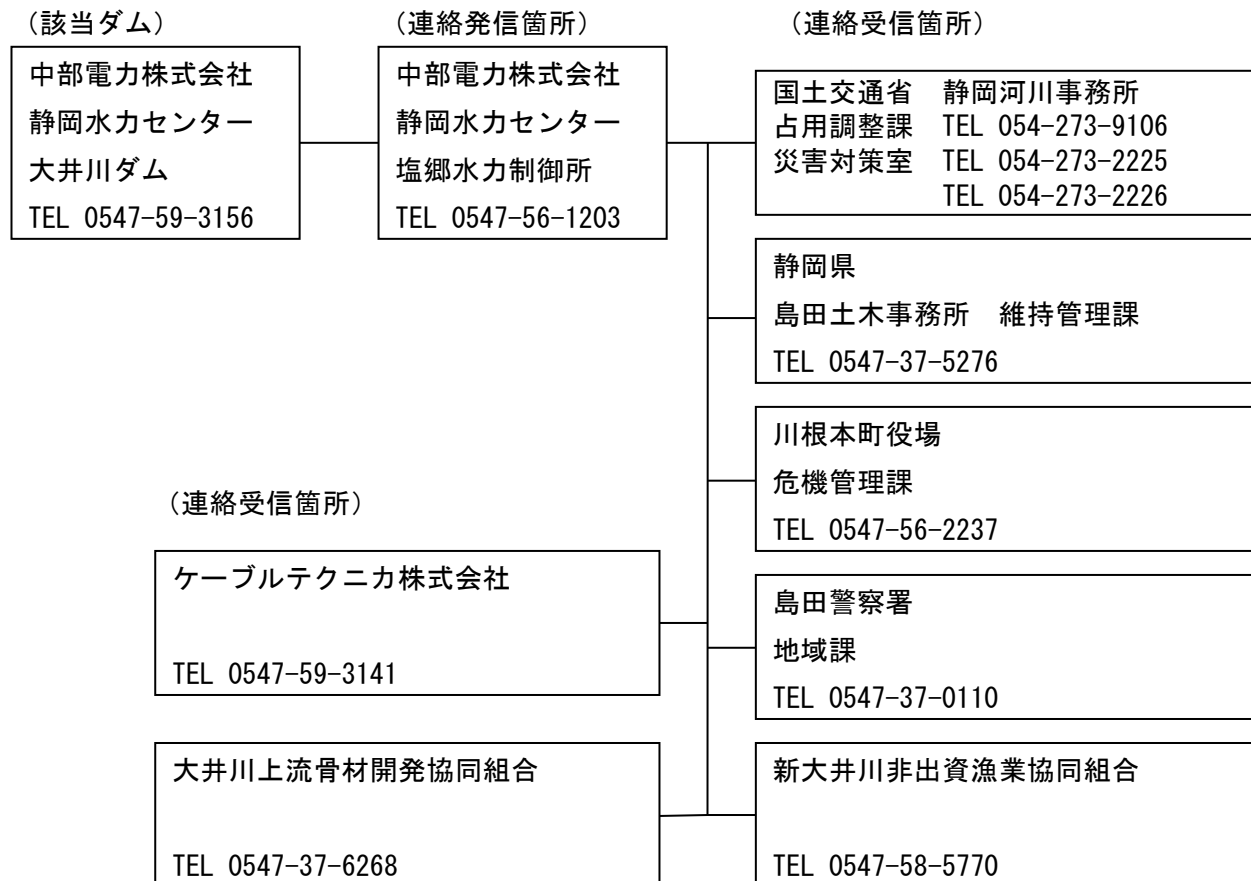


図. 6-9 大井川ダム緊急時連絡体制

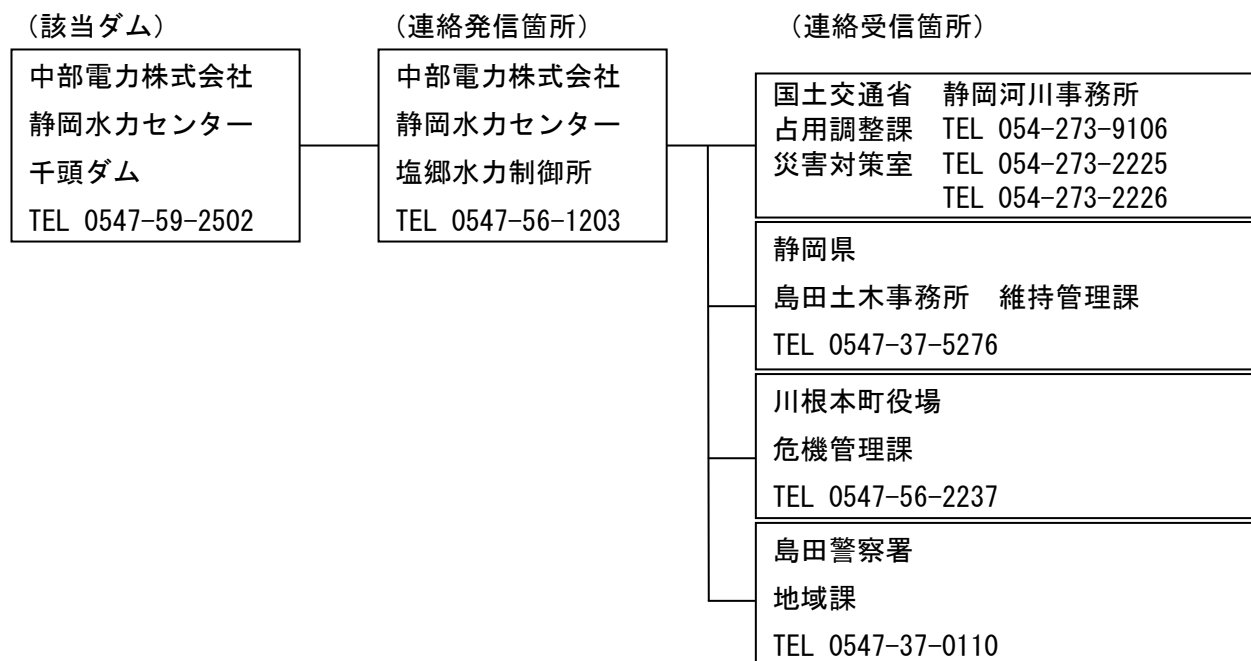


図. 6-10 千頭ダム緊急時連絡体制

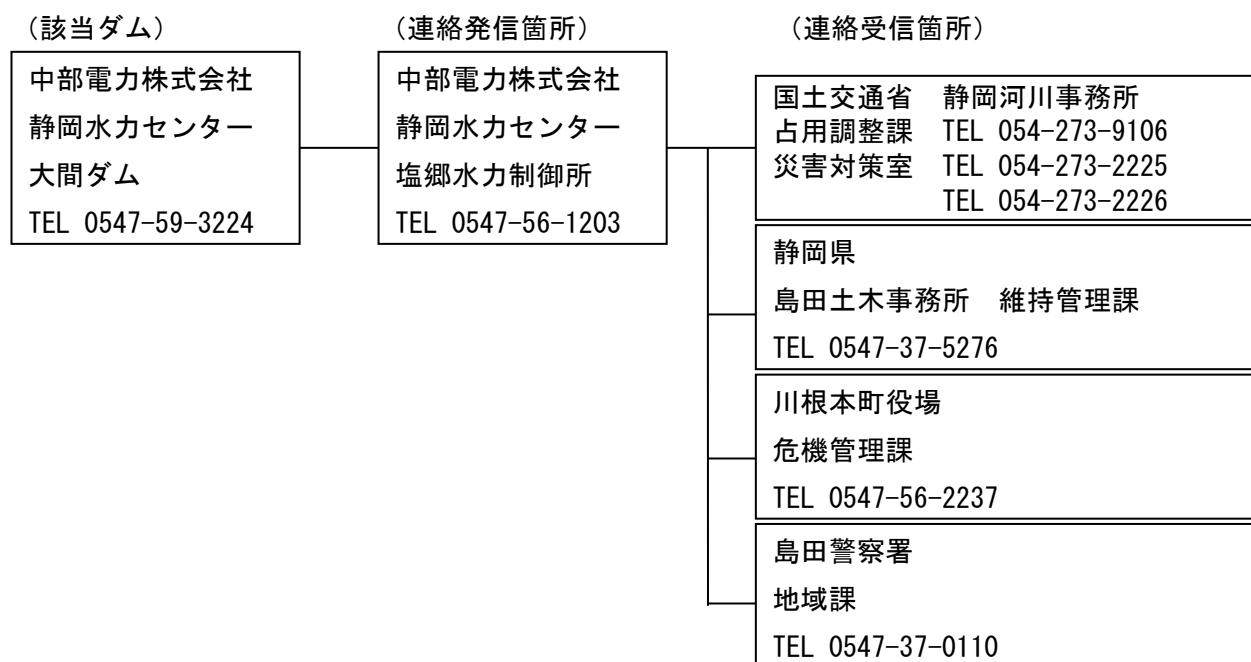


図. 6-11 大間ダム緊急時連絡体制

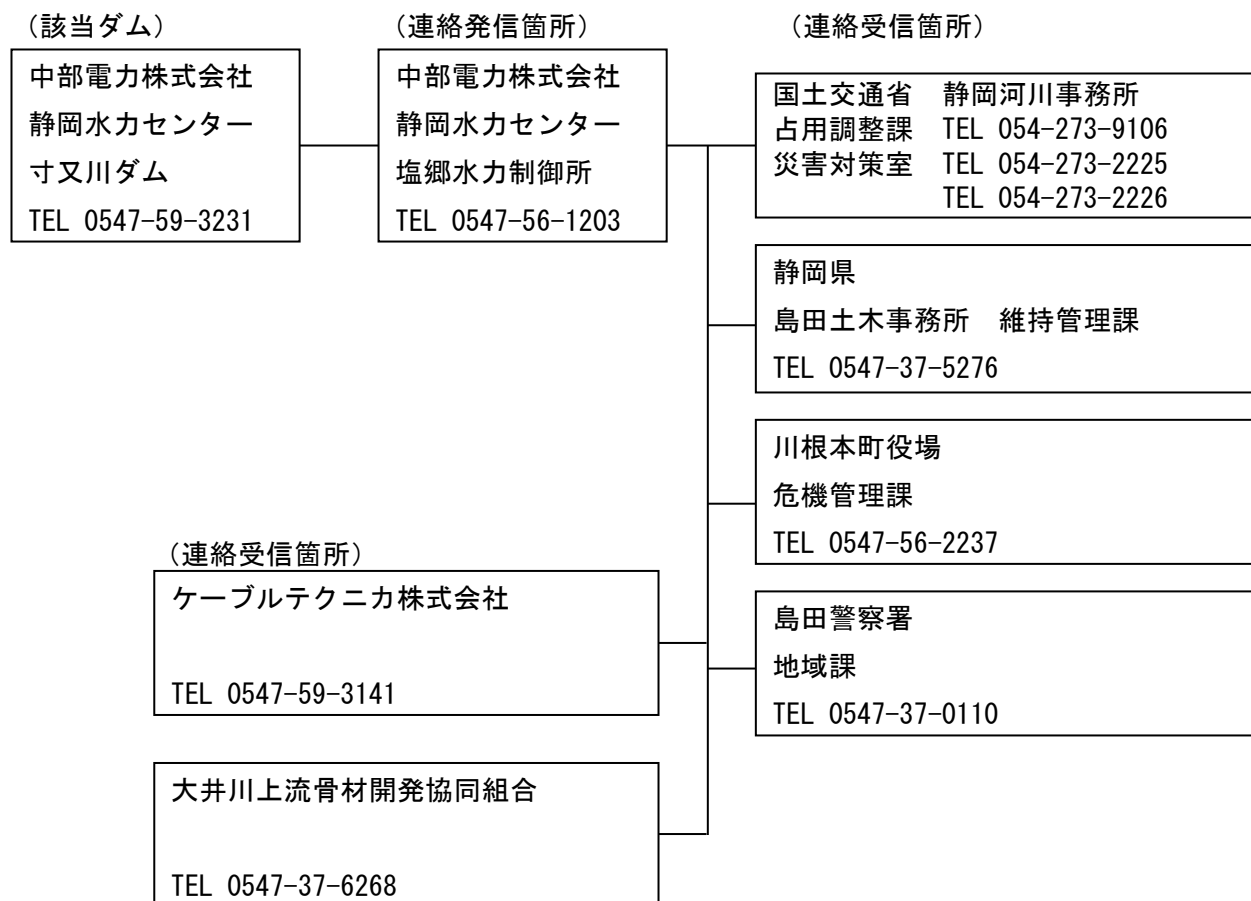


図. 6-12 寸又川ダム緊急時連絡体制

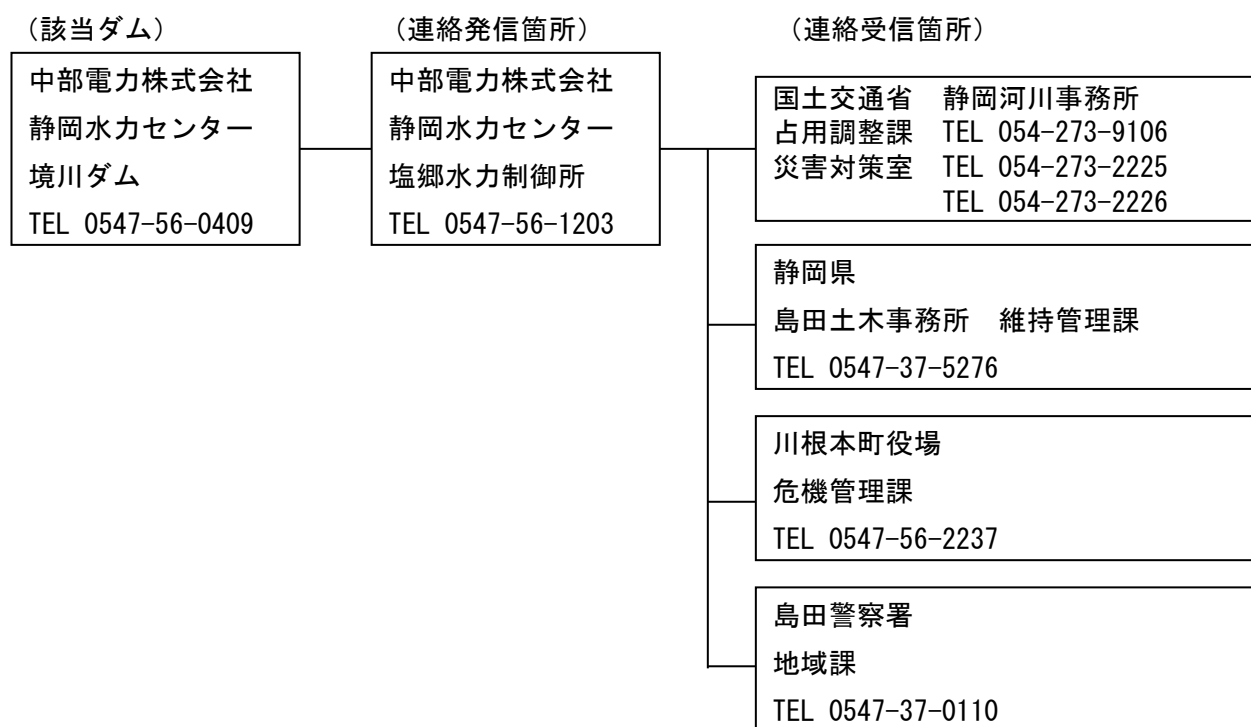


図. 6-13 境川ダム緊急時連絡体制

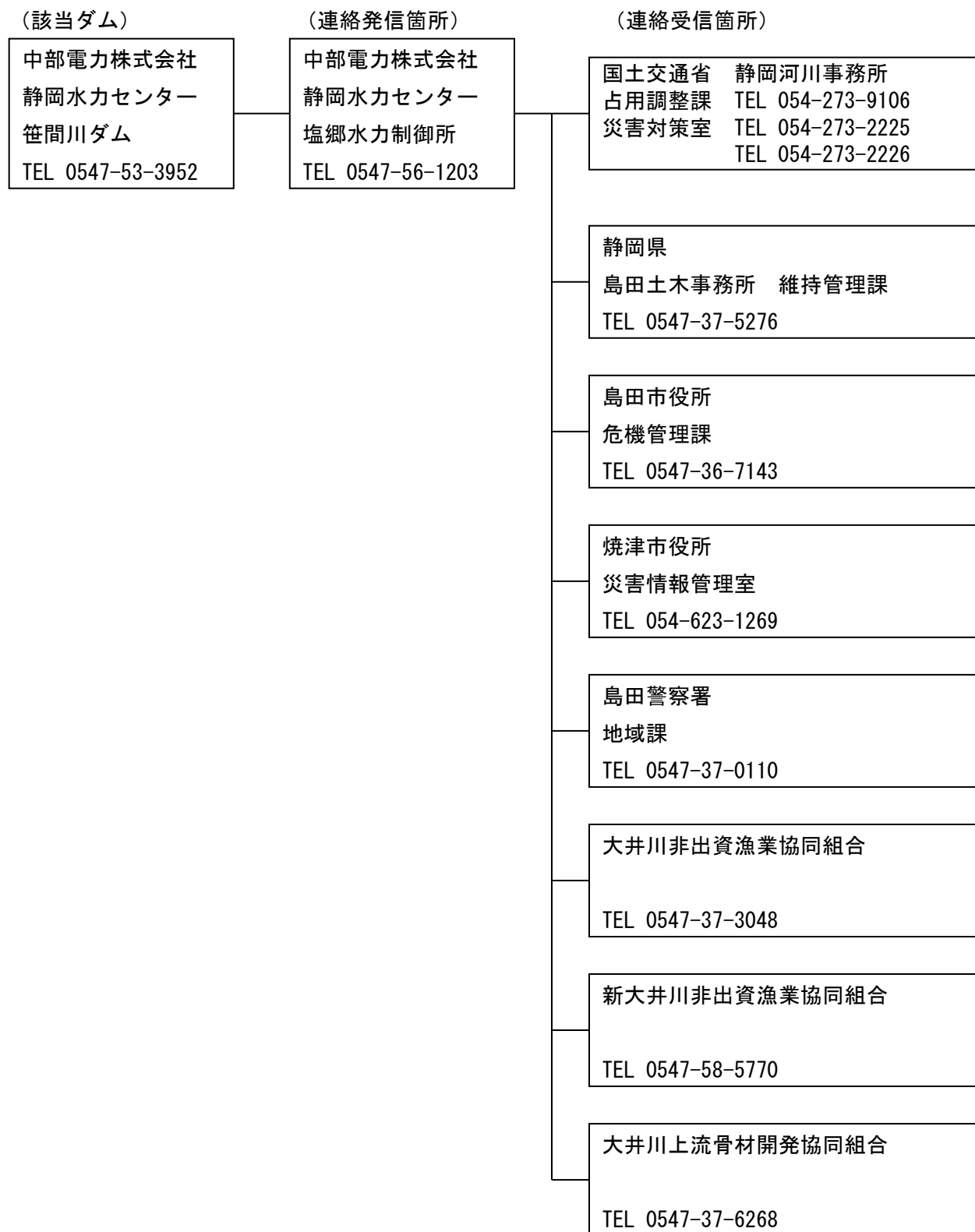


図. 6-14 笹間川ダム緊急時連絡体制

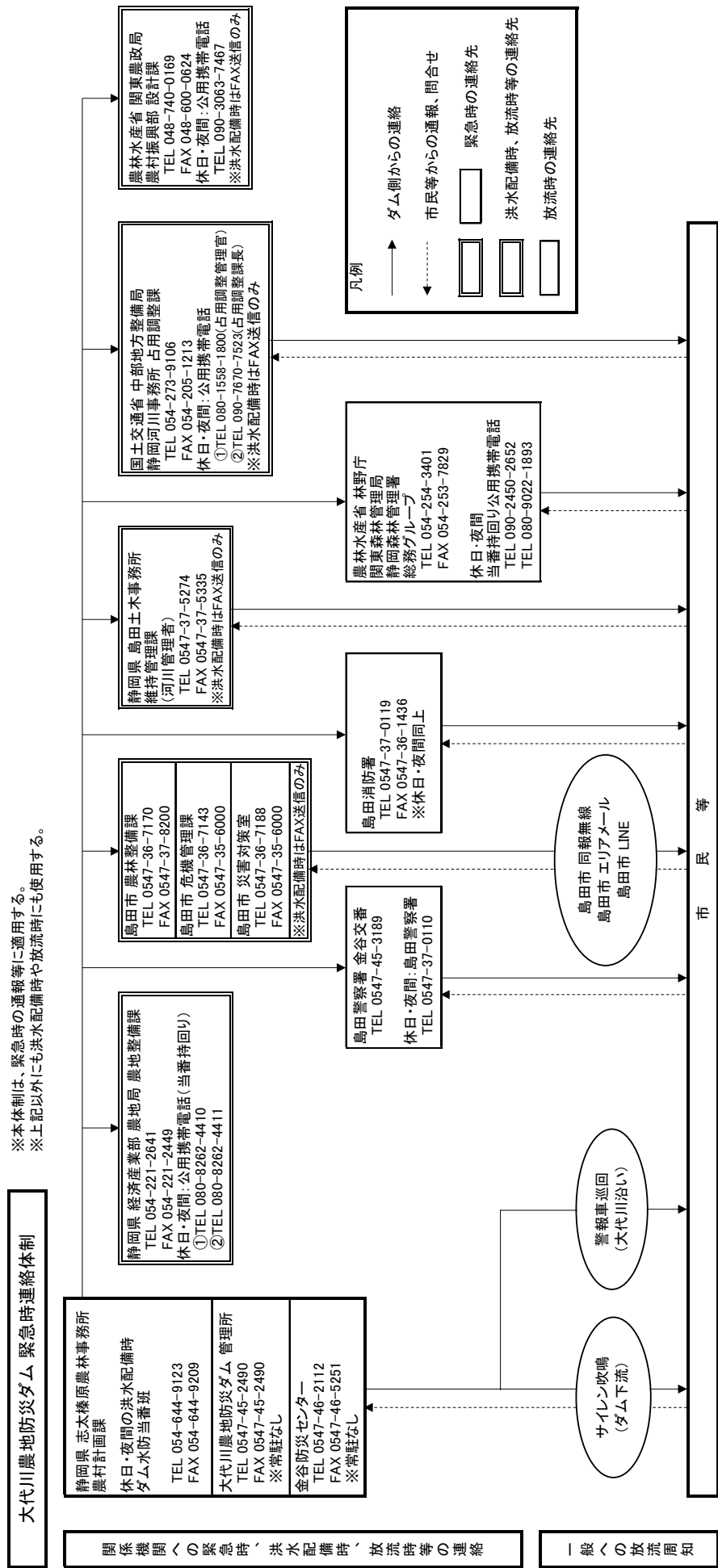


図. 6-15 大代川農地防災ダム緊急時連絡体制

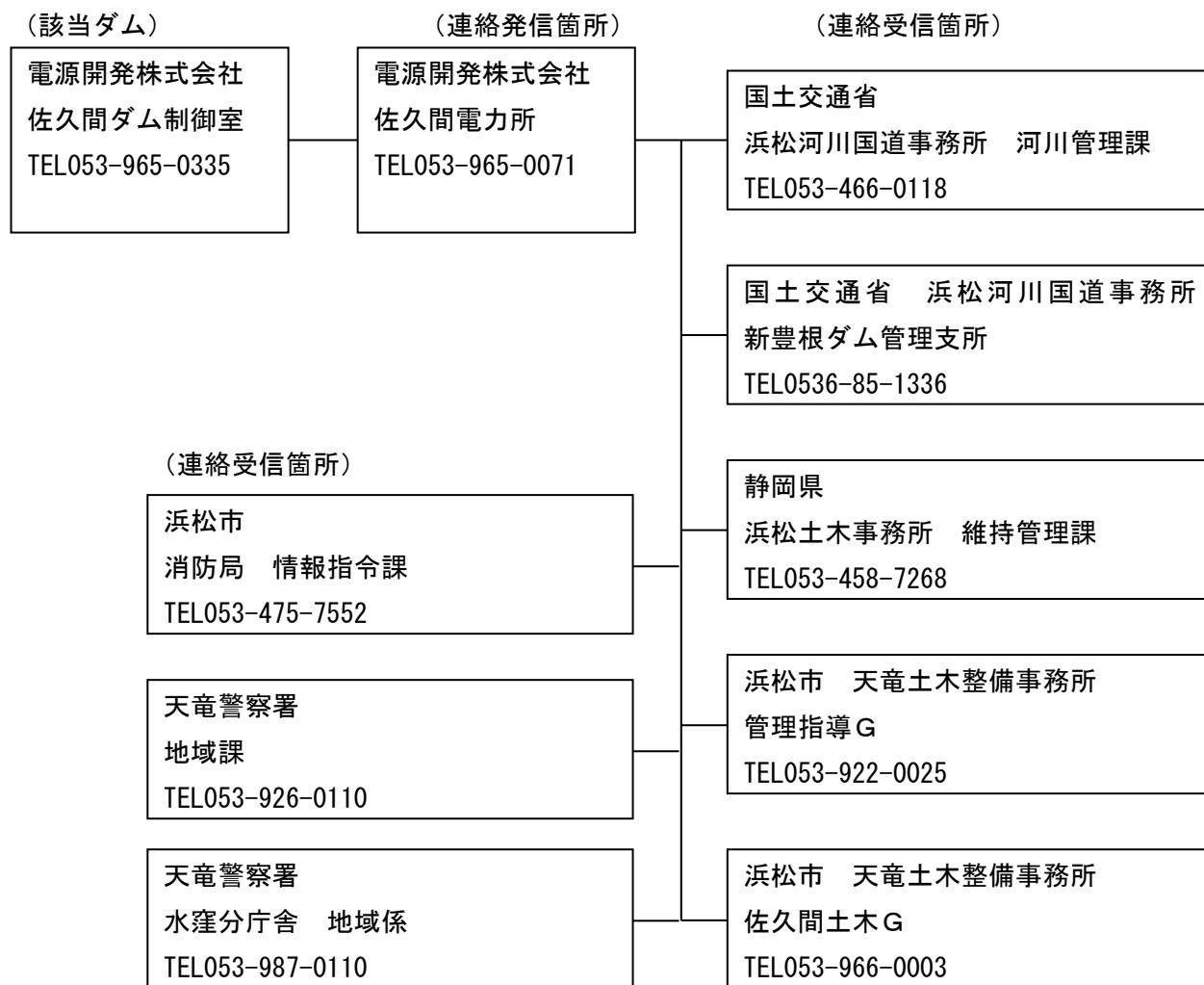


図. 6-16 佐久間ダム緊急時連絡体制

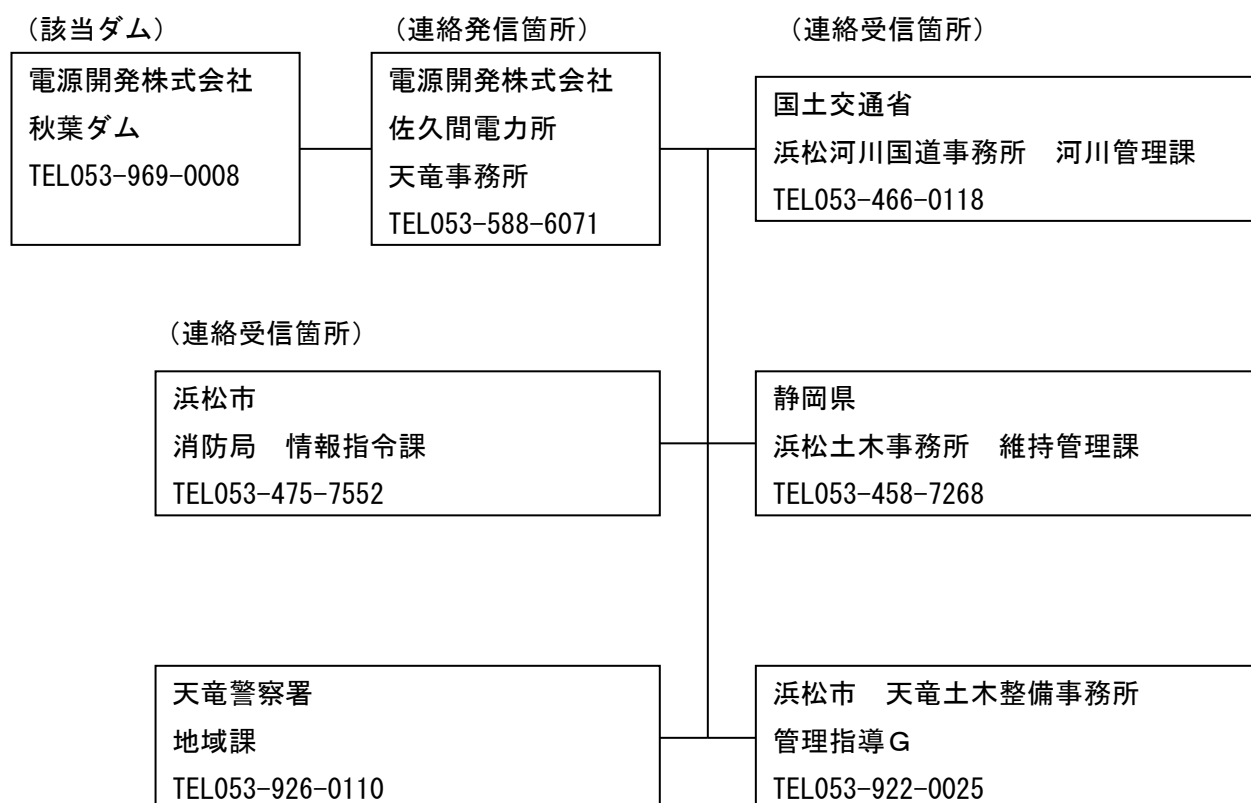


図. 6-17 秋葉ダム緊急時連絡体制

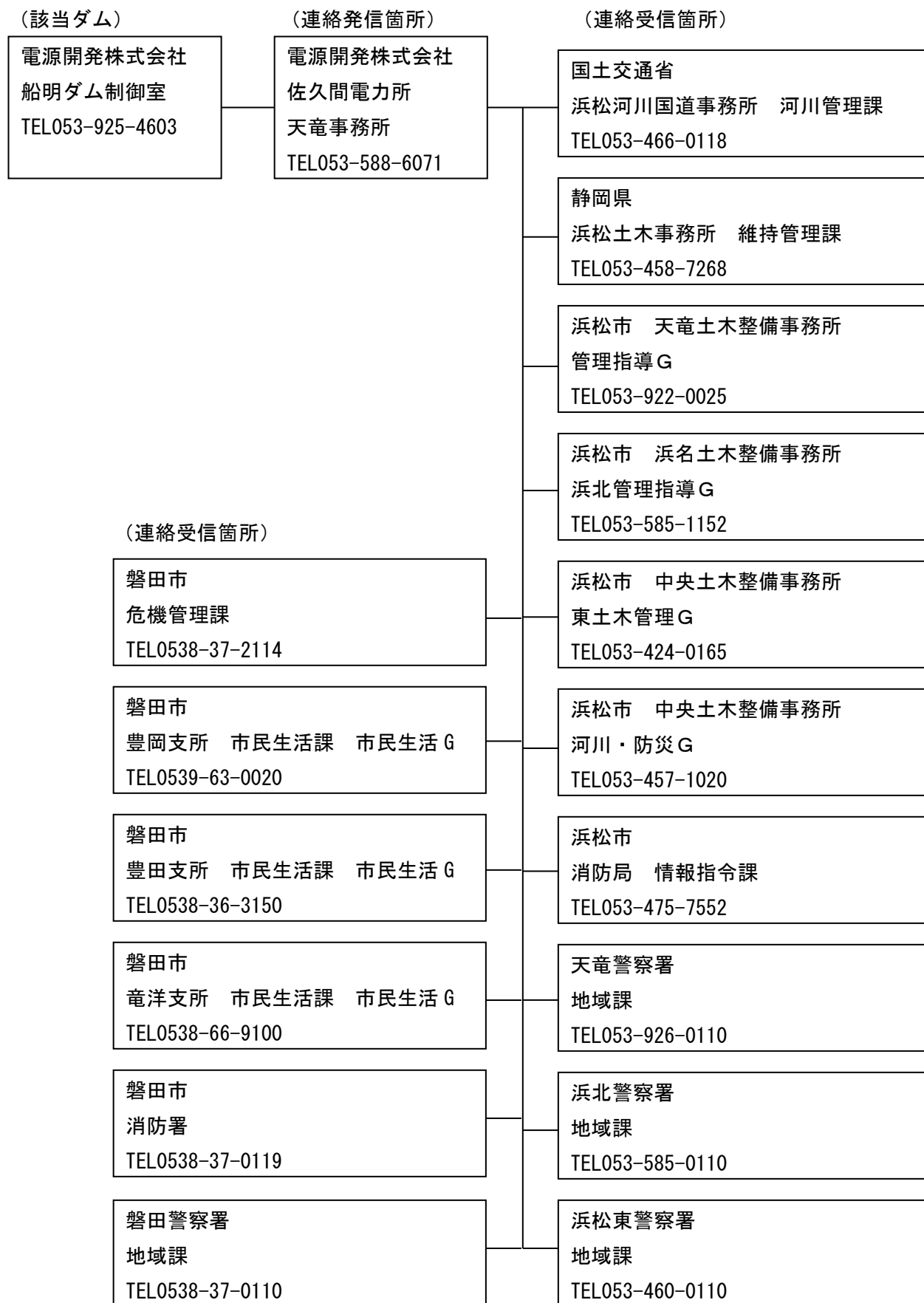
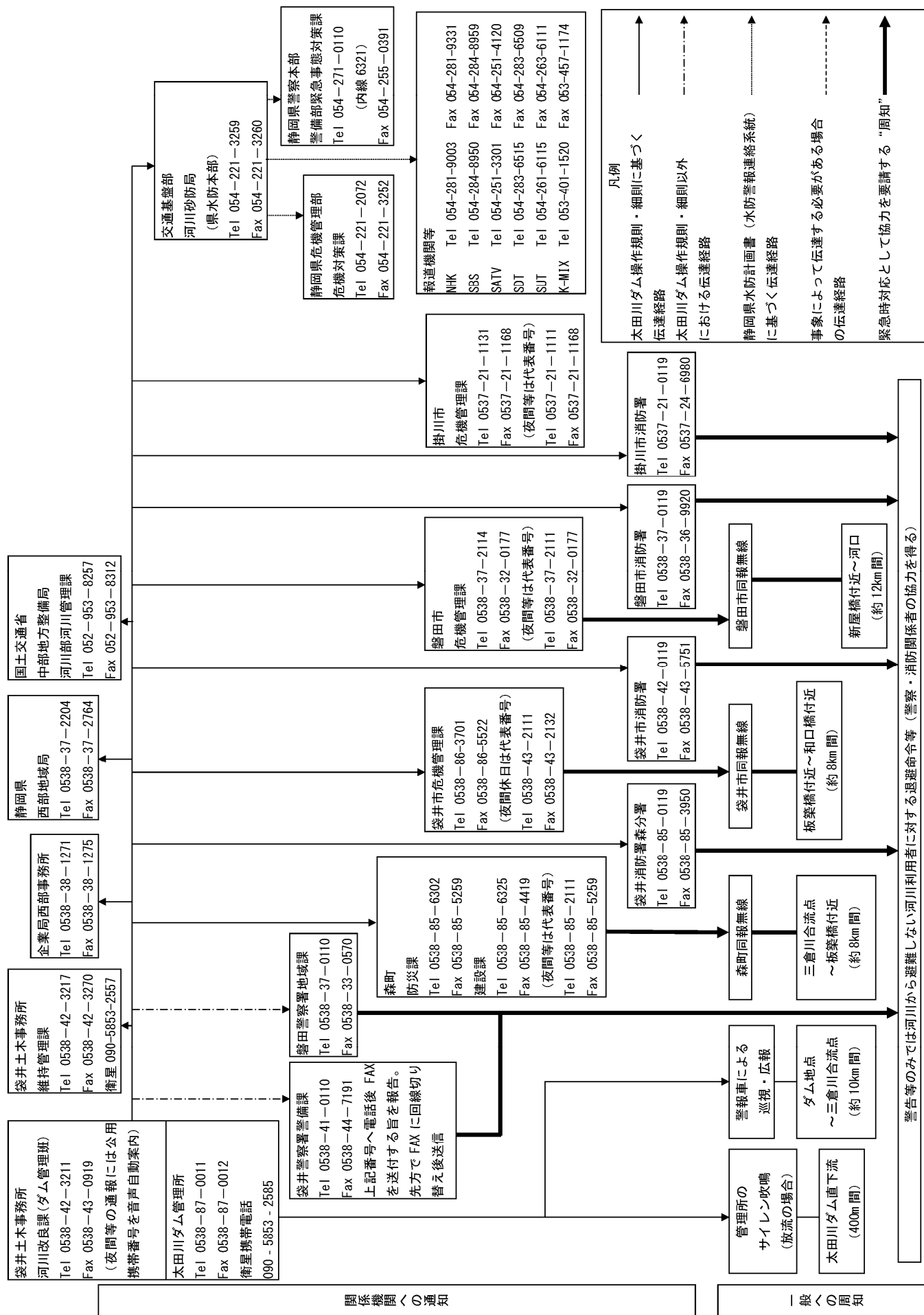


図. 6-18 船明ダム緊急時連絡体制



図. 6-19 水窪ダム緊急時連絡体制



原野谷川農地防災ダム 緊急時の連絡体制

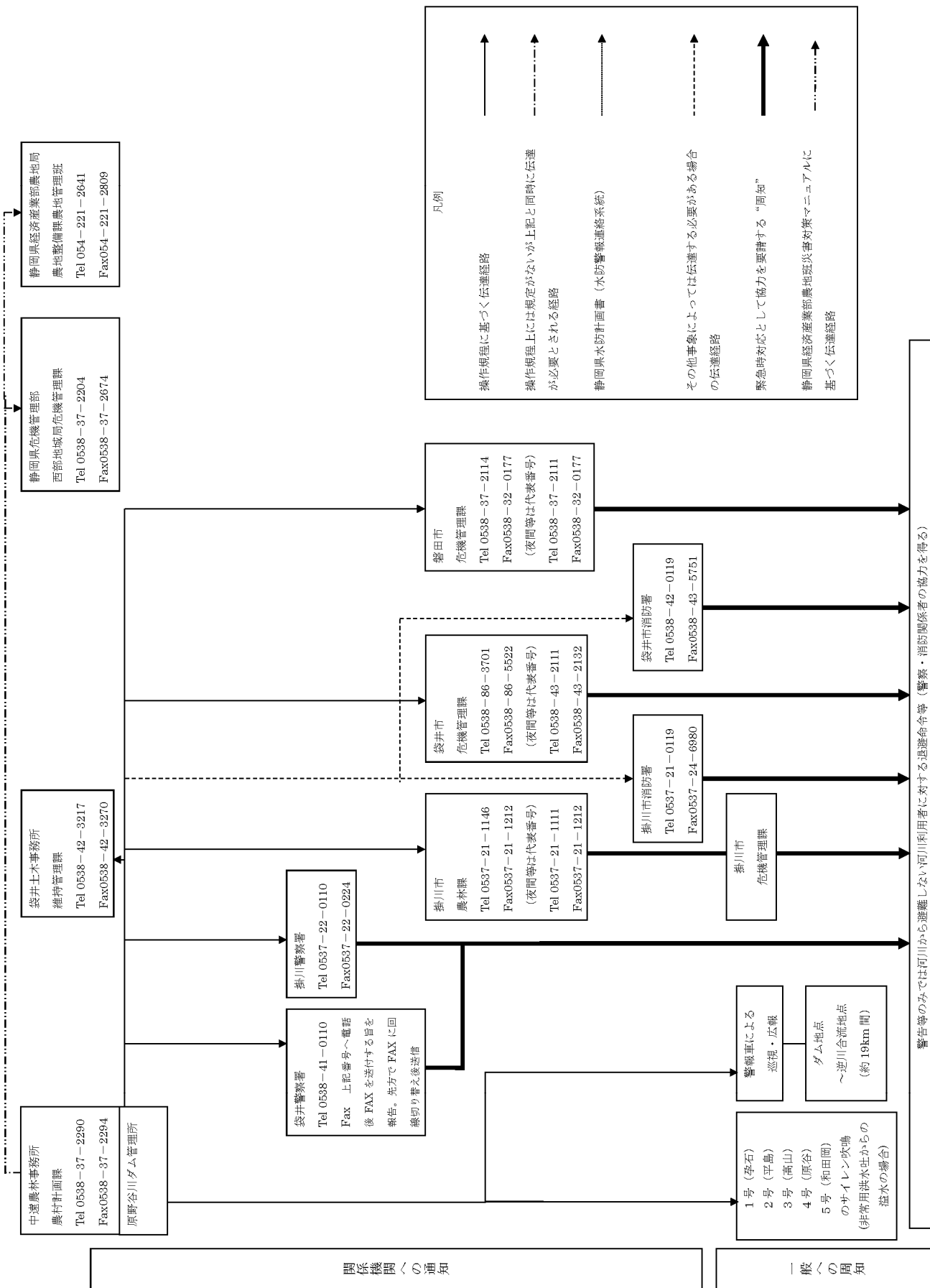


図. 6-24 原野谷川農地防災ダム緊急時連絡体制

都田川ダム緊急時連絡体制

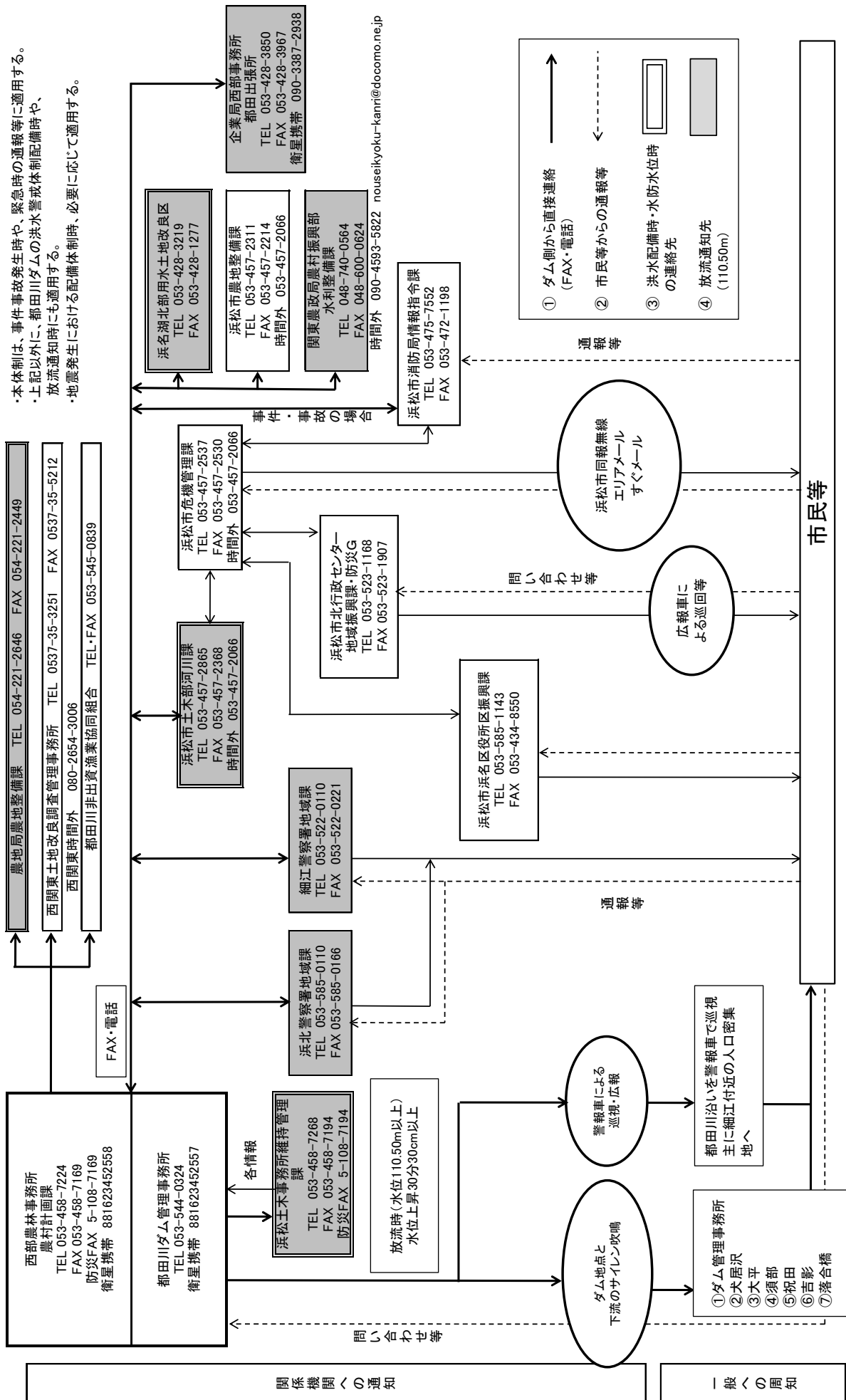


図. 6-25 都田川ダム緊急時連絡体制

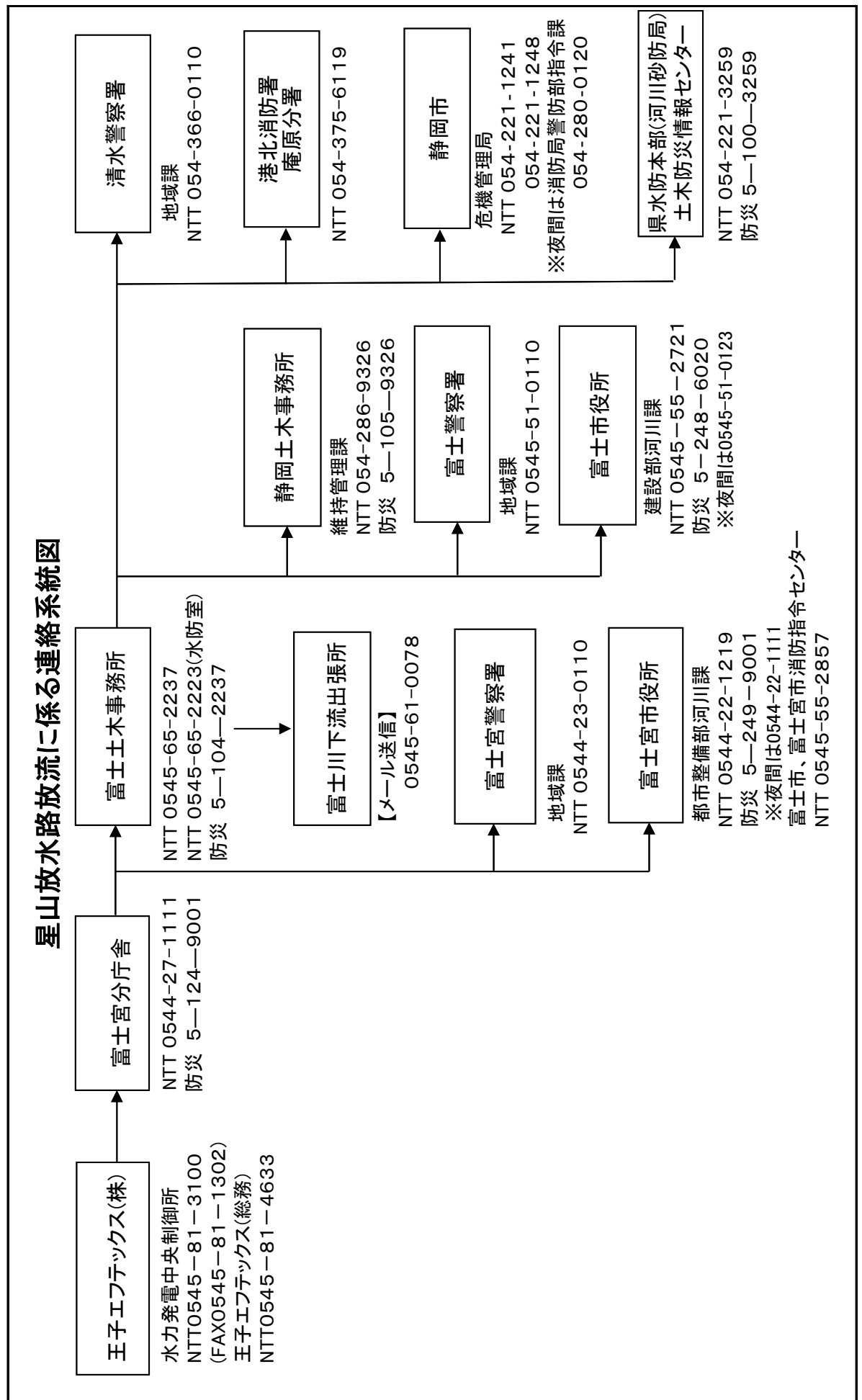


図. 6-26 星山放水路水門緊急時連絡体制

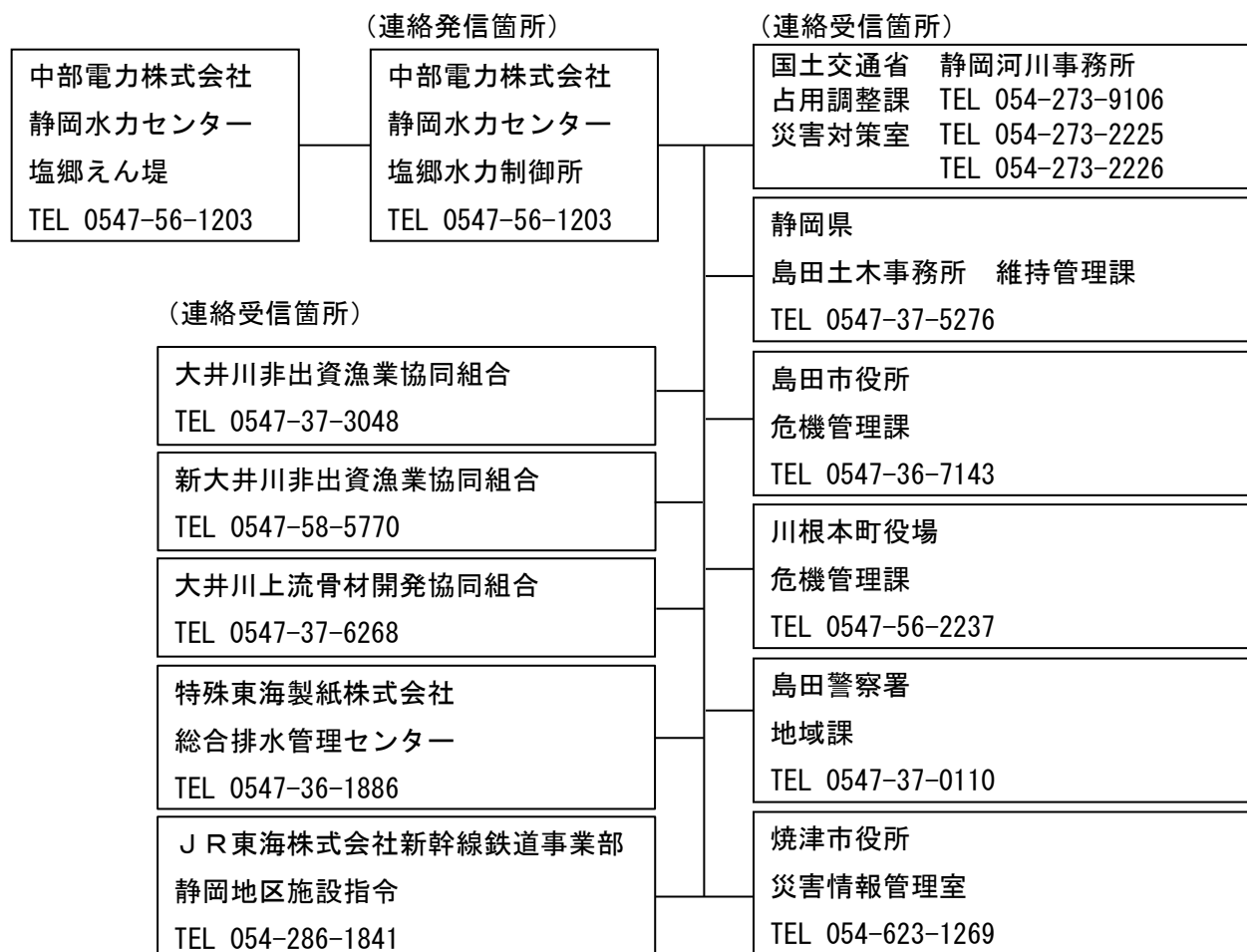


図. 6-27 塩郷えん堤緊急時連絡体制



図. 6-28 大谷川放水路緊急時連絡体制

第7表 水防上注意を要する水門等一覧表

表. 7-1 静岡県内の水防上注意を要する水門等一覧表

水防区 管理	下 田	熱 海	沼 津	富 士	静 岡	島 田	袋 井	浜 松	計
直轄	0	0	0	0	4	0	35	2	41
県	100	8	99	30	120	110	54	59	580
計	100	8	99	30	124	110	89	61	621

表. 7-2-1 下田水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要とする水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
下-1	河津川	笹原樋門	賀茂郡	河津町	笹原		1.5	1.5	1	鋼製、捲揚、 電動・手動	河津町			0558-34-1111
下-2	河津川	峰水門	賀茂郡	河津町	峰		2.8	2.5	2	鋼製、捲揚、 電動・手動	静岡県	河川	治水	(河津町委託) (0558) 34-1111
下-3	河津川	洞川樋門	賀茂郡	河津町	田中		2.0	3.0	1	鋼製、 捲揚、手動	静岡県	河川	治水	(河津町委託) (0558) 34-1111
下-4	河津川	田中樋門	賀茂郡	河津町	田中		2.0	2.0	1	木製、 捲揚、手動	河津町			0558-34-1111
下-5	河津川	峰樋管	賀茂郡	河津町	下峰		1.4	1.4	1	鋼製、 捲揚、手動	河津町			0558-34-1111
下-6	河津川	上峰水門	賀茂郡	河津町	上峰		0.8	2.5	1	鋼製、 捲揚、手動	河津町			0558-34-1111
下-7	青野川	第二 手石樋門	賀茂郡	南伊豆町	手石		1.5	1.5	1	鋼製、 捲揚、手動	静岡県	河川	治水	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-8	青野川	手石樋門	賀茂郡	南伊豆町	手石		2.0	2.0	1	鋼製、捲揚、 電動・手動	静岡県	河川	治水	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-9	青野川	湊樋門	賀茂郡	南伊豆町	湊		2.0	2.0	1	鋼製、 捲揚、手動	静岡県	河川	治水	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-10	青野川	加納樋門	賀茂郡	南伊豆町	加納		2.0	2.0	1	鋼製、 捲揚、手動	静岡県	河川	治水	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-11	青野川	神田谷川 樋門	賀茂郡	南伊豆町	石井		1.5	1.5	1	鋼製、 捲揚、手動	静岡県	河川	治水	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-12	青野川	前田川水門	賀茂郡	南伊豆町	湊		4.1	3.1	1	アルミ合金製、 捲揚、電動・手動	静岡県	河川	津波	下田土木事務所 (0558) 24-2117
下-13	一条川	一条川樋門	賀茂郡	南伊豆町	上賀茂		1.0	1.0	1	鋼製、 捲揚、手動	静岡県	河川	治水	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-14	五十鈴川	五十鈴川 水門	賀茂郡	南伊豆町	子浦		3.1	17.5	1	鋼製ローラー、 電動、遠隔操作	静岡県	河川	津波	下田土木事務所 (0558) 24-2117
下-15	殿田川	殿田川水門	賀茂郡	南伊豆町	妻良		2.60	6.75	1	鋼製ローラー、 電動、遠隔操作	静岡県	河川	津波	下田土木事務所 (0558) 24-2117
下-16	宇久須川	根岸樋門	賀茂郡	西伊豆町	宇久須	13.5	1.4	2.4	1	鋼製、 捲揚、手動	静岡県	河川	治水	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
下-17	安良里浜 川	安良里浜川 水門	賀茂郡	西伊豆町	安良里		2.62	17.7	1	鋼製ローラー、 電動、遠隔操作	静岡県	河川	津波	下田土木事務所 (0558) 24-2117
※下-18		第1門扉	下田市				1.0	4.0		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下-19		第2門扉	下田市				1.5	5.5		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下-20		第7門扉	下田市				0.9	4.0		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下-21		子浦第2水 門	賀茂郡	南伊豆町			1.3	2.1		スライド、自動	静岡県	漁港 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-22		手石港水門	賀茂郡	南伊豆町			7.4	13.0		トラベリング、自動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-23		手石港第1 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			3.3	7.5		引戸式、電動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-24		手石港第2 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			3.3	7.5		引戸式、電動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-25		手石港第4 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			1.8	5.0		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-26		手石港第5 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.45	8.0		引戸式、電動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-27		手石港第6 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.3	5.0		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-28		手石港第7 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.5	2.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※下-29		手石港第1海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			1.4	5.0		引戸式、手動	静岡県	港湾海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-30		手石港第1海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			3.3	6.0		引戸式、電動	静岡県	港湾海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-31		妻良第1防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.0	2.5		片開式、電動	静岡県	漁港海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-32		妻良第4防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			5.0	2.6		横引式、自動	静岡県	漁港海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-33		子浦第4防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			1.5	6.5		片開式、自動	静岡県	漁港海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-34		子浦第5防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.4	3.6		片開式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-35		子浦第6防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.0	3.0		引戸式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下-36		子浦第7防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.0	2.0		引戸式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-37		南川水門	賀茂郡	松崎町			2.2	10.5		ローラーゲート、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	松崎町
下-38		芝川水門	賀茂郡	西伊豆町			5.0	7.4		ローラーゲート、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
下-39		不動尊川水門	賀茂郡	西伊豆町			5.0	12.0		ローラーゲート、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下-40		第1門扉	賀茂郡	西伊豆町			3.42	7.0		引戸式、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下-41		第2門扉	賀茂郡	西伊豆町			2.9	6.0		引戸式、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下-42		第5門扉	賀茂郡	西伊豆町			2.6	6.0		片開式、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下-43		第9門扉	賀茂郡	西伊豆町			3.4	8.0		片開式、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下-44		第10門扉	賀茂郡	西伊豆町			3.25	6.8		片開式、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
県管理区間 計		44箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-2-2 下田水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要としない水門等)

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
下-45	青野川	手石第一陸閘	賀茂郡	南伊豆町	手石		1.2	1.5	1	アルミ合金製、片開、手動	静岡県	河川	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-46	青野川	手石第二陸閘	賀茂郡	南伊豆町	手石		1.0	1.5	1	アルミ合金製、片開、手動	静岡県	河川	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-47	青野川	手石第三陸閘	賀茂郡	南伊豆町	手石		1.0	1.5	1	アルミ合金製、片開、手動	静岡県	河川	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
下-48	仁科川	仁科陸閘	賀茂郡	西伊豆町	仁科		1.0	5.0	1	鋼製スライド、手動	静岡県	河川	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下-49		稲取第1防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			1.0	2.0		片開式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	稲取温泉旅館協同組合
※下-50		稲取第2防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			1.0	2.0		片開式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	稲取温泉旅館協同組合
※下-51		稲取第3防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			1.00	2.0		片開式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	稲取温泉旅館協同組合
※下-52		稲取第4防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			1.0	2.0		片開式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	稲取温泉旅館協同組合
※下-53		稲取第5防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			1.0	2.0		片開式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	稲取温泉旅館協同組合
※下-54		稲取第6防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			1.00	2.0		片開式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	稲取温泉旅館協同組合
※下-55		稲取第7防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			0.8	4.0		片開式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	稲取温泉旅館協同組合
※下-56		稲取第8防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			0.9	5.0		引戸式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	稲取温泉旅館協同組合
※下-57		稲取第9防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			1.00	2.1		片開式、手動	静岡県	漁港海岸	津波	稲取温泉旅館協同組合

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※下 -58		稲取第10 防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			1.0	2.1		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	稲取温泉 旅館協同組合
※下 -59		稲取第11 防潮門扉	賀茂郡	東伊豆町			1.0	1.1		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	稲取温泉 旅館協同組合
※下 -60		柿崎水門	下田市				2.0	3.0		フラップゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下 -61		柿崎ゲート	下田市				1.9	2.2		フラップゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下 -62		第3門扉	下田市				1.2	1.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下 -63		第4門扉	下田市				2.6	4.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下 -64		第5門扉	下田市				1.1	1.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下 -65		第6門扉	下田市				1.0	1.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下 -66		第8門扉	下田市				1.0	1.5		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下 -67		第9門扉	下田市				1.0	1.5		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	下田市
※下 -68		子浦 第1水門	賀茂郡	南伊豆町			4.5	1.57		フラップゲート式	静岡県	漁港 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -69		手石港第3 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.5	2.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -70		手石港第8 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.15	1.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -71		手石港第9 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			3.1	6.7		引戸式、電動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -72		手石港第10 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			1.87	1.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -73		手石港第12 海岸門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.0	1.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -74		妻良第2 防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			3.0	2.8		片開式、電動	静岡県	漁港 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -75		妻良第3 防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			3.0	0.8		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -76		子浦第1 防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.0	1.5		片開式、自動	静岡県	漁港 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -77		子浦第2 防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.0	1.5		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -78		子浦第3 防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			1.2	1.5		片開式、自動	静岡県	漁港 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -79		子浦第8 防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.25	3.0		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -80		子浦第9 防潮門扉	賀茂郡	南伊豆町			2.0	3.0		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	(南伊豆町委託) (0558) 62-1111
※下 -81		松崎A陸閘	賀茂郡	松崎町			3.45	6.0		引戸式、電動	静岡県	港湾 海岸	津波	松崎町
※下 -82		松崎C陸閘	賀茂郡	松崎町			2.26	6.0		引戸式、電動	静岡県	港湾 海岸	津波	松崎町
※下 -83		第1門扉	賀茂郡	松崎町			1.35	3.5		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	松崎町
※下 -84		第2門扉	賀茂郡	松崎町			1.35	3.5		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	松崎町
※下 -85		第3門扉	賀茂郡	松崎町			1.35	3.5		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	松崎町
※下 -86		第4門扉	賀茂郡	松崎町			1.35	3.5		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	松崎町
※下 -87		第5門扉	賀茂郡	松崎町			1.28	3.5		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	松崎町
※下 -88		第6門扉	賀茂郡	松崎町			1.28	3.5		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	松崎町
※下 -89		第7門扉	賀茂郡	松崎町			1.07	2.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	松崎町
※下 -90		第3門扉	賀茂郡	西伊豆町			2.63	3.0		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下 -91		第4門扉	賀茂郡	西伊豆町			2.85	3.0		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※下 -92		第6門扉	賀茂郡	西伊豆町			3.39	3.0		引戸式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下 -93		第7門扉	賀茂郡	西伊豆町			4.03	3.0		引戸式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下 -94		第8門扉	賀茂郡	西伊豆町			3.30	9.0		引戸式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下 -95		第11門扉	賀茂郡	西伊豆町			2.15	4.0		引戸式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下 -96		第12門扉	賀茂郡	西伊豆町			0.9	1.0		片開式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下 -97		第13門扉	賀茂郡	西伊豆町			0.9	1.0		片開式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下 -98		第14門扉	賀茂郡	西伊豆町			1.0	1.0		片開式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下 -99		第15門扉	賀茂郡	西伊豆町			1.0	2.0		引戸式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
※下 -100		第16門扉	賀茂郡	西伊豆町			1.0	2.0		引戸式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	(西伊豆町委託) (0558) 52-1111
県管理区間 計		56箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-3-1 熱海水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要とする水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
熱-1	伊東大川	八代田 取水口	伊東市		鎌田	16.0	1.2		1	鉄製， 扇式，自動	伊東市			伊東市上下水道部 水道課 (0557) 36-0111
※熱 -2		網代町場 陸閘	伊東市				3.8	1.2		引戸式，自動	静岡県	漁港 海岸	津波	いとう漁協
※熱 -3		網代宮崎 第1陸閘	伊東市				1.15	5.0		引戸式，自動	静岡県	漁港 海岸	津波	いとう漁協
※熱 -4		網代宮崎 第2陸閘	伊東市				1.15	2.5		引戸式，自動	静岡県	漁港 海岸	津波	いとう漁協
※熱 -5		網代宮町 陸閘	伊東市				1.15	5.2		引戸式，自動	静岡県	漁港 海岸	津波	いとう漁協
※熱 -6		網代南町 陸閘	伊東市				1.15	2.5		引戸式，自動	静岡県	漁港 海岸	津波	いとう漁協
※熱 -7		網代片町 陸閘	伊東市				1.15	6.6		引戸式，自動	静岡県	漁港 海岸	津波	いとう漁協
県管理区間 計		7箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-3-2 熱海水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要としない水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※熱 -8		渚第1 陸閘	熱海市				5.5	4.5		引戸式，手動		港湾 海岸	津波	
県管理区間 計		1箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-4-1 沼津水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
狩工- 要注意 1	狩野川	我入道 第1陸閘	沼津市		我入道 浜町	6.6	2.1	1.5	1	鋼製横引戸	国土 交通省	河川	治・ 高・津	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 2	狩野川	我入道 第2陸閘	沼津市		我入道 津島町	6.6	2.1	1.2	1	鋼製横引戸	国土 交通省	河川	治・ 高・津	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 3	狩野川	我入道 第3陸閘	沼津市		我入道 津島町	4.6	2.1	1.2	1	鋼製横引戸	国土 交通省	河川	治・ 高・津	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 4	狩野川	我入道 第4陸閘	沼津市		我入道 東町	3.6	2.1	1.5	1	鋼製横引戸	国土 交通省	河川	治・ 高・津	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 5	狩野川	我入道 第5陸閘	沼津市		我入道 東町	3.6	2.1	1.2	1	鋼製横引戸	国土 交通省	河川	治・ 高・津	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 6	狩野川	我入道 第6陸閘	沼津市		我入道 江川町	3.0	2	1.2	1	鋼製横引戸	国土 交通省	河川	治・ 高・津	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工- 要注意 8	狩野川	天野陸閘	伊豆の国 市		天野	6.2	1.7	5.0	1	鋼製両開ドア	静岡県	河川	治水	沼津土木事務所 工事第2課 (055)920-2218
狩工- 要注意 11	狩野川	下河原 陸閘	沼津市		下河原	16.0	1.1	1.9	1	鋼製横引戸	国土 交通省	河川	治・ 高・津	沼津河川国道事務所 (055)934-2012
狩工- 要注意 12	狩野川	大手町 陸閘	沼津市		大手町	1.2	1.2	1.3	1	鋼製片開ドア	国土 交通省	河川	治・ 高・津	沼津河川国道事務所 (055)934-2012
狩工- 要注意 13	狩野川	平町陸閘	沼津市		平町	2.0	1.2	2.2	1	鋼製片開ドア	国土 交通省	河川	治・ 高・津	沼津河川国道事務所 (055)934-2012
直轄区間 計		0												

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末直轄河川重要水防箇所(狩野川)図と対照する。

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治：治水、高：高潮、津：津波

表. 7-4-2 沼津水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要とする水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
沼-1	黄瀬川	佐野堰	裾野市		石脇	9.5	1.35	1.42	1	鋼製、電動、 垂直ハンドル	裾野市			裾野市農林振興課 (055)995-1824
沼-2	黄瀬川	大洞堰	裾野市		深良新田	2.0	0.75	0.75	2	鋼製、電動、 水平ハンドル	裾野市			裾野市農林振興課 (055)995-1824
沼-3	大場川	長戸呂堰口	裾野市		麦塚	3.5	1.00	1.00	1	鋼製、手動、 垂直ハンドル	裾野市			裾野市農林振興課 (055)995-1824
沼-4	大場川	中島樋管 1号	三島市		中島	16.5	1.50	1.50	1	鋼製、 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(三島市委託)土木課 (055)983-2636
沼-5	大場川	北沢樋管	三島市		北沢		1.4	1.40	1	鋼製、 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(三島市委託)土木課 (055)983-2636
沼-6	大場川	中樋管1号	三島市		中		1.5	1.50		鋼製、 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(三島市委託)土木課 (055)983-2636
沼-7	大場川	中樋管2号	三島市		中	13.5	1.50	1.50	1	鋼製、 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(三島市委託)土木課 (055)983-2636
沼-8	大場川	多呂樋管	三島市		中島	19.3	2.00	2.00	1	鋼製、 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(三島市委託)土木課 (055)983-2636
沼-9	大場川	小磯川樋管	三島市		谷田	8.0	2.00	1.50	1	鋼製、 スライド、手動	三島市			三島市 生活排水対策室 (055)983-2662
沼-10	大場川	谷田樋管	三島市		中	10.0	2.25	2.25	1	鋼製、 スライド、手動	三島市			三島市 生活排水対策室 (055)983-2662
沼-11	大場川	幸原用水 樋門	三島市		幸原町		5.60	5.00	1	鋼製、 スライド、手動	三島市			三島市農と食の まちづくり課 (055)983-2654
沼-12	御殿川	梅名樋管 1号	三島市		梅名	13.4	1.00	1.00	1	鋼製、 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(三島市委託)土木課 (055)983-2636
沼-13	御殿川	梅名樋管 2号	三島市		梅名	22.3		φ=1.0	1	鋼製、 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(三島市委託)土木課 (055)983-2636
沼-14	御殿川	手乱川樋門	三島市		中	21.9	1.50	2.60		鋼製、 ラック式、電動	静岡県	河川	治水	(三島市委託)土木課 (055)983-2636
沼-15	来光川	平井樋管	田方郡	函南町	平井		2.00	2.30	1	鋼製、 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(函南町委託)建設課 (055)979-8116
沼-16	来光川	大洞川 放水路	田方郡	函南町	上沢		2.1	2.00	1	鋼製、 フ ラ ッ プ	函南町			函南町建設課 (055)979-8116

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
沼-17	柿沢川	長崎樋管 1号	伊豆の国 市		長崎	30.0	2.0	1.00	1	鋼 製 スライド, 手動	静岡県	河川	治水	(伊豆の国市 委託) 建設課 (055) 948-2908
沼-18	柿沢川	柏谷池之尻 樋管	伊豆の国 市		奈古谷		2.3	1.80	1	鋼 製 ローラー, 手動	静岡県	河川	治水	(函南町委託) 建設課 (055) 979-8116
沼-19	柿沢川	畑毛川島 樋管	伊豆の国 市		奈古谷		1.1	1.40	1	鋼 製 スライド, 手動	静岡県	河川	治水	(函南町委託) 建設課 (055) 979-8116
※沼-20	柿沢川	奈古谷 樋管	田方郡	函南町	奈古谷		1.20	2.00	1	鋼 製 スライド, 手動	静岡県	河川	治水	(伊豆の国市 委託) 建設課 (055) 948-2908
沼-21	柿沢川	樋門	田方郡	函南町	丹那		2.00	1.30	1	木 製 スライド, 手動	函南町			函南町建設課 (055) 979-8116
沼-22	柿沢川	畑毛 排水機場	田方郡	函南町	畑毛		1.93	2.75	1	鋼 製 スライド, 電動	函南町			函南町産業振興課 (055) 979-8113
沼-23	柿沢川	畑毛川島 ポンプ場	田方郡	函南町	畑毛		1.2	1.60	1	鋼 製 スライド, 電動	函南町			函南町産業振興課 (055) 979-8113
沼-24	韮山古川	中條樋管	伊豆の国 市		中條	7.8	1.20	1.20	1	鋼 製 スライド, 手動	静岡県	河川	治水	(伊豆の国市 委託) 建設課 (055) 948-2908
沼-25	韮山古川	洪川樋管	伊豆の国 市		南條	6.6	1.50	1.50	1	鋼 製 スライド, 手動	静岡県	河川	治水	(伊豆の国市 委託) 建設課 (055) 948-2908
沼-26	韮山古川	樋管	伊豆の国 市		中		φ=0.6		1	鋼 製 スライド, 手動	伊豆の 国市			伊豆の国市 建設課 (055) 948-2908
沼-27	沼川	第2放水路 (制水門)	沼津市		大塚		2.80	8.40	2	電 動	静岡県	河川	治水	沼津土木事務所 (055) 920-2129
沼-28	沼川	第2放水路 (排砂水門)	沼津市		大塚		2.50	3.00	3	電 動	静岡県	河川	治水	沼津土木事務所 (055) 920-2129
※沼-29	沼川	月川樋管	沼津市		原		1.50	3.40	2	手 動	静岡県	河川	治水	(沼津市委託) (055) 934-4751
沼-30	高橋川	池田川水門	沼津市		青野		1.40	1.40	2	鋼 製 スピンドル, 電動	沼津市			沼津市河川課 (055) 934-4786
沼-31	八木沢 大川	八木沢大川 水門	伊豆市		八木沢		3.00	14.5	2	電 動	静岡県	河川	津波	沼津土木事務所 (055) 920-2213
沼-32	松原川	松原川水門	伊豆市		八木沢		1.60	9.4	1	電 動	静岡県	河川	津波	沼津土木事務所 (055) 920-2213
沼-33	山川	温川樋門	伊豆市		土肥		1.30	3.10	1	電 動	静岡県	河川	津波	(伊豆市委託) —
※沼-34		屋形1号 門扉	伊豆市			1.0	2.50			引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-35		屋形3号 門扉	伊豆市			1.0	4.00			引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-36		屋形4号 門扉	伊豆市			1.0	1.00			片開式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-37		屋形5号 門扉	伊豆市			1.0	2.00			引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-38		屋形8号 門扉	伊豆市			0.8	3.50			引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-39		屋形9号 門扉	伊豆市			1.0	1.00			片開式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-40		屋形10号 門扉	伊豆市			1.0	2.50			引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-41		屋形11号 門扉	伊豆市			1.0	1.00			片開式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-42		屋形12号 門扉	伊豆市			0.8	3.50			引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-43		屋形13号 門扉	伊豆市			1.0	2.50			引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-44		屋形14号 門扉	伊豆市			0.8	3.10			引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-45		屋形15号 門扉	伊豆市			0.8	2.85			引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-46		大藪1号 陸閘	伊豆市			2.7	5.00			引戸式, 自動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-47		大藪2号 陸閘	伊豆市			2.8	11.50			引戸式, 自動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼-48		小土肥1号 門扉	伊豆市			1.5	1.00			片開式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※沼 -49		小土肥 2 号 門扉	伊豆市			1.5	4.00			引戸式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
※沼 -50		小土肥 3 号 門扉	伊豆市			1.5	1.50			片開式，手動	静岡県	港湾 海岸	津波	伊豆市
沼- 51	牛臥海岸	牛臥水門	沼津市		下香貫		2.60	21.0	1	電 動	静岡県	海岸	津波	沼津土木事務所 (055) 920-2213
※沼 -52	牛臥海岸	牛臥右岸 陸閘	沼津市		下香貫		4.70	6.00	1	電 動	静岡県	海岸	津波	沼津土木事務所 (055) 920-2213
沼- 53		沼津港航路 水門	沼津市				9.30	40.00		ローラーゲート， 自動，遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	沼津市
沼- 54		沼津港陸閘 1号	沼津市				2.93	10.00		引戸式， 自動，遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	沼津魚類協同組 合
沼- 55		沼津港陸閘 2号	沼津市				2.64	10.00		引戸式， 自動，遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	沼津魚類協同組 合
※沼 -56		多比水門A	沼津市				2.00	3.60		ローラーゲート， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -57		多比水門B	沼津市				1.80	3.50		ローラーゲート， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -58		志下門扉 4号	沼津市				3.50	8.20		引戸式， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -59		志下門扉 5号	沼津市				3.50	8.20		引戸式， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -60		馬込門扉 1号	沼津市				3.50	8.20		引戸式， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -61		獅子浜門扉 1号	沼津市				4.30	17.10		引戸式， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -62		獅子浜門扉 13号	沼津市				2.80	13.00		横引式， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津土木事務所
※沼 -63		大浦門扉 1号	沼津市				0.60	8.00		引戸式，手動	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -64		大浦門扉 2号	沼津市				0.60	20.00		引戸式，手動	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -65		大浦門扉 3号	沼津市				0.60	20.00		引戸式，手動	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -66		大浦門扉 4号	沼津市				0.60	8.00		引戸式，手動	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -67		一色門扉1号(元大 中島門扉3号)	沼津市				0.60	4.00		引戸式，手動	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -68		一色門扉 2号	沼津市				4.00	1.00		引戸式，手動	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
※沼 -69		大中島門扉 2号	沼津市				4.30	11.30		引戸式，手動	静岡県	漁港 海岸	津波	沼津市
県管理区間 計		69箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-4-3 沼津水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要としない水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※沼 -70		屋形水門	伊豆市				1.10	2.80		フラップゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	
※沼 -71		屋形 2 号 水門	伊豆市				1.80	3.20		フラップゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	
※沼 -72		小土肥水門	伊豆市				2.00	1.70		フラップゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	
※沼 -73		大藪 3 号 陸閘	伊豆市				2.6	7.50		引戸式，自動	静岡県	港湾 海岸	津波	
※沼 -74		大藪 4 号 陸閘	伊豆市				3.40	10.50		引戸式，自動	静岡県	港湾 海岸	津波	
※沼 -75		多比門扉 1号	沼津市				5.3	4.00		引戸式， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼 -76		多比門扉 2号	沼津市				5.4	5.50		横引式， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼 -77		多比門扉 3号	沼津市				4.8	6.00		引戸式， 自動，遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※沼-78		獅子浜門扉 2号	沼津市				3.50	8.30		片開式、電動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-79		獅子浜門扉 3号	沼津市				2.00	1.50		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-80		獅子浜門扉 4号	沼津市				3.60	4.10		引戸式、電動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-81		獅子浜門扉 5号	沼津市				2.00	1.80		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-82		獅子浜門扉 6号	沼津市				2.0	1.80		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-83		獅子浜門扉 7号	沼津市				2.00	1.80		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-84		獅子浜門扉 8号	沼津市				3.30	5.00		引戸式、 自動、遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-85		獅子浜門扉 9号	沼津市				3.30	3.00		引戸式、 自動、遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-86		獅子浜門扉 10号	沼津市				2	1.80		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-87		獅子浜門扉 11号	沼津市				2.00	1.80		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-88		獅子浜門扉 12号	沼津市				2	1.50		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-89		志下門扉 1号	沼津市				3.50	6.00		片開式、電動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-90		志下門扉 2号	沼津市				3.5	6.00		片開式、電動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-91		志下門扉 3号	沼津市				3.5	8.20		引戸式、電動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-92		志下門扉 6号	沼津市				3.5	6.00		引戸式、電動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-93		馬込門扉 2号	沼津市				2.00	1.50		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	
※沼-94	牛臥海岸	牛臥左岸 陸閘	沼津市		下香貫		4.50	3.00	1	電 動	静岡県	海岸	津波	沼津土木事務所 (055) 920-2213
※沼-95	沼津海岸	今沢東 陸閘	沼津市		今沢		4.49	50.1	1	電 動	静岡県	海岸	津波	沼津土木事務所 (055) 920-2213
※沼-96		我入道門扉 1号	沼津市				3.20	8.80		引戸式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	
※沼-97		我入道門扉 3号	沼津市				1.00	6.19		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	
※沼-98		我入道門扉 4号	沼津市				1.05	2.40		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	
※沼-99	沼津海岸	今沢西 陸閘	沼津市		今沢		4.49	5.01	1	電 動	静岡県	海岸	津波	沼津土木事務所 (055) 920-2213
県管理区間 計		30箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-5-1 富士水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要とする水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
富-1	潤井川	加島取水門	富士市		岩本 (滝戸)		1.40	1.75	3	鋼製、電動式、 スルースゲート	富士市			富士市河川課 (0545) 55-2721
富-2	潤井川	下堀取水門	富士市		岩本 (貫井)		1.20	3.60	1	鋼製、電動式、 スルースゲート	富士市			富士市河川課 (0545) 55-2721
富-3	潤井川	谷戸用水 取水門	富士宮市		山本 (谷戸)		0.90	1.00	1	鉄筋コンクリート、 引上扉(鋼製)、手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-4	潤井川	野中用水 取水門	富士宮市		泉町		1.80	2.10	1	鉄筋コンクリート、 引上扉(鋼製)、電動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-5	潤井川	阿原口 取水門	富士宮市		青木 (東谷戸)			φ=0.6	1	鉄筋コンクリート、 引上扉(鋼製)、手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
富-6	潤井川	潤井川 水門	富士市		黒田		6.10	13.0	1	鋼製ローラーゲート	静岡県	河川	治水	富士土木事務所 (0545) 65-2237
富-7	潤井川	淀師新堀 用水取水門	富士宮市		淀師 (洪沢前)		0.55	0.70	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-8	星山 放水路	星山放水路 水門	富士宮市		黒田		2.90	28.0	1	鋼製ローラーゲート	静岡県	河川	治水	富士土木事務所 (0545) 65-2237
富-9	小潤井川	島田2号 水門	富士市		津田 (加島道下)	1.5		φ=2.0	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、電動	富士市			富士市河川課 (0545) 55-2721
富-10	小潤井川	妙祥寺水路 取水門	富士市		瓜島 (追分町北)	0.8		φ=0.8	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、手動	富士市			富士市河川課 (0545) 55-2721
富-11	小潤井川	瓜島払水門	富士市		依田原 新田 (割田)		1.10	φ=1.5	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、手動	富士市			富士市河川課 (0545) 55-2721
富-12	小潤井川	瓜島川 分水門	富士市		香西 (八王子前)			φ=0.6	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、手動	富士市			富士市河川課 (0545) 55-2721
富-13	田子江川	田子水門	富士市		鮫島		2.30	4.00	1	鋼製（ステンレス）、 ラック式ローラー、 電動、遠隔操作	富士市	河川	高潮 津波	富士市河川課 (0545) 55-2721
富-14	富士早川	入道樋門	富士市		宮島		4.00	5.0	3	鋼製、 ワイヤー式ローラー、 電動、遠隔操作	静岡県	河川	津波	富士土木事務所 (0545) 65-2237
富-15	芝川	長瀬用水 取水門	富士宮市		精進川 (前田)		1.10	1.30	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-16	芝川	代官地用水 取水門	富士宮市		精進川 (川欠)		0.90	1.00	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-17	芝川	新堀用水 取水門	富士宮市		精進川 (徳瀬)		0.60	2.00	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-18	芝川	中堰用水 取水門	富士宮市		上条 (水之口)		1.70	1.50	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-19	芝川	大堰用水 取水門	富士宮市		上条 (千居)		1.80	2.40	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 電動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-20	芝川	狩宿用水 取水門	富士宮市		上井出 (田通り)		2.50	1.40	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-21	芝川	上井出用水 取水門	富士宮市		上井出 (芝山)		1.30	1.50	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-22	芝川	原用水 取水門	富士宮市		原 (堰下)		1.50	1.20	2	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 電動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-23	芝川	半野用水 取水門	富士宮市		内野 (和田川原)		1.00	1.20	2	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-24	芝川	横手沢用水 取水門	富士宮市		内野 (鍋久保)		0.80	2.40	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 電動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-25	芝川	北山用水 取水門	富士宮市		内野 (鍋久保)		1.10	2.40	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 電動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-26	猫沢川	猫沢川水門	富士宮市		猫沢		2.00	3.00	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 自動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-27	猫沢川	新堀水門	富士宮市		猫沢		1.50	1.20	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-28	稲瀬川	堂ヶ島水門	富士宮市		内房		1.90	0.80	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
富-29	稲瀬川	向島水門	富士宮市		内房		1.90	0.80	1	鉄筋コンクリート、 引上扉（鋼製）、 手動	富士宮市			富士宮市河川課 (0544) 22-1219
県管理区間 計		29箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。（対象番号欄に※印がある箇所を除く）

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-5-2 富士水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要としない水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			都市	区町	大字	L	H	W	連					
※富 -30		陸間吉原 1号	富士市				5.10	1.50		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	高潮	富士市
県管理区間 計		1箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-6-1 静岡水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			都市	区町	大字	L	H	W	連					
安工 -A1	安倍川	原樋管	静岡市	葵区	牛妻	10.4	0.45	0.45	1	鉄筋コンクリート, 鉄製引上式, 手動	静岡市	河川	治水	農地整備課 (054) 354-2065 (牛妻部農会)
安工 -A2	安倍川	千代樋管	静岡市	葵区	千代	19.9	0.85	0.85	1	鉄筋コンクリート, 鉄製引上式, 手動	静岡市	河川	治水	農地整備課 (054) 354-2065
安工 -A3 (藁科川)	安倍川 (藁科川)	小瀬戸樋管	静岡市	葵区	小瀬戸	20.0	0.70	0.60	1	鉄筋コンクリート, 鉄製引上式, 手動	静岡市	河川	治水	農地整備課 (054) 354-2065
安工 -A4 (藁科川)	安倍川 (藁科川)	水神原樋管	静岡市	葵区	富厚里	5.0	0.55	0.60	1	角 落 し	静岡市	河川	治水	農地整備課 (054) 354-2065
安工- 要注意 1	安倍川	水道町陸間	静岡市	葵区	水道町	16.1	2.00		1	鋼 製 横 引	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 2	安倍川	井宮陸間	静岡市	葵区	平和	15.7	1.80		1	鋼 製 ス イ ン グ	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 3	安倍川	籠上陸間	静岡市	葵区	籠上	20.0	1.10		1	角 落 し	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 4	安倍川	美川町陸間	静岡市	葵区	美川町	10.3	2.00		1	鋼 製 横 引	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 5	安倍川	伝馬町新田 陸間	静岡市	葵区	新伝馬	19.5	2.00		1	鋼 製 横 引	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 6	安倍川	秋山陸間	静岡市	葵区	伊呂波町	18.0	1.8 ~ 2.1		1	角 落 し	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 7	安倍川	井ノ宮北小 陸間	静岡市	葵区	上伝馬	4.0	0.71		1	角 落 し (二 重)	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 8	安倍川	松富陸間	静岡市	葵区	松富	11.8	1.35 ~ 1.55		1	角 落 し	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 9	安倍川	門屋陸間	静岡市	葵区	門屋	13.6	4.63		1	鋼 製 横 引	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 10	安倍川	門屋下陸間	静岡市	葵区	門屋	12.0	2.02		1	鋼 製 ス イ ン グ	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 11	安倍川	門屋上陸間	静岡市	葵区	門屋	12.0	1.80		1	鋼 製 ス イ ン グ	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 14	藁科川	牧ヶ谷 (下)陸間	静岡市	葵区	牧ヶ谷	16.0	1.80		1	鋼 製 ス イ ン グ	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 15	藁科川	牧ヶ谷 (上)陸間	静岡市	葵区	牧ヶ谷	10.0	1.20		1	鋼 製 ス イ ン グ	国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
直轄区間 計		4箇所												

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末直轄河川重要水防箇所河川別箇所図と対照する。

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-6-2 静岡水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要とする水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			都市	区町	大字	L	H	W	連					
静-1	富士川	向島樋管	静岡市	清水区	蒲原	59.0	1.90	2.30	2	鉄筋コンクリート、 引上扉(鉄製)、電動	静岡市			静岡市河川課 (054) 221-1131
静-2	富士川	小池川樋門	静岡市	清水区	蒲原	34.2	4.29	6.55	2	鋼製ローラゲート	国土 交通省			(静岡市委託) 河川課 (054) 221-1131
静-3	丸子川	べったん橋 樋門	静岡市	駿河区	広野 六丁目		2.30	2.20	1	鋼 製 ラ ッ ク 式、手 動	静岡県	河川	治水	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-4	丸子川	広野橋樋門	静岡市	駿河区	広野 一丁目		2.10	2.30	1	鋼 製 ラ ッ ク 式、手 動	静岡県	河川	治水	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-5	丸子川	みずほ橋 樋門	静岡市	駿河区	広野 一丁目		2.00	2.30	1	鋼 製 ラ ッ ク 式、手 動	静岡県	河川	治水	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-6	丸子川	下川原 1号樋門	静岡市	駿河区	下川原		2.4	1.0 2.25	1 2	鉄筋コンクリート、 引上扉、電動	静岡市 上下水道局			下水道施設課 (054) 204-3503
静-7	丸子川	下川原 雨水樋門	静岡市	駿河区	下川原		2.2	2.9	3	鉄筋コンクリート、 引上扉、電動	静岡市 上下水道局			下水道施設課 (054) 204-3503
静-8	丸子川	上川原 1号樋門	静岡市	駿河区	広野一丁目		2.00	3.00	1	鉄筋コンクリート、 引上扉(SUS)、電動	静岡市 上下水道局			下水道施設課 (054) 204-3503
静-9	丸子川	小豆川水門	静岡市	駿河区	寺田	11.9	3.50	11.9		鋼製ローラゲート	静岡県	河川	治水	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-10	足久保川	原田川 樋門	静岡市	葵区	足久保口組	10.0	2.40	4.00	2	鋼製ローラゲート	静岡県	河川	治水	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-11	興津川	西里水門 (左岸)	静岡市	清水区	西里	1.0	1.00	1.00	1	鉄筋コンクリート、 引上扉(木製)、手動	和田用水			望月 正己 (054) 396-3655
静-12	興津川	西里水門 (左岸)	静岡市	清水区	西里	0.9	1.20	1.00	1	鉄筋コンクリート、 引上扉(木製)、手動	深沢用水			清水 正己 (054) 395-2286
静-13	興津川	大平水門 (右岸)	静岡市	清水区	大平	0.7	0.80	1.00	1	鉄筋コンクリート、 引上扉(木製)、手動	大平根 石島用水			石垣 節夫 (054) 396-3127
静-14	巴川	常念川水門	静岡市	清水区	松井町	7.6	15.40	11.30	1	鋼製ローラゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-15	大谷川 放水路	大谷川水門	静岡市	駿河区	大谷	12.5	17.0	52.6	2	鋼製ローラゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-16	大谷川 放水路	大谷川放水 路呑み口 ゲート	静岡市	駿河区	大谷		3.00	2.50	1	鋼製ローラゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-17	大谷川 放水路	大谷川放水路 分流堰	静岡市	葵区	古庄	26.4	1.80	3.29	1	ゴ ム 引 布 製 起伏堰(空気式)	静岡県	河川	治水	静岡土木事務所 (河川改良課) (054) 286-9362
静-18	七曲川	七曲川逆流 防止樋門	静岡市	葵区	南		4.30	2.50	1	鋼製ローラゲート	静岡県	河川	治水	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-19		愛染川水門	静岡市	清水区			6.00	3.20		ローラゲート、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-20		袖師1号	静岡市	清水区			6.00	1.65		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-21		袖師3号	静岡市	清水区			7.00	1.57		片 開 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-22		日の出1号 陸閘	静岡市	清水区			9.80	1.20		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-23		日の出2号 陸閘	静岡市	清水区			9.80	1.20		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-24		日の出3号 陸閘	静岡市	清水区			11.60	1.40		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-25		日の出4号 陸閘	静岡市	清水区			11.60	1.35		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-26		日の出5号 陸閘	静岡市	清水区			14.05	1.50		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-27		富士見2号	静岡市	清水区			12.50	1.15		両 開 式、手 動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-28		富士見5号	静岡市	清水区			17.00	0.95		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-29		富士見7号	静岡市	清水区			10.00	0.95		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-30		富士見11号	静岡市	清水区			10.00	1.35		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-31		富士見14号	静岡市	清水区			11.50	1.35		引 戸 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-32		富士見22号	静岡市	清水区			8.00	1.05		片 開 式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※静-33		富士見23号	静岡市	清水区			10.00	1.05		引戸式、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	企業
※静-34		折戸3号	静岡市	清水区			6.00	1.80		片開式、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	企業
※静-35		折戸4号	静岡市	清水区			13.00	1.85		両開式、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	企業
※静-36		三保3号	静岡市	清水区			2.65	8.00		引戸式、手動	静岡県	港湾海岸	津波	企業
※静-37		貝島4号	静岡市	清水区			1.90	9.50		引戸式、自動、遠隔操作	静岡県	港湾海岸	津波	静岡市
県管理区間 計		35箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

静-1、静-2は、直轄河川(富士川)に設置する水門。計に含めない

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-6-3 静岡水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要としない水門等)

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※静-38	巴川	巴川築地町1号陸閘	静岡市	清水区	築地町		1.00	1.10	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-39	巴川	巴川築地町2号陸閘	静岡市	清水区	築地町		1.00	1.50	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-40	巴川	巴川築地町3号陸閘	静岡市	清水区	築地町		1.00	1.10	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-41	巴川	巴川港町1号陸閘	静岡市	清水区	港町		1.00	1.35	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-42	巴川	巴川港町2号陸閘	静岡市	清水区	港町		1.00	1.35	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-43	巴川	巴川港町3号陸閘	静岡市	清水区	港町		1.00	1.50	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-44	巴川	巴川松井町1号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.00	1.08	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-45	巴川	巴川松井町2号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.00	1.09	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-46	巴川	巴川松井町3号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.00	1.35	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-47	巴川	巴川松井町4号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.00	1.65	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-48	巴川	巴川松井町5号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.00	1.10	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-49	巴川	巴川松井町6号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.00	1.65	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-50	巴川	巴川松井町7号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.00	1.10	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-51	巴川	巴川松井町8号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.00	1.50	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-52	巴川	巴川松井町9号陸閘	静岡市	清水区	松井町		2.00	1.27	1	アルミニウム合金製引戸式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-53	巴川	巴川松井町10号陸閘	静岡市	清水区	松井町		2.50	1.23	1	アルミニウム合金製引戸式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-54	巴川	巴川松井町11号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.50	1.35	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-55	巴川	巴川松井町14号陸閘	静岡市	清水区	松井町		1.50	1.35	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-56	巴川	巴川美濃輪町3号陸閘	静岡市	清水区	美濃輪町		1.50	1.50	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-57	巴川	巴川美濃輪町4号陸閘	静岡市	清水区	美濃輪町		1.50	1.35	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-58	巴川	巴川美濃輪町5号陸閘	静岡市	清水区	美濃輪町		1.50	1.50	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-59	巴川	巴川美濃輪町6号陸閘	静岡市	清水区	美濃輪町		1.50	1.35	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326
※静-60	巴川	巴川美濃輪町8号陸閘	静岡市	清水区	美濃輪町		1.50	1.20	1	アルミニウム合金製片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所(054) 286-9326

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※静 -61	巴川	巴川清水仲 町1号陸閘	静岡市	清水区	清水仲 町		1.00	1.10	1	アルミニウム合金製 片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -62	巴川	巴川清水仲 町2号陸閘	静岡市	清水区	清水仲 町		1.50	1.20	1	アルミニウム合金製 片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -63	巴川	巴川清水仲 町3号陸閘	静岡市	清水区	清水仲 町		2.00	1.38	1	アルミニウム合金製 片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -64	巴川	巴川本漁町 1号陸閘	静岡市	清水区	本漁町		1.50	1.20	1	アルミニウム合金製 片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -65	巴川	巴川本漁町 2号陸閘	静岡市	清水区	本漁町		1.00	1.10	1	アルミニウム合金製 片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -66	巴川	巴川上二丁 目2号陸閘	静岡市	清水区	上二丁目		1.00	1.65	1	アルミニウム合金製 片開き式ゲート	静岡県	河川	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -67	静岡海岸	広野海岸 1号	静岡市	駿河区	広野		1.04	1.60	1	アルミニウム合金製 引戸式ゲート	静岡県	海岸	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -68	静岡海岸	広野海岸 2号	静岡市	駿河区	広野		1.04	1.60	1	アルミニウム合金製 引戸式ゲート	静岡県	海岸	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -69	静岡海岸	広野海岸 3号	静岡市	駿河区	広野		1.04	1.60	1	アルミニウム合金製 引戸式ゲート	静岡県	海岸	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -70	静岡海岸	広野海岸4号	静岡市	駿河区	広野		1.04	1.60	1	アルミニウム合金製 引戸式ゲート	静岡県	海岸	津波	静岡土木事務所 (054) 286-9326
※静 -71		蜷川水門	静岡市	清水区			3.5	2.0		フラップゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	清水港管理局
※静 -72		外浜橋水門	静岡市	清水区			1.9	1.9		フラップゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	清水港管理局
※静 -73		中田川水門	静岡市	清水区			8.00	2.67		フラップゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	清水港管理局
※静 -74		貝島水門	静岡市	清水区			1.60	1.4		フラップゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	清水港管理局
※静 -75		袖師2号	静岡市	清水区			6.0	1.7		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -76		袖師4号	静岡市	清水区			6.00	1.00		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -77		日の出34号 陸閘	静岡市	清水区			2.53	12.60		起伏式	静岡県	港湾 海岸	津波	
※静 -78		巴川1号 陸閘	静岡市	清水区			7.00	0.95		片開式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -79		巴川2号 陸閘	静岡市	清水区			6.00	1.20		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -80		巴川3号 陸閘	静岡市	清水区			8.00	1.20		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -81		巴川4号 陸閘	静岡市	清水区			6.00	1.00		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -82		富士見1号	静岡市	清水区			4.00	1.45		片開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -83		富士見3号	静岡市	清水区			8.00	0.50		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -84		富士見4号	静岡市	清水区			10.00	0.50		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -85		富士見6号	静岡市	清水区			5.00	0.95		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -86		富士見8号	静岡市	清水区			5.00	1.00		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -87		富士見9号	静岡市	清水区			3.50	1.30		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -88		富士見10号	静岡市	清水区			3.50	1.30		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -89		富士見12号	静岡市	清水区			5.00	0.85		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -90		富士見13号	静岡市	清水区			5.00	0.85		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -91		富士見15号	静岡市	清水区			4.00	1.05		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -92		富士見16号	静岡市	清水区			5.00	0.85		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -93		富士見17号	静岡市	清水区			4.00	1.05		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -94		富士見18号	静岡市	清水区			4.00	1.05		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -95		富士見19号	静岡市	清水区			5.00	0.85		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -96		富士見20号	静岡市	清水区			4.00	1.05		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静 -97		富士見21号	静岡市	清水区			4.00	1.05		引戸式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※静-98		折戸1号	静岡市	清水区			6.00	1.90		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-99		折戸2号	静岡市	清水区			6.00	1.90		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-100		三保1号	静岡市	清水区			4.00	2.20		片開式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-101		三保2号	静岡市	清水区			5.20	2.00		片開式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-102		三保4号	静岡市	清水区			6.00	2.15		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-103		三保堤防 1号	静岡市	清水区			5.00	1.00		両開式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-104		三保胸壁 1号	静岡市	清水区			10.00	1.30		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-105		三保胸壁 2号	静岡市	清水区			6.00	1.45		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-106		三保胸壁 3号	静岡市	清水区			8.00	1.80		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-107		三保胸壁 4号	静岡市	清水区			3.00	2.00		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-108		三保胸壁 5号	静岡市	清水区			2.00	2.00		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-109		三保胸壁 6号	静岡市	清水区			6.00	2.05		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-110		三保胸壁 7号	静岡市	清水区			6.00	2.50		引戸式, 自動, 遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-111		三保胸壁 8号	静岡市	清水区			1.20	2.00		片開式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-112		三保胸壁 9号	静岡市	清水区			1.20	2.00		片開式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-113		貝島1号	静岡市	清水区			1.30	10.00		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-114		貝島2号	静岡市	清水区			1.30	10.00		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-115		貝島3号	静岡市	清水区			1.30	8.00		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-116		貝島5号	静岡市	清水区			1.50	2.00		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-117		塚間1号	静岡市	清水区			5.00	2.50		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-118		塚間2号	静岡市	清水区			2.50	2.50		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	静岡市
※静-119		塚間3号	静岡市	清水区			1.85	7.50		起伏式	静岡県	港湾 海岸	津波	
※静-120		塚間4号	静岡市	清水区			1.55	20.00		起伏式	静岡県	港湾 海岸	津波	
※静-121		塚間5号	静岡市	清水区			0.88	4.00		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
※静-122		塚間6号	静岡市	清水区			0.75	5.00		引戸式, 手動	静岡県	港湾 海岸	津波	企業
県管理区間 計		85箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-7-1 島田水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
大工- 要注 意3	大井川	相賀陸間	島田市		相賀						国土 交通省	河川	治水	静岡河川事務所 島田出張所 (0547) 37-2021
直轄区間 計		0箇所												

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末直轄河川重要水防箇所河川別箇所図と対照する。

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-7-2 島田水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要とする水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
島-1	大井川	牛尾築切下排水樋管	島田市		牛尾		1.50	1.50	1	鋼 製 スライド, 手動	島田市			島田市すぐやる課 (0547) 36-7181
島-2	大井川 (伊太谷川)	伊太水門	島田市		相賀		2.40	3.10	2	鉄筋コンクリート, 引上扉(鋼製), 電動	静岡県			志太榛原農林事務 所用地管理課 (054) 644-9232
島-3	大井川	桑野山 水門(1)	榛原郡	川根本 町	桑野山		1.50	1.50	1	鋼 製 スライド, 手動	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-4	大井川	桑野山 水門(2)	榛原郡	川根本 町	桑野山		1.70	1.70	1	鋼 製 スライド, 手動	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-5	大井川	田代樋管	榛原郡	川根本 町	田代		3.00	3.00	1	鋼 製 スライド, 手動	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-6	大井川	上長尾 排水機場	榛原郡	川根本 町	上長尾			φ=0.7	1	鋼製, 可搬式(本体), コラム型着脱式	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-7	大井川	高郷 排水機場	榛原郡	川根本 町	上長尾 (高郷)			φ=0.7	2	鋼製, 可搬式(本体), コラム型着脱式	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-8	大代川	二軒家 大樋樋門	島田市		二軒家		2.00	1.75		鋼 製 スライド, 手動	静岡県	河川	治水	(島田市委託) すぐやる課 (0547) 36-7181
島-9	大代川	新堀川樋門	島田市		金谷東 二丁目		3.60	5.70	2	鋼 製 ローラー, 電動	静岡県	河川	治水	島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-10	大代川	泉町樋管	島田市		金谷 泉町		1.50	2.90	1	鋼 製 ラック式, 電動	島田市			島田市すぐやる課 (0547) 36-7181
島-11	大代川	清水樋門	島田市		金谷 清水		1.20	1.20	1	木 製 捲揚, 手動	島田市			島田市すぐやる課 (0547) 36-7181
島-12	大代川	見晴水門	島田市		金谷 代官町		1.00	1.00	1	鋼 製 捲揚, 電動	島田市			島田市すぐやる課 (0547) 36-7181
島-13	大代川	東町樋管	島田市		金谷東 二丁目		1.50	2.10	1	鋼 製 ラック式, 電動	島田市			島田市すぐやる課 (0547) 36-7181
島-14	瀬戸川	当目大橋 陸間	焼津市		浜当目	15.3	0.82		2	アルミ製横引扉, 電動	静岡県	河川	津波	(焼津市委託) 河川課 (054) 626-1118 志太消防本部 情報指令課 (054) 623-1119
島-15	瀬戸川 (石脇川)	石脇川水門	焼津市		浜当目	13.0	3.40	1	鉄筋コンクリート, 鉄製扉, 自動	静岡県	河川	治水 津波		島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-16	瀬戸川 (石脇川)	石脇川 新水門	焼津市		岡当目	20.0	3.38	1	鉄筋コンクリート, 鉄製扉, 自動	静岡県	河川	治水 津波		島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-17	瀬戸川 (梅田川)	梅田川水門	焼津市		八楠	11.3	5.00	1	鉄筋コンクリート, 鉄製扉, 自動	静岡県	河川	津波		島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-18	析山川	析山川水門	焼津市		一色	21.0	4.20	3	鉄筋コンクリート, 鉄製扉, 自動	静岡県	河川	津波		島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-19	成案寺川	成案寺川 排水機場	焼津市		惣右衛門	1.20	1.20	3	鉄筋コンクリート, 電動	焼津市				農政課 (054) 626-2158
島-20	析山川 (木屋川)	木屋頭首工	藤枝市		高岡	1.50	14.80	1	ゴム引布製起伏堰 (空気式), 電動	大井川土 地改良区				大井川土地 改良区事業課 (0547) 37-7151
島-21	大津谷川	高島 排水機場	島田市		高島町			φ=0.7	2	鋼製, 可搬式(本体), コラム型着脱式	静岡県	河川	治水	(島田市委託) すぐやる課 (0547) 36-7181
島-22	大津谷川	高島樋門	島田市		高島町	1.20	2.40	2	鋼 製 スライド, 電動	静岡県	河川	治水		(島田市委託) すぐやる課 (0547) 36-7181
島-23	大津谷川	樋管	島田市		松葉町	1.60	1.60			木 製 捲揚, 手動	島田市			島田市すぐやる課 (0547) 36-7181
島-24	大津谷川 (析山川)	析山頭首工	島田市		御請	3.35 3.05	10.60 24.00	1 1	鋼 製 電動ワイヤーゲー ト, 電動	大井川土 地改良区				大井川土地 改良区事業課 (0547) 37-7151
島-25	湯日川	湯日川水門	榛原郡	吉田町	住吉	5.05	18.9	2	鋼製シェル構造 ローラーゲート, 捲揚, 電動	静岡県	河川	津波		島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-26	湯日川	樋門	榛原郡	吉田町	片岡	1.40	1.20	1	木 製 捲揚, 手動	吉田町				吉田町建設課 (0548) 33-2124
島-27	湯日川	河原樋門	榛原郡	吉田町	住吉	1.20	2.00	1	ステンレス製, スライドゲート, 手動	静岡県	河川	治水		(吉田町委託) 建設課 (0548) 33-2124
島-28	湯日川	大浜樋門	榛原郡	吉田町	住吉	2.50	4.00	1	アルミ製, 自動 マイターゲート	静岡県	河川	治水		(吉田町委託) 建設課 (0548) 33-2124

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
島-29	湯日川	浜田樋門	榛原郡	吉田町	住吉		1.10	1.30	1	鉄 製 , 捲 揚 , 手 動	静岡県	河川	治水	(吉田町委託) 建設課 (0548) 33-2124
島-30	坂口谷川	坂口谷川 水門	牧之原市		細江		4.70	33.0	2	鋼製シェル構造 ローラーゲート, 捲 揚 , 電 動	静岡県	河川	津波	島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-31	坂口谷川	樋門	牧之原市		細江		1.30	1.30	1	鋼 製 , 捲 揚 , 手 動	牧之原市			牧之原市農林水産課 (0548) 53-2618
島-32	坂口谷川	樋門	牧之原市		細江		1.80	2.00	1	鋼 製 , 捲 揚 , 手 動	牧之原市			牧之原市建設課 (0548) 53-2628
島-33	坂口谷川	浜田樋門	牧之原市		細江		1.80	4.00	1	鋼 製 , 捲 揚 , 手 動	牧之原市			牧之原市建設課 (0548) 53-2628
島-34	坂口谷川	樋門	牧之原市		坂部		1.80	1.85	1	鉄 製 , 捲 揚 , 手 動	牧之原市			牧之原市建設課 (0548) 53-2628
島-35	坂口谷川	新田(1) 樋門	榛原郡	吉田町	住吉		1.30	4.00	1	ステンレス製ローラ ゲート, 電 動	静岡県	河川	治水	(吉田町委託) 建設課 (0548) 33-2124
島-36	坂口谷川	新田(2) 樋門	榛原郡	吉田町	住吉		1.00	1.40	1	鉄 製 スライドゲート, 手動	静岡県	河川	治水	(吉田町委託) 建設課 (0548) 33-2124
島-37	坂口谷川	新田(3) 樋門	榛原郡	吉田町	住吉		1.50	1.80	1	鋼 製 , 捲 揚 , 電 動	静岡県	河川	治水	(吉田町委託) 建設課 (0548) 33-2124
島-38	勝間田川	勝間田川 水門	牧之原市		静波		5.03	24.5	3	鋼製シェル構造 サニットゲート, 捲 揚 , 電 動	静岡県	河川	津波	島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-39	萩間川	萩間川 相良水門	牧之原市		相良		3.75 5.00	18.2 18.4	1 2	鋼製シェル構造 ローラーゲート, 捲 揚 , 電 動	静岡県	河川	津波	島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-40	相良片浜 海岸 堀切川	堀切川水門	牧之原市		片浜		2.00	4.80	1	鋼 製 , ローラーゲート, 捲 揚 , 電 動	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) 建設課 (0548) 53-2628
島-41	相良片浜 海岸 大磯川	大磯川水門	牧之原市		片浜		1.90	3.80	1	鋼 製 , ローラーゲート, 捲 揚 , 電 動	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) 建設課 (0548) 53-2628
島-42	相良片浜 海岸 ラムネ川	ラムネ川 水門	牧之原市		片浜		2.21	6.00	1	鋼 製 , ローラーゲート, 捲 揚 , 電 動	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) 建設課 (0548) 53-2628
島-43	相良片浜 海岸 寺川	寺川水門	牧之原市		片浜		2.51	4.00	1	鋼 製 , ローラーゲート, 捲 揚 , 電 動	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) 建設課 (0548) 53-2628
島-44	須々木川	須々木川 水門	牧之原市		須々木		3.00	16.0	1	鋼製シェル構造 ローラーゲート, 捲 揚 , 電 動	静岡県	河川	津波	島田土木事務所 (0547) 37-1035
島-45	相良須々 木海岸 地代川	地代川水門	牧之原市		須々木		2.60	10.0	1	鉄製プレート ゲーター構造 ローラーゲート, 捲 揚 , 電 動	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) 建設課 (0548) 53-2628
※島-46		焼津2号陸 閘	焼津市				2.90	20.00		引 戸 式 , 自動,遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※島-47		新港1号陸 閘	焼津市				3.05	18.00		引 戸 式 , 自動,遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※島-48		新港2号陸 閘	焼津市				2.35	15.00		引 戸 式 , 自動,遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※島-49		新港3号陸 閘	焼津市				2.50	20.00		引 戸 式 , 自動,遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※島-50		新港4号陸 閘	焼津市				2.80	18.00		引 戸 式 , 自動,遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※島-51		小川1号陸 閘	焼津市				4.00	20.00		引 戸 式 , 自動,遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
※島-52		小川2号陸 閘	焼津市				4.00	20.00		引 戸 式 , 自動,遠隔操作	静岡県	漁港 海岸	津波	
県管理区間 計		52箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-7-3 島田水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要としない水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
島-53	大井川	1号千頭 陸閘	榛原郡	川根本町	千頭	1.5	1.01		1	アルミニウム合金製 スイングゲート	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-54	大井川	2号千頭 陸閘	榛原郡	川根本町	千頭	1.5	0.80		1	アルミニウム合金製 スイングゲート	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-55	大井川	3号千頭 陸閘	榛原郡	川根本町	千頭	1.5	0.99		1	アルミニウム合金製 スイングゲート	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-56	大井川	4号千頭 陸閘	榛原郡	川根本町	千頭	0.9	1.09		1	アルミニウム合金製 スイングゲート	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-57	大井川	両国陸閘	榛原郡	川根本町	千頭	7.0	1.05		1	アルミ合金製 引戸式、手動	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-58	大井川	上長尾 1号樋門	榛原郡	川根本町	上長尾		1.75	1.75	1	鋼製 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-59	大井川	上長尾 2号樋門	榛原郡	川根本町	上長尾		1.75	1.75	1	鋼製 スライド、手動	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-60	大井川	高郷水門	榛原郡	川根本町	上長尾 (高郷)		1.80	1.50	1	鋼製 ラック捲揚、手動	静岡県	河川	治水	(川根本町委託) 建設課 (0547) 56-2227
島-61	大井川	家山水門	島田市		川根町 家山	3.6	1.60		1	木製 角落し、手動	静岡県	河川	治水	(島田市委託) すぐやる課 (0547) 36-7181
※島-62	相良片浜 海岸	片浜25号 ゲート	牧之原市		片浜		1.00	4.50	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-63	相良片浜 海岸	久保柄 ゲート	牧之原市		片浜		1.20	4.60	1	アルミ片開き式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-64	相良片浜 海岸	堀切川西 ゲート	牧之原市		片浜		1.20	4.30	1	アルミ片開き式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-65	相良片浜 海岸	堀切川東 ゲート	牧之原市		片浜		1.20	4.60	1	アルミ片開き式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-66	相良片浜 海岸	六川ゲート	牧之原市		片浜		2.00	4.00	1	アルミマイター ゲート(両開式)	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-67	相良須々 木海岸	地頭方 8号ゲート	牧之原市		地頭方		3.20	7.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-68	相良須々 木海岸	地頭方 9号ゲート	牧之原市		地頭方		2.70	3.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-69	相良須々 木海岸	地頭方公園 3号ゲート	牧之原市		地頭方		3.10	3.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-70	相良須々 木海岸	地頭方公園 1号ゲート	牧之原市		地頭方		1.10	7.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-71	相良須々 木海岸	地頭方公園 2号ゲート	牧之原市		地頭方		3.10	3.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-72	相良須々 木海岸	落居2号 ゲート	牧之原市		落居		1.00	3.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-73	相良須々 木海岸	落居3号 ゲート	牧之原市		落居		0.65	7.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-74	相良須々 木海岸	落居4号 ゲート	牧之原市		落居		0.65	3.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-75	相良須々 木海岸	落居5号 ゲート	牧之原市		須々木		0.65	7.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-76	相良須々 木海岸	落居6号 ゲート	牧之原市		須々木		0.65	7.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-77	相良新庄 海岸	遠渡1号 ゲート	牧之原市		新庄		2.90	3.00	1	アルミ引戸式 ゲート	静岡県	海岸	津波	(牧之原市委託) (0548) 53-2628
※島-78		浜当日1号 陸閘	焼津市				1.0	4.50		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務 所
※島-79		浜当日2号 陸閘	焼津市				1.0	3.00		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務 所
※島-80		浜当日3号 陸閘	焼津市				1.0	3.00		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務 所
※島-81		浜当日4号 陸閘	焼津市				1.0	6.00		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務 所
※島-82		浜当日5号 陸閘	焼津市				1.00	6.00		引戸式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務 所

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※島 -83		焼津1号陸 閘	焼津市				3.00	10.00		引戸式、電動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務所
※島 -84		石津1号陸 閘	焼津市				1.60	5.00		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務所
※島 -85		石津2号陸 閘	焼津市				2.00	2.55		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務所
※島 -86		石津3号陸 閘	焼津市				2.00	2.55		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務所
※島 -87		石津4号陸 閘	焼津市				2.00	2.55		片開式、手動	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務所
※島 -88		石津5号陸 閘	焼津市				2.66	7.00		フラップ式	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務所
※島 -89		石津6号陸 閘	焼津市				2.66	7.00		フラップ式	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務所
※島 -90		中港1号陸 閘	焼津市				4.60	7.43		フラップ式	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務所
※島 -91		中港2号陸 閘	焼津市				4.60	7.43		フラップ式	静岡県	漁港 海岸	津波	焼津漁港管理事務所
※島 -92		静波2号 ゲート	牧之原市				2.30	7.00		引戸式、電動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -93		静波3号 ゲート	牧之原市				1.45	7.00		引戸式、電動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -94		静波4号 ゲート	牧之原市				2.30	8.00		引戸式、電動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -95		相良1号 ゲート	牧之原市				1.85	12.00		引戸式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -96		相良2号 ゲート	牧之原市				3.30	11.00		引戸式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -97		相良4号 ゲート	牧之原市				3.30	10.50		引戸式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -98		大久保川水 門	牧之原市				2.50	11.30		ローラーゲート 自動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -99		須々木1号 ゲート	牧之原市				1.75	8.00		引戸式、自動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -100		須々木2号 ゲート	牧之原市				1.51	6.00		片開式、自動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -101		須々木4号 ゲート	牧之原市				1.51	6.00		片開式、自動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -102		樋尻川水門	牧之原市				3.00	11.30		ローラーゲート、 自動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -103		片浜12号 ゲート	牧之原市				2.35	9.70		引戸式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -104		相良3号 ゲート	牧之原市				3.30	8.50		引戸式、 自動、遠隔操作	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -105		須々木5号 ゲート	牧之原市				1.51	6.00		片開式、自動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -106		須々木6号 ゲート	牧之原市				1.76	6.0		両開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -107		須々木7号 ゲート	牧之原市				1.01	3.00		両開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -108		須々木8号 ゲート	牧之原市				1.01	4.50		両開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -109		須々木10 号ゲート	牧之原市				1.01	3.00		両開式、手動	静岡県	港湾 海岸	津波	牧之原市
※島 -110		滝の川水門	牧之原市							フラップ ゲート式	静岡県	港湾 海岸	津波	
県管理区間 計		58箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-8-1 袋井水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
菊工 -A1	菊川	国安 排水樋管	掛川市		国安		3.5	2.5	1	ス マ イ タ ー	国土 交通省	河川	治水 津波	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A2	菊川	土橋樋管	菊川市		奈良野		2.0	1.8	1	ス ラ イ ド	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A3	菊川	排水管	菊川市		加茂			φ= 0.3		フ ラ ッ ゲ ー ト	菊川市	河川	治水	菊川市建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A4	菊川	万田第2 排水樋管	菊川市		半済			φ= 0.9	1	ス ラ イ ド	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A5	菊川	八王子 樋管	菊川市		本所			φ= 0.2	1	ヒ ュ ー ム 管	農林 水産省	河川	治水	大井川右岸 土地改良区 (0537) 35-2413
菊工 -A6	菊川	大井川用水 余水排水樋 管	菊川市		富田			φ= 0.3	1	ス ラ イ ド	農林 水産省	河川	治水	大井川右岸 土地改良区 (0537) 35-2413
菊工 -A7	菊川	同所樋門	掛川市		国安		3.0	2.8	2	ロ ー ラ ー	国土 交通省	河川	治水 津波	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A8	菊川	三浜樋管	掛川市		国安		1.8	1.8	1	ス マ イ タ ー	国土 交通省	河川	治水 津波	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A9	菊川	喜右衛門 樋管	掛川市		菊浜		1.2	1.0	1	ス ラ イ ド	国土 交通省	河川	治水	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A10	菊川	新田川 樋管	掛川市		菊浜		3.0	2.6	1	ロ ー ラ ー	国土 交通省	河川	治水	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A11	菊川	与惣川 樋門	掛川市		三俣		3.0	3.5	2	ス イ ン グ	国土 交通省	河川	治水	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A12	菊川	寺新田 排水樋管	掛川市		中		2.3	2.5	1	ロ ー ラ ー	国土 交通省	河川	治水	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A13	菊川	川向 悪水樋管	菊川市		嶺田		1.5	1.5	1	ス ラ イ ド	国土 交通省	河川	治水	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A14	菊川	稲荷部第2 排水樋管	掛川市		岩滑		0.6	0.6	1	ゲ ー ト な し	国土 交通省	河川	治水	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
菊工 -A15	菊川	高田 排水樋管	菊川市		下内田		2.0	2.0	1	ロ ー ラ ー	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A16	菊川	小川端樋管	菊川市		加茂			φ= 0.45	1	フ ラ ッ プ	菊川市	河川	治水	菊川市建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A17	菊川	宮ノ西 排水樋管	菊川市		加茂			φ= 0.3		ス ラ イ ド ゲ ー ト 手 動	菊川市	河川	治水	菊川市建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A18	菊川	前田樋管	菊川市		本所		1.50	1.75	1	ス ラ イ ド	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A19	菊川	井田樋管	菊川市		潮海寺		1.00	1.25	1	フ ラ ッ プ	菊川市	河川	治水	菊川市建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A23	菊川 (牛淵川)	船渡樋管	掛川市		国安		1.0	1.3	1	ス ラ イ ド ゲ ー ト	国土 交通省	河川	治水	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A24	菊川 (牛淵川)	鐘撞木樋管	掛川市		国包		1.5	2.0	1	ス ラ イ ド ゲ ー ト	国土 交通省	河川	治水	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A25	菊川 (牛淵川)	高橋川 樋門	菊川市		河東		3.10	2.73	2	ロ ー ラ ゲ ー ト	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A26	菊川 (牛淵川)	藤の木 樋門	菊川市		赤土		1.00	1.00	1	ス ラ イ ド ゲ ー ト	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A27	菊川 (牛淵川)	下平川第1 用水樋管	菊川市		下平川			φ= 0.6	1	ス ラ イ ド	菊川市	河川	治水	菊川市農林課 (0537) 35-0940
菊工 -A28	菊川 (牛淵川)	東横地樋管	菊川市		東横地		3.00	2.40	1	ロ ー ラ ー	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A29	菊川 (牛淵川)	吉場樋管	掛川市		千浜		0.90	1.20	1	ス ラ イ ド	国土 交通省	河川	治水	(掛川市委託) 維持管理課 (0537) 21-1154
菊工 -A30	菊川 (牛淵川)	嶺田 悪水樋管	菊川市		嶺田		1.50	2.00	2	ロ ー ラ ー	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
菊工 -A31	菊川 (牛淵川)	下平川第2 用水樋管	菊川市		志茂組			φ=0.6	1	ス ラ イ ド	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A32	菊川 (牛淵川)	段横地 樋管	菊川市		東横地		1.50	1.80	1	ロ ー ラ ー	国土 交通省	河川	治水	(菊川市委託) 建設課 (0537) 35-0902
菊工 -A33	菊川 (牛淵川)	山脇用水吐 樋管	菊川市		神尾			φ=0.3		ヒ ュ ー ム 管	農林 水産省	河川	治水	大井川右岸 土地改良区 (0537) 35-2413
菊工 -A36	菊川 (丹野川)	峯反法 用水樋管	菊川市		赤土		0.25	0.50	1	木 製 ス ラ イ ド スピンドル	菊川市	河川	治水	菊川市農林課 (0537) 35-0940
菊工 -A39	菊川 (下小笠川)	久保田 取水樋管	掛川市		下土方			φ=0.6	1	鋼 製 引上扉, 手動	掛川市	河川	治水	掛川市農林課 (0537) 21-1146
菊工 -A40	菊川 (下小笠川)	排水管	掛川市		下土方			φ=0.45	1	鋼 製 引上扉, 手動	掛川市	河川	治水	掛川市農林課 (0537) 21-1146
菊工 -A41	菊川 (下小笠川)	小規模 取水樋管	掛川市		下土方			φ=0.45	1	鋼 製 引上扉, 手動	掛川市	河川	治水	掛川市農林課 (0537) 21-1146
天工 -B6	天竜川	池田樋管	磐田市		東名	3.0	3.0		1	ロ ー ラ ー	国土 交通省	河川	治水	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
天工- 要注意 4	天竜川	匂坂陸閘	磐田市		匂坂	17.2	1.61			鋼 製 横 引	国土 交通省	河川	治水	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
直轄区間 計		35箇所												

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図(菊川管内図・天竜川管内図(下流))と対照する。

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-8-2 袋井水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要とする水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※袋 -1	佐東川	明僧排水樋門 (樋管3号)	掛川市		岩滑		1.60	2.30	1	スライドゲート, 手動・スピンドル式	静岡県	河川	治水	(掛川市委託) (0537) 21-1154
※袋 -2	佐東川	樋管4号(千手 樋門(仮))	掛川市		岩滑		1.50	1.50	1	ステンレス製 フラップゲート	静岡県	河川	治水	(掛川市委託) (0537) 21-1154
※袋 -3	佐東川	樋管5号(中方 樋門(仮))	掛川市		岩滑		1.60	1.50	1	スライドゲート, 手動・スピンドル式	静岡県	河川	治水	(掛川市委託) (0537) 21-1154
※袋 -4	西方川	西方川1号 樋管	菊川市		加茂		1.50	1.50	1	鋼製スライドゲート, 手動・ラック式	静岡県	河川	治水	(菊川市委託) (0537) 35-0902
袋-5	上小笠川	桶田樋門	掛川市		上内田		1.30	1.30	1	鋼製スチール, 手動	掛川市			掛川市農林課 (0537) 21-1146
袋-6	一雲済川	樋門	磐田市		寺谷		1.05	1.05	1	鋼製両開, 手動	磐田市			磐田市道路河川課 (0538) 37-4993
袋-7	浜岡 朝比奈川	下宮ヶ谷川 樋門	御前崎市		下朝比奈		1.70	1.80	2	木 製 捲揚, 手動	御前崎 市			御前崎市建設課 (0537) 85-1122
袋-8	弁財天川	昭和 water	袋井市		中新田		18.50	3.90	2	ローラーゲート, 電動, ワイヤ式	静岡県	河川	高潮	(袋井市委託) (0538) 44-3130
袋-9	三沢川	三輪樋門	袋井市		山崎		1.80	1.40	1	スルースゲート, 手動, ラック式	静岡県	河川	治水	(袋井市委託) (0538) 44-3130
袋-10	太田川	塩溜小島 排水右岸	磐田市		福田		1.50	4.00	1	鋼 製 スルース, 手動	磐田市			磐田市農林水産課 (0538) 37-4913
袋-11	太田川	江川外 新田右岸	磐田市		福田		1.60	2.00	1	鋼 製 スルース, 手動	磐田市			磐田市農林水産課 (0538) 37-4913
袋-12	太田川	玉越樋門	磐田市		玉越		1.75	2.00	2	スルースゲート, 電動, スピンドル式	静岡県	河川	治水	(袋井市委託) (0538) 44-3130
袋-13	太田川	明ヶ島樋門	磐田市		明ヶ島		2.00	2.25	2	スルースゲート, 電動, スピンドル式	静岡県	河川	治水	(磐田市委託) (0538) 37-4993
袋-14	太田川	岩井樋門	磐田市		岩井		1.75	1.75	1	スルースゲート, 電動, スピンドル式	静岡県	河川	治水	(磐田市委託) (0538) 37-4993
袋-15	仿僧川	仿僧川水門	磐田市		福田		6.18	20.5	7	ローラーゲート, 電動, ワイヤ式	静岡県	河川	治水	袋井土木事務所 (0538) 42-3217
袋-16	仿僧川	福田排水機場 自然排水樋門	磐田市		福田		1.50	2.00	1	鋼 製 スルース, 手動	磐田市			磐田市農林水産課 (0538) 37-4913
袋-17	仿僧川	中島橋南西 側	磐田市		福田		1.50	1.50	1	木 製 スルース, 手動	磐田市			磐田市道路河川課 (0538) 37-4993

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
袋-18	仿僧川	村前樋門	磐田市		福田		1.50	2.50	2	鋼 製 ス ル ー ス , 電 動	磐田市			磐田市道路河川課 (0538) 37-4993
袋-19	仿僧川	西部幹線 排水路	磐田市		福田		1.70	2.40	2	鋼 製 ス ル ー ス , 手 動	磐田市			磐田市道路河川課 (0538) 37-4993
袋-20	仿僧川	南田伊兵衛新田ボ ンブ場自然排水樋 門	磐田市		福田		1.50	1.10	1	鋼 製 ス ル ー ス , 手 動	磐田市			磐田市道路河川課 (0538) 37-4993
袋-21	仿僧川	はまぼう橋 南西側	磐田市		福田		1.50	1.10	1	鋼 製 ス ル ー ス , 手 動	磐田市			磐田市道路河川課 (0538) 37-4993
袋-22	仿僧川	西橋南東側	磐田市		福田		1.40	0.80	1	鋼 製 ス ル ー ス , 手 動	磐田市			磐田市道路河川課 (0538) 37-4993
袋-23	仿僧川	西橋南西側	磐田市		福田		1.70	1.60	1	木 製 ス ル ー ス , 手 動	磐田市			磐田市道路河川課 (0538) 37-4993
袋-24	今ノ浦川	中大原樋門	磐田市		大原		1.50	2.50	1	鋼 鉄 両 開 , 手 動	磐田市			磐田市農林水産課 (0538) 37-4913
袋-25	今ノ浦川	川尻樋門	磐田市		今之浦 五丁目		1.50	1.50	1	ス ル ー ス ゲ ー ト , 電 動 , ス ビ ン ド ル 式	静岡県	河川	治水	(磐田市委託) (0538) 37-4993
袋-26	磐田久保 川	大池水門	磐田市		二之宮		2.50	2.60	3	ス ル ー ス ゲ ー ト , 電 動 , ス ビ ン ド ル 式	静岡県	河川	治水	(磐田市委託) (0538) 37-4913
袋-27	原野谷川	鳥羽野 排水樋門	袋井市		富里		2.50	2.00	2	鉄 製 捲 揚 , 電 動	袋井市			袋井市農政課 (0538) 44-3167
袋-28	蟹田川	松袋井樋門	袋井市		松袋井	12.0	8.9	16.0	1	鋼製, 木製スチール, 電 動 , 捲 揚	袋井市			袋井市農政課 (0538) 44-3167
袋-29	小笠沢川	諸井樋門	袋井市		諸井		1.50	1.50	1	鋼 製 ス ル ー ス , 手 動	袋井市			袋井市維持管理課 (0538) 44-3130
袋-30	秋田川	柳原 排水樋門	袋井市		高尾	14.5	2.50	2.50	2	鉄 製 捲 揚 , 電 動	袋井市			袋井市農政課 (0538) 44-3167
袋-31	沖之川	第 1 樋門	袋井市		袋井		5.00 6.20	2.55 2.35	1 2	鉄筋コンクリート, 開 閉 式 , 電 動	袋井市			袋井市農政課 (0538) 44-3167
袋-32	小薮川	向笠新屋 南樋門	磐田市		向笠新屋		1.50	2.00	1	鋼 製 ス ル ー ス , 手 動	磐田市			磐田市農林水産課 (0538) 37-4913
袋-33	小薮川	向笠新屋 北樋門	磐田市		向笠新屋		1.60	2.00	1	鋼 製 , ス ル ー ス , 手 動	磐田市			磐田市農林水産課 (0538) 37-4913
袋-34	敷地川	笠梅樋門	磐田市		笠梅		2.40	2.30	1	ス ル ー ス ゲ ー ト , 電 動 , ス ビ ン ド ル 式	磐田市			磐田市農林水産課 (0538) 37-4913
袋-35	一宮川	大久保水門	周智郡	森町	一宮		3.00	3.00	1	鋼 製 ス ル ー ス , 手 動	森町			森町建設課 (0538) 85-6325
袋-36	一宮川	片瀬水門	周智郡	森町	一宮		2.00	2.50	2	鋼 製 ス ル ー ス , 手 動	森町			森町建設課 (0538) 85-6325
袋-37	三倉川	城下樋門	周智郡	森町	城下		1.00	2.00	2	鋼 製 ス ル ー ス , 手 動	森町			森町建設課 (0538) 85-6325
袋-38	竜洋海岸 竜洋地区排 水路	竜洋水門	磐田市		駒場		5.00	10.0	1	ローラーゲート, 電 動 , ワ イ ヤ ー 式	静岡県	海岸	高潮 津波	(磐田市委託) (0538) 37-4993
※袋-39		港内3号 ゲート	御前崎 市				1.60	21.80		引 戸 式 , 電 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-40		港内9号 ゲート	御前崎 市				1.90	21.70		引 戸 式 , 電 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-41		埠頭1号 ゲート	御前崎 市				1.90	10.00		引 戸 式 , 電 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-42		港内8号 ゲート	御前崎 市				1.60	20.00		引 戸 式 , 電 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-43		港内7号 ゲート	御前崎 市				1.60	20.00		引 戸 式 , 電 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-44		港内6号 ゲート	御前崎 市				1.60	20.00		引 戸 式 , 電 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-45		港内5号 ゲート	御前崎 市				1.60	20.00		引 戸 式 , 電 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-46		港内4号 ゲート	御前崎 市				1.40	12.00		引 戸 式 , 手 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-47		下岬4号 ゲート	御前崎 市				2.20	10.00		引 戸 式 , 電 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
県管理区間 計		47箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-8-3 袋井水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要としない水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
※袋-48	太田川	太田川 陸閘	磐田市		福田		1.90	5.00	1	引戸式ゲート、 手 動	静岡県	河川	津波	袋井土木事務所 (0538) 42-3217
※袋-49		港内10号 ゲート	御前崎市				4.00	18.2		引戸式、電 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎埠頭(株)
※袋-50		下岬1号 ゲート	御前崎市				2.30	8.00		両開式、手 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-51		下岬2号 ゲート	御前崎市				2.30	8.00		両開式、手 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-52		下岬3号 ゲート	御前崎市				2.30	8.02		両開式、手 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎市
※袋-53		マイター ゲート1号	御前崎市							マイター式	静岡県	港湾 海岸	津波	
※袋-54		久々生ゲート	御前崎市				3.00	3.00		引戸式、手 動	静岡県	港湾 海岸	津波	御前崎港管理事務所
県管理区間 計		7箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-9-1 浜松水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
天工-A1	天竜川	鮎釣樋管	浜松市	天竜区	龍山町 大嶺			φ=1.0	1	ス ラ イ ド	国土 交通省	河川	治水	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
天工-B4	天竜川	豊田樋門	浜松市	中央区	白鳥町	2.0	2.3		3	ス ラ イ ド	国土 交通省	河川	治水	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
天工- 要注意 5	天竜川	鹿島第一陸 閘	浜松市	天竜区	二俣町 鹿島	3.5	1.3			銅 製 ス イ ン グ	国土 交通省	河川	治水	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
天工- 要注意 6	天竜川	鹿島第二陸 閘	浜松市	天竜区	二俣町 鹿島	3.5	1.3			銅 製 ス イ ン グ	国土 交通省	河川	治水	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
天工- 要注意 7	天竜川	鹿島第三陸 閘	浜松市	天竜区	二俣町 鹿島	1.5	1.3			銅 製 ス イ ン グ	国土 交通省	河川	治水	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
天工- 要注意 13	天竜川	中瀬陸閘	浜松市	浜名区	中瀬	9.6	1.2			銅 製 横 引	国土 交通省	河川	治水	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053) 466-0118
直轄区間 計		2箇所												

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図(天竜川管内図(下流))と対照する。

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

表. 7-9-2 浜松水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表(操作を必要とする水門等)

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
浜-1	二俣川	阿蔵川 放水路	浜松市	天竜区	二俣町 阿蔵	4.9	2.80	2.25	1	R 4.5 m 標 準 馬 蹄 形 ト ン ネ ル	静岡県			浜松土木事務所 天竜支局 (053) 926-2464
浜-2	気田川	中島樋門	浜松市	天竜区	小川		1.25	1.25	1	鉄 製、手 動、 ス ラ イ ド ゲ ー ト	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-3	気田川	唐井栗樋門	浜松市	天竜区	小川			φ=1.0	1	鉄 製、手 動、 ス ラ イ ド ゲ ー ト	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-4	気田川	松間樋門	浜松市	天竜区	小川		1.25	1.25	1	鉄 製、手 動、 ス ラ イ ド ゲ ー ト	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-5	気田川	金川樋門	浜松市	天竜区	春野町 金川		2.00	1.50	1	鉄 製、手 動、 ス ラ イ ド ゲ ー ト	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
浜-6	気田川	気田水門	浜松市	天竜区	春野町 気田		1.00	1.00	1	ステンレス製 フラップゲート	静岡県	河川	治水	浜松土木事務所 天竜支局 (053) 926-2464
浜-7	気田川	気田西樋門	浜松市	天竜区	春野町 気田		2.25	2.00	1	鉄製、手動、 スライドゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-8	気田川	犬居水門	浜松市	天竜区	春野町 犬居		2.50	2.60	1	鉄製、電動、 スライドゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-9	気田川	松草樋門	浜松市	天竜区	春野町 松草		1.50	1.50	1	鉄製、手動、 スライドゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-10	熊切川	下ノ戸沢 樋門	浜松市	天竜区	春野町 長蔵寺		2.00	2.00	1	鉄製、手動、 スライドゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-11	横山川	横山 第1樋門	浜松市	天竜区	横山町		0.90	1.60	1	鉄製、手動、 スライドゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-12	横山川	横山 第2樋門	浜松市	天竜区	横山町		0.90	1.10	1	鉄製、手動、 スライドゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-13	横山川	唐沢樋門	浜松市	天竜区	横山町		2.50	1.50	1	鉄製、手動、 スライドゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-14	安間川	笠井新田堰	浜松市	中央区	笠井 新田町		1.25	1.25	1	木製、 捲揚、手動	浜松土地 改良区			浜松土地改良区 (053) 428-3893
浜-15	安間川	中郡堰	浜松市	中央区	中郡町		1.0	2.1	2	木製、 捲揚、手動	浜松土地 改良区			浜松土地改良区 (053) 428-3893
浜-16	安間川	上石田堰	浜松市	中央区	上石田町		1.90	1.50	4	木製、 捲揚、手動	浜松土地 改良区			浜松土地改良区 (053) 428-3893
浜-17	馬込川	五島西 排水樋門	浜松市	中央区	江之島町		1.50	1.50	2	鉄製、 手動	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-18	馬込川	下善 排水機場	浜松市	浜名区	下善		φ=0.8	φ=0.8	2	鉄製、 電動	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-19	馬込川	六軒排水 樋門	浜松市	中央区	中田島町		2.50	3.50	2	鉄製、 電動	西南部 土地 改良区			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-20	芳川	排水樋門	浜松市	中央区	参野町		2.00	φ=0.6	1	木製、 手動	浜松市			中央土木整備事務所 (河川・橋梁G) (053) 457-1019
浜-21	芳川	東部 排水機場	浜松市	中央区	寺脇町		1.50	1.50	1	鉄製、 電動	寺脇土地 改良区			浜松土地改良区 (053) 428-3893
浜-22	芳川	寺脇排水機 場排水樋門	浜松市	中央区	寺脇町		2.50	2.50	2	鉄製、 電動	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-23	芳川	西島樋門	浜松市	中央区	江之島町		1.50	2.50	1	鉄製、 手動	東南部 土地 改良区			東南部 土地改良区 (053) 425-7028
浜-24	芳川	江之島21号 排水樋門	浜松市	中央区	江之島町		1.10	1.10	1	鉄製、 手動	東南部 土地 改良区			東南部 土地改良区 (053) 425-7028
浜-25	芳川	江之島18号 排水樋門	浜松市	中央区	江之島町		1.00	1.00	1	鉄製、 手動	東南部 土地 改良区			東南部 土地改良区 (053) 425-7028
浜-26	都田川	西町雨水 幹線樋門	浜松市	中央区	舞阪町 舞阪	20.0	1.50	1.20	1	ステンレス製 捲揚、手動	浜松市			中央土木整備事務所 (西保全G) (053) 597-1129
浜-27	都田川	蜷山樋門	浜松市	中央区	舞阪町 舞阪	7.0	1.20	0.70	1	鉄製、 捲揚、手動	浜松市			中央土木整備事務所 (西保全G) (053) 597-1129
浜-28	都田川	浜第1雨水 渠樋門	浜松市	中央区	舞阪町 舞阪	1.0	1.20	2.00	2	ステンレス製、 捲揚、手動	浜松市			中央土木整備事務所 (西保全G) (053) 597-1129
浜-29	都田川	8号川雨水 幹線樋門	浜松市	中央区	舞阪町 舞阪	8.0	2.20	2.50	1	ステンレス製、 捲揚、動力	浜松市			中央土木整備事務所 (西保全G) (053) 597-1129
浜-30	都田川	瀬戸北部 用水水門	浜松市	浜名区	細江町 中川		1.00	0.90	1	捲揚式	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-31	都田川	瀬戸転倒堰	浜松市	浜名区	細江町 中川	24.5	2.30		2	自動転倒	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-32	都田川	瀬戸南部 用水水門	浜松市	浜名区	細江町 中川		1.00	1.00	1	捲揚式	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	対象 施設	対象 事象	連絡先
			郡市	区町	大字	L	H	W	連					
浜-33	都田川	三和排水 逆水門	浜松市	浜名区	細江町 三和		2.50	4.00	2	鋼 製 捲 揚 , 自 動 式	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-34	都田川	刑部逆水 水門	浜松市	浜名区	細江町 気賀		2.60	5.43	2	鋼 製 捲 揚 , 自 動 式	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-35	都田川	川久保 逆水門	浜松市	浜名区	細江町 中川		0.65	0.63	1	捲 揚 式	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-36	都田川	刑部排水機場 逆水水門	浜松市	浜名区	細江町 気賀		1.60	2.20	2	鋼 製 捲 揚 , 自 動 式	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-37	都田川	祝田 排水機場	浜松市	浜名区	細江町 中川		4.40	2.10	1	鋼 製 捲 揚	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-38	都田川	入出 排水機場	湖西市		内浦		φ=1.0	φ=0.6	2	鉄 電 動	湖西市			吉美3268 (053) 576-1216
浜-39	都田川	内浦 排水樋門	湖西市		内浦		2.25	3.80	2	鋼 製 電 動	湖西市			吉美3268 (053) 576-1216
浜-40	都田川	日の岡 排水機場	湖西市		新所		φ=1.0	φ=1.0	2	鉄 製 電 動	湖西市			吉美3268 (053) 576-1216
浜-41	都田川	川尻 排水樋門	湖西市		吉美		2.80	6.00	3	鉄 製 電 動	湖西市			吉美3268 (053) 576-1216
浜-42	堀留川	堀留川水門	浜松市	中央区	入野町		4.15	14.9	2	電動,ワイヤーロープ式,ステンレス製ローラゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
浜-43	堀留川	大島 逆水樋門	浜松市	中央区	東若林町	6.2	2.00	2.10	2	木 製 捲 揚 , 手 動	西南部 土地 改良区			西南部 土地改良区 (053) 442-8500
浜-44	旧新川	入野富士見 水門	浜松市	中央区	入野町		4.80	12.5	1	鋼製シェル構造 ローラゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-45	新川	新川左2号	浜松市	西区	篠原町		1.00	1.00	1	ラ ッ ク 式	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-46	新川	新川左3号	浜松市	西区	篠原町		1.00	1.00	1	ラ ッ ク 式	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-47	新川	新川左4号	浜松市	西区	篠原町		1.00	1.00	1	ラ ッ ク 式	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-48	新川	新川左5号	浜松市	西区	篠原町		1.25	1.00	1	ラ ッ ク 式	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-49	新川	新川左6号	浜松市	西区	篠原町		1.00	1.00	1	ラ ッ ク 式	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-50	新川	新川左7号	浜松市	西区	篠原町		1.00	1.00	1	ラ ッ ク 式	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-51	新川	新川左8号	浜松市	西区	篠原町		3.00	1.50	1	ラ ッ ク 式 (自重降下型)	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-52	新川	新川左9号	浜松市	西区	篠原町		3.00	1.50	1	ラ ッ ク 式 (自重降下型)	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-53	新川	新川右8号	浜松市	西区	篠原町		1.00	1.00	1	ラ ッ ク 式	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-54	新川	新川右9号	浜松市	西区	篠原町		1.00	1.00	1	ラ ッ ク 式	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-55	新川	芳川左1号	浜松市	中央区	下江町		2.00	2.00	1	ラ ッ ク 式 (自重降下型)	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
※浜-56	気田川	和田之谷 樋門	浜松市	天竜区	領家		1.20	2.40	1	鋼 製 スライドゲート	静岡県	河川	治水	(浜松市委託) —
浜-57	井伊谷川	清水転倒堰	浜松市	浜名区	細江町 広岡	49.0	2.00		1	自 動 転 倒	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-58	井伊谷川	広岡取入 水門	浜松市	浜名区	細江町 広岡		1.00	1.00	1	鋼 製 捲 揚	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
浜-59	井伊谷川	清水取水門	浜松市	浜名区	細江町 小野		1.00	1.00	1	捲 揚 式	浜松市			浜松市農地整備課 (053) 457-2312
県管理区間 計		59箇所												

なお、対象番号は巻末水防計画書附図と対照する。(対象番号欄に※印がある箇所を除く)

対象施設 河川：河川管理施設、海岸：海岸保全施設、港湾：港湾施設、漁港：漁港施設

対象事象 治水、高潮、津波

第 8 表 水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表

表. 8-1 静岡県内の水防倉庫及び水防用資器材一覧表

水 防 区		倉庫数	資 材										
			杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)	ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)
下 田	県 管 轄	1	0	0	5,000	500	5	5	0	0	0	4	2
	市町管轄	27	45	0	9,773	0	13	80	0	218	0	37	11
	計	28	45	0	14,773	500	18	85	0	218	0	41	13
熱 海	県 管 轄	3	430	140	3,850	0	9	175	100	0	0	25	1
	市町管轄	2	0	0	1,800	0	5	45	2	0	0	23	2
	計	5	430	140	5,650	0	14	220	102	0	0	48	3
沼 津	県 管 轄	1	20	0	3,000	317	2	0	0	47	0	3	1
	市町管轄	31	1,394	264	31,667	424	679	421	4	1,719	0	143	79
	計	32	1,414	264	34,667	741	681	421	4	1,766	0	146	80
富 士	県 管 轄	1	69	0	7,500	190	20	0	0	140	0	1	1
	市町管轄	41	875	342	11,720	0	32	323	51	40	0	150	23
	計	42	944	342	19,220	190	52	323	51	180	0	151	24
静 岡	県 管 轄	1	150	0	30,000	200	0	50	0	150	0	7	0
	市町管轄	75	6,501	1,341	83,292	9,274	368	2,830	245	817	5	552	276
	計	76	6,651	1,341	113,292	9,474	368	2,880	245	967	5	559	276
島 田	県 管 轄	2	32	0	20,100	70	0	110	0	32	0	13	7
	市町管轄	43	8,634	791	93,352	5	140	1,597	9,468	537	0	253	82
	計	45	8,666	791	113,452	75	140	1,707	9,468	569	0	266	89
袋 井	県 管 轄	2	405	28	9,410	590	254	500	25	340	1	19	2
	市町管轄	53	11,439	1,896	92,262	2,745	676	3,499	9	608	53	497	249
	計	55	11,844	1,924	101,672	3,335	930	3,999	34	948	54	516	251
浜 松	県 管 轄	2	140	0	7,000	400	5	310	61	0	0	24	0
	市町管轄	36	3,793	2,267	75,100	0	545	1,081	58	114	31	330	210
	計	38	3,933	2,267	82,100	400	550	1,391	119	114	31	354	210
計	県 管 轄	13	1,246	168	85,860	2,267	295	1,150	186	709	1	96	14
	市町管轄	308	32,681	6,901	398,966	12,448	2,458	9,876	9,837	4,053	89	1,985	932
	計	321	33,927	7,069	484,826	14,715	2,753	11,026	10,023	4,762	90	2,081	946

器 材														
ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石 箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
16	11	8	3	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0
361	102	25	66	155	125	13	353	16	28	343	56	45	31	12
377	113	33	69	155	129	13	355	16	28	343	56	45	31	12
93	32	0	56	0	7	10	16	11	0	0	0	3	0	0
59	28	0	20	0	2	1	2	15	0	0	0	0	0	0
152	60	0	76	0	9	11	18	26	0	0	0	3	0	0
59	2	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
441	76	3	100	7	124	34	110	41	96	247	76	58	110	135
500	78	5	108	7	124	36	110	41	96	247	76	58	110	135
9	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
469	11	0	37	20	132	49	137	72	4	247	22	7	0	20
478	12	0	39	20	132	49	137	72	4	247	22	7	0	20
29	20	0	6	0	8	0	7	2	2	5	0	0	0	3
1,131	147	248	152	18	153	58	252	127	47	45	17	24	0	195
1,160	167	248	158	18	161	58	259	129	49	50	17	24	0	198
37	3	39	14	0	7	3	22	1	3	11	5	3	10	5
822	321	871	270	16	170	16	260	66	61	41	1	4	3	165
859	324	910	284	16	177	19	282	67	64	52	6	7	13	170
27	6	81	15	8	12	5	26	6	2	9	4	4	3	6
1,489	405	613	277	75	292	178	411	150	179	195	10	1	143	173
1,516	411	694	292	83	304	183	437	156	181	204	14	5	146	179
53	0	2	28	0	0	4	33	1	1	0	1	0	0	0
816	236	640	166	214	222	58	231	166	56	365	18	28	3	699
869	236	642	194	214	222	62	264	167	57	365	19	28	3	699
323	75	132	132	8	38	24	106	21	8	25	10	10	13	14
5,588	1,326	2,400	1,088	505	1,220	407	1,756	653	471	1,483	200	167	290	1,399
5,911	1,401	2,532	1,220	513	1,258	431	1,862	674	479	1,508	210	177	303	1,413

表. 8-2 水防倉庫及び水防用資器材一覧表（下田水防区）

対象 番号	河 川 海 岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区 町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
1	稲生沢川	下田土木	115.00	下田市		中	静岡県			5,000	500	5	5	
	小 計	1	115.00					0	0	5,000	500	5	5	0
2	大川海岸 大川川	第1分団	45.94	賀茂郡	東伊豆町	大川	東伊豆町			614				
3	熱川海岸 濁川	第3分団	63.34	賀茂郡	東伊豆町	奈良本	東伊豆町			400				
4	片瀬海岸 白田川	第4分団	62.50	賀茂郡	東伊豆町	片瀬	東伊豆町			400				
5	白田海岸 白田川	第9分団	30.10	賀茂郡	東伊豆町	白田	東伊豆町			430				
6	稲取海岸 稲取大川川	第6分団	69.75	賀茂郡	東伊豆町	稲取 (田町)	東伊豆町			877				
7	北川海岸	第2分団	39.82	賀茂郡	東伊豆町	北川	東伊豆町			200				
8	稲取海岸	第5分団	58.70	賀茂郡	東伊豆町	稲取 (入谷・水下)	東伊豆町			530				
9	稲取海岸	第7分団	57.35	賀茂郡	東伊豆町	稲取 (西町)	東伊豆町			600				
10	稲取海岸	第8分団	43.20	賀茂郡	東伊豆町	稲取 (東町)	東伊豆町			432				
11	河津川	第4分団	52.74	賀茂郡	河津町	田中	河津町			100				
12	河津川	第5分団	30.00	賀茂郡	河津町	筏場	河津町			50				
13	河津川	第8分団	52.74	賀茂郡	河津町	下峰	河津町			100				
14	河津川	第3分団	20.00	賀茂郡	河津町	笹原	河津町			50				
15	河津川	第2分団	31.92	賀茂郡	河津町	谷津	河津町			50				
16	見高海岸	第1分団	27.00	賀茂郡	河津町	見高	河津町			50				
17	稲生沢川	稲生沢川	17.82	下田市		立野	下田市			500		2		
18	岩科川	岩科	23.41	賀茂郡	松崎町	金沢	松崎町	45		1,040		10	10	
19	仁科川	第5分団	21.57	賀茂郡	西伊豆町	中	西伊豆町			400			50	
20	仁科川	第6分団	16.00	賀茂郡	西伊豆町	祢宜の畑	西伊豆町			100			10	
21	仁科川	第5分団	10.36	賀茂郡	西伊豆町	一色	西伊豆町			50				
22	田子港	第3分団	110.40	賀茂郡	西伊豆町	田子	西伊豆町			300				
23	仁科川	第4分団	76.83	賀茂郡	西伊豆町	築地	西伊豆町			100				
24	白川川	第6分団	25.80	賀茂郡	西伊豆町	白川	西伊豆町			100			5	
25	本谷川	第6分団	25.80	賀茂郡	西伊豆町	宮ヶ原	西伊豆町			100			5	
26	青野川	南中小防災	6.48	賀茂郡	南伊豆町	上賀茂	南伊豆町			500		1		
27	青野川 前田川	南東小防災	6.48	賀茂郡	南伊豆町	湊	南伊豆町			500				
28	宇久須川	西伊豆町住民 防災センター	33.00	賀茂郡	西伊豆町	宇久須	西伊豆町			1,200				
	小 計	27	1059.05					45	0	9,773	0	13	80	0
	計	28	1174.05					45	0	14,773	500	18	85	0

なお、水防倉庫の位置は巻末水防計画書附図参照

	器										材								
ビニールシート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)	
		4	2	16	11	8	3		4		2								
0	0	4	2	16	11	8	3	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
		2		23	15		3	13	8	2	49		1	42	6	4	2		
		1	5	30	9		2	9	8	3	20		1	35	4	3	2		
		1	1	19	5		1	9	6	1	24		1	36	3	1	2		
		2		21	6		2	21	7	2	22		1	33	6	2	3		
		1	1	29	10			5	5	1	18		1	40	4	1	3		
		1		18	9		1	11	4	1	19		1	23	3	1	2		
		1		20	5			5	4	1	22		1	42	4	3	2		
		2		20	4			4	7	1	26		1	36	4	4	2		
				15	7			2	3		11		1	34	3	1	2		
5				12			6	9	4		11			1	1	1	1	1	
3				12			5	9	6		16			2	2	2		3	
1				17			7	12	2		9			2	1	1	1	2	
1				7			5	4	4		6			1	1	1	1	1	
3				19			5	10	5		5			1	1	1		1	
4				15			5	12	7		9			1	2	1	1	3	
5			3	4					1		15	1	1	2					
64														1				1	
		5		13	2		4		5		4			1					
		4		20	4	7	3	5	5		6	1		1	1	2	1		
		4		4			6		4			3							
		2		3	7	3	2	11		1	7	2	9	2	1	6			
		1		3	3		2				1	1		1					
		1		5	4	10	1		6		13	2	5	1	3	1			
		2		10	2	5	1	3	4		13	2	4	1	2	2	1		
59		5		10	5				5		18	4		2			3		
35		2		12	5		5				9			2			1		
38			1					1	15						4	7	1		
218	0	37	11	361	102	25	66	155	125	13	353	16	28	343	56	45	31	12	
218	0	41	13	377	113	33	69	155	129	13	355	16	28	343	56	45	31	12	

表. 8-3 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(熱海水防区)

対象 番号	河川海岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
1	初川外	伊豆山	112.40	熱海市		伊豆山	静岡県	300	110	1,600		6	75	60
2	伊東大川外	城ノ平	112.40	伊東市		荻	静岡県	130	30	1,000		2	100	40
3	上多賀大川外	熱海土木	104.50	熱海市		水口町	静岡県			1,250		1		
	小 計	3	329.30					430	140	3,850	0	9	175	100
4	伊東大川 寺田川	吉田	19.00	伊東市		吉田	伊東市			800		5	40	2
5	糸川・熱海 海岸外2	都市整備課 倉庫	32.40	熱海市		西熱海町 二丁目	熱海市			1,000			5	
	小 計	2	51.40					0	0	1,800	0	5	45	2
	計	5	380.70					430	140	5,650	0	14	220	102

なお、水防倉庫の位置は巻末水防計画書附図参照

	器										材							
ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
		10		30	15		51		2	2	3	3						
		10		33	17		2		2	5	2	3						
		5	1	30			3		3	3	11	5				3		
0	0	25	1	93	32	0	56	0	7	10	16	11	0	0	0	3	0	0
		21		53	26		18					13						
		2	2	6	2		2		2	1	2	2						
0	0	23	2	59	28	0	20	0	2	1	2	15	0	0	0	0	0	0
0	0	48	3	152	60	0	76	0	9	11	18	26	0	0	0	3	0	0

表.8-4 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(沼津水防区)

対象 番号	河 川 海 岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
1	狩 野 川	沼津土木	36.50	沼 津 市		高島本町	静 岡 県	20		3,000	317	2		
	小 計	1	36.50					20	0	3,000	317	2	0	0
2	狩野川外2	青 羽 根	34.28	伊 豆 市		青 羽 根	伊 豆 市	20		1,000		5	5	
3	修 善 寺 川	第 1 分団	116.22	伊 豆 市		修 善 寺	伊 豆 市			380		20		
4	戸 田 大 川	中上防災 センター	15.17	沼 津 市		戸 田	沼 津 市	350						
5	八木沢大川 小池浜海岸	伊 豆 市 土肥支所	8.60	伊 豆 市		土 肥	伊 豆 市			40		10		
6	地藏堂川 外 1	中伊豆支所 防災庫	33.00	伊 豆 市		八 幡	伊 豆 市	50		2,200			5	
7	深 沢 川	伊豆の国市 大仁支所	30.25	伊豆の国 市		田 京	伊豆の国 市	150		400		50	100	
8	狩 野 川	伊豆の国市 市役所	9.72	伊豆の国 市		長 岡	伊豆の国 市			500		6	1	
9	狩 野 川	古 奈	8.10	伊豆の国 市		古 奈	伊豆の国 市	350		360		15	10	
10	狩 野 川	小 坂	14.58	伊豆の国 市		小 坂	伊豆の国 市	40		150			20	
11	来 光 川	函南町役場	38.88	田 方 郡	函 南 町	平 井	函 南 町		127	1,110		24		
12	狩 野 川	川の駅水防多 目的センター	12.80	田 方 郡	函 南 町	塚 本	函 南 町	20		750		20		
13	大 場 川	北 沢	4.46	三 島 市		北 沢	三 島 市	55		600		3	32.5	
14	狩 野 川	御 園	3.96	三 島 市		御 園	三 島 市	30		500		6	32.5	
15	狩 野 川 境 川	長 伏	3.96	三 島 市		長 伏	三 島 市	55		800		6	32.5	
16	夏 梅 木 川	夏 梅 木	3.96	三 島 市		夏 梅 木	三 島 市	30		900		6	22.5	
17	徳 倉 宮 川	徳 倉	3.96	三 島 市		徳 倉	三 島 市	19		1,500			40.0	
18	鮎 沢 川 野 沢 川	小山町役場	166.65	駿 東 郡	小 山 町	小 山	小 山 町		50	12,000	24	20		
19	鮎 沢 川	竹 之 下	37.56	駿 東 郡	小 山 町	竹 之 下	小 山 町			2,400	70	6		
20	大 場 川	東分団平松	133.66	裾 野 市		平 松	裾 野 市			450	30	15		2
21	黄 瀬 川	西 分 団	141.70	裾 野 市		佐 野	裾 野 市			280		23		
22	黄 瀬 川 泉 川	東分団茶畑	129.78	裾 野 市		茶 畑	裾 野 市			400		14		2
23	黄 瀬 川	深良分団	124.32	裾 野 市		深 良	裾 野 市			162				
24	佐 野 川	富岡分団	131.04	裾 野 市		御 宿	裾 野 市			400		36		
25	佐 野 川	須山分団	118.82	裾 野 市		須 山	裾 野 市			435		223		
26	黄 瀬 川 桃 沢 川	上土狩 防災倉庫	29.53	駿 東 郡	長 泉 町	上 土 狩	長 泉 町							
27	黄 瀬 川 桃 沢 川	第 3 分団	4.00	駿 東 郡	長 泉 町	本 宿	長 泉 町							
28	狩 野 川 黄瀬川・境川	清水町役場	56.65	駿 東 郡	清 水 町	堂 庭	清 水 町	65	57	950	300	171	100	
29	狩 野 川	第 3 分団	18.90	駿 東 郡	清 水 町	徳 倉	清 水 町	100					20	
30	黄 瀬 川	消 防 署	9.60	御 殿 場 市		東 田 中	御 殿 場 市			3,000				
31	狩 野 川	香 貫	12.00	沼 津 市		中 原 町	沼 津 市	60	30					
32	駒 瀬 川 外	旧西分署	14.85	沼 津 市		東 椎 路	沼 津 市							
	小 計	31	1470.96					1,394	264	31,667	424	679	421	4
	計	32	1507.46					1,414	264	34,667	741	681	421	4

なお、水防倉庫の位置は巻末水防計画書附図参照

	器										材								
ビニールシート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)	
47		3	1	59	2	2	8			2									
47	0	3	1	59	2	2	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
2		11		6	6		4			1				2	2	1	2		
2		6		18	20		3	4	4	6	19	2		5	6	5			
														16	1	10			
8		3	3	7					8	2	2	1		13	5	5	15		
2		2		10			5		1		2	1		5		1	2		
		5		30	5		3		5	2	5	5		8		3	25	10	
10		1	1	8	2		3		3	1		3	3	8	1	3	3		
		1		10			2		2		2							2	
4		1		8	2		1							1				3	
22		4		26			7		7		9		8	44	34	2	27		
10		6		10			6		6					5		10		3	
		4		10							2								
		4		10			1				2								
		4		10							2								
		7		7							8								
		4		9							2								
71		30		49	26		30		6		2	5	4	8	1				
40		5	3	10	5		5		5			1	5	2		2			
3		2	6	11			1		3	1		1	7	20	2	1		13	
		1	7	15			3		11	2		2	10	12	5	1		23	
6		1	6	7			1		3	1			6	17	2	1		13	
		1	3	7			2		4	1	7	1	5	11	1	1		12	
		1	7	20	4				10	3	1	7	15	7	7	1		32	
		2	9	13	1		4		10	1	13	4	7	11	3	1		13	
		5	9	20					5					5			15		
30				20									16					8	
1,130		8	10	75	1	2	10	3	18	8	15	5	3	9			20	2	
159		4	10	10	1	1	5		5		8		4		1			1	
200																			
20		20	5	5	3		4		8	5	9	3	3	38	5	10	1		
1,719	0	143	79	441	76	3	100	7	124	34	110	41	96	247	76	58	110	135	
1,766	0	146	80	500	78	5	108	7	124	36	110	41	96	247	76	58	110	135	

表. 8-5 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(富士水防区)

対象 番号	河 川 海 岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
1	富 士 海 岸	富士土木	51.80	富 士 市		本 市 場	静 岡 県	69		7,500	190	20		
	小 計	1	51.80					69	0	7,500	190	20	0	0
2	潤 井 川 芝 川	中央消防署	9.00	富士宮市		源道寺町	富士宮市			1,000		2	25	
3	潤 井 川 芝 川	中央消防署 東 分 署	3.00	富士宮市		栗 倉	富士宮市			400		2		
4	潤 井 川 芝 川	西 消 防 署	3.00	富士宮市		宮 原	富士宮市			400		2	25	
5	潤 井 川 芝 川	西 消 防 署 北 分 署	3.00	富士宮市		上 井 出	富士宮市			400		2	25	
6	潤 井 川 芝 川	西 消 防 署 上 野 分 署	3.00	富士宮市		下 条	富士宮市			400		2	25	
7	潤 井 川	精 進 川	52.30	富士宮市		精 進 川	富士宮市	100		500		2	25	
8	潤 井 川	上 井 出	16.52	富士宮市		上 井 出	富士宮市	100		500		2	25	
9	潤 井 川	淀 師	21.06	富士宮市		穂 波 町	富士宮市	100		500		2	25	
10	芝 川	柚 野	33.00	富士宮市		柚 野	富士宮市			400			20	
11	稲 子 川	稲 子	36.00	富士宮市		上 稲 子	富士宮市			400			20	
12	境 川	内 房 第 1	41.00	富士宮市		内 房	富士宮市			400			20	
13	稲 瀬 川	内 房 第 2	38.00	富士宮市		内 房	富士宮市			400			20	
14	富 士 川 芝 川	長 貴 ・ 羽 鮒	63.00	富士宮市		長 貴	富士宮市			400			20	
15	富 士 川 芝 川	芝 川 分 署	9.00	富士宮市		長 貴	富士宮市			400		2	25	
16	芝 川	芝川出張所 (芝川会館)	14.00	富士宮市		長 貴	富士宮市		180	400				
17	芝 川	スポーツ広 場	14.00	富士宮市		西 山	富士宮市							
18	富 士 川	富士川第 1	33.10	富 士 市		松 岡	富 士 市	29		300				
19	富 士 川	富士川第 2	10.50	富 士 市		松 岡	富 士 市			500				
20	富 士 川	岩 淵	67.00	富 士 市		岩 淵	富 士 市	16	50	600		1	2	
21	潤 井 川	鷹 岡 第 1	12.39	富 士 市		入 山 瀬	富 士 市		12	130		2	3	
22	鷹 岡 吉 原 用 水 路	鷹 岡 第 2	7.28	富 士 市		天 間	富 士 市	80						
23	潤 井 川	潤井川左岸 第 1	9.31	富 士 市		弥生新田	富 士 市			200				
24	小 潤 井 川	潤井川左岸 第 2	24.00	富 士 市		香 西	富 士 市	55	19					
25	潤 井 川	潤井川左岸 第 3	11.76	富 士 市		高 島 町	富 士 市							
26	小 潤 井 川	潤井川左岸 第 4	10.47	富 士 市		青 島	富 士 市	22		100				
27	潤 井 川	富士市役所	50.60	富 士 市		前 田	富 士 市	21		1,000				38
28	潤 井 川	潤井川右岸 第 1	12.15	富 士 市		岩 本	富 士 市							
29	潤 井 川	潤井川右岸 第 2	12.42	富 士 市		松 本	富 士 市	52						9
30	潤 井 川	潤井川右岸 第 3	14.87	富 士 市		五 味 島	富 士 市			400		1		3

	器										材								
ビニールシート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ベンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)	
140		1	1	9	1		2												
140	0	1	1	9	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4		10	2		2	6	4	2	5	3							
		2		5	1		1		3		3	2							
		5		10	2		2	6	5	2	5	3	1	1					
		2		10	1		1	6	3	1	3	2		1					
		3		5	1		1		3		3	2							
		2		10	1		1	1	4		3	1	1						
		2		10	1		1	1	4		3	1	1						
		2		10	1		1		4		4	1	1						
		5		6			2		5	1	5	1		3					
		5		5			2		5	1	5	1		3					
		5		6			2		5	1	5	1		3					
		5		7			2		5	1	5	1		3					
		5		10			2		5	1	5	1		3					
		6		10	1		2		2		3	2							
		10		10			10		10					5					
											4			2					
1		2		10							1	6							
		5		22					6		4			12	2				
5		7	5	23			2		2		7			6	2				
5		4	1	18						2	3			16	2				
											3	1							
2		3		10					2	2	1	2		2				5	
2		2		21					2	2	1	2		3	1				
		5		15					1	2	1	2							
1		2		17			2		5	2	4	3		27	1				
5		2		2												2			
		1		17															
3		11	2	34					13	11	5	13		5	2			9	

対象 番号	河 川 海 岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
31	潤 井 川	潤井川右岸 第 4	14.91	富 士 市		蓼 原	富 士 市							
32	潤 井 川	潤井川右岸 第 5	12.78	富 士 市		蓼 原	富 士 市							
33	春 山 川	浮 島	11.56	富 士 市		西 船 津	富 士 市	5	9	200		3	2	
34	須 津 川	須津第 1	15.00	富 士 市		中 里	富 士 市		6			1	4	
35	赤 淵 川	須津第 2	20.65	富 士 市		富 士 岡	富 士 市	120						1
36	赤 淵 川	吉 永	37.18	富 士 市		比 奈	富 士 市	90	27	200		2	4	
37	沼 川 ・ 富 士 海 岸	元 吉 原	10.47	富 士 市		今 井	富 士 市	25		200			3	
38	滝 川	原田第 1	12.78	富 士 市		原 田	富 士 市		6			2		
39	松 原 川	原田第 2	17.20	富 士 市		宇東川東 町	富 士 市			400				
40	富 士 早 川 ・ 下 堀	田子浦第 1	11.37	富 士 市		中 丸	富 士 市	15		400		1	4	
41	富 士 海 岸	田子浦第 2	10.47	富 士 市		前田新田	富 士 市	45	33	50		1		
42	富 士 川	松 野	8.02	富 士 市		南松野	富 士 市			140			1	
	小 計	41	817.12					875	342	11,720	0	32	323	51
	計	42	868.92					944	342	19,220	190	52	323	51

なお、水防倉庫の位置は巻末水防計画書附図参照

	器										材							
ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
		1		10														
		5	3	9						1	7							
4		3	2	18					5	2	9	4		30	2	2		2
2		9	4	26					8	5	7	5		19	2	1		2
2		5	1	15					3	1	5	3		24	2			
1		5	1	15					3	2	5	1		8	2	1		
2		5	1	16					3	1	4	3		36	1			
1		1	1	10			1		5	1	2			25	1			
2		3	1	21					4	2	4	5		5	2	1		1
1		3	1	11					3	3	3			3				1
1		3		5										2				
40	0	150	23	469	11	0	37	20	132	49	137	72	4	247	22	7	0	20
180	0	151	24	478	12	0	39	20	132	49	137	72	4	247	22	7	0	20

表. 8-6 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(静岡水防区)

対象 番号	河川海岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
1	安倍川外	静岡土木	40.00	静岡市	駿河区	有明	静岡県	150		30,000	200		50	
	小 計	1	40.00					150	0	30,000	200	0	50	0
2	富士川	蒲原新田	33.00	静岡市	清水区	蒲原	静岡市	100		6,650				
3	山切川	山切	5.20	静岡市	清水区	山切	静岡市	160	20	1,000		6	50	
4	興津川	茂野島	5.00	静岡市	清水区	茂野島	静岡市	150	20	1,180		5	50	
5	庵原川	伊佐布	9.90	静岡市	清水区	伊佐布	静岡市	100	20	1,000		9	50	
6	山原川	下野	9.90	静岡市	清水区	下野	静岡市	78	20	1,700		9	50	
7	庵原川	上嶺	9.90	静岡市	清水区	袖師	静岡市	300	40	2,050		20	50	
8	興津川	興津東	12.00	静岡市	清水区	興津東	静岡市	100	26	1,000		7	50	
9	興津川	和田島	5.00	静岡市	清水区	和田島	静岡市	70	20	1,000		6	50	
10	興津川	西里	6.60	静岡市	清水区	西里	静岡市	200	20	1,000		7	60	
11	興津川	大平	9.90	静岡市	清水区	大平	静岡市	200	20	1,000		12	50	
12	常念川	第5分団	193.00	静岡市	清水区	村松	静岡市	100	20	1,000		5	50	
13	上見川	第6分団	167.00	静岡市	清水区	駒越	静岡市	75	20	1,000		11	50	
14	草薙川	第13分団	142.00	静岡市	清水区	草薙	静岡市	90	20	1,000		8	50	
15	大橋川	緑が丘	9.90	静岡市	清水区	村松	静岡市	100	20	1,013		15	50	
16	巴川	第12分団	9.90	静岡市	清水区	吉川	静岡市	180	20	1,000		7	50	
17	巴川	松井町	9.90	静岡市	清水区	松井町	静岡市	130	20	1,000		13	50	
18	巴川	浜田	9.90	静岡市	清水区	浜田	静岡市	50	20	1,000			100	
19	大沢川	船原町	9.90	静岡市	清水区	船原一丁目	静岡市	80	20	1,000		15	50	
20	塩田川	高部	9.90	静岡市	清水区	押切	静岡市	100	20	1,000		7	50	
21	中河内川	中河内	9.90	静岡市	清水区	小川	静岡市	100	20	1,500		5	50	
22	興津川	河内	9.90	静岡市	清水区	河内	静岡市	200	20	2,000		5	50	
23	中河内川	板井沢	9.90	静岡市	清水区	板井沢	静岡市	200	20	1,000		6	50	
24	長尾川	長尾川第2	10.45	静岡市	葵区	南瀬名町	静岡市			141	0			
25	長尾川	瀬名	33.67	静岡市	葵区	瀬名一丁目	静岡市	235	58	0				10
26	長尾川	川合	20.35	静岡市	葵区	川合三丁目	静岡市	520	2	2,950		2	3	
27	安倍川	牛妻	33.05	静岡市	葵区	牛妻	静岡市	100		1,500	300	10		

	器 材																	
ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
150		7		29	20		6		8		7	2	2	5				3
150	0	7	0	29	20	0	6	0	8	0	7	2	2	5	0	0	0	3
200		10	6	51	10	1	11		3	5	6	3	6	1				
22		12	6	11		5	4		4		10	2	1					2
4		18	8	15	5	2	5		3		4	2	1					2
3		9	4	10		4	2		2		4	2	1					2
3		10	4	10		2	4		2		4	2	1					2
3		19	10	18		13	5	4	6		10	3	2	7				2
3		11	5	10		3	4		2		4	3	1					2
3		11	4	15		2	3		3	2	4	2	1					2
3		10	6	15	1	2	2		2		4	2	1					2
3		11	4	10	3	2	2		2		4	2	1					2
3		2	4	10		3	2		6		4	2	1					2
3		19	4	14	5	2	2		2	2	4	2	1					2
3		8	4	11	3	2	5	2	2	1	4	2	1					2
3		18	6	16		4	4		4	1	4	4	1					2
3		8	6	12	2	5	6	1	2		6	2	2					7
3		23	4	15		2	2		2	1	4	2	1					2
3		3		10			2					2						
3		10	4	11	4	2	4	2	2		11	2	1					2
3		10	4	10	5	2	2		2	1	4	2	1					2
4		14	5	12	2	2	6		2		4	2	1					2
5		16	6	12	3	4	2	4	3	1	5	2	4					2
6		9	4	10		2	4		2		4	2	1					2
5		2	1	15	2	1					11	2						
37		5	11	17	12	13	3		2	1								
2		13	0	3			2		1		1							21
10		6	2	18	1	3			2	1	2			4	1	2		

対象 番号	河 川 海 岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
28	安 倍 川	門 屋	32.40	静 岡 市	葵 区	門 屋	静 岡 市	40		1,000			600	20
29	安 倍 川	下	21.28	静 岡 市	葵 区	下	静 岡 市	45		200		2		
30	安 倍 川	福田ヶ谷	34.96	静 岡 市	葵 区	福田ヶ谷	静 岡 市	100		400				2
31	安 倍 川	松 富	34.95	静 岡 市	葵 区	松富上組	静 岡 市	44		500			1	
32	安 倍 川	与 一	39.66	静 岡 市	葵 区	与 一 五 丁 目	静 岡 市	20		500			20	
33	安 倍 川	伝馬町新田	34.15	静 岡 市	葵 区	新 伝 馬 三 丁 目	静 岡 市	8	7	100		1	1	
34	安 倍 川	柳 町	33.05	静 岡 市	葵 区	柳 町	静 岡 市	7		80				
35		田町本部 第 4	33.05	静 岡 市	葵 区	田 町 二 丁 目	静 岡 市	77	1	200				
36	安 倍 川	弥 勒	33.67	静 岡 市	葵 区	弥 勒 二 丁 目	静 岡 市	122		3,800		6	5	40
37	安 倍 川	中 原	33.05	静 岡 市	駿 河 区	西 中 原 二 丁 目	静 岡 市	50		60	40	2		
38	安 倍 川	中野新田	33.67	静 岡 市	駿 河 区	中 島	静 岡 市	120			8,000			
39	安 倍 川	中 島	33.05	静 岡 市	駿 河 区	中 島	静 岡 市	95	1	1,000				
40	安 倍 川	東 名	31.08	静 岡 市	駿 河 区	中 島	静 岡 市							
41	安 倍 川	油 山	32.40	静 岡 市	葵 区	油 山	静 岡 市	300	10	200		1	1	35
42		中島本部 第 1	58.96	静 岡 市	駿 河 区	中 島	静 岡 市					100		
43	足 久 保 川	足久保口組	33.67	静 岡 市	葵 区	足久保口組 (八十岡)	静 岡 市	71	12	1,000	600	2	4	1
44	足 久 保 川	足 久 保 第 2	10.45	静 岡 市	葵 区	足久保奥組 (栗島)	静 岡 市	26	5	1,000		1	50	1
45	足 久 保 川	足久保奥組	21.28	静 岡 市	葵 区	足久保奥組 (谷沢)	静 岡 市	50	5	500			50	
46	丸 子 川	丸子第 1	35.05	静 岡 市	駿 河 区	広 野 二 丁 目	静 岡 市	2	80	51	34	10	6	6
47	丸 子 川	丸子第 2	33.67	静 岡 市	駿 河 区	丸 子 六 丁 目	静 岡 市	20	11	1,000				
48	丸 子 川	丸子柳橋	21.05	静 岡 市	駿 河 区	丸 子 七 丁 目	静 岡 市	12			300		70	
49	丸 子 川	青 木	21.28	静 岡 市	駿 河 区	青 木	静 岡 市	75	11	2,500			30	
50	藁 科 川	藁 科 川	34.96	静 岡 市	葵 区	羽 鳥	静 岡 市	100	12	2,100		1		7
51	藁 科 川	吉 津	33.67	静 岡 市	葵 区	吉 津	静 岡 市	68		8,500		3		5
52	藁 科 川	大 原	34.15	静 岡 市	葵 区	大 原	静 岡 市	57	13	250		3	5	1
53	藁 科 川	新 間	20.35	静 岡 市	葵 区	新 間	静 岡 市	54		2,000				
54	藁 科 川	奈良間	10.45	静 岡 市	葵 区	奈良間	静 岡 市	45		647				26
55	藁 科 川	小瀬戸	10.45	静 岡 市	葵 区	小瀬戸	静 岡 市	35	2	200		6		2
56	藁 科 川	羽 鳥	6.72	静 岡 市	葵 区	羽 鳥	静 岡 市	15		100		1		
57	藁 科 川	富 沢	21.28	静 岡 市	葵 区	富 沢	静 岡 市	12						
58	藁 科 川	谷 津	21.28	静 岡 市	葵 区	谷 津	静 岡 市	30		700			4	
59	藁 科 川	富厚里	20.35	静 岡 市	葵 区	富厚里	静 岡 市	90	1					5
60	藁 科 川	牧ヶ谷	17.05	静 岡 市	葵 区	牧ヶ谷	静 岡 市	70	2	400		2	3	3
61	安 倍 川	足 久 保	20.35	静 岡 市	葵 区	足久保口 組	静 岡 市	12		110				
62	安 倍 川	安 倍 口	33.00	静 岡 市	葵 区	安倍口団 地	静 岡 市	27	14	150				

	器										材							
ビニールシート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
16		10	2	13			1			2								
20		11	1	18			1		1	2	5	2						0
		2	2	13			1											
4			1	17			2		1									
10		3	2	10	3		2		2	1	2	2						
		4		13					1	1		2			1			
6				4														
8		4	2	11			2								1	1		
10		1		5			1		2	1	3							
		3		15	5	20	2		3	3	3	3						
10		1		5	5		1			2	3	3						
7		9	1	17	1	11	1		4	3	3						1	
12														2			1	
4		7	1	9	1	3			1	2	3		1	1	2	2		37
4	3	5	5	26	7	20			3		10	3	3	1	2	3		30
		3	1	4			1		1			1						
		6	3	9	3		1	2	3									
1			5	52	9	4	1		5	2	5	3		3			1	
7		13	2	44			1				13	1		2	2			
2		8		26										2				
12		8	1	10			1		2		4			2	1	1		1
31		12	7	45	2	15	1	3	7		7	1	2	3	1	1		10
15		7	12						2	1	3	3						
11		12	10	16	5	2	4							1	1			
		11	1	35		6	2		5					1				
5		6	2	8		5	3							1		1		
2		13	1	28		1	2		2			3		2	1	1		
2		4	1	14	4		1			1	17	4				1		3
5		10	1	11	4	1	1		2	1	3			4	1			
14		2		9										2				
		7		19		2	2		2					3		2		22
13		3	1	6		7	4		3	2	3			1	1			13
9		1		5	4	9			1		2		1		1	2		
9			1	4					2		4	2	1	1				

対象 番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
63	安 倍 川	遠藤新田	33.63	静岡市	葵 区	遠藤新田	静岡市	1	5	1,400			1	
64	安 倍 川	慈悲尾	33.05	静岡市	葵 区	慈悲尾	静岡市	20		10		2	2	
65	安 倍 川	山 崎	34.96	静岡市	葵 区	山 崎 二 丁 目	静岡市	195	257	3,100		2	186	12
66	安 倍 川	向敷地 第 1	33.67	静岡市	駿河区	向敷地	静岡市	64		1,600		3	3	10
67	安 倍 川	手 越	34.96	静岡市	駿河区	手 越	静岡市	60		5,000			2	
68	安 倍 川	東新田	34.96	静岡市	駿河区	東新田 二 丁 目	静岡市	100		500		18	120	50
69	安 倍 川	下川原	39.66	静岡市	駿河区	下川原 四 丁 目	静岡市	20		550				
70	水見色川	水見色	21.28	静岡市	葵 区	水見色	静岡市	25	2				3	
71	巴 川	能 島	7.12	静岡市	清水区	能 島	静岡市	50	20	1,000			50	
72	巴 川	堀 込	7.12	静岡市	清水区	堀 込	静岡市	50	20	1,000			50	
73	巴 川	道路維持課 分 室	7.12	静岡市	清水区	江尻台町	静岡市	30	20	1,000		10	50	
74	大 沢 川	大 坪	7.12	静岡市	清水区	大 坪	静岡市	50	20	1,000			50	
75	丸 子 川	丸 子 川	31.07	静岡市	駿河区	丸 子 七 丁 目	静岡市	7	4	200			350	
76	安 倍 川	与一本部 第 2	54.60	静岡市	葵 区	与 一 六 丁 目	静岡市	212	300	2,000		2		9
	小 計	75	2155.23					6,501	1,341	83,292	9,274	368	2,830	245
	計	76	2195.23					6,651	1,341	113,292	9,474	368	2,880	245

なお、水防倉庫の位置は巻末水防計画書附図参照

	器								材									
ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
16		4	5	10	3	9			8		10	6	5	1	1	4		
		1		3								1						
60	2	14	20	22	15	3	8		13	3	2	3						
4		8	1	2	1					2								
		4	1	6					1									
2		4		2					2	2	3	3						
2		2		2					1	2	2	2						7
		6	1	18			1		2									
3		3	1	10		2	2				4	2	1					2
3		3	4	10		2	2				4	2	1					2
3		6	12	10		2	10		3		7	5	1					2
3		3		10			2					2						
4		4	11	6		9			3	9	3	7						
125		17	32	138	17	32			2		2	10						
817	5	552	276	1,131	147	248	152	18	153	58	252	127	47	45	17	24	0	195
967	5	559	276	1,160	167	248	158	18	161	58	259	129	49	50	17	24	0	198

表. 8-7 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(島田水防区)

対象 番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
1	大井川外	島田土木	246.84	島田市		道悦	静岡県	32		20,000	70		100	
2	大井川外	川根支所	115.44	島田市		川根町 家山	静岡県			100			10	
	小計	2	362.28					32	0	20,100	70	0	110	0
3	大井川	神座	33.00	島田市		神座	島田市	130		1,200		20	70	50
4	大井川	高島	33.00	島田市		高島町	島田市	50	70	2,000		20	100	100
5	大井川	善左衛門	33.99	藤枝市		五平	藤枝市	50		2,000		2	10	42
6	大井川	大井川水防 センター	234.00	焼津市		中島	焼津市	150	200	4,000			70	300
7	大井川外	金谷	18.73	島田市		牛尾	島田市	10	11	1,000		50	50	
8	大井川	下泉	33.00	榛原郡	川根本町	下泉	川根本町	95		1,060			50	
9	大井川	上長尾	33.00	榛原郡	川根本町	上長尾	川根本町	102		1,060			40	
10	大井川	徳山	33.00	榛原郡	川根本町	徳山	川根本町			600			50	
11	大井川 家山川	家山 (本部)	58.30	島田市		川根町 家山	島田市	516		3,000			296	18
12	家山川	塩本	14.50	島田市		川根町 家山	島田市	60		500			40	
13	大井川 上手川	抜里	9.90	島田市		川根町 抜里	島田市	50		600			50	
14	大井川 身成川	渡島	9.90	島田市		川根町 身成	島田市	70		200			10	9
15	大井川 大宮沢	葛籠	9.90	島田市		川根町 葛籠	島田市							
16	大井川	川根本町 役場	120.00	榛原郡	川根本町	千頭	川根本町			600				
17	身成川	上河内	36.00	島田市		川根町 笹間下	島田市	200		1,550			80	
18	笹間の 外沢	出本	9.90	島田市		川根町 笹間上	島田市	90		200			10	
19	大久保川	大久保	21.94	藤枝市		瀬戸ノ谷	藤枝市	100		1,400			6	49
20	瀬戸川	八楠	33.05	焼津市		八楠	焼津市	490	150	10,800			20	
21	瀬戸川	小土	19.44	焼津市		小土	焼津市	130	25	2,600			10	
22	瀬戸川	本郷	33.99	藤枝市		本郷	藤枝市	850		3,150		3	4	1,000
23	瀬戸川	茶町	34.67	藤枝市		茶町 二丁目	藤枝市	250		800		3	5	1,600
24	瀬戸川	稲川	19.44	藤枝市		稲川	藤枝市	500		3,000		4	50	
25	瀬戸川	宮原	31.59	藤枝市		宮原	藤枝市	500		3,000		3	5	850
26	瀬戸川	中里	32.39	藤枝市		瀬戸ノ谷	藤枝市	97		2,832			2	1,000
27	瀬戸川	志太	33.05	藤枝市		志太 四丁目	藤枝市	500		3,000		2	25	1,000

	器										材								
ビニールシート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)	
30		5	4	31	2	33	9		1	3	7		3	10	5	3	10	5	
2		8	3	6	1	6	5		6		15	1		1					
32	0	13	7	37	3	39	14	0	7	3	22	1	3	11	5	3	10	5	
4		7	5	20		23	10	10	5		6	3		5					
20		8	19	77	16	21	2			3	2	10							
3		4		10	5	10	10	5	3		10			6					
30		10	3	180	40	140	30		20	5	23	12		15				160	
		7	1	12	10	12	14		14	1	13	7		1					
		1		14		29						2							
		2		15		15					55	2							
		4	2	23		58	5				15	2							
20		7		16	7	52	15				47	2		3					
		3		12	16	20	3		2			5					1		
						24				1									
		6		22	19	50	4		2			2							
		3		7		7	6		14					6				5	
		4		10	16	24			9			5		4			2		
		8		8	6	15	1				7								
3		5		17	6	9	5		4		4								
18		15	8	78	8	80	14		14	2	11	6							
2		1		35	9	25	6		2	1	3	1							
2		6	1	6	5	11	5		5		5		2						
1		7	2	4	3	10	4						1						
5		20		21	15	30	22						5						
2		5		5	5	10	5		5		5		2						
2		7	2	10	5	13	8		11		4								
2		8	1	8	5	10	5		5		5		2						

対象 番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管 理 者	資材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
28	瀬戸川	築地	29.81	藤枝市		築地	藤枝市	500		3,000		3	30	1,000
29	朝比奈川	中里	33.05	焼津市		中里	焼津市	180	10	1,100			10	
30	朝比奈川	横内	42.80	藤枝市		横内	藤枝市	170		1,200			5	
31	朝比奈川	小園	19.87	藤枝市		岡部町 宮島	藤枝市	19		3,800		2	10	
32	朝比奈川	殿	19.87	藤枝市		岡部町 殿	藤枝市	97		3,800		2	100	
33	朝比奈川	村良	19.87	藤枝市		岡部町 村良	藤枝市	100		3,200		2	10	
34	葉梨川	上当間	33.99	藤枝市		上当間	藤枝市	200		5,050			150	
35	葉梨川	葉梨	29.81	藤枝市		下之郷	藤枝市	400		3,650		3	25	1,150
36	朝比奈川	内谷	19.87	藤枝市		岡部町 内谷	藤枝市	40		3,100		2	10	
37	谷稲葉川	谷稲葉	29.81	藤枝市		谷稲葉	藤枝市	400		3,100		2	10	
38	滝沢川	滝沢	29.81	藤枝市		滝沢	藤枝市	330		2,400			4	1,300
39	石脇川 高草川	石脇	34.20	焼津市		石脇	焼津市	210	75	2,600			10	
40	東光寺谷川	青南町	13.84	藤枝市		青南町 五丁目	藤枝市	428		1,600		3		
41	大井川	住吉	30.00	榛原郡	吉田町	住吉	吉田町		250	2,000		10	150	
42	大井川	吉田町水防 センター	26.87	榛原郡	吉田町	川尻	吉田町			300		2		
43	坂口谷川	坂部	22.00	牧之原市		坂部	牧之原市	200		800				
44	勝間田川	中	22.00	牧之原市		中	牧之原市	320		900		2		
45	萩間川	牧之原市役所 相良庁舎	86.01	牧之原市		相良	牧之原市	50		1,600	5		20	
	小計	43	1523.16					8,634	791	93,352	5	140	1,597	9,468
	計	45	1885.44					8,666	791	113,452	75	140	1,707	9,468

なお、水防倉庫の位置は巻末水防計画書附図参照

	器										材							
ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
2		5	1	5	4	9	5		4		4		2					
		5		40	10	10	6		4	1	4	1						
2		5	2	6	9	30	5		5		5		2					
3		9	2	17	4	10	5		1		1		2					
3		8	1	13	10	10	5											
13		12	4	24	4	10	7		4		4		4					
2		4	1	5	5	9	4		3		5		2					
2		5	1	5	5	10	5		5		5		2					
4		8	2	5	4	10	4		5				2					
4		8	2	5	4	10	4		5			1	2					
1		10	10	10	3	10	6		3		3		11					
2		5		3	5	30	6		1	2	1	2						
2		5	1	7	5	10	5		5		5		1					
270		10	5	37	50		24		7			1	18			3		
100															1	1		
		1		2			1											
				12			3											
13		5	6	16	3	5	1	1	3		8	2	1	1				
537	0	253	82	822	321	871	270	16	170	16	260	66	61	41	1	4	3	165
569	0	266	89	859	324	910	284	16	177	19	282	67	64	52	6	7	13	170

表. 8-8 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(袋井水防区)

対象 番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理 者	資材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
1	太田川外	明ヶ島	120.00	磐田市		明ヶ島	静岡県	355	28	710	290	250	500	25
2	中西川	御前崎	92.35	御前崎市		港	静岡県	50		8,700	300	4		
	小 計	2	212.35					405	28	9,410	590	254	500	25
3	菊川	嶺田	33.00	菊川市		嶺田	菊川市	30		1,000		5		
4	丹野川	川上	34.65	菊川市		川上	菊川市	80		1,000		5	5	
5	丹野川	赤土上	33.00	菊川市		赤土	菊川市	100		1,000		5	20	
6	牛淵川	下平川	33.00	菊川市		下平川	菊川市	30		1,000		5	5	
7	菊川	加茂	48.16	菊川市		加茂	菊川市	246		22,000		50	130	
8	弁財天川	大須賀支所	15.00	掛川市		西大淵	掛川市	30		4,400		20	70	
9	原野谷川	諸井第1号	33.00	袋井市		諸井	袋井市	302	97	2,200	150	1	9	
10	太田川	豊浜	33.00	磐田市		豊浜	磐田市	50	100	2,000		15	30	
11	太田川	市場 第13号	33.00	周智郡	森町	飯田 (市場)	森町	560		1,150		15	150	
12	太田川	上川原 第18号	33.00	周智郡	森町	円田	森町	530		660		13	100	
13	一宮川	片瀬 第15号	33.00	周智郡	森町	一宮	森町	365		800		5	104	
14	原野谷川	中央消防署 西分署	9.60	掛川市		富部	掛川市	300		1,000		19	40	
15	原野谷川	原里 第14号	33.00	掛川市		原里 (原田)	掛川市	130		2,000		18	30	
16	原野谷川	川井 第2号	33.00	袋井市		川井	袋井市	484	48	2,381		29	100	
17	原野谷川	新池 第21号	32.40	袋井市		新池	袋井市	905		1,315		33	100	
18	原野谷川	小野田 第22号	26.35	袋井市		愛野	袋井市	664	50	2,202	5	26	360	
19	太田川	上山梨 第7号	21.60	袋井市		上山梨	袋井市		30	1,619	30	20	38	2
20	太田川	太田 第8号	25.92	袋井市		太田	袋井市	384	59	2,913	5	37	185	
21	宇刈川	宇刈 第11号	34.64	袋井市		宇刈	袋井市	302	9	1,117	10	43	80	
22	小笠沢川	大門 第16号	33.00	袋井市		大門	袋井市	475	60	1,970	10	32	85	
23	敷地川	友永 第17号	14.36	袋井市		友永	袋井市	217	59	1,820		14	75	
24	敷地川	川会 第19号	25.24	袋井市		川会	袋井市	374		25	1,500	14	100	
25	三沢川	笠原 第23号	33.00	袋井市		山崎	袋井市	372	10	890		6	80	
26	太田川	向笠新屋	25.92	磐田市		向笠新屋	磐田市	550	100	1,300		6	100	
27	太田川	和口	23.40	磐田市		和口	磐田市	300		1,150		6	100	
28	太田川	向笠 竹之内	23.40	磐田市		向笠 竹之内	磐田市	300	100	800		5	100	
29	太田川	西島	37.26	磐田市		三ヶ野	磐田市	500	50	5,000		5	100	
30	太田川	新貝	37.26	磐田市		新貝	磐田市	500		1,600		6	100	

	器										材							
ビニール シート (枚)	蝋木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
150	1	14		12	4	80	11	8	10	5	16	6		5	2	4	3	5
190		5	2	15	2	1	4		2		10		2	4	2			1
340	1	19	2	27	6	81	15	8	12	5	26	6	2	9	4	4	3	6
		3		5			3		2	2		3						
		3		5			3		2	2		3						
	2	3		7	3		3		2	2	5	3						
	1	2		5			4		2	3		3						
100		50	40	70	15		34		5			1		48	2			
		4		3	2		1		5	1	7	3		2			1	
14		22	13	72	21	44	2	14	8		54	1	7					19
30		21	12	50	14	23	1		6	5			5	5				5
		8	7	18	19	28	2		6	1	10	8						2
		7	4	34	11	21	1		3		14	2						1
		7	5	14	13	10	1	11	3	1	7	3						
30		10		30	5	10	5	2	5	4	10	2		10				11
15		10	13	30	4		6		20	1		3	10					
31		10	6	28	9	12	4	2	13	8	10	4	22	11			2	3
		10	2	30	3	3	3		5	4	9	6		5			2	
		19	12	59	12	7	7	8	10	11	17	6		6	1		1	
10		6	9	41	5	6	9		5	5	15	4	27	12			2	23
28		23	9	61	6		5	3	11	12	29	10	21	8				11
24		11	9	35	4		4	5	10	6	12	2	26				1	10
20		10	4	30	2	6	3	2	5	5	9	5	9	4			1	3
7		6	5	34	7	7	3		1		9	5	22	5			4	6
5		6	7	30	5	5	3	1		6	20	5	1	13				8
21		13		32	2	4	4		6	6	24	4	1	8			1	2
15	5	11		28	6	40	6		6	2	9	6		5			20	5
	5	9		43	5	30	2		4	2	5	5		5			14	2
14	5	11	7	30	5	20	3		7	4	6	5		5			20	5
20	5	10		30	5		3		5	5	6	5		5			20	5
10	5	15		35	5	20	3		8		5	5		4			20	5

対象 番号	河 川 海 岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
31	太 田 川	鎌 田	23.64	磐 田 市		鎌 田	磐 田 市		40	2,000		5	100	
32	今ノ浦川	中 大 原	9.90	磐 田 市		大 原	磐 田 市	600		1,000		4	100	
33	今ノ浦川	上 大 原	9.90	磐 田 市		大 原	磐 田 市	500		1,000		5	100	
34	今ノ浦川	今 之 浦	32.40	磐 田 市		今 之 浦 2 丁 目	磐 田 市	100	30	200			100	
35	天 竜 川	西 堀	36.00	磐 田 市		豊 岡	磐 田 市		140	200	1,000		90	
36	天 竜 川	長 森	27.36	磐 田 市		長 森	磐 田 市		220	3,000		8	50	
37	天 竜 川	小 立 野	71.00	磐 田 市		小 立 野	磐 田 市	100	300		35	27	100	
38	天 竜 川	寺 谷	23.40	磐 田 市		寺 谷	磐 田 市		220	1,700		15	75	
39	天 竜 川	匂 坂 中	9.29	磐 田 市		匂 坂 中	磐 田 市		23	600		1	3	
40	天 竜 川	上 野 部	13.33	磐 田 市		上 野 部	磐 田 市	67	41	1,300		1		
41	天 竜 川	壱 貫 地	13.33	磐 田 市		壱 貫 地	磐 田 市			600				
42	天 竜 川	下 神 増	14.50	磐 田 市		下 神 増	磐 田 市	50	30	1,500			40	
43	天 竜 川	松 之 木 島	25.92	磐 田 市		松 之 木 島	磐 田 市	164		600		4	15	7
44	一 雲 済 川	下 野 部	25.92	磐 田 市		下 野 部	磐 田 市	80	30	1,000		1	10	
45	敷 地 川	敷 地	70.80	磐 田 市		敷 地	磐 田 市	239	30	800		5	10	
46	敷 地 川	大 平 堰	19.87	磐 田 市		大 平	磐 田 市	50		500		5	30	
47	仿 僧 川	仿 僧 川 南	14.50	磐 田 市		福田中島	磐 田 市	29	20	1,000		7	100	
48	上 小 笠 川	上 内 田	8.30	掛 川 市		上 内 田	掛 川 市	200		300		20	60	
49	菊 川	東 山	8.30	掛 川 市		東 山	掛 川 市	100		100		10	20	
50	菊 川	千 浜	8.30	掛 川 市		千 浜	掛 川 市			1,000				
51	新 田 川	睦 浜 1	8.30	掛 川 市		浜 野	掛 川 市			1,700				
52	亀 惣 川	土 方	8.30	掛 川 市		上 土 方	掛 川 市			400				
53	菊 川	佐 東	8.30	掛 川 市		中 方	掛 川 市			1,700				
54	亀 惣 川	中	8.30	掛 川 市		中	掛 川 市			1,000				
55	菊 川	大 東 支 所	291.00	掛 川 市		三 俣	掛 川 市	80		2,750		100	100	
	小 計	53	1621.32					11,439	1,896	92,262	2,745	676	3,499	9
	計	55	1833.67					11,844	1,924	101,672	3,335	930	3,999	34

なお、水防倉庫の位置は巻末水防計画書附図参照

	器										材							
ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
20		1	13	27	5		2							5			2	5
	5	11		30	5	5	5		5		4			5			10	7
	5	7		26	3		3		5	5	4		1	4				
	5	14		30	5		4		5								20	
20	1	4	4	5	16	20	20		1	2		1						5
20	1	6	4	24	11	10	15		5	3	7	5						3
34	2	14	16	79	54	40	33		6	6	32	7						3
25		4	5	22	20	14	3		4	2	8	1	2					3
17		5	5	7	4	8	6		4	4	4	3						
		14	6	28	10	43	6	3	16	5	12							2
		2		2														1
		21	2	30	22	36	9	4	15	5		6						4
		8	1	20	5	12	8	4	9	4	4	3						1
		16		31	9	28	8	1	10	5	5	3		1				
		12	4	36	14	43	6	4	17	3	14			3	1			1
			2	16	8	16	3		1	5				4		1	2	5
17		8		38	15	3	5	3	5	5	5			5				5
20		5		15			5		5	4		6		5				2
10		3	4	10			3						4					
4		2		20	1	2			2	4			5					
7		1		20	1	2				6			10					
5		2		16	2	2		4		4	2		5					
10		2		18	1	2		1		4	8							
5		1		15	1	2			6	4								
	6	14	19	35	5	29	5	3	6		10	3	1	2	6			
608	53	497	249	1,489	405	613	277	75	292	178	411	150	179	195	10	1	143	173
948	54	516	251	1,516	411	694	292	83	304	183	437	156	181	204	14	5	146	179

表. 8-9 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(浜松水防区)

対象 番号	河 川 海 岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区 町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
1	天 竜 川 馬 込 川	浜松土木	80.00	浜 松 市	中 央 区	中 央 一 丁 目	静 岡 県			4,000	400	5	10	1
2	天 竜 川 外	天竜支局	115.44	浜 松 市	天 竜 区	二 俣 町 鹿 島	静 岡 県	140		3,000			300	60
	小 計	2	195.44					140	0	7,000	400	5	310	61
3	天 竜 川	西 鹿 島	36.26	浜 松 市	天 竜 区	二 俣 町 鹿 島	浜 松 市	266	60	600		72	7	14
4	天 竜 川	川 口	3.60	浜 松 市	天 竜 区	二 俣 町 二 俣	浜 松 市		50	2,000			1	
5	天 竜 川	渡 ヶ 島	32.40	浜 松 市	天 竜 区	渡 ヶ 島	浜 松 市	200	65	800		60	20	
6	天 竜 川	大 園	36.43	浜 松 市	天 竜 区	二 俣 町 大 園	浜 松 市		200	4,600		105	60	15
7	天 竜 川	東 雲 名	18.00	浜 松 市	天 竜 区	東 雲 名	浜 松 市	100	60	1,000		12	55	
8	天 竜 川	江 平	9.33	浜 松 市	天 竜 区	横 山 町	浜 松 市	50	75	1,200		12	6	
9	阿 多 古 川	両 島	32.40	浜 松 市	天 竜 区	両 島	浜 松 市	365	30	1,400		69	7	25
10	二 俣 川	栄 町	13.44	浜 松 市	天 竜 区	山 東	浜 松 市		100	1,000		15	4	4
11	天 竜 川	上 島 団	54.98	浜 松 市	浜 名 区	上 島	浜 松 市	70		980				
12	天 竜 川	中 瀬 北 団	33.05	浜 松 市	浜 名 区	中 瀬	浜 松 市			1,228				
13	天 竜 川	中 瀬 南 団	33.12	浜 松 市	浜 名 区	中 瀬	浜 松 市	62	3	3,000		2	8	
14	天 竜 川	竜 池 北 団	33.05	浜 松 市	浜 名 区	八 幡	浜 松 市	50	20	600		3		
15	天 竜 川	竜 池 南 団	33.05	浜 松 市	浜 名 区	高 園	浜 松 市	195		462		5		
16	馬 込 川 外	浜 北 西 団	3.96	浜 松 市	浜 名 区	新 原	浜 松 市	34	30	314			1	
17	馬 込 川 外	浜 分 名 団	54.98	浜 松 市	浜 名 区	内 野	浜 松 市	39	30	240				
18	天 竜 川	笠 分 井 団	51.76	浜 松 市	中 央 区	常 光 町	浜 松 市	40	53	3,750		2	1	
19	天 竜 川	中 ノ 町 団	51.77	浜 松 市	中 央 区	中 野 町	浜 松 市	39	53	1,950		10	10	
20	天 竜 川	飯 分 田 団	51.98	浜 松 市	中 央 区	飯 田 町	浜 松 市	73	50	2,180		9		
21	天 竜 川	芳 分 川 団	51.76	浜 松 市	中 央 区	参 野 町	浜 松 市	90	3	2,750			5	
22	天 竜 川	河 分 輪 団	51.98	浜 松 市	中 央 区	東 町	浜 松 市	160	3	2,500		12	20	
23	天 竜 川	五 分 島 団	51.74	浜 松 市	中 央 区	福 島 町	浜 松 市	60	53	3,000		9	10	
24	都 田 川	都 分 田 団	51.98	浜 松 市	浜 名 区	都 田 町	浜 松 市	31	12	2,624		24	33	
25	伊 佐 地 川	伊 佐 見 分 団	51.98	浜 松 市	中 央 区	伊 左 地 町	浜 松 市	54	3	3,174		5	78	
26	馬 込 川	白 分 協 団	51.76	浜 松 市	中 央 区	寺 脇 町	浜 松 市	105	52	1,180		30	30	
27	都 田 川	北 行 政 セ ン タ ー	29.00	浜 松 市	浜 名 区	細 江 町 賀 氣	浜 松 市							
28	都 田 川	川 久 保	13.84	浜 松 市	浜 名 区	細 江 町 中 川	浜 松 市	350	30	800		6	200	
29	都 田 川	祝 田	33.10	浜 松 市	浜 名 区	細 江 町 中 川	浜 松 市	390	120	2,200				
30	都 田 川	伊 目	33.10	浜 松 市	浜 名 区	細 江 町 賀 氣	浜 松 市	270	120	230		10	30	
31	都 田 川	下 村	33.10	浜 松 市	浜 名 区	細 江 町 賀 氣	浜 松 市	250	30	200		2	8	
32	井 伊 谷 川	落 合	21.17	浜 松 市	浜 名 区	細 江 町 賀 氣	浜 松 市			513			160	
33	釣 橋 川	三ヶ日支所	33.12	浜 松 市	浜 名 区	三ヶ日町 三ヶ日	浜 松 市	150	200	1,200		20	230	
34	新 川	入 野 団	51.89	浜 松 市	中 央 区	入 野	浜 松 市	120	170	4,425		6	27	
35		浜 松 市 水 防 団	73.00	浜 松 市	中 央 区	三 組 町	浜 松 市		592	12,000		45	70	

	器										材							
ビニール シート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ベンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
		18		40		2	20			4	33	1	1		1			
		6		13			8											
0	0	24	0	53	0	2	28	0	0	4	33	1	1	0	1	0	0	0
5		20	4	6	15	60	3	10	5	1	2							
		9	2	15	8	10	5	10	10			5						
		6		17	14	30	7	17	6	4	3							
		28	28	45	25	35	20	50	30		10	9						
		2	1	5	4	24	2	15			8							
4		3	5	25	10	27	2		4		3	11						
		8	5	16	19	30	5	20	5		1	6						
		15	5	20	15	24	8	16	20		20	19						
3		10	3	18	5	15	2		4	1	2	3						36
2		10	4	20	5	8	2		2	1	2	3						36
13	5	11	18	34	13	9	5	4	12	5	14	5	5	26		1	1	43
2	5	9	2	19	5	5	2		2	1	3	3						22
4		7	1	20	5	7	2		4	1	5	3						39
		10	6	20	5	8				1		3	1					35
2		10	5	20	5	8			2	1	3	3						3
2	1	11	6	32	5	23	4		5	1	9	6	2	19	2	2		56
3	1	10	7	35	5	20	2		5	4	10	6	1	38	1	2		44
1	2	11	5	30	6	21	5		5		10	5	3	64	1	2		64
	1	12	8	26	5	25	6		5	3	10	5	2	12	2	2		55
2	1	14	9	25	4	25	6	5	4	3	6	1	2	82	1	2		
5	1	11	7	30	5	23	4		5	2	10	7	2	16	1	2		55
5	1	10	9	30	5	24	6	8	6	4	9	5	2	14	1	2		2
	1	15	20	32	5	30	5	7	5	5	6	5	5	26	1	2		61
1	2	8	7	30	4	18	7		5		15	4	3	4	1	2		59
12		6	2	14	5	5			10		10	1	15	13	1	1		3
3		7		10	3	8	3		4	2	2	7	1	3				
6		3	3	20	3	11	3	3	5	3	4	5		3				
5		2	2	19	2	5	3	9	10	5	13	3	1	3				
3			1	4	2	28	3	20	4	3	1		1	3				
4		2	2	9	1	7		6	5	4	1	1	1	3		2		
13	2	9	10	37	9	15	10	6		1	18	3	3	7	1	1		
3	1	12	11	30	3	20	5		10		9	10	2	14	2	2		57
11	7	5	12	39	11	23	8	8	7	2	10	11	4	3	3	3		6

対象 番号	河 川 海 岸	水 防 倉 庫		位 置			管 理 者	資 材						
		名 称	面積㎡	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)
36	都 田 川	湖 西 市 役 所	80.00	湖 西 市		吉 美	湖 西 市			8,000				
37	都 田 川	湖西市役所 新居防災倉庫	13.20	湖 西 市		新 居 町 新 居	湖 西 市	80		3,000				
38	都 田 川	笠 子	79.20	湖 西 市		白 須 賀	湖 西 市	100						
	小 計	36	1388.48					3,793	2,267	75,100	0	545	1,081	58
	計	38	1583.92					3,933	2,267	82,100	400	550	1,391	119

なお、水防倉庫の位置は巻末水防計画書附図参照

	器材																	
ビニールシート (枚)	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
		11		37		9	16		14			5		12			2	23
		3		7			5		2		2	3						
		10		20														
114	31	330	210	816	236	640	166	214	222	58	231	166	56	365	18	28	3	699
114	31	354	210	869	236	642	194	214	222	62	264	167	57	365	19	28	3	699

表. 8-10 国土交通省所管水防倉庫及び水防用資器材一覧表(参考)

河川 海岸	水防倉庫	位 置			管理者	資 材								鉄杭 (本)
	名 称	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	空俵 (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)	丸釘 (kg)	莖 (枚)	コンク リートブ ロック (個)	
狩野川	伊豆長岡 出張所	伊豆の国 市		壺 之 上	国 土 交通省	36	2,100	8					860	178
狩野川	沼津河川 出張所	沼 津 市		上 香 貫	国 土 交通省	12	600	20	3				1,081	50
富士川	富士川下 流出張所	富 士 市		松 岡	国 土 交通省		400	14巻	50				823	50
安倍川	安 倍 川 出張所	静 岡 市	葵 区	堤 町	国 土 交通省	152	24,200		450		20		1,252	12
大井川	島 田 出張所	島 田 市		横 井	国 土 交通省	40								35
菊川	平 田 出張所	菊 川 市		嶺 田	国 土 交通省	25	4,275	70	300		250		3,508	
天竜川	中ノ町 出張所	浜 松 市	中 央 区	国 吉	国 土 交通省	158	17,986	13.5巻 65	532		345		4,635	135
計	8					423	49,561	98	1,335	0	615	0	12,159	460

器 材																	その他
掛矢 (丁)	スコ ップ (丁)	つる はし (丁)	カッ ター (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	ペン チ (丁)	鎌 (丁)	ジョ レン (丁)	ハン マー (丁)	照明 具 (灯)	シー ト (枚)	ロー プ類 (m)	玄能 (丁)	石箕 (ヶ)	足場 板 (枚)	チェー ン ソー (台)	
9	23	10	3	2		1	6	1	1	2	20	3,636				1	
8	5	2	2	5	1	2	5		2	2	8	1,400	5	4		1	
8	10	3	2	12	2	6	6	2	4	1	100	400	4				
6	13	2	3	10	2	6	22	3	4	8	49	500	10	5		1	
7	29	7		16		5	11		3		60	500	3			1	
10	23	9	7	25	7	1	5	6	3	3	90	2,200	2	13		1	蝋木 3丁
24	59	45	25	23	16	33	8	9	14	20	70	200	17			1	
72	162	78	42	93	28	54	63	21	31	36	397	8,836	41	22	0	6	

表.8-11 水防ストックヤード及び水防用資材備蓄状況一覧表

対象 番号	水防 区	箇 所	位 置			管理者	資 材						器 材	
			郡 市	区町	大 字		大型 土のう (枚)	袋詰 玉石 (枚)	コン クリ ート ブロ ック (2t)	コン クリ ート ブロ ック (4t)	コン クリ ート ブロ ック (8t)	砕石 (m3)	倉庫 (基)	
1	下田	道 路 用 地 (旧 国 道 414 号)	賀茂郡	河津町	梨 本	静岡県			127					
2		河 川 用 地 (二 級 河 川 仁 科 川)	賀茂郡	西伊豆 町	一 色	静岡県			111					
3	沼津	道 路 用 地 (主 要 地 方 道 大 岡 元 長 窪 線)	駿東郡	長泉町	上 長 窪	静岡県	100		100			150	1	
4		県 用 地 (下 水 道 用 地)	田方郡	函南町	塚 本	静岡県	100		100			150	1	
5	静岡	河 川 用 地 (一 級 河 川 足 久 保 川)	静岡市	葵 区	足 久 保 口 組	静岡県			45	80	31			
6	袋井	県 用 地 (二 級 河 川 太 田 川 付 近)	磐田市		明 ケ 島	静岡県			200					
		計					200		683		31	300	2	

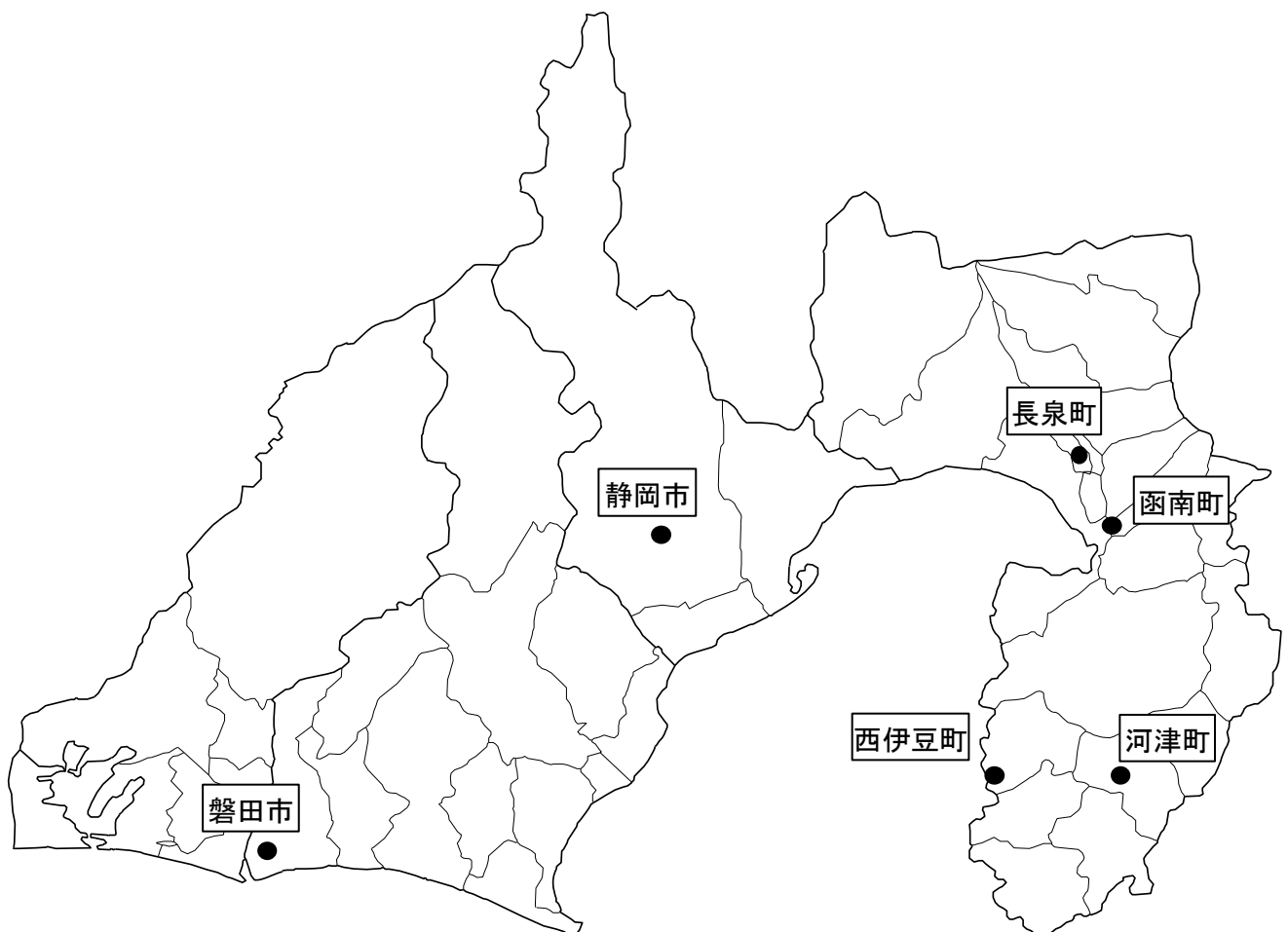


図.8-1 水防ストックヤード位置図

第9表 県輸送車及び作業車の配置状況

表. 9-1 輸送車及び作業車数一覧表(静岡県)

水防区	輸送車(台)	摘 要	作業車(台)	摘 要
水防本部	1		0	
下 田	14		0	
熱 海	13		0	
沼 津	28		0	
富 士	13	うち5台田子の浦港管理事務所	0	
静 岡	25	うち7台清水港管理局	0	
島 田	42	うち5台焼津漁港管理事務所	0	
袋 井	42	うち5台御前崎港管理事務所	0	
浜 松	31	うち9台浜松土木事務所天竜支局	0	
計	209		0	

表. 9-2 輸送車及び作業車の配置状況(水防本部)

(輸送車)					
車 種	積 載	台 数	燃 料	常 置 場 所	摘 要
貨客兼用車	7人	1 台	軽 油	県 庁	水防車(4WD)

表. 9-3 輸送車及び作業車の配置状況(下田水防区)

(輸送車)					
車 種	積 載	台 数	燃 料	常 置 場 所	摘 要
貨客兼用車	2人	5 台	ガ ソ リ ン	土 木 事 務 所	うち1台水防車
〃	7人	1	〃	〃	水防車
〃	5人	2	〃	〃	パトロール車(4WD)
〃	2人	3	〃	〃	軽自動車
〃	2人	2	〃	松 崎 支 所	
〃	4人	1	〃	〃	軽自動車
計		14 台			

表. 9-4 輸送車及び作業車の配置状況(熱海水防区)

(輸送車)					
車 種	積 載	台 数	燃 料	常 置 場 所	摘 要
乗 用 車	8人	1 台	ガ ソ リ ン	土 木 事 務 所	
〃	5人	1	〃	〃	
貨客兼用車	5人	4	〃	〃	うち1台水防車
〃	5人	1	〃	〃	道路パトロール車(4WD)
〃	4人	2	〃	〃	軽自動車
〃	5人	2	〃	伊 東 支 所	
〃	4人	1	〃	〃	軽自動車
〃	5人	1	〃	ダ ム 管 理 班	水防車
計		13 台			

表. 9-5 輸送車及び作業車の配置状況(沼津水防区)

(輸送車)					
車 種	積 載	台 数	燃 料	常 置 場 所	摘 要
貨 客 車	5人	1 台	ガ ソ リ ン	土 木 事 務 所	水防車
〃	5人	21	〃	〃	うち4台パトロール車
〃	5人	3	〃	修 善 寺 支 所	
〃	5人	1	軽 油	御 殿 場 支 所	
〃	5人	2	ガ ソ リ ン	〃	
計		28 台			

表. 9-6 輸送車及び作業車の配置状況(富士水防区)

(輸送車)					
車 種	積 載	台 数	燃 料	常 置 場 所	摘 要
貨客兼用車	1.5t 5人	1 台	軽 油	土 木 事 務 所	4WD
〃	5人	5	ガ ソ リ ン	〃	うち2台パトロール車 うち1台水防車
〃	5人	1	軽 油	富 士 宮 分 庁 舎	4WD
〃	5人	1	ガ ソ リ ン	〃	
〃	7人	1	〃	田子の浦港管理事務所	
〃	6人	1	〃	〃	
〃	5人	3	〃	〃	
計		13 台			

表. 9-7 輸送車及び作業車の配置状況(静岡水防区)

(輸送車)					
車 種	積 載	台 数	燃 料	常 置 場 所	摘 要
貨客兼用車	5人	16 台	ガ ソ リ ン	土 木 事 務 所	うち2台水防車
〃	4人	2 台	〃	〃	軽自動車
乗用車	5人	1	〃	清 水 港 管 理 局	
貨客兼用車	5人	6	〃	〃	
計		25 台			

表. 9-8 輸送車及び作業車の配置状況(島田水防区)

(輸送車)					
車 種	積 載	台 数	燃 料	常 置 場 所	摘 要
乗用車	5人	2 台	ガ ソ リ ン	土 木 事 務 所	うち1台所長車
〃	7人	1	〃	〃	4WD
貨客兼用車	5人	1	〃	〃	パトロール車
〃	5人	2	〃	〃	4WDパトロール車
〃	5人	1	〃	〃	4WD
〃	5人	18	〃	〃	うち1台水防車
〃	4人	1	〃	〃	4WD 軽自動車
〃	4人	3	〃	〃	軽自動車
〃	4人	3	〃	〃	軽貨物
〃	5人	5	〃	川 根 支 所	
貨客兼用車	5人	3	ガ ソ リ ン	焼津漁港管理事務所	
小型貨物車	3人	1	軽 油	〃	
〃	2人	1	ガ ソ リ ン	〃	軽自動車
計		42 台			

※御前崎港管理事務所は袋井水防区で計上

表. 9-9 輸送車及び作業車の配置状況(袋井水防区)

(輸送車)					
車 種	積 載	台 数	燃 料	常 置 場 所	摘 要
貨客兼用車	5人	11台	ガソリン	土木事務所	うち1台水防車
〃	5人	1	〃	〃	4WD
〃	5人	1	〃	〃	4WD 水防車
〃	5人	2	〃	〃	4WD パトロール車
〃	4人	5	〃	〃	軽自動車
乗用車	5人	2	〃	〃	所長車 他
〃	8人	1	〃	〃	
〃	4人	4	〃	〃	軽自動車
〃	5人	1	〃	〃	4WD
貨客兼用車	5人	5	〃	掛川支所	
〃	4人	1	〃	〃	軽自動車(4WD)
〃	4人	2	〃	〃	軽自動車
乗用車	4人	1	〃	〃	軽自動車
貨客兼用車	5人	4	ガソリン	御前崎港管理事務所	
乗用車	4人	1	〃	〃	軽自動車
計		42台			

表. 9-10 輸送車及び作業車の配置状況(浜松水防区)

(輸送車)					
車 種	積 載	台 数	燃 料	常 置 場 所	摘 要
貨客兼用車	5人	10台	ガソリン	土木事務所	うち1台水防車
〃	5人	1	〃	〃	パトロール車(4WD)
〃	4人	5	〃	〃	軽自動車
乗用車	5人	1	〃	〃	4WD
〃	5人	1	〃	〃	所長車
〃	8人	1	〃	〃	
〃	4人	2	〃	〃	軽自動車
〃	4人	1	〃	〃	軽自動車(4WD)
貨客兼用車	5人	7	〃	天竜支局	
乗用車	5人	1	〃	〃	水防車(4WD)
〃	1人	1	〃	〃	軽自動車
計		31台			

第 10 表 水防関係機関の電話番号一覧表

表. 10-1 県庁内及び他県関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
静岡県庁 (土木防災情報センター)	054-221-3259	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部政策管理局	054-221-3002 054-221-3007 054-221-3547	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部建設経済局	054-221-2147 054-221-2507 054-221-3046	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部道路局 (道路保全課)	054-221-3022 054-221-3024~5 054-221-3660 054-221-2752	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部河川砂防局 (土木防災課)	054-221-2249 054-221-3033 054-221-3206	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部河川砂防局 (河川砂防管理課)	054-221-3032 054-221-3034	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部河川砂防局 (河川企画課)	054-221-3035 054-221-3038	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部河川砂防局 (河川海岸整備課)	054-221-3036~7	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部河川砂防局 (砂防課)	054-221-3042~4	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部港湾局	054-221-3051~6	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部都市局 (景観まちづくり課)	054-221-3530 054-221-3049	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県経済産業部農地局 (農地保全課)	054-221-2756 054-221-2757	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県危機管理部 (危機対策課)	054-221-2072	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県警察本部 (緊急事態対策課)	054-271-0110	静岡市葵区追手町9番6号
神奈川県庁(河川課)	045-210-1111(代) 045-210-6491(直)	神奈川県横浜市中区日本大通1
愛知県庁(河川課)	052-961-2111(代) 052-954-6552(直)	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
山梨県庁(治水課)	055-237-1111(代) 055-223-1702(直)	山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県峡南建設事務所 (身延河川砂防管理課)	0556-62-9062	山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-30
長野県庁(河川課)	026-232-0111(代) 026-235-7308(直)	長野県長野市大字南長野字幅下692-2

表. 10-2 国土交通省関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
国土交通省	03-5253-8111(代)	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局 防災課	03-5253-8461	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課河川保全企画室	03-5253-8448	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8450	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
中部地方整備局河川管理課	052-953-8155	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局地域河川課	052-953-8257	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局水災害対策センター	052-953-8158 052-953-8257	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
沼津河川国道事務所流域治水課	055-934-2009	沼津市下香貫外原3244-2
静岡河川事務所流域治水課	054-273-9104	静岡市葵区田町3-108
静岡国道事務所	054-250-8900	静岡市葵区南安倍2丁目8-1
浜松河川国道事務所河川管理課	053-466-0118	浜松市中央区名塚町266
富士砂防事務所	0544-27-5221～3	富士宮市三園平1100
関東地方整備局河川管理課	048-600-1338	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
甲府河川国道事務所	055-252-8885(流域治水課直通) 055-253-5683(災対室直通)	山梨県甲府市緑ヶ丘1-10-1
富士川下流出張所	0545-61-0078	富士市松岡官有無番地
長島ダム管理所	0547-59-1024	榛原郡川根本町犬間541番地の3

表. 10-3 気象庁関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
静岡地方気象台	054-286-3521	静岡市駿河区曲金2丁目1の5
甲府地方気象台	055-222-9101	山梨県甲府市飯田4-7-29

表. 10-4 自衛隊関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻40の1
陸上自衛隊富士学校	0550-75-2311	駿東郡小山町須走481の27
静岡地方協力本部	054-261-3151	静岡市葵区柚木366
航空自衛隊浜松基地	053-472-1111	浜松市中央区西山町無番地
航空自衛隊静岡基地	054-622-1234	焼津市上小杉1602

表. 10-5 報道機関関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
N H K 静岡放送局	054-281-9003	静岡市駿河区八幡一丁目6番1号
S B S 静岡放送	054-284-8950	静岡市駿河区登呂3丁目1-1
S U T テレビ静岡	054-261-6115	静岡市駿河区栗原18番65号
S D T 静岡第一テレビ	054-283-6515	静岡市駿河区中原563
S A T V 静岡朝日テレビ	054-251-3301	静岡市葵区東町15
K - M I X 静岡エフエム	053-401-1520	浜松市中央区常盤町133-24
静岡新聞	054-283-0683	静岡市駿河区登呂3丁目1-1

表. 10-6 土木事務所関係電話一覧表

(下田水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
下田土木事務所	0558-24-2117	下田市中531-1
下田土木事務所松崎支所	0558-42-0003	賀茂郡松崎町江奈629-6
賀茂地域局	0558-24-2004	下田市敷根765-15
下田警察署	0558-27-0110	下田市柿崎1106
下田市役所(防災安全課)	0558-36-4145	下田市東本郷1丁目5-18
東伊豆町役場(防災課)	0557-95-1103	賀茂郡東伊豆町稲取3354
東伊豆町役場(建設整備課)	0557-95-6303	賀茂郡東伊豆町稲取3354
河津町役場(防災課)	0558-34-1112	賀茂郡河津町田中212-2
南伊豆町役場(防災課)	0558-62-6211	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1
松崎町役場(総務課)	0558-42-3963	賀茂郡松崎町宮内301-1
西伊豆町役場(防災課)	0558-52-1965	賀茂郡西伊豆町仁科401-1
(熱海水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
熱海土木事務所	0557-82-9176	熱海市水口町13-15
熱海土木事務所伊東支所	0557-37-2947	伊東市竹の台6-18
東部地域局	055-920-2002	沼津市高島本町1-3
熱海警察署	0557-85-0110	熱海市福道町3-19
伊東警察署	0557-38-0110	伊東市竹の台2-26
熱海市役所(都市整備課)	0557-86-6402	熱海市中央町1-1
熱海市役所(危機管理課)	0557-86-6441	熱海市中央町1-1
伊東市役所(建設課)	0557-32-1753	伊東市大原二丁目1-1
伊東市役所(危機対策課)	0557-32-1361	伊東市大原二丁目1-1

(沼津水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
沼津土木事務所	055-920-2213	沼津市高島本町1-3
沼津土木事務所御殿場支所	0550-84-6100	御殿場市竈1113
沼津土木事務所修善寺支所	0558-72-2058	伊豆市加殿36-1
東部地域局	055-920-2002	沼津市高島本町1-3
沼津警察署	055-952-0110	沼津市平町19-11
裾野警察署	055-995-0110	裾野市平松620-1
三島警察署	055-981-0110	三島市谷田194-1
御殿場警察署	0550-84-0110	御殿場市北久原439-2
伊豆中央警察署	0558-76-0110	伊豆の国市三福239-4
沼津市役所(河川課)	055-934-2531	沼津市御幸町16の1
沼津市役所(危機管理課)	055-934-4803	沼津市御幸町16の1
三島市役所(危機管理課)	055-983-2650	三島市大社町1-10
御殿場市役所(危機管理課)	0550-82-4370	御殿場市萩原483
裾野市役所(危機管理課)	055-995-1817	裾野市佐野1059
伊豆市役所(危機管理課)	0558-72-9867	伊豆市小立野38-2
伊豆の国市役所(危機管理課)	055-948-1482	伊豆の国市長岡340-1
函南町役場(地域安全課)	055-979-8102	田方郡函南町平井717-13
清水町役場(くらし安全課)	055-981-8205	駿東郡清水町堂庭210-1
長泉町役場(地域防災課)	055-989-5505	駿東郡長泉町中土狩828
小山町(危機管理局)	0550-76-5715	駿東郡小山町阿多野130
(富士水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
富士土木事務所	0545-65-2237	富士市本市場441-1
富士土木事務所富士宮分庁舎	0544-27-1111	富士宮市黒田350-14
田子の浦港管理事務所	0545-33-0495	富士市鈴川町2-1
東部地域局	055-920-2002	沼津市高島本町1-3
富士宮警察署	0544-23-0110	富士宮市城北町160
富士警察署	0545-51-0110	富士市八代町3-55
富士宮市役所(河川課)	0544-22-1219	富士宮市弓沢町150
富士宮市役所(危機管理局)	0544-22-1319	富士宮市弓沢町150
富士市役所(河川課)	0545-55-2721	富士市永田町1丁目100
富士市役所(防災危機管理課)	0545-55-2715	富士市永田町1丁目100

(静岡水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
静岡土木事務所	054-286-9326	静岡市駿河区有明町2-20
清水港管理局	054-353-2201	静岡市清水区日の出町9-25
中部地域局	054-644-9104	藤枝市瀬戸新屋362-1
静岡中央警察署	054-250-0110	静岡市葵区追手町6-1
静岡南警察署	054-288-0110	静岡市駿河区富士見台一丁目5-10
清水警察署	054-366-0110	静岡市清水区天王南1-35
静岡市役所(危機管理局)	054-221-1241	静岡市葵区追手町5-1
静岡市役所(建設局災害対策室)	054-221-1227	静岡市葵区追手町5-1
(島田水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
島田土木事務所	0547-37-1035	島田市道悦五丁目7-1
島田土木事務所川根支所	0547-53-3133	島田市川根町家山1313-4
御前崎港管理事務所	0548-63-3213	御前崎市港6170-1
焼津漁港管理事務所	054-628-3126	焼津市鰯ヶ島136-24
中部地域局	054-644-9104	藤枝市瀬戸新屋362-1
焼津警察署	054-624-0110	焼津市道原723
藤枝警察署	054-641-0110	藤枝市緑町一丁目3-5
島田警察署	0547-37-0110	島田市向谷元町1212
牧之原警察署	0548-22-0110	牧之原市細江2737
焼津市役所(河川課)	054-626-1118	焼津市本町二丁目16-32
焼津市役所(災害情報管理室)	054-623-1269	焼津市石津一丁目6-1
焼津市役所(防災計画課)	054-625-0128	焼津市石津一丁目6-1
藤枝市役所(河川課)	054-643-3516	藤枝市岡出山一丁目11-1
藤枝市役所(大規模災害対策課)	054-643-3119	藤枝市岡出山一丁目11-1
島田市役所(危機管理課)	0547-36-7143	島田市中央町1-1
牧之原市役所(危機管理課)	0548-23-0056	牧之原市静波447の1
吉田町役場(防災課)	0548-33-2164	榛原郡吉田町住吉87
川根本町役場(建設課)	0547-56-2227	榛原郡川根本町上長尾627
川根本町役場(危機管理課)	0547-56-2237	榛原郡川根本町上長尾627

(袋井水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
袋井土木事務所	0538-42-3217	袋井市山名町2-1
袋井土木事務所掛川支所	0537-22-6275	掛川市金城93
御前崎港管理事務所	0548-63-3213	御前崎市港6170-1
西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付3599-4
掛川警察署	0537-22-0110	掛川市宮脇一丁目1-1
磐田警察署	0538-37-0110	磐田市一言2533-4
菊川警察署	0537-36-0110	菊川市加茂5889
袋井警察署	0538-41-0110	袋井市新屋二丁目4-5
御前崎市役所(危機管理課)	0537-85-1119	御前崎市池新田5585
袋井市役所(危機管理課)	0538-86-3701	袋井市国本2907 (袋井消防庁舎・袋井市防災センター)
掛川市役所(危機管理課)	0537-21-1131	掛川市長谷一丁目1-1
磐田市役所(危機管理課)	0538-37-2114	磐田市国府台3-1
菊川市役所(危機管理課)	0537-35-0923	菊川市堀之内61
森町役場(建設課)	0538-85-6325	周智郡森町森2101-1
森町役場(防災課)	0538-85-6302	周智郡森町森2101-1
(浜松水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
浜松土木事務所	053-458-7268	浜松市中央区中央一丁目12-1
浜松土木事務所天竜支局	053-926-2464	浜松市天竜区二俣町鹿島559
西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付3599-4
浜松中央警察署	053-475-0110	浜松市中央区住吉五丁目28-1
浜松西警察署	053-484-0110	浜松市中央区大人見町3452-1
浜松東警察署	053-460-0110	浜松市中央区相生町14-10
浜北警察署	053-585-0110	浜松市浜名区小松3218
天竜警察署	053-926-0110	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3
湖西警察署	053-574-0110	湖西市古見1035-1
細江警察署	053-522-0110	浜松市浜名区細江町気賀4640
浜松市役所(河川課)	053-457-2865	浜松市中央区元城町103の2
浜松市役所(危機管理課)	053-457-2537	浜松市中央区元城町103の2
湖西市役所(危機管理課)	053-576-4538	湖西市吉美3268

第 1 1 表 水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表

水防管理団体名		電話番号	管轄警察署名	電話番号	水防区名	電話番号
下田市		0558-36-4145	下田警察署	0558-27-0110	下田水防区 (下田土木)	0558-24-2117
東伊豆町		0557-95-1103				
南伊豆町		0558-62-6211				
河津町		0558-34-1112				
松崎町		0558-42-3963				
西伊豆町		0558-52-1965				
熱海市		0557-86-6402	熱海警察署	0557-85-0110	熱海水防区 (熱海土木)	0557-82-9176
伊東市		0557-32-1753	伊東警察署	0557-38-0110		
沼津市		055-934-2531	沼津警察署	055-952-0110	沼津水防区 (沼津土木)	055-920-2213
清水町		055-981-8205				
裾野市		055-995-1817	裾野警察署	055-995-0110		
長泉町		055-989-5505				
三島市		055-983-2650	三島警察署	055-981-0110		
函南町		055-979-8102				
伊豆の国市		055-948-1482	伊豆中央警察署	0558-76-0110		
伊豆市		0558-72-9867				
御殿場市		0550-82-4370	御殿場警察署	0550-84-0110		
小山町		0550-76-5715				
富士市		0545-55-2721	富士警察署	0545-51-0110	富士水防区 (富士土木)	0545-65-2237
富士宮市		0544-22-1219	富士宮警察署	0544-23-0110		
静岡市	葵区	054-221-1241	静岡中央警察署	054-250-0110	静岡水防区 (静岡土木)	054-286-9326
	駿河区		静岡南警察署	054-288-0110		
	清水区		清水警察署	054-366-0110		
焼津市		054-623-1269	焼津警察署	054-624-0110	島田水防区 (島田土木)	0547-37-1035
藤枝市		054-643-3516	藤枝警察署	054-641-0110		
島田市		0547-36-7143	島田警察署	0547-37-0110		
川根本町		0547-56-2227				
牧之原市		0548-23-0056	牧之原警察署	0548-22-0110		
吉田町		0548-33-2164				
御前崎市		0537-85-1119	菊川警察署	0537-36-0110	袋井水防区 (袋井土木)	0538-42-3217
菊川市		0537-35-0923				
掛川市		0537-21-1131	掛川警察署	0537-22-0110		
袋井市		0538-86-3701	袋井警察署	0538-41-0110		
森町		0538-85-6302				
磐田市		0538-37-2114	磐田警察署	0538-37-0110		
浜松市	中央区	053-457-2451	浜松中央警察署	053-475-0110	浜松水防区 (浜松土木)	053-458-7268
			浜松西警察署	053-484-0110		
			浜松東警察署	053-460-0110		
	浜名区		細江警察署	053-522-0110		
			浜北警察署	053-585-0110		
			天竜区	天竜警察署		
湖西市		053-576-4538	湖西警察署	053-574-0110		

第 12 表 静岡県土木総合防災情報システム(通称：サイポス)

県では、よりの確・迅速な防災・災害情報がとれるよう、河川・海岸・砂防・道路等の土木防災情報の一元化を目指したシステム(静岡県土木総合防災情報システム：^{サイポス}SIPOS)を構築している。

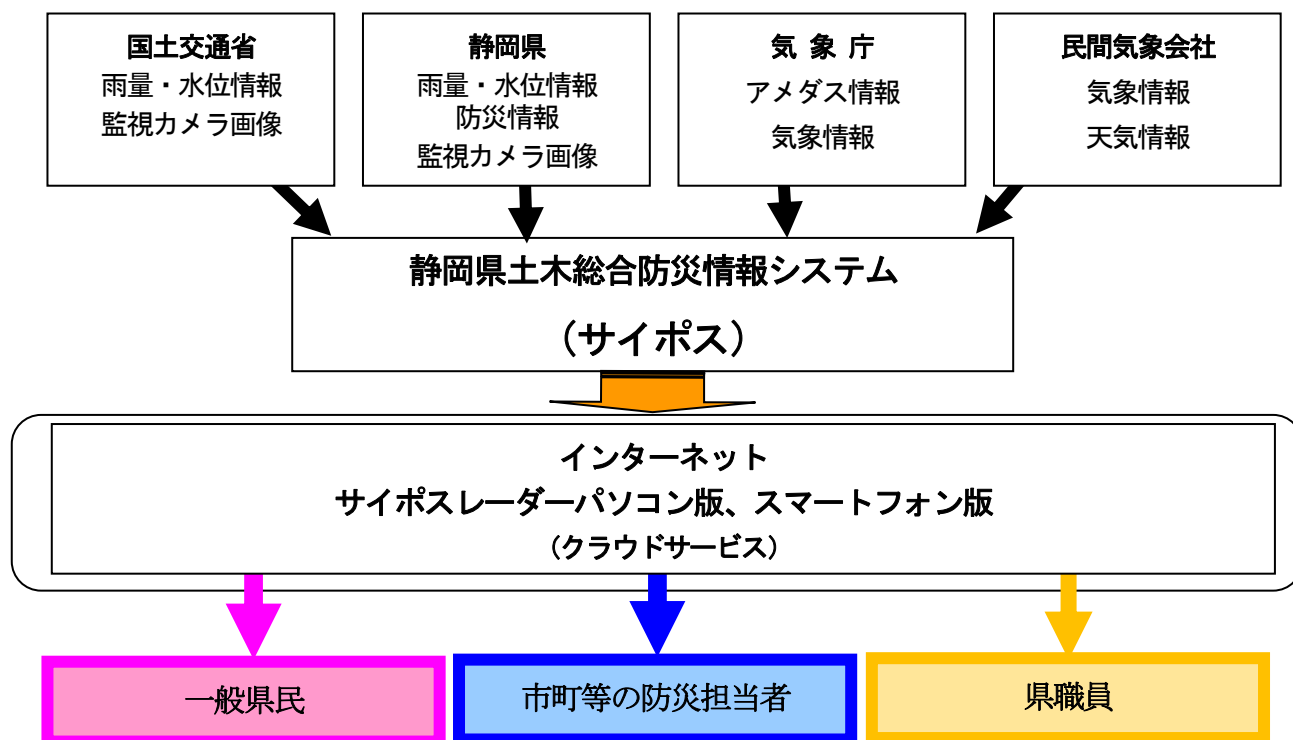
システムの主たる機能及び全体構成図は表. 12-1 (P. 465～P. 466) 及び図. 12-1 (P. 467) のとおりである。

表. 12-1 静岡県土木総合防災情報システムの主たる機能一覧表

項 目	目 的	内 容
データ収集観測時間の短縮	○よりきめ細やかな降雨、水位の状況確認が可能 ○テレメータデータ収集の高速化	○5 分間隔で収集(観測時常時 5 分観測)
欠測データの自動再呼び込み	○テレメータデータ欠測対策	○無線状況改善時リアルタイムに欠測データの自動再呼び込み
土木各種防災情報の一元化	○各種防災情報を一元監視できることにより総合的かつ迅速な判断が可能	○河川系情報：水位 159 箇所、雨量 118 箇所 海象情報：2 箇所（静岡、竜洋） ダム情報：3 箇所（奥野、太田川、都田川） 水門：7 水門（八木沢大川、牛臥、大谷川、常念川、ぼう僧川、竜洋） 監視映像：88 映像
各所管データの一元化	○よりきめ細やかな情報の確認が可能	○各所管データを地図上で一元表示 ・雨量（静岡県、国土交通省、アメダス） ・水位（静岡県、国土交通省） ・気象観測情報（震度、日照、気温、風向/風速、潮汐） ・監視映像（静岡県、国土交通省）
県庁—土木事務所間の回線の高速化、IP 化	○大容量の情報伝送、リアルタイムな情報共有	○国土交通省光ネットワークを利用した、光専用回線による土木総合防災情報ネットワーク ・高速化により映像など大容量情報の伝送、多数端末でのリアルタイムな情報共有が可能。 ・IP 化によりパソコン・サーバをはじめとする汎用機器の容易なネットワーク参加が可能。
土木—支所間の回線の改善	○支所での情報収集のリアルタイム化	○光回線接続 ・回線速度が速くリアルタイム化を実現。 ・IP 化によりパソコン・サーバをはじめとする汎用機器の容易なネットワーク参加が可能。
気象情報	○気象情報の充実	○気象庁情報(気象予報機関(ウェザーニューズ)が提供する気象情報) (注意報、警報、台風情報、アメダス情報、レーダー情報、津波情報、波浪情報、天気図気象衛星画像、短時間降雨予測、広域予報、地震等) 【衛星+地上送信】
予測情報	○気象予測と結びついた迅速な水防配備体制の確保	○気象予報機関(ウェザーニューズ)による降雨予測、台風進路予測 ・水防配備体制判断支援情報【災害リスクスケール】(各土木事務所管内の 72 時間降雨予測)。 ・ウェザーニューズ気象予報士の気象コンサルティング(24 時間対応)により降雨の動き等把握が可能。

項 目	目 的	内 容
情報警報表示盤	○速報情報のリアルタイムな表示により状況の変化の確認	○速報(地震、注意報情報、雨量・水位警戒値超過情報等)を大型ディスプレイにより表示 ・速報及び状況の変化時警戒音により関係者に知らせる。
映像表示	○映像伝送装置を用いた協議による迅速な意思決定	○県庁大型表示装置(50 インチ×10 面マルチ画面) ・多数の監視映像、及びシステム画面の同時表示(各種情報の一元表示可能)。 ・管内の水防情報、気象情報を集約する情報警報表示機能。 ○ WEB 会議システム(ZOOM) ・県庁一部内各出先機関(8 土木事務所及び4 港湾事務所)間、及び各土木事務所一管内支所間で、インターネット端末を使用しての WEB 会議が可能。
映像監視	○洪水や高潮、津波襲来時等の河川・海象状況及び施設状況の出先事務所との共有 ○国土交通省との映像情報の共有	○映像による県庁・土木事務所間での情報共有 ・県管理河川 IP カメラ 139 映像、県管理河川、水門及び津波防災ステーション等の CCTV カメラ 88 映像を取込み。 ・国土交通省の河川、海岸、砂防、道路の CCTV カメラ 249 映像と地整ヘリテレ映像を取込み。
汎用パソコンへの対応	○容易な情報利用	○システムの Web 化により汎用パソコンによる容易な情報利用が可能 ・パソコンのブラウザから情報利用が可能。 ・ネットワークの IP 化により、パソコンから容易にネットワーク参加が可能。

サイポスレーダー（土木総合防災情報インターネット公開サービス）



パソコン・スマートフォンからのサイポスレーダーアクセス方法

1. 静岡県のホームページや交通基盤部サイトのリンクからアクセス
2. 検索サイトで「サイポス」と入力し検索
3. 直接URLにアクセス <https://sipos.pref.shizuoka.jp>



QR コード

パソコン版表示例



図. 12-2 サイポスレーダー概要図



図. 12-3 サイポスレーダー表示画面

第 1 3 表 雨量観測所一覧表

表. 13-1 静岡県内の雨量観測所数一覧

水防区		下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松	計
静岡県所管	土木	16	6	16	13	17	10	15	17	110
	その他				3			3	2	8
	小計	16	6	16	16	17	10	18	19	118
国土交通省所管				19	1	12	5	5	4	46
気象庁所管		3	1	5	2	5	3	5	6	30
計		19	7	40	19	34	18	28	29	194

表. 13-2 静岡県所管雨量観測所一覧表

備考：（ ）内はテレメータ観測開始年月日

水防区	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域河川	位 置			観測開始 年月日	種 別	既 往 最 大 日 雨 量	管 理 者		サイ ボ ス	公 開
					郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話		
下田	1	下田	しもだ	稲生沢川	下田市		中	S24. 6. 7 (S60. 4. 1)	テレ	287. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	2	松崎	まつざき	那賀川	賀茂郡	松崎町	江奈	S12. 12. 17 (S60. 4. 1)	テレ	300. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	3	稲取	いなとり	稲取大川	賀茂郡	東伊豆町	稲取	(S54. 10. 1)	テレ	422. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	4	天城	あまぎ	河津川	賀茂郡	河津町	梨本	(S54. 10. 1)	テレ	502. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	5	婆婆羅	ばさら	稲生沢川	下田市		加増野	(S54. 10. 1)	テレ	392. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	6	南伊豆	みなみいず	青野川	賀茂郡	南伊豆町	下賀茂	S33. 1. 1 (S54. 10. 1)	テレ	292. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	7	門野	かどの	那賀川	賀茂郡	松崎町	門野	(S54. 10. 1)	テレ	406. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	8	仁科峠	にしな とうげ	宇久須川	賀茂郡	西伊豆町	宇久須	(H2. 4. 1)	テレ	502. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	9	湯ヶ野	ゆがの	河津川	賀茂郡	河津町	湯ヶ野	(H5. 4. 1)	テレ	317. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	10	椎原	しいばら	稲生沢川	下田市		椎原	(H5. 4. 1)	テレ	290. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	11	大峠	おおとうげ	岩科川	賀茂郡	松崎町	岩科南側	(H6. 4. 1)	テレ	320. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	12	宇久須	うぐす	宇久須川	賀茂郡	西伊豆町	宇久須	(H9. 3. 1)	テレ	311. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	13	熱川	あたがわ	濁川	賀茂郡	東伊豆町	奈良本	(H9. 3. 1)	テレ	289. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	14	白田	しらた	白田川	賀茂郡	東伊豆町	白田	(H10. 4. 1)	テレ	357. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	15	大鍋	おおなべ	那賀川	賀茂郡	松崎町	池代	(H10. 4. 1)	テレ	398. 0	下田 土木	0558- 24-2117	○	○
下田	16	青野大師 ダム	あおのだい しだむ	鈴野川	賀茂郡	南伊豆町	青野	(H17. 10. 1)	テレ	393. 0	下田 土木	0558- 62-5085	○	○
熱海	1	鎌田	かまた	伊東大川	伊東市		鎌田	(S63. 9. 22)	テレ	301. 0	熱海 土木	0557- 82-9176	○	○
熱海	2	奥野ダム	おくのだむ	伊東大川	伊東市		鎌田	(S63. 9. 22)	テレ	287. 0	熱海 土木	0557- 82-9176	○	○
熱海	3	城ノ平	じょうの だいら	伊東大川	伊東市		荻	(S55. 2. 1)	テレ	323. 0	熱海 土木	0557- 82-9176	○	○
熱海	4	伊東	いとう	伊東大川	伊東市		竹の台	S36. 6. 28 (S63. 4. 1)	テレ	249. 0	熱海 土木	0557- 82-9176	○	○
熱海	5	多賀	たが	熱海宮川	熱海市		下多賀	(S55. 2. 1)	テレ	252. 0	熱海 土木	0557- 82-9176	○	○
熱海	6	熱海	あたみ	初川	熱海市		水口町	S46. 8. 1 (S60. 4. 1)	テレ	232. 0	熱海 土木	0557- 82-9176	○	○
沼津	1	沼津	ぬまづ	観音川	沼津市		高島本町	S13. 6. 29 (S60. 4. 1)	テレ	334. 1	沼津 土木	055-920 -2213	○	○

備考：（ ）内はテレメータ観測開始年月日

水防区	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域河川	位 置			観測開始 年月日	種別	既 往 最 大 日 雨 量	管 理 者		サイ ポ ス	公 開
					郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話		
沼津	2	湯ヶ島	ゆがしま	狩野川	伊豆市		市山	(S54.9.15)	テレ	690.3	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	3	丹那	たんな	柿沢川	田方郡	函南町	平井	(S54.9.15)	テレ	327.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	4	市ノ瀬	いちのせ	大場川	裾野市		茶畑	(S54.9.15)	テレ	252.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	5	小山	おやま	鮎沢川	駿東郡	小山町	藤曲	(S54.9.15)	テレ	448.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	6	須山	すやま	佐野川	裾野市		須山	(S54.9.15)	テレ	398.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	7	愛鷹	あしたか	沼川	沼津市		足高	(S54.9.15)	テレ	246.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	8	船原	ふなばら	船原川	伊豆市		上船原	(S54.9.15)	テレ	332.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	9	修善寺	しゅぜんじ	大見川	伊豆市		加殿	S24.5.7 (S63.4.1)	テレ	347.7	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	10	土肥	とい	山川	伊豆市		土肥	S34.5 (S63.4.1)	テレ	314.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	11	御殿場	ごてんば	黄瀬川	御殿場市		竈	S24.5.7 (S63.4.1)	テレ	359.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	12	天城高原 (道)	あまぎこうげん (どう)	徳永川	伊豆市		冷川	(S63.4.1)	テレ	364.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	13	三島	みしま	大場川	三島市		北田町	(H4.4.1)	テレ	211.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	14	桑原	くわはら	来光川	田方郡	函南町	桑原	(H8.4.1)	テレ	273.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	15	浮橋	うきはし	深沢川	伊豆の 国市		浮橋	(H8.4.1)	テレ	268.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
沼津	16	戸田新田	へだ しんでん	大川	沼津市		戸田	(H8.4.1)	テレ	389.0	沼津土木	055-920-2213	○	○
富士	1	富士	ふじ	潤井川	富士市		本市場	S25.9.11 (S60.4.1)	テレ	360.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	2	勢子辻	せこつじ	赤淵川	富士市		桑崎	S47.5.30 (S54.10.1)	テレ	323.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	3	西船津	にしふなつ	春山川	富士市		西船津	S48.8.1 (S54.10.1)	テレ	304.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	4	長貫	ながぬき	芝川	富士宮市		長貫	S30.3.1 (S55.2.1)	テレ	304.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	5	富士宮	ふじのみや	潤井川	富士宮市		黒田	S29.5.10 (S63.4.1)	テレ	313.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	6	上井出	かみいで	潤井川	富士宮市		上井出	(S49.4.1)	テレ	302.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	7	広見	ひろみ	猪の窪川	富士宮市		人穴	(S49.4.1)	テレ	343.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	8	山宮	やまみや	風祭川	富士宮市		山宮	(S49.4.1)	テレ	343.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	9	石坂	いしがき	和田川	富士市		石坂	(H3.4.1)	テレ	227.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	10	村山	むらやま	大沢川	富士宮市		村山	(H6.4.1)	テレ	235.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	11	大淵(道)	おおぶち (どう)	凡夫川	富士市		大淵	(H6.4.1)	テレ	429.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	12	今宮	いまみや	滝川	富士市		今宮	(H7.4.1)	テレ	185.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	13	上条	かみじょう	潤井川	富士宮市		上条	(H9.3.1)	テレ	292.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
富士	14	猪之頭 (農)	いのがしら (のう)	芝川	富士宮市		猪之頭	(H26.7.1)	テレ		富士農林	0545-65-2201	○	○
富士	15	人穴(農)	ひとあな (のう)	大沢川	富士宮市		人穴	(H26.7.1)	テレ		富士農林	0545-65-2201	○	○
富士	16	大倉川 ダム(農)	おおくらがわ だむ(のう)	大倉川	富士宮市		精進川	(H26.7.1)	テレ		富士農林	0545-65-2201	○	○
静岡	1	静岡	しずおか	大谷川	静岡市	駿河区	有明町	S57.9.1 (S60.4.1)	テレ	350.0	静岡土木	054-286-9326	○	○

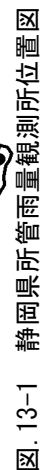
備考：()内はテレメータ観測開始年月日

水防区	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域河川	位 置			観測開始 年月日	種 別	既 往 最 大 日 雨 量	管 理 者		サ イ ポ ス	公 開
					郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話		
静岡	2	清水	しみず	巴 川	静岡市	清水区	日の出町	S54.10.1 (S61.4.1)	テレ	414.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	3	能島	のうじま	巴 川	静岡市	清水区	能 島	(S62.4.1)	テレ	286.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	4	麻機	あさばた	巴 川	静岡市	葵 区	平 柳	(S60.4.1)	テレ	271.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	5	興津	おきつ	興 津 川	静岡市	清水区	興津中町	S34.5.15 (H9.3.1)	テレ	315.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	6	和田島	わだしま	興 津 川	静岡市	清水区	和 田 島	S20.7.2 (S54.10.1)	テレ	349.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	7	用宗	もちむね	小 坂 川	静岡市	駿 河 区	用 宗	S50.4.1 (S63.4.1)	テレ	294.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	8	平山	ひらやま	長 尾 川	静岡市	葵 区	平 山	S33.8.1 (S62.4.1)	テレ	400.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	9	俵沢	たわらざわ	安 倍 川	静岡市	葵 区	俵 沢	S27.5.1 (S60.4.1)	テレ	504.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	10	梅ヶ島	うめがしま	安 倍 川	静岡市	葵 区	梅ヶ島	S26.7.1 (S54.10.1)	テレ	566.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	11	桑木穴	かぎあな	由 比 川	富士市		南松野	(S54.10.1)	テレ	332.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	12	井川	いかわ	安 倍 中河内川	静岡市	葵 区	井 川	(S54.10.1)	テレ	466.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	13	久能	くのう	大 谷 川	静岡市	駿 河 区	大 谷	(S55.4.1)	テレ	325.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	14	清沢	きよさわ	黒 俣 川	静岡市	葵 区	昼居渡	S51.3.7 (S54.10.1)	テレ	468.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	15	畑薙 (道)	はたなぎ (どう)	大 井 川	静岡市	葵 区	田 代	(S63.4.1)	テレ	431.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	16	大川	おおかわ	藁 科 川	静岡市	葵 区	檜 尾	S51.1.1 (H9.3.1)	テレ	378.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
静岡	17	日本平	にほん だいら	大 沢 川	静岡市	清水区	村 松	(H17.4.1)	テレ	215.0	静岡 土木	054-286 -9326	○	○
島田	1	藤枝	ふじえだ	瀬 戸 川	藤 枝 市		瀬戸新屋	S57.4.1 (S60.4.1)	テレ	339.0	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
島田	2	瀬戸谷	せとのや	瀬 戸 川	藤 枝 市		滝 沢	S38.10.22 (S54.10.1)	テレ	377.0	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
島田	3	宮島	みやじま	朝比奈川	藤 枝 市		岡 部 町 宮 島	(H7.2.1)	テレ	442.0	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
島田	4	中港	なかみなと	瀬 戸 川	焼 津 市		鰯ヶ島	(H7.2.1)	テレ	366.0	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
島田	5	島田	しまだ	大 井 川	島 田 市		道 悦	S13.1.1 (S60.4.1)	テレ	434.0	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
島田	6	本川根	ほんかわね	大 井 川	榛 原 郡	川根本町	千 頭	S52.8.1 (S54.10.1)	テレ	400.0	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
島田	7	伊久美	いくみ	大 井 川	島 田 市		伊 久 美	(S54.10.1)	テレ	500.0	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
島田	8	川根	かわね	大 井 川	島 田 市		川 根 町 家 山	S13.1.1 (S60.4.1)	テレ	437.5	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
島田	9	静谷	しずたに	勝間田川	牧之原市		静 谷	S51.3.1 (S54.10.1)	テレ	348.0	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
島田	10	波津	はづ	萩 間 川	牧之原市		波 津	S52.4.1 (S54.10.1)	テレ	334.0	島田 土木	0547- 37-1035	○	○
袋井	1	袋井	ふくろい	原野谷川	袋 井 市		山 名 町	S27.8.1 (S60.4.1)	テレ	268.5	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	2	大河内	おおこうち	三 倉 川	周 智 郡	森 町	三 倉	S29.9.1 (S52.4.1)	テレ	492.0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	3	栗ヶ岳	あわがたけ	逆 川	掛 川 市		東 山	S29.9.1 (S52.4.1)	テレ	338.0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	4	見付	みつけ	今ノ浦川	磐 田 市		見 付	S52.2.8 (S55.3.1)	テレ	208.0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	5	小笠山	おがさやま	下小笠川	掛 川 市		入 山 瀬	S55.1.31 (S55.3.1)	テレ	294.0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	6	牧之原	まきのほら	菊 川	牧之原市		東 萩 間	S43.4.1 (S55.3.1)	テレ	365.0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○

備考：()内はテレメータ観測開始年月日

水防区	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域河川	位 置			観測開始 年月日	種 別	既 往 最 大 日 雨 量	管 理 者		サ イ ポ ス	公 開
					郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話		
袋井	7	天方	あまがた	太 田 川	周 智 郡	森 町	森	S36. 9. 1 (S55. 3. 1)	テレ	337. 0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	8	掛川	かけがわ	逆 川	掛 川 市		金 城	S30. 4. 1 (S60. 4. 1)	テレ	270. 5	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	9	大東	だいとう	菊 川	掛 川 市		大 坂	S30. 4. 1 (S63. 4. 1)	テレ	278. 0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	10	豊浜	とよはま	太 田 川	磐 田 市		豊 浜	(S63. 4. 1)	テレ	634. 1	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	11	敷地	しきじ	敷 地 川	磐 田 市		岩 室	(H6. 3. 3)	テレ	168. 0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	12	御前崎	おまえざき	中 西 川	御前崎市		港	S49. 4. 1 (S60. 4. 1)	テレ	286. 0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	13	池新田	いけ しんでん	新 野 川	御前崎市		池 新 田	S52. 4. 1 (S54. 10. 1)	テレ	272. 0	袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	14	太田川ダム 管理所	おおたがわだ むかんりしょ	太 田 川	周 智 郡	森 町	亀 久 保	(H20. 2. 1)	テレ		袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	15	孕丹橋	ようたんば し	原野谷川	掛 川 市		孕 石	(H22. 6. 10)	テレ		袋井 土木	0538- 42-3217	○	○
袋井	16	黒俣（農）	くろまた (のう)	原野谷川	掛 川 市		黒 俣	S46. 5. 31	テレ	471. 0	中遠 農林	0538- 37-2290	○	○
袋井	17	原野谷川 ダム（農）	はらのやがわ だむ(のう)	原野谷川	掛 川 市		丹 間	S46. 5. 31	テレ		中遠 農林	0538- 37-2290	○	○
袋井	18	豊岡	とよおか	一雲済川	磐 田 市		下 野 部	S37. 5. 1 (H29. 4. 1)	委託	270. 5	土木 防災課	054-221 -2249	○	○
浜松	1	春野	はるの	気 田 川	浜 松 市	天 竜 区	春 野 町 宮 川	S33. 2 (S60. 4. 1)	テレ	335. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	2	水窪	みさくぼ	水 窪 川	浜 松 市	天 竜 区	水 窪 町 奥 領 家	S28. 7. 1 (S60. 4. 1)	テレ	334. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	3	佐久間	さくま	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	佐久間町 佐 久 間	S34. 9. 1 (S63. 4. 1)	テレ	315. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	4	天竜	てんりゅう	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	二 俣 町 鹿 島	S27. 9. 1 (S60. 4. 1)	テレ	353. 5	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	5	門桁	かどげた	気 田 川	浜 松 市	天 竜 区	水 窪 町 山 住	(S54. 10. 1)	テレ	472. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	6	川竹	かわたけ	気 田 川	浜 松 市	天 竜 区	春 野 町 川 上	(S54. 10. 1)	テレ	376. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	7	坂野	さかの	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	佐久間町 浦 川	(S54. 10. 1)	テレ	337. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	8	龍山	たつやま	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	龍 山 町 戸 倉	(H3. 4. 1)	テレ	317. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	9	浜松	はままつ	馬 込 川	浜 松 市	中 央 区	中 央 一 丁 目	S27. 4. 1 (S60. 4. 1)	テレ	216. 5	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	10	洪川 （農）	しぶかわ (のう)	都 田 川	浜 松 市	浜 名 区	引 佐 町 洪 川	(S54. 10. 1)	テレ	313. 0	西部 農林	053-458 -7224	○	○
浜松	11	田沢	たざわ	田 沢 川	浜 松 市	浜 名 区	引 佐 町 四 方 浄	S28. 12. 25 (H18. 4. 1)	テレ	502. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	12	細江	ほそえ	井伊谷川	浜 松 市	浜 名 区	細 江 町 小 野	S45. 10. 1 (S60. 4. 1)	テレ	310. 5	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	13	新居	あらい	都 田 川	湖 西 市		新 居 町 新 居	S30. 11. 1 (S63. 4. 1)	テレ	235. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	14	湖西	こさい	笠 子 川	湖 西 市		吉 美	(S54. 10. 1)	テレ	277. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	15	本坂	ほんざか	本坂南川	浜 松 市	浜 名 区	三ヶ日町 本 坂	(S54. 10. 1)	テレ	352. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	16	浜北	はまきた	馬 込 川	浜 松 市	浜 名 区	西 美 薗	(S54. 10. 1)	テレ	183. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	17	堀留	ほりどめ	新 川	浜 松 市	中 央 区	入 野 町	(S60. 4. 1)	テレ	181. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○
浜松	18	都田川 ダム（農）	みやこだがわ だむ(のう)	都 田 川	浜 松 市	浜 名 区	引 佐 町 川 名	(S62. 4. 1)	テレ	273. 0	西部 農林	053-458 -7224	○	○
浜松	19	初生	はつおい	新 川	浜 松 市	中 央 区	初 生 町	(H4. 4. 1)	テレ	204. 0	浜松 土木	053-458 -7268	○	○

各水防区における雨量観測所の位置は図. 13-1 (P. 474) 及び巻末重要水防計画書附図を参照



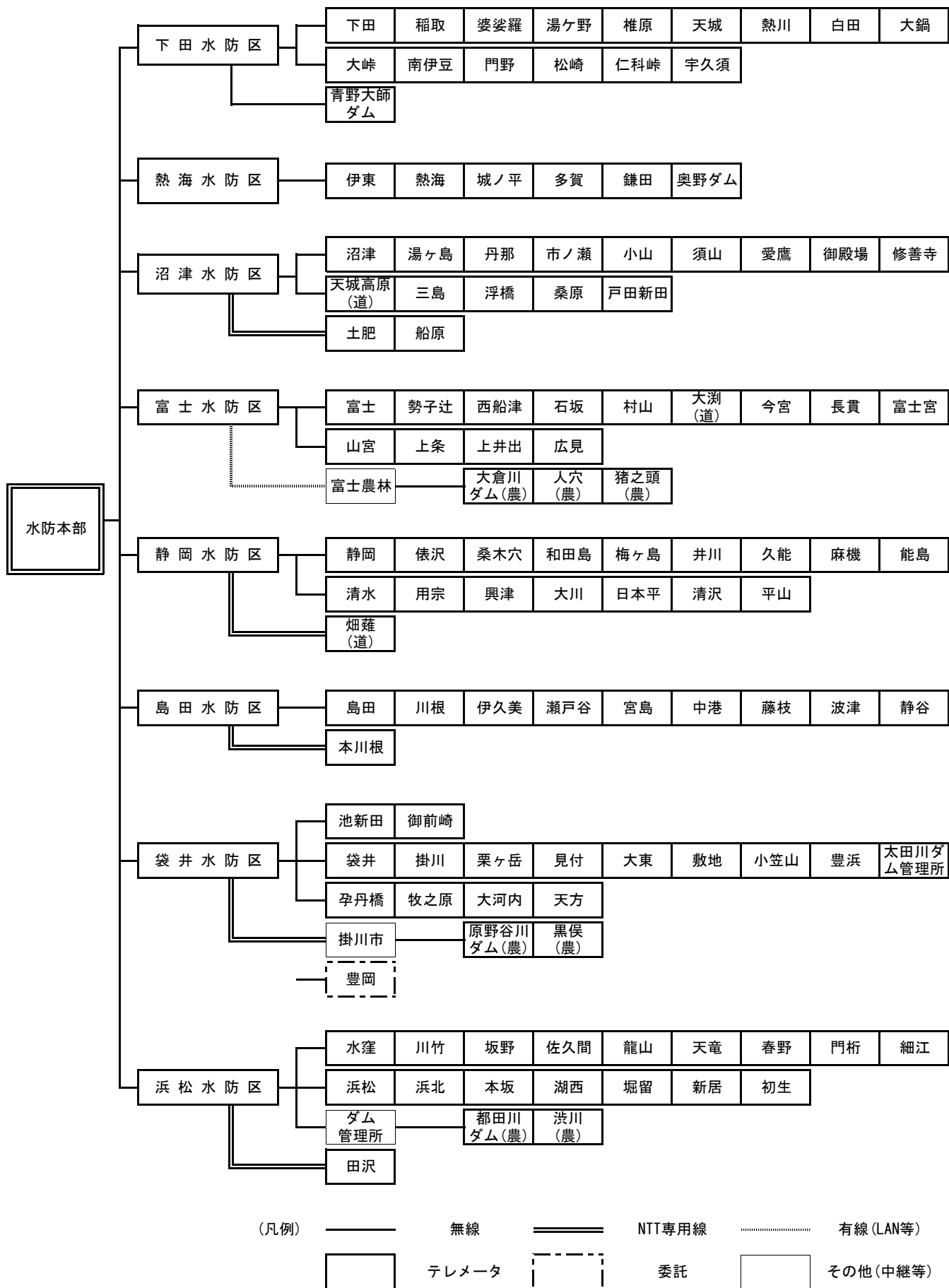


図. 13-2 静岡県所管雨量通報系統図

表. 13-3 国土交通省所管雨量観測所一覧表

水防区	連番	水系名	観測所名	観測所名 よみ	経度	緯度	所在地	標高	自記 観測	テレ メー タ	観測 開始日	テレメータ 開始年月日
沼津	1	狩野川	湯ヶ島	ゆがしま	138° 55' 53"	34° 53' 32"	伊豆市湯ヶ島	218	○	○	S24. 4. 1	H12. 2. 1
沼津	2	狩野川	伊豆長岡	いず ながおか	138° 56' 04"	35° 02' 30"	伊豆の国市壱之上	18	○	○	S27. 10. 1	H12. 2. 2
沼津	3	狩野川	沼津	ぬまづ	138° 52' 22"	35° 05' 45"	沼津市本郷町	5	○	○	S12. 12. 16	H12. 2. 1
沼津	4	狩野川	持越	もちこし	138° 52' 46"	34° 52' 54"	伊豆市大字湯ヶ島 字桐山	580	○	○	S36. 1. 20	S45. 8. 14
沼津	5	狩野川	柿木	かきぎ	138° 54' 42"	34° 56' 18"	伊豆市本柿木字仲村	213	○	○	S54. 4. 1	S54. 7. 1
沼津	6	狩野川	天城	あまぎ	138° 58' 57"	34° 52' 47"	伊豆市大字筏場 字入天城	850	○	○	S30. 9. 16	S44. 5. 8
沼津	7	狩野川	上大見	かみ おおみ	138° 59' 53"	34° 55' 26"	伊豆市地藏堂原保	230	○	○	S29. 11. 1	S53. 5. 17
沼津	8	狩野川	八幡	はつま	138° 59' 52"	34° 57' 19"	伊豆市八幡	133	○	○	S35. 7. 1	H12. 2. 1
沼津	9	狩野川	北狩野	きたかの	138° 59' 26"	35° 00' 34"	伊豆の国市下畑	220	○	○	S29. 11. 1	H21. 4. 1
沼津	10	狩野川	達磨山	だるま やま	138° 53' 13"	34° 58' 25"	伊豆市修善寺字藤ヶ平	260	○	○	S31. 3. 23	S46. 8. 24
沼津	11	狩野川	丹那	たんな	139° 00' 34"	35° 06' 34"	田方郡函南町丹那	400	○	○	S24. 6. 1	S44. 5. 8
沼津	12	狩野川	市の瀬	いちのせ	138° 58' 45"	35° 10' 29"	三島市字墓が沢	530	○	○	S51. 4. 1	S51. 6. 24
沼津	13	狩野川	赤塚	あかつか	138° 48' 11"	35° 19' 48"	御殿場市中畑字西沢	1,280	○	○	H13. 9. 16	H14. 5. 18
沼津	14	狩野川	印野	いんの	138° 52' 57"	35° 17' 05"	御殿場市板妻	530	○	○	S31. 11. 1	S44. 5. 8
沼津	15	狩野川	丸岳	まるたけ	138° 56' 48"	35° 15' 20"	御殿場市神山字東山	600	○	○	S52. 4. 1	S52. 6. 21
沼津	16	狩野川	須山	すやま	138° 51' 14"	35° 14' 54"	裾野市須山	581	○	○	S36. 3. 1	H21. 4. 1
沼津	17	狩野川	愛鷹	あしたか	138° 52' 12"	35° 11' 30"	裾野市大字大畑丸塚	380	○	○	S52. 4. 1	S52. 6. 21
沼津	18	狩野川	船原	ふなばら	138° 53' 44"	34° 54' 47"	伊豆市上船原	310	○	○	H8. 4. 1	H8. 8. 29
沼津	19	狩野川	修善寺	しゅぜん じ	138° 56' 57"	34° 58' 12"	伊豆市加殿	80	○	○	H8. 4. 1	H8. 8. 29
富士	1	富士川	松岡	まつおか	138° 37' 31"	35° 09' 11"	富士市松岡	26	○	○	S26. 6. 1	S55. 8
静岡	1	安倍川	梅ヶ島	うめがし ま	138° 20' 07"	35° 16' 47"	静岡市葵区梅ヶ島新田	726	○	○	S34. 3. 1	H16. 4. 1
静岡	2	安倍川	戸持	ともち	138° 20' 56"	35° 15' 21"	静岡市葵区梅ヶ島	914	○	○	S49. 6. 19	S49. 6. 19
静岡	3	安倍川	玉川	たまがわ	138° 19' 48"	35° 08' 44"	静岡市葵区柿島	261	○	○	S47. 5. 1	S47. 5. 23
静岡	4	安倍川	大川	おおかわ	138° 13' 06"	35° 07' 06"	静岡市葵区檜尾	589	○	○	S50. 4. 22	S50. 5. 14
静岡	5	安倍川	静岡	しずおか	138° 21' 51"	34° 58' 10"	静岡市葵区田町	35		○	S38. 5.	S51. 3. 17
静岡	6	安倍川	奈良間	ならま	138° 16' 09"	35° 00' 56"	静岡市葵区奈良間	95		○	S48. 5. 17	S48. 5. 17
静岡	7	安倍川	牛妻	うしづま	138° 22' 12"	35° 04' 16"	静岡市葵区牛妻	109	○	○	S49. 6. 1	S46. 8. 26

水防区	連番	水系名	観測所名	観測所名 よみ	経度	緯度	所在地	標高	自記 観測	テレ メー タ	観測 開始日	テレメータ 開始年月日
静岡	8	安倍川	安倍川島	あべ かわしま	138° 17' 45"	35° 08' 39"	静岡市葵区大沢	371	○	○	S51.3.13	S51.6.23
静岡	9	大井川	小河内	こごうち	138° 16' 27"	35° 18' 21"	静岡市葵区井川	1,760	○	○	H10.12.12	H12.12.4
静岡	10	大井川	畑 薙	はたなぎ	138° 10' 16"	35° 19' 36"	静岡市葵区井川	1,050	○	○	H10.12.20	H12.12.4
静岡	11	大井川	井 川	いかわ	138° 11' 50"	35° 12' 30"	静岡市葵区井川	1,180	○	○	H10.12.12	H12.12.4
静岡	12	大井川	千 枚	せんまい	138° 12' 38"	35° 28' 39"	静岡市葵区井川	1,600	○	○	H10.11.21	H12.12.4
島田	1	大井川	大 間	おおま	138° 06' 56"	35° 11' 04"	榛原郡川根本町 字奥泉於鶴作	662	○	○	S49.6.1	S49.6.19
島田	2	大井川	塩 本	しおもと	138° 01' 41"	34° 57' 30"	島田市川根町家山	358	○	○	S51.3.13	S51.6.23
島田	3	大井川	笹 間	ささま	138° 09' 41"	35° 01' 52"	島田市川根町笹間上	374	○	○	S48.5.17	S48.5.17
島田	4	大井川	上川根	かみかわ ね	138° 09' 37"	35° 06' 37"	榛原郡川根本町藤川	630	○	○	S52.4.25	S52.6.22
島田	5	大井川	長島ダム	ながしま だむ	138° 09' 24"	35° 10' 04"	榛原郡川根本町犬間	490	○	○	H13.2.25	H13.2.25
袋井	1	菊川	平 田	ひらた	138° 04' 53"	34° 41' 49"	菊川市嶺田（平田出）	7	○	○	S25.8.27	S49.6.20
袋井	2	菊川	河 城	かわしろ	138° 06' 46"	34° 45' 49"	菊川市和田上ノ原	95		○		S52.6.23
袋井	3	菊川	金 谷	かなや	138° 06' 55"	34° 49' 13"	島田市菊川国原	223		○		S45.7.16
袋井	4	菊川	丹 野	たんの	138° 08' 06"	34° 43' 43"	菊川市丹野奥原	150		○		S50.6.4
袋井	5	菊川	入山瀬	いりやま せ	138° 01' 56"	34° 42' 48"	掛川市上土方落合	46		○		S50.6.4
浜松	1	天竜川	竜 山	たつやま	137° 50' 12"	35° 01' 17"	浜松市天竜区 龍山町瀬尻	120	○	○	S45.5.1	H19.4.1
浜松	2	天竜川	門 桁	かどけた	137° 55' 22"	35° 07' 24"	浜松市天竜区 水窪町山住	520	○	○	S48.4.1	H13.3.27
浜松	3	天竜川	気 田	け た	137° 54' 44"	34° 59' 46"	浜松市天竜区 春野町気田字平木	337		○		S43.9.25
浜松	4	天竜川	藤 平	ふじだい ら	137° 46' 04"	34° 54' 24"	浜松市天竜区西藤平 字落合	152		○		S48.5.24

雨量観測所の位置は図. 13-3 (P. 478) を参照

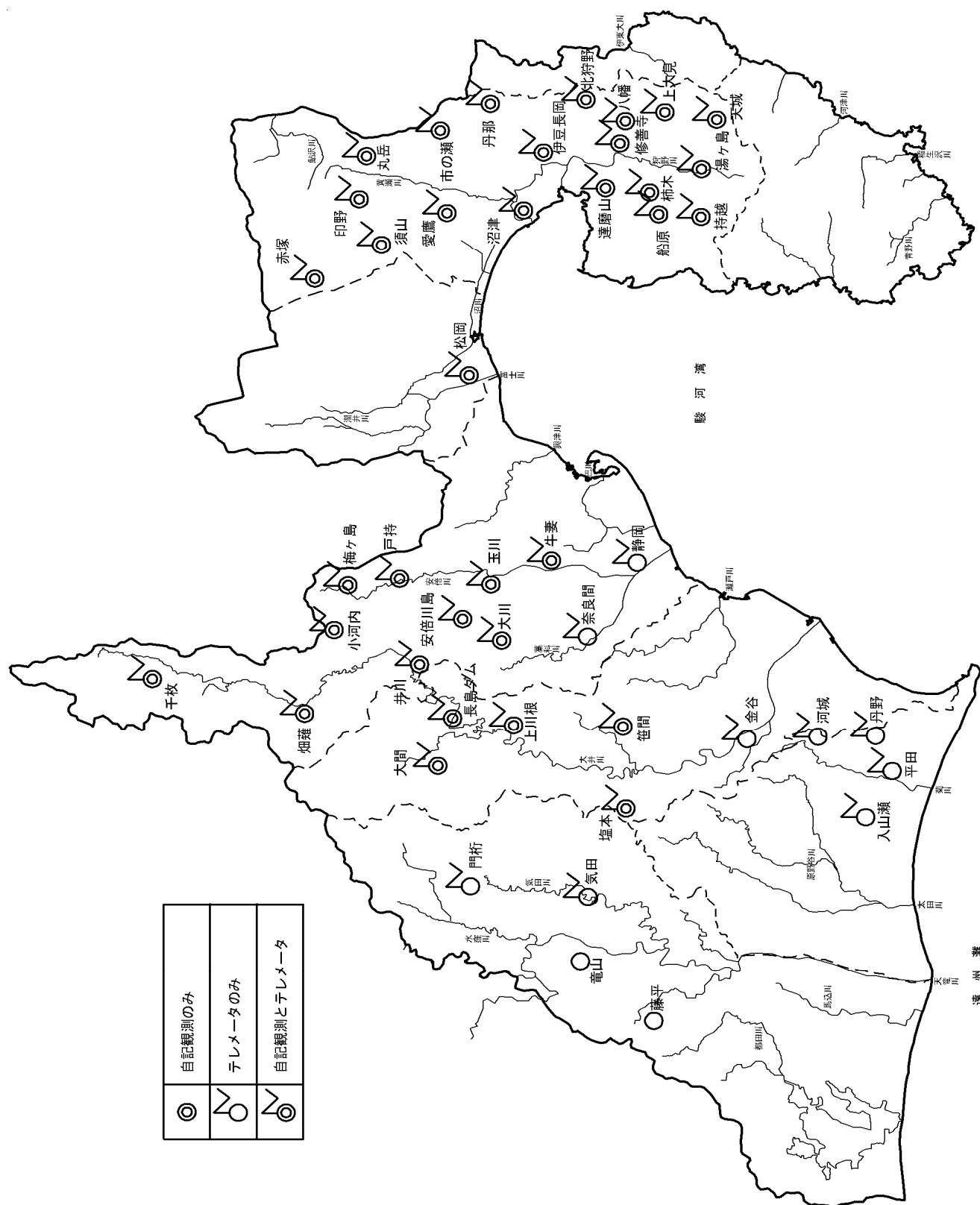


表. 13-4 気象庁所管雨量観測所一覧表

水防区	連番	観測所番号	観測所名	観測所名 よみ	観測種目						所在地	世界測地系		観測所 の高さ m	風向風 速計地 上の高 さ m
					降 水 量	気 温	風	日 照 時 間	積 雪	そ の 他		緯 度 (° ')	経 度 (° ')		
下田	1	50491	松崎	まつざき	○	○	○	○			賀茂郡松崎町江奈	34 45.3	138 47.0	4	10.0
下田	2	50506	稲取	いなとり	○	○	○	○			賀茂郡東伊豆町稲取	34 46.9	139 02.9	130	8.5
下田	3	50561	石廊崎	いろうざき	○	○	○	○		○	賀茂郡南伊豆町石廊崎	34 36.2	138 50.5	52	15.0
熱海	1	50281	網代	あじろ	○	○	○	○		○	熱海市網代	35 02.7	139 05.5	67	12.5
沼津	1	50136	御殿場	ごてんば	○	○	○	○			御殿場市萩原	35 18.3	138 55.6	472	10.0
沼津	2	50206	三島	みしま	○	○	○	○		○	三島市東本町	35 06.8	138 55.5	21	15.8
沼津	3	50416	土肥	と い	○						伊豆市小下田	34 52.6	138 45.7	92	
沼津	4	50426	湯ヶ島	ゆがしま	○						伊豆市市山	34 54.0	138 55.5	165	
沼津	5	50427	天城山	あまぎさん	○						伊豆市菅引	34 52.3	139 01.4	1,066	
富士	1	50056	白糸	しらいと	○						富士宮市原	35 18.7	138 34.7	530	
富士	2	50196	富士	ふじ	○	○	○	○			富士市厚原	35 11.1	138 39.8	66	10.0
静岡	1	50106	井川	いかわ	○	○	○	○			静岡市葵区井川	35 13.0	138 13.3	755	10.0
静岡	2	50112	有東木	うとうぎ	○						静岡市葵区有東木	35 12.4	138 22.1	585	
静岡	3	50247	鍵穴	かぎあな	○						静岡市葵区鍵穴	35 02.9	138 14.8	160	
静岡	4	50261	清水	しみず	○	○	○	○			静岡市清水区興津中町	35 03.2	138 31.3	3	8.5
静岡	5	50331	静岡	しずおか	○	○	○	○	○	○	静岡市駿河区曲金	34 58.5	138 24.2	14	16.3
島田	1	50241	川根本町	かわねほんちょう	○	○	○	○			榛原郡川根本町田代	35 06.1	138 07.7	290	8.5
島田	2	50317	高根山	たかねさん	○						藤枝市瀬戸ノ谷	34 58.5	138 11.8	415	
島田	3	50477	静岡空港	しずおかうこう	○	○	○				牧之原市坂口	34 47.7	138 11.3	132	10.0
袋井	1	50391	三倉	みくら	○						周智郡森町三倉	34 53.7	137 56.4	114	
袋井	2	50466	掛川	かけがわ	○						掛川市長谷	34 46.1	137 59.7	32	
袋井	3	50476	菊之川	きくがわ まきのほら	○	○	○	○			菊川市倉沢	34 47.1	138 08.3	191	10.0
袋井	4	50536	磐田	いわた	○	○	○	○			磐田市南島	34 41.5	137 52.8	1	10.0
袋井	5	50551	御前崎	おまえざき	○	○	○	○		○	御前崎市御前崎	34 36.2	138 12.7	45	15.8
浜松	1	50226	佐久間	さくま	○	○	○	○			浜松市天竜区佐久間町浦川	35 03.4	137 45.7	150	10.0
浜松	2	50232	春野	はるの	○						浜松市天竜区春野町五和	35 00.7	137 59.7	486	
浜松	3	50296	熊	くま	○						浜松市天竜区熊	34 57.5	137 44.0	375	
浜松	4	50371	三ヶ日	みっかび	○						浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日	34 48.1	137 33.4	2	
浜松	5	50386	天竜	てんりゅう	○	○	○	○			浜松市天竜区船明	34 53.4	137 48.8	61	10.0
浜松	6	50456	浜松	はままつ	○	○	○	○		○	浜松市中央区高丘東	34 45.2	137 42.7	46	16.8

雨量観測所の位置は図. 13-4 (P. 480) を参照

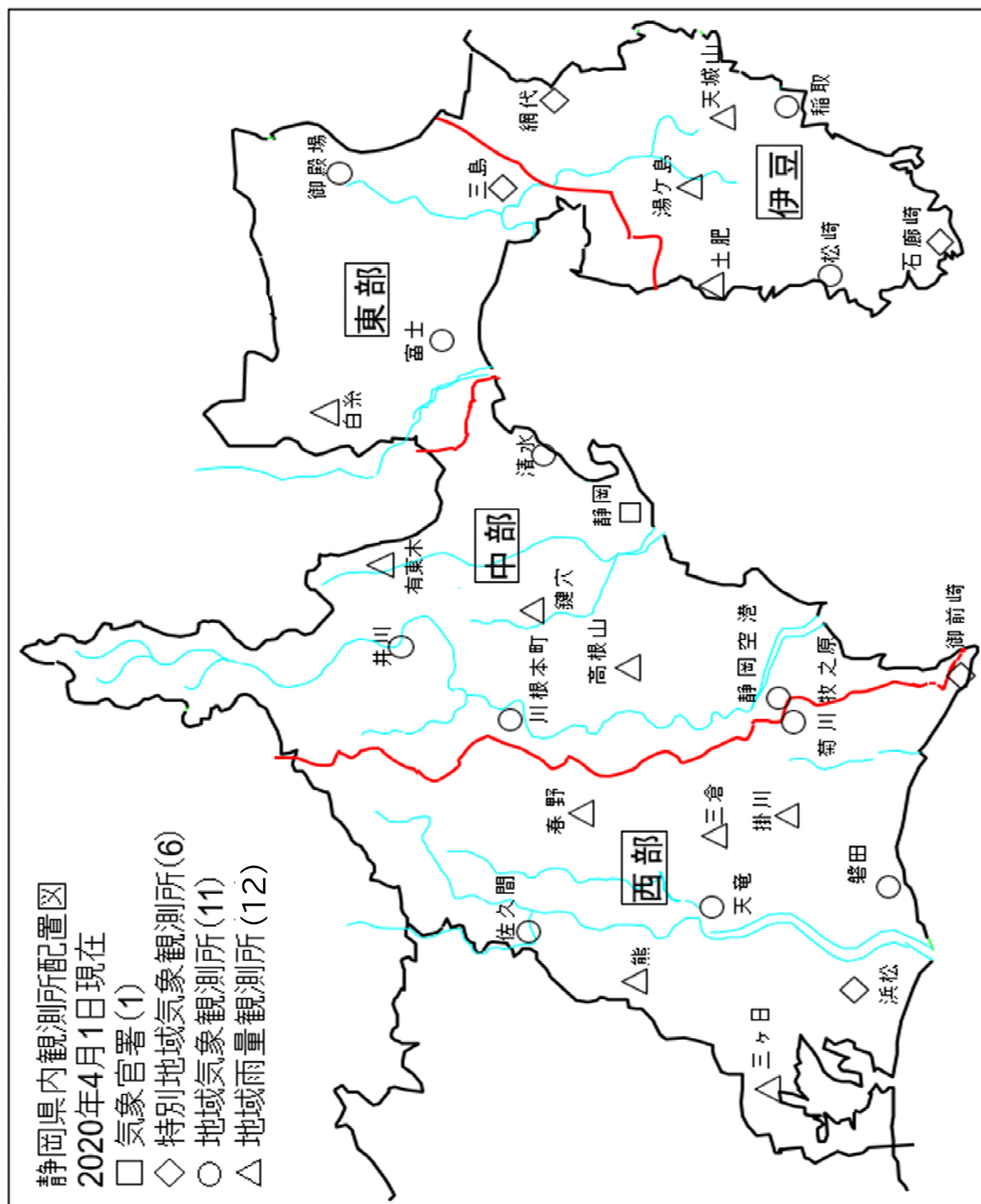


図. 13-4 気象庁所管雨量観測所位置図

第 1 4 表 水位観測所一覧表

表. 14-1 静岡県の水水位観測所数一覧

水 防 区			下 田	熱 海	沼 津	富 士	静 岡	島 田	袋 井	浜 松	計
静岡県 所管	テレメータ 水位計	土 木	10	5	21	13	22	17	31	28	147
		そ の 他				6			3	4	13
	自 記 水 位 計							1			1
	小計		10	5	21	19	22	18	34	32	161
	危機管理型 水位計	制御型	6	10	27	6	8	13	18	10	98
		自律型	1		2	1	1	4	2	1	12
		小計	7	10	29	7	9	17	20	11	110
	水門水位計		8		6	2	4	28	4	3	55
国土交通省所管水位計					9	2	3	2	8	4	28
計			25	15	65	30	38	65	66	50	354

表. 14-2 静岡県所管水位観測所一覧表

備考：（ ）内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水 防 区	連 番	対 象 番 号	観測所	観測所 よみ	流 域 河 川	位 置			水 位				観測開始 年月日	種別	管理者		サ イ ポ ス ト	公 開	デ ー タ 放 送
						郡 市	区 町	大 字	水防団 待 機 (通報)	氾 濫 注 意 (警戒)	避 難 判 断	氾 濫 危 険 (危険)			所 属	電 話			
下田	1	1	本郷橋	ほんごう ばし	稲生沢川	下田市		高 馬	2.00	3.00		3.90	S49.1.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 24-2117	水	○	○
下田	2	2	前原橋	まえはら ばし	青野川	賀茂郡	南伊豆町	下 賀 茂	1.60	1.80	2.60	3.10	S37.1.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 24-2117	水	○	○
下田	3	3	伏倉橋	しくら ばし	那賀川	賀茂郡	松崎町	桜 田	0.70	1.70	1.80	1.90	S27.4.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 24-2117	水	○	○
下田	4	4	宇久須	うぐす	宇久須川	賀茂郡	西伊豆町	宇 久 須	1.00	2.00			S33.4.1 (S58.4.1)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 24-2117	水	○	○
下田	5	5	峰大橋	みね おおはし	河津川	賀茂郡	河津町	峰	1.50	2.50	3.10	3.30	(S60.4.1)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 24-2117	水	○	○
下田	6	6	築地橋	つじい ばし	仁科川	賀茂郡	西伊豆町	仁 科	1.70	2.10	2.20	2.90	(H7.4.14)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 24-2117	水	○	○
下田	7	7	深根橋	ふかね ばし	稲生沢川	下田市		箕 作	1.50	2.60		4.30	(H7.4.12)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 24-2117	水	○	○
下田	8	8	岩殿	いわどの	青野川	賀茂郡	南伊豆町	石 井					(H18)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 24-2117	ダ	○	○
下田	9	9	青野大師 ダム	あおのだ いしだむ	青野川	賀茂郡	南伊豆町	青 野					(H18)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 62-5085	ダ	○	○
下田	10	10	岩科	いわしな	岩科川	賀茂郡	松崎町	岩科南側					(H24.4.1)	自記 (テレ)	下田 土木	0558- 24-2117	河	○	○
熱海	1	1	和泉橋	いずみ ばし	伊東大川	伊東市		岡	(1.00)	(1.50)			S42.1.1 (H27.4.1)	自記 (テレ)	熱海 土木	0557- 82-9176	水	○	○
熱海	2	2	岡橋	おかばし	伊東大川	伊東市		桜木町	5.10	5.50	5.80	6.10	(S63.10.1)	自記 (テレ)	熱海 土木	0557- 82-9176	水	ダ	○
熱海	3	3	大川	おおかわ	伊東大川	伊東市		鎌 田	(7.20)	(7.70)			(S63.7.15)	自記 (テレ)	熱海 土木	0557- 82-9176	水	ダ	○
熱海	4	4	白川橋	しらかわ ばし	伊東大川	伊東市		荻	6.72	6.75			(S63.10.1)	自記 (テレ)	熱海 土木	0557- 82-9176	水	ダ	○
熱海	5	5	奥野ダム	おくの だむ	伊東大川	伊東市		鎌 田					(S63.10.1)	自記 (テレ)	熱海 土木	0557- 82-9176	ダ	○	○
沼津	1	1	嵯峨沢橋	さがさわ ばし	狩野川	伊豆市		市 山	2.00	2.50	3.20	3.90	S60.3.9 (S60.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	2	2	梅木橋	うめき ばし	大見川	伊豆市		梅 木	1.80	2.70	3.10	3.40	S60.3.11 (S60.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	3	3	下神川橋	しもかん がわばし	大場川	三島市		加茂川町	2.00	2.50		4.00	S60.2.14 (S60.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	4	5	観音橋	かんのん ばし	来光川	田方郡	函南町	上 沢	1.40	1.70		1.90	(H13.2)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	5	7	花園橋	はなぞの ばし	黄瀬川	裾野市		佐 野	2.30	2.80		3.10	(S60.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	6	8	金山橋	きんざん ばし	山 川	伊豆市		土 肥	1.30	2.25	2.40	2.60	S.45 (H28.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	7	9	小山	おやま	鮎沢川	駿東郡	小山町	藤 曲	1.50	1.90	2.09	2.28	(S60.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	8	10	今沢橋	いまざわ ばし	沼 川	沼津市		今 沢	1.50	2.00			S52.6.24 (S60.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	9	11	丸子橋	まるこ ばし	新中川	沼津市		東間門	1.50	1.80	1.80	2.73	(H2.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	10	12	青木橋	あおき ばし	大場川	駿東郡	長泉町	中土狩	2.80	3.20		3.40	(H4.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○
沼津	11	13	千福	せんぷく	佐野川	裾野市		千 福	(2.75)	(4.20)			(H8.4.11)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○

備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	連番	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域川	位置			水位				観測開始 年月日	種別	管理者		用途	サイ ボ ス	公 開	デ ー タ 放 送
						郡 市	区 町	大 字	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断	氾濫 危険 (危険)			所 属	電 話				
沼津	12	14	松の木橋	まつのき ばし	柿沢川	田方郡	函南町	畑毛	(2.60)	(4.40)			(H8.4.2)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○	
沼津	13	15	青野	おおの	高橋川	沼津市		青野	1.00	1.80	2.20	3.00	(H19.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○	○
沼津	14	16	小坂	おさか	戸沢川	伊豆の 国市		小坂					(H19.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	河	○	○	
沼津	15	17	中條橋	ちゅうじょう ばし	韭山古川	伊豆の 国市		中條					(H19.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	河	○	○	
沼津	16	18	宗光寺橋	そうこうじ ばし	宗光寺川	伊豆の 国市		宗光寺					(H19.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	河	○	○	
沼津	17	19	修善寺川 橋	しゅぜんじ がわばし	修善寺川	伊豆市		修善寺	1.60	2.30		2.50	(H19.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	水	○	○	
沼津	18	20	中央橋	ちゅうおう ばし	黄瀬川	御殿場 市		神 山					(H24)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	河	○	○	
沼津	19	21	間宮	まみや	函南 観音川	田方郡	函南町	間 宮					(H28.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	河	○	○	
沼津	20	22	中村橋	なかむら ばし	大場川	三島市		中					(H29.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	河	○	○	
沼津	21	23	下御殿橋	しもごてん ばし	御殿川	三島市		青 木					(H29.4.1)	自記 (テレ)	沼津 土木	055- 920-2213	河	○	○	
富士	1	1	潤井川橋	うるいがわ ばし	潤井川	富士市		蓼 原	1.80	2.30		3.80	S22.5.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	水	○	○	○
富士	2	2	山本橋	やまもと ばし	潤井川	富士市		天 間	(1.10)	(1.80)			(S60.3.15)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	水	○	○	
富士	3	3	河合橋	かわい ばし	沼 川	富士市		鈴 川	2.10	2.50		2.98	S45.4.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	水	○	○	
富士	4	4	上条	かみじょう	潤井川	富士宮 市		上 条	2.00	2.50			(S49.4.30)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	水	○	○	
富士	5	5	淀師	よどし	潤井川	富士宮 市		淀 師	2.20	2.70			(S49.4.30)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	水	○	○	
富士	6	6	黒田	くろだ	潤井川	富士宮 市		黒 田	2.20	2.70			S29.6.12 (H10.4.1)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	水	○	○	
富士	7	7	和田川	わだがわ	和 田 川	富士市		今 泉	0.92	1.72			(H3.2.4)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	水	○	○	
富士	8	8	本市場 新田	もといちば しん でん	潤井川	富士市		伝 法					(H19.3.23)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	河	○	○	
富士	9	9	伝法沢川	でんぼう さわがわ	伝法沢川	富士市		伝 法					(H19.3.23)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	河	○	○	
富士	10	10	伝法沢川 調整池	でんぼうさ わがわちよう せい いち	伝法沢川	富士市		伝 法					(H27.4.1)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	施	○	○	
富士	11	11	小潤井川	こうるい がわ	小潤井川	富士市		永 田 北 町	1.30	1.80		2.35	(H19.3.23)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	水	○	○	
富士	12	12	原田橋	はらだ ばし	滝 川	富士市		原 田					(H23.9.27)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	河	○	○	
富士	13	13	花守橋	はなもり ばし	赤淵川	富士市		中 里	1.33	2.84	3.19	3.34	(H23.9.27)	自記 (テレ)	富士 土木	0545- 65-2237	河	○	○	
富士	14	14	横手沢 (農)	よこてざわ (のう)	芝 川	富士宮 市		内 野	0.90	1.40	1.60	1.80		自記 (テレ)	富士 農林	0545- 65-2201	水 ダ	○	○	
富士	15	15	佐折 (農)	さおり (のう)	大倉川	富士宮 市		半 野						自記 (テレ)	富士 農林	0545- 65-2201	ダ	○	○	
富士	16	16	大倉川 ダム(農)	おおくら がわだむ (のう)	大倉川	富士宮 市		精進川						自記 (テレ)	富士 農林	0545- 65-2201	ダ	○	○	
富士	17	17	川久保 (農)	かわくぼ (のう)	大倉川	富士宮 市		坂 林						自記 (テレ)	富士 農林	0545- 65-2201	ダ	○	○	
富士	18	18	安居山 (農)	あごやま (のう)	芝 川	富士宮 市		猫 沢	0.30	0.90	1.80	2.10		自記 (テレ)	富士 農林	0545- 65-2201	水 ダ	○	○	
富士	19	19	佐折下流 (農)	さおりか りゅう (のう)	大倉川	富士宮 市		半 野						自記 (テレ)	富士 農林	0545- 65-2201	ダ	○	○	
静岡	1	1	興津	おきつ	興津川	静岡市	清水区	興津東町	1.40	1.70		2.30	S27.8.1 (S63.6.26)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	
静岡	2	2	和田島橋	わだしま ばし	興津川	静岡市	清水区	和田島	2.20	2.60		2.90	S45.5.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	
静岡	3	3	江尻	えじり	巴 川	静岡市	清水区	江尻町	1.60	2.00			S35.7.1 (H5.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水 施	○	○	
静岡	4	4	能島	のうじま	巴 川	静岡市	清水区	能 島	2.56	3.16		3.40	S27.9.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	○
静岡	5	5	楠	くすのき	巴 川	静岡市	清水区	長 崎	4.73	5.33			S35.7.1 (H11.8.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水 施	○	○	
静岡	6	6	上土	あげつち	巴 川	静岡市	葵 区	上 土 二 丁 目	2.20	2.70		3.00	S27.9.1 (S62.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	○

備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	連番	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域川	位置			水位				観測開始 年月日	種別	管理者		用途	サイ ボ ス	公 開	デ ー タ 放 送
						郡 市	区 町	大 字	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断	氾濫 危険 (危険)			所 属	電 話				
静岡	7	7	麻機南	あさばた みなみ	巴 川	静岡市	葵 区	平 柳	7.20	7.70			(S60.4.15)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	
静岡	8	8	麻機第3	あさばた だいさん	巴 川	静岡市	葵 区	野 文					S57.1.1 (H13.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	施	○	○	
静岡	9	9	麻機第4	あさばた だいよん	巴 川	静岡市	葵 区	平 柳	6.60	7.10			(S60.4.15)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水 施	○	○	
静岡	10	10	玉川	たまかわ	安 倍 中河内川	静岡市	葵 区	落 合	1.70	2.00			S27.9.7 (H10.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	
静岡	11	11	水梨橋	みずなし ばし	長 尾 川	静岡市	葵 区	瀬 名 三 丁 目	1.60	2.20		2.30	S52.4.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	○
静岡	12	12	平山	ひらやま	長 尾 川	静岡市	葵 区	平 山					S63.6.11 (H19.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	河	○	○	
静岡	13	13	分流部 上流	ぶんりゅう ぶじょう りゅう	巴 川	静岡市	駿 河 区	古 庄 二 丁 目					(H11.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	施	○	○	
静岡	14	14	分流部 下流	ぶんりゅう ぶかりゅう	巴 川	静岡市	駿 河 区	古 庄 二 丁 目					(H11.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	施	○	○	
静岡	15	15	大谷	おおや	大 谷 川 放水路	静岡市	駿 河 区	片 山	(3.40)	(4.70)			(S60.4.5)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	
静岡	16	16	分流堰 地点	ぶんりゅう ぜき ちてん	大 谷 川 放水路	静岡市	駿 河 区	古 庄 二 丁 目					(H11.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	施	○	○	
静岡	17	17	横山	よこやま	安 倍 川	静岡市	葵 区	横 山	(2.00)	(2.50)			(S60.3.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	
静岡	18	18	富沢橋	とんざわ ばし	藁 科 川	静岡市	葵 区	富 沢	2.80	4.00		4.08	(S60.3.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	
静岡	19	19	丸子	まりこ	丸 子 川	静岡市	駿 河 区	丸 子 七 丁 目	1.40	2.40		2.70	(S60.3.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	○
静岡	20	20	丸子川橋	まりこがわ ばし	丸 子 川	静岡市	駿 河 区	桃 園 町					(H19.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	河	○	○	
静岡	21	21	庵原	いはら	庵 原 川	静岡市	清 水 区	尾 羽	2.30	3.00		3.20	(H24.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	水	○	○	
静岡	22	22	足久保	あしくぼ	足久保川	静岡市	葵 区	足久保口 組	0.78	1.22		1.43	(H24.4.1)	自記 (テレ)	静岡 土木	054- 286-9326	河	○	○	
島田	1	1	入江橋	いりえ ばし	瀬 戸 川	焼津市		駅 北 四 丁 目	2.10	2.70			S13.6.10 (S60.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	○
島田	2	2	勝草橋	かちくさ ばし	瀬 戸 川	藤枝市		志 太 三 丁 目	1.50	2.00	2.25	2.60	S42.7.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	○
島田	3	3	助宗橋	すけむね ばし	瀬 戸 川	藤枝市		助 宗	(1.20)	(1.90)			S13.8.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	
島田	4	4	八幡橋	やはた ばし	葉 梨 川	藤枝市		鬼 島	2.70	3.00	3.40	3.96	S13.8.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	○
島田	5	5	横内橋	よこうち ばし	朝比奈川	藤枝市		横 内	1.80	2.50	2.80	3.40	S13.8.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	○
島田	6	6	新道橋	しんどう ばし	栃 山 川	焼津市		大 島	1.30	2.10	2.40	2.92	S60.3.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	○
島田	7	7	駿遠橋	すんえん ばし	大 井 川	島田市		川 根 町 家 山	3.00	3.50	3.90	4.32	S13.1.1 (S60.4.23)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	
島田	8	8	大代川橋	おおじろ がわばし	大 代 川	島田市		金 谷 扇 町	1.08	2.18	2.64	2.97	S33.4.1 (S60.4.23)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	
島田	9	9	栃山橋	とちやま ばし	大津谷川	島田市		阿知ヶ谷	1.10	1.79	2.06	2.24	(S52.5.20)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	
島田	10	10	中徳橋	ちゅうとく ばし	大 井 川	榛原郡	川根本町	上 長 尾	3.50	4.40	4.80	5.20	(H4.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	
島田	11	11	川根大橋	かわね おおはし	大 井 川	榛原郡	川根本町	千 頭	2.70	3.30	4.00	4.52	(H5.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	
島田	12	12	千草橋	ちぐさ ばし	湯 日 川	榛原郡	吉 田 町	神 戸	1.20	1.70	1.90	2.00	S29.9.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	○
島田	13	13	深谷橋	ふかや ばし	勝間田川	牧之原 市		勝 俣	2.20	2.80	3.10	3.40	(S60.3.20)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	○
島田	14	14	東中橋	ひがしなか ばし	萩 間 川	牧之原 市		大 江	1.70	2.20	2.50	3.10	S11.8.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	○
島田	15	15	坂口谷川 橋	さぐちや がわばし	坂口谷川	牧之原 市		細 江	2.10	2.40	2.70	3.20	(H19.4.1)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	○
島田	16	16	田中新橋	たなか しんばし	志太田中 川	焼津市		高 新 田					H18.4.1 (H27.6.25)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	河	○	○	
島田	17	17	松久保橋	まつくぼ ばし	高 草 川	焼津市		小 浜					H20.4.1	自記	島田 土木	0547- 37-1035	水 河			
島田	18	18	一色	いっしき	木 屋 川	焼津市		一 色	1.30	1.50	1.70	1.90	(H23.4.28)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	
袋井	1	1	細田	さいだ	逆 川	掛川市		細 田	2.60	4.50	5.20	6.10	S27.9.1 (H14.3)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○

備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	連番	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域川	位置			水位				観測開始 年月日	種別	管理者		用途	サイ ボ ス	公 開	デ ー タ 放 送
						郡 市	区 町	大 字	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難 判断	氾濫 危険 (危険)			所 属	電 話				
袋井	2	2	吉岡橋	よしおか ばし	原野谷川	掛川市		吉 岡	2.70	3.20			S23.7.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○
袋井	3	3	山名	やまな	原野谷川	袋井市		袋 井	5.00	5.70	6.50	7.00	(S53.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○
袋井	4	4	沖之川	おきの がわ	沖之川	袋井市		川 井	3.00	3.50			S29.10.22 (H27.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	5	5	蟹田川下	かにたがわ した	蟹田川	袋井市		松袋井	1.80	2.30			S30.12.1 (H27.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	6	6	天方	あまがた	太田川	周智郡	森 町	森	1.40	1.90	2.40	2.80	S28.9.1 (S52.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○
袋井	7	7	吉川	よしかわ	太田川	周智郡	森 町	間 詰	1.50	2.00			S28.12.5 (H30.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	8	8	豊浜	とよはま	太田川	磐田市		豊 浜	2.60	2.90			S27.9.26 (S63.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	9	9	新貝	しんがい	太田川	磐田市		新 貝	3.00	3.50	4.30	4.60	T11.4.1 (S53.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○
袋井	10	10	福田	ふくで	仿僧川	磐田市		福 田	2.00	2.50			S27.9.1 (H14.3)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	11	11	鮫島橋	さめじま ばし	仿僧川	磐田市		鮫 島	2.00	2.50	3.20	3.40	S29.9.7 (H9.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○
袋井	12	12	中島	なかじま	今ノ浦川	磐田市		福 田 中 島	2.00	2.50			S29.9.7 (H30.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	13	13	今之浦橋	いまのうら ばし	今ノ浦川	磐田市		二之宮	2.00	2.50	3.20	3.60	S29.9.7 (S60.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○
袋井	14	14	金城橋	かねしろ ばし	逆 川	掛川市		金 城	3.50	4.00	4.50	4.90	S52.4.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○
袋井	15	15	上屋敷	かみやしき	倉真川	掛川市		上西郷	(2.90)	(3.40)			(S60.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	16	16	笠梅橋	かさうめ ばし	敷地川	磐田市		笠 梅	3.90	4.40	5.40	5.84	(S60.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○
袋井	17	17	昭和水門	しょうわ すいもん	弁財天川	袋井市		中新田	(2.50)	(3.00)			(H6.3.21)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	18	18	上神増	かみかんぞ	一雲済川	磐田市		上神増	(1.60)	(2.10)			(H6.3.8)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	19	20	上田橋	うえだ ばし	小笠沢川	袋井市		上田町					(H26.3.15)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	河	○	○	
袋井	20	21	彦島大橋	ひこじま おおはし	蟹田川	袋井市		彦 島	(2.80)	(3.30)			(H19.)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	21	22	江川橋	えがわ ばし	磐田久保 川	磐田市		二之宮	(1.20)	(1.70)			(H19.)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	22	23	白岩橋	しらいわ ばし	西方川	菊川市		加 茂	(3.30)	(3.80)			(H19.)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	23	24	竜田橋	かごた ばし	上小笠川	菊川市		中内田	(3.20)	(3.70)			(H19.)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	24	25	市場橋	いちば ばし	太田川	周智郡	森 町	飯 田					(H22.1.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	ダ	○	○	
袋井	25	26	円田	えんでん	太田川	周智郡	森 町	上川原					(H21.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	ダ	○	○	
袋井	26	27	雨垂橋	うたれ ばし	新野川	御前崎 市		佐 倉	1.10	1.80	2.00	2.40	S21.4.1 (S60.4.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	27	28	孕丹橋	ようたん ばし	原野谷川	掛川市		孕 石					(H22.6.10)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	施	○	○	
袋井	28	29	横手橋	よこて ばし	宇刈川	袋井市		久 能	1.80	2.70	2.80	3.20	(H23.3)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	
袋井	29	30	広愛大橋	こうあい おおはし	原野谷川	袋井市		愛 野					(H23.3)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	施			
袋井	30	31	原野谷川 ダム(農)	はらのや がわだむ (のう)	原野谷川	掛川市		萩 間		15.00				自記 (テレ)	中遠 農林	0538- 37-2290	ダ	○	○	
袋井	31	32	萩間(農)	はぎま (のう)	原野谷川	掛川市		萩 間		1.70				自記 (テレ)	中遠 農林	0538- 37-2290	ダ	○	○	
袋井	32	33	高山(農)	たかやま (のう)	原野谷川	掛川市		原 里		1.70				自記 (テレ)	中遠 農林	0538- 37-2290	ダ	○	○	
袋井	33	34	太田川 ダム	おおたが わだむ	太田川	周智郡	森 町	亀久保						自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	ダ	○	○	
袋井	34	35	常盤橋	ときわ ばし	三倉川	周智郡	森 町	大鳥居					H31.2.1 (H31.2.1)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	河	○	○	
浜松	1	1	双竜橋	そうりゅう ばし	二俣川	浜松市	天竜区	二俣町 二俣	2.00	2.50	4.71	4.96	(H5.4.1)	自記 (テレ)	浜松 土木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	2	2	相生橋	あいおい ばし	二俣川	浜松市	天竜区	山 東	1.70	2.20	3.12	3.45	(S60.4.23)	自記 (テレ)	浜松 土木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	3	3	両島橋	りょうじま ばし	阿多古川	浜松市	天竜区	両 島	2.00	2.50	2.70	3.10	S28.6.1 (H7.4.1)	自記 (テレ)	浜松 土木	053- 458-7268	水	○	○	

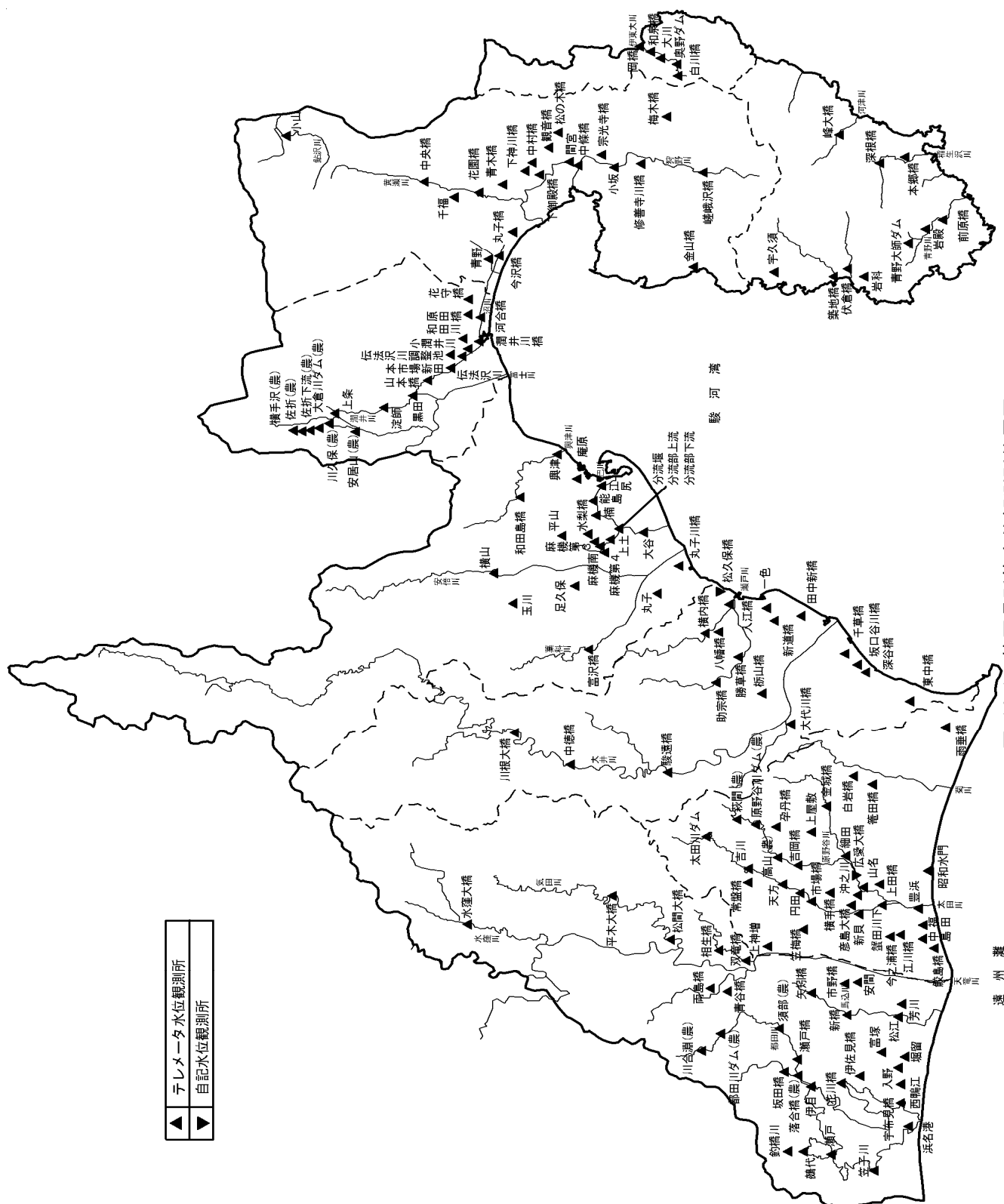
備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	連番	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域川	位置			水位				観測開始 年月日	種別	管理者		用途	サイ ボ ス	公 開	デ ー タ 放 送
						郡 市	区 町	大 字	水防団 待 機 (通報)	氾 濫 注 意 (警戒)	避 難 判 断	氾 濫 危 険 (危険)			所 属	電 話				
浜松	4	4	青谷橋	あおや ばし	阿多古川	浜松市	天 竜 区	青 谷	2. 41	2. 91			S49. 4. 1 (S60. 4. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	5	5	松間大橋	まつま おおはし	気 田 川	浜松市	天 竜 区	小 川	3. 58	4. 58			S42. 4. 1 (S60. 4. 23)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	6	6	水窪大橋	みさくぼ おおはし	水 窪 川	浜松市	天 竜 区	水 窪 町 奥 領 家	2. 77	3. 05	3. 83	4. 04	S45. 6. 1 (S60. 4. 23)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	7	7	平木大橋	ひらき おおはし	気 田 川	浜松市	天 竜 区	春 野 町 宮 川	3. 74	4. 74	5. 16	5. 38	(S60. 4. 23)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	8	8	松江	まつえ	馬 込 川	浜松市	中 央 区	中 央 3 丁 目	2. 20	3. 00	3. 15	3. 40	S42. 4. 1 (S60. 4. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	○
浜松	9	9	新橋	しんばし	馬 込 川	浜松市	中 央 区	有玉南町	2. 20	3. 10			S40. 4. 1 (S60. 4. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	10	10	安間	あんま	安 間 川	浜松市	中 央 区	安 新 町	1. 80	2. 10	2. 15	2. 40	S40. 4. 1 (S60. 4. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	○
浜松	11	11	入野	いりの	新 川	浜松市	中 央 区	入 野 町	0. 70	1. 00			S40. 3. 25 (H15. 2. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	12	12	西鴨江	にしかもえ	新 川	浜松市	中 央 区	西鴨江町	1. 20	1. 50			S40. 4. 1 (H18. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	13	13	堀留	ほりどめ	堀 留 川	浜松市	中 央 区	入 野 町	(2. 10)	(2. 40)			(S60. 4. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	14	14	花川橋	はなかわ ばし	花 川	浜松市	中 央 区	和 地 町	1. 20	1. 50			S40. 4. 1 (H18. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	15	15	宇布見橋	うぶみ ばし	新 川	浜松市	中 央 区	雄 踏 町 宇 布 見	(2. 00)	(2. 50)			S50. 11. 1 (S60. 4)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	16	16	伊佐見橋	いさみ ばし	伊佐地川	浜松市	中 央 区	伊左地町	1. 70	1. 90			S40. 4. 1 (H18. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	17	17	富塚	とみつか	段 子 川	浜松市	中 央 区	富 塚 町	(2. 50)	(3. 00)			S49. 9. 1 (H11. 4. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	18	18	須部(農)	すべ (のう)	都 田 川	浜松市	浜 名 区	都 田 町	4. 50	5. 00			S29. 3. 1 (S62. 2. 20)	自記 (テレ)	西 部 農 林	053- 458-7224	水 ダ	○	○	
浜松	19	19	落合橋 (農)	おちあい ばし(のう)	都 田 川	浜松市	浜 名 区	細 江 町 中 川	2. 50	2. 70	2. 80	3. 10	S29. 3. 1 (S62. 2. 20)	自記 (テレ)	西 部 農 林	053- 458-7224	水 ダ	○	○	○
浜松	20	20	瀬戸橋	せとばし	都 田 川	浜松市	浜 名 区	細 江 町 中 川	5. 04	5. 54	5. 75	6. 75	S29. 3. 1 (H18. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	○
浜松	21	21	浜名港	はまな こう	都 田 川	湖西市		新 居 町 新 居	1. 20	1. 50			S29. 9. 27 (H18. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	22	22	伊目	いめ	都 田 川	浜松市	浜 名 区	細 江 町 氣 賀	1. 20	1. 50			S52. 5. 14 (H18. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	23	23	鶴代	ぬえしろ	釣 橋 川	浜松市	浜 名 区	三ヶ日町 鶴 代	1. 00	1. 30			S50. 5. 10 (H18. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	24	24	釣橋川	つりばし がわ	釣 橋 川	浜松市	浜 名 区	三ヶ日町 岡 本	1. 60	2. 00	2. 10	2. 35	(S60. 4. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	25	25	瀬戸	せと	都 田 川	湖西市		横 山	1. 50	2. 00			S52. 5. 18 (H18. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	26	26	坂田橋	さかた ばし	井伊谷川	浜松市	浜 名 区	引 佐 町 井 伊 谷	0. 90	1. 90	2. 40	2. 95	S57. 5. 31 (S60. 2. 13)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	○
浜松	27	27	芳川	ほうがわ	芳 川	浜松市	中 央 区	植 松 町	2. 00	2. 35	2. 45	2. 80	(S60. 4. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	○
浜松	28	28	都田川 ダム(農)	みやこだ がわだむ (のう)	都 田 川	浜松市	浜 名 区	引 佐 町 東 久 留 女 木					(S58. 3)	自記 (テレ)	西 部 農 林	053- 458-7224	ダ	○	○	
浜松	29	29	川合淵 (農)	かわいぶち (のう)	都 田 川	浜松市	浜 名 区	引 佐 町 西 久 留 女 木					(S58. 3)	自記 (テレ)	西 部 農 林	053- 458-7224	ダ	○	○	
浜松	30	30	笠子川	かさこ がわ	笠 子 川	湖西市		吉 美	(1. 40)	(2. 10)			(H4. 4. 1)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	水	○	○	
浜松	31	31	矢矧橋	やはぎ ばし	馬 込 川	浜松市	浜 名 区	平 口					(H21. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	河	○	○	
浜松	32	32	市野橋	いちの ばし	安 間 川	浜松市	中 央 区	市 野 町					(H21. 3)	自記 (テレ)	浜 松 土 木	053- 458-7268	河	○	○	

各水防区における水位観測所の位置は図. 14-1(P. 486)及び巻末水防計画書附図を参照

対象番号は、固有番号である為、欠番が生じることがある。

用途 水：水防用、河：河川管理用、ダ：ダム用、施：施設管理用



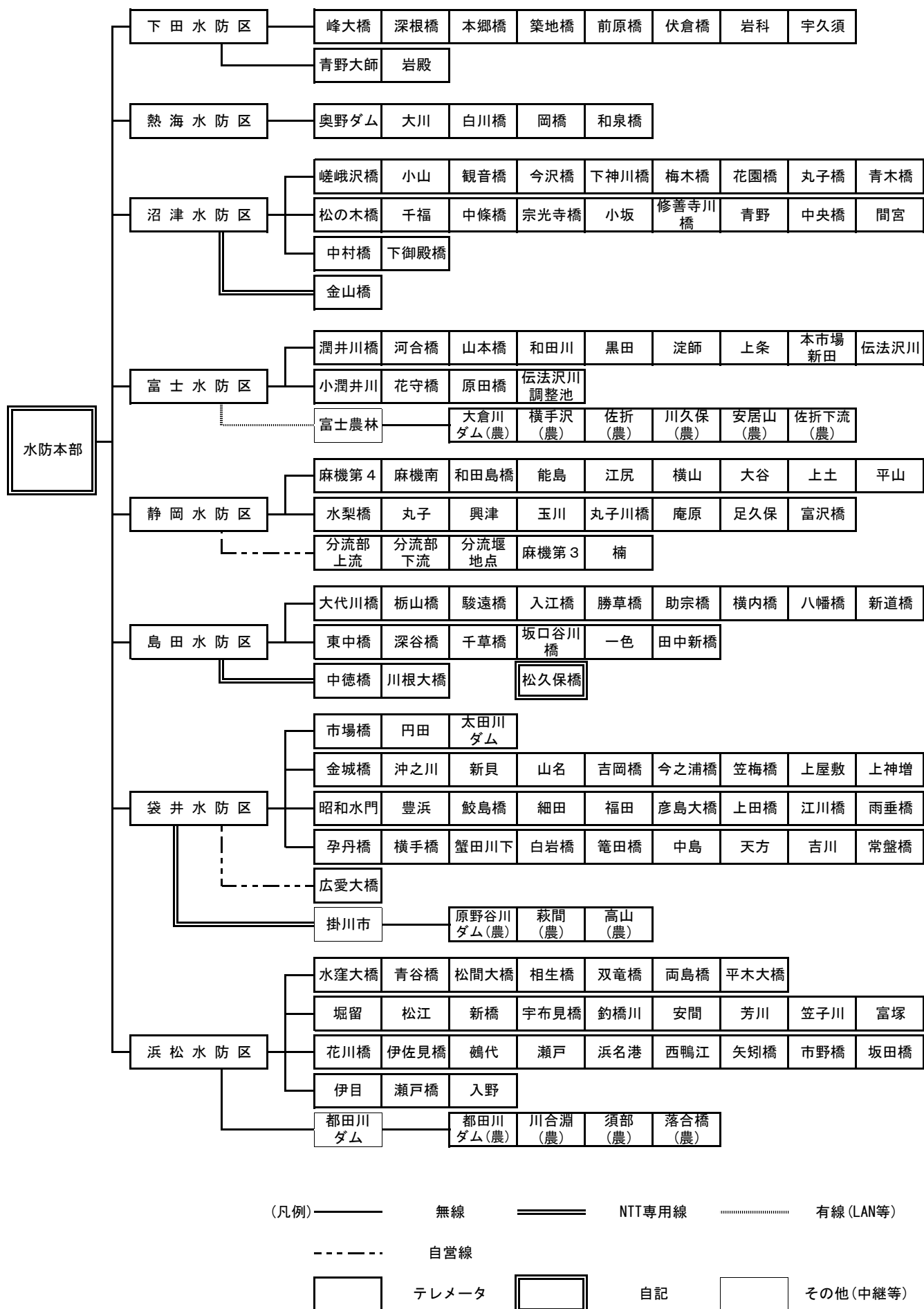


図. 14-2 静岡県所管水位通報系統図

表. 14-3 静岡県所管危機管理型水位観測所一覧表

水防区	連番	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域川	位置			水位		観測開始 年月日	種別	管理者		設置 目的	公 開
						郡 市	区 町	大 字	観測 開始 (TP) (m)	氾濫開 始相当 (TP) (m)			所 属	電 話		
下田	1	K01	大川上橋	おおかわ うえはし	稲取大川	賀茂郡	東伊豆町	稲 取	3.96	5.31	H31.2.1	洪水時 (制御型)	下田 土木	0558- 24-2117	市	○
下田	2	K02	敷根川	しきねがわ	敷根川	下田市		敷 根	4.07	4.54	H31.2.1	洪水時 (制御型)	下田 土木	0558- 24-2117	A	○
下田	3	K03	平滑川	ひらなめ がわ	平滑川	下田市		六 丁 目	2.36	3.05	H31.2.1	洪水時 (制御型)	下田 土木	0558- 24-2117	A	○
下田	4	K04	石田橋	いしばし	大賀茂川	下田市		吉佐美	1.53	2.65	H31.2.1	洪水時 (制御型)	下田 土木	0558- 24-2117	A	○
下田	5	K05	二条橋	にじょう ばし	差田川	賀茂郡	南伊豆町	二 條	14.59	15.67	H31.2.1	洪水時 (制御型)	下田 土木	0558- 24-2117	B	○
下田	6	K06	中木 4号橋	なかぎよん ごうきょう	中木川	賀茂郡	南伊豆町	入 間	1.77	2.85	H31.2.1	洪水時 (制御型)	下田 土木	0558- 24-2117	浸	○
下田	7	T01	白田橋	しらたばし	白田川	賀茂郡	東伊豆町	白 田	13.21	15.58	R2.10.1	常時 (自律型)	下田 土木	0558- 24-2117	浸	○
熱海	1	K01	逢初川	あいぞめが わ	逢初川	熱海市		伊豆山	156.80	157.08	R2.8.7	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557- 82-9176	A	○
熱海	2	K02	小嵐橋	こあらし はし	熱海 和田川	熱海市		小嵐町	50.47	51.52	R3.4.1	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557- 82-9176	B	○
熱海	3	K03	伊東仲川	いとう なかがわ	伊東仲川	伊東市		宇佐美	15.32	16.79	H31.2.1	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557- 82-9176	浸	○
熱海	4	K04	上宿橋	かみじゆく ばし	糸 川	熱海市		上宿町	31.35	32.21	H31.2.1	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557- 82-9176	市	○
熱海	5	K05	水口橋	みずぐち ばし	初 川	熱海市		清水町	17.03	18.17	H31.2.1	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557- 82-9176	B	○
熱海	6	K06	郷戸橋	ごうど はし	烏 川	伊東市		宇佐美	9.52	10.63	H31.2.1	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557- 82-9176	浸	○
熱海	7	K07	桜田橋	さくらだ ばし	水神川	熱海市		下多賀	7.61	8.55	H31.2.1	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557- 82-9176	市	○
熱海	8	K08	落合橋	おちあい ばし	千歳川	熱海市		泉元宮上 分	89.09	90.47	H31.2.1	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557- 82-9176	A	○
熱海	9	K09	小川橋	おがわ ばし	寺田川	伊東市		岡広町	13.09	13.97	H31.2.1	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557- 82-9176	A	○
熱海	10	K10	本郷川	ほんごう がわ	本郷川	伊東市		馬場町 二丁目	10.11	10.83	H31.2.1	洪水時 (制御型)	熱海 土木	0557-82- 9176	A	○
沼津	1	K01	長尾橋	ながおばし	泉 川	裾野市		久 根	153.91	155.21	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	B	○
沼津	2	K02	宮脇橋	みやわき ばし	梅の木沢 川	駿東郡	長泉町	南一色	82.38	84.20	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	B	○
沼津	3	K03	小山田川	おやまだ がわ	小山田川	伊豆市		堀 切	50.84	52.59	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	浸	○
沼津	4	K04	緑 橋	みどりはし	観音川	沼津市		千本緑町 二丁目	1.93	3.21	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	浸	○
沼津	5	K05	境 川	さかいがわ	境 川	三島市		栄 町	26.90	27.56	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	B	○
沼津	6	K06	堂下橋	どうしも はし	堂 川	伊豆の国 市		長 崎	8.32	9.89	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	浸	○
沼津	7	K07	舞台下橋	ぶたい したはし	洞 川	伊豆の国 市		四日町	8.73	10.04	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	浸	○
沼津	8	K08	夏梅木橋	なつめぎ ばし	夏梅木川	三島市		谷 田	13.47	15.73	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	浸	○
沼津	9	K09	西川橋	にしかわ はし	西 川	御殿場市		駒 門	363.88	365.60	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	浸	○
沼津	10	K10	沼津江川	ぬまづ えがわ	沼津江川	沼津市		上香貫	1.00	1.85	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	B	○
沼津	11	K11	大沢川橋	おおさわが わばし	沼津 大沢川	沼津市		石 川	3.94	4.72	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	B	○
沼津	12	K12	野尻川	のじりがわ	野尻川	伊豆市		牧之郷	36.35	37.55	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	B	○
沼津	13	K13	大野橋	おおのばし	古 川	伊豆市		大 野	101.77	103.02	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	B	○
沼津	14	K14	島田橋	しまだばし	三島 山田川	三島市		川原ヶ谷	24.58	26.27	R3.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	B	○
沼津	15	K15	西 橋	にしはし	桃沢川	駿東郡	長泉町	元長窪	141.07	142.39	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	B	○
沼津	16	K16	堀切大橋	ほりきり おおはし	山田川	伊豆市		堀 切	52.19	54.31	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津 土木	055-920- 2213	浸	○

水防区	連番	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域川	位置			水位		観測開始 年月日	種別	管理者		設置 目的	公 開
						郡 市	区 町	大 字	観測 開始 (TP) (m)	氾濫開 始相当 (TP) (m)			所 属	電 話		
沼津	17	K17	登 橋	のぼるばし	吉 奈 川	伊豆市		吉 奈	170.43	171.74	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	B	○
沼津	18	K18	日吉橋	ひよしばし	浪人川	沼津市		大 岡	2.93	3.87	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	浸	○
沼津	19	K19	寸場橋	すんじょう はし	小土肥 大 川	伊豆市		小土肥	12.13	13.65	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	B	○
沼津	20	K20	佐野川橋	さのかわ はし	小 山 佐野川	駿東郡	小山町	大胡田	404.17	406.37	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	浸	○
沼津	21	K21	京塚原橋	きょうつか はらばし	小 山 川	御殿場市		萩 原	458.89	459.72	R3.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	浸	○
沼津	22	K22	上須川橋	かみすがわ ばし	須 川	駿東郡	小山町	藤 曲	303.08	305.45	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	浸	○
沼津	23	K23	六 合 橋	ろくごう はし	野 沢 川	駿東郡	小山町	藤 曲	259.72	261.59	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	浸	○
沼津	24	K24	天 澄 橋	てんすみ はし	陰 野 川	沼津市		内浦重須	2.36	3.57	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	浸	○
沼津	25	K25	沢 海 川	たくみがわ	沢 海 川	沼津市		戸 田	2.41	3.07	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	浸	○
沼津	26	K26	吉 妻 橋	よしつま はし	西浦河内 川	沼津市		西浦木負	0.92	2.41	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	浸	○
沼津	27	K27	水 口 川	みのぐち がわ	水 口 川	伊豆市		土 肥	15.72	16.64	H31.4.1	洪水時 (制御型)	沼津土木	055-920-2213	浸	○
沼津	28	T01	新深沢橋	しんふかさ わばし	深 沢 川	伊豆の国 市		三 福	38.32	40.44	R1.12.1	常 時 (自律型)	沼津土木	055-920-2213	市	○
沼津	29	T02	平 戸 橋	ひらどばし	大 川	沼津市		戸 田	12.26	13.70	R1.12.1	常 時 (自律型)	沼津土木	055-920-2213	市	○
富士	1	K01	下 稲 子 橋	しもいなこ はし	稲 子 川	富士宮市		下 稲 子	79.70	82.39	H31.3.1	洪水時 (制御型)	富士土木	0545-65-2237	浸	○
富士	2	K02	権田給橋	げんたきゆ うはし	江尾江川	富士市		境	2.26	3.14	H31.3.1	洪水時 (制御型)	富士土木	0545-65-2237	A	○
富士	3	K03	五斗目木橋	ごためき はし	五斗目木 川	富士宮市		猪之頭	682.89	684.17	H31.3.1	洪水時 (制御型)	富士土木	0545-65-2237	浸	○
富士	4	K04	江 川 橋	えがわはし	田子江川	富士市		川成島	1.20	1.96	H31.3.1	洪水時 (制御型)	富士土木	0545-65-2237	B	○
富士	5	K05	川原下橋	かわらしも ばし	田 宿 川	富士市		宇東川西 町	2.04	3.11	H31.3.1	洪水時 (制御型)	富士土木	0545-65-2237	B	○
富士	6	K06	桔 梗 橋	ききょう ばし	富士早川	富士市		森 島	9.41	10.96	H31.3.1	洪水時 (制御型)	富士土木	0545-65-2237	B	○
富士	7	T01	舞々木橋	まいまいぎ はし	弓 沢 川	富士宮市		大 岩	208.14	210.00	R1.10.1	常 時 (自律型)	富士土木	0545-65-2237	市	○
静岡	1	K01	内 牧 橋	うちまき はし	内 牧 川	静岡市	葵 区	内 牧	55.19	56.34	H31.3.1	洪水時 (制御型)	静岡土木	054-286-9326	A	○
静岡	2	K02	久 住 橋	くずみはし	久住谷川	静岡市	葵 区	羽 鳥 七丁目	45.40	46.35	H31.3.1	洪水時 (制御型)	静岡土木	054-286-9326	A	○
静岡	3	K03	油 山	ゆやま	油 山 川	静岡市	葵 区	油 山	97.04	97.80	H31.3.1	洪水時 (制御型)	静岡土木	054-286-9326	B	○
静岡	4	K04	船 原 橋	ふなばら はし	大 沢 川	静岡市	清水区	船 原 一丁目	6.82	7.96	H31.3.1	洪水時 (制御型)	静岡土木	054-286-9326	A	○
静岡	5	K05	東瀬名橋	ひがしせな はし	瀬名新川	静岡市	葵 区	東瀬名町	10.64	11.26	H31.3.1	洪水時 (制御型)	静岡土木	054-286-9326	B	○
静岡	6	K06	瀬名中央	せな ちゅうおう	継 川	静岡市	葵 区	瀬名中央 二丁目	10.82	11.53	H31.3.1	洪水時 (制御型)	静岡土木	054-286-9326	A	○
静岡	7	K07	汐 止 橋	しおどめ はし	小 坂 川	静岡市	駿 河 区	用 宗 小石町	1.57	3.13	H31.3.1	洪水時 (制御型)	静岡土木	054-286-9326	浸	○
静岡	8	K08	向田川橋	むかいだが わばし	向 田 川	静岡市	清水区	蒲原新田 一丁目	6.06	7.81	H31.3.1	洪水時 (制御型)	静岡土木	054-286-9326	市	○
静岡	9	T01	正 月 橋	しょうがつ ばし	由 比 川	静岡市	清水区	由 比 東山寺	20.34	22.36	R1.12.1	常 時 (自律型)	静岡土木	054-286-9326	市	○
島田	1	K01	新黒石橋	しんくろい しばし	黒 石 川	焼津市		大 住	6.21	7.30	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田土木	0547-37-1035	A	○
島田	2	K02	滝 田 橋	たきたばし	相賀谷川	島田市		相 賀	106.93	108.40	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田土木	0547-37-1035	A	○
島田	3	K03	平 成 橋	へいせい ばし	尾 川	島田市		落 合	61.09	62.65	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田土木	0547-37-1035	A	○
島田	4	K04	石 上 橋	いしがみ ばし	笹 間 川	島田市		川根町 笹間上	266.10	268.55	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田土木	0547-37-1035	B	○
島田	5	K05	水 神 橋	すいじん ばし	新 堀 川	島田市		金谷東 二丁目	65.86	67.85	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田土木	0547-37-1035	浸	○

水防区	連番	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域川	位置			水位		観測開始 年月日	種別	管理者		設置 目的	公 開
						郡 市	区 町	大 字	観測 開始 (TP) (m)	氾濫開 始相当 (TP) (m)			所 属	電 話		
島田	6	K06	御見橋	おんみばし	石脇川	焼津市		浜当目 1丁目	1.15	1.70	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田 土木	0547- 37-1035	B	○
島田	7	K07	寺前橋	てらまえ はし	市場川	藤枝市		西方	45.20	46.24	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田 土木	0547- 37-1035	B	○
島田	8	K08	問屋橋	とんやはし	内瀬戸谷 川	藤枝市		東町	19.55	21.25	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田 土木	0547- 37-1035	浸	○
島田	9	K09	西ノ谷橋	にしのや ばし	東光寺谷 川	島田市		阿知ヶ谷	45.32	46.29	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田 土木	0547- 37-1035	A	○
島田	10	K10	上小杉	かみこすぎ	成案寺川	焼津市		上小杉	6.54	7.51	R4.4.1	洪水時 (制御型)	島田 土木	0547- 37-1035	B	○
島田	11	K11	須々木	すすき	須々木川	牧之原市		須々木	5.94	8.00	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田 土木	0547- 37-1035	B	○
島田	12	K12	相川	あいかわ	泉川	焼津市		相川	14.66	15.54	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田 土木	0547- 37-1035	B	○
島田	13	K13	松久保橋	まつくぼ はし	高草川	焼津市		小浜	2.78	4.29	H31.3.1	洪水時 (制御型)	島田 土木	0547- 37-1035	B	○
島田	14	T01	静居寺大橋	じょうこじ おおはし	伊太谷川	島田市		中溝町	60.77	62.26	H31.1.1	常時 (自律型)	島田 土木	0547- 37-1035	市	○
島田	15	T02	ふれあい橋	ふれあい ばし	川根 長尾川	榛原郡	川根本町	上長尾	225.81	228.58	H31.1.1	常時 (自律型)	島田 土木	0547- 37-1035	市	○
島田	16	T03	貝立橋	かいだて はし	岡部川	藤枝市		岡部町 岡部	21.17	22.98	H31.1.1	常時 (自律型)	島田 土木	0547- 37-1035	市	○
島田	17	T04	境橋	さかいばし	小石川	焼津市		三ヶ名	3.83	4.73	H31.1.1	常時 (自律型)	島田 土木	0547- 37-1035	市	○
袋井	1	K01	平尾橋	ひらおばし	稲荷部川	菊川市		中内田	10.23	11.50	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	浸	○
袋井	2	K02	坂下橋	さかしも はし	牛淵川	菊川市		牛淵	27.08	28.99	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	浸	○
袋井	3	K03	黒沢橋	くろさわ ばし	黒沢川	菊川市		下平川	5.63	7.07	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	市	○
袋井	4	K04	向田橋	むかいだ ばし	沢水加川	菊川市		沢水加	49.00	50.14	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	B	○
袋井	5	K05	谷広橋	やひろばし	菊川	菊川市		友田	43.87	45.60	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	A	○
袋井	6	K06	田川橋	たがわばし	上野部川	磐田市		上野部	31.04	32.70	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	B	○
袋井	7	K07	大久保橋	おおくぼ ばし	安久路川	磐田市		岩井	26.57	27.49	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	A	○
袋井	8	K08	掛下橋 側道橋	かけしたばし そくどうきょう	祝川	磐田市		一言	6.80	7.63	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	A	○
袋井	9	K09	連雀橋	れんじゃく ばし	神代地川	掛川市		連雀	24.07	26.07	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	浸	○
袋井	10	K10	海老島橋	えびじま はし	旧仿僧川	磐田市		海老島	2.13	3.57	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	B	○
袋井	11	K11	姥淵橋	うばふち ばし	倉西川	磐田市		東貝塚	1.40	2.23	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	浸	○
袋井	12	K12	谷中橋	やなかばし	小薮川	周智郡	森町	谷中	26.47	28.04	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	B	○
袋井	13	K13	半ノ池川橋	はんのいけ がわはし	半ノ池川	磐田市		中泉	2.82	4.14	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	A	○
袋井	14	K14	愛野橋	あいのばし	馬込沢川	袋井市		愛野南 一丁目	20.77	22.07	H31.3.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	浸	○
袋井	15	K15	一丁田橋	いっちょうだ ばし	小笠 高橋川	菊川市		高橋	6.10	8.02	R3.4.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	浸	○
袋井	16	K16	赤土	あかつち	江川	菊川市		赤土	4.54	6.03	R3.4.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	浸	○
袋井	17	K17	川上橋	かわかみ ばし	丹野川	菊川市		川上	15.73	17.52	R3.4.1	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	浸	○
袋井	18	K18	矢鯨橋	やくじらは し	垂木川	掛川市		下垂木	19.52	21.45	R4.8.16	洪水時 (制御型)	袋井 土木	0538- 42-3217	浸	○
袋井	19	T01	谷口橋	やぐちばし	一雲済川	磐田市		合代島	28.71	30.64	H31.2.1	常時 (自律型)	袋井 土木	0538- 42-3217	市	○
袋井	20	T02	下新橋	しもしん ばし	西大谷川	掛川市		西大淵	11.94	13.43	H31.2.1	常時 (自律型)	袋井 土木	0538- 42-3217	市	○
浜松	1	K01	井口橋	いぐちはし	相川	浜松市	天竜区	佐久間町 浦川	151.55	154.90	H31.3.1	洪水時 (制御型)	浜松 土木	053-458 -7268	浸	○
浜松	2	K02	原田橋	はらだはし	河内川	浜松市	天竜区	佐久間町 佐久間	133.02	135.82	H31.3.1	洪水時 (制御型)	浜松 土木	053-458 -7268	浸	○

水防区	連番	対象番号	観測所	観測所 よみ	流域川	位置			水位		観測開始 年月日	種別	管理者		設置 目的	公 開
						郡 市	区 町	大 字	観測 開始 (TP) (m)	氾濫開 始相当 (TP) (m)			所 属	電 話		
浜松	3	K03	篠原橋	しのはらはし	杉川	浜松市	天竜区	春野町豊岡	164.14	165.67	H31.3.1	洪水時(制御型)	浜松市	053-458-7268	B	○
浜松	4	K04	落合2号橋	おちあいにごうはし	西阿多古川	浜松市	天竜区	西藤平	66.32	68.46	H31.3.1	洪水時(制御型)	浜松市	053-458-7268	浸	○
浜松	5	K05	米沢川	よねさわがわ	米沢川	浜松市	天竜区	米沢	50.15	51.50	H31.3.1	洪水時(制御型)	浜松市	053-458-7268	B	○
浜松	6	K06	妙安寺橋	みょうあんじはし	入出太田川	湖西市		太田	3.24	4.94	H31.3.1	洪水時(制御型)	浜松市	053-458-7268	B	○
浜松	7	K07	森下橋	もりしたはし	宇利山川	浜松市	浜名区	三ヶ日町本岡	4.16	6.17	H31.3.1	洪水時(制御型)	浜松市	053-458-7268	浸	○
浜松	8	K08	大谷橋	おおやはし	都筑大谷川	浜松市	浜名区	三ヶ日町大谷	12.79	14.10	H31.3.1	洪水時(制御型)	浜松市	053-458-7268	B	○
浜松	9	K09	薬師谷橋	やくしやはし	東神田川	浜松市	中央区	神ヶ谷町	1.58	3.45	H31.3.1	洪水時(制御型)	浜松市	053-458-7268	B	○
浜松	10	K10	本坂橋	ほんざかはし	日比沢川	浜松市	浜名区	三ヶ日町坂本	18.50	20.37	H31.3.1	洪水時(制御型)	浜松市	053-458-7268	B	○
浜松	11	T01	西川	さいかわ	西川	浜松市	天竜区	龍山町大嶺	79.93	84.06	H31.2.1	常時(自律型)	浜松市	053-458-7268	市	○

各水防区における水位観測所の位置は図. 14-3 (P. 492) 及び巻末水防計画書附図を参照

対象番号のKは制御型(洪水時観測)、Tは自律型(常時観測)を示す。

水位の種類・内容については資料編第21表(P. 549)に示すとおりである。

対象番号は、固有番号である為、欠番が生じることがある。

自律型(常時観測)は、水位周知河川候補である。

設置目的 市:市町拠点、A:重要水防箇所A、B:重要水防箇所B、浸:浸水実績

表. 14-4 静岡県所管水門水位観測所一覧表

水防区	連番	観測所	流域河川	位置			水位		種別	観測区間	観測		
				郡市	区町	大字	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)			所属	氏名	電話
下田	1 2	五十鈴川水門 (内・外)	五十鈴川	賀茂郡	南伊豆町	子浦			自記 (テレ)	定時	下田土木	職員	0558-24-2117
下田	3 4	安良里浜川水門 (内・外)	安良里浜川	賀茂郡	西伊豆町	安良里			自記 (テレ)	定時	下田土木	職員	0558-24-2117
下田	5 6	前田川水門 (内・外)	前田川	賀茂郡	南伊豆町	湊			自記 (テレ)	定時	下田土木	職員	0558-24-2117
下田	7 8	殿田川水門 (内・外)	殿田川	賀茂郡	南伊豆町	妻良			自記 (テレ)	定時	下田土木	職員	0558-24-2117
沼津	1 2	牛臥水門 (内・外)	塚田川	沼津市		下香貫牛臥			自記 (テレ)	定時	沼津土木	職員	055-920-2213
沼津	3 4	八木沢大川水門 (内・外)	八木沢大川	伊豆市		八木沢			自記 (テレ)	定時	沼津土木	職員	055-920-2213
沼津	5 6	松原川水門 (内・外)	松原川	伊豆市		八木沢			自記 (テレ)	定時	沼津土木	職員	055-920-2213
富士	1 2	入道樋門 (内・外)	富士早川	富士市		宮島			自記 (テレ)	定時	富士土木	職員	0545-65-2237
静岡	1 2	大谷川水門 (内・外)	大谷川放水路	静岡市	駿河区	大谷			自記 (テレ)	定時	静岡土木	職員	054-286-9326
静岡	3 4	常念川水門 (内・外)	常念川	静岡市	清水区	松井町			自記 (テレ)	5分毎	静岡土木	職員	054-286-9326
島田	1 2	石脇川水門 (内・外)	石脇川	焼津市		浜当目			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	3 4	石脇川新水門 (内・外)	石脇川	焼津市		浜当目			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	5 6	梅田川水門 (内・外)	梅田川	焼津市		八楠			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	7 8	栃山川水門 (内・外)	栃山川	焼津市		一色			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	9 10	須々木川水門 (内・外)	須々木川	牧之原市		須々木			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	11 12	萩間川相良水門 (内・外)	萩間川	牧之原市		相良			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	13 14	勝間田川水門 (内・外)	勝間田川	牧之原市		静波			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	15 16	地代川水門 (内・外)	地代川	牧之原市		須々木			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	17 18	湯日川水門 (内・外)	湯日川	榛原郡	吉田町	川尻			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	19 20	堀切川水門 (内・外)	堀切川	牧之原市		片浜			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	21 22	大磯川水門 (内・外)	大磯川	牧之原市		片浜			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	23 24	ラムネ川水門 (内・外)	ラムネ川	牧之原市		片浜			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	25 26	寺川水門 (内・外)	寺川	牧之原市		片浜			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
島田	27 28	坂口谷川水門 (内・外)	坂口谷川	牧之原市		細江			自記 (テレ)	定時	島田土木	職員	0547-37-1035
袋井	1 2	仿僧川水門 (内・外)	仿僧川	磐田市		柳原添			自記 (テレ)	定時	袋井土木	職員	0538-42-3217
袋井	3 4	竜洋水門 (内・外)	竜洋海岸	磐田市		駒場			自記 (テレ)	定時	袋井土木	職員	0538-42-3217
浜松	1	入野富士見水門 (内・外)	新川	浜松市	中央区	入野町	0.70	1.00	自記 (テレ)	定時	浜松土木	職員	053-458-7268
浜松	2 3	堀留川水門 (内・外)	新川	浜松市	中央区	入野町			自記 (テレ)	定時	浜松土木	職員	053-458-7268

各水防区における水門水位観測所の位置は図. 14-4(P. 494)

入野富士見水門(内)は、入野水位観測所として計上している。

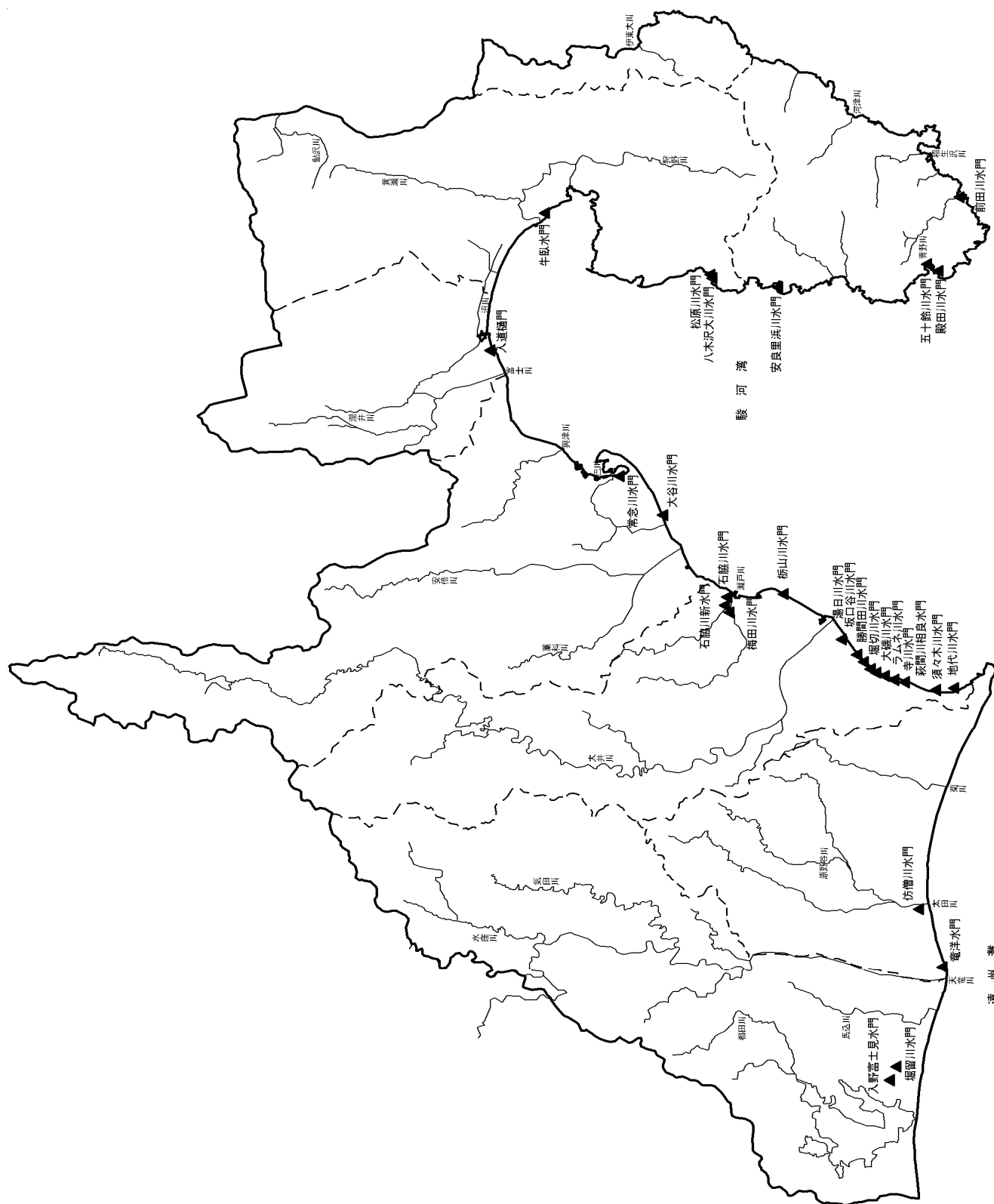


表. 14-5 国土交通省所管水位観測所一覧表

 上段：普通観測
 下段：自記観測

水防区	連番	水系名	観測所名	観測所 よみ	位置 (k m)	所在地	流域 面積 (k m ²)	量水標 の0点高 m (I. P)	自記 観測	普通 観測	テレ メー タ	器種	観測開始日	テレメータ 開始年月日
沼津	1	狩野川	大仁	おおひと	右22.80	伊豆の国市大仁	322.0	26.500	○		○	水晶式 超音波式	S3.4.1 S27.4.1	S43.9.18
沼津	2	狩野川	古奈	こな	左15.65	伊豆の国市古奈	390.0	0.000	○		○	水圧式 フロート式	S25.5.1 S40.6.1	S40.6.7
沼津	3	狩野川	徳倉	とくら	左7.57	駿東郡清水町徳倉	568.0	3.500	○		○	水晶式 超音波式	S2.12.1 S30.4.1	S43.8.24
沼津	4	黄瀬川	本宿	ほんじゅく	(合流点) 左2.68	駿東郡長泉町本宿	259.0	13.000	○		○	水圧式 超音波式	S3.3.1 S36.4.1	S46.8.24
沼津	5	狩野川	千歳橋	ちとせばし	右16.46	伊豆の国市南條	390.0	8.700	○		○	水圧式 超音波式	S35.6.1	S40.6.7
沼津	6	狩野川	黒瀬	くろせ	右3.30	沼津市平町	849.0	0.000	○		○	フロート式 水晶式	S3.2.1 S38.4.1	S53.5.17
沼津	7	来光川	蛇ヶ橋	じゃがはし	(合流点) 左0.47	田方郡函南町肥田	76.0	5.000	○		○	水圧式 超音波式	S38.8.1 S48.10.1	S51.6.24
沼津	8	大場川	大場	だいば	(合流点) 左2.17	田方郡函南町間宮	88.0	5.700	○		○	水圧式 超音波式	S37.5.1	S47.5.23
沼津	9	放水路	鏡橋	かがみばし	右2.47	伊豆の国市壺之上	—	2.800	○		○	水圧式 フロート式	S40.5.1	S40.6.7
富士	1	富士川	北松野	きたまつの	右10.7	富士市北松野	3539.8	42.769	○		○	水晶式	T11.1.1 S38.5.1	S56.7
富士	2	富士川	松岡	まつおか	左3.8	富士市松岡	3558.9	14.209	○		○	水晶式	S11.1.1 S32.3.22	S61.4
静岡	1	安倍川	手越	てごし	右4.07	静岡市駿河区手越	537.3	15.490	○		○	水晶式 デジタル	S8.8.1 S32.4.1	S50.5.13
静岡	2	安倍川	牛妻	うしづま	左17.08	静岡市葵区牛妻	287.6	98.812	○		○	水晶式 デジタル	S8.8.1 S36.5.1	S46.8.26
静岡	3	藁科川	奈良間	ならま	(合流点) 左9.74	静岡市葵区奈良間	112.2	83.095	○		○	フロート式 水晶式	S8.8.1 S33.5.1	S48.5.17
島田	1	大井川	神座	かんざ	左23.49	島田市神座	1160.0	98.558	○		○	デジタル 水晶式	S18. S31.4.1	S48.5.17
島田	2	大井川	細島	ほそじま	左10.03	島田市細島	1241.2	37.633	○		○	デジタル 水晶式	S49.4.1	S49.6.20
袋井	1	菊川	加茂	かも	左11.9	菊川市加茂	34.2	12.000	○		○	水晶式	S28.5.1 S29.5.1	S49.6.20
袋井	2	菊川	嶺田	みねだ	右6.4	菊川市嶺田	69.7	2.440	○		○	フロート式	S8.6.16 S26.5.1	S50.6.4
袋井	3	菊川	国安	くにやす	左2.0	掛川市国安	144.6	-1.018	○		○	水晶式	S32.4.1	S54.7.27
袋井	4	牛淵川	堂山	どうやま	右3.6	菊川市堂山新田	33.1	0.608	○		○	水晶式	S29.3.1 S30.2.1	S48.5.24
袋井	5	牛淵川	横地	よこち	左10.1	菊川市東横地	10.9	1.009	○		○	水晶式	S59.3.30	S59.3.30
袋井	6	下小笠川	川久保	かわくぼ	右2.6	掛川市川久保	10.3	13.000	○		○	水晶式	S62.1.1 S62.4.1	S63.10.6
袋井	7	天竜川	掛塚	かけつか	左3.3	磐田市掛塚	4985.0	1.089	○		○	リード スイッチ式	S2.10.1 S50.2.28	S52.6.23
袋井	8	天竜川	池田	いけだ	左10.5	磐田市池田	4955.0	9.434	○		○	水晶式 (リードス イッチ式)	S60.4.1	H10.12.20
浜松	1	天竜川	鹿島	かしま	右25.0	浜松市天竜区二俣町鹿島	4880.0	33.981	○		○	水晶式	S2.10.1 S13.6.16	S33.5.23
浜松	2	天竜川	中ノ町	なかのまち	右9.1	浜松市中央区中野町	4955.0	7.605	○		○	水晶式	S36.4.1	S49.6.21
浜松	3	気田川	犬居	いぬい	右11.8	浜松市天竜区春野町領家	317.0	104.504	○		○	水晶式	S29.6.16	S45.7.16
浜松	4	大千瀬川	浦川	うらかわ	左2.6	浜松市天竜区佐久間町浦川	351.0	136.560	○		○	フロート式	S48.7.11 S48.7.11	S48.7.11

水位観測所の位置は図. 14-5 (P. 496) を参照

第 1 5 表 監視カメラ一覧表

表. 15-1 静岡県 の監視カメラ一覧表

所管	種別	水 防 区								小計	合計
		下 田	熱 海	沼 津	富 士	静 岡	島 田	袋 井	浜 松		
静岡県 所管	CCTVカメラ	10	6	33	6	25	54	11	7	152	319
	IPカメラ	10	6	29	18	27	23	28	26	167	
	河川監視カメラ	10	6	29	21	36	27	31	27	187	
	内CCTV	(0)	(0)	(0)	(3)	(17)	(4)	(3)	(7)	(34)	
	内水防用	[(0)]	[(0)]	[(0)]	[(3)]	[(3)]	[(4)]	[(3)]	[(7)]	[(20)]	
	内IP	(10)	(6)	(29)	(18)	(19)	(23)	(28)	(20)	(153)	
	内水防用	[(9)]	[(6)]	[(23)]	[(13)]	[(17)]	[(21)]	[(27)]	[(15)]	[(131)]	
	海岸監視カメラ	0	0	29	0	12	17	0	0	58	
	水門監視カメラ	8	0	4	3	4	33	4	6	62	
	ダム監視カメラ	2	6	0	0	0	0	4	0	12	
国土 交通省 所管	河川監視カメラ			52	2	37	25	36	13	165	193
	海岸監視カメラ			6	6	4	12			28	
計		20	12	120	32	93	114	75	46	512	512

表. 15-2 静岡県所管 監視カメラ一覧表

水 防 区	対 象 番 号	名 称	流 域 河 川	位 置			種別	観測開始 年月日	観測 種別	管 理 者		河 川 用 途	サイ ボス	公 開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
下田	1	白 田 川 橋	白 田 川	賀 茂 郡	東伊豆町	白 田	IP	H25. 4. 1	常 時	下 土 田 木	0558-24-2117	河 水	○	○
下田	2	峰 大 橋	河 津 川	賀 茂 郡	河 津 町	峰	IP	H25. 4. 1	常 時	下 土 田 木	0558-24-2117	河 水	○	○
下田	3	本 郷 橋	稲 生 沢 川	下 田 市		高 馬	IP	H25. 4. 1	常 時	下 土 田 木	0558-24-2117	河 水	○	○
下田	4	深 根 橋	稲 生 沢 川	下 田 市		箕 作	IP	H25. 4. 1	常 時	下 土 田 木	0558-24-2117	河 水	○	○
下田	5	前 原 橋	青 野 川	賀 茂 郡	南伊豆町	下 賀 茂	IP	H25. 4. 1	常 時	下 土 田 木	0558-24-2117	河 水	○	○
下田	6	伏 倉 橋	那 賀 川	賀 茂 郡	松 崎 町	桜 田	IP	H25. 4. 1	常 時	下 土 田 木	0558-24-2117	河 水	○	○
下田	7	築 地 橋	仁 科 川	賀 茂 郡	西伊豆町	仁 科	IP	H25. 4. 1	常 時	下 土 田 木	0558-24-2117	河 水	○	○
下田	8	前 田 川 水門	前 田 川	賀 茂 郡	南伊豆町	湊	CCTV	H24. 11. 1	操作時	下 土 田 木	0558-24-2117	水 -		
下田	9	前 田 川 水門	前 田 川	賀 茂 郡	南伊豆町	湊	CCTV	H24. 11. 1	操作時	下 土 田 木	0558-24-2117	水 -		
下田	10	殿 田 川 水門	殿 田 川	賀 茂 郡	南伊豆町	妻 良	CCTV	H25. 12. 1	操作時	下 土 田 木	0558-24-2117	水 -		
下田	11	殿 田 川 水門	殿 田 川	賀 茂 郡	南伊豆町	妻 良	CCTV	H25. 12. 1	操作時	下 土 田 木	0558-24-2117	水 -		
下田	12	五 十 鈴 川 水門	五 十 鈴 川	賀 茂 郡	南伊豆町	子 浦	CCTV	H13. 4. 1	操作時	下 土 田 木	0558-24-2117	水 -	○	
下田	13	五 十 鈴 川 水門	五 十 鈴 川	賀 茂 郡	南伊豆町	子 浦	CCTV	H13. 4. 1	操作時	下 土 田 木	0558-24-2117	水 -		
下田	14	安 良 里 浜 川 水門	安 良 里 浜 川	賀 茂 郡	西伊豆町	安 良 里	CCTV	H16. 4. 1	操作時	下 土 田 木	0558-24-2117	水 -		
下田	15	安 良 里 浜 川 水門	安 良 里 浜 川	賀 茂 郡	西伊豆町	安 良 里	CCTV	H16. 4. 1	操作時	下 土 田 木	0558-24-2117	水 -		

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		河川用途	サイボス	公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
下田	16	青野大師ダム 上	鈴野川	賀茂郡	南伊豆町	青野	CCTV	H22.8.23	常時	下田土木	0558-24-2114	ダ	-	
下田	17	青野大師ダム 下	鈴野川	賀茂郡	南伊豆町	青野	CCTV	H22.8.23	常時	下田土木	0558-24-2114	ダ	-	
下田	18	岩科	岩科川	賀茂郡	松崎町	岩科南側	IP	H31.3.9	常時	下田土木	0558-24-2117	河管	○	○
下田	19	宇久須	宇久須川	賀茂郡	西伊豆町	宇久須	IP	H31.3.9	常時	下田土木	0558-24-2117	河水	○	○
下田	20	来の宮橋	河津川	賀茂郡	河津町	峰	IP	R2.5.29	常時	下田土木	0558-24-2117	河水	○	○
熱海	1	岡橋	伊東大川	伊東市		桜木町	IP	H25.4.1	常時	熱土海木	0557-82-9176	河水	○	○
熱海	2	和泉橋	伊東大川	伊東市		宮川町	IP	H26.4.1	常時	熱土海木	0557-82-9176	河水	○	○
熱海	3	郷戸橋	烏川	伊東市		宇佐美	IP	H25.4.1	常時	熱土海木	0557-82-9176	河水	○	○
熱海	4	伊東宮川	伊東宮川	伊東市		宇佐美	IP	H26.4.1	常時	熱土海木	0557-82-9176	河水	○	○
熱海	5	伊東仲川	伊東仲川	伊東市		宇佐美	IP	H26.4.1	常時	熱土海木	0557-82-9176	河水	○	○
熱海	6	大川	伊東大川	伊東市		鎌田	IP	H30.4.1	常時	熱土海木	0557-82-9176	河水	○	○
熱海	7	奥野ダム (常用洪水吐)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	常時	熱土海木	0557-82-9176	ダ	-	
熱海	8	奥野ダム (取水塔)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	常時	熱土海木	0557-82-9176	ダ	-	
熱海	9	奥野ダム (監査路)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	常時	熱土海木	0557-82-9176	ダ	-	
熱海	10	奥野ダム (堤体下流部)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	常時	熱土海木	0557-82-9176	ダ	-	○
熱海	11	奥野ダム (屋上)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	常時	熱土海木	0557-82-9176	ダ	-	
熱海	12	奥野ダム (ダム上流)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.9.1	常時	熱土海木	0557-82-9176	ダ	-	
沼津	1	嵯峨沢橋	狩野川	伊豆市		嵯峨沢	IP	H25.8.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	2	花園橋	黄瀬川	裾野市		佐野	IP	H25.8.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	3	中央橋	黄瀬川	御殿場市		神山	IP	H26.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	4	下神川橋	大場川	三島市		加茂川町	IP	H25.8.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	5	青木橋	大場川	駿東郡	長泉町	中土狩	IP	H25.8.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	6	観音橋	来光川	田方郡	函南町	上沢	IP	H25.8.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	7	松の木橋	柿沢川	田方郡	函南町	畑毛	IP	H26.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	8	堂川	堂川	伊豆の国市		長崎	IP	H26.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	9	洞川	洞川	伊豆の国市		四日町	IP	H26.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	10	江間川	江間川	伊豆の国市		北江間	IP	H26.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○
沼津	11	中條橋	韭山古川	伊豆の国市		中條	IP	H26.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河管	○	○
沼津	12	小坂	戸沢川	伊豆の国市		小坂	IP	H26.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河管	○	○
沼津	13	長瀬川	長瀬川	伊豆の国市		小坂	IP	H26.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	河水	○	○

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		河川用途	サイボス	公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
沼津	14	宗 光 寺 橋	宗 光 寺 川	伊豆の国市		宗 光 寺	IP	H26. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 管	○	○
沼津	15	深 沢 川	深 沢 川	伊豆の国市		田 京	IP	H26. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	16	修 善 寺 川 橋	修 善 寺 川	伊 豆 市		修 善 寺	IP	H25. 8. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	17	丸 子 橋	新 中 川	沼 津 市		東 間 門	IP	H25. 8. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	18	沼 川 ・ 高 橋 川 合 流 部	沼 川 ・ 高 橋 川	沼 津 市		一 本 松	IP	H21. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	19	高 橋 川	高 橋 川	沼 津 市		青 野	IP	H21. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	20	沼 川	沼 川	沼 津 市		今 沢	IP	H21. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	21	八木沢大川水門上	八木沢大川	伊 豆 市		八 木 沢	CCTV	H19. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	水 -		
沼津	22	八木沢大川水門下	八木沢大川	伊 豆 市		八 木 沢	CCTV	H19. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	水 -		
沼津	23	松 原 川 水 門 上	松 原 川	伊 豆 市		八 木 沢	CCTV	H19. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	水 -		
沼津	24	松 原 川 水 門 下	松 原 川	伊 豆 市		八 木 沢	CCTV	H19. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	水 -		
沼津	25	金 山 橋	山 川	伊 豆 市		土 肥	IP	H28. 5. 20	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	26	函 南 観 音 川	函南観音川	田 方 郡	函 南 町	間 宮	IP	H28. 5. 20	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 管	○	○
沼津	27	中 村 橋	大 場 川	三 島 市		中	IP	H29. 5. 17	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 管	○	○
沼津	28	下 御 殿 橋	御 殿 川	三 島 市		青 木	IP	H29. 5. 17	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 管	○	○
沼津	29	小 山	鮎 沢 川	駿 東 郡	小 山 町	藤 曲	IP	H29. 5. 17	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	30	千 福	佐 野 川	裾 野 市		千 福	IP	H29. 5. 17	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	31	梅 木 橋	大 見 川	伊 豆 市		梅 木	IP	H29. 5. 17	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	河 水	○	○
沼津	32	沼 津 港 基 地 局	沼 津 港 海 岸	沼 津 市		本	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -	○	
沼津	33	沼 津 航 路 水 門 (港 内 監 視)	沼 津 港 海 岸	沼 津 市		本	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -	○	
沼津	34	沼 津 航 路 水 門 (び ゅ う お)	沼 津 港 海 岸	沼 津 市		本	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -	○	
沼津	35	沼 津 航 路 水 門 (津 波 監 視)	沼 津 港 海 岸	沼 津 市		本	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -	○	
沼津	36	沼 津 港 門 扉 1 号	沼 津 港 海 岸	沼 津 市		本	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -		
沼津	37	沼 津 港 門 扉 2 号	沼 津 港 海 岸	沼 津 市		本	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -		
沼津	38	多 比 基 地 局	静 浦 漁 港 海 岸	沼 津 市		多 比	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -	○	
沼津	39	多 比 1 号 陸 間	静 浦 漁 港 海 岸	沼 津 市		多 比	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -		
沼津	40	多 比 2 号 陸 間	静 浦 漁 港 海 岸	沼 津 市		多 比	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -		
沼津	41	多 比 3 号 陸 間	静 浦 漁 港 海 岸	沼 津 市		多 比	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -		
沼津	42	牛 臥 水 門 (港 内 監 視 カ メ ラ) 1 上 流	沼 津 牛 臥 海 岸	沼 津 市		下 香 貫	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -		
沼津	43	牛 臥 水 門 (港 内 監 視 カ メ ラ) 2 下 流	沼 津 牛 臥 海 岸	沼 津 市		下 香 貫	CCTV	H25. 4. 1	常 時	沼 津 土 木	055-920-2213	海 -	○	

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		河川用途	サイボス	公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
沼津	44	牛臥水門(津波監視カメラ)	沼津牛臥岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	○
沼津	45	牛臥右岸陸間	沼津牛臥岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	46	牛臥左岸陸間	沼津牛臥岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	47	御用邸記念公園近付	沼津牛臥岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	○
沼津	48	志下地区	静浦漁港	沼津市		志下	CCTV	H26.3.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	○
沼津	49	志下門扉4号トゲ	静浦漁港	沼津市		志下	CCTV	H26.3.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	50	志下門扉5号トゲ	静浦漁港	沼津市		志下	CCTV	H26.3.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	51	馬込門扉1号トゲ	静浦漁港	沼津市		志下	CCTV	H26.3.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	52	我入道	沼津海岸	沼津市		我入道	CCTV	H25.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	53	獅子浜地区監視	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H28.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	○
沼津	54	獅子浜門扉1号トゲ	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H28.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	55	獅子浜門扉9号トゲ	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H28.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	56	獅子浜門扉13号トゲ	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H28.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	57	獅子浜門扉8号トゲ	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H29.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	58	獅子浜道路監視1	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H29.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	○
沼津	59	獅子浜道路監視2	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H29.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	60	獅子浜道路監視3	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H29.4.1	常時	沼津土木	055-920-2213	海	-	
沼津	61	高山橋(川合橋)	高橋川	沼津市		原	IP	R6.3.20	常時	沼津土木	055-920-2213	河水		
沼津	62	沼川(沼川15号橋)	沼川	沼津市		原	IP	R6.3.20	常時	沼津土木	055-920-2213	河水		
富士	1	河合橋	沼川	富士市		鈴川	IP	H25.4.1	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	2	原田橋	滝川	富士市		原田	IP	H25.4.1	常時	富士土木	0545-65-2237	河管	○	○
富士	3	花守橋	赤淵川	富士市		中里	IP	H25.4.1	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	4	江尾江川	江尾江川	富士市		江尾	IP	H25.4.1	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	5	潤井川橋1(蓼原川原宿)	潤井川	富士市		蓼原	CCTV	H21.1.30	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	
富士	6	潤井川橋2(本市場新田)	潤井川	富士市		本市場新田	CCTV	H21.1.30	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	
富士	7	滝戸橋下流	潤井川	富士市		岩本	CCTV	H21.1.30	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	
富士	8	小潤井川	小潤井川	富士市		永田北町	IP	H25.4.1	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	9	伝法沢川	伝法沢川	富士市		伝法	IP	H25.4.1	常時	富士土木	0545-65-2237	河管	○	○
富士	10	伝法沢川調整池(No.1横堀川流入部)	伝法沢川	富士市		伝法	IP	H27.4.1	常時	富士土木	0545-65-2237	河施	○	
富士	11	伝法沢川調整池(No.2伝法沢川流入部)	伝法沢川	富士市		伝法	IP	H27.4.1	常時	富士土木	0545-65-2237	河施	○	

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		河川用途	サイボス	公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
富士	12	伝法沢川調整池 (No. 3伝法沢川分流部)	伝法沢川	富士市		伝法	IP	H27. 4. 1	常時	富士土木	0545-65-2237	河施	○	
富士	13	田子江川	田子江川	富士市		田子	IP	H25. 11. 1	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	14	入道樋門上流	富士早川	富士市		宮島	CCTV	H10. 4. 1	操作時	富士土木	0545-65-2237	水-		
富士	15	入道樋門下流	富士早川	富士市		宮島	CCTV	H10. 4. 1	操作時	富士土木	0545-65-2237	水-		
富士	16	田子水門	田子江川	富士市		鮫島	CCTV	H27. 4. 1	操作時	富士土木	0545-65-2237	水-		
富士	17	和田川	和田川	富士市		今泉	IP	H28. 12. 1	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	18	潤井川星山 放水路分岐点	潤井川	富士宮市		野中東町	IP	H28. 12. 1	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	19	芝川	芝川	富士宮市		西山	IP	H28. 12. 1	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	20	稲子川	稲子川	富士宮市		下稲子	IP	H28. 12. 1	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	21	弓沢川合流部	潤井川	富士宮市		山本	IP	H31. 3. 23	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	22	内房境川合流部	稲瀬川	富士宮市		内房	IP	H31. 3. 23	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	23	淀師	潤井川	富士宮市		淀師	IP	H31. 3. 23	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
富士	24	上条	潤井川	富士宮市		上条	IP	H31. 3. 23	常時	富士土木	0545-65-2237	河水	○	○
静岡	1	興津	興津川	静岡市	清水区	興津東町	IP	H24. 4. 1	常時	静岡土木	054-286-9326	河水	○	○
静岡	2	高瀬橋	興津川	静岡市	清水区	高瀬	IP	H25. 4. 1	常時	静岡土木	054-286-9326	河水	○	○
静岡	3	庵原	庵原川	静岡市	清水区	尾羽	IP	H20. 8. 1	常時	静岡土木	054-286-9326	河水	○	○
静岡	4	能島雨量 水位観測局	巴川	静岡市	清水区	能島	CCTV	H22. 9. 1	常時	静岡土木	054-286-9326	河水	○	○
静岡	5	大内遊水地 N。1	巴川	静岡市	清水区	大内	CCTV	H21. 3. 31	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	6	大内遊水地 N。2	巴川	静岡市	清水区	大内	CCTV	H21. 3. 31	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	7	大内遊水地 N。3	巴川	静岡市	清水区	大内	CCTV	H21. 3. 31	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	8	上位観測 土局	巴川	静岡市	葵区	上土	CCTV	H22. 9. 1	常時	静岡土木	054-286-9326	河水	○	○
静岡	9	麻機第1西	巴川	静岡市	葵区	赤松	CCTV	H22. 10. 1	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	10	麻機第1東	巴川	静岡市	葵区	赤松	CCTV	H22. 10. 1	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	11	麻機第1南	巴川	静岡市	葵区	前林	CCTV	H22. 10. 1	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	12	麻機第3東	巴川	静岡市	葵区	野丈	CCTV	H11. 3. 31	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	13	麻機第3西	巴川	静岡市	葵区	牛田	CCTV	H11. 3. 31	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	14	麻機第4北	巴川	静岡市	葵区	芝原	CCTV	H11. 3. 31	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	15	麻機第4東	巴川	静岡市	葵区	芝原	CCTV	H11. 3. 31	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	16	麻機第4南	巴川	静岡市	葵区	南	CCTV	H11. 3. 31	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○
静岡	17	大谷川分流 堰流	大谷川	静岡市	葵区	古庄	CCTV	H11. 3. 31	常時	静岡土木	054-286-9326	河施	○	○

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		河川用途	サイボス	公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
静岡	18	大谷川分流堰	大放谷水川	静岡市	葵区	古庄	CCTV	H11.3.31	常時	静岡市	054-286-9326	河	施	○
静岡	19	水梨橋	長尾川	静岡市	葵区	瀬名	IP	H24.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	20	七曲川	七曲川	静岡市	葵区	南	CCTV	H20.10.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	施	○
静岡	21	足久保	足久保川	静岡市	葵区	足久保口組	IP	H25.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	22	丸子	丸子川	静岡市	駿河区	丸子	IP	H24.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	23	常念川水門	巴川	静岡市	清水区	松井町	CCTV	H11.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	水	-	○
静岡	24	常念川水門	巴川	静岡市	清水区	松井町	CCTV	H11.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	水	-	○
静岡	25	大谷川水門	大放谷水川	静岡市	駿河区	大谷	CCTV	H11.3.31	常時	静岡市	054-286-9326	水	-	○
静岡	26	大谷川水門	大放谷水川	静岡市	駿河区	大谷	CCTV	H11.3.31	常時	静岡市	054-286-9326	水	-	○
静岡	27	富士見橋	巴川	静岡市	清水区	富士見町	IP	H28.6.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	28	楠	巴川	静岡市	清水区	長崎	IP	H28.6.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	29	大谷	大放谷水川	静岡市	駿河区	片山	IP	H28.6.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	30	根古屋	静岡海岸	静岡市	駿河区	根古屋	CCTV	H26.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	海	-	○
静岡	31	大谷	静岡海岸	静岡市	駿河区	大谷	IP	H26.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	海	-	○
静岡	32	浜川東	静岡海岸	静岡市	駿河区	高松	CCTV	H26.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	海	-	○
静岡	33	大浜海岸	静岡海岸	静岡市	駿河区	西島	CCTV	H26.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	海	-	○
静岡	34	中島	静岡海岸	静岡市	駿河区	中島	CCTV	H26.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	海	-	○
静岡	38	袖師地区	清水港海岸	静岡市	清水区	袖師町	IP	R7.4.1	常時	清水港管理局	054-353-2201	海	-	○
静岡	45	富士見地区	清水港海岸	静岡市	清水区	清開	IP	R7.4.1	常時	清水港管理局	054-353-2201	海	-	
静岡	48	折戸地区	清水港海岸	静岡市	清水区	折戸	IP	R7.4.1	常時	清水港管理局	054-353-2201	海	-	○
静岡	52	三保地区	清水港海岸	静岡市	清水区	三保	IP	R7.4.1	常時	清水港管理局	054-353-2201	海	-	
静岡	58	日の出地区	清水港海岸	静岡市	清水区	日の出町	IP	R7.4.1	常時	清水港管理局	054-353-2201	海	-	○
静岡	59	清水港管理局	清水港海岸	静岡市	清水区	日の出町	IP	R7.4.1	常時	清水港管理局	054-353-2201	海	-	○
静岡	60	塚間地区	清水港海岸	静岡市	清水区	三保	IP	R7.4.1	常時	清水港管理局	054-353-2201	海	-	
静岡	63	安東川合流	巴川	静岡市	葵区	東千代田三丁目	IP	H29.8.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	64	浅畑川合流	巴川	静岡市	葵区	加藤島	IP	H29.8.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	65	江尻水位観測局	巴川	静岡市	清水区	江尻町	CCTV	H31.3.13	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	66	横山	安倍川	静岡市	葵区	横山	IP	H31.3.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	67	玉川	安倍中河内川	静岡市	葵区	落合	IP	H31.3.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○
静岡	68	和田島橋	興津川	静岡市	清水区	和田島	IP	H31.3.28	常時	静岡市	054-286-9326	河	水	○

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始 年月日	観測 種別	管 理 者		河川 用途	サイ ボス	公 開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
静岡	69	富 沢 橋	藁 科 川	静 岡 市	葵 区	富 沢	IP	H31.3.28	常 時	静 岡 土 木	054-286-9326	河 水	○	○
静岡	70	平 山	長 尾 川	静 岡 市	葵 区	平 山	IP	R2.2.29	常 時	静 岡 土 木	054-286-9326	河 管	○	○
静岡	71	丸 子 川 橋	丸 子 川	静 岡 市	駿 河 区	丸 子 丁 目	IP	R2.2.29	常 時	静 岡 土 木	054-286-9326	河 管	○	○
静岡	72	庵 原 川 橋	庵 原 川	静 岡 市	清 水 区	横 砂	IP	R3.6.1	常 時	静 岡 土 木	054-286-9326	河 水	○	○
静岡	73	興津川・小河内川 合 流	興 津 川	静 岡 市	清 水 区	但 沼 町	IP	R6.3.20	常 時	静 岡 土 木	054-286-9326	河 水		
島 田	1	当 目 大 橋 陸 間 (焼津側1陸間ゲート)	瀬 戸 川	焼 津 市		中 港	CCTV	S61.3	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	水 -		
島 田	2	当 目 大 橋 陸 間 (焼津側2 150号)	瀬 戸 川	焼 津 市		中 港	CCTV	S61.3	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	水 -		
島 田	3	当 目 大 橋 陸 間 (焼津側3 河口)	瀬 戸 川	焼 津 市		中 港	CCTV	S61.3	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	水 -		
島 田	4	当 目 大 橋 陸 間 (静岡側4 陸間ゲート)	瀬 戸 川	焼 津 市		浜 当 目	CCTV	S61.3	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	水 -		
島 田	5	当 目 大 橋 陸 間 (静岡側5 150号)	瀬 戸 川	焼 津 市		浜 当 目	CCTV	S61.3	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	水 -		
島 田	6	当 目 大 橋 陸 間 (静岡側6 河口)	瀬 戸 川	焼 津 市		浜 当 目	CCTV	S61.3	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	水 -		
島 田	7	入 江 橋	瀬 戸 川	焼 津 市		駅 北 四 丁 目	CCTV	H17.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	8	勝 草 橋	瀬 戸 川	藤 枝 市		藤 枝 二 丁 目	CCTV	H15.8	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	9	葉 梨 川 合 流	朝 比 奈 川	焼 津 市		策 牛	CCTV	H17.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	10	横 内 橋	朝 比 奈 川	藤 枝 市		横 内	CCTV	H17.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	11	八 幡 橋	葉 梨 川	藤 枝 市		鬼 島	IP	H22.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	12	石 脇 川	石 脇 川	焼 津 市		浜 当 目	IP	H25.8	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	13	黒 石 川	黒 石 川	焼 津 市		小 川	IP	H25.8	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	14	木 屋 橋	木 屋 川	焼 津 市		一 色	IP	H25.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	15	新 道 橋	栃 山 川	焼 津 市		大 島	IP	H22.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	16	駿 遠 橋	大 井 川	島 田 市		川 根 町 山 家	IP	H19.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	17	淙 徳 橋	大 井 川	榛 原 郡	川 根 本 町	水 川	IP	H20.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	18	中 徳 橋	大 井 川	榛 原 郡	川 根 本 町	上 長 尾	IP	H25.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	19	川 根 大 橋	大 井 川	榛 原 郡	川 根 本 町	千 頭	IP	H20.4	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	20	千 草 橋	湯 日 川	榛 原 郡	吉 田 町	神 戸	IP	H24.6	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	21	坂 口 谷 川 橋	坂 口 谷 川	榛 原 郡	吉 田 町	住 吉	IP	H24.6	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	22	深 谷 橋	勝 間 田 川	牧 之 原 市		静 波	IP	H24.6	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	23	東 中 橋	萩 間 川	牧 之 原 市		大 江	IP	H24.6	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	河 水	○	○
島 田	24	梅 田 川 水 門 (上 流 側)	梅 田 川	焼 津 市		八 楠	CCTV	S62.3	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	水 -	○	
島 田	25	梅 田 川 水 門 (下 流 側)	梅 田 川	焼 津 市		八 楠	CCTV	S62.3	常 時	島 田 土 木	0547-37-1035	水 -	○	

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始 年月日	観測 種別	管 理 者		河川 用途	サイ ボス	公 開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
島田	26	石 脇 川 水 門 (上 流 側)	石 脇 川	焼 津 市		浜 当 目	CCTV	H9. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	27	石 脇 川 水 門 (下 流 側)	石 脇 川	焼 津 市		浜 当 目	CCTV	H9. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	28	石 脇 川 水 門 (石 脇 川 水 門 ビ ア 屋 上)	石 脇 川	焼 津 市		浜 当 目	CCTV	H9. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	29	石 脇 川 新 水 門 (上 流 側)	石 脇 川	焼 津 市		浜 当 目	CCTV	H15. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	30	石 脇 川 新 水 門 (下 流 側)	石 脇 川	焼 津 市		浜 当 目	CCTV	H15. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	31	栃 山 川 水 門 (海 側)	栃 山 川	焼 津 市		一 色	CCTV	S63. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	32	栃 山 川 水 門 (川 側)	栃 山 川	焼 津 市		一 色	CCTV	S63. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	33	湯 日 川 水 門 (N o . 1)	湯 日 川	榛 原 郡	吉 田 町	住 吉	CCTV	H13. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	34	湯 日 川 水 門 (N o . 2)	湯 日 川	榛 原 郡	吉 田 町	住 吉	CCTV	H13. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	35	湯 日 川 水 門 (N o . 3)	湯 日 川	榛 原 郡	吉 田 町	住 吉	CCTV	H13. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	36	湯 日 川 水 門 (N o . 4)	湯 日 川	榛 原 郡	吉 田 町	住 吉	CCTV	H13. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	37	勝 間 田 川 水 門 (N o . 1)	勝 間 田 川	牧之原市		静 波	CCTV	H25. 4	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	38	勝 間 田 川 水 門 (N o . 2)	勝 間 田 川	牧之原市		静 波	CCTV	H25. 4	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	39	勝 間 田 川 水 門 (N o . 3)	勝 間 田 川	牧之原市		静 波	CCTV	H25. 4	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	40	勝 間 田 川 水 門 (N o . 4)	勝 間 田 川	牧之原市		静 波	CCTV	H25. 4	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	41	萩 間 川 相 良 水 門 (N o . 1)	萩 間 川	牧之原市		相 良	CCTV	H8. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	42	萩 間 川 相 良 水 門 (N o . 2)	萩 間 川	牧之原市		相 良	CCTV	H8. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	43	萩 間 川 相 良 水 門 (N o . 3)	萩 間 川	牧之原市		相 良	CCTV	H8. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	44	萩 間 川 相 良 水 門 (N o . 4)	萩 間 川	牧之原市		相 良	CCTV	H8. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	45	須 々 木 川 水 門 (上 流 左 岸)	須 々 木 川	牧之原市		須 々 木	CCTV	H3. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	46	須 々 木 川 水 門 (下 流 右 岸)	須 々 木 川	牧之原市		須 々 木	CCTV	H3. 3	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	47	片 浜 1 2 ゲ ー ト	相 良 港 海 岸	牧之原市		片 浜	CCTV	H16. 2	常 時	御 前 崎 港 管 理 事 務 所	0548- 63-3213	海 -		
島田	48	相 良 ゲ ー ト 1 号	相 良 港 海 岸	牧之原市		相 良	CCTV	H14. 3	常 時	御 前 崎 港 管 理 事 務 所	0548- 63-3213	海 -		
島田	49	相 良 ゲ ー ト 2 . 3 号	相 良 港 海 岸	牧之原市		相 良	CCTV	H14. 3	常 時	御 前 崎 港 管 理 事 務 所	0548- 63-3213	海 -		
島田	50	相 良 ゲ ー ト 4 号	相 良 港 海 岸	牧之原市		相 良	CCTV	H14. 3	常 時	御 前 崎 港 管 理 事 務 所	0548- 63-3213	海 -		
島田	51	地 頭 方 ゲ ー ト 4 号	地 頭 方 港 海 岸	牧之原市		新 庄	CCTV	H16. 4	常 時	牧之原市	0548- 53-2618	海 -		
島田	52	地 頭 方 ゲ ー ト 5 号	地 頭 方 港 海 岸	牧之原市		新 庄	CCTV	H16. 4	常 時	牧之原市	0548- 53-2618	海 -		
島田	53	地 頭 方 ゲ ー ト 6 号	地 頭 方 港 海 岸	牧之原市		新 庄	CCTV	H16. 4	常 時	牧之原市	0548- 53-2618	海 -		
島田	54	堀 切 川 水 門 (上 流 側)	相 良 片 浜 海 岸	牧之原市		片 浜	CCTV	H11. 11	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	海 -		
島田	55	堀 切 川 水 門 (海 側)	相 良 片 浜 海 岸	牧之原市		片 浜	CCTV	H11. 11	常 時	島 田 土 木	0547- 37-1035	海 -		

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始 年月日	観測 種別	管 理 者		河川 用途	サイ ボス	公 開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
島田	56	大磯川水門 (上流側)	相良片浜	牧之原市		片 浜	CCTV	H12. 3	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	海 -		
島田	57	大磯川水門 (海側)	相良片浜	牧之原市		片 浜	CCTV	H12. 3	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	海 -		
島田	58	ラムネ川水門 (上流側)	相良片浜	牧之原市		片 浜	CCTV	H8. 12	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	海 -		
島田	59	ラムネ川水門 (海側)	相良片浜	牧之原市		片 浜	CCTV	H8. 12	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	海 -		
島田	60	寺川水門 (上流側)	相良片浜	牧之原市		片 浜	CCTV	H6. 8	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	海 -		
島田	61	寺川水門 (海側)	相良片浜	牧之原市		片 浜	CCTV	H6. 8	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	海 -		
島田	62	地代川水門 (上流側)	相良須々木	牧之原市		須々木	CCTV	H9. 12	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	海 -		
島田	63	地代川水門 (海側)	相良須々木	牧之原市		須々木	CCTV	H9. 12	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	海 -		
島田	64	松久保橋	高草川	焼津市		小 浜	IP	H31. 4. 1	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 管	○ ○	
島田	65	田中新橋	志太田中川	焼津市		高新田	IP	H31. 4. 1	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 管	○ ○	
島田	66	栃山橋	大津谷川	島田市		阿知ヶ谷	IP	H31. 4. 1	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 水	○ ○	
島田	67	大代川橋	大代川	島田市		金谷扇町	IP	H31. 4. 1	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 水	○ ○	
島田	68	助宗橋	瀬戸川	藤枝市		助 宗	IP	R4. 4. 1	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 水	○ ○	
島田	69	坂口谷川水門 (No. 1)	坂口谷川	牧之原市		細 江	CCTV	R7. 4. 1	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	70	坂口谷川水門 (No. 2)	坂口谷川	牧之原市		細 江	CCTV	R7. 4. 1	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	71	坂口谷川水門 (No. 3)	坂口谷川	牧之原市		細 江	CCTV	R7. 4. 1	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	72	坂口谷川水門 (No. 4)	坂口谷川	牧之原市		細 江	CCTV	R7. 4. 1	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	水 -	○	
島田	73	石脇川 (吉花橋)	石脇川	焼津市		浜 当 目	IP	R6. 3. 20	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 水		
島田	74	小石川 (八雲橋)	小石川	焼津市		中港 ² 丁 目	IP	R6. 3. 20	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 水		
島田	75	高草川 (高崎橋)	高草川	焼津市		野 秋	IP	R6. 3. 20	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 水		
島田	76	木屋川 (水天橋)	木屋川	焼津市		石 津	IP	R6. 3. 20	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 水		
島田	77	黒石川・泓の沢 合流部	黒石川	焼津市		小 川	IP	R6. 3. 20	常 時	島田 土木	0547- 37-1035	河 水		
袋井	1	雨垂橋	新野川	御前崎市		佐 倉	IP	H25. 11. 1	常 時	袋井 土木	0538- 42-3217	河 水	○ ○	
袋井	2	白岩橋	西方川	菊川市		加 茂	IP	H25. 11. 1	常 時	袋井 土木	0538- 42-3217	河 水	○ ○	
袋井	3	西大渚地先	西大谷川	掛川市		西大渚	IP	H25. 11. 1	常 時	袋井 土木	0538- 42-3217	河 水	○ ○	
袋井	4	二瀬橋	太田川 原野谷川	袋井市		中	CCTV	H15. 3	常 時	袋井 土木	0538- 42-3217	河 水	○ ○	
袋井	5	玉越樋門	太田川	袋井市		小 山	CCTV	H16. 2	常 時	袋井 土木	0538- 42-3217	河 水	○ ○	
袋井	6	広愛大橋	原野谷川	袋井市		広 岡	CCTV	H16. 2	常 時	袋井 土木	0538- 42-3217	河 水	○ ○	
袋井	7	細田	逆 川	掛川市		高 御 所	IP	H21. 6. 1	常 時	袋井 土木	0538- 42-3217	河 水	○ ○	
袋井	8	金城橋	逆 川	掛川市		金 城	IP	H21. 6. 1	常 時	袋井 土木	0538- 42-3217	河 水	○ ○	

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		河川用途	サイボス	公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
袋井	9	横 手 橋	宇 刈 川	袋 井 市		久 能	IP	H25.11.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	10	上 田 橋	小 笠 沢 川	袋 井 市		高 尾	IP	H25.11.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 管	○	○
袋井	11	鮫 島 橋	ぼ う 僧 川	磐 田 市		鮫 島	IP	H21.6.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	12	今 之 浦 橋	今 ノ 浦 川	磐 田 市		二 之 宮	IP	H23.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	13	笠 梅 橋	敷 地 川	磐 田 市		笠 梅	IP	H21.6.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	14	昭 和 水 門	弁 財 天 川	袋 井 市		中 新 田	IP	H25.11.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	15	ぼう僧川水門1 (操作室下流)	仿 僧 川	磐 田 市		福 田	CCTV	H29.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	水 -	○	
袋井	16	ぼう僧川水門2 (操作室上流)	仿 僧 川	磐 田 市		福 田	CCTV	H29.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	水 -	○	
袋井	17	ぼう僧川水門3 (下流左岸)	仿 僧 川	磐 田 市		福 田	CCTV	H15.3	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	水 -	○	
袋井	18	ぼう僧川水門4 (上流左岸)	仿 僧 川	磐 田 市		福 田	CCTV	H15.3	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	水 -	○	
袋井	19	太 田 川 ダム (減 勢 工)	太 田 川	周 智 郡	森 町	亀 久 保	CCTV		常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	ダ -	○	
袋井	20	太 田 川 ダム (網 場 右 岸)	太 田 川	周 智 郡	森 町	亀 久 保	CCTV		常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	ダ -		
袋井	21	太 田 川 ダム (貯 砂 ダム)	太 田 川	周 智 郡	森 町	亀 久 保	CCTV		常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	ダ -		
袋井	22	太 田 川 ダム (かわせみ橋)	太 田 川	周 智 郡	森 町	亀 久 保	CCTV		常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	ダ -		
袋井	23	山 名	原 野 谷 川	袋 井 市		袋 井	IP	H31.2.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	24	明 ケ 島	太 田 川	磐 田 市		明 ケ 島	IP	H31.2.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	25	天 方	太 田 川	周 智 郡	森 町	森	IP	H31.2.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	26	吉 岡 橋	原 野 谷 川	掛 川 市		吉 岡	IP	H31.2.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	27	上 屋 敷	倉 真 川	掛 川 市		上 西 郷	IP	R2.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	28	江 川 橋	磐 田 久 保 川	磐 田 市		二 之 宮	IP	R2.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	29	沖 之 川	沖 之 川	袋 井 市		川 井	IP	R2.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	30	吉 川	太 田 川	周 智 郡	森 町	問 詰	IP	R3.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	31	市 場 橋	太 田 川	周 智 郡	森 町	飯 田	IP	R3.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	32	豊 浜	太 田 川	磐 田 市		豊 浜	IP	R3.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	33	中 島	仿 僧 川	磐 田 市		福 中 島	IP	R3.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	34	福 田	仿 僧 川	磐 田 市		福 田	IP	R3.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	35	彦 島 大 橋	蟹 田 川	袋 井 市		彦 島	IP	R3.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	36	上 神 増	一 雲 濟 川	磐 田 市		上 神 増	IP	R3.4.1	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水	○	○
袋井	37	上 野 部 川 (本 村 橋)	上 野 部 川	磐 田 市		上 野 部	IP	R6.3.20	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水		
袋井	38	敷地川・一宮川 合流	敷 地 川	袋 井 市		川 会	IP	R6.3.20	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水		
袋井	39	一 雲 濟 川 (谷 口 橋)	一 雲 濟 川	磐 田 市		合 代 島	IP	R6.3.20	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217	河 水		

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		河川用途	サイボス	公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
浜松	1	相生橋	二俣川	浜松市	天竜区	山東	IP	H25.9.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	2	両島橋	阿多古川	浜松市	天竜区	渡ヶ島	IP	H25.9.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	3	安間川	安間川	浜松市	中央区	安新町	IP	H21.7.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	4	馬込川	馬込川	浜松市	中央区	江之島町	CCTV	H20.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	5	松木橋	馬込川	浜松市	中央区	中央3丁目	CCTV	H23.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	6	馬込大橋	馬込川	浜松市	中央区	上7丁目	CCTV	H23.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	7	半田橋	馬込川	浜松市	中央区	半田町	CCTV	H23.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	8	高橋	馬込川	浜松市	浜名区	小林	CCTV	H26.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	9	芳川	芳川	浜松市	中央区	頭陀寺町	IP	H21.7.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	10	落合橋	都田川	浜松市	浜名区	細江町川	CCTV	H23.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	11	新祝田橋	都田川	浜松市	浜名区	細江町川	CCTV	H23.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	12	坂田橋	井伊谷川	浜松市	浜名区	引佐町谷	IP	H25.9.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	13	堀留川	堀留川	浜松市	中央区	入野町	IP	H28.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	14	宇布見橋	新川	浜松市	中央区	雄踏町見	IP	H28.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	15	釣橋川	釣橋川	浜松市	浜名区	三ヶ日町	IP	H28.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	16	入野富士見水門(上流)	新川	浜松市	中央区	入野町	IP	H17.3.1	常時	浜土松木	053-458-7268	水	-	
浜松	17	入野富士見水門(下流)	新川	浜松市	中央区	入野町	IP	H17.3.1	常時	浜土松木	053-458-7268	水	-	
浜松	18	市野橋	安間川	浜松市	中央区	市野町	IP	H29.9.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河管	○	○
浜松	19	矢矧橋	馬込川	浜松市	浜名区	平口	IP	H29.9.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河管	○	○
浜松	20	新松下橋	芳川	浜松市	中央区	植松町	IP	H29.9.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	21	安間川遊水地1	安間川	浜松市	中央区	市野町	IP	H30.12.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河施	○	
浜松	22	安間川遊水地2	安間川	浜松市	中央区	上石田町	IP	H30.12.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河施	○	
浜松	23	安間川遊水地3	安間川	浜松市	中央区	下石田町	IP	H30.12.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河施	○	
浜松	24	瀬戸橋	都田川	浜松市	浜名区	細江町川	IP	R3.3.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	25	平木大橋	気田川	浜松市	天竜区	春野町川	IP	R3.3.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	26	水窪大橋	水窪川	浜松市	天竜区	水窪町家	IP	R3.3.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水	○	○
浜松	27	堀留川水門(水門内カメラ)	堀留川	浜松市	中央区	入野町	IP	R6.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	水	-	
浜松	28	堀留川水門(水門外カメラ)	堀留川	浜松市	中央区	入野町	IP	R6.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	水	-	
浜松	29	堀留川西部排水機場(内カメラ)	堀留川	浜松市	中央区	入野町	IP	R6.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	水	-	
浜松	30	堀留川西部排水機場(外カメラ)	堀留川	浜松市	中央区	入野町	IP	R6.4.1	常時	浜土松木	053-458-7268	水	-	
浜松	31	双竜橋	二俣川	浜松市	天竜区	二俣町俣	IP	R6.12.1	常時	浜土松木	053-458-7268	河水		

水防区	対象番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		河川用途	サイボス	公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話			
浜松	32	安 間 川 (八 幡 橋)	安 間 川	浜 松 市	中 央 区	市 野 町	IP	R6.3.20	常 時	浜 土 松 木	053-458-7268	河 水		
浜松	33	馬 込 川 (下 善 排 水 機 場)	馬 込 川	浜 松 市	浜 名 区	新 原	IP	R6.3.20	常 時	浜 土 松 木	053-458-7268	河 水		

各水防区における監視カメラの位置は図. 15-1 (P. 509) 及び巻末水防計画書附図を参照

対象番号は、固有番号である為、欠番が生じることがある。

用途 河：河川、水：水門等、ダ：ダム、海：海岸

河川用途 水：水防用、管：河川管理用、施：施設管理用、-：対象外

表. 15-3 避難に資する監視カメラ一覧表

水防区	対象番号	名 称	流 域 河 川	位 置			種別	観測開始 年月日	観測 種別	管 理 者	
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話
沼津	1	丸 獄 橋	黄 瀬 川	御殿場市		大 坂	IP		常 時	沼 津 土 木	055-920-2213
沼津	2	観 音 橋	函 南 観 音 川	田 方 郡	函 南 町	間 宮	IP		常 時	沼 津 土 木	055-920-2213
富士	3	桔 梗 橋	富 士 早 川	富 士 市		宮 島	IP		常 時	富 士 土 木	0545-65-2237
島田	4	長池川・湯日川合流	長池川・湯日川	島 田 市		船 木	IP		常 時	島 田 土 木	0547-37-1035
島田	5	葉 梨 川	葉 梨 川	藤 枝 市		時 ケ 谷	IP		常 時	島 田 土 木	0547-37-1035
島田	6	内 瀬 戸 谷 川	内 瀬 戸 谷 川	藤 枝 市		水 上	IP		常 時	島 田 土 木	0547-37-1035
島田	7	梅 田 川 橋	梅 田 川	焼 津 市		八 楠	IP		常 時	島 田 土 木	0547-37-1035
島田	8	鴻 益 橋	瀬 戸 川	焼 津 市		保 福 島	IP		常 時	島 田 土 木	0547-37-1035
島田	9	小 石 川	小 石 川	焼 津 市		栄 町	IP		常 時	島 田 土 木	0547-37-1035
島田	10	樋 口 橋	勝 間 田 川	牧之原市		静 谷	IP		常 時	島 田 土 木	0547-37-1035
島田	11	萩 間 川	萩 間 川	牧之原市		大 江	IP		常 時	島 田 土 木	0547-37-1035
島田	12	寄 子 橋	坂 口 谷 川	牧之原市		細 江	IP		常 時	島 田 土 木	0547-37-1035
袋井	13	谷 の 口 橋	小 笠 沢 川	袋 井 市		砂 本 町	IP	R7. 6. 26	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217
袋井	14	高 塚 橋	沖 之 川	袋 井 市		村 松	IP	R7. 6. 26	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217
袋井	15	新 橋	新 野 川	御前崎市		新 野	IP	R7. 6. 26	常 時	袋 井 土 木	0538-42-3217

(参考) 避難に資する監視カメラについて

避難指示の判断材料として水位情報を得ることや、水防活動における巡視は水防管理団体である市町の責務であることを鑑みるに、その役割を有する避難に資する監視カメラも同様の扱いであるが、激甚化・頻発化する豪雨災害に対して、市町の水防活動を支援するため、監視カメラの設置を推進し、河川の巡視を含む防災体制の強化を図る。

水防管理団体である市町は、住民に対し、避難に資する監視カメラの情報により、「住民が自らの命は自らが守る」行動につながるよう積極的に働きかけると共に、市町の水防活動にも活用することを前提とする。上記を踏まえ、監視カメラについて、以下を定める。

<市町実施事項>

- ・市町の水防巡視や避難指示の発令等に活用するよう、マニュアル等に明記する。
- ・水防団（消防団）の水防活動での利用方法を取り決める。
- ・ワークショップ等を活用し、住民自身がカメラ映像を効果的に活用できるような仕組みを検討する。
- ・県の求めに応じて、市町や水防団（消防団）、住民等の監視カメラの活用実績を提出する。

<費用負担>

- ・避難に資する監視カメラの費用負担については、県と市町で締結した「河川監視カメラ等の設置、維持管理及び活用に関する協定書」により決定している。
- ・県は監視カメラの購入及び設置を行う。市町は、設置箇所等の地元調整や設置後のカメラ維持管理（クラウド及び回線使用料の負担、機器の点検、修理）を行う。（令和7年度除く）

<市町への移管に関して>

- ・移管については、カメラやソーラーパネル等の付属品の交換の際に行う。

表. 15-4 国土交通省所管河川監視カメラ一覧表

水防区号	番	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		映像公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話	
沼津	1	狩野川河口	狩野川	沼津市		春日町	CCTV	H18.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	2	江川排水機場 (屋上)	狩野川	沼津市		我入道 江川町	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	3	江川排水機場 (外水位)	狩野川	沼津市		我入道 江川町	CCTV	H15.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	4	江川排水機場 (内水位)	狩野川	沼津市		我入道 江川町	CCTV	H15.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	5	市場樋管	狩野川	沼津市		市場町	CCTV	R5.1	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	6	御成橋	狩野川	沼津市		市場町	CCTV	H28.8	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	7	沼津市役所 (屋上)	狩野川	沼津市		御幸町	CCTV	H25.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	8	三園橋	狩野川	沼津市		御幸町	CCTV	H17.9	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	9	黒瀬橋	狩野川	沼津市		黒瀬町	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	10	浪人川排水機場 (外水位)	狩野川	沼津市		大岡	CCTV	H17.9	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	11	浪人川排水機場 (内水位)	狩野川	沼津市		大岡	CCTV	H17.9	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	12	香貫山展望台	狩野川	沼津市		上香貫 平戸	CCTV	H25.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	13	木瀬地区	狩野川	沼津市		大岡	CCTV	H18.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	14	黄瀬川合流	狩野川	沼津市		中瀬町	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	15	境川排水機場 (屋上)	狩野川	三島市		長伏	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	16	境川排水機場 (外水位)	狩野川	三島市		長伏	CCTV	H15.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	17	境川排水機場 (内水位)	狩野川	三島市		長伏	CCTV	H15.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	18	江尻樋管	狩野川	沼津市		大平	CCTV	R5.1	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	19	大場川	狩野川	沼津市		大平	CCTV	H12.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	20	来光川	狩野川	田方郡	函南町	日守	CCTV	H12.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	21	石堂橋付近	狩野川	田方郡	函南町	日守	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	22	四日町排水機場 (屋上)	狩野川	伊豆の国 市		四日町	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	23	四日町排水機場 (外水位)	狩野川	伊豆の国 市		四日町	CCTV	H12.2	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	24	四日町排水機場 (内水位)	狩野川	伊豆の国 市		四日町	CCTV	H12.2	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	25	伊豆長岡出張所 (屋上)	狩野川	伊豆の国 市		堀之上	CCTV	H12.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	26	千歳橋	狩野川	伊豆の国 市		南條	CCTV	H17.9	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	27	宗光寺排水機場 (ポンプ吐出口)	狩野川	伊豆の国 市		宗光寺	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	28	宗光寺排水機場 (外水位)	狩野川	伊豆の国 市		宗光寺	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	29	宗光寺排水機場 (内水位)	狩野川	伊豆の国 市		宗光寺	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	30	小坂排水機場 (ポンプ吐出口)	狩野川	伊豆の国 市		小坂	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	31	小坂排水機場 (外水位)	狩野川	伊豆の国 市		小坂	CCTV	H16.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	

水防区	番 号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始 年月日	観測 種別	管 理 者		映像 公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話	
沼津	32	小坂排水機場 (内水位)	狩野川	伊豆の国 市		小 坂	CCTV	H16. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	33	大門橋上流	狩野川	伊豆の国 市		神 島	CCTV	H17. 9	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	34	狩野川大橋	狩野川	伊豆市		熊 坂	CCTV	H18. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	35	修善寺橋	狩野川	伊豆市		修善寺	CCTV	H18. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	36	香貫大橋	黄瀬川	駿東郡	清水町	長 沢	CCTV	H17. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	37	黄瀬川橋	黄瀬川	駿東郡	清水町	長 沢	CCTV	R4. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	38	新田川用水堰下 流	黄瀬川	沼津市		大 岡	CCTV	R2. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	39	東海道本線鉄橋	黄瀬川	駿東郡	長泉町	本 宿	CCTV		常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	40	本 宿	黄瀬川	沼津市		大 岡	CCTV	H13. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	41	本 宿 2	黄瀬川	駿東郡	長泉町	本 宿	CCTV	R4. 7	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	42	石 脇	黄瀬川	裾野市		石 脇	CCTV	R4. 7	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	43	函南観音川 排水機場(屋上)	大場川	田方郡	函南町	間 宮	CCTV	H16. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	44	函南観音川 排水機場(外水位)	大場川	田方郡	函南町	間 宮	CCTV	H12. 2	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	45	函南観音川 排水機場(内水位)	大場川	田方郡	函南町	間 宮	CCTV	H12. 2	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	46	仁 田 橋	来光川	田方郡	函南町	仁 田	CCTV	H18. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	47	堂川樋門	柿沢川	伊豆の国 市		長 崎	CCTV	H21. 12	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
沼津	48	口 野	狩野川 放水路	沼津市		口 野	CCTV	H15. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	49	口 野 橋	狩野川 放水路	沼津市		口 野	CCTV	H15. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	50	長 塚 橋	狩野川 放水路	伊豆の国 市		北江間	CCTV	H15. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	51	珍 野	狩野川 放水路	伊豆の国 市		北江間	CCTV	H12. 10	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	
沼津	52	鏡 橋	狩野川 放水路	伊豆の国 市		堀之上	CCTV	H13. 3	常 時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2009	○
富士	1	松 岡	富士川	富士市		松 岡	WEB		常 時	甲府河川 国道事務所	055-252- 8884	○
富士	2	北 松 野	富士川	富士市		北松野	WEB		常 時	甲府河川 国道事務所	055-252- 8884	○
静岡	1	安倍川左岸河口	安 倍 川	静岡市	駿河区	中 島	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川 事 務 所	054-273- 9104	○
静岡	2	丸子川水門上流	安 倍 川	静岡市	駿河区	下川原南	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川 事 務 所	054-273- 9104	○
静岡	3	丸子川水門下流	安 倍 川	静岡市	駿河区	広 野	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川 事 務 所	054-273- 9104	○
静岡	4	安倍川左岸0.75k	安 倍 川	静岡市	駿河区	中 島	簡易型監視 カメラ	R2. 10	常 時	静岡河川 事 務 所	054-273- 9104	○
静岡	5	駿河区中島	安 倍 川	静岡市	駿河区	中 島	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川 事 務 所	054-273- 9104	○
静岡	6	安倍川右岸1.75k	安 倍 川	静岡市	駿河区	下川原	簡易型監視 カメラ	R2. 10	常 時	静岡河川 事 務 所	054-273- 9104	○
静岡	7	中野新田	安 倍 川	静岡市	駿河区	中野新田	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川 事 務 所	054-273- 9104	○
静岡	8	東新田	安 倍 川	静岡市	葵 区	東新田	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川 事 務 所	054-273- 9104	○
静岡	9	西中原	安 倍 川	静岡市	駿河区	西中原	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川 事 務 所	054-273- 9104	○

水防区番号	番	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		映像公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話	
静岡	10	丸子新田	安 倍 川	静岡市	駿 河 区	丸子新田	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	11	手越水位観測所	安 倍 川	静岡市	駿 河 区	手 越	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	12	安倍川橋左岸	安 倍 川	静岡市	葵 区	弥 勒	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	13	向敷地	安 倍 川	静岡市	葵 区	向敷地	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	14	静岡河川事務所(西)	安 倍 川	静岡市	葵 区	田 町	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	15	静岡河川事務所(東)	安 倍 川	静岡市	葵 区	田 町	CCTV	H27. 4. 1	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	16	辰起町排水樋管	安 倍 川	静岡市	葵 区	辰起町	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	17	桜町	安 倍 川	静岡市	葵 区	桜 町	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	18	福田ヶ谷	安 倍 川	静岡市	葵 区	福田ヶ谷	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	19	堤町	安 倍 川	静岡市	葵 区	堤 町	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	20	門屋	安 倍 川	静岡市	葵 区	門 屋	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	21	賤機	安 倍 川	静岡市	葵 区	牛 妻	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	22	牛妻雨量水位観測所	安 倍 川	静岡市	葵 区	牛 妻	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	23	郷島	安 倍 川	静岡市	葵 区	郷 島	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	24	玉機橋	安 倍 川	静岡市	葵 区	中 沢	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	25	山崎	藁 科 川	静岡市	葵 区	山 崎	CCTV	H26. 3	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	26	牧ヶ谷橋	藁 科 川	静岡市	葵 区	羽 鳥	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	27	新間	藁 科 川	静岡市	葵 区	新 間	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	28	奈良間水位観測所	藁 科 川	静岡市	葵 区	奈良間	CCTV	H16. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	1	中尾沢堰堤	安 倍 川	静岡市	葵 区	平 野	CCTV	H21. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	2	大河内堰堤	安 倍 川	静岡市	葵 区	有 東 木	CCTV	H18. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	3	奥之沢堰堤	安 倍 川	静岡市	葵 区	梅ヶ島	CCTV	H19. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	4	力二沢堰堤	安 倍 川	静岡市	葵 区	梅ヶ島	CCTV	H20. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	5	金山堰堤	安 倍 川	静岡市	葵 区	梅ヶ島	CCTV	H18. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	6	孫佐島堰堤	安 倍 川	静岡市	葵 区	梅ヶ島	CCTV	H17. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	7	大谷観測所	安 倍 川	静岡市	葵 区	大 谷	CCTV	H18. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	8	大谷崩れ	安 倍 川	静岡市	葵 区	梅ヶ島	CCTV	H18. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
静岡	9	湯の島	安 倍 川	静岡市	葵 区	梅ヶ島	CCTV	H18. 3. 31	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	1	大井川左岸河口	大 井 川	焼津市		飯 淵	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	2	飯淵	大 井 川	焼津市		飯 淵	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	3	太平橋左岸	大 井 川	焼津市		飯 淵	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	4	大井川中島	大 井 川	焼津市		中 島	CCTV	H22. 11	常 時	静岡河川事務所	054-273-9104	○

水防区	番号	名 称	流 域 川	位 置			種別	観測開始年月日	観測種別	管 理 者		映像公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話	
島田	5	富士見橋左岸	大井川	焼津市		西島	CCTV	H22.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	6	大井川右岸5.0k	大井川	榛原郡	吉田町	大幡	簡易型監視カメラ	R2.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	7	東名大井川橋	大井川	焼津市		相川	CCTV	H22.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	8	善左衛門	大井川	藤枝市		善左衛門	CCTV	H22.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	9	源助橋	大井川	藤枝市		源助	CCTV	H22.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	10	谷口橋右岸	大井川	島田市		阪本	CCTV	H22.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	11	細島水位観測所	大井川	島田市		細島	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	12	島田大橋左岸	大井川	島田市		旭	CCTV	H22.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	13	横井	大井川	島田市		南	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	14	島田出張所	大井川	島田市		横井	CCTV		常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	15	金谷	大井川	島田市		金谷	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	16	河原	大井川	島田市		河原	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	17	大井川右岸15.8k	大井川	島田市		金谷東	簡易型監視カメラ	R2.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	18	稲荷	大井川	島田市		稲荷	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	19	大井川左岸16.8k	大井川	島田市		向谷	簡易型監視カメラ	R2.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	20	赤松水位観測所	大井川	島田市		稲荷	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	21	相賀	大井川	島田市		鵜飼	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	22	水路橋	大井川	島田市		神座	CCTV	H22.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	23	神座南	大井川	島田市		神座	CCTV	H22.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	24	神座水位観測所	大井川	島田市		神座	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
島田	25	神座水位観測所(補助)	大井川	島田市		神座	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
袋井	1	菊川 0.4 左高松川水門外水側	菊川	掛川市		国安	CCTV	H11.12.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	○
袋井	2	菊川 0.4 左高松川水門内水側	菊川	掛川市		国安	CCTV	H11.12.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	
袋井	3	菊川 0.4 左高松川水門操作室	菊川	掛川市		国安	CCTV	H11.12.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	
袋井	4	菊川 2.0 左国安水位観測所	菊川	掛川市		国安	CCTV	H16.4.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	○
袋井	5	菊川 6.4 左嶺田水位観測所	菊川	菊川市		嶺田	CCTV	H16.4.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	○
袋井	6	菊川 7.7 右稲荷部樋門	菊川	掛川市		岩滑	CCTV	H16.4.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	○
袋井	7	菊川 9.3 左高田橋上流	菊川	菊川市		上中川	CCTV	H16.4.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	○
袋井	8	菊川 10.6 左若宮樋管	菊川	菊川市		加茂	CCTV	H16.4.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	○
袋井	9	菊川 11.8 左加茂水位観測所	菊川	菊川市		西横地	CCTV	H16.4.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	○
袋井	10	菊川 12.8 左文化会館アエル	菊川	菊川市		本所	CCTV	H16.4.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	○
袋井	11	菊川 13.7 右東名菊川橋上流	菊川	菊川市		朝日	CCTV	H16.4.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0118	○

水 防 区	番 号	名 称	流 域 河 川	位 置			種 別	観測開始 年月日	観測 種別	管 理 者		映 像 公 開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話	
袋井	12	菊川 14.2 右下前田川内水地区	菊 川	菊 川 市		本 所	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	13	菊川 15.6 左東海道菊川橋	菊 川	菊 川 市		潮 海 寺	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	14	菊川 17.5 右菊川頭首工下流	菊 川	菊 川 市		富 田	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	15	菊牛 4.3 右江川樋門外水側	牛 淵 川	菊 川 市		河 東	CCTV	H15. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	16	菊牛 4.0 右江川(排)場内	牛 淵 川	菊 川 市		河 東	CCTV	H15. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	17	菊牛 4.0 右江川(排)電気室	牛 淵 川	菊 川 市		河 東	CCTV	H15. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	
袋井	18	菊牛 5.6 左黒沢樋門外水側	牛 淵 川	菊 川 市		岳 洋	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	19	菊牛 5.6 左黒沢樋門内水側	牛 淵 川	菊 川 市		岳 洋	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	
袋井	20	菊黒 0.3 左黒沢(排)場内	黒 沢 川	菊 川 市		岳 洋	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	21	菊黒 0.3 左黒沢(排)P室1	黒 沢 川	菊 川 市		岳 洋	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	
袋井	22	菊黒 0.3 左黒沢(排)P室2	黒 沢 川	菊 川 市		岳 洋	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	
袋井	23	菊黒 0.3 左黒沢(排)電気室	黒 沢 川	菊 川 市		岳 洋	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	
袋井	24	菊丹 0.8 右黒沢川樋管外水側	丹 野 川	菊 川 市		岳 洋	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	25	菊与 2.8 右与惣川樋門外水側	与 惣 川	掛 川 市		三 俣	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	26	菊与 2.9 右与惣(排)場内	与 惣 川	掛 川 市		三 俣	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	27	菊与 2.9 右与惣(排)電気室	与 惣 川	掛 川 市		三 俣	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	
袋井	28	菊与 2.9 右与惣(排)吐出口	与 惣 川	掛 川 市		三 俣	CCTV	H14. 10. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	
袋井	29	菊笠 0.2 左下小笠川合流点	下 小 笠 川	掛 川 市		海 戸	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	30	菊笠 1.2 左兼情橋上流	下 小 笠 川	掛 川 市		大 坂	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
袋井	31	菊笠 1.5 右小梅橋	下 小 笠 川	掛 川 市		川 久 保	CCTV	H17. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	1	天竜 3.4 右掛塚橋上流	天 竜 川	浜 松 市	中 央 区	河 輪 町	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	2	天竜 4.1 右安間川合流点	天 竜 川	浜 松 市	中 央 区	老 間 町	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	3	天竜 6.2 右新貝地区	天 竜 川	浜 松 市	中 央 区	新 貝 町	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	4	天竜 6.8 右新幹線天竜川線	天 竜 川	浜 松 市	中 央 区	鶴 見 町	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	5	天竜 8.1 右東海道線天竜川橋	天 竜 川	浜 松 市	中 央 区	国 吉 町	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	6	天竜 9.1 右中ノ町河川公園	天 竜 川	浜 松 市	中 央 区	国 吉 町	CCTV	H14. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	7	天竜 9.5 右天竜川橋右岸	天 竜 川	浜 松 市	中 央 区	中 ノ 町	CCTV	H15. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	8	天竜 10.7 左池田水位観測所	天 竜 川	磐 田 市		池 田	CCTV	H15. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	9	天竜 11.6 左池田樋管下流	天 竜 川	磐 田 市		東 名	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	10	天竜 15.6 左一雲済川	天 竜 川	磐 田 市		寺 谷	CCTV	H15. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	11	天竜 18.4 左浜北大橋上流	天 竜 川	磐 田 市		三 家	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	12	天竜 23.0 左野部地区	天 竜 川	磐 田 市		上 野 部	CCTV	H15. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○

水 防 区	番 号	名 称	流 域 河 川	位 置			種別	観測開始 年月日	観測 種別	管 理 者		映像 公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話	
浜松	13	天 竜 24.8 右 県北遠合同庁舎	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	二俣町 鹿 島	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	14	天 竜 25.0 左 鹿 島 橋 上 流	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	二俣町 鹿 島	CCTV	H15. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	15	天 竜 28.8 右 船明ダム下流	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	船 明	CCTV	H15. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	16	天 竜 39.7 右 気田川合流点	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	横 山 町	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	17	天 竜 44.8 左 竜山大橋下流	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	龍 山 町 戸 倉	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○
浜松	18	天 竜 46.0 左 秋葉ダム下流	天 竜 川	浜 松 市	天 竜 区	龍 山 町 戸 倉	CCTV	H16. 4. 1	常 時	浜松河川 国道事務所	053- 466-0118	○

表. 15-5 国土交通省所管海岸監視カメラ一覧表

水 防 区	番 号	名 称	流 域 河 川	位 置			種別	観測開始 年月日	観測 種別	管 理 者		映像 公開
				郡 市	区 町	大 字				所 属	電 話	
沼津	1	C - 1 (沼津市千本浜)	富士海岸	沼津市		千本浜	CCTV	H13. 12	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	2	C - 2 (沼津市西間門)	富士海岸	沼津市		西間門	CCTV	H13. 12	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	3	C - 3 (沼津市大諏訪)	富士海岸	沼津市		大諏訪	CCTV	H13. 12	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	4	C - 4 (沼津市大塚)	富士海岸	沼津市		大塚	CCTV	H11. 12	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	5	C - 5 (昭和第2放水路)	富士海岸	沼津市		原	CCTV	H11. 12	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	6	C - 6 (沼津市桃里)	富士海岸	沼津市		桃里	CCTV	H11. 12	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	7	C - 7 (昭和放水路)	富士海岸	富士市		西柏原 新田	CCTV	H9. 6	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	8	C - 8 (富士市今井)	富士海岸	富士市		今井	CCTV	H11. 12	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	9	C - 9 (富士市鮫島)	富士海岸	富士市		鮫島	CCTV	H16. 3	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	10	C - 10 (富士市川成島)	富士海岸	富士市		川成島	CCTV	H16. 3	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	11	C - 11 (富士市宮島)	富士海岸	富士市		宮島	CCTV	H16. 3	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
沼津	12	C - 12 (富士川河口)	富士海岸	富士市		五貫島	CCTV	H16. 3	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
静岡	1	日の出	蒲原(富士) 海岸	静岡市	清水区	日の出	CCTV	H18. 3	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
静岡	2	高浜	蒲原(富士) 海岸	静岡市	清水区	蒲原	CCTV	H16. 3	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
静岡	3	小金	蒲原(富士) 海岸	静岡市	清水区	蒲原小金	CCTV	H18. 3	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
静岡	4	蒲原中	蒲原(富士) 海岸	静岡市	清水区	蒲原中	CCTV	H18. 3	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	1	田尻北	駿河海岸	焼津市		田尻北	CCTV	H22. 11	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	2	田尻	駿河海岸	焼津市		田尻	CCTV	H22. 11	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	3	ライブカメラD P屋上	駿河海岸	焼津市		田尻	WEB	H20. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	4	栃山川河口	駿河海岸	焼津市		一色	CCTV	H16. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	5	藤守川河口	駿河海岸	焼津市		藤守	CCTV	H16. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	6	高新田	駿河海岸	焼津市		高新田	CCTV	H16. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	7	吉永	駿河海岸	焼津市		利右衛門	CCTV	H20. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	8	大井川河口	駿河海岸	榛原郡	吉田町	川尻	CCTV	H18. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	9	川尻	駿河海岸	榛原郡	吉田町	川尻	CCTV	H18. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	10	住吉	駿河海岸	榛原郡	吉田町	住吉	CCTV	H18. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	11	坂口谷川河口	駿河海岸	榛原郡	吉田町	住吉	CCTV	H18. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○
島田	12	榛原	駿河海岸	牧之原市		細江	CCTV	H18. 3. 31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9103	○

第 1 6 表 静岡県水防区連絡系統図

無線電話使用方法

地上回線を使用の際は局番の前に「5」、
衛星回線を使用の際は局番の前に「8」をつける。
ただし、各土木支所、各港管理事務所は地上回線のみで衛星回線は使用できない。(御殿場支所、天竜支局除く)
また市町の「局番—9001」について、県が災害対策本部を設置した際にホットライン電話となり、使用できない場合がある。
なお、国土交通省マイクロ回線を使用の際には局番の前に「8」をつける。

注 「電」は加入電話番号
「無」は無線電話番号（*は地上系のみ）
「国」は国土交通省マイクロ回線番号
---- は無線電話
— は加入電話
..... は国土交通省マイクロ回線による連絡を示す。
図. 16-2 から図. 16-10 も同じ

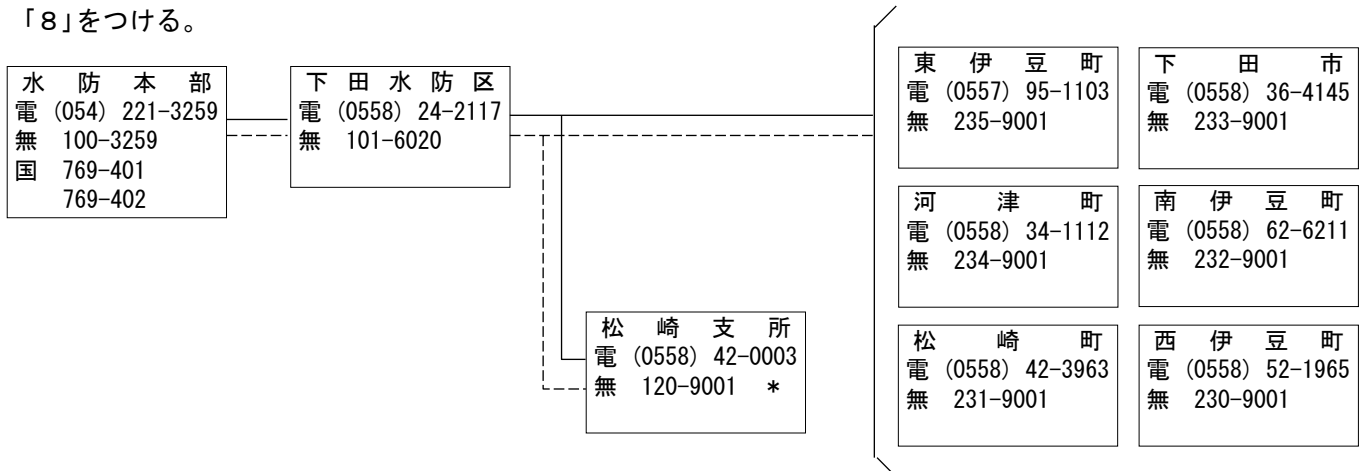


図. 16-1 下田水防区連絡系統図

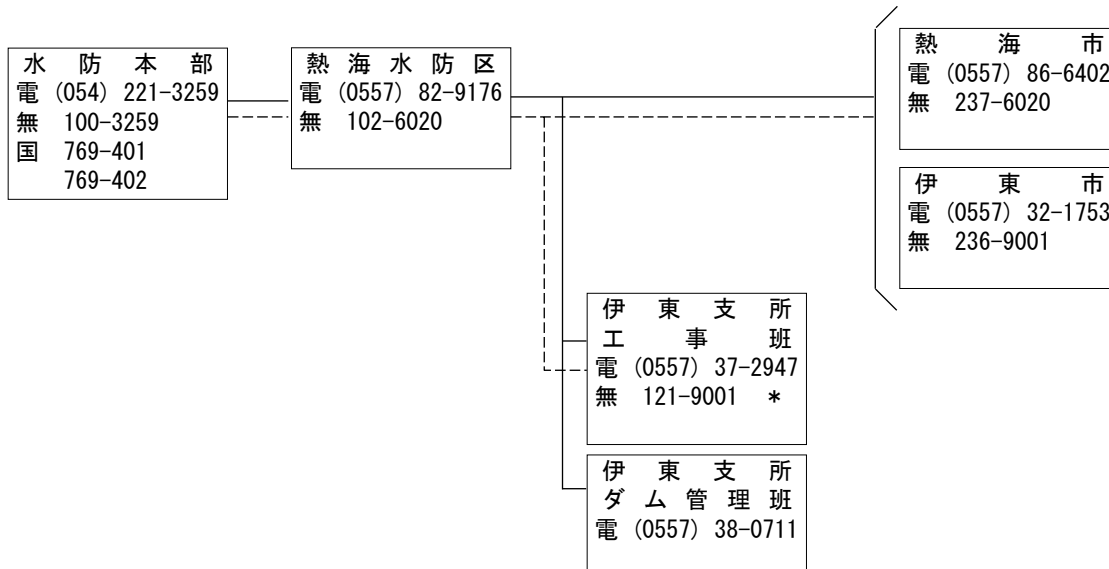


図. 16-2 熱海水防区連絡系統図

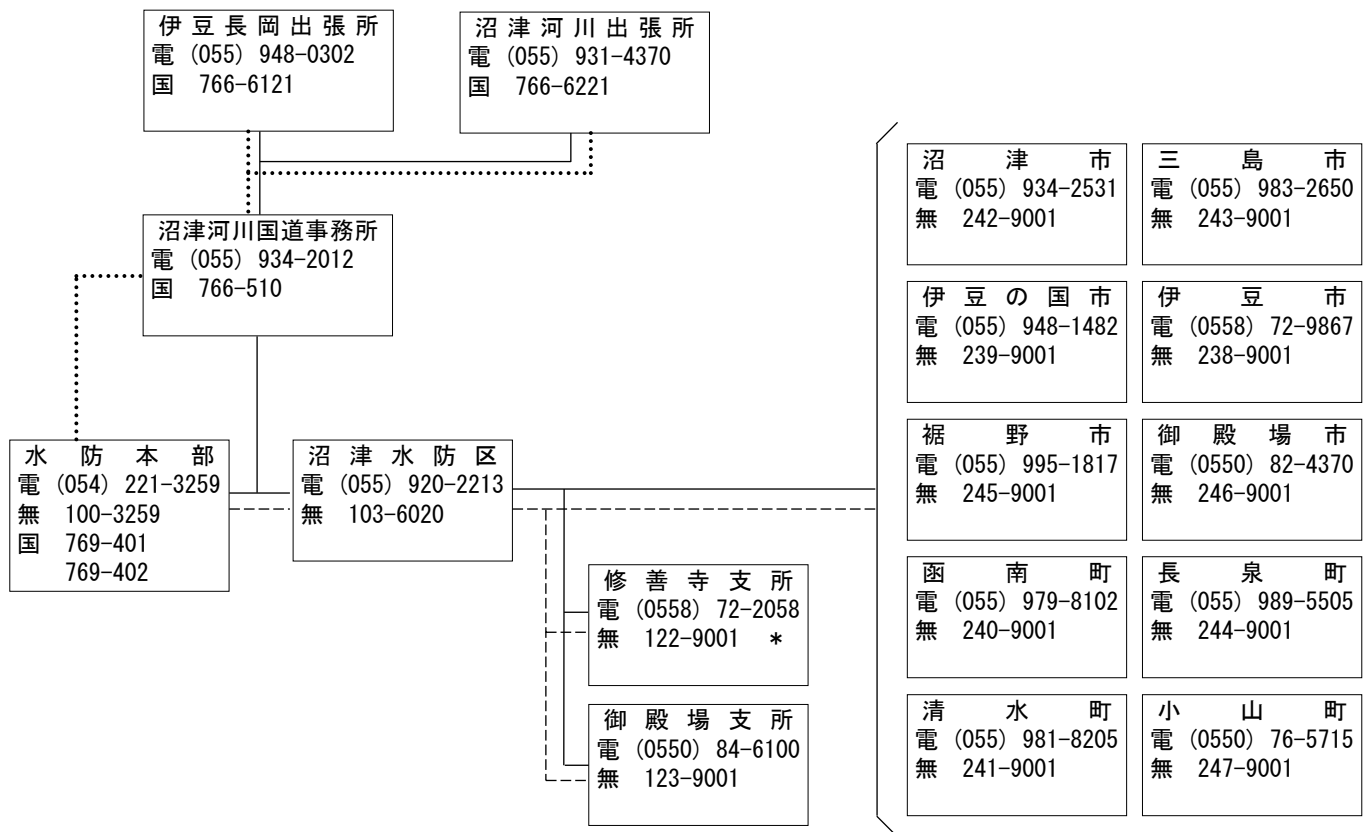


図. 16-3 沼津水防区連絡系統図

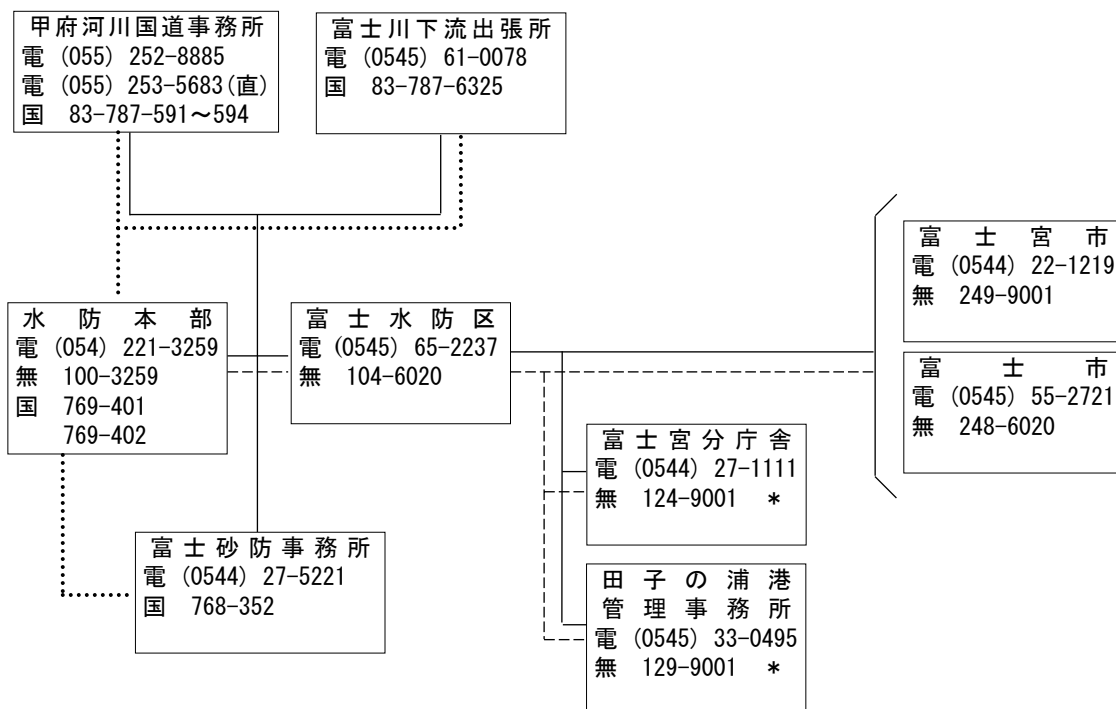


図. 16-4 富士水防区連絡系統図

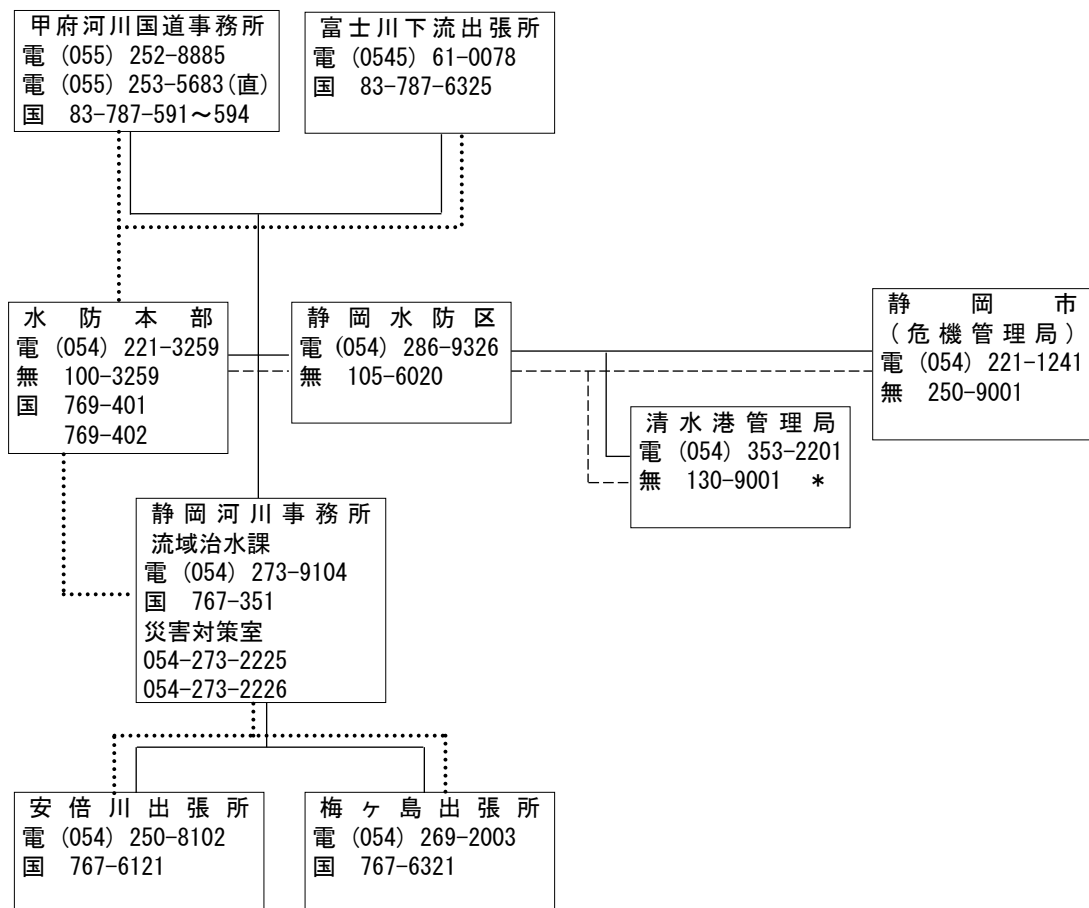


図. 16-5 静岡水防区連絡系統図

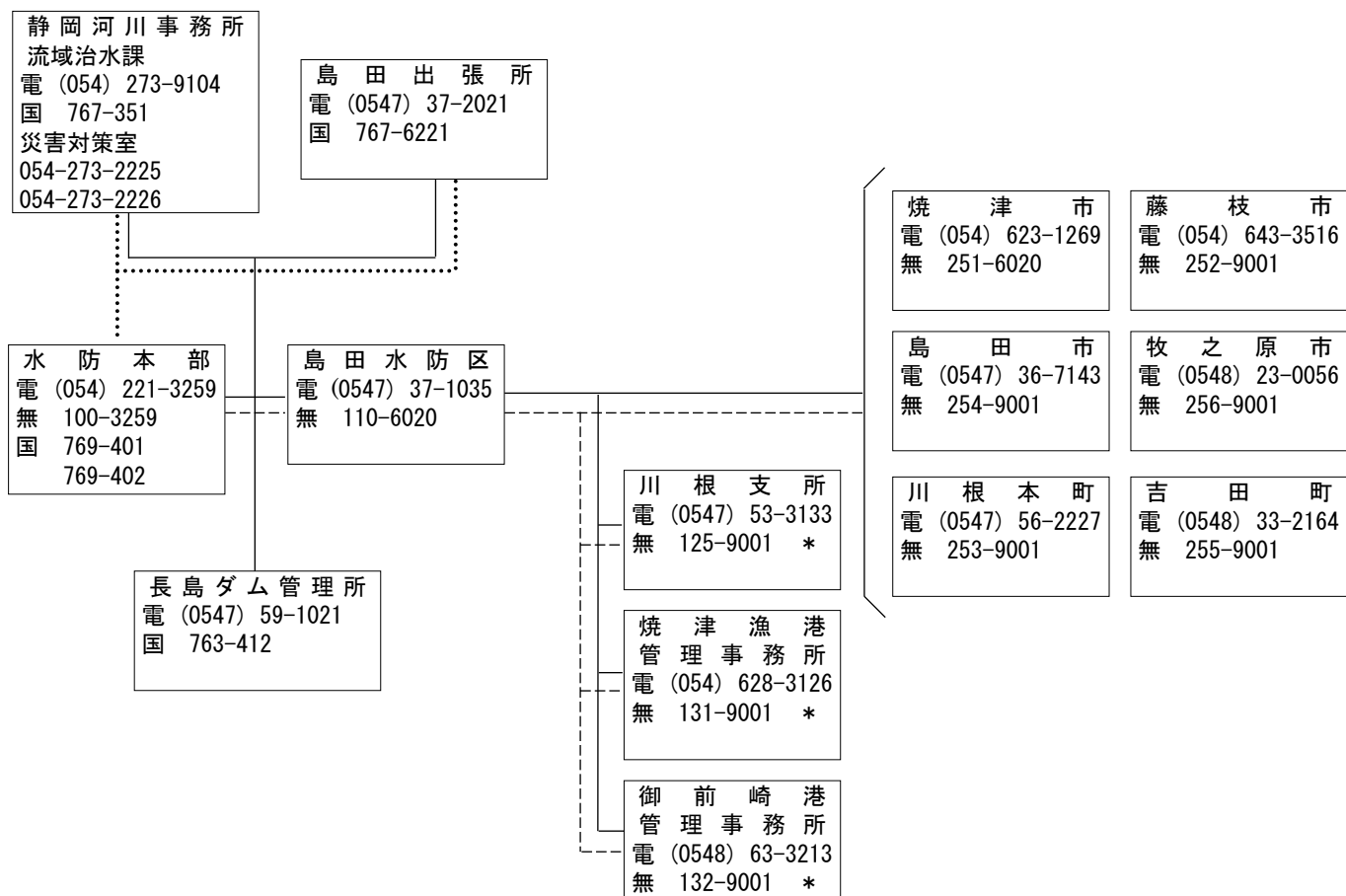


図. 16-6 島田水防区連絡系統図

第 17 表 衛星携帯電話一覧表

表. 17-1 衛星携帯電話一覧表(静岡県)

水 防 区	水防本部	下 田	熱 海	沼 津	富 士	静 岡	島 田	袋 井	浜 松	計
台 数	3	3	3	3	3	2	3	4	3	27

表. 17-2 衛星携帯電話

水防区	配置場所	器種名	電話番号	備考
水防本部	静岡県庁土木防災情報センター	ワイドスターⅡ	090-5853-2501	屋外アンテナ接続
	静岡県庁土木防災情報センター	ワイドスターⅡ	090-5853-2568	
	静岡県庁土木防災情報センター	ワイドスターⅡ	090-5853-2569	
下田	下田土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2503	屋外アンテナ接続
	下田土木事務所 松崎支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2508	
	青野大師ダム管理所	ワイドスターⅡ	090-5853-2504	
熱海	熱海土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2511	屋外アンテナ接続
	熱海土木事務所 伊東支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2513	
	奥野ダム管理課	ワイドスターⅡ	090-5853-2524	
沼津	沼津土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2515	屋外アンテナ接続
	沼津土木事務所 修善寺支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2520	
	沼津土木事務所 御殿場支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2522	
富士	富士土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2526	屋外アンテナ接続
	富士土木事務所 富士宮分庁舎	ワイドスターⅡ	090-5853-2528	
	田子ノ浦港管理事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2587	
静岡	静岡土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2530	屋外アンテナ接続
	清水港管理局	ワイドスターⅡ	090-5853-2589	
島田	島田土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2545	屋外アンテナ接続
	島田土木事務所 川根支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2550	
	焼津漁港管理事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2546	
袋井	袋井土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2557	屋外アンテナ接続
	袋井土木事務所 掛川支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2558	
	太田川ダム管理所	ワイドスターⅡ	090-5853-2586	屋外アンテナ接続
	御前崎港管理事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2552	
浜松	浜松土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2578	屋外アンテナ接続
	浜松土木事務所 天竜支局	ワイドスターⅡ	090-5853-2564	屋外アンテナ接続
	浜松土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2581	

第18表 防災行政無線局一覧表

表. 18-1 県交通基盤部関係防災行政無線局一覧表

※無線電話の使用方法についてはP. 518参照

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
しずおかけんこうつうきばんぶ272 静岡県交通基盤部 272	陸上移動局 (車載型)	静岡県庁土木防災課	静岡市葵区追手町9-6	
しずおかけんこうつうきばんぶ273 静岡県交通基盤部 273	陸上移動局 (車載型)	静岡県庁道路保全課	静岡市葵区追手町9-6	
ぼうさい しもだ そうごうちょうしゃ 防災 下田 総合庁舎	固定局 地球局	静岡県下田土木事務所	下田市中531-1	101-6020
しもだ どぼく 330 ~ 340 下田土木 330 ~ 340	陸上移動局 (車載型)	静岡県下田土木事務所	下田市中531-1	
しもだ どぼく 710 ~ 713 下田土木 710 ~ 713	陸上移動局 (携帯型)	静岡県下田土木事務所	下田市中531-1	
しもだ どぼく 917 下田土木 917	陸上移動局 (半固定型)	静岡県下田土木事務所	下田市中531-1	5-917-1
ぼうさいどぼくまつざきししよ 防災土木松崎支所	固定局	静岡県下田土木事務所 松崎支所	賀茂郡松崎町江奈629-6	120-9001
どぼくまつざきししよ 445 ~ 447 土木松崎支所 445 ~ 447	陸上移動局 (車載型)	静岡県下田土木事務所 松崎支所	賀茂郡松崎町江奈629-6	
どぼくまつざきししよ 778 ~ 780 土木松崎支所 778 ~ 780	陸上移動局 (携帯型)	静岡県下田土木事務所 松崎支所	賀茂郡松崎町江奈629-6	
どぼくまつざきししよ 925 土木松崎支所 925	陸上移動局 (半固定型)	静岡県下田土木事務所 松崎支所	賀茂郡松崎町江奈629-6	5-925-1
ぼうさいあおのだいしだむ 防災青野大師ダム	固定局	静岡県青野大師ダム管理事務所	南伊豆町青野地先	133-9001
あおのだいしだむ 500 青野大師ダム 500	陸上移動局 (車載型)	静岡県青野大師ダム管理事務所	南伊豆町青野地先	
あおのだいしだむ 836 青野大師ダム 836	陸上移動局 (携帯型)	静岡県青野大師ダム管理事務所	南伊豆町青野地先	
あおのだいしだむ 939 青野大師ダム 939	陸上移動局 (半固定型)	静岡県青野大師ダム管理事務所	南伊豆町青野地先	5-939-1
ぼうさいあたま そうごうちょうしゃ 防災熱海 総合庁舎	固定局 地球局	静岡県熱海土木事務所	熱海市水口町13-15	102-6020
あたま どぼく 345 熱海土木 345	陸上移動局 (車載型)	静岡県熱海土木事務所	熱海市水口町13-15	
あたま どぼく 715 ~ 724 熱海土木 715 ~ 724	陸上移動局 (携帯型)	静岡県熱海土木事務所	熱海市水口町13-15	
あたま どぼく 918 熱海土木 918	陸上移動局 (半固定型)	静岡県熱海土木事務所	熱海市水口町13-15	
ぼうさいどぼくいとうししよ 防災土木伊東支所	固定局	静岡県熱海土木事務所 伊東支所	伊東市竹の台6-18	121-9001
どぼくいとうししよ 789 ~ 793 土木伊東支所 789 ~ 793	陸上移動局 (携帯型)	静岡県熱海土木事務所 伊東支所	伊東市竹の台6-18	
どぼくいとうししよ 926 土木伊東支所 926	陸上移動局 (半固定型)	静岡県熱海土木事務所 伊東支所	伊東市竹の台6-18	
ぼうさいおくのだむ 防災奥野ダム	固定局	静岡県奥野ダム管理所	伊東市鎌田字横堀1296-205	134-9001
おくのだむ 838 ~ 839 奥野ダム 838 ~ 839	陸上移動局 (携帯型)	静岡県奥野ダム管理所	伊東市鎌田字横堀1296-205	
おくのだむ 940 奥野ダム 940	陸上移動局 (半固定型)	静岡県奥野ダム管理所	伊東市鎌田字横堀1296-205	
ぼうさいとうぶ そうごうちょうしゃ 防災東部 総合庁舎	固定局 地球局	静岡県沼津土木事務所	沼津市高島本町1-3	103-6020
ぬまづ どぼく 350 ~ 369 沼津土木 350 ~ 369	陸上移動局 (車載型)	静岡県沼津土木事務所	沼津市高島本町1-3	
ぬまづ どぼく 727 ~ 730 沼津土木 727 ~ 730	陸上移動局 (携帯型)	静岡県沼津土木事務所	沼津市高島本町1-3	
ぬまづ どぼく 919 沼津土木 919	陸上移動局 (半固定型)	静岡県沼津土木事務所	沼津市高島本町1-3	
ぼうさいどぼくごてんばししよ 防災土木御殿場支所	固定局 地球局	静岡県沼津土木事務所 御殿場支所	御殿場市竈字寺の上641-1	123-9001

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
どぼくごてんばししよ455～458 土木御殿場支所455～458	陸上移動局 (車載型)	静岡県沼津土木事務所 御殿場支所	御殿場市竈字寺の上641-1	
どぼくごてんばししよ795～797 土木御殿場支所795～797	陸上移動局 (携帯型)	静岡県沼津土木事務所 御殿場支所	御殿場市竈字寺の上641-1	
どぼくごてんばししよ928 土木御殿場支所928	陸上移動局 (半固定型)	静岡県沼津土木事務所 御殿場支所	御殿場市竈字寺の上641-1	
ぼうさいどぼくしゅぜんじししよ 防災土木修善寺支所	固定局	静岡県沼津土木事務所 修善寺支所	伊豆市加殿36-1	122-9001
どぼくしゅぜんじししよ450～452 土木修善寺支所450～452	陸上移動局 (車載型)	静岡県沼津土木事務所 修善寺支所	伊豆市加殿36-1	
どぼくしゅぜんじししよ782～787 土木修善寺支所782～787	陸上移動局 (携帯型)	静岡県沼津土木事務所 修善寺支所	伊豆市加殿36-1	
どぼくしゅぜんじししよ927 土木修善寺支所927	陸上移動局 (半固定型)	静岡県沼津土木事務所 修善寺支所	伊豆市加殿36-1	
ぼうさいふじそうごうちょうしゃ 防災富士総合庁舎	固定局 地球局	静岡県富士土木事務所	富士市本市場441-1	104-6020
ふじどぼく375～381 富士土木375～381	陸上移動局 (車載型)	静岡県富士土木事務所	富士市本市場441-1	
ふじどぼく732～735 富士土木732～735	陸上移動局 (携帯型)	静岡県富士土木事務所	富士市本市場441-1	
ふじどぼく920 富士土木920	陸上移動局 (半固定型)	静岡県富士土木事務所	富士市本市場441-1	
ぼうさいどぼくふじのみやぶんちょうしゃ 防災土木富士宮分庁舎	固定局	静岡県富士土木事務所 富士宮分庁舎	富士宮市黒田字南部谷戸350-14	124-9001
どぼくふじのみやぶんちょうしゃ460～461 土木富士宮分庁舎460～461	陸上移動局 (車載型)	静岡県富士土木事務所 富士宮分庁舎	富士宮市黒田字南部谷戸350-14	
どぼくふじのみやぶんちょうしゃ799～800 土木富士宮分庁舎799～800	陸上移動局 (携帯型)	静岡県富士土木事務所 富士宮分庁舎	富士宮市黒田字南部谷戸350-14	
どぼくふじのみやぶんちょうしゃ929 土木富士宮分庁舎929	陸上移動局 (半固定型)	静岡県富士土木事務所 富士宮分庁舎	富士宮市黒田字南部谷戸350-14	
ぼうさいしずおかそうごうちょうしゃ 防災静岡総合庁舎	固定局 地球局	静岡県静岡土木事務所	静岡市駿河区有明町2-20	105-6020
しずおかどぼく385～391 静岡土木385～391	陸上移動局 (車載型)	静岡県静岡土木事務所	静岡市駿河区有明町2-20	
しずおかどぼく737～746 静岡土木737～746	陸上移動局 (携帯型)	静岡県静岡土木事務所 (746は静岡県建設技術管理センター)	静岡市駿河区有明町2-20 (746は静岡市駿河区用宗1-10-1)	
しずおかどぼく921 静岡土木921	陸上移動局 (半固定型)	静岡県静岡土木事務所 (746は静岡県建設技術管理センター)	静岡市駿河区有明町2-20 (746は静岡市駿河区用宗1-10-1)	
ぼうさいしまだどぼく 防災島田土木	固定局 地球局	静岡県島田土木事務所	島田市道悦5-7-1	110-6020
しまだどぼく410～427 島田土木410～427	陸上移動局 (車載型)	静岡県島田土木事務所	島田市道悦5-7-1	
しまだどぼく761～764 島田土木761～764	陸上移動局 (携帯型)	静岡県島田土木事務所	島田市道悦5-7-1	
しまだどぼく923 島田土木923	陸上移動局 (半固定型)	静岡県島田土木事務所	島田市道悦5-7-1	
ぼうさいどぼくかわねししよ 防災土木川根支所	固定局	静岡県島田土木事務所 川根支所	榛原郡川根町家山1313-4	125-9001
どぼくかわねししよ465～466 土木川根支所465～466	陸上移動局 (車載型)	静岡県島田土木事務所 川根支所	榛原郡川根町家山1313-4	
どぼくかわねししよ802 土木川根支所802	陸上移動局 (携帯型)	静岡県島田土木事務所 川根支所	榛原郡川根町家山1313-4	
どぼくかわねししよ930 土木川根支所930	陸上移動局 (半固定型)	静岡県島田土木事務所 川根支所	榛原郡川根町家山1313-4	
ぼうさいふくろいどぼく 防災袋井土木	固定局 地球局	静岡県袋井土木事務所	袋井市山名町2-1	111-6020
ふくろいどぼく430～440 袋井土木430～440	陸上移動局 (車載型)	静岡県袋井土木事務所	袋井市山名町2-1	
ふくろいどぼく766～775 袋井土木766～775	陸上移動局 (携帯型)	静岡県袋井土木事務所	袋井市山名町2-1	
ふくろいどぼく924 袋井土木924	陸上移動局 (半固定型)	静岡県袋井土木事務所	袋井市山名町2-1	

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
ぼうさいどぼくかけがわししょ 防 災 土 木 掛 川 支 所	固 定 局	静岡県袋井土木事務所 掛川支所	掛川市金城93	126-9001
どぼくかけがわししょ 470 ~ 473 土 木 掛 川 支 所 470 ~ 473	陸上移動局 (車載型)	静岡県袋井土木事務所 掛川支所	掛川市金城93	
どぼくかけがわししょ 804 ~ 806 土 木 掛 川 支 所 804 ~ 806	陸上移動局 (携帯型)	静岡県袋井土木事務所 掛川支所	掛川市金城93	
どぼくかけがわししょ 931 土 木 掛 川 支 所 931	陸上移動局 (半固定型)	静岡県袋井土木事務所 掛川支所	掛川市金城93	
ぼうさいおおたがわだむ 防 災 太 田 川 ダ ム	固 定 局	静岡県太田川ダム管理所	周智郡森町亀久保575-28	135-9001
おおたがわだむ 506 太 田 川 ダ ム 506	陸上移動局 (車載型)	静岡県太田川ダム管理所	周智郡森町亀久保575-28	
おおたがわだむ 841 ~ 842 太 田 川 ダ ム 841 ~ 842	陸上移動局 (携帯型)	静岡県太田川ダム管理所	周智郡森町亀久保575-28	
おおたがわだむ 942 太 田 川 ダ ム 942	陸上移動局 (半固定型)	静岡県太田川ダム管理所	周智郡森町亀久保575-28	
ぼうさいはままつそうごうちょうしゃ 防 災 浜 松 総 合 庁 舎	固 定 局 基 地 局 地 球 局	静岡県浜松土木事務所	浜松市中央区中央一丁目12-1	108-6020
はままつどぼく 395 ~ 404 浜 松 土 木 395 ~ 404	陸上移動局 (車載型)	静岡県浜松土木事務所	浜松市中央区中央一丁目12-1	
はままつどぼく 749 ~ 758 浜 松 土 木 749 ~ 758	陸上移動局 (携帯型)	静岡県浜松土木事務所	浜松市中央区中央一丁目12-1	
はままつどぼく 922 浜 松 土 木 922	陸上移動局 (半固定型)	静岡県浜松土木事務所	浜松市中央区中央一丁目12-1	
はままつどぼく 480 ~ 481 浜 松 土 木 480 ~ 481	陸上移動局 (車載型)	静岡県浜松土木事務所	浜松市中央区中央一丁目12-1	
はままつどぼく 813 ~ 815 浜 松 土 木 813 ~ 815	陸上移動局 (携帯型)	静岡県浜松土木事務所	浜松市中央区中央一丁目12-1	
ぼうさいどぼくてんりゅうしきよく 防 災 土 木 天 竜 支 局	固 定 局 地 球 局	静岡県浜松土木事務所 天竜支局	浜松市天竜区二俣町鹿島559	127-9000 127-9001
どぼくてんりゅうしきよく 475 ~ 478 土 木 天 竜 支 局 475 ~ 478	陸上移動局 (車載型)	静岡県浜松土木事務所 天竜支局	浜松市天竜区二俣町鹿島559	
どぼくてんりゅうしきよく 808 ~ 811 土 木 天 竜 支 局 808 ~ 811	陸上移動局 (携帯型)	静岡県浜松土木事務所 天竜支局	浜松市天竜区二俣町鹿島559	
どぼくてんりゅうしきよく 932 土 木 天 竜 支 局 932	陸上移動局 (半固定型)	静岡県浜松土木事務所 天竜支局	浜松市天竜区二俣町鹿島559	
ぼうさいたごのうらこうかんり 防 災 田 子 の 浦 港 管 理	固 定 局	静岡県田子の浦港管理事務所	富士市鈴川町2-1	129-9001
たごのうらこうかんり 485 ~ 488 田 子 の 浦 港 管 理 485 ~ 488	陸上移動局 (車載型)	静岡県田子の浦港管理事務所	富士市鈴川町2-1	
たごのうらこうかんり 817 ~ 818 田 子 の 浦 港 管 理 817 ~ 818	陸上移動局 (携帯型)	静岡県田子の浦港管理事務所	富士市鈴川町2-1	
たごのうらこうかんり 934 田 子 の 浦 港 管 理 934	陸上移動局 (半固定型)	静岡県田子の浦港管理事務所	富士市鈴川町2-1	
ぼうさいしみずこうかんり 防 災 清 水 港 管 理	固 定 局	静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	130-9001
しみずこうかんりきよく 820 ~ 822 清 水 港 管 理 局 820 ~ 822	陸上移動局 (携帯型)	静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	
しみずこうかんり 935 清 水 港 管 理 局 935	陸上移動局 (半固定型)	静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	
ぼうさいやいづぎょこうかんり 防 災 焼 津 漁 港 管 理	固 定 局	静岡県焼津漁港管理事務所	焼津市鰺ヶ島136-24	131-9001
やいづぎょこうかんり 490 ~ 492 焼 津 漁 港 管 理 490 ~ 492	陸上移動局 (車載型)	静岡県焼津漁港管理事務所	焼津市鰺ヶ島136-24	
やいづぎょこうかんり 824 ~ 826 焼 津 漁 港 管 理 824 ~ 826	陸上移動局 (携帯型)	静岡県焼津漁港管理事務所	焼津市鰺ヶ島136-24	
やいづぎょこうかんり 936 焼 津 漁 港 管 理 936	陸上移動局 (半固定型)	静岡県焼津漁港管理事務所	焼津市鰺ヶ島136-24	
ぼうさいおまえざきこうかんり 防 災 御 前 崎 港 管 理	固 定 局	静岡県御前崎港管理事務所	御前崎市港6170-1	132-9001
おまえざきこうかんり 495 ~ 497 御 前 崎 港 管 理 495 ~ 497	陸上移動局 (車載型)	静岡県御前崎港管理事務所	御前崎市港6170-1	

※無線電話の使用方法についてはP. 518参照

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
おまえざきこうかんり 828 ～ 830 御 前 崎 港 管 理 828 ～ 830	陸上移動局 (携帯型)	静岡県御前崎港管理事務所	御前崎市港6170-1	
おまえざきこうかんり 937 御 前 崎 港 管 理 937	陸上移動局 (半固定型)	静岡県御前崎港管理事務所	御前崎市港6170-1	

表. 18-2 県交通基盤部関係以外・市町・防災関係機関防災行政無線局一覧表

※無線電話の使用方法についてはP. 518参照

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
ぼうさいさかさかわ 防 災 逆 川	固 定 局 基 地 局	静岡県逆川無線中継所	賀茂郡河津町逆川字日向1216-47	
しずおかけんぼうたいさかさかわ 静 岡 県 防 対 逆 川	基 地 局	静岡県逆川無線中継所	賀茂郡河津町逆川字日向1216-47	防災相互
ぼうさいあいのやま 防 災 相 ノ 山	固 定 局 基 地 局	静岡県相ノ山無線中継所	下田市吉佐美相ノ山846-1	
しずおかけんぼうたいあいのやま 静 岡 県 防 対 相 ノ 山	基 地 局	静岡県相ノ山無線中継所	下田市吉佐美相ノ山846-1	防災相互
ぼうさいおおとうげ 防 災 大 峠	固 定 局 基 地 局	静岡県大峠無線中継所	賀茂郡松崎町岩科南側字浅野栗原3438-6	
ぼうさいにじょう 防 災 二 条	固 定 局 基 地 局	静岡県二条無線中継所	賀茂郡南伊豆町二条1009	
ぼうさいとおがさ 防 災 と 遠 笠	固 定 局 基 地 局	静岡県遠笠山無線中継所	伊豆市菅引天城山菅引入638	
ぼうさいはつしま 防 災 初 島	固 定 局 基 地 局	静岡県初島無線中継所	熱海市初島字青寿735-2	
ぼうさいたんな 防 災 丹 那	固 定 局 基 地 局	静岡県丹那無線中継所	熱海市大字熱海字滝知山1812-287	
しずおかけんぼうたいたんな 静 岡 県 防 対 丹 那	基 地 局	静岡県丹那無線中継所	熱海市大字熱海字滝知山1812-287	防災相互
ぼうさいくらかけ 防 災 鞍 掛	固 定 局 基 地 局	静岡県鞍掛山無線中継所	田方郡函南町桑原字鐙ヶ峰1371-1	
ぼうさいごてんば 防 災 御 殿 場	固 定 局 基 地 局	静岡県御殿場無線中継所	御殿場市印野字丸尾1383-10	
ぼうさいおやま 防 災 小 山	固 定 局 基 地 局	静岡県小山無線中継所	小山町湯船字下原1127-1地先	
ぼうさいおおしま 防 災 大 島	固 定 局 基 地 局	静岡県大島無線中継所	東京都大島町元町字家の上465-6	
ぼうさいかなまる 防 災 金 丸	固 定 局 基 地 局	静岡県金丸山無線中継所	富士市中之郷4482-141	
ぼうさいあべ 防 災 安 倍	固 定 局 基 地 局	静岡県安倍無線中継所	静岡市葵区坂本字キヘイジ632-2	
ぼうさいしんたかね 防 災 新 高 根	固 定 局 基 地 局	静岡県新高根無線中継所	藤枝市瀬戸の谷字高根9963-3	
しずおかけんぼうたいしんたかね 静 岡 県 防 対 新 高 根	基 地 局	静岡県新高根無線中継所	藤枝市瀬戸の谷字高根9963-3	防災相互
ぼうさいしろわ 防 災 白 羽	固 定 局 基 地 局	静岡県白羽山無線中継所	榛原郡川根本町水川字白羽腰836-10	
ぼうさいあわがたけ 防 災 粟 ヶ 岳	固 定 局 基 地 局	静岡県粟ヶ岳無線中継所	掛川市倉真字松葉スズクホ8440-1	
ぼうさいしのがや 防 災 篠 ヶ 谷	固 定 局 基 地 局	静岡県篠ヶ谷無線中継所	御前崎市新屋4261-2	
ぼうさいおまえざき 防 災 御 前 崎	固 定 局 基 地 局	静岡県御前崎無線中継所	御前崎市白羽6171-1	
ぼうさいはるの 防 災 春 埜	固 定 局 基 地 局	静岡県春埜山無線中継所	浜松市天竜区春野町花島字ハチマンボツ20-1	
ぼうさいあきは 防 災 秋 葉	固 定 局 基 地 局	静岡県秋葉山無線中継所	浜松市天竜区春野町宮川字天狗垂1137-22	
しずおかけんぼうたいあきは 静 岡 県 防 対 秋 葉	基 地 局	静岡県秋葉山無線中継所	浜松市天竜区春野町宮川字天狗垂1137-22	防災相互
ぼうさいはがしょう 防 災 羽 ヶ 圧	固 定 局 基 地 局	静岡県羽ヶ圧無線中継所	浜松市天竜区佐久間町字井口1734-5	
ぼうさいとんばく 防 災 富 幕	固 定 局 基 地 局	NTTドコモ富幕山無線中継所	浜松市浜名区三ヶ日町只木字扇山322-40	
しずおかけんテレビあべ 静 岡 県 テ レ ビ 安 倍	携 帯 基 地 局	安倍無線中継所	静岡市葵区坂本字キヘイジ632-2	ヘリコプター テレビ電送用
しずおかけんテレビあきは 静 岡 県 テ レ ビ 秋 葉	携 帯 基 地 局	静岡県秋葉山無線中継所	浜松市天竜区春野町宮川字天狗垂1137-22	ヘリコプター テレビ電送用
しずおかけんテレビとおがさ 静 岡 県 テ レ ビ 遠 笠	携 帯 基 地 局	静岡県遠笠山無線中継所	伊豆市菅引天城山菅引636	ヘリコプター テレビ電送用

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
しずおかけんテレビおおとうげ 静 岡 県 テ レ ビ 大 峠	携帯基地局	静岡県大峠無線中継所	賀茂郡松崎町岩科南側字 浅野栗原3438—6	ヘリコプター テレビ電送用
しずおかけんテレビ1 静 岡 県 テ レ ビ 1	携 帯 局	静岡県庁危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	ヘリコプター テレビ電送用
しずおかけんへりてれ3 静 岡 県 ヘ リ テ レ 3	携 帯 局	静岡県消防防災航空隊 (防災ヘリコプター3号搭載)	静岡市葵区諏訪8-10	ヘリコプター テレビ電送用
ぼうさいしずおかけんちょう 防 災 静 岡 県 庁	固 定 局 基 地 局 地 球 局	静岡県庁危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	100-2591
しずおかけんききかんりぶ 270～273 静岡県危機管理部 270～273	陸上移動局 (車載型)	静岡県庁危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	県260M
しずおかけんききかんりぶ 274～277 静岡県危機管理部 274～277	陸上移動局 (車載型)	静岡県庁危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	県260M
しずおかけんききかんりぶ 530～580 静岡県危機管理部 530～580	陸上移動局 (携帯型)	静岡県庁危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	県260M
ぼうたいしずおかけんちょう 防 対 静 岡 県 庁	基 地 局	静岡県庁危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	防災相互
しずおかけんぼうたい 311～325 静岡県防 対 311～325	陸上移動局	静岡県庁危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	防災相互
ぼうさいしずおかこうくうたい 防 災 静 岡 航 空 隊	固 定 局 地 球 局	静岡県消防防災航空隊	静岡市葵区諏訪8-10	137-9001
しずおかこうくうたい 1 静 岡 航 空 隊 1	陸上移動局 (車載型)	静岡県消防防災航空隊 (車両搭載)	静岡市葵区諏訪8-10	防災相互 消防
しずおかけんしょうぼうぼうさいこうくうたい 325 静岡県消防防災航空隊 325	陸上移動局 (車載型)	静岡県消防防災航空隊 (車両搭載)	静岡市葵区諏訪8-10	消防
しずおかこうくうたい 101～106 静岡県航空隊 101～106	陸上移動局 (携帯型)	静岡県消防防災航空隊	静岡市葵区諏訪8-10	消防
しずおかけんしょうぼうぼうさいこうくうたい 700～708 静岡県消防防災航空隊 700～708	陸上移動局 (携帯型)	静岡県消防防災航空隊	静岡市葵区諏訪8-10	県260M
しずおかけんしょうぼうぼうさいこうくうたい 916 静岡県消防防災航空隊 916	陸上移動局 (半固定型)	静岡県消防防災航空隊	静岡市葵区諏訪8-10	県260M
LASCOM しずおかけんしずおかスーパーハートかほんきゅう3 LASCOM 静岡県静岡スーパーハート可搬地球3	地 球 局	静岡県地震防災センター (衛星移動中継車搭載)	静岡市葵区追手町9-6	990, 991
かいじょうじえいたいよこすかちほうそうかんぶ 海上自衛隊横須賀地方総監部	地 球 局	海上自衛隊横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町1 丁 目無番地	156-9001
りくじょうじえいたいとうほううめんそうかんぶ 陸上自衛隊東部方面総監部	地 球 局	陸上自衛隊東部方面総監部	東京都練馬区大泉学園町	155-9001
ぼうさいしずおかこうこう 防 災 静 岡 空 港	固 定 局 地 球 局	富士山静岡空港	牧之原市坂口3336-4	138-9001
ぼうさいしみずかいほ 防 災 清 水 海 保	固 定 局 地 球 局	清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1	157-9001
ぼうさいしずおかきしょう 防 災 静 岡 気 象	固 定 局	静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金2-1-5	160-9001
ぼうさいはまおかげんぱつ 防 災 浜 岡 原 発	固 定 局 地 球 局	中部電力浜岡原子力発電所	御前崎市佐倉5561	161-9001
ぼうさいにつせきしずおか 防 災 日 赤 静 岡	固 定 局 地 球 局	静岡県日赤静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	159-9001
ぼうさいしもだそうごうちょうしゃ 防 災 下 田 総 合 庁 舎	固 定 局 地 球 局	静岡県下田総合庁舎	下田市中531-1	101-6010
ぼうさいかもききかんり 防 災 賀 茂 危 機 管 理	固 定 局 地 球 局	静岡県賀茂危機管理庁舎 賀茂方面本部	下田市数根761	109-6300～ 6304
かもききかんりきよく 285～288 賀 茂 危 機 管 理 局 285～288	陸上移動局 (車載型)	静岡県賀茂危機管理庁舎 賀茂方面本部	下田市数根761	県260M
しずおかけんかもききかんりきよく 586～604 静岡県賀茂危機管理局 586～604	陸上移動局 (携帯型)	静岡県賀茂危機管理庁舎 賀茂方面本部	下田市数根761	県260M
しずおかけんかもききかんりきよく 910 静岡県賀茂危機管理局 910	陸上移動局 (半固定型)	静岡県賀茂危機管理庁舎 賀茂方面本部	下田市数根761	県260M
ぼうさいしもだし 防 災 下 田 市	固 定 局 地 球 局	下田市役所	下田市東本郷1-5-18	233-9001
ぼうさいひがしいずちょう 防 災 東 伊 豆 町	固 定 局 地 球 局	東伊豆町役場	賀茂郡東伊豆町稲取3354	235-9001
ぼうさいかわづちょう 防 災 河 津 町	固 定 局 地 球 局	河津町保健福祉防災センター	賀茂郡河津町田中212-2	234-9001

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
ぼうさいみなみいずちよう 防 災 南 伊 豆 町	固 定 局 地 球 局	南伊豆町役場	賀茂郡南伊豆町下賀茂328-2	232-9001
ぼうさいまつざきちよう 防 災 松 崎 町	固 定 局 地 球 局	松崎町役場	賀茂郡松崎町宮内301-1	231-9001
ぼうさいにししいずちよう 防 災 西 伊 豆 町	固 定 局 地 球 局	西伊豆町役場	賀茂郡西伊豆町仁科401-1	230-9001
ぼうさいしもだかいほ 防 災 下 田 海 保	固 定 局 地 球 局	下田海上保安部	下田市3-18-23	158-9001
ぼうさいあたみそうごうちょうしゃ 防 災 熱 海 総 合 庁 舎	固 定 局 地 球 局	静岡県熱海総合庁舎	熱海市水口町13-15	102-6010
しずおかけんぼうたいあたみ 静 岡 県 防 対 熱 海	基 地 局	静岡県熱海総合庁舎	熱海市水口町13-15	防災相互
ぼうさいあたみし 防 災 熱 海 市	固 定 局 地 球 局	熱海市役所	熱海市中央町1-1	237-6020
ぼうさいいとうし 防 災 伊 東 市	固 定 局 地 球 局	伊東市役所	伊東市大原2-1-1	236-9001
ぼうさいとうぶそうごうちょうしゃ 防 災 東 部 総 合 庁 舎	固 定 局 地 球 局	静岡県東部総合庁舎 東部方面本部	沼津市高島本町1-3	103-6400～ 6404
しずおかけんとうぶききかんりきょく 295～300 静岡県東部危機管理局295～300	陸上移動局 (車載型)	静岡県東部総合庁舎 東部方面本部	沼津市高島本町1-3	県260M
しずおかけんとうぶききかんりきょく 605～622 静岡県東部危機管理局605～622	陸上移動局 (携帯型)	静岡県東部総合庁舎 東部方面本部	沼津市高島本町1-3	県260M
しずおかけんとうぶききかんりきょく 911 静岡県東部危機管理局911	陸上移動局 (半固定型)	静岡県東部総合庁舎 東部方面本部	沼津市高島本町1-3	県260M
しずおかけんぼうたいとうぶ 静 岡 県 防 対 東 部	基 地 局	静岡県東部総合庁舎 東部方面本部	沼津市高島本町1-3	防災相互
ぼうさいぬまづし 防 災 沼 津 市	固 定 局 地 球 局	沼津市役所	沼津市御幸町16-1	242-9001
ぼうさいみしまし 防 災 三 島 市	固 定 局 地 球 局	三島市総合防災センター	三島市大社町1-10	243-9001
ぼうさいかんなみちよう 防 災 函 南 町	固 定 局 地 球 局	函南町役場	田方郡函南町平井717-13	240-9001
ぼうさいしみずちよう 防 災 清 水 町	固 定 局 地 球 局	清水町役場	駿東郡清水町堂庭210-1	241-9001
ぼうさいながいずみちよう 防 災 長 泉 町	固 定 局 地 球 局	長泉町役場	駿東郡長泉町中土狩828	244-9001
ぼうさいいずのくにし 防 災 伊 豆 の 国 市	固 定 局 地 球 局	伊豆の国市役所	伊豆の国市長岡340-1	239-9001
ぼうさいいずし 防 災 伊 豆 市	固 定 局 地 球 局	伊豆市役所	伊豆市小立野38-2	238-9001
ぼうさいごてんばし 防 災 御 殿 場 市	固 定 局 地 球 局	御殿場市役所	御殿場市萩原483	246-9001
ぼうさいすのし 防 災 裾 野 市	固 定 局 地 球 局	裾野市役所	裾野市佐野1059	245-9001
ぼうさいおやまちよう 防 災 小 山 町	固 定 局 地 球 局	小山町総合文化会館(危機管 理局)	駿東郡小山町阿多野130	247-9001
ぼうさいいたづま 防 災 板 妻	固 定 局 地 球 局	陸上自衛隊板妻駐屯地	御殿場市板妻40-1	150-9001
ぼうさいふじがっこう 防 災 富 士 学 校	固 定 局	陸上自衛隊富士駐屯地	駿東郡小山町須走481-27	151-9001
ぼうさいふじそうごうちょうしゃ 防 災 富 士 総 合 庁 舎	固 定 局 地 球 局	静岡県富士総合庁舎	富士市本市場441-1	104-6010
しずおかけんぼうたいふじ 静 岡 県 防 対 富 士	基 地 局	静岡県富士総合庁舎	富士市本市場441-1	防災相互
ぼうさいふじのみやし 防 災 富 士 宮 市	固 定 局 地 球 局	富士宮市役所	富士宮市弓沢町150	249-9001
ぼうさいふじし 防 災 富 士 市	固 定 局 地 球 局	富士市役所	富士市永田町1-100	248-6020
ぼうさいしずおかそうごうちょうしゃ 防 災 静 岡 総 合 庁 舎	固 定 局 地 球 局	静岡県静岡総合庁舎	静岡市駿河区有明町2-20	105-6010
しずおかけんぼうたいしずおか 静 岡 県 防 対 静 岡	基 地 局	静岡県静岡総合庁舎	静岡市駿河区有明町2-20	防災相互

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
ぼうさいしずおかし 防 災 静 岡 市	固 定 局 地 球 局	静岡市役所	静岡市葵区追手町5-1	250-9001
ぼうさいふじえだそうごうちようしゃ 防 災 藤 枝 総 合 庁 舎	固 定 局 地 球 局	静岡県藤枝総合庁舎 中部方面本部	藤枝市瀬戸新屋362-1	106-6551～ 6554
しずおかけんちゅうぶききかんりきょく 305～307 静岡県中部危機管理局305～307	陸上移動局 (車載型)	静岡県藤枝総合庁舎 中部方面本部	藤枝市瀬戸新屋362-1	県260M
しずおかけんちゅうぶききかんりきょく 625～642 静岡県中部危機管理局625～642	陸上移動局 (携帯型)	静岡県藤枝総合庁舎 中部方面本部	藤枝市瀬戸新屋362-1	県260M
しずおかけんちゅうぶききかんりきょく 912 静岡県中部危機管理局912	陸上移動局 (半固定型)	静岡県藤枝総合庁舎 中部方面本部	藤枝市瀬戸新屋362-1	県260M
しずおかけんぼうたいちゅうぶ 静 岡 県 防 対 中 部	基 地 局	静岡県藤枝総合庁舎 中部方面本部	藤枝市瀬戸新屋362-1	防災相互
ぼうさいやいづし 防 災 焼 津 市	固 定 局 地 球 局	焼津市消防防災センター	焼津市石津一丁目6-1	251-6020
ぼうさいふじえだし 防 災 藤 枝 市	固 定 局 地 球 局	藤枝市役所	藤枝市岡出山1-11-1	252-9001
ぼうさいまきのはらし 防 災 牧 之 原 市	固 定 局 地 球 局	牧之原市役所榛原庁舎	牧之原市静波447-1	256-9001
ぼうさいよしだちよう 防 災 吉 田 町	固 定 局 地 球 局	吉田町役場	榛原郡吉田町住吉87	255-9001
ぼうさいしずはまきち 防 災 静 浜 基 地	固 定 局	航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉1602	154-9001
ぼうさいしまだし 防 災 島 田 市	固 定 局 地 球 局	島田市役所	島田市中央町1-1	254-9001
ぼうさいかわねほんちよう 防 災 川 根 本 町	固 定 局 地 球 局	川根本町役場	榛原郡川根本町上長尾627	253-9001
ぼうさいちゅうえんそうごうちようしゃ 防 災 中 遠 総 合 庁 舎	固 定 局 地 球 局	静岡県中遠総合庁舎 西部方面本部	磐田市見付3599-4	107-6600～ 6604
しずおかけんせいぶききかんりきょく 315～318 静岡県西部危機管理局315～318	陸上移動局 (車載型)	静岡県中遠総合庁舎 西部方面本部	磐田市見付3599-4	県260M
しずおかけんせいぶききかんりきょく 645～657 静岡県西部危機管理局645～657	陸上移動局 (携帯型)	静岡県中遠総合庁舎 西部方面本部	磐田市見付3599-4	県260M
しずおかけんせいぶききかんりきょく 913 静岡県西部危機管理局913	陸上移動局 (半固定型)	静岡県中遠総合庁舎 西部方面本部	磐田市見付3599-4	県260M
しずおかけんぼうたいせいぶ 静 岡 県 防 対 西 部	基 地 局	静岡県中遠総合庁舎 西部方面本部	磐田市見付3599-4	防災相互
ぼうさいかけがわし 防 災 掛 川 市	固 定 局 地 球 局	掛川市役所	掛川市長谷一丁目1-1	259-9001
ぼうさいおまえざきし 防 災 御 前 崎 市	固 定 局 地 球 局	御前崎市役所	御前崎市池新田5585	257-9001
ぼうさいきくがわし 防 災 菊 川 市	固 定 局 地 球 局	菊川市役所	菊川市堀之内61	258-9001
ぼうさいいわたし 防 災 磐 田 市	固 定 局 地 球 局	磐田市役所	磐田市国府台3-1	262-9001
ぼうさいふくろいし 防 災 袋 井 市	固 定 局 地 球 局	袋井消防庁舎・袋井市防災セ ンター	袋井市国本2907	261-9001
ぼうさいもりまち 防 災 森 町	固 定 局 地 球 局	袋井消防署森分署	周智郡森町森48-2	260-9001
ぼうさいはまつそうごうちようしゃ 防 災 浜 松 総 合 庁 舎	固 定 局 基 地 局	静岡県浜松総合庁舎	浜松市中央区中央一丁目12-1	108-6010
しずおかけんぼうたいはまつ 静 岡 県 防 対 浜 松	基 地 局	静岡県浜松総合庁舎	浜松市中央区中央一丁目12-1	防災相互
ぼうさいはまつし 防 災 浜 松 市	固 定 局 地 球 局	浜松市役所	浜松市中央区元城町103-2	263-9001
ぼうさいはまつきち 防 災 浜 松 基 地	固 定 局 地 球 局	航空自衛隊浜松基地	浜松市中央区西山町	153-9001
ぼうさいこさいし 防 災 湖 西 市	固 定 局 地 球 局	湖西市役所	湖西市吉美3268	264-9001
ぼうさいきぎょうきょくとうぶ 防 災 企 業 局 東 部	固 定 局	企業局東部事務所	富士市中之郷2100	139-9001
ぼうさいきぎょうきょくせいぶ 防 災 企 業 局 西 部	固 定 局	企業局西部事務所	磐田市寺谷2258	140-9001

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
ぼうさいほほうしゃせんかんしせんたー 884～885 防災放射線監視センター884～885	固定局	静岡県環境放射線監視セン ター	静岡県牧之原市坂口3520-17	136-9000
しずおかけんかんきょうほうしゃせんかんし 660～697 静岡県環境放射線監視660～697	陸上移動局 (携帯型)	静岡県環境放射線監視セン ター	静岡県牧之原市坂口3520-17	県260M
しずおかけんかんきょうほうしゃせんかんし 914～915 静岡県環境放射線監視914～915	陸上移動局 (半固定型)	静岡県環境放射線監視セン ター	静岡県牧之原市坂口3520-17	県260M
ぼうさいしもだこうこう 944 防 災 下 田 高 校 944	陸上移動局 (半固定型)	静岡県立下田高等学校	静岡県下田市蓮台寺152	県260M
あたみぎょうむちようせいよういん 878～879 熱海業務調整要員878～879	陸上移動局 (携帯型)	静岡県熱海総合庁舎	静岡県熱海市水口町13-15	県260M
ふじぎょうむちようせいよういん 881～882 富士業務調整要員881～882	陸上移動局 (携帯型)	静岡県富士総合庁舎	静岡県富士市市場441-1	県260M
ふじぎょうむちようせいよういん 884～885 静岡業務調整要員884～885	陸上移動局 (携帯型)	静岡県静岡総合庁舎	静岡県静岡市駿河区有明町2-20	県260M
ほくえんぎょうむちようせいよういん 887～888 北遠業務調整要員887～888	陸上移動局 (携帯型)	静岡県北遠総合庁舎	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島 559	県260M
はまつぎょうむちようせいよういん 890～891 浜松業務調整要員890～891	陸上移動局 (携帯型)	静岡県浜松総合庁舎	静岡県浜松市中央区中央1-12-1	県260M
おおくらがわだむ 503～504 大 倉 川 ダ ム 503 ～ 504	陸上移動局 (車載型)	静岡県大倉川農地防災ダム 管理事務所	富士宮市精進川字印野2416	
おおくらがわだむ 941 大 倉 川 ダ ム 941	陸上移動局 (半固定型)	静岡県大倉川農地防災ダム 管理事務所	富士宮市精進川字印野2416	

表. 18-3 消防本部関係防災行政無線局一覧表

※無線電話の使用方法についてはP. 518参照

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
ぼうさいしずおかしょうぼう 防 災 静 岡 消 防	固 定 局 地 球 局	静岡市消防局	静岡市駿河区南八幡町10-30	176-6010
ぼうさいはままつしょうぼう 防 災 浜 松 消 防	固 定 局 地 球 局	浜松市消防局	浜松市中央区下池川町19-1	179-6010
ぼうさいすんとういずしょうぼう 防 災 駿 東 伊 豆 消 防	固 定 局 地 球 局	駿東伊豆消防指令センター	沼津市北高島町21-38	172-6010
ぼうさいあたみしょうぼう 防 災 熱 海 消 防	固 定 局 地 球 局	熱海市消防本部	熱海市中央町1-1	171-6010
ぼうさいふじさんなんとうしょうぼう 防 災 富 士 山 南 東 消 防	固 定 局 地 球 局	富士山南東消防本部	三島市南田町4-40	173-6010
ぼうさいふじしょうぼう 防 災 富 士 消 防	固 定 局 地 球 局	富士市消防本部	富士市永田町1-100	175-6010
ぼうさいしだしょうぼう 防 災 志 太 消 防	固 定 局 地 球 局	焼津市消防防災センター	焼津市石津一丁目6-1	177-6010
ぼうさいちゅうとうえんしょうぼう 防 災 中 東 遠 消 防	固 定 局 地 球 局	中東遠消防指令センター	磐田市福田400	178-6010
ぼうさいごてんばしょうぼう 防 災 御 殿 場 消 防	固 定 局 地 球 局	御殿場市・小山町 広域行政組合	御殿場市東田中1-19-1	174-6010
ぼうさいしもだしょうぼう 防 災 下 田 消 防	固 定 局 地 球 局	下田地区消防組合	下田市6-1-14	170-6010
ぼうさいこさいしょうぼう 防 災 湖 西 消 防	固 定 局 地 球 局	湖西市消防本部	湖西市古見1076	180-6010

最終更新日：令和6年7月22日

第 19 表 水防用無線局一覧表(県河川・海岸関係テレメータ)

令和7年4月1日現在

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
水防テレメータ無線局			
すいぼうおおとうげ 水 防 お 大 崎	固定局	大崎雨量観測所	静岡県賀茂郡松崎町岩科南側字浅野栗原3438-6 静岡県大崎無線中継所内静岡県大崎雨量観測所内
すいぼうかどの 水 防 門 野	固定局	門野雨量観測所	静岡県賀茂郡松崎町門野字川原14-2 静岡県門野雨量観測所内
すいぼうまえばらばし 水 防 前 原 橋	固定局	南伊豆雨量観測所 前原橋水位観測所	静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂字休石官有無番地 静岡県前原橋水位観測所内
すいぼうつじばし 水 防 築 地 橋	固定局	築地橋水位観測所	静岡県賀茂郡西伊豆町仁科字東耕地14-2 静岡県築地橋水位観測所内
すいぼうまつざきししよ 水 防 松 崎 支 所	固定局	松崎雨量観測所	静岡県賀茂郡松崎町江奈629-6 静岡県下田土木松崎支所内 静岡県松崎雨量観測所内
すいぼうにしなとうげ 水 防 仁 科 崎	固定局	仁科崎雨量観測所	静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須地先 静岡県仁科崎雨量観測所内
すいぼううぐす 水 防 宇 久 須	固定局	宇久須雨量観測所 宇久須水位観測所	静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須字山下官有無番地 静岡県宇久須水位観測所内
すいぼうふしくら 水 防 伏 倉	固定局	伏倉橋水位観測所	静岡県賀茂郡松崎町桜田官有無番地 静岡県伏倉橋水位観測所内
すいぼういわしな 水 防 岩 科	固定局	岩科水位観測所	静岡県賀茂郡松崎町岩科南側字柳原16-1地先 静岡県岩科水位観測所内
すいぼうさかさがわ 水 防 逆 川	固定局	逆川無線中継所	静岡県賀茂郡河津町逆川字日向1216-47 静岡県逆川無線中継所内
すいぼういなとり 水 防 稲 取	固定局	稲取雨量観測所	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3012 静岡県稲取雨量観測所内
すいぼうばさら 水 防 婆 娑 羅	固定局	娑婆羅雨量観測所	静岡県下田市大字加増野字日影平847-3 静岡県娑婆羅雨量観測所内
すいぼうみねおおはし 水 防 峰 大 橋	固定局	峰大橋水位観測所	静岡県賀茂郡河津町字矢野官有無番地 静岡県峰大橋水位観測所内
すいぼうゆがの 水 防 湯 ケ 野	固定局	湯ヶ野雨量観測所	静岡県賀茂郡河津町湯ヶ野146-1 静岡県湯ヶ野雨量観測所内
すいぼうし い ばら 水 防 椎 原	固定局	椎原雨量観測所	静岡県下田市椎原224 静岡県稲梓小学校構内静岡県椎原雨量観測所内
すいぼうふかねばし 水 防 深 根 橋	固定局	深根橋水位観測所	静岡県下田市箕作字中川原494-1 静岡県深根橋水位観測所内
すいぼうほんごうばし 水 防 本 郷 橋	固定局	本郷橋水位観測所	静岡県下田市高馬官有無番地 静岡県本郷橋水位観測所内
すいぼうあまぎ 水 防 天 城	固定局	天城雨量観測所	静岡県賀茂郡河津町梨本1460-1 静岡県天城雨量観測所内
すいぼうあたがわ 水 防 熱 川	固定局	熱川雨量観測所	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本字通り峰1379-11 京王熱川配水池地内静岡県熱川雨量観測所内
すいぼうしらた 水 防 白 田	固定局	白田雨量観測所	静岡県賀茂郡東伊豆町白田字桃野裾1489-8 静岡県白田雨量観測所内
すいぼうおおなべ 水 防 大 鍋	固定局	大鍋雨量観測所	静岡県賀茂郡松崎町池代字天城山池代入1171 静岡県大鍋雨量観測所内
すいぼうたんな 水 防 丹 那	固定局	丹那無線中継所	静岡県熱海市大字熱海字滝知山1812-287 静岡県丹那無線中継所内
すいぼうおくのだむ 水 防 奥 野 ダ ム	固定局	奥野ダム雨量観測所 奥野ダム水位観測所	静岡県伊東市鎌田字横堀1296-205 静岡県奥野ダム管理事務所構内
すいぼうささはら 水 防 笹 原	固定局	笹原中継所	静岡県伊東市荻字栗蔭530-77 静岡県笹原中継所内
すいぼうじょうのだい 水 防 城 ノ 平	固定局	城ノ平雨量観測警報所	静岡県伊東市荻城ノ平398-2 静岡県城ノ平雨量観測警報所内
すいぼうたが 水 防 多 賀	固定局	多賀雨量観測所	静岡県熱海市下多賀菖蒲沢1124-4 静岡県多賀雨量観測所内
すいぼうかまた 水 防 鎌 田	固定局	鎌田雨量観測所	静岡県伊東市鎌田字奥野1302-40 静岡県鎌田雨量観測所内
すいぼうおおかわ 水 防 大 川	固定局	大川水位観測所	静岡県伊東市鎌田字蟹足1237-34 静岡県大川水位観測所内
すいぼうおくの 水 防 奥 野	固定局	白川橋水位観測所	静岡県伊東市荻字奥野714-1 静岡県奥野水位観測所内

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
すいぼうおかばし 水防岡橋	固定局	岡橋水位観測所	静岡県伊東市桜木町1-608-3地先 静岡県岡橋水位観測所内
すいぼういとうししよ 水防伊東支所	固定局	伊東雨量観測所	静岡県伊東市竹の台6-18 静岡県熱海土木事務所伊東支所構内
すいぼういずみばし 水防和泉橋	固定局	和泉橋水位観測所	静岡県伊東市岡官有無番地 静岡県和泉橋水位観測所内
すいぼうぬまづどぼく 水防沼津土木	固定局	沼津雨量観測所 沼津土木事務所	静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎構内
すいぼうだるま 水防達磨	固定局	達磨山中継所	静岡県伊豆市宇山山官有造林地林小班 静岡県達磨山中継所内
すいぼうあまぎゆがしま 水防天城湯ヶ島	固定局	湯ヶ島雨量観測所 嵯峨沢橋水位観測所	静岡県伊豆市市山550 静岡県湯ヶ島雨量嵯峨沢橋水位観測所内
すいぼうひらい 水防平井	固定局	平井雨量観測所	静岡県田方郡函南町平井字境場1689-65 静岡県平井雨量観測所内
すいぼういちのせ 水防市ノ瀬	固定局	市ノ瀬雨量観測所	静岡県裾野市茶畑1838 静岡県市ノ瀬雨量観測所内
すいぼうあゆざわ 水防鮎沢	固定局	小山雨量観測所 小山水位観測所	静岡県駿東郡小山町藤曲142-7 静岡県小山雨量観測所内
すいぼうすやま 水防須山	固定局	須山雨量観測所	静岡県裾野市須山1593-12 裾野市役所須山支所静岡県須山雨量観測所内
すいぼうあしたか 水防愛鷹	固定局	愛鷹雨量観測所	静岡県沼津市足高尾の上441-334 静岡県愛鷹雨量観測所内
すいぼうかんのんばし 水防観音橋	固定局	観音橋水位観測所	静岡県田方郡函南町上沢官有無番地 静岡県観音橋水位観測所内
すいぼういまざわばし 水防今沢	固定局	今沢橋水位観測所	静岡県沼津市大字片浜官有無番地 静岡県今沢橋水位観測所内
すいぼうしもかみかわばし 水防下神川橋	固定局	下神川橋水位観測所	静岡県三島市加茂川町官有無番地 静岡県下神川橋水位観測所内
すいぼううめきばし 水防梅木橋	固定局	梅木橋水位観測所	静岡県伊豆市大字梅木官有無番地 静岡県梅木橋水位観測所内
すいぼうはなぞのばし 水防花園	固定局	花園橋水位観測所	静岡県裾野市二本松官有無番地 静岡県花園橋水位観測所内
すいぼうまるこばし 水防丸子橋	固定局	丸子橋水位観測所	静岡県沼津市東間門620-3 静岡県丸子橋水位観測所内
すいぼうごてんばししよ 水防御殿場支所	固定局	御殿場雨量観測所	静岡県御殿場市竈字寺の上641-1 静岡県沼津土木事務所御殿場支所構内
すいぼうしゅぜんじししよ 水防修善寺支所	固定局	修善寺雨量観測所	静岡県伊豆市加殿36-1 静岡県沼津土木事務所修善寺支所構内
すいぼうおおはたの 水防大幡野	固定局	天城高原雨量観測所	静岡県伊豆市冷川字大幡野1524-25 静岡県天城高原雨量観測所内
すいぼうみしまし 水防三島市	固定局	三島雨量観測所	静岡県三島市北田町4-47 三島市役所構内静岡県三島雨量観測所内
すいぼうあおきばし 水防青木橋	固定局	青木橋水位観測所	静岡県駿東郡長泉町中土狩27-7 静岡県青木橋水位観測所内
すいぼううきはし 水防浮橋	固定局	浮橋雨量観測所	静岡県伊豆の国市浮橋字大沢野月多坂1608-1 静岡県浮橋雨量観測所内
すいぼうくわはら 水防桑原	固定局	桑原雨量観測所	静岡県田方郡函南町桑原1331-1 静岡県桑原雨量観測所内
すいぼうへだしんでん 水防戸田新田	固定局	戸田新田雨量観測所	静岡県沼津市戸田字下金柑3914-67 静岡県戸田新田雨量観測所内
すいぼうまつのきばし 水防松の木橋	固定局	松の木橋水位観測所	静岡県田方郡函南町畑毛字西35-4 静岡県松の木橋水位観測所内
すいぼうせんぶく 水防千福	固定局	千福水位観測所	静岡県裾野市千福字久保川209-5 静岡県千福水位観測所内
すいぼうちゅうじょうばし 水防中條橋	固定局	中條橋水位観測所	静岡県伊豆の国市中條 静岡県中條橋水位観測所内
すいぼうそうこうじばし 水防宗光寺	固定局	宗光寺橋水位観測所	静岡県伊豆の国市宗光寺 静岡県宗光寺橋水位観測所内
すいぼうおさか 水防小坂	固定局	小坂水位観測所	静岡県伊豆の国市小坂 静岡県小坂水位観測所内
すいぼうしゅぜんじがわばし 水防修善寺川橋	固定局	修善寺川橋水位観測所	静岡県伊豆市修善寺 静岡県修善寺川橋水位観測所内

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
す い ぼ う お の 水 防 青 野	固 定 局	青野水位観測所	静岡県沼津市根古屋 静岡県青野水位観測所内
す い ぼ う ち ゆ う お う ば し 水 防 中 央 橋	固 定 局	中央橋水位観測所	静岡県御殿場市神山858-6 静岡県中央橋水位観測所内
す い ぼ う か ん な み か ん の ん が わ 水 防 函 南 観 音 川	固 定 局	間宮水位観測所	静岡県田方郡函南町間宮838-1 静岡県函南観音川水位観測所
す い ぼ う な か む ら ば し 水 防 中 村 橋	固 定 局	中村橋水位観測所	静岡県三島市中5-1地先 静岡県中村橋水位観測所内
す い ぼ う し も ご て ん ば し 水 防 下 御 殿 橋	固 定 局	下御殿橋水位観測所	静岡県三島市青木286-10地先 静岡県下御殿橋水位観測所内
す い ぼ う ふ じ ど ぼ く 水 防 富 士 土 木	固 定 局	富士雨量観測所 富士土木事務所	静岡県富士市本市場441 静岡県富士総合庁舎内
す い ぼ う せ こ つ じ 水 防 勢 子 辻	固 定 局	勢子辻雨量観測所	静岡県富士市桑崎912-5 静岡県勢子辻雨量観測所内
す い ぼ う に し ふ な つ 水 防 西 船 津	固 定 局	西船津雨量観測所	静岡県富士市西船津352-1 静岡県西船津雨量観測所内
す い ぼ う う る い が わ ば し 水 防 潤 井 川 橋	固 定 局	潤井川橋水位観測所	静岡県富士市字川原宿1044-5 静岡県潤井川橋水位観測所内
す い ぼ う か わ い ば し 水 防 河 合 橋	固 定 局	河合橋水位観測所	静岡県富士市沼川沿官有無番地 静岡県河合橋水位観測所内
す い ぼ う や ま も と ば し 水 防 山 本 橋	固 定 局	山本橋水位観測所	静岡県富士市天間官有無番地 静岡県山本橋水位観測所内
す い ぼ う い し ざ か 水 防 石 坂	固 定 局	石坂雨量観測所	静岡県富士市石坂377-28 静岡県石坂雨量観測所内
す い ぼ う わ だ が わ 水 防 和 田 川	固 定 局	和田川水位観測所	静岡県富士市今泉9-1431 静岡県和田川水位観測所内
す い ぼ う む ら や ま 水 防 村 山	固 定 局	村山雨量観測所	静岡県富士宮市村山字村畑1074 静岡県村山雨量観測所内
す い ぼ う お お ぶ ち 水 防 大 淵	固 定 局	大淵雨量観測所	静岡県富士市大淵4815 静岡県大淵雨量観測所内
す い ぼ う い ま み や 水 防 今 宮	固 定 局	今宮雨量観測所	静岡県富士市今宮字峯下646-1地先 静岡県今宮雨量観測所内
す い ぼ う ふ じ の み や ぶ ん ち ょ う し ゃ 水 防 富 士 宮 分 庁 舎	固 定 局	富士宮雨量観測所 黒田水位観測所	静岡県富士宮市黒田字南部谷戸350-14 静岡県富士土木事務所富士宮分庁舎構内
す い ぼ う よ ど し 水 防 淀 師	固 定 局	淀師水位観測所	静岡県富士宮市淀師 静岡県淀師水位観測所内
す い ぼ う ひ ろ み 水 防 広 見	固 定 局	広見雨量観測所	静岡県富士宮市人穴字広見640-26 静岡県広見雨量観測所内
す い ぼ う か み い で 水 防 上 井 出	固 定 局	上井出雨量観測所	静岡県富士宮市上井出字河原端1256-2 静岡県上井出雨量観測所内
す い ぼ う や ま み や 水 防 山 宮	固 定 局	山宮雨量観測所	静岡県富士宮市山宮字高戸3666-232 静岡県山宮雨量観測所内
す い ぼ う か み じ ょ う 水 防 上 条	固 定 局	上条雨量観測所 上条水位観測所	静岡県富士宮市上条字千居1856 静岡県上条水位観測所内
す い ぼ う は ぶ な 水 防 羽 鮒	固 定 局	長貫雨量観測所	静岡県富士宮市字砂ヶ原1514-3 芝川上水配水池内 静岡県羽鮒雨量観測所
す い ぼ う も と い ち ば し ん で ん 水 防 本 市 場 新 田	固 定 局	本市場新田水位観測所	静岡県富士市伝法 静岡県本市場新田水位観測所内
す い ぼ う で ん ぼ う ざ わ が わ 水 防 伝 法 沢 川	固 定 局	伝法沢川水位観測所	静岡県富士市伝法3151-3 静岡県伝法沢川水位観測所内
す い ぼ う こ う る い が わ 水 防 小 潤 井 川	固 定 局	小潤井川水位観測所	静岡県富士市大字永田北町102-7 静岡県小潤井川水位観測所内
す い ぼ う は ら だ ば し 水 防 原 田 橋	固 定 局	原田橋水位観測所	静岡県富士市原田359-8地先 静岡県原田橋水位観測所内
す い ぼ う は な も り ば し 水 防 花 守 橋	固 定 局	花守橋水位観測所	静岡県富士市中里453-3 静岡県花守橋水位観測所内
す い ぼ う で ん ぼ う ざ わ が わ ち ょ う せ い ち 水 防 伝 法 沢 川 調 整 池	固 定 局	伝法沢川調整池水位観測所	静岡県富士市伝法地先 静岡県伝法沢川調整池水位観測所内
す い ぼ う し ず お か ど ぼ く 水 防 静 岡 土 木	固 定 局	静岡土木事務所	静岡県静岡市駿河区有明町2-20 静岡県静岡総合庁舎内
す い ぼ う お お や ま 水 防 大 山	固 定 局	大山無線中継所	静岡県静岡市葵区水見色字中尾山2139-7 静岡県大山無線中継所内

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
す い ぼ う た わ ら ざ わ 水 防 俵 沢	固 定 局	俵沢雨量観測所	静岡県静岡市葵区俵沢 8 2 - 1 静岡市建設局俵沢道路工事センター内
す い ぼ う き よ さ わ 水 防 清 沢	固 定 局	清沢雨量観測所	静岡県静岡市葵区昼居渡 6 8 静岡市役所清沢公民館 静岡県清沢雨量観測所内
す い ぼ う か ぎ あ な 水 防 桑 木 穴	固 定 局	桑木穴雨量観測所	静岡県富士市南松野桑木穴 4 5 6 3 - 2 静岡県桑木穴雨量観測所内
す い ぼ う わ だ し ま 水 防 和 田 島	固 定 局	和田島雨量観測所	静岡県静岡市清水区和田島字萩の峰 1 1 1 3 - 6 静岡県和田島雨量観測所内
す い ぼ う う め が し ま 水 防 梅 ケ 島	固 定 局	梅ヶ島雨量観測所	静岡県静岡市葵区梅ヶ島 3 9 7 9 - 1 静岡県梅ヶ島雨量観測所内
す い ぼ う い か わ 水 防 井 川	固 定 局	井川雨量観測所	静岡県静岡市葵区井川大字大日 3 2 8 8 - 1 静岡県井川雨量観測所内
す い ぼ う く の う 水 防 久 能	固 定 局	久能雨量観測所	静岡県静岡市駿河区大谷 2 4 9 4 - 5 静岡県久能雨量観測所内
す い ぼ う あ さ ば た 水 防 麻 機	固 定 局	麻機雨量観測所 麻機水位観測所	静岡県静岡市葵区平柳官有無番地 静岡県麻機水位観測所内
す い ぼ う わ だ し ま ば し 水 防 和 田 島 橋	固 定 局	和田島橋水位観測所	静岡県静岡市清水区和田島字田尻官有無番地 和田島橋水位観測所内
す い ぼ う の う じ ま 水 防 能 島	固 定 局	能島雨量観測所 能島水位観測所	静岡県静岡市清水区能島 4 4 5 - 2 静岡県能島水位観測所内
す い ぼ う よ こ や ま 水 防 横 山	固 定 局	横山水位観測所	静岡県静岡市葵区横山官有無番地 静岡県横山水位観測所内
す い ぼ う と ん ざ わ ば し 水 防 富 沢 橋	固 定 局	富沢橋水位観測所	静岡県静岡市葵区富沢 1 4 1 6 - 4 富沢まんぼう広場 静岡県富沢橋水位観測所内
す い ぼ う お お や 水 防 大 谷	固 定 局	大谷水位観測所	静岡県静岡市駿河区西大谷官有無番地 静岡県大谷水位観測所内
す い ぼ う ひ ら や ま 水 防 平 山	固 定 局	平山雨量観測所	静岡県静岡市葵区平山土字井平 2 0 1 6 - 3 静岡県平山雨量観測所内
す い ぼ う あ げ つ ち 水 防 上 土	固 定 局	上土水位観測所	静岡県静岡市葵区上土新田 6 2 - 2 静岡県上土水位観測所内
す い ぼ う し み ず し し 水 防 清 水 支 所	固 定 局	清水雨量観測所	静岡県静岡市清水区日の出町 9 - 2 5 静岡県静岡土木事務所清水支所構内
す い ぼ う も ち む ね 水 防 用 宗	固 定 局	用宗雨量観測所	静岡県静岡市駿河区用宗 1 - 1 0 - 1 静岡県島田土木事務所国道 1 5 0 号管理事務所内
す い ぼ う え じ り 水 防 江 尻	固 定 局	江尻水位観測所	静岡県静岡市清水区江尻町 1 4 - 6 3 静岡市立清水江尻小学校内 静岡県江尻水位観測所内
す い ぼ う み ず な し ば し 水 防 水 梨 橋	固 定 局	水梨橋水位観測所	静岡県静岡市葵区瀬名官有無番地 静岡県水梨橋水位観測所内
す い ぼ う ま り こ 水 防 丸 子	固 定 局	丸子水位観測所	静岡県静岡市駿河区丸子 7 官有無番地 静岡県丸子水位観測所内
す い ぼ う お き つ 水 防 興 津	固 定 局	興津雨量観測所 興津水位観測所	静岡県静岡市清水区興津中町 静岡県興津雨量観測所内
す い ぼ う し ず お か お お か 水 防 静 岡 大 川	固 定 局	大川雨量観測所	静岡県静岡市葵区檜尾 3 2 9 静岡県大川雨量観測所内
す い ぼ う た ま が わ 水 防 玉 川	固 定 局	玉川水位観測所	静岡県静岡市葵区落合字狐塚 2 7 1 - 5 静岡県玉川水位観測所内
す い ぼ う に ほ ん だ い ら 水 防 日 本 平	固 定 局	日本平雨量観測所	静岡県静岡市清水区村松大段 4 0 4 7 - 5 静岡県日本平雨量観測所内
す い ぼ う ひ ら や ま す い 水 防 平 山 水 位	固 定 局	平山水位観測所	静岡県静岡市葵区平山 静岡県平山水位観測所内
す い ぼ う ま り こ が わ ば し 水 防 丸 子 川 橋	固 定 局	丸子川橋水位観測所	静岡県静岡市駿河区桃園町 静岡県丸子川橋水位観測所内
す い ぼ う い は ら 水 防 庵 原	固 定 局	庵原水位観測所	静岡県静岡市清水区尾羽官有無番地 静岡県庵原水位観測所内
す い ぼ う あ し く ぼ 水 防 足 久 保	固 定 局	足久保水位観測所	静岡県静岡市葵区足久保口組官有無番地 静岡県足久保水位観測所内
す い ぼ う し ま だ ど ぼ く 水 防 島 田 土 木	固 定 局	島田雨量観測所 島田土木事務所	静岡県島田市道悦 5 - 7 - 1 静岡県島田土木事務所内
す い ぼ う た か ね 水 防 高 根	固 定 局	高根山無線中継所	静岡県藤枝市瀬戸の谷字高根 静岡県高根山無線中継所内

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
すいぼうかわねししよ 水防川根支所	固定局	川根雨量観測所	静岡県島田市川根町家山313-4 静岡県島田土木事務所川根支所内
すいぼういいくみ 水防伊久美	固定局	伊久美雨量観測所	静岡県島田市大字伊久美字広瀬 静岡県伊久美雨量観測所内
すいぼうおおじろがわし 水防大代川橋	固定局	大代川橋水位観測所	静岡県島田市大字金谷河原官有無番地 静岡県大代川橋水位観測所内
すいぼうとちやまばし 水防栃山橋	固定局	栃山橋水位観測所	静岡県島田市阿知ヶ谷官有無番地 静岡県栃山橋水位観測所内
すいぼうすんえんばし 水防駿遠橋	固定局	駿遠橋水位観測所	静岡県島田市川根町家山字ハブチ241-4 静岡県駿遠橋水位観測所内
すいぼういけしんでん 水防池新田	固定局	池新田雨量観測所	静岡県御前崎市池新田560 静岡県池新田雨量観測所内
すいぼううたればし 水防雨垂橋	固定局	雨垂橋水位観測所	静岡県御前崎市大字佐倉官有無番地 静岡県雨垂橋水位観測所内
すいぼうちゅうとくばし 水防中徳橋	固定局	中徳橋水位観測所	静岡県榛原郡川根本町上長尾字板橋164 静岡県中徳橋水位観測所内
すいぼうかわねほんちようししよ 水防川根本町支所	固定局	本川根雨量観測所 川根大橋水位観測所	静岡県榛原郡川根本町千頭1183-1 静岡県川根本町総合支所防災行政連絡所内
すいぼうせとのや 水防瀬戸谷	固定局	瀬戸谷雨量観測所	静岡県藤枝市滝沢43-3 静岡県瀬戸谷雨量観測所内
すいぼうみやじま 水防宮島	固定局	宮島雨量観測所	静岡県藤枝市岡部町宮島684-3 静岡県宮島雨量観測所内
すいぼういりえばし 水防入江橋	固定局	入江橋水位観測所	静岡県焼津市駅北2官有無番地 静岡県入江橋水位観測所内
すいぼうかちくさばし 水防勝草橋	固定局	勝草橋水位観測所	静岡県藤枝市志太3官有無番地 静岡県勝草橋水位観測所内
すいぼうすけむねばし 水防助宗橋	固定局	助宗橋水位観測所	静岡県藤枝市助宗官有無番地 静岡県助宗橋水位観測所内
すいぼうよこうちばし 水防横内橋	固定局	横内橋水位観測所	静岡県藤枝市横内字鯛ヶ久官有無番地 静岡県横内橋水位観測所内
すいぼうやはたばし 水防八幡橋	固定局	八幡橋水位観測所	静岡県藤枝市八幡角田官有無番地 静岡県八幡橋水位観測所内
すいぼうしんどうばし 水防新道橋	固定局	新道橋水位観測所	静岡県焼津市大島官有無番地 静岡県新道橋水位観測所内
すいぼうなかみなと 水防中港	固定局	中港雨量観測所	静岡県焼津市鯛ヶ島136-24 静岡県焼津漁港管理事務所内 静岡県中港雨量観測所内
すいぼうふじえだ 水防藤枝	固定局	藤枝雨量観測所	静岡県藤枝市瀬戸新屋362-1 静岡県藤枝総合庁舎構内
すいぼうおまえざき 水防御前崎	固定局	御前崎雨量観測所	静岡県御前崎市港6170-1 静岡県御前崎港管理事務所内
すいぼうはづ 水防波津	固定局	波津雨量観測所	静岡県牧之原市波津635-4 静岡県波津雨量観測所内
すいぼうひがしなかばし 水防ひがし中橋	固定局	東中橋水位観測所	静岡県牧之原市大字東中官有無番地 静岡県東中橋水位観測所内
すいぼうふかやばし 水防深谷橋	固定局	深谷橋水位観測所	静岡県牧之原市勝俣大字庄内官有無番地 静岡県深谷橋水位観測所内
すいぼうしずたに 水防静岡谷	固定局	静岡雨量観測所	静岡県牧之原市静岡字三栗官有無番地 静岡県静岡雨量観測所内
すいぼうちぐさばし 水防千草橋	固定局	千草橋水位観測所	静岡県榛原郡吉田町大字神戸官有無番地 静岡県千草橋水位観測所内
すいぼうさぐちやがわはし 水防坂口谷川橋	固定局	坂口谷川橋水位観測所	静岡県榛原郡吉田町住吉 静岡県坂口谷川橋水位観測所内
すいぼういっしき 水防一色	固定局	一色水位観測所	静岡県焼津市道原字貝淵495-10 静岡県木屋川一色水位観測所内
すいぼうたなかしんばし 水防田中新橋	固定局	田中新橋水位観測所	静岡県焼津市高新田官有無番地 静岡県田中新橋水位観測所内
すいぼうふくろいどぼく 水防袋井土木	固定局	袋井雨量観測所 袋井土木事務所	静岡県袋井市山名町2-1 静岡県袋井土木事務所内
すいぼうかけがわししよ 水防掛川支所	固定局	掛川雨量観測所	静岡県掛川市金城60 静岡県袋井土木事務所掛川支所構内
すいぼうおおこうち 水防大河内	固定局	大河内雨量観測所	静岡県周智郡森町三倉2589 静岡県大河内雨量観測所内

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
す い ぼ う あ わ が た け 水 防 粟 ケ 岳	固 定 局	粟ヶ岳雨量観測所	静岡県掛川市東山1254 静岡県粟ヶ岳雨量観測所内
す い ぼ う み つ け 水 防 見 付	固 定 局	見付雨量観測所	静岡県磐田市見付3599-4 静岡県見付雨量観測所内
す い ぼ う ま き の は ら 水 防 牧 之 原	固 定 局	牧之原雨量観測所	静岡県牧之原市東萩間字中原2344-1 静岡県牧之原雨量観測所内
す い ぼ う だ い と う 水 防 大 東	固 定 局	大東雨量観測所	静岡県掛川市大坂2879-1 静岡県袋井土木事務所(旧)大東支所構内
す い ぼ う あ ま が た 水 防 天 方	固 定 局	天方雨量観測所 天方水位観測所	静岡県周智郡森町森26-23 静岡県天方雨量観測所内
す い ぼ う し ん か い 水 防 新 貝	固 定 局	新貝水位観測所	静岡県磐田市新貝11 静岡県新貝水位観測所内
す い ぼ う や ま な 水 防 山 名	固 定 局	山名水位観測所	静岡県袋井市袋井118 静岡県山名水位観測所内
す い ぼ う よ し お か ば し 水 防 吉 岡 橋	固 定 局	吉岡橋水位観測所	静岡県掛川市大字吉岡官有無番地 静岡県吉岡橋水位観測所内
す い ぼ う い ま の う ら ば し 水 防 今 之 浦 橋	固 定 局	今之浦橋水位観測所	静岡県磐田市大字二之宮官有無番地 静岡県今の浦橋水位観測所
す い ぼ う か さ う め ば し 水 防 笠 梅 橋	固 定 局	笠梅橋水位観測所	静岡県磐田市大字笠梅官有無番地 静岡県笠梅橋水位観測所内
す い ぼ う か み や し き 水 防 上 屋 敷	固 定 局	上屋敷水位観測所	静岡県掛川市大字上屋敷官有無番地 静岡県上屋敷水位観測所内
す い ぼ う し き じ 水 防 敷 地	固 定 局	敷地雨量観測所	静岡県磐田市岩室字北谷199-1 静岡県敷地雨量観測所内
す い ぼ う か み か ん ぞ う 水 防 上 神 増	固 定 局	上神増水位観測所	静岡県磐田市上神増字下野2568 静岡県上神増水位観測所内
す い ぼ う し ょ う わ す い も ん 水 防 昭 和 水 門	固 定 局	昭和水門水位観測所	静岡県袋井市中新田2386 静岡県昭和水門水位観測所内
す い ぼ う お が さ や ま 水 防 小 笠 山	固 定 局	小笠山雨量観測所	静岡県掛川市入山瀬字小笠山851-1 静岡県小笠山雨量観測所内
す い ぼ う と よ は ま 水 防 豊 浜	固 定 局	豊浜雨量観測所 豊浜水位観測所	静岡県磐田市豊浜地先 静岡県豊浜雨量観測所内
す い ぼ う さ め じ ま ば し 水 防 鮫 島 橋	固 定 局	鮫島橋水位観測所	静岡県磐田市鮫島1704-2 静岡県鮫島橋水位観測所内
す い ぼ う さ い だ 水 防 細 田	固 定 局	細田水位観測所	静岡県掛川市高御所564-2 静岡県細田水位観測所内
す い ぼ う ふ く で 水 防 福 田	固 定 局	福田水位観測所	静岡県磐田市福田4681-6 福田排水機場静岡県福田水位観測所内
す い ぼ う し ら い わ ば し 水 防 白 岩 橋	固 定 局	白岩橋水位観測所	静岡県菊川市加茂 静岡県白岩橋水位観測所内
す い ぼ う か ご た ば し 水 防 箆 田 橋	固 定 局	箆田橋水位観測所	静岡県菊川市中内田 静岡県箆田橋水位観測所内
す い ぼ う ひ こ じ ま お お は し 水 防 彦 島 大 橋	固 定 局	彦島大橋水位観測所	静岡県袋井市彦島 静岡県彦島大橋水位観測所内
す い ぼ う う え だ ば し 水 防 上 田 橋	固 定 局	上田橋水位観測所	静岡県袋井市上田町 静岡県上田橋水位観測所内
す い ぼ う え が わ ば し 水 防 江 川 橋	固 定 局	江川橋水位観測所	静岡県磐田市二之宮 静岡県江川橋水位観測所内
す い ぼ う よ う た ん ば し 水 防 孕 丹 橋	固 定 局	孕丹橋雨量観測所 孕丹橋水位観測所	静岡県掛川市孕石182-2 静岡県孕丹橋水位観測所内
す い ぼ う よ こ て ば し 水 防 横 手 橋	固 定 局	横手橋水位観測所	静岡県袋井市久能2284-1 静岡県横手橋水位観測所内
す い ぼ う か に た が わ 水 防 蟹 田 川	固 定 局	蟹田川水位観測所	静岡県袋井市松袋井347地先 静岡県蟹田川水位観測所内
す い ぼ う お き の が わ 水 防 沖 之 川	固 定 局	沖之川水位観測所	静岡県袋井市袋井361-2地先 静岡県沖之川水位観測所内
す い ぼ う な か じ ま 水 防 中 島	固 定 局	中島水位観測所	静岡県磐田市南田字東528 静岡県中島水位観測所内
す い ぼ う よ し か わ 水 防 吉 川	固 定 局	吉川水位観測所	静岡県周智郡森町問詰941-1 静岡県吉川水位観測所内
す い ぼ う と き わ ば し 水 防 常 盤 橋	固 定 局	常盤橋水位観測所	静岡県周智郡森町大鳥居5-1 静岡県常盤橋水位観測所内

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
すいぼうおおたがわだむ 水防太田川ダム	固定局	太田川ダム管理所雨量観測所 太田川ダム水位観測所	静岡県周智郡森町亀久保575-28 静岡県太田川ダム管理所内
すいぼういちばばし 水防いちば橋	固定局	市場橋水位観測所	静岡県周智郡森町飯田1904-1地先 静岡県市場橋水位観測所内
すいぼうえんでん 水防円田	固定局	円田水位観測所	静岡県周智郡森町円田521-1 静岡県企業局円田取水場内
すいぼうはまつどぼく 水防浜松土木	固定局	浜松雨量観測所 浜松土木事務所	静岡県浜松市中央区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎内
すいぼうほそえ江 水防細江	固定局	細江雨量観測所	静岡県浜松市浜名区細江町小野300-5 静岡県細江雨量観測所内
すいぼうはまきた北 水防浜北	固定局	浜北雨量観測所	静岡県浜松市浜名区西美蘭12-1 浜松市浜北防災センター内
すいぼうほんざか坂 水防本坂	固定局	本坂雨量観測所	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町大字本坂字南山861-2 静岡県本坂雨量観測所内
すいぼうこさいし市 水防湖西	固定局	湖西雨量観測所	静岡県湖西市吉美3268 湖西市役所構内静岡県湖西雨量観測所内
すいぼうほりどめ留 水防堀留	固定局	堀留雨量観測所 堀留水位観測所	静岡県浜松市中央区入野町6263-2 静岡県堀留雨量観測所内
すいぼうまつえ江 水防松江	固定局	松江水位観測所	静岡県浜松市中央区中央3官有無番地 静岡県松江水位観測所内
すいぼうしんばし橋 水防新橋	固定局	新橋水位観測所	静岡県浜松市中央区大字有玉南町官有無番地 静岡県新橋水位観測所内
すいぼううぶみばし橋 水防宇布見	固定局	宇布見橋水位観測所	静岡県浜松市中央区雄踏町大字宇布見官有無番地 静岡県宇布見橋水位観測所内
すいぼうつりばしがわ川 水防釣橋	固定局	釣橋川水位観測所	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町大字岡本官有無番地 静岡県釣橋川水位観測所内
すいぼうあんま間 水防安間	固定局	安間水位観測所	静岡県浜松市中央区安間町官有無番地 静岡県安間水位観測所内
すいぼうさかたばし橋 水防坂田	固定局	坂田橋水位観測所	静岡県浜松市浜名区引佐町大字坂田官有無番地 静岡県坂田橋水位観測所内
すいぼうほうがわ川 水防芳川	固定局	芳川水位観測所	静岡県浜松市中央区植松町77-19 静岡県芳川水位観測所内
すいぼうあらいししよ所 水防新居支所	固定局	新居雨量観測所	静岡県湖西市新居町新居3448 静岡県浜松土木事務所新居支所内
すいぼうはつおい生 水防初生	固定局	初生雨量観測所	静岡県浜松市中央区初生町1163-13 静岡県初生雨量観測所内
すいぼうかさごがわ川 水防笠子	固定局	笠子川水位観測所	静岡県湖西市吉美942-2 静岡県笠子川水位観測所内
すいぼうとみつか塚 水防と富	固定局	富塚水位観測所	静岡県浜松市中央区富塚町官有無番地 静岡県富塚水位観測所内
すいぼうせとばし橋 水防瀬戸	固定局	瀬戸橋水位観測所	静岡県浜松市浜名区細江町中川新屋 静岡県瀬戸橋水位観測所内
すいぼうはまなこう港 水防浜名	固定局	浜名港水位観測所	静岡県湖西市新居町新居新弁天官有無番地 静岡県浜名港水位観測所内
すいぼうはなかわばし橋 水防花川	固定局	花川橋水位観測所	静岡県浜松市中央区和地町丸山 静岡県花川橋水位観測所内
すいぼういさみ見 水防伊佐	固定局	伊佐見水位観測所	静岡県浜松市中央区伊左地町 静岡県伊佐見水位観測所内
すいぼうにしかもえ江 水防西鴨	固定局	西鴨江水位観測所	静岡県浜松市中央区西鴨江町角江官有無番地 静岡県西鴨江水位観測所内
すいぼうぬえしろ代 水防鵜代	固定局	鵜代水位観測所	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町鵜代汐田 静岡県鵜代水位観測所内
すいぼう瀬と戸 水防瀬戸	固定局	瀬戸水位観測所	静岡県湖西市横山字大久保 静岡県瀬戸水位観測所内
すいぼう伊め目 水防伊目	固定局	伊目水位観測所	静岡県浜松市浜名区細江町気賀 静岡県伊目水位観測所内
すいぼうやはぎばし橋 水防矢矧	固定局	矢矧橋水位観測所	静岡県浜松市浜名区平口 静岡県矢矧橋水位観測所内
すいぼういのばし橋 水防市の野	固定局	市野橋水位観測所	静岡県浜松市中央区市野町 静岡県市野橋水位観測所内
すいぼうてんりゅう竜 水防天竜	固定局	天竜雨量観測所	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島559 静岡県北遠総合庁舎内

識別信号	無線局 の種類	観測所等	無線設備の設置場所
す い ぼ う か し や ま 水 防 樋 山	固 定 局	樋山中継所	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川 1 4 1 静岡県樋山中継所内
す い ぼ う み さ く ぼ 水 防 水 窪	固 定 局	水窪雨量観測所 水窪大橋水位観測所	静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家 3 2 8 1 - 1 6 静岡県水窪雨量水窪大橋水位観測所内
す い ぼ う か わ た け 水 防 川 竹	固 定 局	川竹雨量観測所	静岡県浜松市天竜区春野町川上 7 3 0 静岡県川竹雨量観測所内
す い ぼ う さ か の 水 防 坂 野	固 定 局	坂野雨量観測所	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川字久鬼山 1 4 7 7 静岡県坂野雨量観測所内
す い ぼ う あ お や ば し 水 防 青 谷 橋	固 定 局	青谷橋水位観測所	静岡県浜松市天竜区大字青谷官有無番地 静岡県青谷橋水位観測所内
す い ぼ う ま つ ま お お は し 水 防 松 間 大 橋	固 定 局	松間大橋水位観測所	静岡県浜松市天竜区大字小川 7 6 9 静岡県松間大橋水位観測所内
す い ぼ う あ い お い ば し 水 防 相 生 橋	固 定 局	相生橋水位観測所	静岡県浜松市天竜区大字山東官有無番地 静岡県相生橋水位観測所内
す い ぼ う さ く ま 水 防 佐 久 間	固 定 局	佐久間雨量観測所	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間 4 2 9 - 1 静岡県佐久間雨量観測所内
す い ぼ う た つ や ま 水 防 龍 山	固 定 局	龍山雨量観測所	静岡県浜松市天竜区龍山町大字戸倉 4 3 8 - 5 静岡県龍山雨量観測所内
す い ぼ う そ う り ゅ う ば し 水 防 双 竜 橋	固 定 局	双竜橋水位観測所	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣 7 3 - 2 静岡県双竜橋水位観測所内
す い ぼ う り ょ う じ ま ば し 水 防 両 島 橋	固 定 局	両島橋水位観測所	静岡県浜松市天竜区大字両島字中西 7 3 1 - 5 静岡県両島橋水位観測所内
す い ぼ う ひ ら き お お は し 水 防 平 木 大 橋	固 定 局	平木大橋水位観測所	静岡県浜松市天竜区春野町大字平木官有無番地 静岡県平木大橋水位観測所内
す い ぼ う は る の 水 防 春 野	固 定 局	春野雨量観測所	静岡県浜松市天竜区春野町宮川 1 4 4 1 静岡県春野雨量観測所内
す い ぼ う か ど け た 水 防 門 桁	固 定 局	門桁雨量観測所	静岡県浜松市天竜区水窪町大字山住字ヤマシタ 3 3 6 - 4 静岡県門桁雨量観測所内

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
水門及びダム等関係無線局			
すいぼうしもだどぼく 水防下田土木	固定局	下田土木事務所 (青野大師ダム)	静岡県下田市中531-1 静岡県下田総合庁舎構内
すいぼうあおのだいしだむ 水防青野大師ダム	固定局	青野大師ダム雨量観測所 青野大師ダム水位観測所 (青野大師ダム)	静岡県賀茂郡南伊豆町青野990-1 青野大師ダム管理所内
すいぼういわどの 水防岩殿	固定局	岩殿水位観測所 (青野大師ダム)	静岡県賀茂郡南伊豆町石井338-1
すいぼうおおとうげちゅうけい 水防大峠中継	固定局	大峠無線中継所 (水門)	静岡県賀茂郡松崎町岩科南側字浅野栗原3438-6 静岡県大峠無線中継所構内
すいぼうめらちゅうけい 水防妻良中継	固定局	妻良無線中継所 (水門)	静岡県賀茂郡南伊豆町妻良字根木藪2049-3 静岡県妻良無線中継所構内
すいぼういすずがわすいもん 水防五十鈴川水門	固定局	五十鈴川水門	静岡県賀茂郡南伊豆町子浦字伊鈴浜官有無番地 静岡県五十鈴川水門操作室構内
すいぼうあらりはまかわすいもん 水防安良里浜川水門	固定局	安良里浜川水門	静岡県賀茂郡西伊豆町安良里地先 静岡県安良里浜川水門操作室構内
すいぼうまえだかわすいもん 水防前田川水門	固定局	前田川水門	静岡県賀茂郡南伊豆町湊地内
すいぼうとんだがわすいもん 水防殿田川水門	固定局	殿田川水門	静岡県賀茂郡南伊豆町妻良字向井564
すいぼうぬまづどぼく2 水防沼津土木2	固定局	沼津土木事務所内 (沼津津波防災ST)	静岡県沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎構内
すいぼうぬまづしやくしよ 水防沼津市役所	固定局	沼津市役所内 (沼津津波防災ST)	静岡県沼津市御幸町16-1 沼津市役所構内
すいぼうぬまづこう 水防沼津港	固定局	沼津港水門 (沼津津波防災ST)	静岡県沼津市本字千本1905
すいぼううしぶせ 水防牛臥	固定局	牛臥水門 (沼津津波防災ST)	静岡県沼津市下香貫3056
すいぼううしげ 水防志下	固定局	志下水門 (沼津津波防災ST)	静岡県沼津市志下348-4
すいぼうししはま 水防獅子浜	固定局	獅子浜水門 (沼津津波防災ST)	静岡県沼津市獅子浜字南55地先
すいぼうたたび 水防多比	固定局	多比水門 (沼津津波防災ST)	静岡県沼津市多比字風坂103
すいぼうたびちゅうけい 水防多比中継	固定局	多比中継所 (沼津津波防災ST)	静岡県沼津市江浦7-3 沼津市南部浄化センター内
すいぼうやぎさわおおかわすいもん 水防八木沢大川水門	固定局	松原川水門	静岡県伊豆市八木沢地先 松原川水門操作室
すいぼうはやかわすいもん 水防早川水門	固定局	早川水門	静岡県富士市宮島字三軒屋1395-2地先 静岡県早川水門構内
すいぼうふじしやくしよ 水防富士市役所	固定局	富士市役所 (田子水門)	静岡県富士市永田町1-100
すいぼうたごすいもん 水防田子水門	固定局	田子水門	静岡県富士市田子373
すいぼうほしやますいもん 水防星山水門	固定局	富士土木事務所富士宮分庁舎 (星山放水路)	静岡県富士宮市黒田字南部谷戸350-14 静岡県富士土木事務所富士宮分庁舎内
すいぼうまつおか 水防松岡	固定局	松岡放流警報所 (星山放水路)	静岡県富士宮市松岡字船場1816-1 静岡県松岡放流警報所内
すいぼうほしやま 水防星山	固定局	星山放流警報所 (星山放水路)	静岡県富士宮市星山字西の久保699 静岡県星山放流警報所内
すいぼうきじま 水防木島	固定局	木島放流警報所 (星山放水路)	静岡県富士市木島字南山官有無番地 静岡県木島放流警報所内
すいぼうまさか 水防馬坂	固定局	馬坂放流警報所 (星山放水路)	静岡県富士市木島字馬坂27-3 静岡県馬坂放流警報所内
すいぼうまつの 水防松野	固定局	松野放流警報所 (星山放水路)	静岡県富士市南松野字中野2369-27 静岡県松野放流警報所内
すいぼうおおやがわすいもん 水防大谷川水門	固定局	大谷川水門	静岡県静岡市駿河区大谷高松字浜畑地先 静岡県大谷川水門構内
すいぼううえはらちゅうけい 水防上原中継	固定局	上原中継所	静岡県静岡市清水区上原2-237-1 静岡県上原中継所構内
すいぼうじょうねがわすいもん 水防常念川水門	固定局	常念川水門	静岡県静岡市清水区松井町地先 静岡県常念川水門構内

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
すいぼうつなみしみずそうごう 水 防 津 波 清 水 総 合	固 定 局	清水区役所内 (清水港津波防災ＳＴ)	静岡県静岡市清水区旭町６－８ 静岡市清水区役所内
すいぼうつなみみほ 水 防 津 波 三 保	固 定 局	(清水港津波防災ＳＴ)	静岡県静岡市清水区三保３１４９－２７地先
すいぼうつなみふじみ 水 防 津 波 富 士 見	固 定 局	(清水港津波防災ＳＴ)	静岡県静岡市清水区清開１－１１０－１２
すいぼうつなみおりど 水 防 津 波 折 戸	固 定 局	(清水港津波防災ＳＴ)	静岡県静岡市清水区清開１３４－７
すいぼうつなみそでし 水 防 津 波 袖 師	固 定 局	(清水港津波防災ＳＴ)	静岡県静岡市清水区横砂町１１２４－９
すいぼうつなみひので 水 防 津 波 日 の 出	固 定 局	(清水港津波防災ＳＴ)	静岡県静岡市清水区日の出町３０－２－２９
すいぼうつなみつかま 水 防 津 波 塚 間	固 定 局	(清水港津波防災ＳＴ)	静岡県静岡市清水区三保４９８
すいぼうやいづししょうぼうほうさいせんたー 水 防 焼 津 市 消 防 防 災 セ ン タ ー	固 定 局	焼津市消防防災センター (当日大橋陸間)	静岡県焼津市石津一丁目６－１ 焼津市消防防災センター構内
すいぼうとうめおおはし 水 防 当 目 大 橋	固 定 局	当日大橋陸間	静岡県焼津市中港地先 静岡県当日大橋陸間構内
すいぼうやいづぼうさいせんたー 水 防 焼 津 防 災 セ ン タ ー	固 定 局	焼津市消防防災センター (焼津防災ＳＴ)	静岡県焼津市石津一丁目６－１ 焼津市消防防災センター内
すいぼうやいづにこうりっこう 水 防 焼 津 ２ 号 陸 間	固 定 局	焼津２号陸間 (焼津防災ＳＴ)	静岡県焼津市中港５－１２１９
すいぼうしんこういちこうりっこう 水 防 新 港 １ 号 陸 間	固 定 局	新港１号陸間 (焼津防災ＳＴ)	静岡県焼津市新屋地内 １３号道路路上
すいぼうしんこうにこうりっこう 水 防 新 港 ２ 号 陸 間	固 定 局	新港２号陸間 (焼津防災ＳＴ)	静岡県焼津市新屋地内 １９号道路路上
すいぼうしんこうさんこうりっこう 水 防 新 港 ３ 号 陸 間	固 定 局	新港３号陸間 (焼津防災ＳＴ)	静岡県焼津市城之腰地内 ２１号道路路上
すいぼうしんこうよんこうりっこう 水 防 新 港 ４ 号 陸 間	固 定 局	新港４号陸間 (焼津防災ＳＴ)	静岡県焼津市鵜ヶ島地内 新港４号陸間電気室内
すいぼうこがわいちこうりっこう 水 防 小 川 １ 号 陸 間	固 定 局	小川１号陸間 (焼津防災ＳＴ)	静岡県焼津市小川３８９９－３６
すいぼうこがわにこうりっこう 水 防 小 川 ２ 号 陸 間	固 定 局	小川２号陸間 (焼津防災ＳＴ)	静岡県焼津市小川３３９２－９
すいぼううめだがわすいもん 水 防 梅 田 川 水 門	固 定 局	梅田川水門	静岡県焼津市八楠地先 静岡県梅田川水門構内
すいぼういしわきがわすいもん 水 防 石 脇 川 水 門	固 定 局	石脇川水門	静岡県焼津市浜当目２－２０－１地先 静岡県石脇川水門構内
すいぼういしわきがわしんすいもん 水 防 石 脇 川 新 水 門	固 定 局	石脇川新水門	静岡県焼津市岡当日地先 静岡県石脇川新水門構内
すいぼうとちやまがわすいもん 水 防 栃 山 川 水 門	固 定 局	栃山川水門	静岡県焼津市一色地先 静岡県栃山川水門構内
すいぼうさがらちょう 水 防 相 良 町	固 定 局	牧之原市役所 (相良防災ＳＴ)	静岡県牧之原市相良２７５ 相良町役場内
すいぼうかたはまじゅうにこうりっこう 水 防 片 浜 １ ２ 号 陸 間	固 定 局	片浜１２号陸間 (相良防災ＳＴ)	静岡県牧之原市片浜地内 片浜１２号陸間操作室内
すいぼうさがらにさんこうりっこう 水 防 相 良 ２ ・ ３ 号 陸 間	固 定 局	相良２・３号陸間 (相良防災ＳＴ)	静岡県牧之原市相良地内 静岡県相良２・３号陸間操作室内
すいぼうじとうかたよんこうりっこう 水 防 地 頭 方 ４ 号 陸 間	固 定 局	地頭方４号陸間 (相良防災ＳＴ)	静岡県牧之原市新庄地内 地頭方４号陸間操作室内
すいぼうじだいがわすいもん 水 防 地 代 川 水 門	固 定 局	地代川水門 (相良防災ＳＴ)	静岡県牧之原市須々木地先 静岡県地代川水門構内
すいぼうほりきりがわすいもん 水 防 堀 切 川 水 門	固 定 局	堀切川水門 (相良防災ＳＴ)	静岡県牧之原市片浜地先 静岡県堀切川水門構内
すいぼうおおいそがわすいもん 水 防 大 磯 川 水 門	固 定 局	大磯川水門 (相良防災ＳＴ)	静岡県牧之原市浜地先 静岡県大磯川水門内
すいぼうてらかわすいもん 水 防 寺 川 水 門	固 定 局	寺川水門 (相良防災ＳＴ)	静岡県牧之原市片浜地先 静岡県寺川水門構内
すいぼうらむねがわすいもん 水 防 ラ ム ネ 川 水 門	固 定 局	ラムネ川水門 (相良防災ＳＴ)	静岡県牧之原市片浜地先 静岡県ラムネ川水門構内
すいぼうすすきがわすいもん 水 防 須 々 木 川 水 門	固 定 局	須々木川水門	静岡県牧之原市須々木地先 静岡県須々木川水門構内

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
すいぼうはぎまがわすいもん 水防萩間川水門	固定局	萩間川相良水門	静岡県牧之原市大江地先 静岡県萩間川水門構内
すいぼうかつまたがわすいもん 水防勝間田川水門	固定局	勝間田川水門	静岡県牧之原市静波2235-13 静岡県勝間田川水門管理棟内
すいぼうさぐちやがわすいもん 水防坂口谷川水門	固定局	坂口谷川水門	静岡県牧之原市細江地先 静岡県坂口谷川水門構内
すいぼうゆいがわすいもん 水防湯日川水門	固定局	湯日川水門	静岡県榛原郡吉田町住吉地先 静岡県湯日川水門構内
すいぼうせいてんもりばし 水防青天森橋	固定局	青天森橋水質観測所 (太田川ダム)	静岡県周智郡森町三倉2944-4地先 静岡県青天森橋水質観測所内
すいぼうぼうそうがわすいもん 水防仿僧川水門	固定局	仿僧川水門	静岡県磐田市福田地先 静岡県仿僧川水門構内
すいぼうりゅうようすいもん 水防竜洋水門	固定局	竜洋水門	静岡県磐田市駒場地先 静岡県竜洋水門構内
すいぼうりゅうようししょ 水防竜洋支所	固定局	磐田市竜洋支所 (竜洋水門)	静岡県磐田市岡729-1 静岡県磐田市竜洋支所構内
すいぼういりのふじみすいもん 水防入野富士見水門	固定局	入野富士見水門	静岡県浜松市中央区入野町地先 静岡県浜松土木事務所入野富士見水門操作室内
すいぼうおおくらだむ 水防大倉ダム	固定局	大倉川農地防災ダム管理所 (大倉ダム)	富士宮市精進川字印野2416番地の2
すいぼういのがしら 水防猪之頭	固定局	猪之頭雨量観測所 (大倉ダム)	富士宮市猪之頭579-2
すいぼうあごやま 水防安居山	固定局	安居山水位観測所 (大倉ダム)	富士宮市猫沢小字中島623番地
すいぼうとりなみ 水防鳥並	固定局	鳥並警報所 (大倉ダム)	富士宮市鳥並 411 番地の 1
すいぼうおおくぼ 水防大久保	固定局	大久保警報所 (大倉ダム)	富士宮市大久保字下谷戸47番地の3
すいぼうよこてざわ 水防横手沢	固定局	横手沢水位観測所 (大倉ダム)	富士宮市内野字和田29番地の4
すいぼうかわくぼ 水防川久保	固定局	川久保橋水位観測警報所 (大倉ダム)	富士宮市坂林2368番地
すいぼうさおり 水防佐折	固定局	佐折水位観測所 (大倉ダム)	富士宮市半野字矢下1188-2
すいぼうおおくら 水防大倉	固定局	大倉警報所 (大倉ダム)	富士宮市精進川字尾崎2898-1
すいぼうひとあな 水防人穴	固定局	人穴雨量観測所 (大倉ダム)	富士宮市人穴字東荻平756-87
すいぼうかなやちよう 水防金谷町	固定局	金谷防災センター (大代ダム)	島田市金谷河原3400
すいぼうおおじろだむ 水防大代ダム	固定局	大代ダム観測所 (大代ダム)	島田市大字国有林
すいぼうみやした 水防宮下	固定局	宮下水位観測所 (大代ダム)	島田市大代官有地
すいぼうおおつね 水防大常	固定局	大常雨量水位観測所 (大代ダム)	島田市大代大代国有林218ち1
すいぼうかけがわ 水防掛川	固定局	掛川市役所掛川監視所 (原野谷ダム)	掛川市下俣928番地の1
すいぼうくろまた 水防黒俣	固定局	黒俣雨量観測所 (原野谷ダム)	掛川市黒俣571番地
すいぼうはぎま 水防萩間	固定局	萩間水位観測所 (原野谷ダム)	掛川市萩間479番地
すいぼうはらのやだむ 水防原野谷ダム	固定局	原野谷ダム管理所 雨量水位 観測所 (原野谷ダム)	掛川市丹間68番地の1
すいぼうたかやま 水防高山	固定局	高山水位観測所 (原野谷ダム)	掛川市原里1249番地の1
すいぼうみやこだだむ 水防都田ダム	固定局	都田川ダム管理所 雨量水位 観測所 (都田川ダム)	浜松市浜名区引佐町川名字八平2-521
すいぼうかわいぶち 水防川合渚	固定局	川合渚水位観測所 (都田川ダム)	浜松市浜名区引佐町西久留女木字マキダチ1-56
すいぼうすべ 水防須部	固定局	須部水位観測所 (都田川ダム)	浜松市浜名区都田町字鳥居川原3725-6

識別信号	無線局 の種別	観測所等	無線設備の設置場所
す い ぼ う お ち あ い ば し 水 防 落 合 橋	固 定 局	落合橋水位観測警報所 (都田川ダム)	浜松市浜名区細江町中川字池尻5630-3
す い ぼ う し ぶ か わ 水 防 洪 川	固 定 局	洪川雨量観測所 (都田川ダム)	浜松市浜名区引佐町洪川大字芋久保2717-1
す い ぼ う い ぬ い ざ わ 水 防 犬 居 沢	固 定 局	犬居沢警報所 (都田川ダム)	浜松市浜名区大字四大地字犬居沢2-36
す い ぼ う お い だ い ら 水 防 大 平	固 定 局	大平警報所 (都田川ダム)	浜松市浜名区大平字谷沢
す い ぼ う よ し か げ 水 防 吉 影	固 定 局	吉影警報所 (都田川ダム)	浜松市浜名区都田町吉影
す い ぼ う ほ う だ 水 防 祝 田	固 定 局	祝田警報所 (都田川ダム)	浜松市浜名区細江町中川字古川1447の3
防災関係無線局			
ほ う さ い い ず し も だ 防 災 伊 豆 下 田	固 定 局	下田土木事務所 (水防)	下田市中531-1
ほ う さ い あ た み ど ぼ く 防 災 熱 海 土 木	固 定 局	熱海土木事務所 (水防)	熱海市水口町13-15
ほ う さ い み や こ だ だ む 防 災 都 田 谷 田 木	固 定 局	都田川ダム管理所 (都田川ダム)	浜松市浜名区引佐町川名字八平2-521

第20表 東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表

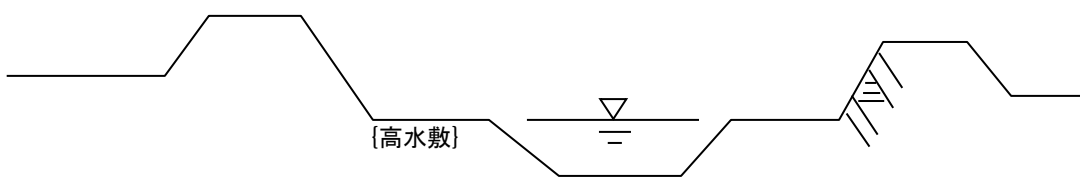
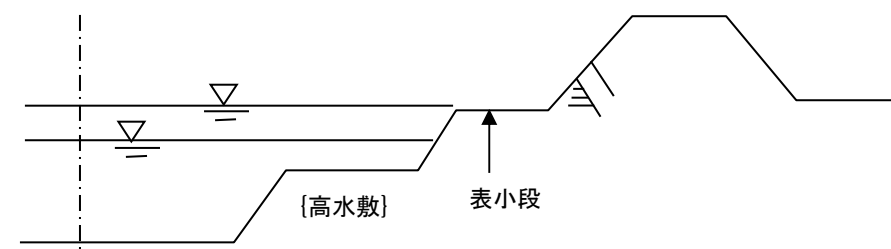
表.20-1 東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表（順不同）（静岡県内分）

R6.4現在

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
静岡県危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町9番6号	054-221-2591
静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	054-353-2208
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9番1号	054-353-0118
下田海上保安部	下田市三丁目18番23号	0558-25-0118
関東管区警察局静岡県情報通信部	静岡市葵区追手町9番6号	054-271-0110(代)
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課	静岡市葵区追手町9番6号	054-271-0110(代)
静岡県警察本部地域部通信指令課	静岡市葵区追手町9番6号	054-271-0110(代)
静岡県刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1	054-261-0117
国土交通省静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍二丁目8-1	054-250-8910
株式会社東洋信号通信社	静岡市清水区興津清見寺町1375-121	054-369-6251
静岡県市長会	静岡市駿河区南町14-25エスパティオ5階	054-202-4343
静岡県町村会	静岡市駿河区南町14-25エスパティオ5階	054-202-4343
N T T 西日本株式会社静岡支店	静岡市葵区御幸町4-6 電電ビル5F	054-205-9122
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	静岡市葵区黒金町4	054-687-2484
東京電力パワーグリッド株式会社静岡通信ネットワークセンター	沼津市大手町3-9-13	090-6722-5527
日本放送協会静岡放送局	静岡市駿河区八幡一丁目6-1	054-654-4055
静岡放送株式会社	静岡市駿河区登呂三丁目1-1	054-284-8911
株式会社テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18番65号	054-261-6116
株式会社静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15番地	054-251-3304
株式会社静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563番地	054-283-8119
静岡エフエム放送株式会社	浜松市中央区常盤町133-24	053-457-1153
静岡ガス株式会社	静岡市駿河区八幡一丁目5番38号	054-284-4366
東海ガス株式会社	藤枝市青木2-29-1	054-647-7154
伊豆急行株式会社	伊東市八幡野1151	0557-53-1115
遠州鉄道株式会社	浜松市中央区西ヶ崎町686-1	053-435-0221
しずてつジャストライン株式会社	静岡市葵区宮前町28	054-267-5117
富士急モビリティ株式会社	御殿場市新橋999	0550-82-1333
日本銀行静岡支店	静岡市葵区金座町26-1	054-273-4132
株式会社静岡銀行	静岡市清水区草薙北2番1号	054-261-3131
スルガ銀行株式会社	駿東郡長泉町東野500	055-987-5666
株式会社日本政策金融公庫静岡支店	静岡市葵区黒金町59-6	054-254-3631
しずおか焼津信用金庫	静岡市葵区相生町1-1	054-247-1151
静岡信用金庫	静岡市葵区昭和町2-1	054-254-8881
静岡県無線漁業協同組合	焼津市田尻1991-1	054-624-1376
静岡県超短波漁業無線協会	静岡市葵区追手町9番18号	054-254-6011
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44番地の17	054-252-8131
一般社団法人日本アマチュア無線連盟静岡県支部	藤枝市築地223-1	054-644-5648
浜松エフエム放送株式会社	浜松市中央区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松 中央館4階	053-458-8600
株式会社エフエムしみず	静岡市清水区日の出町10-80 清水マリントーナメント2階	054-354-5252
株式会社エフエムみしまかなみ	三島市大社町1-10 総合防災センター	055-981-8600
株式会社シティエフエム静岡	静岡市葵区七間町8-20 毎日江崎ビル6階	054-221-1111
エフエム伊東株式会社	伊東市松川町5-10 伊東ふれあいセンター	0557-36-7603
エフエムぬまづ株式会社	沼津市寿町8-28メディアプラザ	055-943-7300
株式会社エフエム熱海湯河原	熱海市上宿町9-5	0557-81-0796
富士コミュニティエフエム放送株式会社	富士市吉原2-10-20 ラクロス吉原2階	0545-55-1123
株式会社F M 島田	島田市中央町5-1 プラザおおり3F	0547-34-1765

第 2 1 表 水位の種類及び内容

表. 21-1 水位の種類及び内容

種 類	内 容
計 画 高 水 位	工事実施基本計画に従って、計画高水位流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。
水防団待機 水 位 (通報水位) (指定水位)	・ 流量からみた場合は、計画高水流量の約 2 割の流量が流れる水位 ・ 1 年間に 5 ～ 1 0 日起こる程度の水位 ※ 1 年間の水位記録を大きい順に並べ、大きい方から 5 ～ 1 0 番目の水位をとる。但し、過去何年間かを参考にするが、河川改修等による河川形状の変化が有れば、この基準は使えない。 ・ 有堤でしかも複断面の川であればほぼ高水敷にのる水位  出典：国土交通省 河川砂防基準 維持管理編 (河川編)
氾 濫 注 意 水 位 (警戒水位)	・ 流量からみた場合、計画高水流量のほぼ半分になる水位 ・ 平均低水位から計画高水位までの下から 6 割の水位 ※ 平均低水位とは、ある期間中の観測水位(普通は 1 日平均水位)の合計を観測日数で割ったものである平均水位より低い水位だけを平均した水位 ・ 約 3 年間に 1 回起こる程度の水位 ※ 水位の超過確率を考え 3 年確率相当水位を求める ・ 有堤部複断面の川では表小段の高さにほぼ一致する水位  出典：国土交通省 河川砂防基準 維持管理編 (河川編)
避 難 判 断 水 位	・ 市町長の高齢者等避難の発表判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位 ・ 高齢者等避難の発表・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川ごとの水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮し設定する。 出典：洪水予報河川における避難判断水位の設定要領
氾 濫 危 険 水 位 (危険水位) (洪水特別 警戒水位)	・ 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であり、市町長の避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位である。 ・ 以下に示す水位のうち低いほうの水位を設定する。ただし、堀込河川で堤内地盤高に比して計画高水位が相当程度低い場合、計画高水位の設定のない場合等にあってはこの限りでない。 ①計画高水位 ②洪水予報観測所において当該水位の洪水予報観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位 ・ 改修事業に進捗等、状況の変化に応じ見直しを行う。 出典：危険水位及び氾濫危険水位の設定要領

水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、表. 21-1 の基準を参考に決定する。しかしながら、各水位設定については、それに伴う水防活動にかかる時間とのかねあひが必要であり、特に氾濫注意水位(警戒水位)が発表されてから水防団が出勤し、水防準備体制が整う時間が重要である。簡単にいえば洪水到達時間の短い川では、水位の上昇が早いであろうし、それ故、水位は固定的なものではなく水防準備に要する時間と、洪水到達時間を考慮しつつ表. 21-1 の基準をふまえ、各水位を決定しなければならない。河川ごとに図. 21-1 のような調査を行い考慮する必要がある。

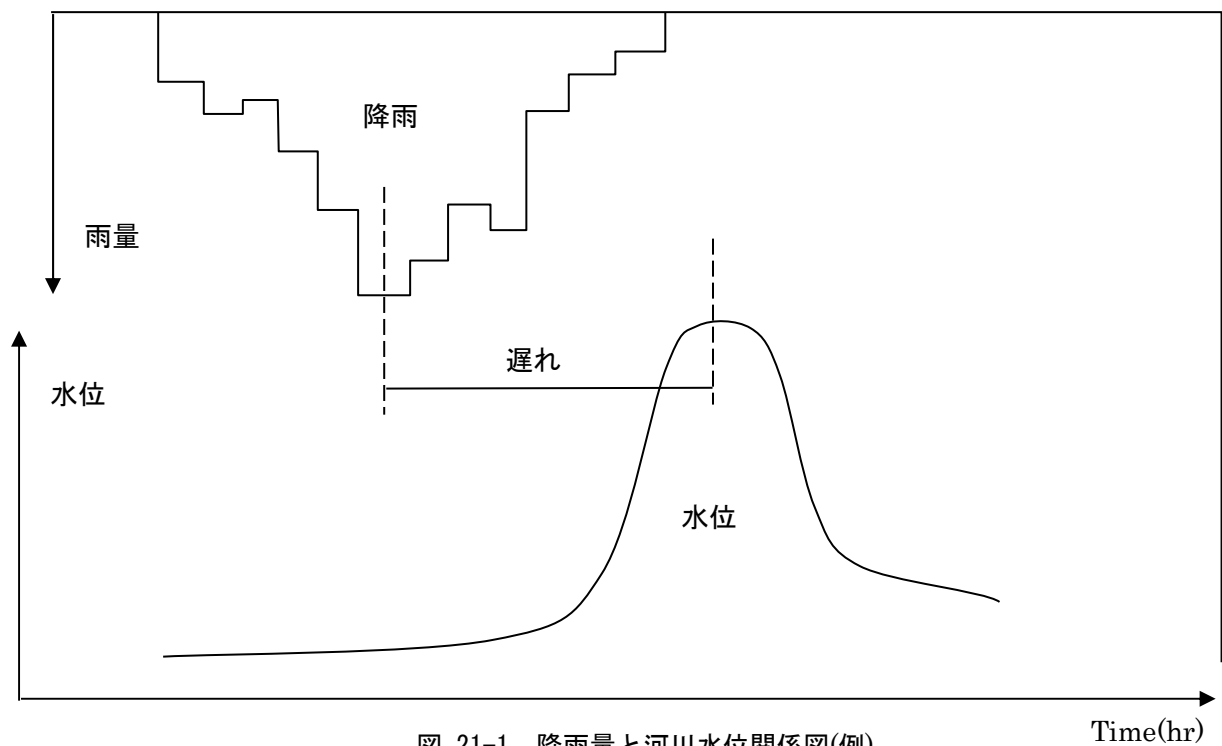


図. 21-1 降雨量と河川水位関係図(例)

表. 21-2 危機管理型水位計設置河川の水位

種 類	内 容
観測開始水位	- 水位情報の提供を開始する水位 - 水位計設置地点における河岸高の概ね 5 割の水位 1 年間に 10 回程度の洪水を想定
氾濫開始水位 相 当	水位計設置地点における河岸高(堤防高)

危機管理型水位計設置河川については、サイポスレーダーにて水位情報の提供を行う。

表. 21-3 指定河川における情報提供について

発表情報名		水 防 警 報	洪 水 予 報	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
指定河川名		水防警報河川	洪水予報河川	水位周知河川
対象河川	直轄	洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川
	県	洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川
情報提供の内容		水防警報とは、国または県が指定した河川において、水防管理団体の水防活動の指針となる情報として、水位等を示して発表する	洪水予報とは、国または県が指定した河川において、洪水が生じる恐れがある場合に水防管理団体（水防団）や住民に対して、気象庁（降雨予測）と国又は県（水位予測）が共同して洪水の情報を発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは避難等の目安となる水位であり、国または県が指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合、水防管理団体や住民へ氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達により迅速・的確な避難指示等の発表が可能となる
発表内容・種類		準備、出動、情報、解除等の警報種類があり、現況の河川水位の段階毎に発表する	氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）及び氾濫発生情報があり、水位、流量又は雨量の現況値と2～3時間後の予測値を示して発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）及び氾濫発生情報があり、現況の水位及び必要に応じて補足情報を示して発表する
基準水位	直轄	中部地方整備局所管河川は、氾濫注意水位（警戒水位）：準備、出動水位：出動	氾濫注意水位（警戒水位） 避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
	県	氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	
情報提供の対象者		水防管理団体（水防団）	水防管理団体（水防団）、一般住民	水防管理団体（水防団）、一般住民
法的根拠		水防法第16条	水防法第10条、第11条 気象業務法	水防法第13条
備考		中部地方整備局所管の河川と県管理河川との基準水位に違いがあるため、注意が必要	市町で発表する避難等の参考となる	平成26年4月8日付国水環第2号「洪水時における情報提供の充実について」により改正 市町で発表する避難等の参考となる

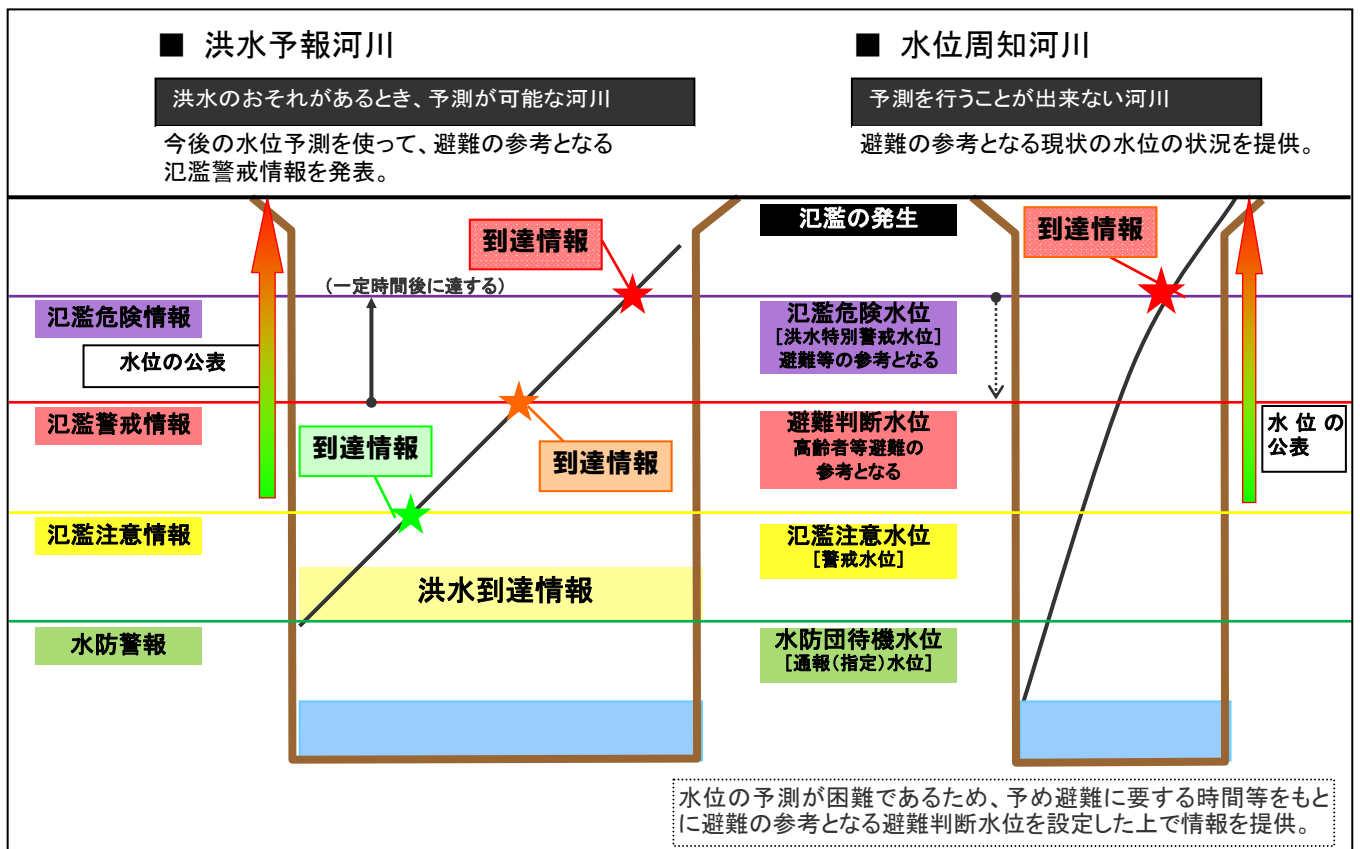
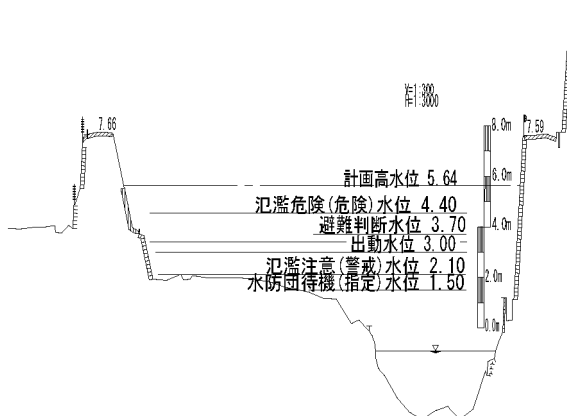


図. 21-2 洪水予報河川と水位周知河川について

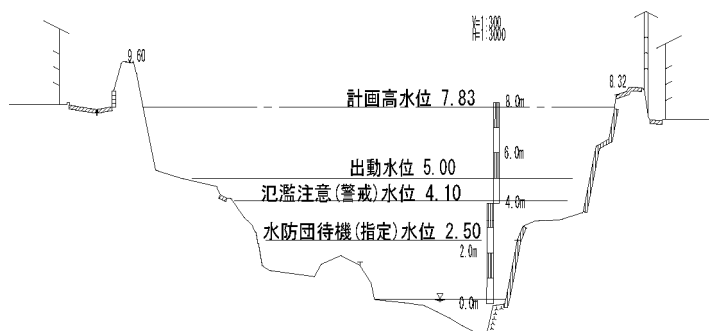
水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

狩 野 川

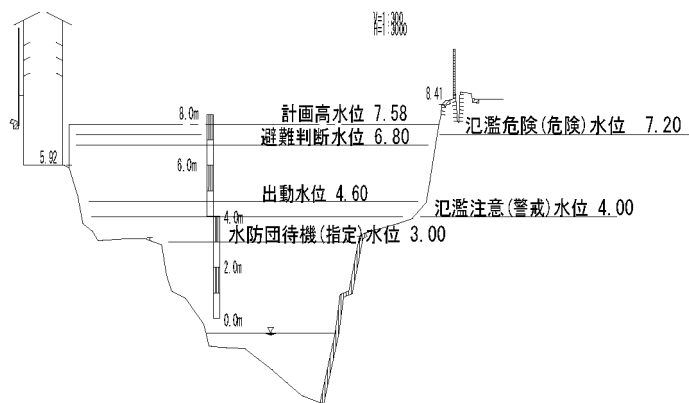
大 仁 水 位 観 測 所



千 歳 橋 水 位 観 測 所



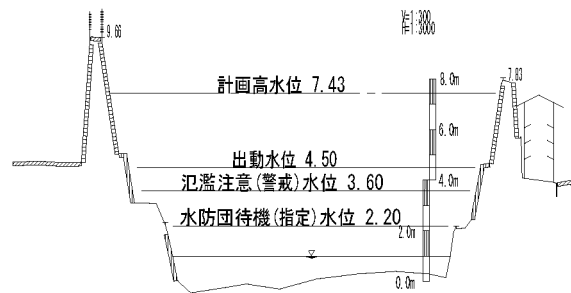
徳 倉 水 位 観 測 所



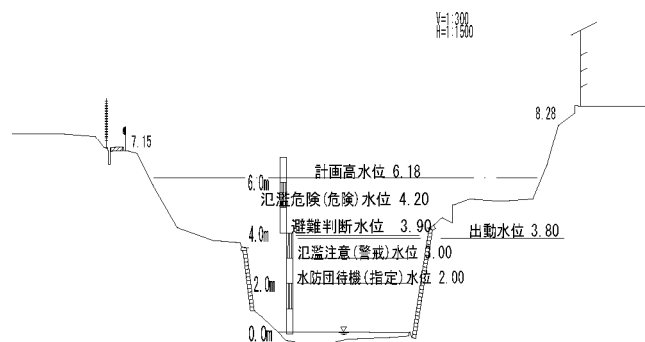
水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

狩 野 川

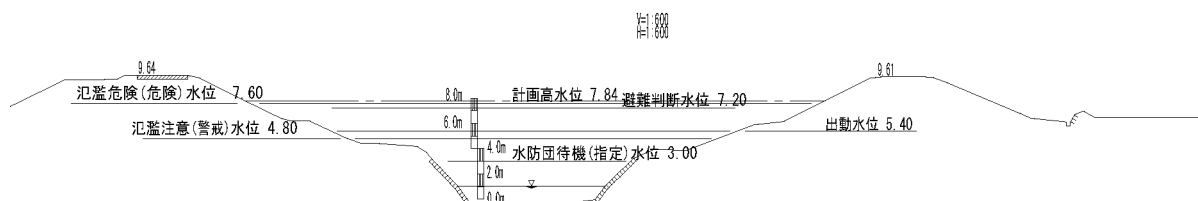
黒 瀬 水 位 観 測 所



本 宿 水 位 観 測 所



大 場 水 位 観 測 所

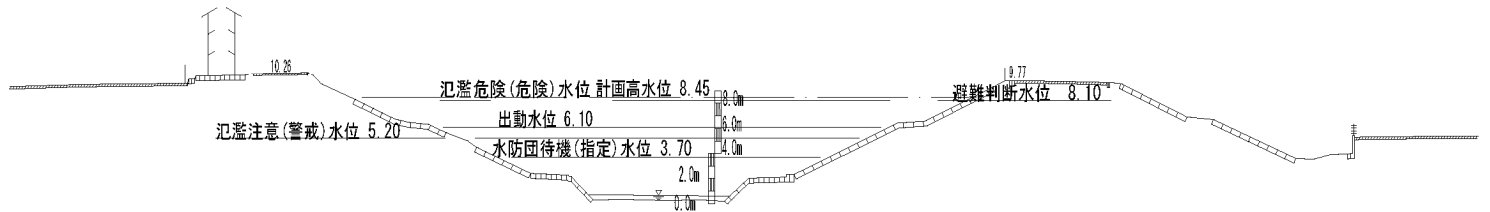


水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

狩 野 川

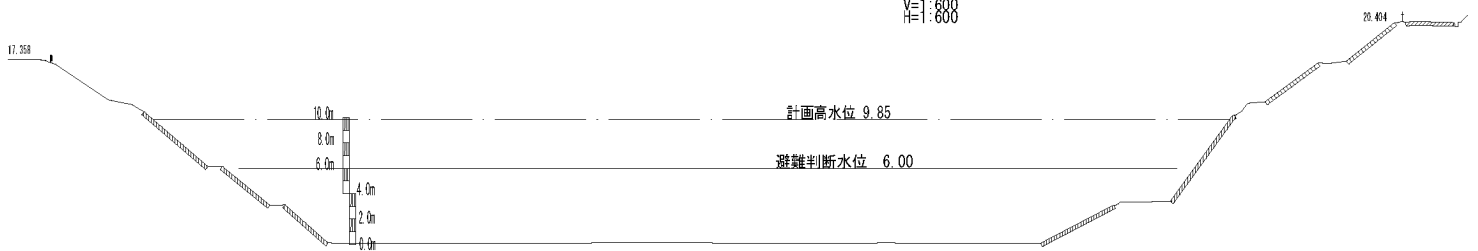
蛇ヶ橋水位観測所

Y=1:800



鏡橋水位観測所

Y=1:800

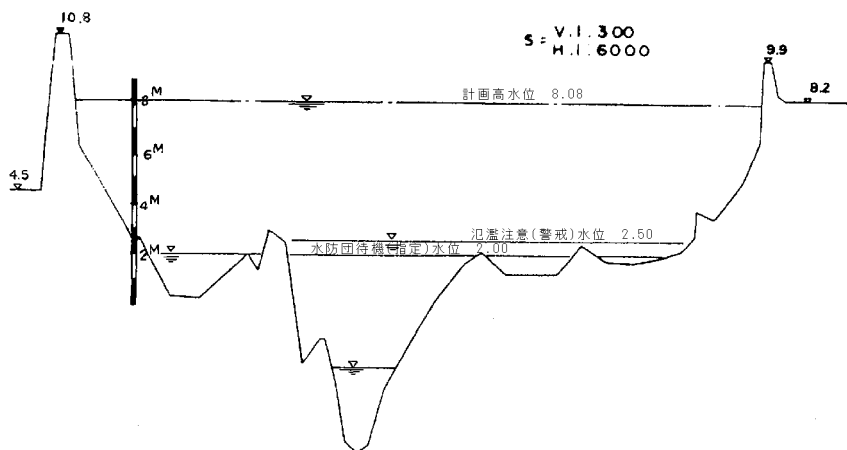


水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

富 士 川

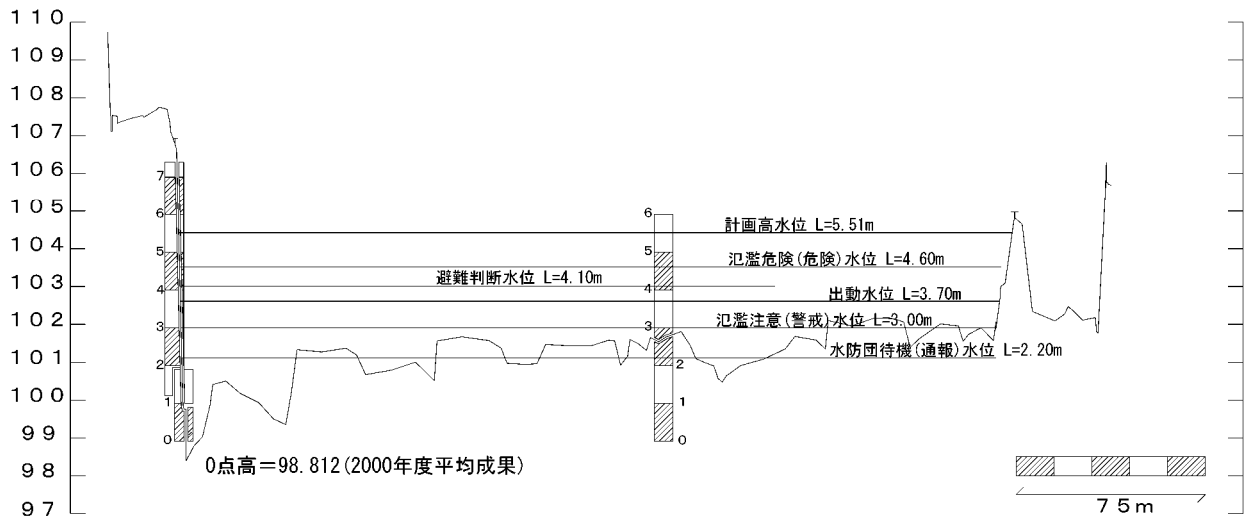
松岡水位観測所

S = V.I. 3.00
H.I. 6000

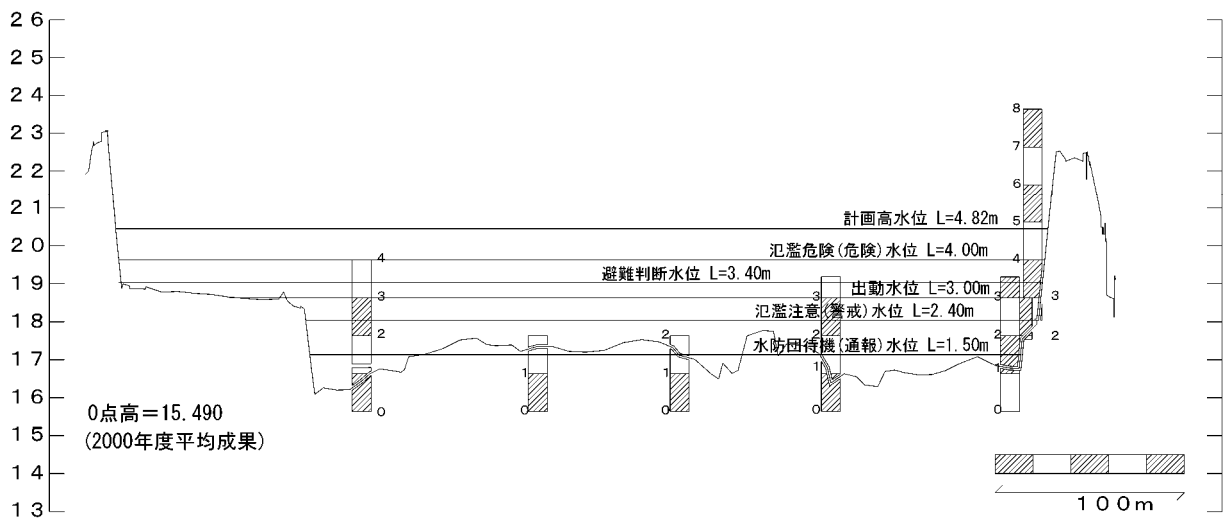


安 倍 川

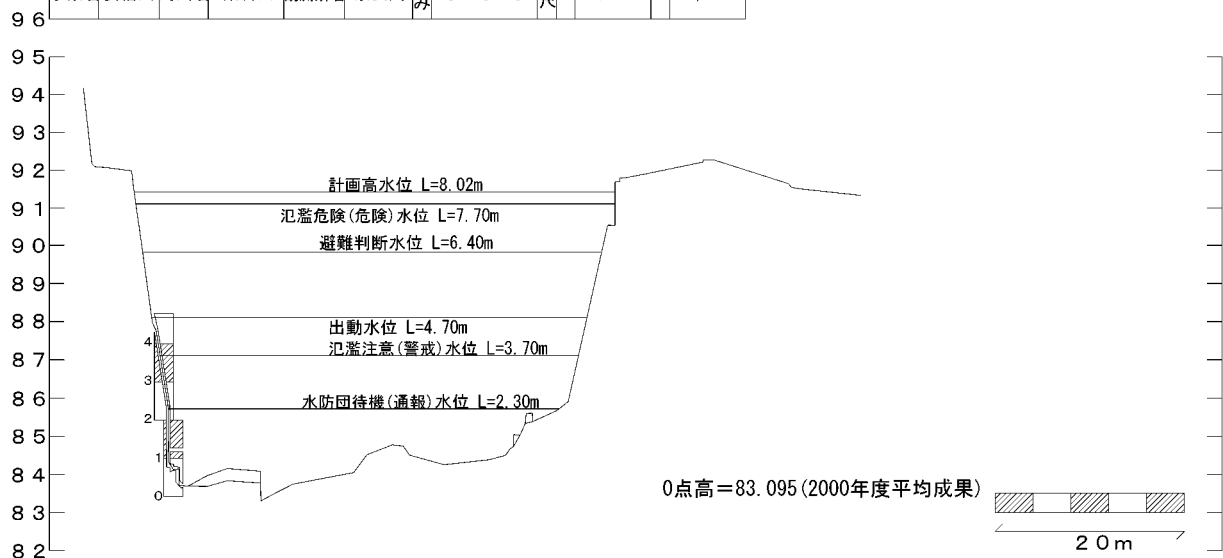
水系名	安倍川	河川名	安倍川	観測所名	牛 妻	読み	うしづま	縮尺	縦	1/200	横	1/3000



水系名	安倍川	河川名	安倍川	観測所名	手 越	読み	て ご し	縮尺	縦	1/200	横	1/4000

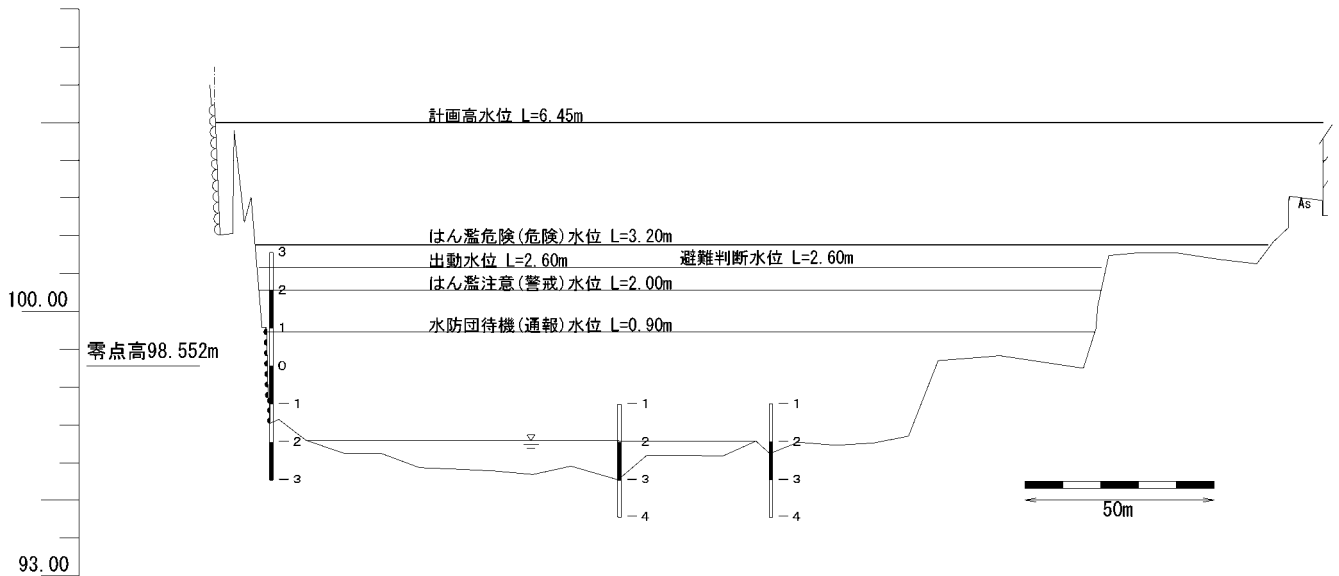


水系名	安倍川	河川名	薬科川	観測所名	奈良間	読み	な ら ま	縮尺	縦	1/200	横	1/800

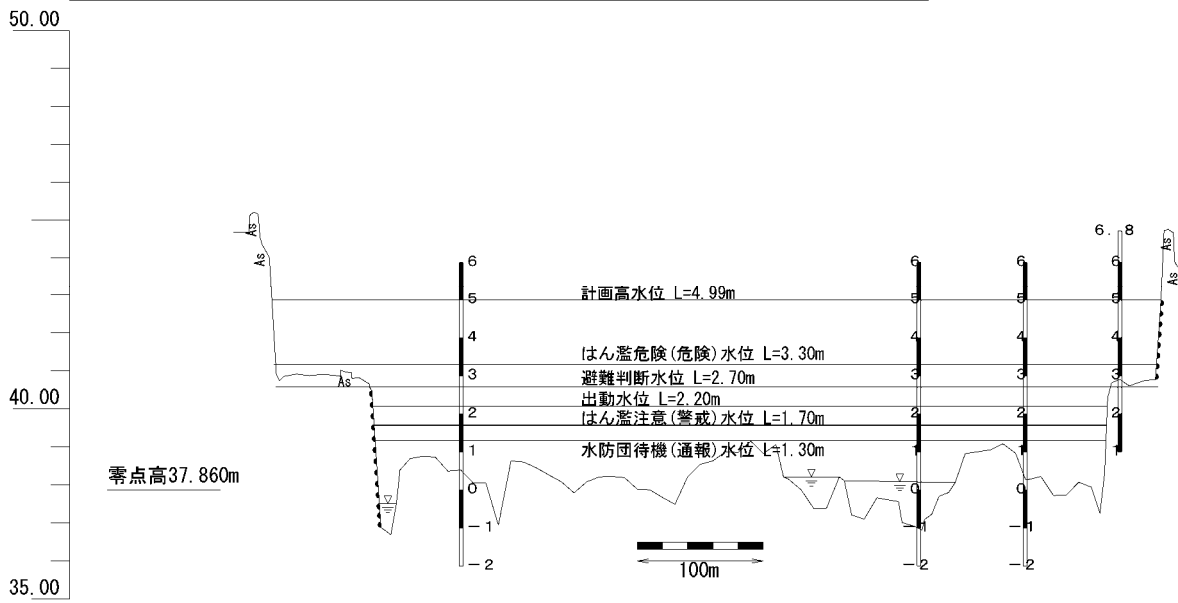


大井川

水系名	大井川	河川名	大井川	観測所名	神座基準	読み	かんざきじゅん	縮尺	縦 1/200	横 1/2000



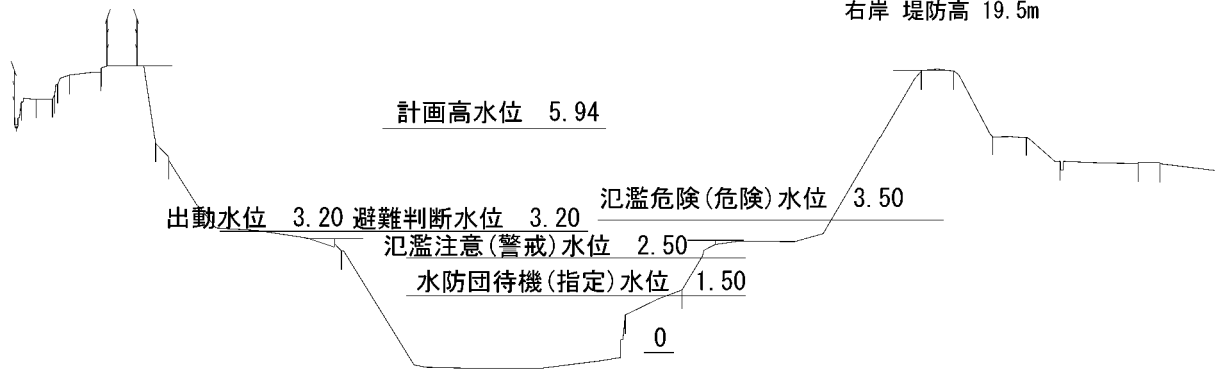
水系名	大井川	河川名	大井川	観測所名	細島基準	読み	ほそじまきじゅん	縮尺	縦 1/200	横 1/6000



菊川 加茂観測所

左岸 堤防高 19.6m

右岸 堤防高 19.5m

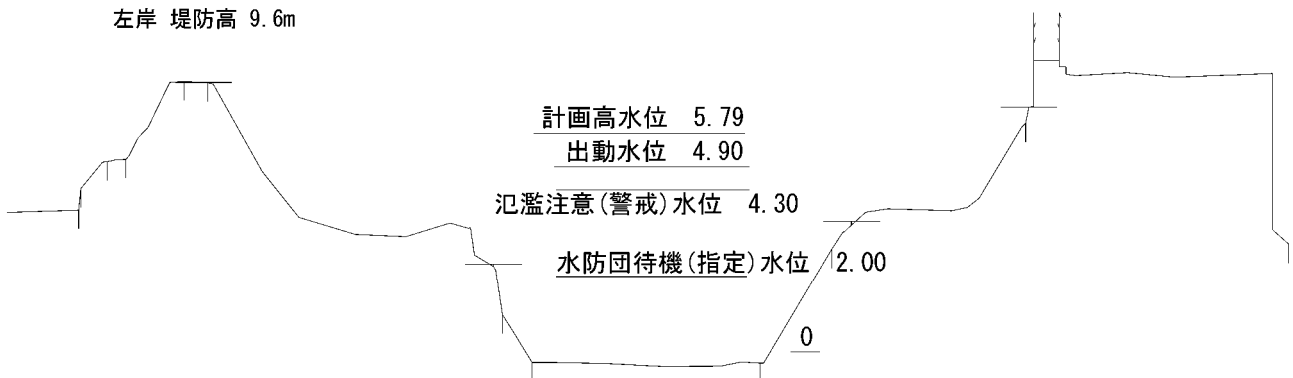


零点高 (参考) 12.000m

菊川 嶺田観測所

左岸 堤防高 9.6m

右岸 堤防高 9.8m

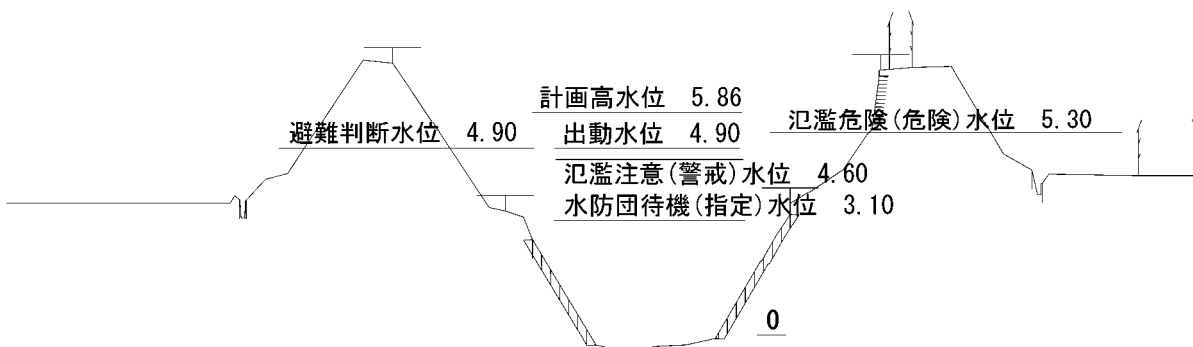


零点高 (参考) 2.440m

牛淵川 堂山観測所

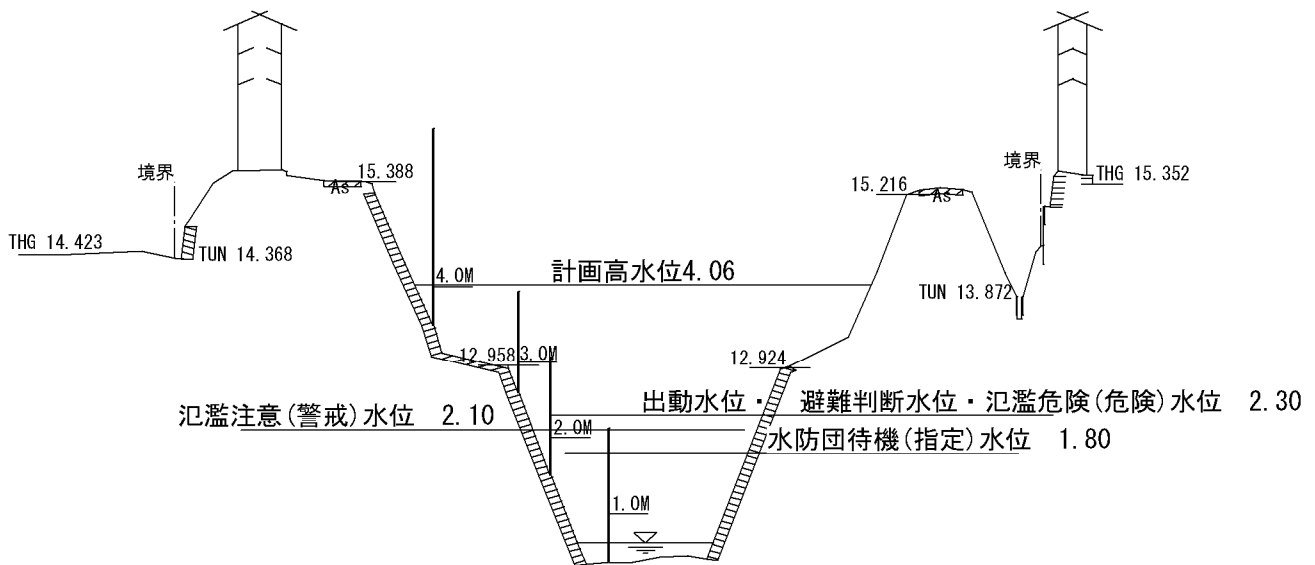
左岸 堤防高 7.8m

右岸 堤防高 7.6m

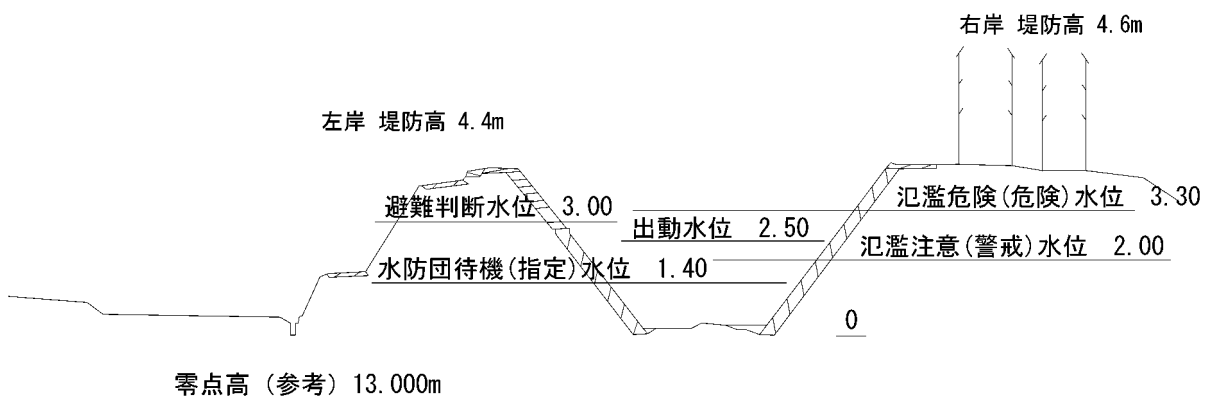


零点高 (参考) 0.608m

牛淵川 横地観測所

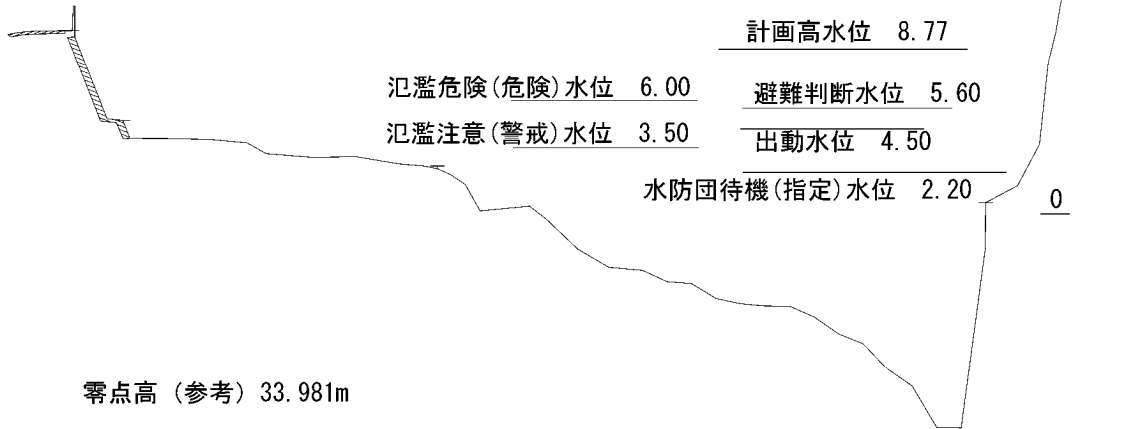


下小笠川 川久保観測所



天竜川 鹿島観測所

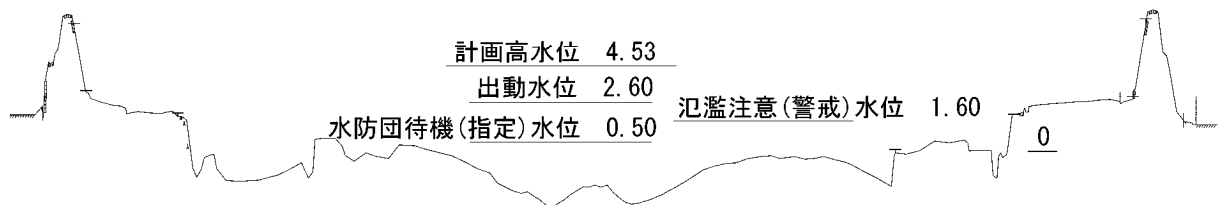
左岸 堤防高 43.7m



天竜川 池田観測所

左岸 堤防高 16.7m

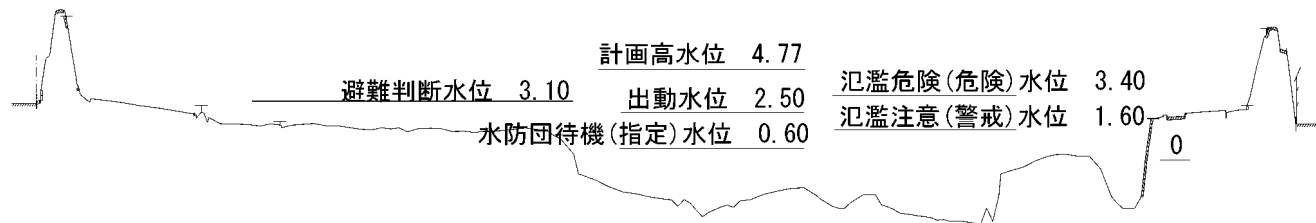
右岸 堤防高 17.0m



天竜川 中ノ町観測所

左岸 堤防高 15.6m

右岸 堤防高 14.7m

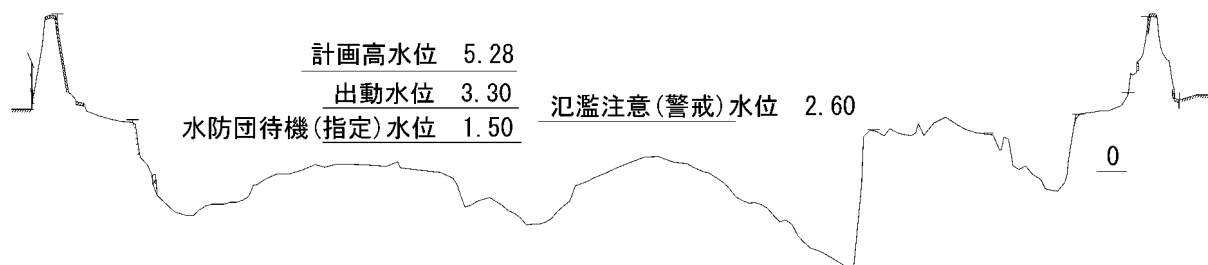


零点高 (参考) 7.605m

天竜川 掛塚観測所

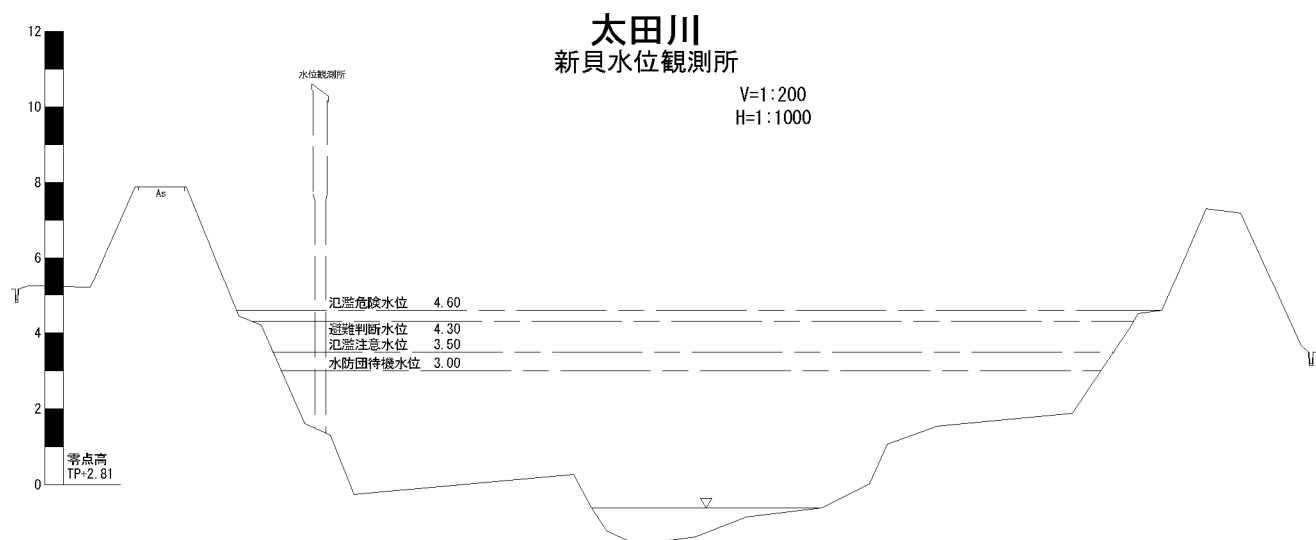
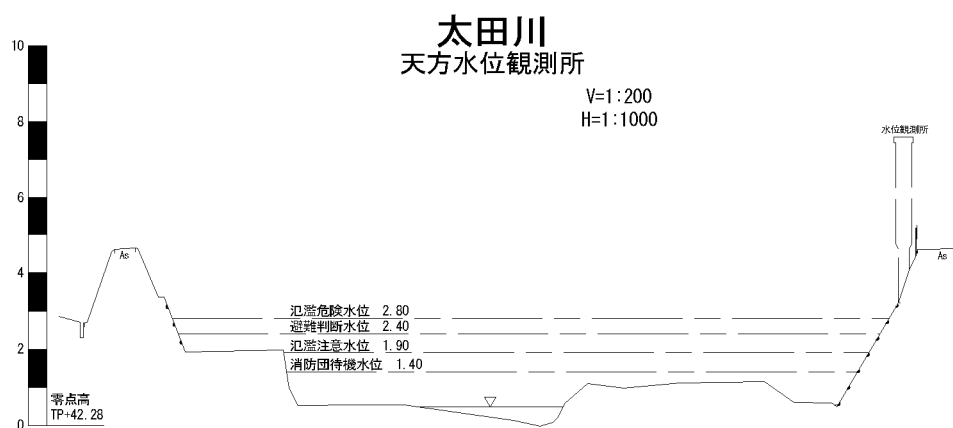
左岸 堤防高 9.3m

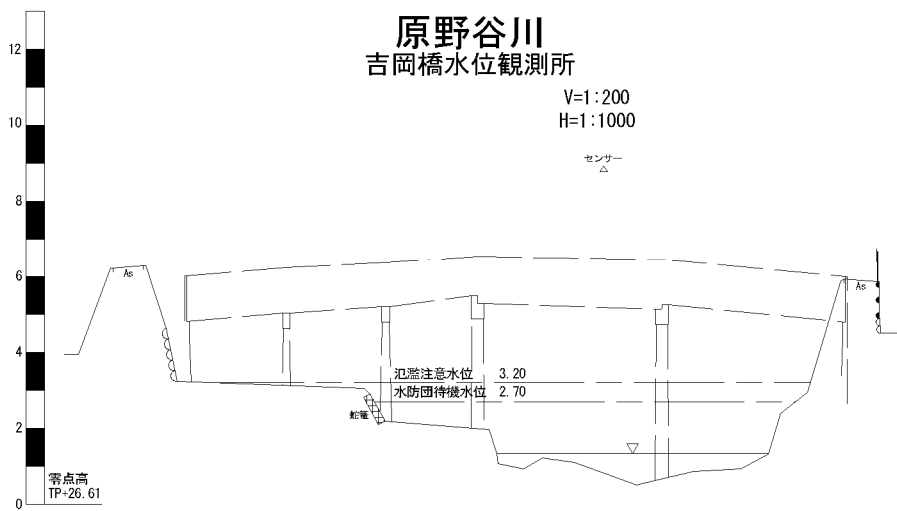
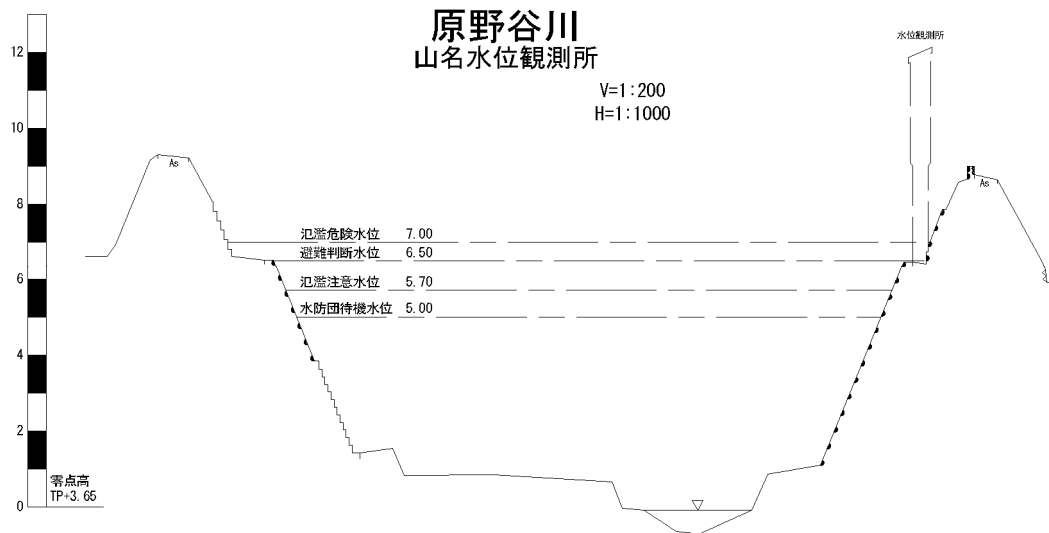
右岸 堤防高 9.4m



零点高 (参考) 1.089m

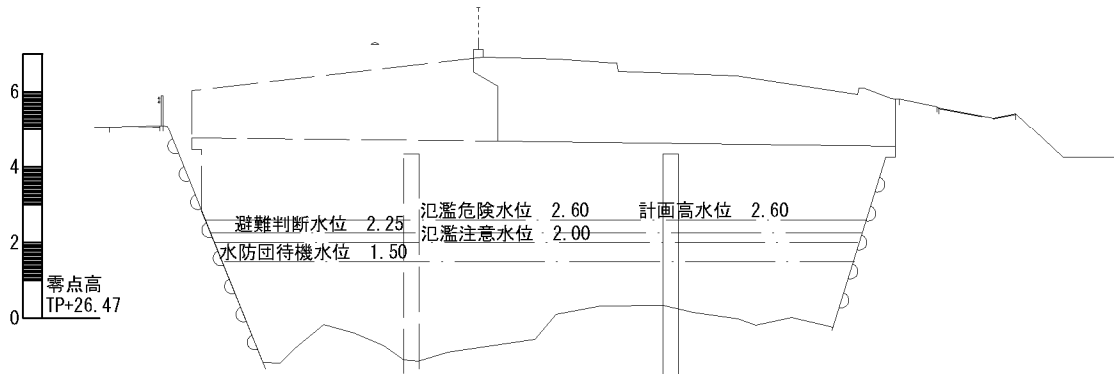
水防警報河川水位観測所横断図(県管理河川)





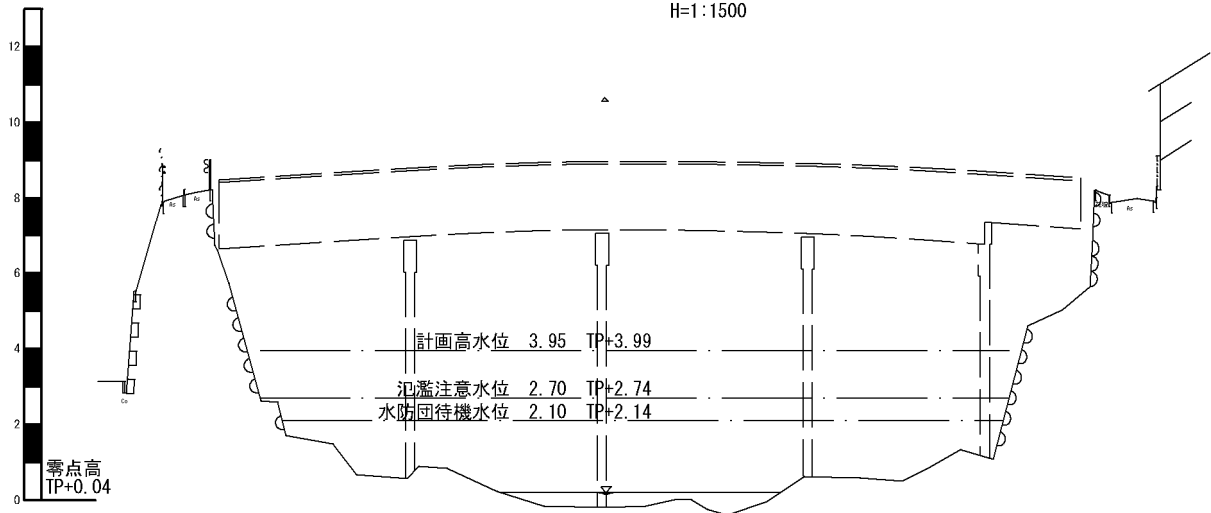
瀬戸川 勝草橋水位観測所

V=1:200
H=1:1000



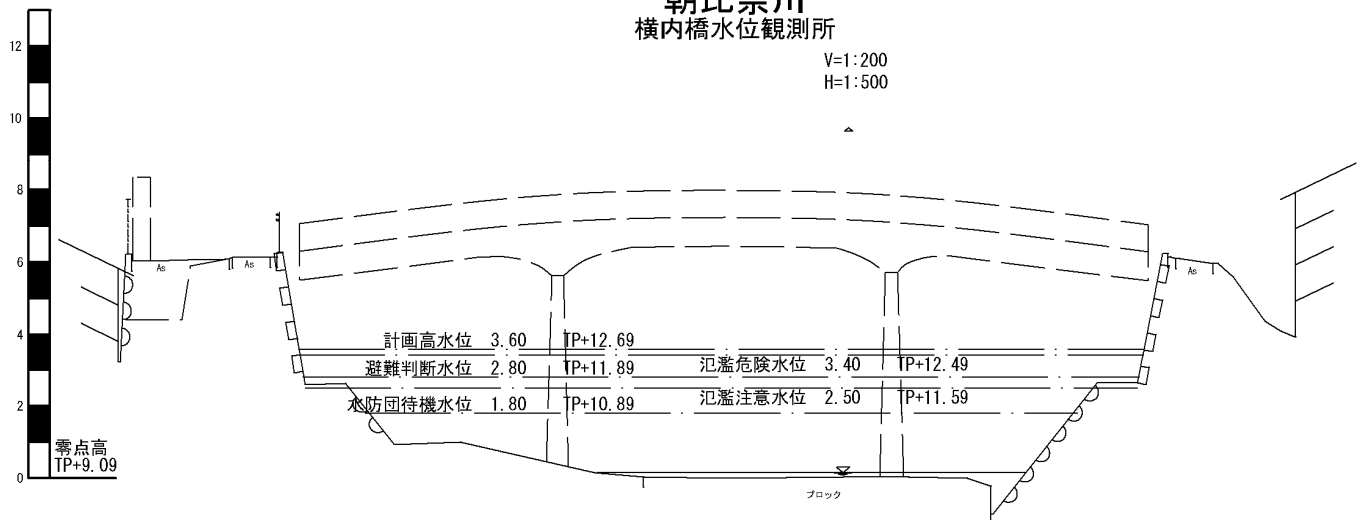
瀬戸川 入江橋水位観測所

V=1:200
H=1:1500



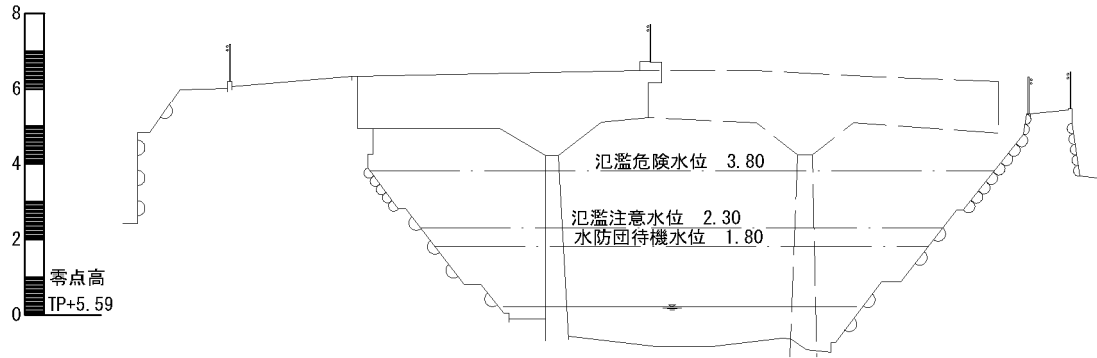
朝比奈川 横内橋水位観測所

V=1:200
H=1:500



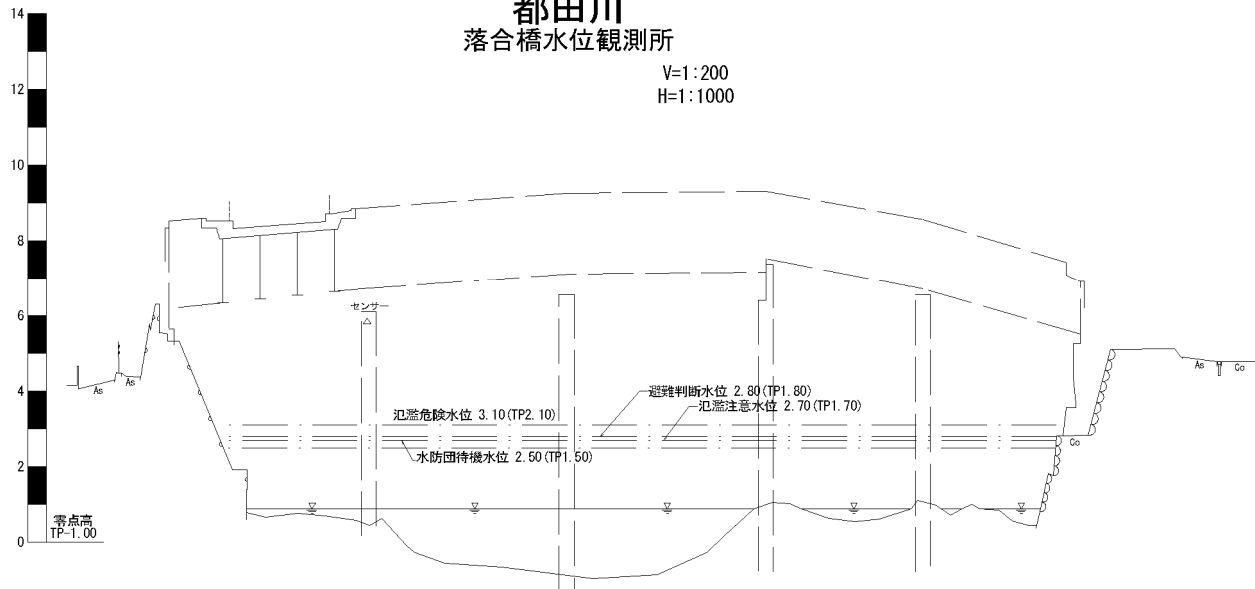
潤井川 潤井川橋水位観測所

V=1:200
H=1:500



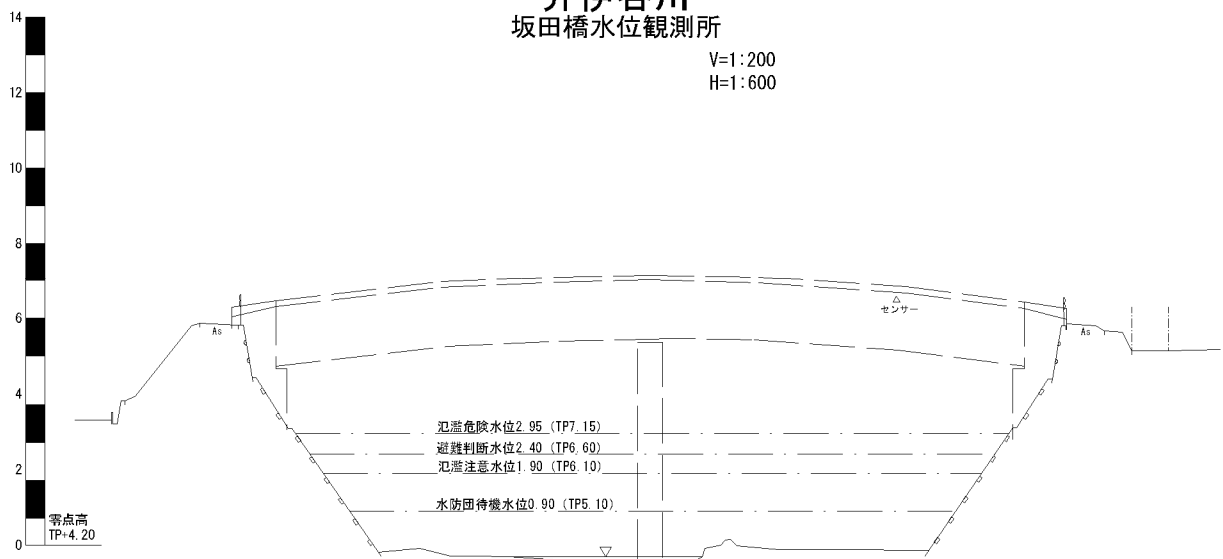
都田川 落合橋水位観測所

V=1:200
H=1:1000



井伊谷川 坂田橋水位観測所

V=1:200
H=1:600



参 考 資 料

参考資料 1	水防法	565
参考資料 2	静岡県水防協議会条例	587
参考資料 3	静岡県水防協議会運営規程	589
参考資料 4	静岡県と静岡地方気象台間の気象・水文情報等の交換に関する協定	590
参考資料 5	静岡県と静岡地方気象台間の気象・水文情報等の交換に関する細目協定	591
参考資料 6	瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川の洪水予報実施要領	593
参考資料 7	太田川水系太田川・原野谷川の洪水予報実施要領	603
参考資料 8	都田川水系都田川の洪水予報実施要領	613
参考資料 9	令和 7 年度静岡県水防協議会委員、幹事及び水防関係事務所長名簿	623
参考資料 10	令和 8 年度静岡県水防協議会委員、幹事及び水防関係事務所長名簿	625
	水防計画書附图	巻末

水 防 法

〔昭和24年6月4日〕
法律第193号

最終改正 令和7年12月12日法律第86号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、1の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長、下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の23第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第7条第4項及び第24条の2第1項において同じ。）並びに海岸管理者（海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。第7条第4項及び第24条の2において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に

関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

（市町村の水防責任）

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする1の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員

の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び

毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者又は海岸管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 2以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対し意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

（河川等の巡視）

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が気象庁長官と共同して行う洪水予報）

- 第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（情報の提供の求め等）

- 第11条の2 都道府県知事は、前条第1項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条及び第23条の規定は、適用しない。

（国土交通大臣が気象庁長官及び都道府県知事と共同して行う高潮予報）

- 第11条の3 国土交通大臣は、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸について、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、その状況を水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該海岸の存する都道府県の知事に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項、第11条第1項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第14条の2において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれ

に達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸（第11条の3第1項の規定により国土交通大臣が指定した海岸を除く。）で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣、第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項、前条若しくは第25条第2項の規定により通知をした都道府県知事、第11条の3第1項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第24条の2第2項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
- 2 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川
- 3 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区組間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川
- 2 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川
- 3 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

- 3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 1 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
 - 2 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 3 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 4 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水等の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 1 第13条の2第2項の規定による指定に係る排水施設
 - 2 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 3 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 4 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市

町村の長に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

1 第11条の3第1項の規定により指定され、又は第13条の3の規定により指定した海岸

2 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

1 洪水予報等（第10条第1項の規定により気象庁長官が行う予報、同条第2項の規定により国土交通大臣及び気象庁長官が行う予報、第11条第1項の規定により都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第11条の3第1項の規定により国土交通大臣、気象庁長官及び都道府県知事が行う予報、第13条第1項若しくは第2項、第13条の2又は第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

4 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項及び第24条の2第1項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

1 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第7項に規定する自衛水防組織の構成員

2 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第7項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項

2 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ

迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

- 第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて

浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

- 第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
 - 4 水防管理団体は、第1項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

- 第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
 - 3 水防管理者は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

- 第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 1 国土交通大臣
 - 2 当該河川の存する都道府県の知事
 - 3 当該河川の存する市町村の長
 - 4 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 5 当該河川の河川管理者
 - 6 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 7 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 1 当該都道府県知事
 - 2 当該河川の存する市町村の長
 - 3 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 4 当該河川の河川管理者
 - 5 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 6 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第3項及び第3項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対

し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知しなければならない。

- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者

の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(氾濫等の通報)

第24条の2 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退き等の指示）

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川等における国土交通大臣の指示）

第31条 2以上の都府県に関係がある河川又は海岸で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

1 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

2 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条第1項、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは、「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条第1項中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」ととする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各号に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 4 水防に関する調査研究を行うこと。
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができ

る。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域に属する都道府県知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第43条 この法律による都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令に定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、報償を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するものをして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6カ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金（新規）に処する。

- 1 第15条の7第3項の規定に違反した者
- 2 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 1 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者。
- 2 第20条第2項の規定に違反した者。
- 3 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、防げ、若しくは忌避した者。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

静岡県水防協議会条例

〔昭和 24 年 9 月 28 日〕
静岡県条例第 44 号

最終改正 平成 26 年 3 月 28 日条例第 6 号

第 1 条 静岡県水防協議会（以下協議会という。）の組織及び運営については、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に定めるものの外、この条例の定めるところによる。

第 2 条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

② 会長に事故があるときは、そのあらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

第 3 条 関係行政機関の職員または関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第 4 条 委員の定数は、15 人以内とする。

② 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

③ 知事において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期においても、これを免じ又は解嘱することができる。

（一部改正〔平成 26 年条例 6 号〕）

第 5 条 会長は、会議を招集しその議長となる。

第 6 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

② 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 協議会は、幹事及び書記各々若干人を置き、会長が命じ又は委嘱する。

② 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

③ 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第 8 条 この条例に定めるものを除く外、議事の手続その他協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（昭和 32 年 9 月 1 日条例第 36 号抄）

改正 昭和 34 年 10 月 15 日条例第 46 号、昭和 36 年 3 月 17 日条例第 2 号、昭和 36 年 7 月 14 日条例第 30 号、昭和 37 年 3 月 28 日条例第 7 号、昭和 38 年 3 月 22 日条例第 25 号、昭和 40 年 3 月 23 日条例第 22 号、昭和 43 年 3 月 5 日条例第 1 号、昭和 45 年 12 月 5 日条例第 47 号

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 32 年 4 月 1 日より適用する。

（静岡県職員の旅費に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

26 改正後の静岡県職員の旅費に関する条例及び前項の各号に掲げる条例の規定は、これらの条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(一部改正〔昭和 34 年条例 46 号・36 年 2 号・30 号・37 年 7 号・38 年 25 号・40 年 22 号・43 年 1 号・45 年 47 号〕)

附 則（昭和 40 年 3 月 23 日条例第 22 号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 32 附則第 16 項から前項までの規定による改正後の静岡県職員の旅費に関する条例等の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）については、なお従前の例による。

附 則（昭和 42 年 3 月 20 日条例第 9 号）

- 1 この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条から第 10 条までの規定による改正後の静岡県教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例等の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和 46 年 3 月 15 日条例第 25 号抄）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 6 号）

（施行期日）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県水防協議会運営規程

（規程の適用）

第1条 水防協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営に関しては、水防法及び水防協議会条例に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

（召集）

第2条 会長は止むを得ない場合のほか、会議の3日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知しなければならない。

（欠席）

第3条 委員は、招集を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（書面による議事）

第4条 会長は止むを得ない理由により協議会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に回録し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

（会議の議長）

第5条 会長が代理のときは、幹事が議長代行を行うことができる。

（委員以外の者の出席）

第6条 会長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（議事録）

第7条 会長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整しなければならない。

- (1) 協議会の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議 題
- (4) 審議の概要
- (5) その他重要な事項

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月16日から施行する。

参考資料 4

静岡県と静岡地方気象台間の気象・水文情報等の交換に関する協定

静岡県（以下「甲」という。）と静岡地方気象台（以下「乙」という。）は、水防法、気象業務法、静岡県地域防災計画、「静岡県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定」及び「静岡県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づき共同で実施する洪水予報業務、土砂災害警戒情報業務、その他の甲及び乙の防災業務等に関し、相互に密接な連携を図るため、気象及び河川等に関する情報（以下「情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が保有する情報を相互交換することにより、洪水予報業務及び土砂災害警戒情報業務に係る事務を迅速かつ的確に実施し、水災及びその他の気象災害の予防等に寄与することを目的とする。

第2章 装置等の設置

（装置等の設置）

第2条 甲及び乙は、情報交換のために必要な装置を設置する。

第3章 管理運用

（点検及び管理）

第3条 甲及び乙は、装置を安全かつ確実に作動させるため、定期点検及び修理等を行うものとする。

第4章 情報交換

（情報交換の手段及び内容）

第4条 甲及び乙は、保有する計算機システムを専用線により接続し、共同で洪水予報業務及び土砂災害警戒情報業務を実施するために必要な情報を相互に交換するとともに、甲は降雨量、水位等の情報を、乙は気象情報、予測雨量等の情報を相互に交換する。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有するシステムにおいても、甲の事務の一環として各市町及び住民に周知・啓発するために活用することができる。

3 第1項により甲より乙に提供された情報は、本協定の目的の範囲内で乙及び気象庁等の気象官署の発表する情報等に含めることができる。

4 情報の提供及び交換に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。

第5章 その他

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成19年6月15日から平成20年6月14日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲又は乙から申し出のないときには、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第7条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

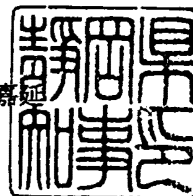
（付則）

本協定の締結に伴い「静岡県と静岡地方気象台間の気象・水文情報等の交換に関する協定（平成15年3月31日）」は廃止する。

平成19年6月15日

甲 静岡県知事

石川 嘉延



乙 静岡地方気象台長

齋藤 三行



参考資料5

静岡県と静岡地方気象台間の気象・水文情報等の交換に関する細目協定

静岡県（以下「甲」という。）と静岡地方気象台（以下「乙」という。）は、「静岡県と静岡地方気象台間の気象・水文情報等の交換に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、情報の相互交換の細目について、次のとおり締結する。

（システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（情報の内容）

第2条 甲と乙が交換する情報は、別表1～3のとおりとする。

（運用・管理等）

第3条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図の通りとする。

ただし、甲及び乙相互の回線に係る経費については折半とする。

2 甲及び乙は、定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

3 甲及び乙は、障害により情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り復旧に努めるものとする。

（情報の加工）

第4条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第5条 甲及び乙は、受領した情報を目的外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

（その他）

第6条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

2 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書2通を作成し各自1通を保管する。

（附則）

本細目協定の締結に伴い「静岡県と静岡地方気象台間の気象・水文情報等の交換に関する細目協定（平成26年3月26日）」は、廃止とする。

平成30年3月30日

甲 静岡県交通基盤部河川砂防局長

長縄 知行



乙 静岡地方気象台防災管理官

高田 雅浩



別表 1 甲、乙の担当官署間で相互に交換する情報

情 報 名	提 供 範 囲
1. 洪水予報文作成に係る情報	甲と乙が共同で行う予報文作成作業に必要とするもの

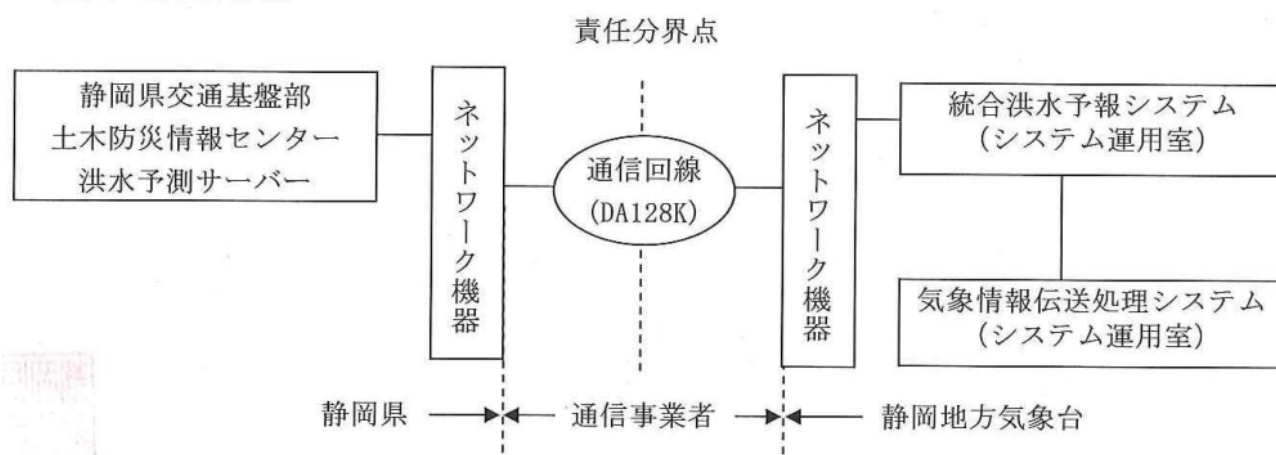
別表 2 甲から乙に提供する情報

情 報 名	提 供 範 囲
1. 雨量実況値	静岡県全域
2. 水位実況値	洪水予報を行う水系
3. 水位予測値	洪水予報を行う基準点

別表 3 乙から甲に提供する情報

情 報 名	提 供 範 囲
1. 降水量解析値	静岡県全域を含む
2. 降水量予測値	
3. 流域平均雨量	洪水予報を行う基準点
4. 指定河川洪水予報	洪水予報を行う河川
5. 土壌雨量指数実況値	静岡県全域を含む
6. 土壌雨量指数予想値	
7. 土砂災害警戒情報	静岡県
8. 潮位観測データ	気象庁発表分
9. 台風関連情報	気象庁発表分
10. 警報級の可能性	静岡地方気象台発表分
11. 特別警報・警報・注意報	
12. 気象情報	静岡・名古屋・岐阜・長野・甲府地方気象台発表分

別図 責任分界点



参考資料 6

瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川の洪水予報実施要領

静岡県島田土木事務所（以下「島田土木事務所」という。）と静岡地方気象台は、「静岡県と気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 3 月 31 日）」（以下、「協定」という。）に基づき、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1 洪水予報を行う際に用いるデータ

瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川における流域内の気象庁雨量観測所及び静岡県雨量・水位観測所の所在は、付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

2 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、島田土木事務所においては洪水予報運用者が、静岡地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、島田土木事務所と静岡地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図 2 に番号を示した電話・FAX によるものとする。

3 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

4 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1） 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表 3 に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表 1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2） 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなつたと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

5 洪水予報の発表

（1） 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、雨量、水位及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（2） 発表形式には XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基づく仕様^{※注 1}とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なとき

は、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

※注1：XML形式の詳細について：https://www.data.jma.go.jp/suishin/cgi-bin/catalogue/make_product_page.cgi?id=KasenKoz

- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
なお、その際の電子データのサイズの上限は500KBまでとする。
- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川において、付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、7.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXのみを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

6 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

7 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

(1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- ①洪水予報作業に用いるデータの交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
- ②障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、島田土木事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により静岡地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。
- ③障害時の予報文の部外機関への伝達については、島田土木事務所及び静岡地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。

- ①島田土木事務所で実施すべき作業を、静岡県土木防災課(連絡先は付表5)で代行する。
- ②気象台で実施すべき作業を、名古屋地方気象台(連絡先は付表5)で代行する。

8 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

令和7年3月25日

静岡県 島田土木事務所長 内山 賀津高

静岡地方気象台 防災管理官 北河 重樹



付則

この実施要領は、令和7年3月25日から改正する。

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

付表1 瀬戸川及び朝比奈川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
瀬戸川・朝比奈川	高根山	たかねさん	藤枝市瀬戸谷9484-3	415

(2) 静岡県雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
瀬戸川・朝比奈川	藤枝	ふじえだ	藤枝市瀬戸新屋362-1	29
	瀬戸谷	せとのや	藤枝市滝沢43-3	26.5
	宮島	みやじま	藤枝市岡部町新舟1038	69
	中港	なかみなと	焼津市鰯ヶ島136-24	22.2
大井川	伊久美	いくみ	島田市伊久美字廣瀬135-2	350
安倍川	清沢	きよさわ	静岡市葵区昼井戸68	350

(3) 静岡県水位観測所 (基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位m	氾濫注意 水位m	避難判断 水位m	氾濫危険 水位m	計画高 水位m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
瀬戸川	勝草橋	かちく さばし	N 34° 51' 56" E 138° 15' 2"	藤枝市志太 3丁目官有無番地	1.50	2.00	2.25	2.60	—
朝比奈川	横内橋	よこう ちばし	N 34° 53' 55" E 138° 17' 1"	藤枝市横内字鰯ヶ 久官有無番地	1.80	2.50	2.80	3.40	—

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝達方法	担 当 官 署
静岡県 河川砂防局（県水防本部）	F A X	島田土木事務所
国土交通省 中部地方整備局 地域河川課（水災害対策室）	〃	〃
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	〃	〃
焼津市（災害情報管理室）	〃	〃
焼津市（防災計画課）	〃	〃
藤枝市（河川課）	〃	〃
藤枝市（大規模災害対策課）	〃	〃
静岡県中部地域局	〃	〃
静岡県焼津漁港管理事務所	〃	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム	静岡地方気象台
総務省消防庁	〃	〃
NHK静岡放送局	〃	〃
静岡県 危機対策課	〃	〃

※NTT五反田センタへの伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河 川	流 域	基 準
瀬戸川	勝草橋水位観測所上流域	1時間雨量と3時間先までの合計雨量が90mm以上を予測、 又は観測した時
朝比奈川	横内橋水位観測所上流域	

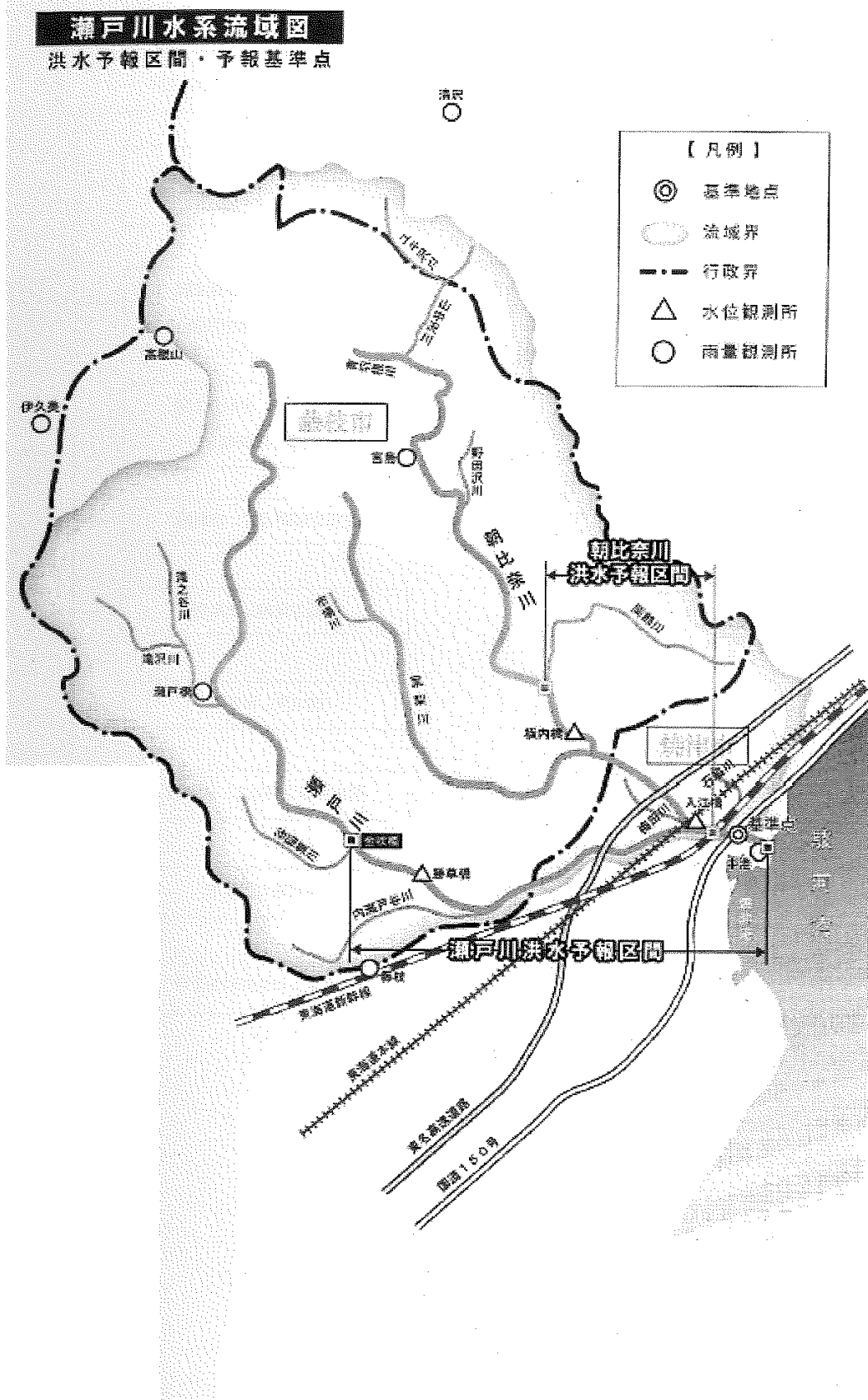
付表4 情報システム障害時に交換するデータ

- (1) 静岡地方気象台から島田土木事務所に通報するもの
 - ア 静岡県中部南に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、3時間先までの時別予報）
 - 瀬戸川 勝草橋水位観測所
 - 朝比奈川 横内橋水位観測所
- (2) 島田土木事務所から静岡地方気象台に通報するもの
 - ア 付表1（2）における観測所の雨量（前1時間実況）
 - イ 付表1（3）における観測所水位（実況）

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当官署	連絡先
静岡県 土木防災課	防災班長（連絡責任者） 電話：054-221-3259 FAX：054-221-3260
名古屋地方気象台	観測予報管理官（連絡責任者） 電話：052-751-5351 FAX：052-751-4642

付図1 雨量・水位観測所配置図



付図2 伝達系統図



付図3 洪水予報の発表形式イメージ (PDF 形式)

正規

〇〇川氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

〇〇川洪水予報第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇土木事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
	予測水位		
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	4	3
更新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/?term?key=hayami_hyo

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位(m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
〇〇 (〇〇市)	警戒レベル4相当	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫浸水水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							
基準観測所	水位(m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
△△ (△△市)	警戒レベル3相当	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫浸水水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXXXX

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から △△地区まで	
	右岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から △△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ



イメージ



イメージ



イメージ



今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



川の防災情報
洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：〇〇県 〇〇土木事務所 電話：XXX-XXX-XXXX

気象関係：気象庁 〇〇地方气象台 電話：XXX-XXX-XXXX

参考資料 7

太田川水系太田川・原野谷川の洪水予報実施要領

静岡県袋井土木事務所（以下「袋井土木事務所」という。）と静岡地方気象台は、「静岡県と気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 3 月 31 日）」（以下、「協定」という。）に基づき、太田川水系太田川・原野谷川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1 洪水予報を行う際に用いるデータ

太田川水系太田川・原野谷川における流域内の気象庁雨量観測所及び静岡県雨量・水位観測所の所在は、付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

2 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、袋井土木事務所においては水防班が、静岡地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、袋井土木事務所と静岡地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図 2 に番号を示した電話・FAX によるものとする。

3 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

4 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1） 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表 3 に示すいずれかの流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表 1（3）に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

（2） 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

5 洪水予報の発表

（1） 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、雨量、水位及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

（2） 発表形式には XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基づく仕様^{※1}とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なとき

は、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

※注1：XML形式の詳細について：https://www.data.jma.go.jp/suishin/cgi-bin/catalogue/make_product_page.cgi?id=KasenKoz

- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
なお、その際の電子データのサイズの上限は500KBまでとする。
- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 太田川水系太田川・原野谷川において、付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、7.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXのみを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

6 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

7 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ①洪水予報作業に用いるデータの交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - ②障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、袋井土木事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により静岡地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。
 - ③障害時の予報文の部外機関への伝達については、袋井土木事務所及び静岡地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。
- (2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。
 - ①袋井土木事務所で実施すべき作業を、静岡県土木防災課（連絡先は付表5）で代行する。
 - ②気象台で実施すべき作業を、名古屋地方気象台（連絡先は付表5）で代行する。

8 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

令和7年3月25日

静岡県 袋井土木事務所長 榊原 正彦



静岡地方気象台 防災管理官 北河 重樹



付則

この実施要領は、令和7年3月25日から改正する。

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

付表1 太田川及び原野谷川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
太田川・原野谷川	三倉	みくら	周智郡森町三倉651-2	114
	掛川	かけがわ	掛川市長谷一丁目1番地の2	32
	磐田	いわた	磐田市豊浜4742	3

(2) 静岡県雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
太田川・原野谷川	大河内	おおこうち	周智郡森町三倉2589	480
	敷地	しきじ	磐田市岩室199-1	150
	天方	あまがた	周智郡森町森26-23	50
	粟ヶ岳	あわがたけ	掛川市東山1254	150
	掛川	かけがわ	掛川市金城60	35

(3) 静岡県水位観測所 (基準観測所)

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位m	氾濫注意 水位m	避難判断 水位m	氾濫危険 水位m	計画高 水位m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
太田川	天方	あまがた	N 34° 50' 16" E 137° 55' 58"	周智郡森町森 26-23	1.40	1.90	2.40	2.80	—
	新貝	しんがい	N 34° 43' 43" E 137° 53' 40"	磐田市新貝11	3.00	3.50	4.30	4.60	—
原野谷川	山名	やまな	N 34° 44' 45" E 137° 55' 19"	袋井市袋井 118	5.00	5.70	6.50	7.00	—

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
静岡県河川砂防局（県水防本部）	F A X	袋井土木事務所
国土交通省中部地方整備局地域河川課（水災害対策室）	〃	〃
国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	〃	〃
掛川市（危機管理課）	〃	〃
袋井市（危機管理課）	〃	〃
磐田市（危機管理課）	〃	〃
森町（建設課）	〃	〃
森町（防災課）	〃	〃
静岡県西部地域局	〃	〃
NTT五反田センタ	気象情報伝送処理 システム	静岡地方气象台
総務省消防庁	〃	〃
NHK静岡放送局	〃	〃
静岡県危機対策課	〃	〃

※NTT五反田センタへの伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河 川	流 域	基 準
太田川	天方水位観測所上流域	3時間雨量と3時間先までの合計雨量が 50mm以上を予想、又は観測した時
	新貝水位観測所上流域	
原野谷川	山名水位観測所上流域	3時間雨量と1時間先までの合計雨量が 50mm以上を予想、又は観測した時

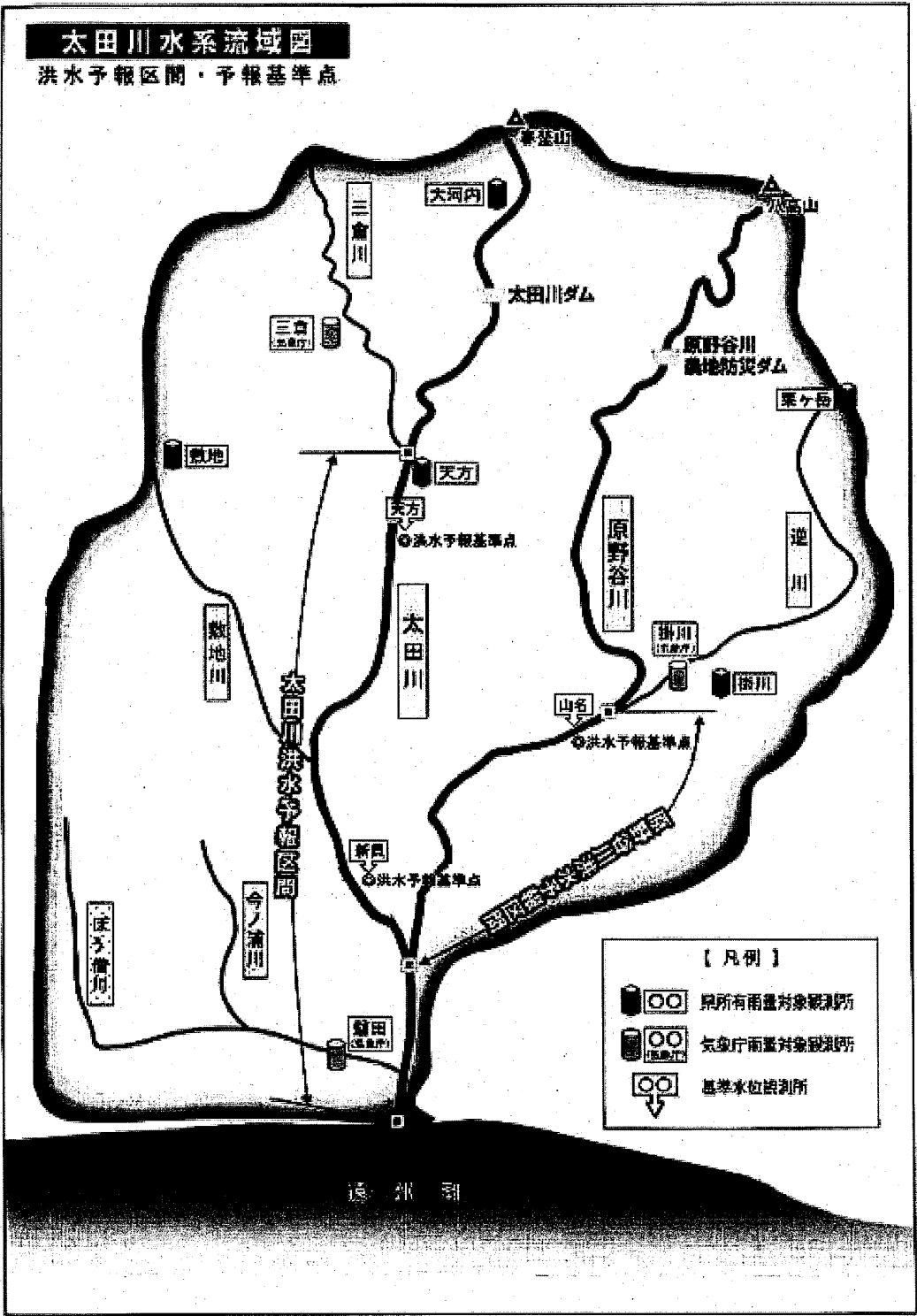
付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 静岡地方气象台から袋井土木事務所に通報するもの
 - ア 静岡県遠州南に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量
（前3時間実況、3時間先までの時別予報）
太田川 天方水位観測所、新貝水位観測所
原野谷川 山名水位観測所
- (2) 袋井土木事務所から静岡地方气象台に通報するもの
 - ア 付表1（2）における観測所の雨量（前1時間実況）
 - イ 付表1（3）における観測所水位（実況）

付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当官署	連絡先
静岡県 土木防災課	防災班長（連絡責任者） 電話：０５４－２２１－３２５９ FAX：０５４－２２１－３２６０
名古屋地方気象台	観測予報管理官（連絡責任者） 電話：０５２－７５１－５３５１ FAX：０５２－７５１－４６４２

付図1 雨量・水位観測所配置図



付図2 伝達系統図



付図3 洪水予報の発表形式イメージ (PDF 形式)

正規

〇〇〇〇 かわ
〇〇川氾濫危険情報
(警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
更新	予測水位		
	〇〇市	4	-
	△△市	4	3
更新	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]

<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=havamiho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
〇〇 (〇〇市)	警戒レベル4相当	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
	氾濫危険水位 X.XXm							
	避難判断水位 X.XXm							
	氾濫注意水位 X.XXm							
	ゼロ点高 EL=X.XXm							

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
△△ (△△市)	警戒レベル3相当	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
	氾濫危険水位 X.XXm							
	避難判断水位 X.XXm							
	氾濫注意水位 X.XXm							
	ゼロ点高 EL=X.XXm							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXX

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所 〇〇市	△△ 水位観測所 △△市	
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇地区まで	〇〇川 左岸 △△市△△地区から △△地区まで 右岸 △△市△△地区から △△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ

今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ

川の防災情報
洪水予報画面



イメージ

水害リスクライン



イメージ

浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：〇〇県 〇〇土木事務所 電話：XXX-XXX-XXXX
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

都田川水系都田川の洪水予報実施要領

静岡県浜松土木事務所（以下「浜松土木事務所」という。）と静岡地方気象台は、「静岡県と気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成 28 年 3 月 31 日）」（以下、「協定」という。）に基づき、都田川水系都田川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

1 洪水予報を行う際に用いるデータ

都田川水系都田川における流域内の気象庁雨量観測所及び静岡県雨量・水位観測所の所在は、付表 1、配置図は付図 1 のとおりとする。

2 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、浜松土木事務所においては洪水予報運用者が、静岡地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、浜松土木事務所と静岡地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図 2 に番号を示した電話・FAX によるものとする。

3 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表 2、付図 2 のとおりとする。

4 洪水予報作業の開始及び終了の時期

(1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表 3 に示す流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表 1（3）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

5 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文、雨量、水位及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 発表形式には XML 形式と PDF 形式があり、XML 形式は気象庁防災情報 XML に基づく仕様^{※注 1}とし、PDF 形式の具体的な発表形式は、付図 3 の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なとき

は、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

※注1：XML形式の詳細について：https://www.data.jma.go.jp/suishin/cgi-bin/catalogue/make_product_page.cgi?id=KasenKoz

- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
なお、その際の電子データのサイズの上限は500KBまでとする。
- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 都田川水系都田川において、付表1(3)に示す基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、7.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXのみを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

6 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

7 情報システム障害時及び、洪水予報作業の機能喪失時等の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。

- ①洪水予報作業に用いるデータの交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
- ②障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。
なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、浜松土木事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により静岡地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。
- ③障害時の予報文の部外機関への伝達については、浜松土木事務所及び静岡地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。

- (2) 洪水予報作業の機能喪失時等においては、以下の要領で作業を行う。

- ①浜松土木事務所で開催すべき作業を、静岡県土木防災課(連絡先は付表5)で代行する。
- ②気象台で開催すべき作業を、名古屋地方気象台(連絡先は付表5)で代行する。

8 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

令和7年3月25日

静岡県 浜松土木事務所長 杉本 敏彦

静岡地方気象台 防災管理官 北河 重樹



付則

この実施要領は、令和7年3月25日から改正する。

この実施要領は、改修した洪水予警報等作成システムの運用開始日から施行する。

付表1 都田川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
都田川	浜松	はままつ	浜松市中央区高丘東 浜松特別地域気象観測所	46
	三ヶ日	みっかび	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日	2

(2) 静岡県雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 (m)
都田川	田沢	たざわ	浜松市浜名区引佐町四方浄	269
	渋川	しぶかわ	浜松市浜名区引佐町渋川	360
	細江	ほそえ	浜松市浜名区細江町小野	4.8
	浜北	はまきた	浜松市浜名区西美園	20
	都田川ダム	みやこだがわだむ	浜松市浜名区引佐町川名	126

(3) 静岡県水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団待機 水位m	氾濫注意 水位m	避難判断 水位m	氾濫危険 水位m	計画高 水位m
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
都田川	瀬戸橋	せとばし	N 34° 48' 47" E 137° 41' 36"	浜松市浜名区 細江町中川	5.04	5.54	5.75	6.75	—

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝達方法	担 当 官 署
静岡県 河川砂防局（県水防本部）	F A X	浜松土木事務所
国土交通省 中部地方整備局 地域河川課（水災害対策室）	〃	〃
国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所	〃	〃
浜松市（河川課）	〃	〃
浜松市（危機管理課）	〃	〃
静岡県 西部地域局	〃	〃
NTT 五反田センタ	気象情報伝送処理システム	静岡地方気象台
総務省消防庁	〃	〃
NHK静岡放送局	〃	〃
静岡県 危機対策課	〃	〃

※NTT五反田センタへの伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河 川	流 域	基 準
都田川	瀬戸橋水位観測所 上流域	（実況2h+予測2h、実況3h+予測、実況4h）90mm

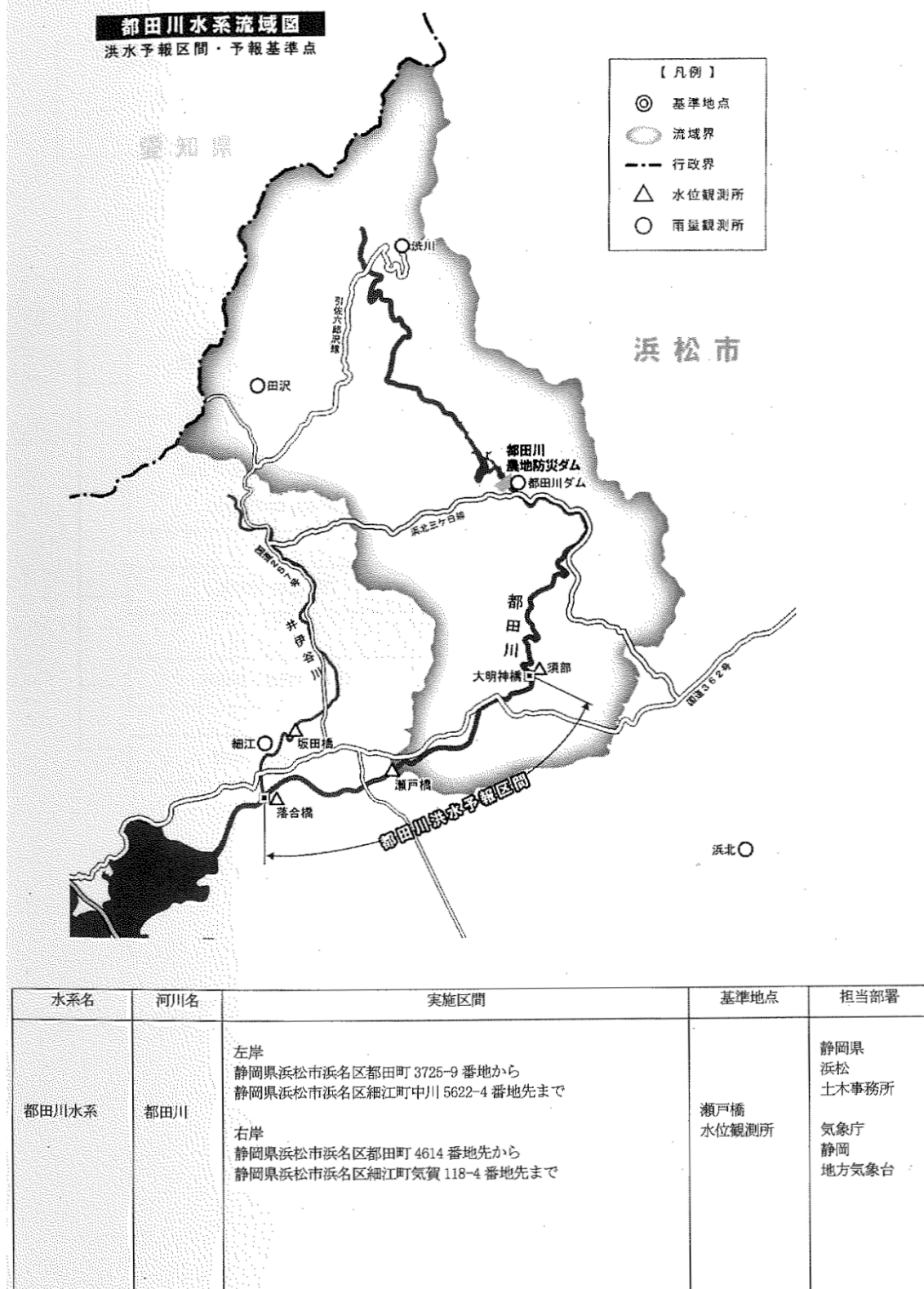
付表4 情報システム障害時に交換するデータ

- （1） 静岡地方気象台から浜松土木事務所に通報するもの
 - ア 静岡県遠州南に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前2時間実況、2時間先までの特別予報）
都田川 瀬戸橋水位観測所
- （2） 浜松土木事務所から静岡地方気象台に通報するもの
 - ア 付表1（2）における観測所の雨量（前1時間実況）
 - イ 付表1（3）における観測所水位（実況）

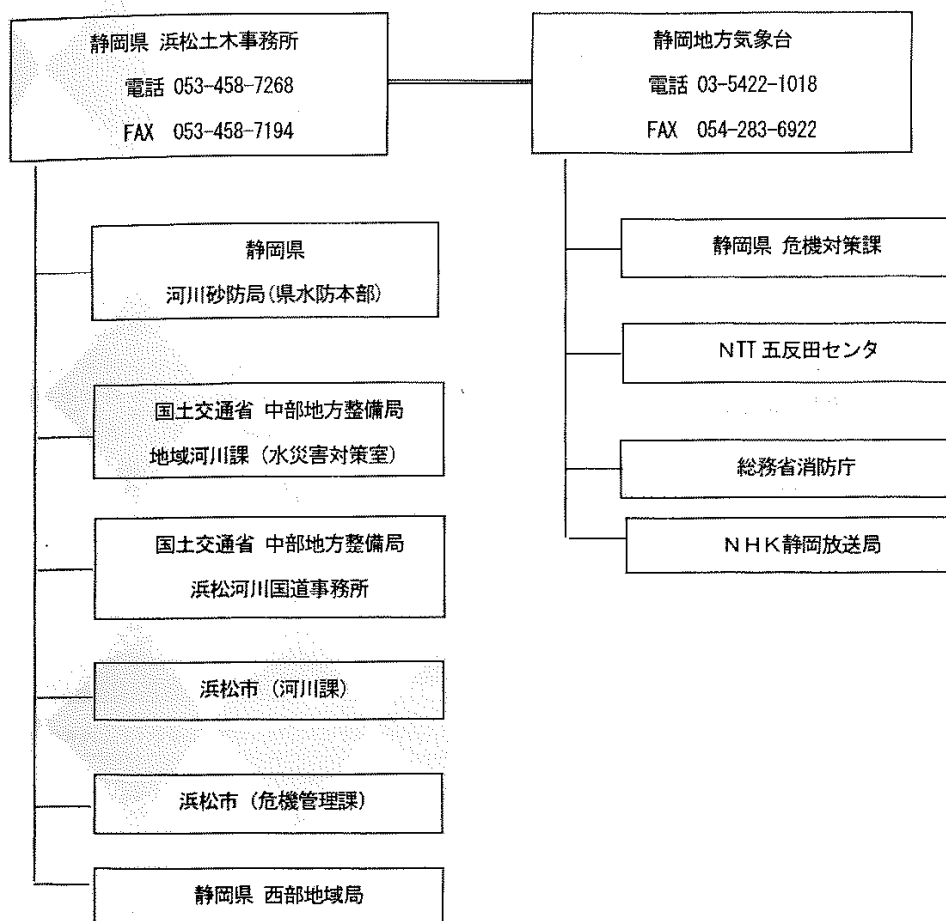
付表5 代行作業担当官署の連絡先

代行作業担当官署	連絡先
静岡県 土木防災課	防災班長（連絡責任者） 電話：０５４－２２１－３２５９ FAX：０５４－２２１－３２６０
名古屋地方気象台	観測予報管理官（連絡責任者） 電話：０５２－７５１－５３５１ FAX：０５２－７５１－４６４２

付図1 雨量・水位観測所配置図



付図2 伝達系統図



付図3 洪水予報の発表形式イメージ (PDF 形式)

正規

〇〇〇〇 かわ 〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)

〇 〇 川 洪 水 予 報 第 〇 号
 令 和 〇 〇 年 〇 月 〇 日 〇 〇 時 〇 〇 分
 〇 〇 土 木 事 務 所 ・ 〇 〇 地 方 気 象 台 共 同 発 表

(見出し)

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所(△△市)では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

(警戒レベル相当情報早見表)

〇〇川氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)			
新着・更新	新着・更新	更新	
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	対象河川	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル()相当	4	3
	現況水位	4 (レベル4水位超過)	3 (レベル3水位超過)
更新 更新	予測水位		
	〇〇市	4	-
	△△市	4	3
	〇〇町	-	3

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。

警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

(雨量)

多いところでは1時間に00ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
〇〇 (〇〇市)	警戒レベル4相当	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							
基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
△△ (△△市)	警戒レベル3相当	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
	氾濫危険水位 X.XX m							
	避難判断水位 X.XX m							
	氾濫注意水位 X.XX m							
	ゼロ点高 EL=X.XX m							

・ゼロ点高に関する解説 XXXXXXXXXXXXX

(参考)

(受け持ち区間)

基準観測所	〇〇 水位観測所	△△ 水位観測所	
	〇〇市	△△市	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から 〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から △△地区まで 左岸 △△市△△地区から △△地区まで	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報 洪水予報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



イメージ



今後の雨（解析雨量、
降水短時間予報）



イメージ



川の防災情報
洪水予報画面



イメージ



水害リスクライン



イメージ



浸水ナビ

問い合わせ先

水位関係：〇〇県 〇〇土木事務所 電話：XXX-XXX-XXXX
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX

令和7年度静岡県水防協議会委員・幹事及び水防関係事務所長名簿

(令和8年 2月末 時点)

区 分	氏 名	職 業
会 長	鈴 木 康 友	静岡県知事
委 員	石 井 源 一	一般社団法人静岡県建設業協会長
〃	伊 藤 麻 衣	日本放送協会静岡放送局放送部気象キャスター
〃	河 村 加 津 栄	島田市消防団分団長
〃	鈴 木 攻 祐	陸上自衛隊第34普通科連隊長
〃	豊 岡 武 士	静岡県市長会会長（三島市長）
〃	二 宮 徹	日本放送協会静岡放送局長
〃	原 田 博 子	しずおか子育て防災ネットワーク代表
〃	番 匠 俊 行	NTT西日本株式会社静岡支店長
〃	松 本 美 紀	静岡理工科大学准教授
〃	村 松 悦 子	静岡県介護支援専門員協会災害対策委員
〃	望 月 真	中部電力株式会社静岡水力センター所長
〃	森 本 輝	国土交通省中部地方整備局長
〃	八 木 瑞 生	静岡県警察本部警備部長
〃	山 本 佳 緒 里	静岡地方気象台長
〃	吉 川 慶 子	静岡県保育士会顧問

(五十音順)

区 分	氏 名	職 業
幹 事	齋 藤 耕 司	静岡県危機管理部長兼危機管理監代理
〃	高 梨 記 成	静岡県交通基盤部長
〃	大 石 昌 宏	静岡県交通基盤部部長代理
〃	羽 田 充 明	静岡県交通基盤部理事（土木技術担当）
	野 津 隆 太	静岡県交通基盤部理事（県土強靱化推進担当）
	北 堀 健 二	静岡県交通基盤部理事（交通ネットワーク担当）
〃	飯 田 温	静岡県交通基盤部理事（都市政策推進担当）
〃	望 月 嘉 徳	静岡県交通基盤部理事（防災技術担当）
〃	柴 浩 行	静岡県交通基盤部政策管理局長
〃	萩 原 昭 人	静岡県交通基盤部理事兼建設経済局長
〃	山 梨 義 之	静岡県交通基盤部道路局長
〃	山 田 真 史	静岡県交通基盤部河川砂防局長
〃	戸 谷 洋 子	静岡県交通基盤部港湾局長
〃	海 野 智 之	静岡県交通基盤部都市局長
〃	岩 崎 康 正	静岡県経済産業部農地局長
水 防 関 係 長	草 野 真 史	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所長
〃	藤 浪 武 志	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所長
〃	白 井 宏 明	国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所長
〃	川 嶋 浩 一	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長
〃	青 木 克 裕	静岡県賀茂地域局長
〃	市 川 顯	静岡県東部地域局長
〃	吉 良 光 陽	静岡県中部地域局長
〃	高 橋 良 和	静岡県西部地域局長
水 防 区 長	菅 沼 忠 嗣	静岡県下田土木事務所長
〃	西 原 宏 昌	静岡県熱海土木事務所長
〃	望 月 靖 之	静岡県沼津土木事務所長
〃	佐 藤 雅 史	静岡県富士土木事務所長
〃	伊 東 信 幸	静岡県静岡土木事務所長
〃	沼 野 克 史	静岡県島田土木事務所長
〃	榊 原 正 彦	静岡県袋井土木事務所長
〃	市 野 智 一	静岡県浜松土木事務所長

令和8年度静岡県水防協議会委員・幹事及び水防関係事務所長名簿

(令和8年 4月 1日 現在)

区 分	氏 名	職 業
会 長	鈴 木 康 友	静岡県知事
委 員	石 井 源 一	一般社団法人静岡県建設業協会長
〃	伊 藤 麻 衣	日本放送協会静岡放送局放送部気象キャスター
〃	河 村 加 津 栄	島田市消防団分団長
〃	鈴 木 攻 祐	陸上自衛隊第34普通科連隊長
〃	豊 岡 武 士	静岡県市長会会長（三島市長）
〃	二 宮 徹	日本放送協会静岡放送局長
〃	原 田 博 子	しずおか子育て防災ネットワーク代表
〃	番 匠 俊 行	NTT西日本株式会社静岡支店長
〃	松 本 美 紀	静岡理工科大学准教授
〃	村 松 悦 子	静岡県介護支援専門員協会災害対策委員
〃	望 月 真	中部電力株式会社静岡水力センター所長
〃	森 本 輝	国土交通省中部地方整備局長
〃	八 木 瑞 生	静岡県警察本部警備部長
〃	山 本 佳 緒 里	静岡地方気象台長
〃	吉 川 慶 子	静岡県保育士会顧問

区 分	氏 名	職 業
幹 事		静岡県危機管理部長兼危機管理監代理
〃		静岡県交通基盤部長
〃		静岡県交通基盤部部長代理
〃		静岡県交通基盤部理事（土木技術担当）
〃		静岡県交通基盤部理事（都市政策推進担当）
〃		静岡県交通基盤部理事（防災技術担当）
〃		静岡県交通基盤部政策管理局長
〃		静岡県交通基盤部理事兼建設経済局長
〃		静岡県交通基盤部道路局長
〃		静岡県交通基盤部河川砂防局長
〃		静岡県交通基盤部港湾局長
〃		静岡県交通基盤部都市局長
〃		静岡県経済産業部農地局長
水 防 関 係 係 長		国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所長
〃		国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所長
〃		国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所長
〃		国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長
〃		静岡県賀茂地域局長
〃		静岡県東部地域局長
〃		静岡県中部地域局長
〃		静岡県西部地域局長
水 防 区 長		静岡県下田土木事務所長
〃		静岡県熱海土木事務所長
〃		静岡県沼津土木事務所長
〃		静岡県富士土木事務所長
〃		静岡県静岡土木事務所長
〃		静岡県島田土木事務所長
〃		静岡県袋井土木事務所長
〃		静岡県浜松土木事務所長